大飯発電所原子炉施設保安規定

２０２３年５月

関西電力株式会社

大飯発電所原子炉施設保安規定目次

第１編

運転段階の発電用原子炉施設編
（３号炉および４号炉に係る保安措置）

第１章　総　則

第　１　条　　目　　的
第　２　条　　基本方針
第２条の２　　関係法令および本規定の遵守

第２章　品質保証

第　３　条　　品質マネジメントシステム計画

第３章　保安管理体制

第１節　組織および職務
第　４　条　　保安に関する組織
第　５　条　　保安に関する職務

第２節　原子力発電安全委員会および原子力発電安全運営委員会
第　６　条　　原子力発電安全委員会
第　７　条　　削除
第　８　条　　原子力発電安全運営委員会

第３節　主任技術者
第　９　条　　原子炉主任技術者の選任
第　９　条の２　　電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の選任
第　１０　条　　原子炉主任技術者の職務等
第　１０　条の２　　電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等

第４節　削除
　第　１１　条　　削除

第４章　運転管理

第１節　通　則
　第　１２　条　　構成および定義
　第１２条の２　　原子炉の運転期間
　第　１３　条　　運転員等の確保
　第　１３　条の２　運転管理業務
　第　１４　条　　巡視点検
　第　１５　条　　運転管理に関する社内標準の作成
　第　１６　条　　引　　継
　第　１７　条　　原子炉起動前の確認事項
　第　１８　条　　火災発生時の体制の整備
　第１８条の２　　内部溢水発生時の体制の整備
　第１８条の２の２　火山影響等発生時の体制の整備
　第１８条の３　　その他自然災害発生時等の体制の整備
　第１８条の３の２　有毒ガス発生時の体制の整備
　第１８条の４　　資機材等の整備
　第１８条の５　　重大事故等発生時の体制の整備
　第１８条の６　　大規模損壊発生時の体制の整備

第２節　運転上の留意事項
　第　１９　条　　水質管理
　第１９条の２　　原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁管理

第３節　運転上の制限
　第　２０　条　　停止余裕
　第　２１　条　　臨界ボロン濃度
　第　２２　条　　減速材温度係数
　第　２３　条　　制御棒動作機能
　第　２４　条　　制御棒の挿入限界
　第　２５　条　　制御棒位置指示
　第　２６　条　　炉物理検査　－モード１－
　第　２７　条　　炉物理検査　－モード２－
　第　２８　条　　化学体積制御系（ほう酸濃縮機能）
　第　２９　条　　原子炉熱出力
　第　３０　条　　熱流束熱水路係数（$F_Q(Z)$）

第　３１　条　　核的エンタルピ上昇熱水路係数（$F^{N}_{\triangle H}$）
第　３２　条　　軸方向中性子束出力偏差
第　３３　条　　1/4 炉心出力偏差
第　３４　条　　計測および制御設備
第　３５　条　　ＤＮＢ比
第　３６　条　　１次冷却材の温度・圧力および１次冷却材温度変化率
第　３７　条　　１次冷却系　－モード３－
第　３８　条　　１次冷却系　－モード４－
第　３９　条　　１次冷却系　－モード５（１次冷却系満水）－
第　４０　条　　１次冷却系　－モード５（１次冷却系非満水）－
第　４１　条　　１次冷却系　－モード６（キャビティ高水位）－
第　４２　条　　１次冷却系　－モード６（キャビティ低水位）－
第　４３　条　　加圧器
第　４４　条　　加圧器安全弁
第　４５　条　　加圧器逃がし弁
第　４６　条　　低温過加圧防護
第　４７　条　　１次冷却材漏えい率
第　４８　条　　蒸気発生器細管漏えい監視
第　４９　条　　余熱除去系への漏えい監視
第　５０　条　　１次冷却材中のよう素１３１濃度
第　５１　条　　蓄圧タンク
第　５２　条　　非常用炉心冷却系　－モード１、２および３－
第　５３　条　　非常用炉心冷却系　－モード４－
第　５４　条　　燃料取替用水ピット
第　５５　条　　削除
第　５６　条　　原子炉格納容器
第　５７　条　　削除
第　５８　条　　削除
第　５９　条　　削除
第　６０　条　　削除
第　６１　条　　削除
第　６２　条　　削除
第　６３　条　　削除
第　６４　条　　原子炉格納容器スプレイ系
第　６５　条　　アニュラス空気浄化系
第　６６　条　　アニュラス
第　６７　条　　主蒸気安全弁
第　６８　条　　主蒸気隔離弁
第　６９　条　　主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁
第　７０　条　　主蒸気逃がし弁

第 ７１ 条　　補助給水系
第 ７２ 条　　復水ピット
第 ７３ 条　　原子炉補機冷却水系
第 ７４ 条　　原子炉補機冷却海水系
第 ７５ 条　　制御用空気系
第 ７６ 条　　中央制御室非常用循環系
第 ７７ 条　　安全補機室空気浄化系
第 ７８ 条　　外部電源
第 ７９ 条　　ディーゼル発電機　－モード１、２、３および４－
第 ８０ 条　　ディーゼル発電機　－モード１、２、３および４以外－
第 ８１ 条　　ディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気
第 ８２ 条　　非常用直流電源　－モード１、２、３および４－
第 ８３ 条　　非常用直流電源　－モード５、６および照射済燃料移動中－
第 ８４ 条　　所内非常用母線　－モード１、２、３および４－
第 ８５ 条　　所内非常用母線　－モード５、６および照射済燃料移動中－
第 ８６ 条　　１次冷却材中のほう素濃度　－モード６－
第 ８７ 条　　原子炉キャビティ水位
第 ８８ 条　　原子炉格納容器貫通部
第 ８９ 条　　使用済燃料ピットの水位および水温
第 ９０ 条　　重大事故等対処設備
第９０条の２　　特重施設を構成する設備
第 ９１ 条　　１次冷却系の耐圧・漏えい検査の実施
第９１条の２　　安全注入系逆止弁漏えい検査の実施
第 ９２ 条　　運転上の制限の確認
第 ９３ 条　　運転上の制限を満足しない場合
第 ９４ 条　　予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合
第 ９５ 条　　運転上の制限に関する記録

第４節　異常時の措置
第 ９６ 条　　異常時の基本的な対応
第 ９７ 条　　異常時の措置
第 ９８ 条　　異常収束後の措置

第５章　燃料管理

第 ９９ 条　　新燃料の運搬
第１００条　　新燃料の貯蔵
第１０１条　　燃料の検査
第１０２条　　燃料の取替等
第１０３条　　使用済燃料の貯蔵
第１０４条　　使用済燃料の運搬

第６章　放射性廃棄物管理

第１０５条　　放射性廃棄物管理に係る基本方針
第１０５条の２　　放射性固体廃棄物の管理
第１０５条の３　　放射性廃棄物でない廃棄物の管理
第１０５条の４　　事故由来放射性物質の降下物の影響確認
第１０５条の５　　輸入廃棄物の管理
第１０６条　　放射性液体廃棄物の管理
第１０７条　　放射性気体廃棄物の管理
第１０８条　　放出管理用計測器の管理
第１０９条　　頻度の定義

第７章　放射線管理

第１節　基本方針
第１１０条　　放射線管理に係る基本方針

第１節の２　区域管理
第１１０条の２　　管理区域の設定・解除
第１１１条　　管理区域内における区域区分
第１１２条　　管理区域内における特別措置
第１１３条　　管理区域への出入管理
第１１４条　　管理区域出入者の遵守事項
第１１５条　　保全区域
第１１６条　　周辺監視区域

第２節　被ばく管理
第１１７条　　放射線業務従事者の線量管理等
第１１８条　　床・壁等の除染

第３節　外部放射線に係る線量当量率等の測定第
第１１９条　外部放射線に係る線量当量率等の測定
第１１９条の２　平常時の環境放射線モニタリング
第１２０条　放射線計測器類の管理

第４節　物品移動の管理
第１２１条　管理区域外等への搬出および運搬
第１２２条　発電所外への運搬

第５節　請負会社の放射線防護
第１２３条　請負会社の放射線防護

第６節　その他
第１２４条　頻度の定義

第８章　施設管理

第１２５条　施設管理計画
第１２５条の２　設計管理
第１２５条の３　作業管理
第１２５条の４　使用前事業者検査の実施
第１２５条の５　定期事業者検査の実施
第１２５条の６　原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期施設管理方針

第９章　非常時の措置

第１２６条　原子力防災組織
第１２７条　原子力防災要員
第１２７条の２　緊急作業従事者の選定
第１２８条　原子力防災資機材等の整備
第１２９条　通報経路
第１３０条　原子力防災訓練
第１３１条　通　　報
第１３２条　原子力防災体制等の発令
第１３３条　応急措置
第１３４条　緊急時における活動

第１３４条の２　　緊急作業従事者の線量管理等
第１３５条　　原子力防災体制等の解除

第１０章　保安教育

第１３６条　　所員への保安教育
第１３７条　　請負会社従業員への保安教育

第１１章　記録および報告

第１３８条　　記　　録
第１３９条　　報　　告

第２編

廃止措置段階の発電用原子炉施設編
（１号炉および２号炉に係る保安措置）

第１章　総　則

第１４０条　　目　　的
第１４１条　　基本方針
第１４２条　　削除
第１４３条　　関係法令および本規定の遵守

第２章　品質保証

第１４４条　　品質マネジメントシステム計画

第３章　保安管理体制

第１節　組織および職務
第１４５条　　保安に関する組織
第１４６条　　保安に関する職務

第２節　原子力発電安全委員会および原子力発電安全運営委員会
第１４７条　　原子力発電安全委員会
第１４８条　　原子力発電安全運営委員会

第３節　廃止措置主任者
第１４９条　　廃止措置主任者の選任
第１５０条　　廃止措置主任者の職務等

第４章　廃止措置管理

第１節　通　則

第１５１条　構成および定義
第１５２条　運転員の確保
第１５２条の２　運転管理業務
第１５３条　巡視
第１５４条　廃止措置管理に関する社内標準の作成
第１５５条　引　　継
第１５６条　原子炉の運転停止に関する恒久的な措置
第１５７条　地震・火災等発生時の措置
第１５８条　電源機能喪失時等の体制の整備

第２節　廃止措置管理

第１５９条　安全貯蔵措置
第１６０条　工事の計画および実施
第１６１条　工事完了の報告

第３節　施設運用上の基準

第１６２条　使用済燃料ピットの水温
第１６３条　施設運用上の基準の確認
第１６４条　施設運用上の基準を満足しない場合
第１６５条　施設運用上の基準に関する記録

第５章　燃料管理

第１６６条　新燃料の運搬
第１６７条　新燃料の貯蔵
第１６８条　使用済燃料の貯蔵
第１６９条　使用済燃料の運搬

第６章　放射性廃棄物管理

第１７０条　　放射性廃棄物管理に係る基本方針
第１７０条の２　放射性固体廃棄物の管理
第１７０条の３　放射能濃度確認対象物の管理
第１７１条　　放射性廃棄物でない廃棄物の管理
第１７２条　　事故由来放射性物質の降下物の影響確認
第１７２条の２　輸入廃棄物の管理
第１７３条　　放射性液体廃棄物の管理
第１７４条　　放射性気体廃棄物の管理
第１７５条　　放出管理用計測器の管理
第１７６条　　頻度の定義

第７章　放射線管理

第１節　基本方針

第１７７条　　放射線管理に係る基本方針

第１節の２　区域管理

第１７７条の２　管理区域の設定・解除
第１７８条　　管理区域内における区域区分
第１７９条　　管理区域内における特別措置
第１８０条　　管理区域への出入管理
第１８１条　　管理区域出入者の遵守事項
第１８２条　　保全区域
第１８３条　　周辺監視区域

第２節　被ばく管理

第１８４条　　放射線業務従事者の線量管理等
第１８５条　　床・壁等の除染

第３節　外部放射線に係る線量当量率等の測定

第１８６条　　外部放射線に係る線量等量率等の測定
第１８６条の２　平常時の環境放射線モニタリング
第１８７条　　放射線計測器類の管理

第４節　物品移動の管理

第１８８条　　管理区域外等への搬出および運搬
第１８９条　　発電所外への運搬

第５節　請負会社の放射線防護
第１９０条　請負会社の放射線防護

第６節　その他
第１９１条　頻度の定義

第８章　施設管理

第１９２条　施設管理計画
第１９２条の２　設計管理
第１９２条の３　作業管理
第１９２条の４　使用前事業者検査の実施
第１９２条の５　定期事業者検査の実施
第１９３条　削　除

第９章　非常時の措置

第１９４条　原子力防災組織
第１９５条　原子力防災要員
第１９６条　緊急作業従事者の選定
第１９７条　原子力防災資機材等の整備
第１９８条　通報経路
第１９９条　原子力防災訓練
第２００条　通　　報
第２０１条　原子力防災体制等の発令
第２０２条　応急措置
第２０３条　緊急時における活動
第２０４条　緊急作業従事者の線量管理等
第２０５条　原子力防災体制等の解除

第１０章　保安教育

第２０６条　所員への保安教育
第２０７条　請負会社従業員への保安教育

第１１章　記録および報告

第２０８条　　記　　録
第２０９条　　報　　告

附　則

添　付

（第１編　運転段階の発電用原子炉施設編）

添付１	異常時の運転操作基準（第９７条関連）
添付２	火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準（第１８条、第１８条の２、第１８条の２の２、第１８条の３および第１８条の３の２関連）
添付３	重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準（第１８条の５および第１８条の６関連）
添付４	管理区域図（第１１０条の２および第１１１条関連）
添付５	保全区域図（第１１５条関連）
添付６	長期施設管理方針（第１２５条の６関連）

（第２編　廃止措置段階の発電用原子炉施設編）

添付７	管理区域図（第１７７条の２および第１７８条関連）
添付８	保全区域図（第１８２条関連）

第４章（運転管理）における枠囲みの範囲、添付４および添付７（管理区域図）ならびに添付５および添付８（保全区域図）については、機密に係る事項ですので、公開することはできません。

第１編

運転段階の発電用原子炉施設編
（３号炉および４号炉に係る保安措置）

運転段階とは、発電用原子炉施設の運転を始める前に、新燃料を搬入する時点から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第４３条の３の３４第２項の規定に基づき認可を受け、廃止措置を実施する前までの段階をいう。

第１章　総　則

（目　的）

第　１　条　この規定第１編（第１編において、以下「本編」という。）は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下、「原子炉等規制法」という。）第４３条の３の２４第１項の規定に基づき、運転段階の大飯発電所３号炉および４号炉原子炉施設（本編において、以下、「原子炉施設」という。）の保安のために必要な措置（本編において、以下、「保安活動」という。）を定め、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物（以下、「核燃料物質等」という。）または発電用原子炉（以下、「原子炉」という。）による災害の防止を図ることを目的とする。

（基本方針）

第　２　条　大飯発電所（以下、「発電所」という。）における保安活動は、安全文化を基礎とし、放射線および放射性物質の放出による従業員および公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、適切な品質保証活動に基づき実施する。

（関係法令および本規定の遵守）

第２条の２　第３条に基づく保安活動を実施するにあたり、関係法令および本規定を遵守すること（以下、本条において「コンプライアンス」という。）を確実にするため、コンプライアンス意識の向上のための活動を以下のとおり実施する。

２．社長は、以下の事項を実施する。

(1) コンプライアンスを確実にするための方針を定める。また、必要に応じてその見直しを行う。

(2) 原子力事業本部長を指揮し、次項(2)の評価結果について報告を受け、必要な指示を行う。

３．原子力事業本部長は、前項(1)の方針に基づき、次の各号に従い、コンプライアンス意識の向上のための活動を統括する。また、原子力部門コンプライアンス推進委員会を設置し、コンプライアンス意識の向上のための活動を実施させる。

(1) コンプライアンス意識の向上のための活動の計画を毎年度策定し、必要に応じてその見直しを行う。また、第４条（保安に関する組織）の組織にその活動を実施させる。

(2) (1)に定めた計画の実施状況を評価する。

(3) (1)に定めた計画に基づき、(2)の評価結果を社長に報告し、社長からの指示を受ける。

(4) (2)の評価結果と(3)の社長からの指示を計画に反映する。

４．第４条（保安に関する組織）の組織は、第３項の計画に基づき、コンプライアンス意識の向上のための活動を実施する。

第２章　品質保証

（品質マネジメントシステム計画）

第　３　条　保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。

１．目的

本品質マネジメントシステム計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」および「同規則の解釈」（以下、「品管規則」という。）に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。

２．適用範囲

本品質マネジメントシステム計画は、発電所の保安活動に適用する。

３．定義

本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるものの他品管規則に従う。

⑴ 原子炉施設

原子炉等規制法第４３条の３の５第２項第５号に規定する発電用原子炉施設をいう。

⑵ ニューシア

原子力施設の事故もしくは故障等の情報または信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故および故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース（原子力施設情報公開ライブラリー）のことをいう。

⑶ ＰＷＲ事業者連絡会

国内ＰＷＲ（加圧水型軽水炉）プラントの安全安定運転のために、ＰＷＲプラントを所有する国内電力会社と国内ＰＷＲプラントメーカの間で必要な技術検討の実施および技術情報を共有するための連絡会のことをいう（以下、本条および第１２５条において同じ）。

４．品質マネジメントシステム

４．１ 品質マネジメントシステムに係る要求事項

⑴ 原子力部門（第４条　図４に示す組織すべてをいう。以下、本編において同じ。）は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持する（保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。）ため、その改善を継続的に行う（品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当

該システムの改善を継続的に行うことをいう）。

(2) 原子力部門は、保安活動の重要度（事故が発生した場合に原子炉施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた、a）、b)および c)に掲げる事項を考慮した原子炉施設における保安活動の管理の重み付けをいう。）に応じて品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮し、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（以下、「重要度分類指針」という。）に基づく重要性に応じて、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度について、表３－２の４．１項に係る社内標準に規定し、グレード分けを行う。

a) 原子炉施設、組織、または個別業務の重要度およびこれらの複雑さの程度

b) 原子炉施設もしくは機器等の品質または保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるものおよびこれらに関連する潜在的影響の大きさ（原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象（故意によるものを除く。）およびそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。）

c) 機器等の故障もしくは通常想定されない事象（設計上考慮していないまたは考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。）の発生または保安活動が不適切に計画され、もしくは実行されたことにより起こり得る影響

(3) 原子力部門は、原子炉施設に適用される関係法令（以下、「関係法令」という。）を明確に認識し、品管規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下、「品質マネジメント文書」という。）に明記する。

(4) 原子力部門は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを原子力部門に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。

a) プロセスの運用に必要な情報および当該プロセスの運用により達成される結果を 4.2.1 b)、c)および d）に示す文書で明確にする。

b) プロセスの順序および相互の関係（原子力部門内のプロセス間の相互関係を含む。）を図３－１に示す。

c) プロセスの運用および管理の実効性の確保に必要な原子力部門の保安活動の状況を示す指標（以下、「保安活動指標」という。）ならびに当該指標に係る判定基準を明確に定める。

なお、保安活動指標には、安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。

d) プロセスの運用ならびに監視および測定（以下、「監視測定」という。）に必要な資源および情報が利用できる体制を確保する（責任および権限の明確化を含む）。

e) プロセスの運用状況を監視測定し分析する。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。

f) プロセスについて、意図した結果を得、および実効性を維持するための措置（プロセスの変更を含む。）を講ずる。

g) プロセスおよび原子力部門の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。

h) 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする。これには、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。

(5) 原子力部門は、健全な安全文化を育成および維持する。これは、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組みを通じて、次の状態を目指していることをいう。

a) 原子力の安全および安全文化の理解が原子力部門全体で共通のものとなっている。

b) 風通しの良い組織文化が形成されている。

c) 要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。

d) 全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。

e) 要員が、常に問いかける姿勢および学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。

f) 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。

g) 安全文化に関する内部監査および自己評価の結果を原子力部門全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。

h) 原子力の安全にはセキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。

(6) 原子力部門は、機器等または個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下、「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。

(7) 原子力部門は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。

４．２ 品質マネジメントシステムの文書化

４．２．１ 一般

原子力部門は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。品質マネジメントシステム文書体系図を図３－２に示す。

a) 品質方針および品質目標

b) 「原子力発電の安全に係る品質保証規程」

c) 品管規則の要求事項に基づき作成する表３－１に示す社内標準、および、品管規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等（以下、「手順書等」という。）

d) 実効性のあるプロセスの計画的な実施および管理がなされるようにするために、原子力部門が必要と決定した表３－２に示す社内標準

４．２．２ 品質マニュアル

原子力部門は、品質マニュアルである「原子力発電の安全に係る品質保証規程」に次に掲げる事項を定める。

a) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項
b) 保安活動の計画、実施、評価および改善に関する事項
c) 品質マネジメントシステムの適用範囲
d) 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報
e) プロセスの相互の関係（図３－１参照）

４．２．３ 文書の管理

(1) 原子力部門は、次の事項を含む、品質マネジメント文書を管理する。

a) 原子力部門として承認されていない文書の使用、または適切ではない変更の防止
b) 文書の組織外への流出等の防止
c) 品質マネジメント文書の発行および改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置ならびに当該発行および改訂を承認した者に関する情報の維持

(2) 原子力部門は、要員が判断および決定をするにあたり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう（文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。）、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた表３－１の４．２．３項に係る社内標準を作成する。

a) 品質マネジメント文書を発行するにあたり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。
b) 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂にあたり、その妥当性を審査し、改訂を承認する（a)と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。）こと。
c) 品質マネジメント文書の審査および評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門（第４条に規定する組織の最小単位をいう。）の要員を参画させること。
d) 品質マネジメント文書の改訂内容および最新の改訂状況を識別できるようにすること。
e) 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合においては、当該文書の適切な制定版または改訂版が利用しやすい体制を確保すること。
f) 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。
g) 原子力部門の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。
h) 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。

４．２．４ 記録の管理

(1) 原子力部門は、品管規則に規定する個別業務等要求事項への適合および品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みや

すく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。

(2) 原子力部門は、(1)の記録の識別、保存、保護、検索、および廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた、表３－１の４．２．４項に係る社内標準を作成する。

５．経営責任者等の責任

５．１ 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ

社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。

a) 品質方針を定めること。
b) 品質目標が定められているようにすること。
c) 要員が、健全な安全文化を育成し、および維持することに貢献できるようにすること（要員が健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整えていることをいう）。
d) ５．６．１に規定するマネジメントレビューを実施すること。
e) 資源が利用できる体制を確保すること。
f) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。
g) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを、要員に認識させること。
h) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位および説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。

５．２ 原子力の安全の確保の重視

社長は、原子力部門の意思決定にあたり、機器等および個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。

５．３ 品質方針

社長は、品質方針（健全な安全文化を育成し、および維持することに関するもの（この場合において、技術的、人的、および組織的要因ならびにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。）を含む。）が次に掲げる事項に適合しているようにする。

a) 原子力部門の目的および状況に対して適切なものであること（組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む）。
b) 要求事項への適合および品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。
c) 品質目標を定め、評価するにあたっての枠組みとなるものであること。
d) 要員に周知され、理解されていること。
e) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。

５．４ 計画

５．４．１ 品質目標

(1) 社長は、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにする。これには、品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。

a) 実施事項
b) 必要な資源
c) 責任者
d) 実施事項の完了時期
e) 結果の評価方法

(2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得る（品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあること）ものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。

(3) 原子力部門は、品質目標に係る事項について、表３－２の５．４項に係る社内標準を確立する。

５．４．２ 品質マネジメントシステムの計画

(1) 社長は、品質マネジメントシステムが４．１の規定に適合するよう、その実施にあたっての計画が策定されているようにする。

(2) 社長は、プロセスおよび組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセスおよび組織の軽微な変更を含む。）を含む、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。

a) 品質マネジメントシステムの変更の目的および当該変更により起こり得る結果（当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析および評価、ならびに当該分析および評価の結果に基づき講じた措置を含む。）
b) 品質マネジメントシステムの実効性の維持
c) 資源の利用可能性
d) 責任および権限の割当て

５．５ 責任、権限およびコミュニケーション

５．５．１ 責任および権限

社長は、第５条、第１０条および第１０条の２に定める責任（担当業務に応じて、原子力部門の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。）および権限ならびに部門相互間の業務の手順（部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務（情報の伝達を含む。）が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。）を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。

５．５．２ 品質マネジメントシステム管理責任者

(1) 社長は、原子力事業本部長を原子力部門（経営監査室を除く。）の品質マネジメントシステム管理責任者として、経営監査室長を経営監査室の品質マネジメントシステム管理責任者として任命する。

(2) 社長は、品質マネジメントシステム管理責任者に、次に掲げる業務に係る責任および権限を与える。

a) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。

b) 品質マネジメントシステムの運用状況およびその改善の必要性について、社長に報告すること。

c) 健全な安全文化を育成し、および維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。

d) 関係法令を遵守すること。

５．５．３ 管理者

(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（品質マニュアルにおいて、管理者として責任および権限を付与されている者、以下、「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任および権限を与える。

なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任および権限は、文書で明確に定める。

a) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。

b) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。

c) 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。

d) 健全な安全文化を育成し、および維持すること。

e) 関係法令を遵守すること。

(2) 管理者は、(1)の責任および権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。

a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。

b) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。

c) 原子力の安全に係る意思決定の理由およびその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。

d) 常に問いかける姿勢および学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。

e) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。

(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価（安全文化についての弱点のある分野および強化すべき分野に係るものを含む。）を、あらかじめ定められた間隔（品質マネジメントシステムの実効性の維持および継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題ならびに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。）で行う。

５．５．４ 組織の内部の情報の伝達

(1) 社長は、原子力部門の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。
(2) 原子力部門は、品質マネジメントシステムの運営に必要となるコミュニケーションが必要に応じて行われる場や仕組みを決め、実行するため、表３－２の５．５．４項に係る社内標準を確立する。

５．６ マネジメントレビュー

５．６．１ 一般

社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価（以下、「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔（品質マネジメントシステムの実効性の維持および継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題ならびに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。）で行う。

５．６．２ マネジメントレビューに用いる情報

原子力部門は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。

a) 内部監査の結果
b) 原子力部門が外部の組織または者から監査、評価を受ける外部監査（安全文化の外部評価を含む。）の結果(外部監査を受けた場合に限る。)、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む、原子力部門の外部の者の意見
c) プロセスの運用状況（JIS Q9001 の「プロセスのパフォーマンスならびに製品およびサービスの適合の状況」および「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。）
d) 使用前事業者検査および定期事業者検査（以下、「使用前事業者検査等」という。）ならびに自主検査等の結果

ここで「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、原子力部門が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験およびこれらに付随するものをいう。

e) 品質目標の達成状況
f) 健全な安全文化の育成および維持の状況（内部監査による安全文化の育成および維持の取組状況に係る評価の結果ならびに管理者による安全文化についての弱点のある分野および強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。）
g) 関係法令の遵守状況
h) 不適合ならびに是正処置および未然防止処置の状況（原子力部門の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）、ならびに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）
i) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置
j) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更

k) 部門または要員からの改善のための提案
l) 資源の妥当性
m) 保安活動の改善のために講じた措置（品質方針に影響を与えるおそれのある原子力部門の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）の実効性

５．６．３ マネジメントレビューの結果を受けて行う措置

(1) 原子力部門は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。
a) 品質マネジメントシステムおよびプロセスの実効性の維持に必要な改善（改善の機会を得て実施される原子力部門の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。）
b) 個別業務に関する計画および個別業務の実施に関連する保安活動の改善
c) 品質マネジメントシステムの実効性の維持および継続的な改善のために必要な資源
d) 健全な安全文化の育成および維持に関する改善（安全文化についての弱点のある分野および強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。）
e) 関係法令の遵守に関する改善

(2) 原子力部門は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。

(3) 原子力部門は、(1)の決定をした事項について、必要な措置を講じる。

６．資源の管理

６．１ 資源の確保

原子力部門は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を表３－２の６．１項、６．２項および７．１項に係る社内標準において明確に定め（本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、原子力部門の内部で保持すべき資源と原子力部門の外部から調達できる資源（組織の外部から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることをいう。）、これを確保し、および管理する。

a) 要員
b) 個別業務に必要な施設、設備、およびサービスの体系（JIS Q9001 の「インフラストラクチャ」をいう。）
c) 作業環境（作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。）
d) その他必要な資源

６．２ 要員の力量の確保および教育訓練

(1) 原子力部門は、個別業務の実施に必要な技能および経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識および技能ならびにそれを適用する能力（以下、「力量」という。また、力量には、原子力部門が必要とする技術的、人的および組織的側面に関する知識を含む。）が実証された者を要員に充てる。

(2) 原子力部門は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、表３－２の５．４項および６．２項に係る社内標準を確立し、次に掲げる業務を行う。

a) 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。
b) 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置（必要な力量を有する要員を新たに配属し、または雇用することを含む。）を講ずること。
c) 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。
d) 要員が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようにすること。
(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献
(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献
(c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性
e) 要員の力量および教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。

７．個別業務に関する計画の策定および個別業務の実施

７．１ 個別業務に必要なプロセスの計画

(1) 原子力部門は、表３－１の４．２．３項および表３－２の７．１項に係る社内標準に基づき、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定する（４．１(2)c)）を考慮して計画を策定することを含む。）とともに、そのプロセスを確立する。

(2) 原子力部門は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性（業務計画を変更する場合の整合性を含む。）を確保する。

(3) 原子力部門は、個別業務に関する計画（以下、「個別業務計画」という。）の策定または変更（プロセスおよび組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセスおよび組織の軽微な変更を含む。）を含む。）を行うにあたり、次に掲げる事項を明確にする。

a) 個別業務計画の策定または変更の目的および当該計画の策定または変更により起こり得る結果（当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析および評価、ならびに当該分析および評価の結果に基づき講じた措置を含む。）
b) 機器等または個別業務に係る品質目標および個別業務等要求事項
c) 機器等または個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書および資源
d) 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認および監視測定ならびにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下、「合否判定基準」という。）
e) 個別業務に必要なプロセスおよび当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録

(4) 原子力部門は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。

７．２ 個別業務等要求事項に関するプロセス

７．２．１ 個別業務等要求事項として明確にすべき事項

原子力部門は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。

a) 原子力部門の外部の者が明示してはいないものの、機器等または個別業務に必要な要求事項

b) 関係法令
c) a)およびb)に掲げるもののほか、原子力部門が必要とする要求事項

７．２．２ 個別業務等要求事項の審査

(1) 原子力部門は、機器等の使用または個別業務の実施にあたり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。

(2) 原子力部門は、個別業務等要求事項の審査を実施するにあたり、次に掲げる事項を確認する。

a) 当該個別業務等要求事項が定められていること。
b) 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。
c) 原子力部門が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。

(3) 原子力部門は、(1)の審査の結果の記録および当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

(4) 原子力部門は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。

７．２．３ 組織の外部の者との情報の伝達等

原子力部門は、原子力部門の外部の者からの情報の収集および原子力部門の外部の者への情報の伝達のために、次の事項を含む、実効性のある方法を表３－２の７．２．３項に係る社内標準で明確に定め、これを実施する。

a) 原子力部門の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法
b) 予期せぬ事態における原子力部門の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法
c) 原子力の安全に関連する必要な情報を原子力部門の外部の者に確実に提供する方法
d) 原子力の安全に関連する原子力部門の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法

７．３ 設計開発

原子力部門は、表３－２の７．３項に係る社内標準を確立し、次の事項を実施する。

７．３．１ 設計開発計画

(1) 原子力部門は、設計開発（専ら原子炉施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下、「設計開発計画」という。）を策定する（不適合および予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動（４．１(2)c)の事項を考慮して行うものを含む。）を行うことを含む。）とともに、設計開発を管理する。

この設計開発には、設備、施設、ソフトウェアおよび手順書等に関する設計開発を含む。この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う。

(2) 原子力部門は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。

a) 設計開発の性質、期間および複雑さの程度

b) 設計開発の各段階における適切な審査、検証および妥当性確認の方法ならびに管理体制
c) 設計開発に係る部門および要員の責任および権限
d) 設計開発に必要な原子力部門の内部および外部の資源

(3) 原子力部門は、実効性のある情報の伝達ならびに責任および権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。

(4) 原子力部門は、(1)により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。

７．３．２ 設計開発に用いる情報

(1) 原子力部門は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。

a) 機能および性能に係る要求事項
b) 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの
c) 関係法令
d) その他設計開発に必要な要求事項

(2) 原子力部門は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。

７．３．３ 設計開発の結果に係る情報

(1) 原子力部門は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。

(2) 原子力部門は、設計開発の次の段階のプロセスに進むにあたり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。

(3) 原子力部門は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。

a) 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。
b) 調達、機器等の使用および個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。
c) 合否判定基準を含むものであること。
d) 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。

７．３．４ 設計開発レビュー

(1) 原子力部門は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下、「設計開発レビュー」という。）を実施する。

a) 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。
b) 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。

(2) 原子力部門は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者および当該設計開発に係る専門家を参加させる。

(3) 原子力部門は、設計開発レビューの結果の記録および当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

７．３．５ 設計開発の検証

(1) 原子力部門は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する（設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む）。

(2) 原子力部門は、設計開発の検証の結果の記録、および当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

(3) 原子力部門は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。

７．３．６ 設計開発の妥当性確認

(1) 原子力部門は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認（以下、「設計開発妥当性確認」という。）を実施する（機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む）。

(2) 原子力部門は、機器等の使用または個別業務の実施にあたり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。

(3) 原子力部門は、設計開発妥当性確認の結果の記録および当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

７．３．７ 設計開発の変更の管理

(1) 原子力部門は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。

(2) 原子力部門は、設計開発の変更を行うにあたり、あらかじめ、審査、検証および妥当性確認を行い、変更を承認する。

(3) 原子力部門は、設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が原子炉施設に及ぼす影響の評価（当該原子炉施設を構成する材料または部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。

(4) 原子力部門は、(2)の審査、検証および妥当性確認の結果の記録およびその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

７．４ 調達

原子力部門は、表３－２の７．４項に係る社内標準を確立し、次の事項を実施する。

７．４．１ 調達プロセス

(1) 原子力部門は、調達する物品または役務（以下、「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下、「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。

(2) 原子力部門は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者および調達物品等に適用される管理の方法（調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法（機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法 ）をいう。）

および程度を定める。ここで、管理の方法および程度には、力量を有する者を原子力部門の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。なお、この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法および程度を定める。

(3) 原子力部門は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。

(4) 原子力部門は、調達物品等の供給者の評価および選定に係る判定基準を定める。

(5) 原子力部門は、(3)の評価の結果の記録および当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

(6) 原子力部門は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持または運用に必要な技術情報（原子炉施設の保安に係るものに限る。）の取得および当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。

７．４．２ 調達物品等要求事項

(1) 原子力部門は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。

a) 調達物品等の供給者の業務のプロセスおよび設備に係る要求事項

b) 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項

c) 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項

d) 調達物品等の不適合の報告（偽造品または模造品等の報告を含む。）および処理に係る要求事項

e) 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、および維持するために必要な要求事項

f) 一般産業用工業品を機器等に使用するにあたっての評価に必要な要求事項

g) その他調達物品等に必要な要求事項

(2) 原子力部門は、調達物品等要求事項として、原子力部門が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。

(3) 原子力部門は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するにあたり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。

(4) 原子力部門は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。

７．４．３ 調達物品等の検証

(1) 原子力部門は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。

(2) 原子力部門は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領および調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。

７．５ 個別業務の管理

７．５．１ 個別業務の管理

原子力部門は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。

a) 原子炉施設の保安のために必要な情報（保安のために使用する機器等または実施する個別業務の特性、および、当該機器等の使用または個別業務の実施により達成すべき結果を含む。）が利用できる体制にあること。

b) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。

c) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。

d) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。

e) ８．２．３項に基づき監視測定を実施していること。

f) 本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。

７．５．２ 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認

(1) 原子力部門は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。）においては、妥当性確認を行う。

(2) 原子力部門は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。

(3) 原子力部門は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。

(4) 原子力部門は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にする。

a) 当該プロセスの審査および承認のための判定基準

b) 妥当性確認に用いる設備の承認および要員の力量を確認する方法

c) 妥当性確認（対象となる個別業務計画の変更時の再確認および一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。）の方法

７．５．３ 識別管理およびトレーサビリティの確保

(1) 原子力部門は、個別業務計画および個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等および個別業務の状態を識別し、管理する。

(2) 原子力部門は、トレーサビリティ（機器等の使用または個別業務の実施に係る履歴、適用または所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等または個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。

７．５．４ 組織の外部の者の物品

原子力部門は、原子力部門の外部の者の物品（JIS Q9001 の「顧客または外部提供者の所有物」をいう。）を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。

７．５．５ 調達物品の管理

(1) 原子力部門は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管および保護を含む。）する。

(2) 原子力部門は、調達物品の管理に係る事項について、表３－２の７．５．５項に係る社内標準を確立する。

７．６ 監視測定のための設備の管理

(1) 原子力部門は、機器等または個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定および当該監視測定のための設備を表３－２の７．１項、７．６項、および８．２．４項に係る社内標準において明確に定める。

(2) 原子力部門は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法を、表３－２の７．１項に係る社内標準において確立し、実施する。

(3) 原子力部門は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。

a) あらかじめ定められた間隔（７．１(1)に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。）で、または使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正または検証の根拠について記録する方法）により校正または検証がなされていること。

b) 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。

c) 所要の調整がなされていること。

d) 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。

e) 取扱い、維持および保管の間、損傷および劣化から保護されていること。

(4) 原子力部門は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。

(5) 原子力部門は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備および(4)の不適合により影響を受けた機器等または個別業務について、適切な措置を講じる。

(6) 原子力部門は、監視測定のための設備の校正および検証の結果の記録を作成し、これを管理する。

(7) 原子力部門は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用にあたり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。

８．評価および改善

８．１ 監視測定、分析、評価および改善

(1) 原子力部門は、監視測定、分析、評価および改善に係るプロセス（取り組むべき改善に関係する部門の管理者等の要員を含め、原子力部門が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。）を計画し、実施する。

(2) 原子力部門は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする（要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう）。

８．２ 監視および測定

８．２．１ 組織の外部の者の意見

(1) 原子力部門は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する原子力部門の外部の者の意見を把握する。

(2) 原子力部門は、(1)の意見の把握および当該意見の反映に係る方法を表３－２の８．２．１項に係る社内標準に定める。

８．２．２ 内部監査

(1) 原子力部門は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。

a) 本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項

b) 実効性のある実施および実効性の維持

(2) 原子力部門は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法および責任を定める。

(3) 原子力部門は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域（以下、「領域」という。）の状態および重要性ならびに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画（以下、「内部監査実施計画」という。）を策定し、および実施することにより、内部監査の実効性を維持する。

(4) 原子力部門は、内部監査を行う要員（以下、「内部監査員」という。）の選定および内部監査の実施においては、客観性および公平性を確保する。

(5) 原子力部門は、内部監査員または管理者に自らの個別業務または管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。

(6) 原子力部門は、内部監査実施計画の策定および実施ならびに内部監査結果の報告ならびに記録の作成および管理について、その責任および権限（必要に応じ、内部監査員または内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。）ならびに内部監査に係る要求事項を、表３－１の８．２．２項に係る社内標準に定める。

(7) 原子力部門は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。

(8) 原子力部門は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置および是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。

８．２．３ プロセスの監視測定

(1) 原子力部門は、プロセスの監視測定（対象には、機器等および保安活動に係る不適合についての弱点のある分野および強化すべき分野等に関する情報を含む。）を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。

監視測定の方法には次の事項を含む。

a) 監視測定の実施時期

b) 監視測定の結果の分析および評価の方法ならびに時期

(2) 原子力部門は、(1)の監視測定の実施にあたり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。
(3) 原子力部門は、(1)の方法により、プロセスが５．４．２(1)および７．１(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。
(4) 原子力部門は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。
(5) 原子力部門は、５．４．２(1)および７．１(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合または当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。

８．２．４ 機器等の検査等

(1) 原子力部門は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等または自主検査等を実施する。
ここで「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、原子力部門が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験およびこれらに付随するものをいう。
(2) 原子力部門は、使用前事業者検査等または自主検査等の結果に係る記録（必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。）を作成し、これを管理する。
(3) 原子力部門は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。
(4) 原子力部門は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等または自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。
(5) 原子力部門は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすること（使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、第５条に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していることをいう。）その他の方法により、使用前事業者検査等の中立性および信頼性が損なわれないこと（使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うにあたり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。）をいう。）を確保する。
(6) 原子力部門は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすること（自主検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、第５条に規定する職務の内容に照らして、必要に

応じて別の部門に所属していることをいう。）その他の方法により、自主検査等の中立性および信頼性が損なわれないこと（自主検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うにあたり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。）をいう。）を確保する。

８．３ 不適合の管理

(1) 原子力部門は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、または個別業務が実施されることがないよう、当該機器等または個別業務を特定し、これを管理する（不適合が確認された機器等または個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることをいう）。

(2) 原子力部門は、不適合の処理に係る管理（不適合を関連する管理者に報告することを含む。）ならびにそれに関連する責任および権限を、表３－１の８．３項に係る社内標準に定める。

(3) 原子力部門は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。

a) 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。

b) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用または個別業務の実施についての承認を行うこと（以下、「特別採用」という）。

c) 機器等の使用または個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。

d) 機器等の使用または個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響または起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。

(4) 原子力部門は、不適合の内容の記録および当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、これを管理する。

(5) 原子力部門は、(3)a)の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。

(6) 原子力部門は、原子炉施設の保安の向上に役立たせる観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。

８．４ データの分析および評価

(1) 原子力部門は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、および当該品質マネジメントシステムの実効性の改善（品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。）の必要性を評価するために、表３－２の８．４項に係る社内標準において、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータおよびそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、および分析する。

(2) 原子力部門は、(1)のデータの分析およびこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。

a) 原子力部門の外部の者からの意見の傾向および特徴その他分析により得られる知見

b) 個別業務等要求事項への適合性
c) 機器等およびプロセスの特性および傾向（是正処置を行う端緒（不適合には至らない機器等およびプロセスの特性および傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。）となるものを含む。）
d) 調達物品等の供給者の供給能力

８．５ 改善

８．５．１ 継続的な改善

原子力部門は、品質マネジメントシステムの継続的な改善（品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。）を行うために、品質方針および品質目標の設定、マネジメントレビューおよび内部監査の結果の活用、データの分析ならびに是正処置および未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。

８．５．２ 是正処置等

(1) 原子力部門は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。
a) 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行う。
(a) 不適合その他の事象の分析（情報の収集および整理、ならびに、技術的、人的および組織的側面等の考慮を含む。）および当該不適合の原因の明確化（必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野および強化すべき分野との関係を整理することを含む。）
(b) 類似の不適合その他の事象の有無または当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化
b) 必要な是正処置を明確にし、実施する。
c) 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行う。
d) 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置（品質方針に影響を与えるおそれのある原子力部門の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）を変更する。
e) 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更する。
f) 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合（単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を、表３－１の８．５．２項および８．５．３項に係る社内標準に確立し、実施する。
g) 講じた全ての是正処置およびその結果の記録を作成し、これを管理する。

(2) 原子力部門は、(1)に掲げる事項について、表３－１の８．５．２項および８．５．３項に係る社内標準に定める。

(3) 原子力部門は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因

を明確にした上で、適切な措置を講じる（(1)のうち、必要なものについて実施することをいう）。

８．５．３ 未然防止処置

(1) 原子力部門は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見（ＰＷＲ事業者連絡会で取り扱う技術情報およびニューシア登録情報を含む。）を収集し、自らの組織で起こり得る不適合（原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。）の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。

a) 起こり得る不適合およびその原因について調査する。

b) 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。

c) 必要な未然防止処置を明確にし、実施する。

d) 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行う。

e) 講じた全ての未然防止処置およびその結果の記録を作成し、これを管理する。

(2) 原子力部門は、(1)に掲げる事項について、表３－１の８．５．３項に係る社内標準に定める。

図３－１　品質マネジメントシステム体系図

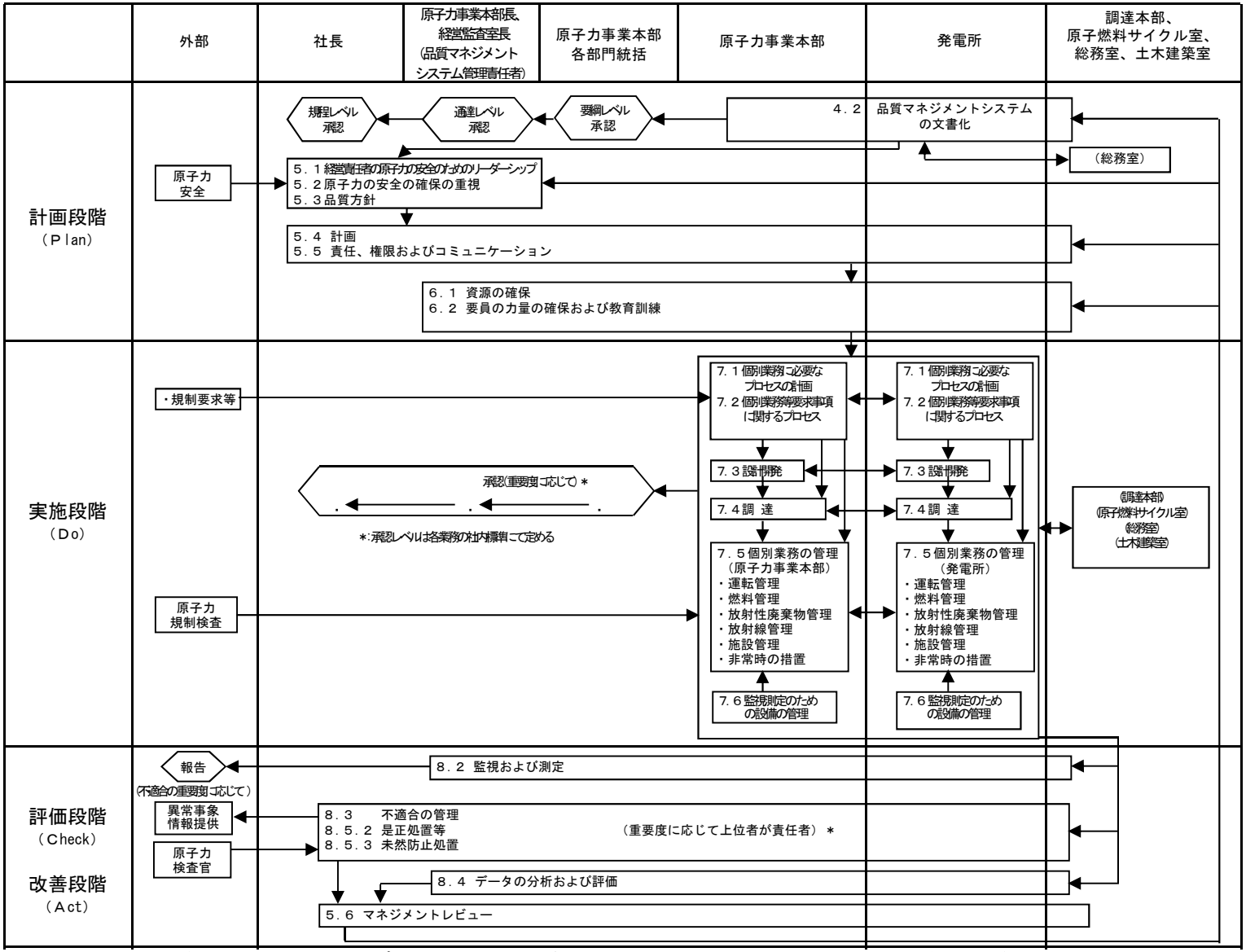

（注１）本図は、品質マネジメントシステムを構成するプロセスの関連を、項目ごとに整理した上でＰＤＣＡに分類して示している。業務の詳細は各社内標準にて定める。
（注２）原子力事業本部各部門統括とは、原子力企画部門統括、原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）、原子力安全・技術部門統括（土木建築）、原子力発電部門統括、原子燃料部門統括のいずれかを指す。

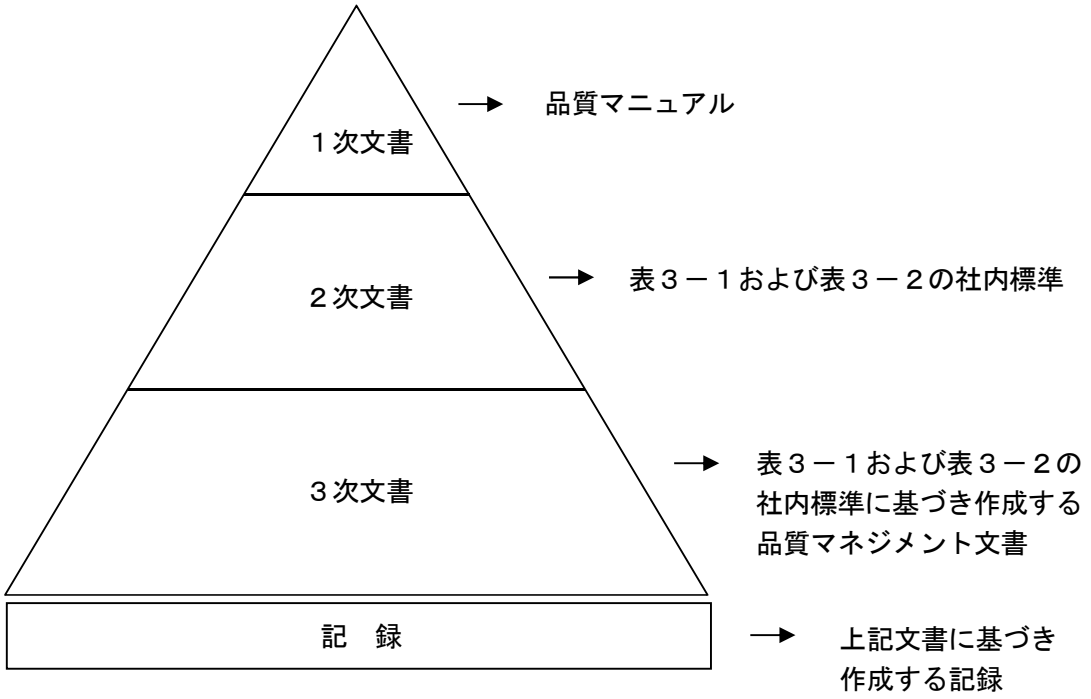

図３－２　品質マネジメントシステム文書体系図

表３－１：本品質マネジメントシステム計画関連条項と品管規則の要求事項に基づき作成する社内標準との関係

本品質マネジメントシステム計画関連条項	項　目	社内標準名		所管箇所
		１次文書	２次文書	
４．２．３ ４．２．４	文書の管理 記録の管理	原子力発電の安全に係る品質保証規程※1	原子力部門における文書・記録管理通達	原子力事業本部 原子力企画部門
８．２．２	内部監査		原子力部門における内部監査通達	経営監査室
８．３ ８．５．２	不適合の管理 是正処置等		不適合管理および是正処置通達	原子力事業本部 原子力発電部門
８．５．２ ８．５．３	是正処置等 未然防止処置		未然防止処置通達	原子力事業本部 原子力発電部門

※１：原子力発電の安全に係る品質保証規程の所管箇所は、原子力事業本部、総務室および経営監査室である（以下、本条において同じ）。

表３－２：本品質マネジメントシステム計画関連条項および本規定関連条項と原子力部門が必要と決定した社内標準との関係

本品質マネジメントシステム計画関連条項	項　目	社内標準名		所管箇所	本規定関連条項
		１次文書	２次文書		
４．１	重要度分類	原子力発電の安全に係る品質保証規程	グレード分け通達	原子力事業本部 原子力発電部門	
４．１	安全文化		安全文化通達	原子力事業本部 原子力発電部門	第２条の２、第３条
５．４ ５．５．３ ６．２	品質目標		品質目標通達	原子力事業本部 原子力発電部門	
５．５．３	管理者		原子力部門における文書・記録管理通達	原子力事業本部 原子力企画部門	
５．５．４ ５．６	組織の内部の情報の伝達		内部コミュニケーション通達	原子力事業本部 原子力発電部門	第６条、第８条
６．１	資源の確保		要員・組織計画通達	原子力事業本部 原子力企画部門	
６．２	要員の力量の確保および教育訓練		教育・訓練通達	原子力事業本部 原子力企画部門	第１３６条、第１３７条

表３－２（続き）

本品質マネジメントシステム計画関連条項	項　目	社内標準名		所管箇所	本規定関連条項
		１次文書	２次文書		
６．１ ７．１ ７．２ ７．５ ７．６ ８．２．４	運転管理	原子力発電の安全に係る品質保証規程	運転管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	第９条の２、第１０条の２、第１２条の２から第９８条、第１２５条、第１２５条の４、第１２５条の５、第１３９条
	燃料管理		原子燃料管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	第９９条から第１０４条、第１３９条
	放射性廃棄物管理		放射性廃棄物管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	第１０５条から第１０９条、第１３９条
	放射線管理		放射線管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	第１１０条から第１２４条、第１２７条の２、第１３４条の２、第１３９条
	施設管理		施設管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	第１２条の２、第１２５条から第１２５条の５
	非常時の措置		非常時の措置通達	原子力事業本部 原子力安全・技術部門	第１８条の５、第１８条の６、第１２６条、第１２７条、第１２８条から第１３４条、第１３５条
	その他		安全管理通達	原子力事業本部 原子力安全・技術部門	第９条、第１０条、第１２条の２、第１２５条の６
			原子燃料サイクル通達	原子力事業本部 原子燃料部門	第９９条から第１０４条、第１０５条の５
			火災防護通達	原子力事業本部 原子力発電部門	第１８条

表３－２（続き）

本品質マネジメントシステム計画関連条項	項　目	社内標準名		所管箇所	本規定関連条項
		１次文書	２次文書		
６．１ ７．１ ７．２ ７．５ ７．６ ８．２．４	その他	原子力発電の安全に係る品質保証規程	原子力技術業務要綱	原子力事業本部 原子力安全・技術部門	
７．２．３ ８．２．１	組織の外部の者との情報の伝達等 組織の外部の者の意見		外部コミュニケーション通達	原子力事業本部 原子力発電部門	
７．３	設計開発		設計・開発通達	原子力事業本部 原子力発電部門	第１２５条
			原子力部門における文書・記録管理通達	原子力事業本部 原子力企画部門	
７．４ ７．５．５	調達 調達物品の管理		原子力部門における調達管理通達	調達本部	
７．６	監視測定のための設備の管理		監視機器・測定機器管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	

表３－２（続き）

本品質マネジメントシステム計画関連条項	項　目	社内標準名		所管箇所	本規定関連条項
		１次文書	２次文書		
８．２．３	プロセスの監視測定	原子力発電の安全に係る品質保証規程	品質目標通達	原子力事業本部 原子力発電部門	
			原子力部門における内部監査通達	経営監査室	
			運転管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	
			不適合管理および是正処置通達	原子力事業本部 原子力発電部門	
			未然防止処置通達	原子力事業本部 原子力発電部門	
７．６ ８．２．４	機器等の検査等		検査・試験通達	原子力事業本部 原子力発電部門	
８．４ ８．５．２	データの分析および評価		データ分析通達	原子力事業本部 原子力発電部門	

第３章　保安管理体制

第１節　組織および職務

（保安に関する組織）

第　４　条　発電所の保安に関する組織は、図４のとおりとする。

図４

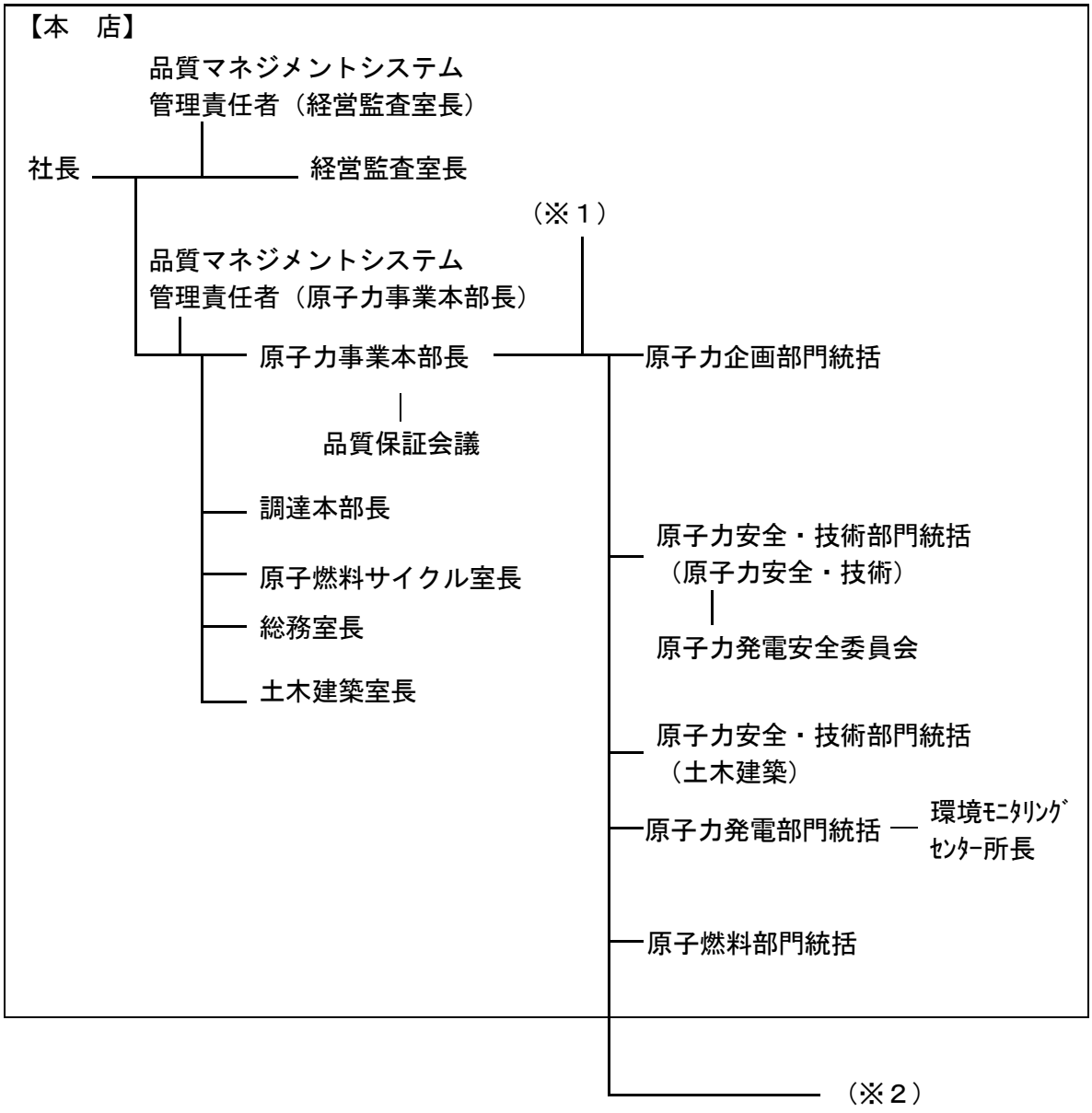

図４（続き）

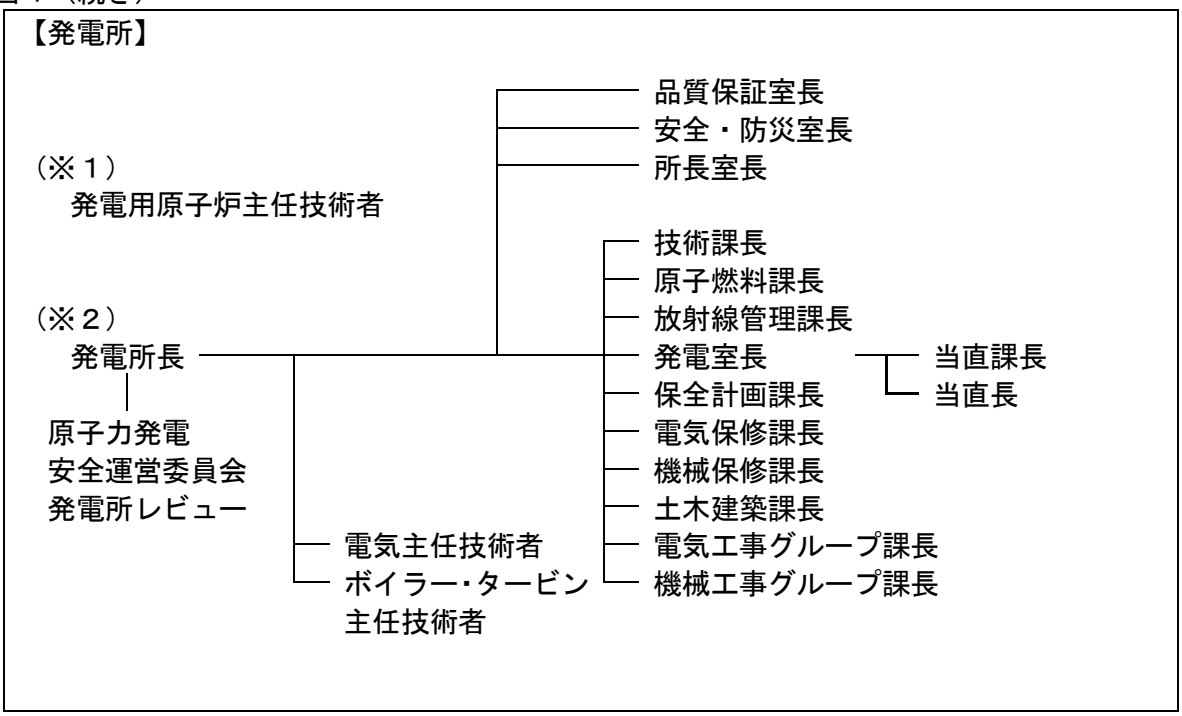
【発電所】
品質保証室長
安全・防災室長
所長室長
（※１）
発電用原子炉主任技術者
技術課長
原子燃料課長
放射線管理課長
（※２）
発電所長
発電室長
当直課長
当直長
保全計画課長
原子力発電
安全運営委員会
発電所レビュー
電気保修課長
機械保修課長
土木建築課長
電気主任技術者
電気工事グループ課長
ボイラー・タービン
主任技術者
機械工事グループ課長

（保安に関する職務）

第　５　条　本店における保安に関する職務は次のとおり。

(1) 社長は、本規定に定める保安活動を統括する。

(2) 経営監査室長は、原子力部門の経営監査に係る、年度計画および要員の教育ならびに経営監査の実施に関する業務を行う。

(3) 原子力事業本部長は、第１項(5)から(9)に定める各部門統括を指導監督し、原子力業務を統括する。また、第２条の２第３項の職務を行う。

(4) 原子力事業本部長代理および第１項(5)から(9)に定める各部門統括は、原子力事業本部長を補佐する。

(5) 原子力企画部門統括は、要員・組織計画および要員教育（原子力部門の経営監査に係る要員の教育を除く。）ならびに文書管理に関する業務を統括する。

(6) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、原子力発電所の安全管理および原子力発電施設の安全評価に関する業務ならびに原子力発電施設の設計・保全（原子力安全・技術部門統括（土木建築）および原子力発電部門統括が所管する業務を除く。）に関する技術的業務を統括する（火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む）。

(7) 原子力安全・技術部門統括（土木建築）は、原子力発電施設の土木設備、建築物に係る設計・保全（原子力発電部門統括が所管する業務を除く。）に関する技術的業務を統括する（その他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を含む）。

(8) 原子力発電部門統括は、原子力発電および原子燃料サイクルの品質保証活動、原子力発電所の運転保守、放射線管理、放射性廃棄物管理、原子力発電施設の設計・保全に関する業務ならびに高経年対策に関する技術的業務を統括する。

(9) 原子燃料部門統括は、原子燃料サイクル（原子燃料サイクル室長所管業務を除く。）に関する業務を統括する。

(10) 調達本部長は、調達先管理、契約および貯蔵品管理に関する業務を行う。

(11) 原子燃料サイクル室長は、原子燃料サイクルの契約に関する業務を行う。

(12) 総務室長は、「原子力発電の安全に係る品質保証規程」の制定・改廃を所管するとともに、社印の管理に関する業務を行う。

(13) 土木建築室長は、原子力部門に係る土木設備、建築物の改良および修繕に関する業務を行う。

(14) 環境モニタリングセンター所長は、環境放射能に係るデータの収集、分析および評価に関する業務を行う。

(15) 第１項(6)から(9)、(13)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における設計および工事に関する業務を含む。

(16) 各職位は、第３条８．２．４項で要求される使用前事業者検査等における独立性を確保するために必要な場合は、本項の職務の内容によらず、当該検査実施責任者の業務を実施することができる。

(17) 第１項(5)から(14)に定める各職位は、所属員を指示・指導し、所管業務を遂行する。また、各所属員は、その指示・指導に従い業務を実施する。

(18) その他関係する部門は、別途定められた「職制規程」に基づき所管業務を遂行する。

２．発電所における保安に関する職務は次のとおり。
(1) 発電所長（以下、「所長」という。）は、発電所の課（室）長等を指導監督し、発電所における保安活動を統括する。
(2) 原子力安全統括、副所長および運営統括長は、所長を補佐する。
(3) 品質保証室長は、原子力発電に関する品質保証活動の統括に関する業務を行う。
(4) 品質保証室課長は、品質保証室長を補佐する。
(5) 安全・防災室長は、原子炉施設の管理運用に関する安全評価、その他技術安全の総括、原子力防災対策および原子炉施設の出入管理に関する業務ならびに重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務の総括に関する業務を行う。
(6) 安全・防災室課長は、安全・防災室長を補佐する。
(7) 所長室長は、発電所の運営に関する総括、文書管理と記録管理の総括および教育・訓練の総括に関する業務を行う。
(8) 所長室課長（総務）は、所長室長を補佐する。
(9) 技術課長は、発電所の技術関係事項の総括に関する業務を行う。
(10) 原子燃料課長は、原子燃料管理および炉心管理に関する業務を行う。
(11) 放射線管理課長は、放射性廃棄物管理、放射線管理（環境モニタリングセンター所長所管業務を除く。）、被ばく管理および化学管理に関する業務を行う。
(12) 発電室長は原子炉施設の運転に関する業務を行う。
(13) 当直課長は、原子炉施設の運転に関する当直業務（当直長所管業務を除く。）を行う。
(14) 当直長は、原子炉施設の運転に関する当直業務（当直課長所管業務を除く。）を行う。
(15) 定検課長は、発電室長の原子炉施設の運転に関する業務のうち、定期事業者検査に関する業務の補佐を行う。
(16) 保全計画課長は、原子炉施設の保守、修理の総括ならびに火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等および有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務の総括に関する業務を行う。
(17) 電気保修課長は、原子炉施設の電気設備および計装設備に係る保守、修理（電気工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。
(18) 機械保修課長は、原子炉施設の機械設備に係る保守、修理（機械工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。
(19) 土木建築課長は、原子炉施設の土木設備および建築物に係る保守、修理および高経年対策の推進（機械工事グループ課長の所管業務を除く。）に関する業務を行う。
(20) 電気工事グループ課長は、原子炉施設の電気設備および計装設備に係る保守、修理および高経年対策の推進のうち、所長が指定したものに関する業務を行う。
(21) 機械工事グループ課長は、原子炉施設の機械設備、土木設備および建築物に係る保守、修理および高経年対策の推進のうち、所長が指定したものに関する業務を行う。
(22) 発電所課長は、所長の指示する範囲の業務を行う。
(23) 第２項(3)から(22)に定める各職位（以下、「各課（室）長」という。）は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う（火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務（総括に関する業務を除く。）を含む）。
(24) 第２項(5)、(6)、(10)から(14)および (16) から(21)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における運転および保守、設計および工事に関する業務を含む。
(25) 各職位は、第３条８．２．４項で要求される使用前事業者検査等における独立性を

確保するために必要な場合は、本項の職務の内容によらず、当該検査実施責任者の業務を実施することができる。

(26) 各課（室）長は、課（室）員を指示・指導し、所管業務を遂行する。また、各課（室）員は、その指示・指導に従い業務を実施する。

(27) 発電用原子炉主任技術者（以下、「原子炉主任技術者」という。）を兼任することができる品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、技術課長または保全計画課長は、兼任した場合、担当する原子炉について兼任する職位の職務を遂行しないこととし、兼任する職位の職務はその上位職が行う。

第２節　原子力発電安全委員会および原子力発電安全運営委員会

（原子力発電安全委員会）

第　６　条　本店に原子力発電安全委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

２．委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。

⑴ 原子炉設置（変更）許可申請書本文に記載の構築物、系統および機器の変更

⑵ 原子炉施設保安規定の変更

⑶ 本店所管の社内標準の制定および改正

⑷ その他委員会で定めた事項

３．原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）を委員長とする。委員長は、委員会の審議を主宰する。

４．委員会は、委員長、各所長、各発電所の原子炉主任技術者に加え、委員長が指名した者で構成する。

第　7　条　削除

（原子力発電安全運営委員会）

第　８　条　発電所に原子力発電安全運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を設置する。

２．運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、委員会で審議した事項もしくはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。

(1) 運転管理に関する社内標準の制定および改正
  (a) 運転員の構成人員に関する事項
  (b) 当直の引継方法に関する事項
  (c) 原子炉の起動および停止操作に関する事項
  (d) 巡視点検に関する事項
  (e) 異常時の措置に関する事項
  (f) 警報発生時の措置に関する事項
  (g) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項
  (h) 定期的に実施するサーベイランスに関する事項
  (i) 誤操作の防止に関する事項
  (j) 火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害発生時等および有毒ガス発生時の体制の整備に関する事項
  (k) 重大事故等および大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項
(2) 燃料管理に関する社内標準の制定および改正
  (a) 新燃料および使用済燃料の運搬に関する事項
  (b) 新燃料および使用済燃料の貯蔵に関する事項
  (c) 燃料の検査および取替に関する事項
(3) 放射性廃棄物管理に関する社内標準の制定および改正
  (a) 放射性固体廃棄物の保管および運搬に関する事項
  (b) 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項
  (c) 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項
  (d) 放出管理用計測器の点検・校正に関する事項
(4) 放射線管理に関する社内標準の制定および改正
  (a) 管理区域の設定、区域区分および特別措置を要する区域に関する事項
  (b) 管理区域の出入管理および遵守事項に関する事項
  (c) 保全区域に関する事項
  (d) 周辺監視区域に関する事項
  (e) 線量の評価に関する事項
  (f) 除染に関する事項
  (g) 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項
  (h) 放射線計測器類の点検・校正に関する事項
  (i) 管理区域内で使用した物品の搬出および運搬に関する事項
(5) 施設管理に関する社内標準の制定および改正
(6) 改造の実施に関する事項（第２編第１６０条第２項に関する事項を含む）

(7) 非常事態における運転操作に関する社内標準の制定および改正（第１２８条）
(8) 保安教育実施計画の策定（第１３６条）に関する事項
(9) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項

３．所長を委員長とする。委員長は、運営委員会の審議を主宰する。

４．運営委員会は、委員長、原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者、第５条第２項(3)、(5)、(7)、同項(9)から(12)および(16)から(21)に定める職位に加え、委員長が指名した者で構成する。

第３節　主任技術者

（原子炉主任技術者の選任）

第　９　条　原子力事業本部長は、原子炉主任技術者および代行者を、原子炉主任技術者免状を有する者であって、次の各号の業務に通算して３年以上従事した経験を有する者の中から選任する。

⑴ 原子炉施設の施設管理に関する業務

⑵ 原子炉の運転に関する業務

⑶ 原子炉施設の設計に係る安全性の解析および評価に関する業務

⑷ 原子炉に使用する燃料体の設計または管理に関する業務

２．原子炉主任技術者は原子炉毎に選任する。

３．原子炉主任技術者は、本店の保安に関する役職者とする。なお、原子炉主任技術者は、品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、技術課長および保全計画課長のいずれかの職位を兼任することができる。

４．代行者の職位は、課（室）長以上の役職者とする。

５．原子炉主任技術者がいずれかの職位を兼任する場合、担当する原子炉について兼任する職位の職務は遂行せず、兼任する職位の職務はその上位職が行うこととする。また、代行者が原子炉主任技術者と交代した場合においても同様とする。

６．原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合（原子炉主任技術者については、非常召集可能圏外に離れる場合を含む）は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第１項から第３項に基づき、あらためて原子炉主任技術者を選任する。

（電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の選任）

第９条の２　所長は、電気主任技術者および代行者を、第一種電気主任技術者免状を有する者の中から、ボイラー・タービン主任技術者および代行者を、第一種ボイラー・タービン主任技術者免状を有する者の中から選任する。

２．電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職位は、課（室）長以上とする。

３．電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の代行者の職位は、課（室）長以上またはこれに準ずるものとする。

４．電気主任技術者またはボイラー・タービン主任技術者が職務を遂行できない場合は、それぞれの代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第１項および第２項に基づき、あらためて電気主任技術者またはボイラー・タービン主任技術者を選任する。

（原子炉主任技術者の職務等）

第　１０　条　原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実に、かつ、最優先に行うことを任務とし、次の職務を遂行する。

⑴　原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は、運転に従事する者（所長を含む。以下、本条において同じ。）へ指示する。

⑵　表１０－１に定める事項について、所長の承認に先立ち確認する。

⑶　表１０－２に定める事項について、各課（室）長からの報告内容等を確認する。

⑷　表１０－３に示す記録の内容を確認する。

⑸　その他原子炉施設の運転に関し保安の監督に必要な職務を行う。

２．原子炉主任技術者は次の場合において原子力事業本部長に報告を行う。

⑴　前項⑴の職務を遂行すべき状況が生じた場合

⑵　第１３９条第１項⑴から⑸の報告を受けた場合

３．原子炉施設の運転に従事する者は、原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従う。

４．原子炉主任技術者、電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者は、相互の職務について情報共有を行い、意思疎通を図る。

表１０－１

条　　文	内　　容
第１３条（運転員等の確保）	第５項および第７項に定める体制の構築
第１８条の５（重大事故等発生時の体制の整備）	第４項に定める成立性の確認訓練の実施計画
第１８条の６（大規模損壊発生時の体制の整備）	第１項に定める技術的能力の確認訓練の実施計画およびＡＰＣ等時の成立性の確認訓練等の実施計画
第２４条（制御棒の挿入限界）	制御棒の挿入限界
第３２条（軸方向中性子束出力偏差）	軸方向中性子束出力偏差の目標範囲および許容運転制限範囲
第３６条（１次冷却材の温度・圧力および１次冷却材温度変化率）	１次冷却材温度・圧力の制限範囲
第９８条（異常収束後の措置）	原子炉の再起動
第１００条（新燃料の貯蔵）	第２項に定める燃料移動の実施計画
第１０２条（燃料の取替等）	第１項に定める燃料装荷実施計画 第２項および第４項に定める取替炉心の安全性評価の結果 第６項に定める燃料移動の実施計画
第１０３条（使用済燃料の貯蔵）	第２項に定める燃料移動の実施計画
第１１０条の２（管理区域の設定・解除）	第５項に定める一時的な管理区域の設定・解除 第７項に定める管理区域の設定・解除
第１３６条（所員への保安教育）	所員への保安教育実施計画
第１３７条（請負会社従業員への保安教育）	請負会社従業員への保安教育実施計画

表１０－２

条　　文	内　　容
第１８条（火災発生時の体制の整備）	火災が発生した場合に講じた措置の結果
第１８条の２（内部溢水発生時の体制の整備）	内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果
第１８条の２の２（火山影響等発生時の体制の整備）	火山影響等発生時に講じた措置の結果
第１８条の３（その他自然災害発生時等の体制の整備）	地震、津波および竜巻等が発生した場合に講じた措置の結果
第１８条の３の２（有毒ガス発生時の体制の整備）	有毒ガスが発生した場合に講じた措置の結果
第１８条の５（重大事故等発生時の体制の整備）	第４項に定める成立性の確認訓練の結果
第１８条の６（大規模損壊発生時の体制の整備）	第１項に定める技術的能力の確認訓練の結果およびＡＰＣ等時の成立性の確認訓練等の結果
第９０条（重大事故等対処設備）	要求される代替措置の確認
第９０条の２（特重施設を構成する設備）	要求される代替措置の確認
第９３条（運転上の制限を満足しない場合）	第１１項に定める運転上の制限を満足していると判断した場合 第１１項に定める原子炉熱出力の上昇または原子炉起動状態へ近づくモードへの移行
第９４条（予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合）	第２項に定める必要な安全措置 第１１項に定める運転上の制限外から復帰していると判断した場合
第９６条（異常時の基本的な対応）	異常が発生した場合の原因調査および対応措置
第９７条（異常時等の措置）	異常の収束
第１３９条（報告）	運転上の制限を満足していないと判断した場合（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下、「実用炉規則」という。）第８７条第９号に定める事象が生じた場合）
	第９６条に定める異常が発生した場合
	放射性液体廃棄物または放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合
	外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合
	実用炉規則第１３４条第２号から第１４号に定める報告事象が生じた場合

表１０－３

記　録　項　目
１．運転日誌等 (1) 熱出力 (2) 炉心の中性子束密度 (3) 炉心の温度 (4) 冷却材入口温度 (5) 冷却材出口温度 (6) 冷却材圧力 (7) 冷却材流量 (8) 制御棒位置 (9) 再結合装置内の温度 (10)原子炉に使用している冷却材の純度および毎日の補給量
２．燃料に係る記録 (1) 原子炉内における燃料体の配置 (2) 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 (3) 使用済燃料の払出し時における放射能の量
３．点検報告書 (1) 運転開始前の点検結果 (2) 運転停止後の点検結果
４．引継日誌
５．放射線管理に係る記録 (1) 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率 (2) 管理区域における外部放射線に係る１週間の線量当量、空気中の放射性物質の１週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 (3) 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合には、その状況
６．放射性廃棄物管理に係る記録 (1) 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の１日間および３月間についての平均濃度 (2) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の場所および方法 (3) 放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固型化した場合には、その方法 (4) 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の経路
７．原子炉施設の巡視または点検の結果
８．保安教育の実施報告書

（電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等）

第１０条の２　電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者は、原子力発電工作物※1の工事、維持および運用に関する保安の監督を誠実に、かつ、最優先に行うことを任務とし、次の職務を遂行する。

(1) 原子力発電工作物の工事、維持および運用に関する保安のための諸計画の立案に当たっては、必要に応じて工事、維持および運用に従事する者（所長を含む。以下、本条において同じ。）へ指示、指導・助言する。

(2) 原子力発電工作物の工事、維持および運用に関し、保安上必要な場合には、工事、維持および運用に従事する者に対し指示、指導・助言を行う。

(3) その他原子力発電工作物の工事、維持および運用に関し保安の監督に必要な職務を行う。

２．原子炉主任技術者、電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者は、相互の職務について情報共有を行い、意思疎通を図る。

※１：原子力発電工作物とは、電気事業法第３８条に定める事業用電気工作物のうち、電気事業法第１０６条に定める原子力を原動力とする発電用の電気工作物をいう（以下、本条において同じ）。

第４節　削除

第 １１ 条　削除

第４章　運転管理

第１節　通　則

（構成および定義）

第　１２　条　本編において、原子炉の運転モード（以下、「モード」という。）は、表１２－１のとおりとする。

２．第３節（第９２条から第９５条を除く）における条文の基本的な構成は次のとおりとする。

⑴ 第１項：運転上の制限

⑵ 第２項：運転上の制限を満足していることを確認するために行う事項

⑶ 第３項：運転上の制限を満足していないと判断した場合※1に要求される措置

３．本編において、主要な用語の定義は、各条文に定めがない場合は、次のとおりとする。

⑴ 「燃料取替」とは、炉内の燃料配置を変えることをいう。

⑵ 第３節において「速やかに」とは、可能な限り短時間で実施するものであるが、一義的に時間を決められないものであり、意図的に遅延させることなく行うことを意味する。なお、要求される措置を実施する場合には、上記の主旨を踏まえた上で、組織的に実施する準備※2が整い次第行う活動を意味する。また、複数の「速やかに」実施することが要求される措置に規定されている場合は、いずれか一つの要求される措置を「速やかに」実施し、引き続き遅滞なく、残りの要求される措置を実施する。

⑶ 「重大事故」とは、実用炉規則第４条にて掲げる「炉心の著しい損傷」および「核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷」をいう。

※１：運転上の制限を満足していないと判断した場合とは、次のいずれかをいう。

⑴ 第２項の確認を行ったところ、運転上の制限を満足していないと各課（室）長が判断した場合

⑵ 第２項の確認を行うことができなかった場合

⑶ 第２項にかかわらず運転上の制限を満足していないと各課（室）長が判断した場合

※２：関係者への連絡、各運転員への指示、手順の準備・確認等を行うこと。

表１２－１

モード	原子炉の運転状態	原子炉容器スタッドボルトの状態
１	出力運転（出力領域中性子束指示値 5 % 超）	全ボルト締付
２（停止時）	出力運転（出力領域中性子束指示値 5 % 以下） ～ 制御グループバンク全挿入※3による原子炉停止	全ボルト締付
２（起動時）	臨界操作のための制御グループバンク引抜操作開始 ～ 出力運転（出力領域中性子束指示値 5 % 以下）	全ボルト締付
３	１次冷却材温度　177 ℃ 以上	全ボルト締付
４	１次冷却材温度　93 ℃ 超 177 ℃ 未満	全ボルト締付
５	１次冷却材温度　93 ℃ 以下	全ボルト締付
６※4		１本以上が緩められている

※３：挿入不能な制御棒を除く。

※４：全ての燃料が原子炉格納容器の外にある場合を除く。

（原子炉の運転期間）

第１２条の２　所長は、表１２の２に定める原子炉の運転期間※1の範囲内で運転を行う。なお、実用炉規則第５５条第４項第１号に基づき、原子力規制委員会が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認している場合は、その承認を受けた時期の範囲内で運転を行う。

※１：原子炉の運転期間とは、定期事業者検査（実用炉規則第５５条第３項の規定を適用して行うものを除く。以下、本章において同じ。）が終了した日から、次回定期事業者検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間をいう。なお、「原子炉を停止する」とは、当該原子炉の主発電機の解列をいう（以下、本条において同じ）。

表１２の２

	３号炉	４号炉
原子炉の運転期間	13 ヶ月	13 ヶ月

（運転員等の確保）

第　１３　条　発電室長は、原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する※１。なお、原子炉の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。

２．発電室長は、原子炉の運転にあたって第１項で定める者の中から、１直あたり表１３－１に定める人数の者をそろえ、中央制御室あたり５直以上を編成した上で３交代勤務を行わせる。特別な事情がある場合を除き、連続して２４時間を超える勤務を行わせてはならない。また、表１３－１に定める人数のうち、１名は当直課長とし、運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任された者とする。

３．当直課長は、第２項で定める者のうち、表１３－２に定める人数の者を主機運転員以上の者の中から常時中央制御室に確保する。

４．各課（室）長は、重大事故等の対応のための力量を有する者を確保する※１。また、安全・防災室長は、重大事故等の対応を行う要員として、表１３－３に定める人数を常時確保するとともに、特定重大事故等対処施設（以下、「特重施設」という。）による対策を行う要員（以下、「特重施設要員」という。）として、表１３－４に定める人数を特重施設内に常時確保する。

５．安全・防災室長および発電室長は、第１８条の５第４項⑵の成立性確認および第１８条の６第１項⑵のＡＰＣ等時の成立性の確認訓練等において、その訓練に係る者が、役割に応じた必要な力量（以下、本条において「力量」という。）を確保できていないと判断した場合は、速やかに、表１３－１、表１３－３および表１３－４に定める人数の者を確保する体制から、力量が確保できていないと判断された者を除外し、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て体制を構築する。

６．所長は、第５項の訓練のうち、現場訓練による有効性評価の成立性確認において、除外された者と同じ役割の者に対して、役割に応じた成立性の確認訓練を実施し、その結果、力量を確保できる見込みが立たないと判断した場合は、第９項の措置を講じる。

７．安全・防災室長および発電室長は、力量が確保できていないと判断された者については、教育訓練等により、力量が確保されていることを確認した後、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て、表１３－１、表１３－３および表１３－４に定める人数の者を確保する体制に復帰させる。

８．安全・防災室長および発電室長は、第２項および第４項に定める人数の者に欠員が生じた場合は、休日、時間外（夜間）を含め補充を行う。また、所長は、第２項および第４項に定める人数の者の補充の見込みが立たないと判断した場合は、第９項の措置を講じる。

９．所長は、第６項、第８項の判断を行った場合の措置として、原子炉の運転中は、原子炉停止の措置を実施し、原子炉の停止中は、原子炉の停止状態を維持し、原子炉の安全を確保する。なお、原子炉停止の措置の実施にあたっては、原子炉の安全を確保しつつ、速やかに、実施する。

※１：重大事故等対処施設等の使用を開始するにあたっては、あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施する。

表１３－１

中央制御室名 ３号炉および ４号炉の運転モード	Ｂ中央制御室 （３号炉および４号炉）
原子炉２基がともにモード１、２、３、４、５および６の場合※２	１２名以上※４
原子炉１基がモード１、２、３、４、５および６の場合※２	１０名以上※４
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合※２※３	８名以上※４

※２：複数の運転モードに該当する場合、要求される運転員数の多い方が適用される。
※３：照射済燃料移動中も含む（以下、同じ）。
※４：当直課長を含む。

表１３－２

中央制御室名 ３号炉および ４号炉の運転モード	Ｂ中央制御室 （３号炉および４号炉）
原子炉１基以上がモード１、２、３、４、５、６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合※３	３名以上※５

※５：当直課長または当直主任を含む主機運転員以上。

表１３－３

要員名 ３号炉および ４号炉の運転モード		緊急時対策本部要員	緊急安全対策要員
常駐	原子炉２基がともにモード１、２、３、４、５および６の場合※2	６名以上	４０名以上
	原子炉１基がモード１、２、３、４、５および６の場合※2		３５名以上
	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合※2※3		３０名以上
召集	原子炉１基以上がモード１、２、３、４、５、６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合※3	１０名以上	－

表１３－４

３号炉および４号炉の運転モード	特重施設要員
原子炉２基がともにモード１、２、３、４、５および６の場合	
原子炉１基がモード１、２、３、４、５および６の場合	

（運転管理業務）

第１３条の２ 各課（室）長は、運転モードに応じた原子力安全への影響度を考慮して原子炉施設を安全な状態に維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。

(1) 発電室長は、原子炉施設（系統より切離されている施設※1を除く）の運転に関する次の業務を実施する。

(a) 原子炉施設の運転に必要な監視項目※2を定め、中央制御室における監視、第１４条第１項および第２項の巡視点検によって、施設の運転監視を実施し、その結果、異状があれば関係各課（室）長に通知する。

(b) 運転操作（系統管理を含む）に係る事項を定め運用する。

(c) 原子炉施設に係る警報発信時の対応内容を定め運用する。

(d) 原子炉施設の設備故障および事故発生時の対応内容を定め運用する。

(2) 各課（室）長は、系統より切離されている施設に関する次の業務を実施する。

(a) 第１４条第３項の巡視点検を実施する。その結果、設備故障があれば関係各課（室）長に通知する。

(b) 作業に伴う機器操作に係る事項を定め運用する。

(c) 原子炉施設の設備故障および事故発生時の対応内容を定め運用する。

(3) 発電室長は、運転操作（系統管理を含む）が必要な場合は、関係各課（室）長の依頼に基づき、第1号(b)による運転操作（系統管理を含む）を実施する。また、関係各課（室）長は、発電室長から引き渡された範囲に対して、必要な作業を行う。

(4) 各課（室）長は、第３節（第９２条から第９５条を除く）各条第２項の運転上の制限を満足していることを確認するために行う原子炉施設の定期的な試験・確認等の計画を定め、実施する。なお、原子炉起動前の施設および設備の点検については、第１７条に従い実施する。

※１：系統より切離されている施設とは、可搬設備、緊急時対策所設備および通信連絡を行うために必要な設備等をいう。

※２：運転に必要な監視項目とは、第３節（第９２条から第９５条を除く）各条第２項の運転上の制限を満足していることを確認するための監視項目等をいう。

（巡視点検）

第　１４　条　当直課長および当直長は、毎日１回以上、原子炉施設（原子炉格納容器内、第１１２条第１項で定める区域ならびに系統より切離されている施設※1を除く）を巡視し、次の施設および設備について点検を行う。実施においては、第１２５条の３第３項に定める観点を含めて行う。以下、本条において同じ。

(1) 原子炉冷却系統施設

(2) 制御材駆動設備

(3) 電源、給排水および排気施設

２．発電室長は、原子炉格納容器内および第１１２条第１項で定める区域については、第１１２条第１項で定める措置に伴う立ち入り制限を考慮して、巡視点検を行う区域および方法を定める。当直課長および当直長は、その定めに従い、巡視点検を実施する。

３．各課（室）長は、系統より切離されている施設について一定期間※2毎に巡視し、点検を行う。

※１：系統より切離されている施設とは、３号炉および４号炉の可搬設備、緊急時対策所設備および通信連絡を行うために必要な設備等をいう。

※２：一定期間とは、１ヶ月を超えない期間をいい、その確認の間隔は７日間を上限として延長することができる。ただし、実施回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。
また、点検可能な時期が定期事業者検査時となる施設については、定期事業者検査毎とする。

（運転管理に関する社内標準の作成）

第 １５ 条　各課（室）長（当直課長および当直長を除く。）は、次の各号に掲げる原子炉施設の運転管理に関する社内標準を作成し、制定・改正に当たっては、第８条第２項に基づき運営委員会の確認を得る。

⑴ 原子炉の起動および停止操作に関する事項
⑵ 巡視点検に関する事項
⑶ 異常時の措置に関する事項
⑷ 警報発生時の措置に関する事項
⑸ 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項
⑹ 定期的に実施するサーベイランスに関する事項
⑺ 誤操作の防止に関する事項
⑻ 火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害および有毒ガス発生時等の体制の整備に関する事項
⑼ 重大事故等および大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項

（引　継）

第　１６　条　当直課長および当直長は、その業務を次直の当直課長および当直長に引き継ぐ際には、運転日誌および引継日誌を引き渡すとともに、運転状況を申し送る。

（原子炉起動前の確認事項）

第　１７　条　各課(室)長は、原子炉の起動開始までに、次の施設および設備を点検し、異常の有無を確認し、発電室長に通知する。発電室長は、この通知が完了していることを確認するとともに、その旨を当直課長に通知する。

(1) 原子炉冷却系統施設

(2) 制御材駆動設備

(3) 電源、給排水および排気施設

２．発電室長は、最終ヒートアップ開始※1までに、第３節の条文中で定期事業者検査時に関係課長から発電室長に通知されることとなっている確認項目※2※3について、通知が完了していることを確認するとともに、その旨を当直課長に通知する。

※１：定期事業者検査の最終段階において、原子炉を臨界にするためにモード５からモード４への移行操作を開始することをいう。

※２：最終ヒートアップ開始以降に実施される確認項目を除く。

※３：定期事業者検査における最終の確認結果を確認する。なお、動作確認を伴う確認項目および系統構成に係る確認項目については、最終ヒートアップ開始前の１年以内の確認結果を確認するものとする。

（火災発生時の体制の整備）

第 １８ 条　保全計画課長は、火災が発生した場合（以下、「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動※1を行う体制の整備として、次の各号を含む計画※2を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付２に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。

(1) 中央制御室から消防機関へ通報するための専用回線を使用した通報設備の設置※3

(2) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置

(3) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練

(4) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備

(5) 発電所における可燃物の適切な管理

２．各課（室）長（当直課長および当直長を除く。）は、前項の計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。

３．保全計画課長は、第２項の活動の実施結果を取りまとめ、第１項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。

４．各課（室）長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。

※１：消防機関への通報、消火または延焼の防止、その他公設消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。また、火災の発生防止、火災の早期感知および消火ならびに火災による影響の軽減に係る措置を含む（以下、本条において同じ）。

※２：計画とは、火災防護計画を示す。

※３：一般回線の代替設備である専用回線、通報設備が点検または故障により使用不能となった場合を除く。ただし、点検後または修復後は遅滞なく復旧させる。

（内部溢水発生時の体制の整備）

第１８条の２　保全計画課長は、原子炉施設内において溢水が発生した場合（以下、「内部溢水発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付２に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。

(1) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置

(2) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練

(3) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備

２．各課（室）長（当直課長および当直長を除く。）は、前項の計画に基づき、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。

３．各課（室）長は、第２項の活動の実施結果を取りまとめ、第１項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、保全計画課長に報告する。保全計画課長は、第１項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。

４．各課（室）長は、内部溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。

（火山影響等発生時の体制の整備）

第１８条の２の２　保全計画課長は、火山現象による影響が発生するおそれがある場合または発生した場合（以下、「火山影響等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動※1を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付２に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。

⑴ 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置

⑵ 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練

⑶ 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要なフィルタその他の資機材の配備

２．各課（室）長（当直課長および当直長を除く。）は、前項の計画に基づき、次の各号を含む火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。

⑴ 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること

⑵ ⑴に掲げるものの他、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること

⑶ ⑵に掲げるものの他、火山影響等発生時における交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること

３．各課（室）長は、第１項の計画に基づき、火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに、第１項⑴の要員に第２項の手順を遵守させる。

４．各課（室）長は、第３項の活動の実施結果を取りまとめ、第１項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、保全計画課長に報告する。保全計画課長は、第１項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。

５．各課（室）長は、火山現象の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。

６．原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、火山現象に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。

※１：火山影響等発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ）。

（その他自然災害発生時等の体制の整備）

第１８条の３　保全計画課長は、原子炉施設内においてその他自然災害（「地震、津波および竜巻等」をいう。以下、本条において同じ。）が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動※1を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付２に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。

⑴ その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置

⑵ その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練

⑶ その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備

２．各課（室）長（当直課長および当直長を除く。）は、前項の計画に基づき、その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のために必要な体制および手順の整備を実施する。

３．各課（室）長は、第２項の活動の実施結果を取りまとめ、第１項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、保全計画課長に報告する。保全計画課長は、第１項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。

４．各課（室）長は、その他自然災害の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。

５．原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）および原子力安全・技術部門統括（土木建築）は、その他自然災害に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。

６．原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、その他自然災害のうち地震に関して、新たな波及的影響の観点の抽出を実施する。

７．原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）および原子力安全・技術部門統括（土木建築）は、地震観測および影響確認に関する活動を実施する。

８．原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、定期的に発電所周辺の航空路を含めた航空機落下確率評価に用いるデータの変更状況を確認し、確認結果に基づき防護措置の要否を判断する。防護措置が必要と判断された場合は、関係箇所へ防護措置の検討依頼を行う。また、関係箇所の対応が完了したことを確認する。

※１：その他自然災害発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ）。

（有毒ガス発生時の体制の整備）

第１８条の３の２　保全計画課長は、発電所敷地内において有毒ガスを確認した場合（以下、「有毒ガス発生時」という。）における運転員等の防護のための活動※1を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付２に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。

⑴ 有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な要員の配置

⑵ 有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行う要員に対する教育訓練

⑶ 有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な資機材の配備

２．各課（室）長（当直課長および当直長を除く。）は、前項の計画に基づき、有毒ガス発生時における運転員等の防護のために必要な体制および手順の整備を実施する。

３．各課（室）長は、第２項の活動の実施結果を取りまとめ、第１項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、保全計画課長に報告する。保全計画課長は、第１項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。

４．各課（室）長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。

※１：有毒ガス発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ）。

（資機材等の整備）

第１８条の４　各課（室）長は、次の各号の資機材等を整備する。

⑴ 所長室長、保全計画課長および電気保修課長は、設計基準事故が発生した場合に用いる標識を設置した安全避難通路ならびに避難用および事故対策用照明を整備するとともに、作業用照明設置箇所以外で現場作業が必要になった場合等に使用する可搬型照明を配備する。

⑵ 所長室長、発電室長、電気保修課長および放射線管理課長は、設計基準事故が発生した場合に用いる警報装置および通信連絡設備を整備し、警報装置および通信連絡設備の操作に関する手順ならびに専用通信回線およびデータ伝送設備の異常時の対応に関する手順を定める。

⑶ 機械保修課長は、設計基準事故が発生した場合に用いるディーゼル発電機を７日間連続運転させるために、位置的分散を考慮して、タンクローリー４台以上を配備する。また、発電室長および保全計画課長は、タンクローリーによる燃料の輸送に関する以下の手順を定める。

(a) タンクローリーの燃料輸送に関する手順

(b) タンクローリーの輸送ルート確保に関する手順

(c) 竜巻の襲来が予想される場合にタンクローリー４台を鯨谷トンネルに退避するための手順

(d) タンクローリーの退避ルートの確保に関する手順

（重大事故等発生時の体制の整備）

第１８条の５　社長は、重大事故に至るおそれがある事故または重大事故が発生した場合（以下、「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備にあたって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。

２．原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、添付３「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に示す重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等について計画を定める。

３．原子炉主任技術者は、第２項に定める計画に従い、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な職務を誠実かつ、最優先に行うことを任務とする。

４．安全・防災室長は、第１項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付３に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。

(1) 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関する次の事項

(a) 要員の役割分担および責任者の配置に関すること

(b) ３号炉および４号炉の同時被災における要員の配置に関すること

(2) (1)の要員に対する教育訓練に関する次の事項

(a) 重大事故等対処施設の使用を開始するにあたって、あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施する※1こと

(b) 力量の維持向上のための教育訓練を年１回以上実施すること

(c) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することおよび有効性評価の前提条件を満足することを確認するための成立性の確認訓練（以下、「成立性の確認訓練」という。）を年１回以上実施すること

(d) 成立性の確認訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得ること

(e) 成立性の確認訓練の結果を記録し、所長および原子炉主任技術者に報告すること

(3) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置、アクセスルートの確保、復旧作業および支援等の原子炉施設の保全のための活動、ならびに必要な資機材の配備に関すること

５．各課（室）長（当直課長および当直長を除く。）は、第１項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号の手順を定める。なお、定める手順は、重大事故等発生時において、的確かつ状況に応じて柔軟に対処できるものとする。

また、手順書を定めるにあたっては、添付３に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従うとともに、重大事故等対処設備を使用する際の切替えの容易性を配慮し、第４項(1) (a)の役割に応じた内容とする。

(1) 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。

(2) 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。
(3) 重大事故等発生時における使用済燃料ピットに貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。
(4) 重大事故等発生時における原子炉停止時における燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。
(5) 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。
(6) (1)、(2)および(4)の対策における特重施設を用いた対策に関すること。

６．各課（室）長は、第４項の計画に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに、第４項（１）の要員に第５項の手順を遵守させる。

７．各課（室）長は、第６項の活動の実施結果を取りまとめ、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。安全・防災室長は、第４項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。

８．原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、第１項の方針に基づき、本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定する。また、計画は、添付３に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。
(1) 支援に関する活動を行うための役割分担および責任者の配置に関すること
(2) 支援に関する活動を行うための資機材の配備に関すること

９．原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、第８項の計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。

10．原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、第８項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。

※１：重大事故等対処設備または特重施設を構成する設備を設置もしくは改造する場合は、当該設備の運転上の制限が適用開始されるまでに、運転員（当直員）、緊急時対策本部要員、緊急安全対策要員または特重施設要員を新たに認定する場合は、第１３条第２項および第４項の体制に入るまでに実施する。

（大規模損壊発生時の体制の整備）

第１８条の６　安全・防災室長は、大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより原子炉施設に大規模な損壊が生じた場合（以下、「大規模損壊発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付３に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。

(1) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること。

(2) (1)の要員に対する教育訓練に関する次の事項

(a) 重大事故等対処施設等の使用を開始するにあたって、あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施する※1こと。

(b) 力量の維持向上のための教育訓練を年１回以上実施すること。

(c) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することを確認するための訓練（以下、「技術的能力の確認訓練」という。）ならびに技術的能力の成立性の確認訓練および故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム（以下、「ＡＰＣ等」という。）時の操作の前提条件を満足することを確認するための訓練（以下、「ＡＰＣ等時の成立性の確認訓練等」という。）を年１回以上実施すること。

(d) (c)項の訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得ること。

(e) (c)項の訓練の結果を記録し、所長および原子炉主任技術者に報告すること。

(3) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること。

２．各課（室）長（当直課長および当直長を除く。）は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号の手順を定める。なお、定める手順は、大規模損壊発生時において、的確かつ状況に応じて柔軟に対処できるものとする。

また、手順書を定めるにあたっては、添付３に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従う。

(1) 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。

(2) 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。

(3) 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。

(4) 大規模損壊発生時における使用済燃料ピットの水位を確保するための対策および燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。

(5) 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。

(6) (2)、(3)および(5)の対策における特重施設を用いた対策に関すること。

(7) ＡＰＣ等による大規模損壊発生時における特重施設を用いた原子炉格納容器の破損による発電所外への放射性物質の異常な水準の放出の抑制に関すること。

３．各課（室）長は、第１項の計画に基づき、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに、第１項（１）の要員に第２項の手順を遵守させる。
４．各課（室）長は、第３項の活動の実施結果を取りまとめ、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。安全・防災室長は、第１項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。
５．原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、大規模損壊発生時における本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備について計画を策定する。また、計画は、添付３に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。
６．原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、第５項の計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。
７．原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、第６項の実施内容を踏まえ、第５項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。

※１：重大事故等対処設備または特重施設を構成する設備を設置もしくは改造する場合は、当該設備の運転上の制限が適用開始されるまでに、大規模損壊対応で用いる化学消防自動車の設置もしくは改造する場合は、当該設備の使用を開始するまでに、運転員（当直員）、緊急時対策本部要員、緊急安全対策要員または特重施設要員を新たに認定する場合は、第１３条第２項および第４項の体制に入るまでに実施する。

第２節　運転上の留意事項

（水質管理）

第　１９　条　放射線管理課長は、モード１において、１ヶ月に１回、表１９－１に定める１次冷却材および蒸気発生器器内水の水質が基準値の範囲にあることを確認する。

２．放射線管理課長は、１次冷却材または蒸気発生器器内水の水質が基準値の範囲にない場合は、基準値の範囲内に回復させるよう努める。

表１９－１

項　目		基　準　値
１次冷却材	電気伝導率	1～40 μS/cm（温度 25 ℃）
	ｐＨ	4～11　　（温度 25 ℃）
	塩素イオン	0.15 ppm 以下
	溶存酸素	0.1 ppm 以下
	溶存水素	15～50 cm^3-STP/kg･H_2O
蒸気発生器器内水	カチオン電気伝導率	30 μS/cm 以下（温度 25 ℃）
	ｐＨ	8 以上　　（温度 25 ℃）

（原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁管理）

第１９条の２　発電室長は、定期事業者検査時に、通常時閉、事故時閉となる手動弁のうち､開となるおそれがないように施錠管理を行う原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁（原子炉側からみた第１弁）について、閉止施錠状態であることを確認する。

第３節　運転上の制限

（停止余裕）

第　２０　条　モード２（未臨界状態）、３、４および５において、停止余裕は、表２０－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．停止余裕が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。

(1) 当直課長は、モード２（未臨界状態）、３、４および５において、３日に１回、停止余裕を確認する。

３．当直課長は、停止余裕が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表２０－２の措置を講じる。

表２０－１

項　目	運転上の制限
停止余裕	(1) モード２（未臨界状態）、３および４において、 1.6 %Δk/k 以上であること (2) モード５において、 1.0 %Δk/k 以上であること

表２０－２

条　件	要求される措置	完了時間
A. 停止余裕が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、停止余裕が運転上の制限を満足するように、ほう酸による濃縮操作を開始する。	速やかに

（臨界ボロン濃度）

第 ２１ 条　モード１および２において、臨界ボロン濃度の測定値と予測値の差は、表２１－１で定める事項を運転上の制限とする。ただし、臨界ボロン濃度の予測値は、燃料取替後、実効最大出力運転日数が６０日を超えるまでに、測定値に応じた調整をすることができる。

２．臨界ボロン濃度の測定値と予測値の差が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。

⑴ 原子燃料課長は、燃料取替後、モード１になるまでに１回、臨界ボロン濃度の測定値と予測値の差を確認し、その結果を当直課長に通知する。

⑵ 原子燃料課長は、モード１および２において、実効最大出力運転日数が６０日に達して以降、１ヶ月に１回、臨界ボロン濃度の測定値と予測値の差を確認する。

３．原子燃料課長は、臨界ボロン濃度の測定値と予測値の差が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表２１－２の措置を講じるとともに、当直課長に通知する。通知を受けた当直課長は、同表の措置を講じる。

表２１－１

項　目	運転上の制限
臨界ボロン濃度の測定値と予測値の差	±100 ppm 以内であること

表２１－２

条　件	要求される措置	完了時間
A.　臨界ボロン濃度の測定値と予測値の差が運転上の制限を満足していない場合	A.1 原子燃料課長は、炉心設計および安全解析の再評価を行い、原子炉の継続運転が許容できることを確認し、その結果を当直課長に通知する。 および A.2 原子燃料課長は、必要に応じて適切な運転上の制限ならびに確認項目およびその頻度を定め、その結果を当直課長に通知する。	７２時間 ７２時間
B.　条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード３にする。	１２時間

（減速材温度係数）

第 ２２ 条　モード１、２および３において、減速材温度係数は、表２２－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．減速材温度係数が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。

(1) 原子燃料課長は、燃料取替に伴う燃料装荷開始までに、減速材温度係数を解析により確認する。

(2) 原子燃料課長は、燃料取替後、モード１になるまでに１回、減速材温度係数が負であることを測定により確認し、その結果を当直課長に通知する。

３．原子燃料課長は、減速材温度係数が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表２２－２の措置を講じるとともに、当直課長に通知する。通知を受けた当直課長は、同表の措置を講じる。

表２２－１

項　目	運転上の制限
減速材温度係数	(1) モード１および２（臨界状態）において、負であること (2) モード１、２および３において、 -94×10^{-5} Δk/k/℃ 以上であること

表２２－２

条　件	要求される措置	完了時間
A. 減速材温度係数が負でない場合	A.1 原子燃料課長は、減速材温度係数が負となるように制御グループバンク引抜制限値を決定し、その結果を当直課長に通知する。	２４時間
B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、未臨界状態のモード２にする。	１２時間

（制御棒動作機能）

第 ２３ 条　モード１および２（臨界状態）において、制御棒動作機能は、表２３－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．制御棒動作機能が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。

⑴ 電気保修課長は、定期事業者検査時に、制御棒の全引抜位置からの落下時間（原子炉トリップ信号発信から全ストロークの８５％に至るまでの時間）が２．５秒以下であることを確認し、その結果を当直課長に通知する。

⑵ 当直課長は、モード１および２（臨界状態）において、３ヶ月に１回、全挿入されていない制御棒をバンク毎に動かして、各制御棒位置が変化することにより、制御棒が固着していないことを確認する。

⑶ 当直課長は、モード１および２（臨界状態）において、１２時間に１回、制御棒毎に各制御棒位置がステップカウンタの表示値の ±12 ステップ以内にあることを確認する。

また、当直課長は、モード１および２（臨界状態）において、制御棒位置偏差大を検知する警報が動作不能となった場合、４時間に１回、制御棒毎に各制御棒位置が、ステップカウンタの表示値の ±12 ステップ以内にあることを確認する。

３．当直課長は、制御棒動作機能が第１項で定める運転上の制限を満足していない※１と判断した場合、表２３－２の措置を講じるとともに、制御棒１本が不整合である場合は原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。

※１：制御棒位置指示装置またはステップカウンタの動作不良により、制御棒位置がステップカウンタの表示値の ±12 ステップ以内にない場合は、制御棒の不整合とはみなさない。

表２３－１

項　目	運転上の制限
制御棒動作機能※２	⑴ 全ての制御棒が挿入不能※３でないこと ⑵ 全ての制御棒が不整合※４でないこと

※２：制御棒動作機能のうち、制御棒クラスタは、重大事故等対処設備を兼ねる。

※３：挿入不能とは、機械的固着のため、制御棒が挿入できないことをいう（以下、本条において同じ）。

※４：不整合とは、制御棒位置がステップカウンタの表示値の ±12 ステップ以内にない場合をいう（以下、本条において同じ）。

表２３－２

条　件	要求される措置	完了時間
A.　制御棒１本以上が挿入不能である場合	A.1.1 当直課長は、停止余裕が 1.6 %Δk/k 以上であることを確認する。 または A.1.2 当直課長は、停止余裕が 1.6 %Δk/k 以上になるように、ほう酸による濃縮操作を開始する。 および A.2 当直課長は、モード３にする。	１時間 １時間 １２時間
B.　制御棒１本が不整合である場合	B.1 当直課長は、制御棒の不整合を復旧する。 または B.2.1.1 当直課長は、停止余裕が 1.6 %Δk/k 以上であることを確認する。 または B.2.1.2 当直課長は、停止余裕が 1.6 %Δk/k 以上になるように、ほう酸による濃縮操作を開始する。 および B.2.2 当直課長は、原子炉熱出力を 75 %以下に下げる。 および B.2.3 当直課長は、停止余裕が 1.6 %Δk/k 以上であることを確認する。 および B.2.4 原子燃料課長は、モード１において、$F^{N}_{\Delta H}$および$F_{Q}(Z)$が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直課長に通知する。 および B.2.5 原子燃料課長は、本条件で安全解析の再評価を行い、その結果が運転期間を通じて有効であることを確認し、その結果を当直課長に通知する。	１時間 １時間 １時間 ２時間 ２４時間 その後の １日に１回 ７２時間 ５日
C.　条件Ｂの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード３にする。	１２時間

表２３－２（続き）

条　件	要求される措置	完了時間
D.　２本以上の制御棒が不整合である場合	D.1.1 当直課長は、停止余裕が 1.6 %Δk/k 以上であることを確認する。 または D.1.2 当直課長は、停止余裕が 1.6 %Δk/k 以上になるように、ほう酸による濃縮操作を開始する。 および D.2 当直課長は、モード３にする。	１時間 １時間 １２時間

（制御棒の挿入限界）

第 ２４ 条　モード１および２において、制御棒の挿入限界は、表２４－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．制御棒の挿入限界が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。

⑴ 原子燃料課長は､制御グループバンクおよび停止グループバンクの挿入限界を定め、原子炉主任技術者の確認を得た上で、所長の承認を得て、発電室長に通知する。

⑵ 当直課長は、臨界操作開始前の４時間以内に、臨界時の制御グループバンクおよび停止グループバンクの推定位置が挿入限界以上であることを確認する。

⑶ 当直課長は、モード１および２において、１２時間に１回、各停止グループバンクが挿入限界以上であることを確認する。

⑷ 当直課長は、モード１および２（臨界状態）において、１２時間に１回、各制御グループバンクが挿入限界以上であることを確認する。また、当直課長は、モード１および２（臨界状態）において、制御グループ制御棒挿入限界異常低を検知する警報が動作不能な場合、４時間に１回、各制御グループバンクが挿入限界以上であることを確認する。

⑸ 当直課長は、モード１および２（臨界状態）において、１２時間に１回、炉心から全引抜がなされていない制御グループバンクがオーバラップを満足していることを確認する。

３．当直課長は、制御棒の挿入限界が第１項で定める運転上の制限を満足していない※1と判断した場合、表２４－２の措置を講じる。

※１：制御棒位置指示装置またはステップカウンタの動作不良により、制御棒位置が定められた挿入限界を下回っている場合は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。

表２４－１

項　目	運転上の制限
制御棒の挿入限界	⑴ モード１および２において、停止グループバンクが挿入限界以上であること ⑵ モード１および２（臨界状態）において、制御グループバンクが挿入限界以上であることおよびオーバラップを満足していること

表２４－２

条　件	要求される措置	完了時間
A. 停止グループバンクまたは制御グループバンクが挿入限界を下回っている場合	A.1.1 当直課長は、停止余裕が 1.6 %Δk/k 以上であることを確認する。 または A.1.2 当直課長は、停止余裕が 1.6 %Δk/k 以上になるように、ほう酸による濃縮操作を開始する。 および A.2 当直課長は、停止グループバンクおよび制御グループバンクを挿入限界以上に復旧する。	１時間 １時間 ２時間
B. 制御グループバンクがオーバラップを満足していない場合	B.1.1 当直課長は、停止余裕が 1.6 %Δk/k 以上であることを確認する。 または B.1.2 当直課長は、停止余裕が 1.6 %Δk/k 以上になるように、ほう酸による濃縮操作を開始する。 および B.2 当直課長は、制御グループバンクのオーバラップを正常な状態に復旧する。	１時間 １時間 ２時間
C. 条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード３にする。	１２時間

（制御棒位置指示）

第 ２５ 条　モード１および２において、制御棒位置指示は、表２５－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．制御棒位置指示が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。

(1) 電気保修課長は、定期事業者検査時に、制御棒の移動範囲において、各制御棒位置がステップカウンタの表示値の ±12 ステップ以内にあることを確認し、その結果を発電室長に通知する。

３．当直課長は、制御棒位置指示が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表２５－２の措置を講じるとともに、制御棒位置指示装置が動作不能である場合は原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。ただし、この措置は、制御棒位置指示装置は制御棒毎およびステップカウンタはバンク毎に、個別に行うことができる。

表２５－１

項　目	運転上の制限
制御棒位置指示	制御棒位置指示装置およびステップカウンタが動作可能であること※1

※１：制御棒位置指示装置およびステップカウンタが動作可能であることとは、制御棒位置指示装置の表示器またはプロセス計算機により制御棒の位置が確認できること、およびステップカウンタの表示器またはプロセス計算機により制御棒の位置が確認できることをいう。

また、以下の場合は、制御棒位置指示装置およびステップカウンタが動作不能とはみなさない。

(1) 電源故障時における予備電源への切替操作および予備電源からの復旧操作に伴う一時的な表示機能の喪失

(2) 制御棒位置指示装置の表示部取替作業に伴う一時的な表示機能の喪失

表２５－２

条　件	要求される措置	完了時間
A.　制御棒位置指示装置が動作不能である場合	A.1 原子燃料課長は、制御棒位置指示装置の動作不能により位置表示がされなくなった制御棒の位置を、炉内核計装装置を用いて確認し、その結果を当直課長に通知する。 または A.2 当直課長は、原子炉熱出力を 50 % 以下に下げる。	８時間 その後の ８時間に１回 ただし、制御棒の移動がない場合は、１日に１回 ８時間
B.　制御棒位置指示装置が動作不能である場合において、その制御棒が最終確認位置から一方向に 24 ステップを超える移動がある場合	B.1 原子燃料課長は、制御棒位置指示装置の動作不能により位置表示がされなくなった制御棒の位置を、炉内核計装装置を用いて確認し、その結果を当直課長に通知する。 または B.2 当直課長は、原子炉熱出力を 50 % 以下に下げる。	４時間 ８時間
C.　ステップカウンタが動作不能である場合	C.1.1 当直課長は、当該バンクにおける制御棒位置指示装置の全てが、動作可能であることを確認する。 および C.1.2 当直課長は、当該バンクにおける各制御棒位置の差が 12 ステップ以下であることを確認する。 または C.2 当直課長は、原子炉熱出力を 50 % 以下に下げる。	８時間 その後の ８時間に１回 ８時間 その後の ８時間に１回 ８時間

表２５－２（続き）

条　件	要求される措置	完了時間
D.　条件Ａ、ＢまたはＣの措置を完了時間内に達成できない場合 または １つの制御棒に対して制御棒位置指示装置およびステップカウンタの両方が動作不能である場合	D.1 当直課長は、モード３にする。	１２時間

（炉物理検査　－モード１－）

第　２６　条　モード１での炉物理検査時※1において、第３２条（軸方向中性子束出力偏差）および第３３条（1/4 炉心出力偏差）の適用を除外することができる。この場合、原子炉熱出力は、表２６－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．原子炉熱出力が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。

(1) 当直課長は、モード１での炉物理検査時において、１時間に１回、原子炉熱出力を確認する。

３．当直課長は、原子炉熱出力が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表２６－２の措置を講じる。

※１：モード１での炉物理検査時とは、燃料取替後のモード１の開始から炉内外核計装照合校正を終了するまでの期間をいい、炉内外核計装照合校正検査、出力時出力分布測定検査および主要パラメータ確認検査のうち必要事項を実施する（以下、本条において同じ）。

表２６－１

項　目	運転上の制限
原子炉熱出力	85 % 以下であること

表２６－２

条　件	要求される措置	完了時間
A.　原子炉熱出力が運転上の制限を満足していない場合	A.1　当直課長は、運転上の制限を満足するように、原子炉熱出力を下げる。 または A.2　第３２条（軸方向中性子束出力偏差）および第３３条（1/4 炉心出力偏差）の適用を開始する。	１時間 １時間

（炉物理検査　－モード２－）

第　２７　条　モード２での炉物理検査時※1において、第２２条（減速材温度係数）、第２３条（制御棒動作機能）および第２４条（制御棒の挿入限界）の適用を除外することができる。この場合、停止余裕は、表２７－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．停止余裕が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。

⑴ 原子燃料課長は、モード２での炉物理検査開始までに、第３４条（計測および制御設備）の規定に基づく出力領域および中間領域中性子束計装に関する設定値確認および機能確認が完了していることを確認する。

⑵ 原子燃料課長は、モード２での炉物理検査開始までに、炉物理検査時の停止余裕を解析により確認するとともに、モード２での炉物理検査時（臨界になるまでの期間を除く）のうち最も制御棒を挿入した状態において、１回、停止余裕を確認する。

⑶ 当直課長は、モード２での炉物理検査時において、１時間に１回、モード２の状態であることを確認する。

３．原子燃料課長は、停止余裕が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、当直課長に通知する。当直課長は、停止余裕が第１項で定める運転上の制限を満足していないとの通知を受けた場合、またはモード１の状態であると判断した場合、表２７－２の措置を講じる。

※１：モード２での炉物理検査時とは、燃料取替後のモード２（起動時）の開始から所要の炉物理検査を終了するまでの期間をいい、臨界検査、減速材温度係数測定検査、零出力時出力分布測定検査、制御棒価値測定検査、臨界ボロン濃度測定検査、原子炉停止余裕検査および最小停止余裕ボロン濃度測定検査のうち必要事項を実施する（以下、本条において同じ）。

表２７－１

項　目	運転上の制限
停止余裕	1.6 %Δk/k 以上であること

表２７－２

条　件	要求される措置	完了時間
A. 停止余裕が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、停止余裕が運転上の制限を満足するように、ほう酸による濃縮操作を開始する。 および A.2 第２２条（減速材温度係数）、第２３条（制御棒動作機能）および第２４条（制御棒の挿入限界）の適用を開始する。	速やかに １時間
B. モード１の状態である場合	B.1 当直課長は、原子炉トリップしゃ断器を開く。	速やかに

（化学体積制御系（ほう酸濃縮機能））

第 ２８ 条　モード１および２において、化学体積制御系は、表２８－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．化学体積制御系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。

⑴ 当直課長は、モード１および２において、１ヶ月に１回、１台以上の充てんポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※1。

⑵ 当直課長は、モード１および２において、１ヶ月に１回、１台以上のほう酸ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。

⑶ 当直課長は、モード１および２において、ほう酸タンクのほう素濃度、ほう酸水量およびほう酸水温度を表２８－２で定める頻度で確認する。

⑷ 発電室長は、定期事業者検査時に、緊急ほう酸注入ライン補給弁が開弁できることを確認する。

３．当直課長は、化学体積制御系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表２８－３の措置を講じる。この規定の他の条文の定めにかかわらず、充てんポンプおよびほう酸ポンプ１系統が復旧するまでは、モード３からモード４への移行を行ってはならない。

※１：運転中のポンプについては、運転状態により確認する（以下、本条において同じ）。

表２８－１

項　目	運転上の制限
化学体積制御系※2	⑴ ほう酸濃縮に必要な系統のうち、１系統以上が動作可能であること ⑵ ほう酸タンクのほう素濃度、ほう酸水量およびほう酸水温度が表２８－２で定める制限値内にあること

※２：ほう酸ポンプ、ほう酸タンクおよび充てん系は、重大事故等対処設備を兼ねる。
Ｂ充てんポンプによる充てん系が動作不能時は、第９０条（表９０－４）の運転上の制限も確認する。

表２８－２

項　目	制　限　値	確認頻度
ほう素濃度	8,300 ppm 以上	１ヶ月に １回
ほう酸水量 （有効水量）	62.7 m^3 以上※３	１週間に １回
ほう酸水温度	23.5 ℃ 以上	

※３：全ほう酸タンクの合計水量をいう。

表２８－３

条　件	要求される措置	完了時間
A. 充てんポンプ全台が動作不能である場合	A.1 当直課長は、モード３にする。 および A.2 当直課長は、充てんポンプ１台以上を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	１２時間 速やかに
B. ほう酸タンクのほう酸水量が制限値を満足していない場合	B.1 当直課長は、ほう酸タンクのほう酸水量を制限値内に回復させる。	１０日
C. ほう酸タンクのほう素濃度が制限値を満足していない場合	C.1 当直課長は、ほう酸タンクのほう素濃度を制限値内に回復させる。	１０日
D. ほう酸タンクのほう酸水温度が制限値を満足していない場合	D.1 当直課長は、ほう酸タンクのほう酸水温度を制限値内に回復させる。	１０日
E. 条件Ａ、Ｂ、ＣまたはＤ以外の理由により化学体積制御系が動作不能である場合	E.1 当直課長は、化学体積制御系１系統以上を動作可能な状態に復旧する。	１０日
F. 条件Ｂ、Ｃ、ＤまたはＥの措置を完了時間内に達成できない場合	F.1 当直課長は、モード３にする。 および F.2 当直課長は、化学体積制御系１系統以上を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	１２時間 速やかに

（原子炉熱出力）

第 ２９ 条　モード１において、原子炉熱出力※1は、表２９－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．原子炉熱出力が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。

⑴ 技術課長は、原子炉熱出力について運転管理目標を定め、発電室長に通知するとともに、当直課長は、モード１において、１時間に１回、原子炉熱出力の瞬時値※2および１時間平均値※3を確認する。

３．当直課長は、原子炉熱出力が第１項で定める運転上の制限を満足していない※4と判断した場合、表２９－２の措置を講じる。

※１：本条における原子炉熱出力とは、蒸気発生器熱出力をいう。

※２：瞬時値は、プロセス計算機により算出される１分値をいう。ただし、プロセス計算機の故障等により値の確認ができない場合にあっては、出力領域中性子束計装の指示計または記録計の読み値から換算した値をいう（以下、本条において同じ）。

※３：１時間平均値は、プロセス計算機により算出される当該１時間の瞬時値の平均値をいう。ただし、プロセス計算機の故障等により値の確認ができない場合にあっては、出力領域中性子束計装の記録計の読み値から換算した値をいう。

※４：定期的な機器の切替や原子炉熱出力のゆらぎ等に伴い発生する瞬時値の逸脱は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。

表２９－１

項　目	運転上の制限
原子炉熱出力	3,423 MWt 以下であること

表２９－２

条　件	要求される措置	完了時間
A. 原子炉熱出力が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、運転上の制限を満足するように原子炉熱出力を下げる措置を開始する。	速やかに

（熱流束熱水路係数（$F_Q(Z)$））

第 ３０ 条　モード１において、$F_Q(Z)$は、表３０－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．$F_Q(Z)$が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。

(1) 原子燃料課長は、燃料取替後、原子炉熱出力が 75 % を超える前までに１回、炉内出力分布測定を行い、$F_Q(Z)$を確認し、その結果を当直課長に通知する。その後、原子燃料課長は、モード１において、１ヶ月に１回、炉内出力分布測定を行い、$F_Q(Z)$を確認する。

３．原子燃料課長は、$F_Q(Z)$が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表３０－２の措置を講じるとともに、当直課長および電気保修課長に通知する。通知を受けた当直課長および電気保修課長は、同表の措置を講じる。

表３０－１

項　目	運転上の制限
$F_Q(Z)$	原子炉熱出力が 50 % を超える場合、 $2.32/P^{※1} \times K(Z)$ ※２ 以下であること 原子炉熱出力が 50 % 以下の場合、 $4.64 \times K(Z)$ 以下であること

※１：Pは、原子炉熱出力の定格に対する割合。

※２：K(Z)は、図３０－１に示す炉心高さZに依存するF_Q制限係数（以下、本条において同じ）。

表３０－２

条　件	要求される措置	完了時間
A.　$F_Q(Z)$が運転上の制限を満足していない場合	A.1　当直課長は、$F_Q(Z)$の運転上の制限の超過分 1 % あたり原子炉熱出力を 1 % 以上下げる。 および	１５分
	A.2 原子燃料課長は、軸方向中性子束出力偏差の許容運転制限範囲を$F_Q(Z)$の運転上の制限の超過分(%)だけ下げ、その結果を当直課長に通知する。 および	４時間
	A.3 電気保修課長は、$F_Q(Z)$の運転上の制限の超過分 1 % あたり出力領域中性子束高トリップ設定値を 1 % 以上下げ、その結果を当直課長に通知する。 および	８時間
	A.4 電気保修課長は、$F_Q(Z)$の運転上の制限の超過分 1 % あたり過大出力ΔＴ高トリップ設定値を 1 % 以上下げ、その結果を当直課長に通知する。 および	７２時間
	A.5 原子燃料課長は、炉内出力分布測定を行い、$F_Q(Z)$および$F^N_{\Delta H}$が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直課長に通知する。	原子炉熱出力が措置A.1の制限値を超えて増加する前
B.　条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード２にする。	１２時間

図３０－１

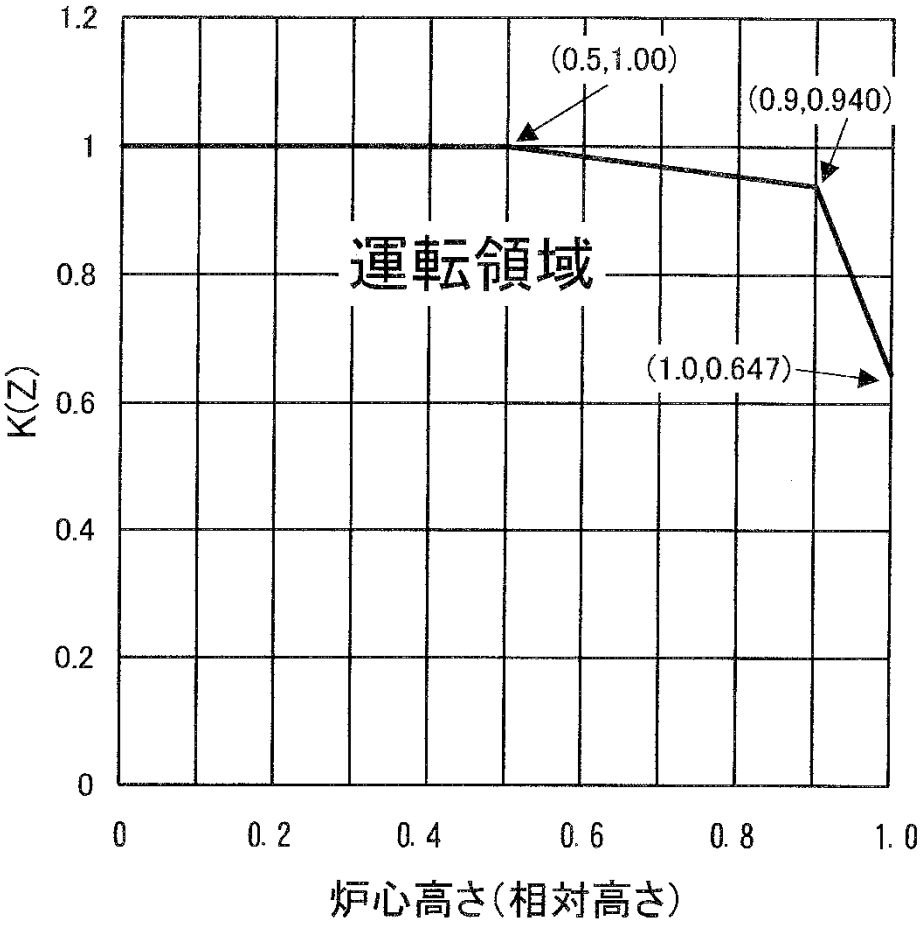
1.2
1
0.8
0.6
0.4
0.2
0
K(Z)
(0.5,1.00)
(0.9,0.940)
運転領域
(1.0,0.647)
0
0.2
0.4
0.6
0.8
1.0
炉心高さ(相対高さ)

（核的エンタルピ上昇熱水路係数（$F^N_{\Delta H}$））

第 ３１ 条　モード１において、$F^N_{\Delta H}$は、表３１－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．$F^N_{\Delta H}$が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。

(1) 原子燃料課長は、燃料取替後、原子炉熱出力が 75 % を超える前までに１回、炉内出力分布測定を行い、$F^N_{\Delta H}$を確認し、その結果を当直課長に通知する。その後、原子燃料課長は、モード１において、１ヶ月に１回、炉内出力分布測定を行い、$F^N_{\Delta H}$を確認する。

３．原子燃料課長は、$F^N_{\Delta H}$が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表３１－２の措置を講じるとともに、当直課長および電気保修課長に通知する。通知を受けた当直課長および電気保修課長は、同表の措置を講じる。

表３１－１

項　　目	運転上の制限
$F^N_{\Delta H}$	$1.64(1+0.3(1-P^{※1}))$ 以下であること

※１：Ｐは、原子炉熱出力の定格に対する割合。

表３１－２

条　件	要求される措置	完了時間
A.　$F^N_{\Delta H}$が運転上の制限を満足していない場合※2	A.1.1 当直課長は、$F^N_{\Delta H}$の運転上の制限を満足させる。 または	４時間
	A.1.2.1 当直課長は、原子炉熱出力を 50 % 以下に下げる。 および	４時間
	A.1.2.2 電気保修課長は、出力領域中性子束高トリップ設定値を 55 % 以下に下げ、その結果を当直課長に通知する。 および	８時間
	A.2 原子燃料課長は、炉内出力分布測定を行い、$F^N_{\Delta H}$および$F_Q(Z)$が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直課長に通知する。 および	２４時間
	A.3 原子燃料課長は、所定の出力以上に上昇する前に炉内出力分布測定を行い、$F^N_{\Delta H}$および$F_Q(Z)$ が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直課長に通知する※3。	原子炉熱出力が 50 % を超える前 および 原子炉熱出力が 75 % を超える前 および 原子炉熱出力が 95 % 以上となった後の２４時間以内
B.　条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード２にする。	１２時間

※２：条件Ａに至った場合は、$F^N_{\Delta H}$が制限値内に回復しても、A.3 の措置を完了しなければならない。

※３：本措置を実施するために、原子炉熱出力を下げる必要はない。

（軸方向中性子束出力偏差）

第 ３２ 条　モード１（原子炉熱出力が 15 % を超える）において、軸方向中性子束出力偏差は、表３２－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．軸方向中性子束出力偏差が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。

(1) 原子燃料課長は、軸方向中性子束出力偏差の目標範囲および許容運転制限範囲を定め、原子炉主任技術者の確認を得た上で、所長の承認を得て、発電室長に通知する。

(2) 原子燃料課長は、モード１（原子炉熱出力が 15 % を超える）において、１ヶ月に１回、実測による出力領域の軸方向中性子束出力偏差目標値の評価を行い、その結果を当直課長に通知する。ただし、燃料取替終了後、実測による評価を行うまでは、解析による目標値の評価で代替することができる。

(3) 当直課長は、モード１（原子炉熱出力が 15 % を超える）において、1 週間に１回、軸方向中性子束出力偏差を確認する。ただし、軸方向中性子束出力偏差制限値超過を検知する警報または軸方向中性子束出力偏差の異常を検知する警報が動作不能な場合、原子炉熱出力が 90 % 以上の時は１５分に１回、 90 % 未満の時は 1 時間に１回、軸方向中性子束出力偏差を確認する。

３．当直課長は、軸方向中性子束出力偏差が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表３２－２の措置を講じる。

表３２－１

項　目	運転上の制限
軸方向中性子束出力偏差	(1) 原子炉熱出力が 50 % 以上の場合、目標範囲内にあること※1※2※3 (2) 原子炉熱出力が 15 % を超え 50 % 未満の場合、許容運転制限範囲内にあること

※１：軸方向中性子束出力偏差が許容運転制限範囲内にあり、過去２４時間の累積ペナルティ逸脱時間（原子炉熱出力 50 % 以上 90 % 未満における許容運転制限範囲内での目標範囲逸脱の実時間と、 50 % 未満における目標範囲逸脱の実時間を 1/2 として合計した時間）が１時間以内であれば、原子炉熱出力 90 % 未満における目標範囲逸脱は許容される。

※２：軸方向中性子束出力偏差が許容運転制限範囲内にある限り、炉内外核計装照合校正期間中における延べ１６時間までの軸方向中性子束出力偏差の目標範囲逸脱は許容される。

※３：軸方向中性子束出力偏差が許容運転制限範囲内にある限り、原子炉熱出力を 15 % 以下に下げるための操作中における軸方向中性子束出力偏差の目標範囲逸脱は許容される。

表３２－２

条　件	要求される措置	完了時間
A. 原子炉熱出力 90 % 以上において、軸方向中性子束出力偏差が目標範囲内にない場合※4	A.1 当直課長は、軸方向中性子束出力偏差を目標範囲内に回復させる。	１５分
B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、原子炉熱出力を 90 % 未満に下げる。	１５分
C. 原子炉熱出力が 50 % 以上 90 % 未満において、過去２４時間の累積ペナルティ逸脱時間が１時間を超える場合、または軸方向中性子束出力偏差が許容運転制限範囲内にない場合※5	C.1 当直課長は、原子炉熱出力を 50 % 未満に下げる※6。	３０分
D. 原子炉熱出力 50 % 未満において、軸方向中性子束出力偏差が許容運転制限範囲内にない場合	D.1 当直課長は、軸方向中性子束出力偏差を許容運転制限範囲内に回復させる。	３０分
E. 条件ＣまたはＤの措置を完了時間内に達成できない場合	E.1 当直課長は、原子炉熱出力を 15 % 以下に下げる※6。	９時間

※４：軸方向中性子束出力偏差が目標範囲内にない場合とは、動作可能な出力領域中性子束計装２チャンネル以上が軸方向中性子束出力偏差の目標範囲内にない場合をいう。

※５：軸方向中性子束出力偏差が許容運転制限範囲内にない場合とは、動作可能な出力領域中性子束計装２チャンネル以上が軸方向中性子束出力偏差の許容運転制限範囲内にない場合をいう。

※６：条件ＣまたはＥに基づいて行われた出力降下中において、当該条件にあてはまらなくなった場合においても、その出力降下を完了させなければならない。

（1/4 炉心出力偏差）

第 ３３ 条　モード１（原子炉熱出力が 50 % を超える）において、1/4 炉心出力偏差は、表３３－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．1/4 炉心出力偏差が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。

(1) 当直課長は、モード１（原子炉熱出力が 50 % を超える）において、１週間に１回、1/4 炉心出力偏差を確認する。

ただし、出力領域上部中性子束偏差大を検知する警報または出力領域下部中性子束偏差大を検知する警報が動作不能である場合、１２時間に１回、1/4 炉心出力偏差を確認する。また、出力領域中性子束計装からの 1/4 炉心出力偏差への入力が動作不能な場合、以下により 1/4 炉心出力偏差を確認する。

(a) 当直課長は、原子炉熱出力が 75 % 未満で、出力領域中性子束計装１チャンネルからの 1/4 炉心出力偏差への入力が動作不能な場合、１週間に１回、残りの３チャンネルによる計算結果により確認する。

(b) 原子燃料課長は、原子炉熱出力が 75 % 未満で、出力領域中性子束計装２チャンネル以上からの 1/4 炉心出力偏差への入力が動作不能な場合、１週間に１回、炉内出力分布測定結果により確認し、その結果を当直課長に通知する。

(c) 原子燃料課長は、原子炉熱出力が 75 % 以上で、出力領域中性子束計装１チャンネル以上からの 1/4 炉心出力偏差への入力が動作不能な場合、１２時間に１回、炉内出力分布測定結果により確認し、その結果を当直課長に通知する。

３．当直課長は、1/4 炉心出力偏差が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表３３－２の措置を講じるとともに、原子燃料課長および電気保修課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長および電気保修課長は、同表の措置を講じる。

表３３－１

項　目	運転上の制限
1/4 炉心出力偏差	1.02 以下であること

表３３－２

条　件	要求される措置	完了時間
A.　1/4 炉心出力偏差が運転上の制限を満足していない場合	A.1　当直課長は、1/4 炉心出力偏差の 1.00 からの超過分 1 % あたり、原子炉熱出力を 100 % から 3 % 以上下げる。 および	２時間
	A.2　当直課長は、1/4 炉心出力偏差を確認し、A.1 措置後の状態からさらに増加する傾向にある場合は、再度 A.1 の措置を講じる。 および	１２時間 その後の１２時間に１回
	A.3 原子燃料課長は、炉内出力分布測定を行い、$F_Q(Z)$および$F^N_{\Delta H}$が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直課長に通知する。 および	２４時間 その後の１週間に１回
	A.4 原子燃料課長は、安全解析の再評価を行い、その結果が運転期間を通じて有効であることを確認し、その結果を当直課長に通知する。 および	原子炉熱出力が A.1 の措置で制限される値を超える前
	A.5　電気保修課長は、1/4 炉心出力偏差をなくすように出力領域中性子束計装を調整し、その結果を当直課長に通知する※1。 および	原子炉熱出力が A.1 の措置で制限される値を超える前
	A.6 原子燃料課長は、炉内出力分布測定を行い、$F_Q(Z)$および$F^N_{\Delta H}$が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直課長に通知する※2。	原子炉熱出力 100 % 到達後の２４時間以内 または 原子炉熱出力が A.1 の措置で制限される値を超えた後の４８時間以内のいずれか早い方

※１：A.5 の措置は、A.4 の措置が完了後に実施すること。

※２：条件 A に至った場合は、1/4 炉心出力偏差が制限値内に回復しても、A.6 の措置を完了しなければならない。

表３３－２（続き）

条　件	要求される措置	完了時間
B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、原子炉熱出力を 50 % 以下に下げる。	４時間

（計測および制御設備）

第 ３４ 条　次の計測および制御設備は、表３４－１で定める事項を運転上の制限とする。

(1) 原子炉保護系計装
(2) 工学的安全施設等作動計装
(3) 事故時監視計装
(4) ディーゼル発電機起動計装
(5) 中央制御室非常用循環系計装
(6) 中央制御室外原子炉停止装置

２.計測および制御設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。

(1) 原子燃料課長、発電室長、当直課長および電気保修課長は、表３４－２から表３４－７に定める確認事項を実施する。また、原子燃料課長および電気保修課長は、その結果を発電室長または当直課長に通知する。

３. 当直課長および電気保修課長は、計測および制御設備が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表３４－２から表３４－７の措置を講じるとともに必要に応じ関係各課（室）長へ通知する。通知を受けた関係各課（室）長は、同表に定める措置を講じる。

表３４―１

項　　目	運転上の制限
第１項で定める計測および制御設備	表３４－２から表３４－７に定める所要チャンネル数、系統数および機能がそれぞれの適用モードにおいて動作可能※1であること

※１：本条における動作可能とは、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成されている場合をいう。また、本条における動作不能とは、特に定めのある場合を除き、点検・修理のために当該チャンネルもしくは論理回路をバイパスする場合または不動作の場合をいう。動作信号を出力させている状態または誤動作により動作信号を出力している状態は動作可能とみなす。

表３４－２ 原子炉保護系計装

【凡　例】
(a) 原子炉トリップしゃ断器が閉じ、制御棒の引き抜きが行える場合
(b) Ｐ－１０（出力領域中性子束）インターロック未満
(c) Ｐ－６（中間領域中性子束）インターロック以上
(d) Ｐ－６（中間領域中性子束）インターロック未満
(e) 原子炉トリップしゃ断器が開放されている場合
(f) Ｐ－７（低出力原子炉トリップブロック）インターロック以上
(g) Ｐ－８（出力領域中性子束）インターロック以上
(h) Ｐ－７（低出力原子炉トリップブロック）インターロック以上とＰ－８（出力領域中性子束）インターロック未満
(i) Ｐ－１３（タービン低出力原子炉トリップブロック）インターロック以上
(j) 原子炉格納容器内での燃料移動中でない場合
(k) 原子炉格納容器内での燃料移動中の場合

機　能	設定値	適　用 モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項		
				条　件	措　置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
1.　原子炉保護系論理回路※4	－	モード１ および２	４系統	A.　１系統が動作不能である場合	A.1　電気保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認*3のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	６時間	機能の確認を行う。 残りの系統が動作可能な状態においては、機能確認のためのバイパスを２時間に限り行うことができる。	１ヶ月に１回（交互に２系統ずつ）	電気保修課長
				B.　原子炉トリップしゃ断器１系統が動作不能である場合	B.1　電気保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。	１時間			
				C.　条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1　当直課長は、モード３にする。	１２時間			
							機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気保修課長
	－	モード ３(a)、４(a)および５(a)	４系統	A.　１系統が動作不能である場合	A.1　電気保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	４８時間			
				B.　原子炉トリップしゃ断器１系統が動作不能である場合	B.1　電気保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。	４８時間			
				C.　条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1　当直課長は、原子炉トリップしゃ断器を開く。	１時間			
2.　手動原子炉トリップ※5	－	モード１ および２	２	A.　１チャンネルが動作不能である場合	A.1　電気保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	４８時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気保修課長
				B.　条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1　当直課長は、モード３にする。 および B.2　当直課長は、原子炉トリップしゃ断器を開く。	１２時間 １３時間			
		モード ３(a)、４(a)および５(a)	２	A.　１チャンネルが動作不能である場合	A.1　電気保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	４８時間			
				B.　条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1　当直課長は、原子炉トリップしゃ断器を開く。	１時間			

※２：特に定める場合を除き、チャンネル・系統毎に個別の条件が適用される。
※３：「正常な状態であることを確認」とは、定期事業者検査時の記録確認および運転中に作業を実施した場合はその復旧状態の確認を行うことをいう（以下、本条において同じ）。
※４：モード１および２における原子炉トリップしゃ断器は、重大事故等対処設備を兼ねる。
※５：モード１および２における手動原子炉トリップに必要な設備（原子炉トリップスイッチ）は、重大事故等対処設備を兼ねる。

機能		設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項		
					条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
3. 出力領域中性子束高	高設定	定格出力の111 % 以下	モード1および2	4※6	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A.1 電気保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする※7。	6時間	原子炉熱出力と出力領域中性子束計装の指示値との差が ±2 % を超える場合は、出力領域中性子束計装の指示値を校正する。	原子炉熱出力が 15 % 以上となってから24時間以内その後の1日に1回	当直課長
								設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気保修課長
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間			
								動作不能でないことを指示値により確認※8する。	1日に1回	当直課長
	低設定	定格出力の27 % 以下	モード1(b)および2	4※6	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A.1 電気保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする※7。	6時間			
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間			
4. 出力領域中性子束変化率高	増加率高	11 % 定格出力ステップ以下	モード1および2	4※6	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A.1 電気保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする※7。	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気保修課長
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする	12時間			
	減少率高	8 % 定格出力ステップ以下	モード1および2	4※6						
5. 中間領域中性子束高		定格出力の30 % 以下	モード1(b)および2(c)	2※9	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 当直課長は、P-6未満にする。 または A.2 当直課長は、P-10以上にする。	2時間 2時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気保修課長
					B. 2チャンネルが動作不能である場合	B.1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作および制御棒の引抜き操作を全て中止する。 および B.2 当直課長は、P-6未満にする。	速やかに 2時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長
			モード2(d)	2	A. 1または2チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	P-6を超えるまでに			

※6：検出器特性検査時、炉内外核計装照合校正時、出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード2での炉物理検査時においては残り3チャンネルが動作可能であることを条件に1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない（以下、本条において同じ）。

※7：検出器特性検査時、炉内外核計装照合校正時、出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード2での炉物理検査時においては残り3チャンネルが動作可能であることを条件に1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる（以下、本条において同じ）。

※8：「動作不能でないことを指示値により確認」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他の計器チャンネルによって得られた値と差異がないことを確認することをいう。なお、トリップ状態にあるチャンネルについては指示値の確認を行う必要はない（以下、本条において同じ）。

※9：制御棒引抜き阻止の設定または中間領域中性子束高トリップ設定点の設定時においては、残りのチャンネルが動作可能であることを条件に、2時間に限り、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない（以下、本条において同じ）。

機　能	設定値	適　用 モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項		
				条　件	措　置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
６．　中性子源領域中性子束高	2×10^{5} cps 以下	モード２(d)	２※１０	A.　１チャンネルが動作不能である場合	A.1　当直課長は、１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作および制御棒の引抜き操作を全て中止する。	速やかに	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気保修課長
				B.　２チャンネルが動作不能である場合	B.1　当直課長は、原子炉トリップしゃ断器を開く。	速やかに	動作不能でないことを指示値により確認する。	１日に１回 ただしモード６(k)の場合は、１２時間に１回	当直課長
		モード ３(a)、４(a)および５(a)	２※１０※１１	A.　１チャンネルが動作不能である場合	A.1　電気保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	４８時間			
				B.　条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1　当直課長は、原子炉トリップしゃ断器を開く。	１時間			
				C.　２チャンネルが動作不能である場合	C.1　当直課長は、原子炉トリップしゃ断器を開く。	速やかに			
		モード ３(e)、４(e)および５(e)	１ （監視機能のみ）	A.　全てのチャンネルが動作不能である場合	A.1　当直課長は、１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.2　当直課長は、停止余裕が第２０条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに ２時間 その後の１２時間に１回			
		モード６(j)	１ （監視機能のみ）	A.　全てのチャンネルが動作不能である場合	A.1　当直課長は、１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.2　当直課長は、１次冷却材中のほう素濃度が第８６条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに ４時間 その後の１２時間に１回			
		モード６(k)	２ （監視機能のみ）	A.　１チャンネルが動作不能である場合	A.1　原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する※１２※１３。 および A.2　当直課長は、１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに 速やかに			
				B.　２チャンネルが動作不能である場合	B.1　原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する※１２※１４。 および B.2　当直課長は、１チャンネルを動作可能な状態にする措置を開始する。 および B.3　当直課長は、１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および B.4　当直課長は、１次冷却材中のほう素濃度が第８６条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに 速やかに 速やかに ４時間 その後の１２時間に１回			

※１０：「中間領域中性子束高」２チャンネルが動作可能であることを条件に、Ｐ－６リセット時においては、２チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない（以下、本条において同じ）。
※１１：「中性子源領域炉停止時中性子束高」の警報を設定する場合は、残りのチャンネルが動作可能であることを条件に、２時間に限り、１チャンネルをバイパスをすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない（以下、本条において同じ）。
※１２：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない（以下、本条において同じ）。
※１３：A.2の措置を完了し、かつ、１次冷却材中のほう素濃度が第８６条で定める運転上の制限を満足していることを１日に１回確認することで、燃料の取出作業を行うことができる（以下、本条において同じ）。
※１４：B.3の措置を完了し、かつ、１次冷却材中のほう素濃度が第８６条で定める運転上の制限を満足していることを１２時間に１回確認することで、燃料の取出作業を行うことができる（以下、本条において同じ）。

機　能	設定値	適　用 モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項		
				条　件	措　置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
7．　過大温度ΔＴ高	第３５条の設定範囲内	モード１ および２	４※15	A.　１チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A.1　電気保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする※16。	６時間	炉内外核計装照合校正を実施する。	燃料取替後、原子炉熱出力が 70 ％ 以上となって４８時間以内に１回	原子燃料課長 および 電気保修課長
				B.　条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1　当直課長は、モード３にする。	１２時間			
8．　過大出力ΔＴ高	第３５条の設定範囲内	モード１ および２	４※15	A.　１チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A.1　電気保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする※16。	６時間	炉内出力分布測定結果と軸方向中性子束出力偏差の差を比較する。比較差が ±3 ％ を超える場合は、炉内外核計装照合校正を実施する。	１ヶ月に１回	原子燃料課長 および 電気保修課長
				B.　条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1　当直課長は、モード３にする。	１２時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気保修課長
							動作不能でないことを指示値により確認する。	１日に１回	当直課長
9．　原子炉圧力低	12.73 MPa[gage] 以上	モード１(f)	４※15	A.　１チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A.1　電気保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする※16。	６時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気保修課長
				B.　条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1　当直課長は、P-7未満にする。	１２時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	１日に１回	当直課長
10.　原子炉圧力高	16.61 MPa[gage] 以下	モード１ および２	４※15	A.　１チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A.1　電気保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする※16。	６時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気保修課長
				B.　条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1　当直課長は、モード３にする。	１２時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	１日に１回	当直課長
11.　加圧器水位高	計器スパンの 94 ％ 以下	モード１(f)	４※15	A.　１チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A.1　電気保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする※16。	６時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気保修課長
				B.　条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1　当直課長は、P-7未満にする。	１２時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	１日に１回	当直課長

※１５：残り３チャンネルが動作可能であることを条件に１チャンネルをバイパスすることができる。この場合バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない（以下、本条において同じ）。
※１６：残り３チャンネルが動作可能であることを条件に１チャンネルをバイパスする措置を行うことができる（以下、本条において同じ）。

機能		設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項		
					条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
12. 1次冷却材流量低	1ループ	定格流量の87 % 以上	モード1 (g)	1ループあたり4※15	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A.1 電気保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする※16。	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気保修課長
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、P-8未満にする。	12時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長
	2ループ	定格流量の87 % 以上	モード1 (h)	1ループあたり4※15	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A.1 電気保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする※16。	6時間			
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、P-7未満にする。	12時間			
13. 1次冷却材ポンプ回転数低		定格回転数の92.6 % 以上	モード1 (f)	4※15	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A.1 電気保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする※16。	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気保修課長
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、P-7未満にする。	12時間			

機能		設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項		
					条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
14. 蒸気発生器水位低		計器スパンの11 % 以上	モード1および2	1基あたり4※15	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A.1 電気保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする※16。	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気保修課長
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長
15. タービントリップ	非常しゃ断油圧低	6.4 MPa[gage]以上	モード1(f)	4※15	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A.1 電気保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする※16。	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気保修課長
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、P-7未満にする。	12時間			
	主蒸気止め弁閉	－	モード1(f)	4	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気保修課長
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、P-7未満にする。	12時間			
16. 非常用炉心冷却系作動		表３４－３ 機能１．非常用炉心冷却系を参照。	モード1および2	2系統	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 電気保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。	6時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気保修課長
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間			
17. 地震加速度高	水平方向	原子炉周辺建屋地下1階床(EL 3.5 m)160 Gal 以下	モード1および2	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気保修課長
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間			
		原子炉周辺建屋3階床(EL 26.0 m)440 Gal 以下		3						
	鉛直方向	原子炉周辺建屋地下1階床(EL 3.5 m)80 Gal以下		3						

機　能	設定値	適　用 モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項		
				条　件	措　置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
18.　インターロック									
a.　Ｐ－６	中間領域中性子束 7.5×10^{-11} ～ 1.3×10^{-10} Ａ	モード２(d)	２	A.　１チャンネル以上が動作不能である場合※17	A.1　電気保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	１時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気保修課長
				B.　条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1　当直課長は、モード３にする。	１２時間			
b.　Ｐ－７	ｄ項およびｅ項参照	モード１(f)	２	A.　１チャンネル以上が動作不能である場合※17	A.1　電気保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	１時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気保修課長
				B.　条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1　当直課長は、P-7未満にする。	１２時間			
c.　Ｐ－８	出力領域中性子束定格出力の 35 ±1.8 %	モード１(g)	４	A.　１チャンネル以上が動作不能である場合※17	A.1　電気保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	１時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気保修課長
				B.　条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1　当直課長は、P-8未満にする。	１２時間			
d.　Ｐ－１０	出力領域中性子束定格出力の 10 ±1.8 %	モード１(b)および２	４	A.　１チャンネル以上が動作不能である場合※17	A.1　電気保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	１時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気保修課長
				B.　条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1　当直課長は、モード３にする。	１２時間			
e.　Ｐ－１３	タービン第１段圧力定格出力の 10 %	モード１(i)	４	A.　１チャンネル以上が動作不能である場合※17	A.1　電気保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	１時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気保修課長
				B.　条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1　当直課長は、P-13未満にする。	１２時間			

※１７：インターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャンネル故障あるいは出力側の故障により関連するトリップ機能が確保されない場合（手動ブロック許可信号が誤発信した場合を含む）をいう（以下、本条において同じ）。

表３４－３　工学的安全施設等作動計装

【凡　例】
(a) Ｐ－１１（加圧器圧力）インターロック以上
(b) 全主蒸気隔離弁が閉じている場合は除く
(c) 主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止または隔離されている場合は除く
(d) Ｐ－１１（加圧器圧力）インターロック未満

機　能	設定値	適　用 モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項		
				条　件	措　置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
１．　非常用炉心冷却系									
ａ．　非常用炉心冷却系作動論理回路	－	モード１、２、３および４	２系統※18	A.　１系統が動作不能である場合	A.1　電気保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	６時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気保修課長
				B.　条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1　当直課長は、モード３にする。 および B.2　当直課長は、モード５にする。	１２時間 ５６時間			
ｂ．　手動起動	－	モード１、２、３および４	２	A.　１チャンネルが動作不能である場合	A.1　電気保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	４８時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気保修課長
				B.　条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1　当直課長は、モード３にする。 および B.2　当直課長は、モード５にする。	１２時間 ５６時間			
ｃ．　原子炉格納容器圧力高	48 kPa[gage]以下	モード１、２および３	４※15	A.　１チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1　電気保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする※16。	６時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気保修課長
				B.　条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1　当直課長は、モード３にする。 および B.2　当直課長は、モード４にする。	１２時間 ３６時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	１日に１回	当直課長
ｄ．　原子炉圧力低	12.04 MPa[gage]以上	モード１、２および３(a)	４※15	A.　１チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1　電気保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする※16。	６時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気保修課長
				B.　条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1　当直課長は、モード３にする。 および B.2　当直課長は、モード４にする。	１２時間 ３６時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	１日に１回	当直課長
ｅ．　主蒸気ライン圧力低	3.35 MPa[gage]以上	モード１、２および３(a)	各主蒸気ライン毎に４※15	A.　１チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1　電気保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする※16。	６時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気保修課長
				B.　条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1　当直課長は、モード３にする。 および B.2　当直課長は、モード４にする。	１２時間 ３６時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	１日に１回	当直課長

※１８：原子炉保護系論理回路の機能確認時においては、残り１系統が動作可能であることを条件に、２時間に限り、１系統をバイパスすることができる。この場合は、バイパスした系統を動作不能とはみなさない（以下、本条において同じ）。

機　能	設定値	適　用 モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項		
				条　件	措　置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
2．　原子炉格納容器スプレイ系									
a．　原子炉格納容器スプレイ系作動論理回路	－	モード１、２、３および４	２系統※4	A.　１系統が動作不能である場合	A.1　電気保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	６時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気保修課長
				B.　条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1　当直課長は、モード３にする。 および B.2　当直課長は、モード５にする。	１２時間 ５６時間			
b．　手動起動	－	モード１、２、３および４	４	A.　１チャンネルが動作不能である場合	A.1　電気保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	４８時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	発電室長
				B.　条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1　当直課長は、モード３にする。 および B.2　当直課長は、モード５にする。	１２時間 ５６時間			
c．　原子炉格納容器圧力異常高	205 kPa[gage]以下	モード１、２および３	４※15	A.　１チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1　電気保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする※16。	６時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気保修課長
				B.　条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1　当直課長は、モード３にする。 および B.2　当直課長は、モード４にする。	１２時間 ３６時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	１日に１回	当直課長

機　能	設定値	適　用 モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項		
				条　件	措　置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
3．　原子炉格納容器隔離									
a．　原子炉格納容器隔離A									
(1)　原子炉格納容器隔離A作動論理回路	－	モード1、2、3および4	2系統※4	A.　1系統が動作不能である場合	A.1　電気保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気保修課長
				B.　条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1　当直課長は、モード3にする。 および B.2　当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間			
(2)　手動起動	－	モード1、2、3および4	2	A.　1チャンネルが動作不能である場合	A.1　電気保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	発電室長
				B.　条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1　当直課長は、モード3にする。 および B.2　当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間			
(3)　非常用炉心冷却系作動	機能1．非常用炉心冷却系を参照。								
b．　原子炉格納容器隔離B									
(1)　原子炉格納容器隔離B作動論理回路	－	モード1、2、3および4	2系統※4	A.　1系統が動作不能である場合	A.1　電気保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気保修課長
				B.　条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1　当直課長は、モード3にする。 および B.2　当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間			
(2)　手動起動	機能2．原子炉格納容器スプレイ系　b．手動起動を参照。								
(3)　原子炉格納容器圧力異常高	機能2．原子炉格納容器スプレイ系　c．原子炉格納容器圧力異常高を参照。								

機　能		設定値	適　用 モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項		
					条　件	措　置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
c．　原子炉格納容器隔離Ａと非常用高圧母線低電圧信号による隔離										
(1)　原子炉格納容器隔離Ａと非常用高圧母線低電圧信号による隔離作動論理回路		ー	モード１、２、３および４	２系統※4	A.　１系統が動作不能である場合	A.1　電気保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	６時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	発電室長
					B.　条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1　当直課長は、モード３にする。 および B.2　当直課長は、モード５にする。	１２時間 ５６時間			
(2)　原子炉格納容器隔離Ａ		機能３．原子炉格納容器隔離　ａ．原子炉格納容器隔離Ａを参照。								
(3)　非常用高圧母線低電圧		定格電圧の69.0％以上	モード１、２、３および４	１母線あたり３	A.　１チャンネルが動作不能である場合	A.1　電気保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	６時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気保修課長
					B.　条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1　当直課長は、モード３にする。 および B.2　当直課長は、モード５にする。	１２時間 ５６時間			
d．　原子炉格納容器換気空調隔離										
(1)　原子炉格納容器換気空調隔離作動論理回路		ー	モード１、２、３および４	２系統※4	A.　１系統が動作不能である場合	A.1　電気保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	６時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気保修課長
					B.　条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1　当直課長は、モード３にする。 および B.2　当直課長は、モード５にする。	１２時間 ５６時間			
(2)　手動起動	・原子炉格納容器スプレイ手動起動	機能２．原子炉格納容器スプレイ系　ｂ．手動起動を参照。								
	・原子炉格納容器隔離Ａ手動起動	機能３．原子炉格納容器隔離　ａ．原子炉格納容器隔離Ａ (2)手動起動を参照。								
(3)　非常用炉心冷却系作動		機能１．非常用炉心冷却系を参照。								

機　能	設定値	適　用 モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項		
				条　件	措　置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
4．　主蒸気ライン隔離									
a．　主蒸気ライン隔離作動論理回路	ー	モード１、２(b)および３(b)	２系統※4	A.　１系統が動作不能である場合	A.1　電気保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	６時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気保修課長
				B.　条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1　当直課長は、モード３にする。 および B.2　当直課長は、モード４にする。	１２時間 ３６時間			
b．　手動起動	ー	モード１、２(b)および３(b)	２	A.　１チャンネルが動作不能である場合	A.1　電気保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	４８時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気保修課長
				B.　条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1　当直課長は、モード３にする。 および B.2　当直課長は、モード４にする。	１２時間 ３６時間			
c．　原子炉格納容器圧力異常高	138 kPa[gage]以下	モード１、２(b)および３(b)	４※15	A.　１チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1　電気保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする※16。	６時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気保修課長
				B.　条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1　当直課長は、モード３にする。 および B.2　当直課長は、モード４にする。	１２時間 ３６時間			
							動作不能でないことを指示値により確認する。	１日に１回	当直課長
d．　主蒸気ライン圧力低	3.35 MPa[gage]以上	モード１、２(b)および３(a)(b)	各主蒸気ライン毎に４※15	A.　１チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1　電気保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする※16。	６時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気保修課長
				B.　条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1　当直課長は、モード３にする。 および B.2　当直課長は、モード４にする。	１２時間 ３６時間			
							動作不能でないことを指示値により確認する。	１日に１回	当直課長
e．　主蒸気ライン圧力減少率高	0.87 MPaステップ以下	モード３(b)(d)	各主蒸気ライン毎に４※15	A.　１チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1　電気保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする※16。	６時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気保修課長
				B.　条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1　当直課長は、モード３にする。 および B.2　当直課長は、モード４にする。	１２時間 ３６時間			

機能		設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項		
					条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
5. 給水隔離										
a. 給水隔離作動論理回路		―	モード1、2(c)および3(c)	2系統※4	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 電気保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気保修課長
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間			
b. 蒸気発生器水位異常高		計器スパンの77 % 以下	モード1、2(c)および3(c)	1基あたり4※15	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A.1 電気保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする※16。	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気保修課長
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長
c. 非常用炉心冷却系作動		機能1. 非常用炉心冷却系を参照。								
d. 1次冷却材平均温度低と原子炉トリップの一致	1次冷却材平均温度低	293.6 ℃以上	モード1、2(c)および3(c)	4※15	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A.1 電気保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする※16。	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気保修課長
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長
	原子炉トリップ	表34－2 原子炉保護系計装を参照。								

機　能	設定値	適　用 モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項		
				条　件	措　置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
6．　インターロック									
a．　Ｐ－１１	加圧器圧力 13.24 MPa[gage]	モード１、２ および３(a)	４	A.　１チャンネル以上が動作不能である場合※19	A.1　電気保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	１時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気保修課長
				B.　条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1　当直課長は、モード３にする。 および B.2　当直課長は、モード４にする。	１２時間 ３６時間			

※１９：インターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャンネル故障あるいは出力側の故障により関連する動作機能が確保されない場合（手動ブロック許可信号が誤発信した場合を含む）をいう（以下、本条において同じ）

表３４－４ 事故時監視計装

項　　目	機　　能	適用モード	所要チャンネル数	所要チャンネル数を満足できない場合の措置※２０			確認事項		
				条　件	措　置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
１次冷却系計装※２１	１次冷却材圧力（広域）	モード１、２および３	２	A. １チャンネルの計器が動作不能である場合	A.1 電気保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	３０日	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気保修課長
	１次冷却材温度（広域）（高温側）		４						
	１次冷却材温度（広域）（低温側）		４						
	加圧器水位		２						
化学体積制御系計装※２１	ほう酸タンク水位		２						
主蒸気および給水、補助給水系計装※２１	主蒸気ライン圧力		各ライン２	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 電気保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	速やかに			
	復水ピット水位		２						
	蒸気発生器水位（広域）		４						
	蒸気発生器水位（狭域）		各ＳＧ２						
	補助給水流量		４				動作不能でないことを指示値により確認する。	１ヶ月に１回	当直課長
燃料取替用水系計装※２１	燃料取替用水ピット水位		２						
	燃料取替用水ピット水位		２	C. １つの機能が動作不能である場合	C.1 電気保修課長は、当該機能の1チャンネルを動作可能な状態にする。または、代替の監視手段を確保する。	１０日			
原子炉格納容器関連計装※２１	格納容器再循環サンプ水位（広域）		２						
	格納容器再循環サンプ水位（狭域）		２						
	格納容器内圧力		２						
	格納容器内温度		２	D. 条件Cの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード３にする。 および D.2 当直課長は、モード４にする。	１２時間 ３６時間			
	格納容器高レンジエリアモニタ（低レンジ）		２						
	格納容器高レンジエリアモニタ（高レンジ）		２						
原子炉補機冷却系計装※２１	原子炉補機冷却水サージタンク水位		２						
制御用空気系計装	制御用空気圧力		２						
非常用炉心冷却系計装※２１	高圧安全注入流量		２						
	低圧安全注入流量		２						

※２０：チャンネル毎、機能毎に個別の条件が適用される。
※２１：各計装は、重大事故等対処設備を兼ねる
　　各計装が動作不能時は、第９０条（表９０－１６）の運転上の制限も確認する。

表３４－５ ディーゼル発電機起動計装

機　　能	設 定 値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項		
				条　件	措　置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
１．　ディーゼル発電機起動論理回路	―	モード１、２、３および４	２系統	A.　１系統が動作不能である場合	A.1 電気保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	６時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	発電室長
				B.　条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード３にする。 および B.2 当直課長は、モード５にする。	１２時間 ５６時間			
		モード５、６および照射済燃料移動中	１系統	A.　１系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに			
２．　非常用高圧母線低電圧	定格電圧の69.0％以上	モード１、２、３、４、５、６および照射済燃料移動中	所要の母線あたり３	A.　１母線あたり1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	６時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気保修課長
				B.　１母線あたり２チャンネル以上が動作不能である場合	B.1 電気保修課長は、１母線あたり２チャンネルを動作可能な状態にする。	２時間			
				C.　条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに			
３．　非常用炉心冷却系作動	表３４－３　機能１．非常用炉心冷却系を参照。								

表３４－６ 中央制御室非常用循環系計装

機　　能	設 定 値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項		
				条　件	措　置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
１．　中央制御室非常用循環系作動論理回路	－	モード１、２、３、４および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中	所要の中央制御室非常用循環系につき２系統	A.　１系統または１チャンネルが動作不能である場合	A.1　当直課長は、当該系統またはチャンネルを動作可能な状態にする。	３０日	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気保修課長
				B.　２系統または２チャンネルが動作不能である場合	B.1　当直課長は、当該系統またはチャンネルを動作可能な状態にする。	１０日			
２．　手動起動	－		所要の中央制御室非常用循環系につき２	C.　モード１、２、３および４において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1　当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。	速やかに	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気保修課長
				D.　使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1　当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 または D.2　原子燃料課長は、照射済燃料の移動を中止する※12。	速やかに 速やかに			
３．　非常用炉心冷却系作動	表３４－３機能１．非常用炉心冷却系を参照。								

表３４－７ 中央制御室外原子炉停止装置

機能	適用モード	機能を満足できない場合の措置※２２			確認事項		
		条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
ほう酸ポンプ	モード１、２および３	A. １つの機能が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	３０日	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気保修課長
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード３にする。 および B.2 当直課長は、モード４にする。	１２時間 ３６時間			
充てんポンプ 加圧器後備ヒータ 抽出オリフィス隔離弁 海水ポンプ 原子炉補機冷却水ポンプ 電動補助給水ポンプ	モード１、２、３および４	A. １つの機能が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	３０日			
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード３にする。 および B.2 当直課長は、モード５にする。	１２時間 ５６時間			
余熱除去ポンプ	モード４	A. １つの機能が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	３０日			
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード５にする。	５６時間			
加圧器圧力	モード１、２および３	A. １つの機能が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	３０日	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気保修課長
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード３にする。 および B.2 当直課長は、モード４にする。	１２時間 ３６時間			
加圧器水位 蒸気発生器水位（広域） 主蒸気圧力	モード１、２、３および４	A. １つの機能が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	３０日			
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード３にする。 および B.2 当直課長は、モード５にする。	１２時間 ５６時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	１ヶ月に１回	当直課長
中性子束（中性子源領域）	モード２（Ｐ－６インターロック未満）、３および４	A. １つの機能が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	３０日			
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード３にする。 および B.2 当直課長は、モード５にする。	１２時間 ５６時間			

※２２：機能毎に個別の条件が適用される。

機　　能	適用モード	機能を満足できない場合の措置※22			確認事項		
		条　件	措　置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
１次冷却材圧力（広域）	モード３および４	A. １つの機能が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	３０日	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気保修課長
１次冷却材温度（広域）（低温側）		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード５にする。	５６時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	１ヶ月に１回	当直課長

（ＤＮＢ比）

第 ３５ 条　モード１において、ＤＮＢ比は、表３５－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．ＤＮＢ比が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。

(1) 当直課長は、モード１において、１２時間に１回、１次冷却材温度差、１次冷却材平均温度および１次冷却材圧力が、図３５に示す過大温度ΔＴ高および過大出力ΔＴ高トリップ設定値制限図の範囲内にあることを確認する。

表３５－１

項　目	運転上の制限
ＤＮＢ比	1.42 以上であること※1 1.30 以上であること※2

※１：※２以外の場合に適用する。

※２：炉心圧力が 9.81 MPa[abs] 未満に低下する運転時の異常な過渡変化事象の場合に適用する。

図 35　　過大温度ΔT 高および過大出力ΔT 高トリップ設定値制限図

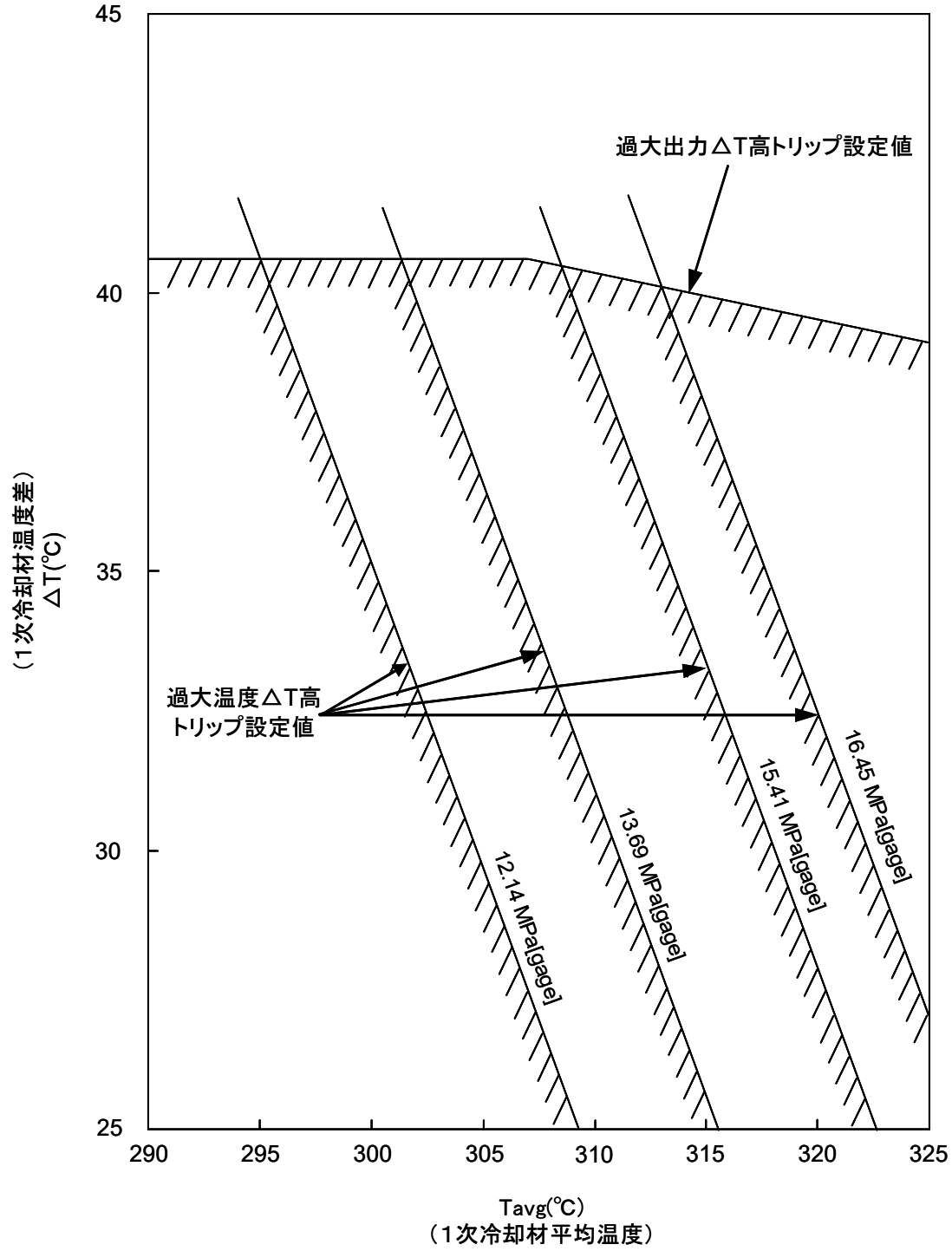

（１次冷却材の温度・圧力および１次冷却材温度変化率）

第 ３６ 条　通常の１次冷却系の加熱・冷却時※1において、１次冷却材温度・圧力および１次冷却材温度変化率※2は、表３６－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．１次冷却材温度・圧力および１次冷却材温度変化率が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。

⑴ 安全・防災室長は、原子炉容器鋼材監視試験片の評価結果等により原子炉容器のＲＴ$_{NDT}$の推移を評価し、その結果に基づき原子炉容器の非延性破壊防止のための１次冷却材温度・圧力の制限範囲を定め、原子炉主任技術者の確認を得た上で、所長の承認を得て、発電室長に通知する。

⑵ 当直課長は、通常の１次冷却系の加熱・冷却時において、１時間に１回、１次冷却材温度・圧力を確認する。

⑶ 当直課長は、通常の１次冷却系の加熱・冷却時において、１時間に１回、１次冷却材温度変化率を確認する。

３．当直課長は、１次冷却材温度・圧力または１次冷却材温度変化率が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表３６－３の措置を講じる。

※１：通常の１次冷却系の加熱・冷却時とは、原子炉起動、原子炉停止（異常時を除く）、１次冷却系の耐圧・漏えい検査および安全注入系逆止弁漏えい検査のための昇温、降温操作開始から終了までをいう（以下、本条において同じ）。

※２：１次冷却材温度変化率とは、１時間毎の差分のことをいう（以下、本条において同じ）。

表３６－１

項　目	運転上の制限
１次冷却材温度・圧力	第２項⑴号で定める原子炉容器の非延性破壊防止のための１次冷却材温度・圧力の制限範囲内にあること
１次冷却材温度変化率	表３６－２で定める制限値内にあること※3

※３：瞬時の制限値の逸脱は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。

表３６－２

項　目		制限値
１次冷却材温度変化率	原子炉容器	55 ℃/h 以下
	加圧器	加熱率：　55 ℃/h 以下 冷却率：　110 ℃/h 以下

表３６－３

条　件	要求される措置	完了時間
A.　１次冷却材温度・圧力が制限範囲内にない場合	A.1　当直課長は、制限範囲内に回復させる措置を開始する。	速やかに
B.　１次冷却材温度変化率が制限値を満足していない場合	B.1　当直課長は、制限値内に回復させる措置を開始する。	速やかに

（１次冷却系　－モード３－）

第 ３７ 条　モード３において、１次冷却系は、表３７－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．１次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。

⑴ 当直課長は、モード３において、制御棒の引抜き操作が行える状態※1である場合は、１日に１回、２台以上の１次冷却材ポンプが運転中であることを確認する。また、それに対応する蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの 5 % 以上であることを確認する。

⑵ 当直課長は、モード３において、制御棒の引抜き操作が行える状態でない場合は、１日に１回、以下の事項を確認する。

(a) １台の１次冷却材ポンプが運転中であり、それに対応する蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの 5 % 以上であること。

(b) 他の１台以上の１次冷却材ポンプに電源が供給されているか運転中であり、それに対応する蒸気発生器のうち１基以上の 水位（狭域）が計器スパンの 5 % 以上であること。

３．当直課長は、１次冷却系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表３７－２の措置を講じる。

※１：制御棒の引抜き操作が行える状態とは、原子炉トリップしゃ断器が投入され、制御棒クラスタ駆動用電源装置（ＭＧセット）による電源が制御棒駆動装置に供給されている状態をいう（以下、本条において同じ）。

表３７－１

項　目	運転上の制限
１次冷却系※2	⑴ 制御棒の引抜き操作が行える状態である場合は、蒸気発生器による熱除去系２系統以上が運転中であること ⑵ 制御棒の引抜き操作が行える状態でない場合は、蒸気発生器による熱除去系２系統以上が動作可能であり、そのうち１系統以上が運転中であること

※２：蒸気発生器による熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。
蒸気発生器による熱除去系が動作不能時は、第９０条（表９０－８）の運転上の制限も確認する。

表３７－２

条　件	要求される措置	完了時間
A. 制御棒の引抜き操作が行える状態である場合に、運転中の蒸気発生器による熱除去系が１系統である場合	A.1 当直課長は、他の蒸気発生器による熱除去系１系統を復旧し、運転状態とする。 または A.2 当直課長は、原子炉トリップしゃ断器を開く。 または A.3 当直課長は、制御棒クラスタ駆動用電源装置（ＭＧセット）のしゃ断器を開く。	１時間 １時間 １時間
B. 制御棒の引抜き操作が行える状態でない場合に、動作可能な蒸気発生器による熱除去系が１系統である場合	B.1 当直課長は、他の蒸気発生器による熱除去系１系統を復旧する。	７２時間
C. 条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード４にする。	２４時間
D. 蒸気発生器による熱除去系が全て運転中でない場合	D.1.1 当直課長は、原子炉トリップしゃ断器を開く。 または D.1.2 当直課長は、制御棒クラスタ駆動用電源装置（ＭＧセット）のしゃ断器を開く。 および D.2 当直課長は、１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および D.3 当直課長は、蒸気発生器による熱除去系１系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに

（１次冷却系　－モード４－）

第 ３８ 条　モード４において、１次冷却系は、表３８－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．１次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。

⑴ 当直課長は、モード４において、１日に１回、余熱除去ポンプまたは１次冷却材ポンプのうち１台が運転中であることを確認するとともに、１次冷却材ポンプが運転中である場合は、それに対応する蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの 5 % 以上であることを確認する。

⑵ 当直課長は、モード４において、１日に１回、前号で確認した以外の余熱除去ポンプまたは１次冷却材ポンプのうち、１台以上に電源が供給されているか運転中であることを確認するとともに、１次冷却材ポンプに電源が供給されているか運転中である場合は、それに対応する蒸気発生器のうち１基以上の水位（狭域）が計器スパンの 5 % 以上であることを確認する。

３．当直課長は、１次冷却系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表３８－２の措置を講じる。

表３８－１

項　目	運転上の制限
１次冷却系	余熱除去系※1または蒸気発生器による熱除去系※2のうち、２系統以上が動作可能であり、そのうち１系統以上が運転中であること

※１：余熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。
　　余熱除去系が動作不能時は、第９０条（表９０－４）の運転上の制限も確認する。

※２：蒸気発生器による熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。
　　蒸気発生器による熱除去系が動作不能時は、第９０条（表９０－８）の運転上の制限も確認する。

表３８－２

条　件	要求される措置	完了時間
A.　余熱除去系１系統が動作不能である場合 および 蒸気発生器による熱除去系が全て動作不能である場合	A.1 当直課長は、モード５にする。	２０時間
B.　余熱除去系が全て動作不能である場合 および 動作可能な蒸気発生器による熱除去系が１系統である場合	B.1. 当直課長は、余熱除去系１系統を復旧する措置を開始する。 または B.2 当直課長は、他の蒸気発生器による熱除去系１系統を復旧する措置を開始する。	速やかに 速やかに
C.　余熱除去系が全て運転中でない場合 および 蒸気発生器による熱除去系が全て運転中でない場合	C.1 当直課長は、１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および C.2.1 当直課長は、余熱除去系１系統を復旧し、運転状態にする措置を開始する。 または C.2.2 当直課長は、蒸気発生器による熱除去系１系統を復旧し、運転状態にする措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに

（１次冷却系　－モード５（１次冷却系満水）－）

第　３９　条　モード５（１次冷却系満水）において、１次冷却系は、表３９－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．１次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。

(1) 当直課長は、モード５（１次冷却系満水）において、１日に１回、１台の余熱除去ポンプが運転中であることを確認する。

(2) 当直課長は、モード５（１次冷却系満水）において、１日に１回、以下のいずれかの事項を確認する。

(a) 前号で確認した以外の余熱除去ポンプ１台に電源が供給されているか運転中であること。

(b) ２基以上の蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの 5 % 以上であること。

３．当直課長は、１次冷却系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表３９－２の措置を講じる。

表３９－１

項　目	運転上の制限
１次冷却系	(1) 余熱除去系※1 １系統が運転中であること※2 (2) 他の余熱除去系が動作可能または運転中であるか、２基以上の蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの 5 % 以上であること※2

※１：余熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。
　　余熱除去系が動作不能時は、第９０条（表９０－４）の運転上の制限も確認する。

※２：計画的にモード４に加熱する場合は、蒸気発生器１基以上の水位（狭域）が計器スパンの 5 % 以上であることを条件に、全ての余熱除去系を隔離することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。

表３９－２

条　件	要求される措置	完了時間
A.　余熱除去系１系統が動作不能である場合 および 計器スパンの 5 % 以上の水位（狭域）を有する蒸気発生器が１基以下である場合	A.1　当直課長は、当該余熱除去系統を復旧する措置を開始する。 または A.2　当直課長は、２基以上の蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの 5 % 以上である状態に復旧する措置を開始する。	速やかに 速やかに
B.　余熱除去系が全て運転中でない場合	B.1　当直課長は、１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および B.2　当直課長は、余熱除去系１系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。	速やかに 速やかに

（１次冷却系　－モード５（１次冷却系非満水）－）

第　４０　条　モード５（１次冷却系非満水※1）において、１次冷却系は、表４０－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．１次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。

(1) 当直課長は、モード５（１次冷却系非満水）において、１日に１回、１台の余熱除去ポンプが運転中であることを確認する。

(2) 当直課長は、モード５（１次冷却系非満水）において、１日に１回、残りの余熱除去ポンプに電源が供給されているか運転中であることを確認する。

３．当直課長は、１次冷却系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表４０－２の措置を講じる。

※１：１次冷却系非満水とは、１次冷却系水抜き開始からモード６となるまで、およびモード５となってから１次冷却系水張り終了までの期間をいう（以下、本条において同じ）。

表４０－１

項　目	運転上の制限
１次冷却系	余熱除去系※2２系統が動作可能であり、そのうち１系統以上が運転中であること※3※4※5

※２：余熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。
余熱除去系が動作不能時は、第９０条（表９０－４）の運転上の制限も確認する。

※３：１次冷却材ポンプによる１次冷却系空気抜きを行う場合は、２時間に限り全ての余熱除去系を隔離することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。

※４：ポンプの切替を行う場合は、以下の全てを満足させることを条件に、１５分に限り、全ての余熱除去ポンプを停止することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。

(a) 炉心出口温度が飽和温度より 5.6 ℃ 以上下回るように維持されていること。

(b) １次冷却材中のほう素濃度が低下する操作が行われていないこと。

(c) １次冷却系水量低下につながる操作が行われていないこと。

※５：余熱除去ポンプを用いて１次冷却系の水張りを行っている場合は、余熱除去系への切替操作が可能であること、および他の１系統が運転中であることを条件に１系統を隔離することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。

表４０－２

条　件	要求される措置	完了時間
A. 余熱除去系１系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を復旧する措置を開始する。	速やかに
B. 余熱除去系が全て運転中でない場合	B.1 当直課長は、１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および B.2 当直課長は、余熱除去系１系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。	速やかに 速やかに

（１次冷却系　－モード６（キャビティ高水位）－）

第　４１　条　モード６（キャビティ高水位※1）において、１次冷却系は、表４１－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．１次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。

(1) 当直課長は、モード６（キャビティ高水位）において、１日に１回、１台以上の余熱除去ポンプが運転中であることを確認する。

(2) 当直課長は、モード６（キャビティ高水位）において、１日に１回、１次冷却材温度が 65 ℃ 以下であることを確認する。

３．当直課長は、１次冷却系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表４１－２の措置を講じるとともに、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。

※１：キャビティ高水位とは、EL 32.2 m 以上である場合をいう（以下、本条において同じ）。

表４１－１

項　目	運転上の制限
１次冷却系	(1) 余熱除去系※2 １系統以上が運転中であること※3 (2) １次冷却材温度が 65 ℃ 以下であること

※２：余熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。
余熱除去系が動作不能時は、第９０条（表９０－４）の運転上の制限も確認する。

※３：１次冷却材中のほう素濃度を低下させる操作を行わないことを条件に、８時間あたり１時間に限り、余熱除去ポンプを停止することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。

表４１－２

条　件	要求される措置	完了時間
A.　余熱除去系が全て運転中でない場合	A.1　当直課長は、１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.2　原子燃料課長は、炉心への照射済燃料の移動を中止する※4。 および A.3　当直課長は、余熱除去系１系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに
B.　１次冷却材温度が 65 ℃ を超えた場合	B.1　当直課長は、１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および B.2　原子燃料課長は、炉心への照射済燃料の移動を中止する。 および B.3　当直課長は、１次冷却材温度を 65 ℃ 以下に回復させる措置を開始する。 および B.4　当直課長は、原子炉格納容器内から屋外大気まで直通の原子炉格納容器貫通部を全て閉止する。	速やかに 速やかに 速やかに ４時間

※４：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない（以下、本条において同じ）。

（１次冷却系　－モード６（キャビティ低水位）－）

第　４２　条　モード６（キャビティ低水位※1）において、１次冷却系は、表４２－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．１次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。

(1) 当直課長は、モード６（キャビティ低水位）において、１日に１回、１台の余熱除去ポンプが運転中であることを確認する。

(2) 当直課長は、モード６（キャビティ低水位）において、１日に１回、残りの１台の余熱除去ポンプに電源が供給されているか運転中であることを確認する。

(3) 当直課長は、モード６（キャビティ低水位）において、１日に１回、１次冷却材温度が 65 ℃ 以下であることを確認する。

３．当直課長は、１次冷却系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表４２－２の措置を講じる。

※１：キャビティ低水位とは、原子炉キャビティ水位が EL 32.2 m 未満である場合をいう（以下、本条において同じ）。

表４２－１

項　目	運転上の制限
１次冷却系	(1) 余熱除去系※2 ２系統が動作可能であり、そのうち１系統以上が運転中であること※3 (2) １次冷却材温度が 65 ℃ 以下であること

※２：余熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。
余熱除去系が動作不能時は、第９０条（表９０－４）の運転上の制限も確認する。

※３：キャビティ水張りおよび水抜きを行っている場合は、余熱除去系への切替操作が可能であること、および他の１系統が運転中であることを条件に１系統を隔離することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。

表４２－２

条　件	要求される措置	完了時間
A. 余熱除去系１系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を復旧する措置を開始する。 または A.2 当直課長は、原子炉キャビティ水位を高水位にする措置を開始する。	速やかに 速やかに
B. 余熱除去系が全て運転中でない場合	B.1 当直課長は、１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および B.2 当直課長は、余熱除去系１系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。	速やかに 速やかに
C. １次冷却材温度が 65 ℃ を超えた場合	C.1 当直課長は、１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および C.2 当直課長は、１次冷却材温度を 65 ℃ 以下に回復させる措置を開始する。 および C.3 当直課長は、原子炉格納容器内から屋外大気まで直通の原子炉格納容器貫通部を全て閉止する。	速やかに 速やかに ４時間

（加圧器）

第 ４３ 条　モード１、２および３において、加圧器は、表４３－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．加圧器が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。

(1) 当直課長は、モード１、２および３において、１２時間に１回、加圧器の水位を確認する。

(2) 当直課長は、モード１、２および３において、１週間に１回、加圧器ヒータ２系統が所内非常用母線から受電していることを確認する。

３.当直課長は､加圧器が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表４３－２の措置を講じる。

表４３－１

項　目	運転上の制限
加　圧　器	(1) 加圧器の水位が計器スパンの 94 ％ 以下であること (2) 所内非常用母線から受電している加圧器ヒータ２系統が動作可能であること

表４３－２

条　件	要求される措置	完了時間
A. 加圧器水位が計器スパンの94 %を超えた場合	A.1 当直課長は、モード３にし、原子炉トリップしゃ断器を開く。 および A.2 当直課長は、モード４にする。	１２時間 ３６時間
B. 所内非常用母線から受電している加圧器ヒータ１系統が動作不能である場合	B.1 当直課長は、当該加圧器ヒータを動作可能な状態に復旧する。	７２時間
C. 条件Ｂの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード３にする。 および C.2 当直課長は、モード４にする。	１２時間 ３６時間

（加圧器安全弁）

第 ４４ 条　モード１、２、３および４（１次冷却材温度が 130 ℃ を超える）において、加圧器安全弁は、表４４－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．加圧器安全弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。

(1) 機械保修課長は、定期事業者検査時に、加圧器安全弁の吹出し圧力が表４４－２で定める設定値であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。

３．当直課長は、加圧器安全弁が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表４４－３の措置を講じる。

表４４－１

項　目	運転上の制限
加圧器安全弁※1	全てが動作可能であること

※１：加圧器安全弁は、重大事故等対処設備を兼ねる。

表４４－２

項　目	設　定　値
加圧器安全弁吹出し圧力	[　　] MPa[gage] 以下

表４４－３

条　件	要求される措置	完了時間
A.　加圧器安全弁１台以上が動作不能である場合	A.1 当直課長は、モード３にする。 および A.2 当直課長は、モード４にし、１次冷却材温度を 130 ℃ 以下にする。	１２時間 ３６時間

（加圧器逃がし弁）

第 ４５ 条　モード１、２および３において、加圧器逃がし弁および加圧器逃がし弁元弁は、表４５－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．加圧器逃がし弁および加圧器逃がし弁元弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。

⑴ 電気保修課長は、定期事業者検査時に、加圧器逃がし弁の吹出し圧力および吹止まり圧力が表４５－２で定める設定値であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。

⑵ 電気保修課長は、定期事業者検査時に、加圧器逃がし弁が全開および全閉することを確認し、その結果を発電室長に通知する。

⑶ 電気保修課長は、定期事業者検査時に、加圧器逃がし弁元弁が全開および全閉することを確認し、その結果を発電室長に通知する。

３．当直課長は、加圧器逃がし弁または加圧器逃がし弁元弁が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表４５－３の措置を講じる。

表４５－１

項　目	運転上の制限
加圧器逃がし弁※1※2 および 加圧器逃がし弁元弁	全てが動作可能であること

※１：加圧器逃がし弁は、重大事故等対処設備を兼ねる。
　　加圧器逃がし弁が動作不能時は、第９０条（表９０－３）の運転上の制限も確認する。

※２：

表４５－２

項　目		設　定　値
加圧器逃がし弁	吹出し圧力	MPa[gage] 以下
	吹止まり圧力	MPa[gage] 以上

表４５－３

条　件	要求される措置	完了時間
A. 加圧器逃がし弁１台の自動制御ができないが、手動での全開および全閉操作は可能である場合※3	A.1 当直課長は、当該加圧器逃がし弁のあるラインの加圧器逃がし弁元弁を閉止する。	１時間
B. 加圧器逃がし弁１台が、手動でも全開または全閉ができない場合	B.1 当直課長は、当該加圧器逃がし弁のあるラインの加圧器逃がし弁元弁を閉止する。 および B.2 当直課長は、当該加圧器逃がし弁を手動での全開および全閉操作が可能な状態に復旧する。	１時間 ７２時間
C. 加圧器逃がし弁元弁１台の全閉操作ができない場合	C.1 当直課長は、当該加圧器逃がし弁元弁のあるラインの加圧器逃がし弁を開弁できないようにする。 および C.2 当直課長は、当該加圧器逃がし弁元弁を動作可能な状態に復旧する。	１時間 ７２時間
D. 条件Ａ、ＢまたはＣの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード３にする。 および D.2 当直課長は、モード４にする。	１２時間 ３６時間

※３：加圧器逃がし弁毎に個別の条件が適用される。

（低温過加圧防護）

第 ４６ 条　モード４※1、５および６※2において、低温過加圧に係る機器は、表４６－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．低温過加圧に係る機器が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。

⑴ 電気保修課長は、定期事業者検査時に、２台の加圧器逃がし弁について、低温過加圧防護のための校正を行い、その結果を発電室長に通知する。

⑵ 当直課長は、モード４、５および６において、１２時間に１回、１台以上の高圧注入ポンプの操作スイッチがプルアウト状態（引断）であることを確認する。

⑶ 当直課長は、モード４、５および６において、１２時間に１回、蓄圧タンク全基が隔離されていることを確認する。

⑷ モード４、５および６において、以下の事項を実施する。

(a) 機械保修課長は、加圧器安全弁１台以上を取り外し、または取り付けた場合は、その結果を当直課長に通知する。

(b) 当直課長は、１台以上の加圧器安全弁が取り外されていない場合は、３日に１回、２台の加圧器逃がし弁元弁が開状態であることを確認する。

３．当直課長は、低温過加圧に係る機器が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表４６－２の措置を講じるとともに、加圧器安全弁を取り外す必要がある場合は、機械保修課長に通知する。通知を受けた機械保修課長は、同表の措置を講じる。

※１：１次冷却材温度が 130 ℃ 以下の場合をいう。ただし、加圧器逃がし弁が低圧設定になるまでの間を除く。（以下、本条において同じ）

※２：原子炉容器のふたが閉められている場合（以下、本条において同じ）。

表４６－１

項　目	運転上の制限
低温過加圧に係る機器	(1)-1 ２台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり、２台の加圧器逃がし弁元弁が開状態であること または (1)-2 １台以上の加圧器安全弁が取り外されていること および (2) 動作可能な高圧注入ポンプが１台以下であること および (3) 蓄圧タンク全基が隔離されていること※3

※３：１次冷却系の水張りを行う場合、１基毎に隔離を解除することが許容される。また、蓄圧タンク出口弁の開閉確認を行う場合、蓄圧タンク圧力が１次冷却材圧力以下であることを条件に、１基毎に隔離を解除することが許容される。これらの場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。

表４６－２

条　件	要求される措置	完了時間
A. 操作スイッチがプルアウト（引断）状態にない高圧注入ポンプが２台ある場合	A.1 当直課長は、１台以上の高圧注入ポンプの操作スイッチをプルアウト（引断）状態にする。	１時間

表４６－２（続き）

条　件	要求される措置	完了時間
B.　蓄圧タンク１基以上が隔離されていない場合	B.1　当直課長は、当該蓄圧タンクを隔離する。	１時間
C.　条件Ｂの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1　当直課長は、１次冷却材温度を 130 ℃ 超にする。 または C.2　当直課長は、当該蓄圧タンクの圧力をその時点の１次冷却材圧力まで減圧する。	１２時間 １２時間
D.　モード４において、加圧器逃がし弁１台が低圧設定で動作不能である場合	D.1　当直課長は、当該加圧器逃がし弁を動作可能な状態に復旧する。	７日
E.　モード５または６において加圧器逃がし弁１台が低圧設定で動作不能である場合 および モード５または６において加圧器安全弁が全て取り付けられている場合	E.1　当直課長は、当該加圧器逃がし弁を動作可能な状態に復旧する。	２４時間
F.　加圧器逃がし弁２台が低圧設定で動作不能である場合 および 加圧器安全弁が全て取り付けられている場合 または 条件Ａ、Ｃ、ＤまたはＥの措置を完了時間内に達成できない場合	F.1　当直課長は、モード５にする。 および F.2　機械保修課長は、加圧器安全弁１台以上を取り外す※４。	２０時間 ２８時間

※４：モード５になったことを確認した上で取り外すこと。

（１次冷却材漏えい率）

第　４７　条　モード１、２、３および４において、原子炉格納容器内への漏えい率および原子炉格納容器内漏えい監視装置は、表４７－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．原子炉格納容器内への漏えい率および原子炉格納容器内漏えい監視装置が、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。

⑴ 電気保修課長は、定期事業者検査時に、原子炉格納容器サンプ水位計および凝縮液量測定装置の機能の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。

⑵ 電気保修課長は、定期事業者検査時に、炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置の機能の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。

⑶ 当直課長は、モード１、２、３および４において、１日に１回、原子炉格納容器サンプ水位計および炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置を用いて、また、モード１および２において、１日に１回、凝縮液量測定装置を用いて、原子炉格納容器内への漏えい率を確認する※1。

なお、原子炉格納容器サンプ水位計、炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置または凝縮液量測定装置のいずれかが動作不能である場合、当直課長は、８時間に１回、動作可能な計器により原子炉格納容器内への漏えい率を確認する。

３．当直課長は、原子炉格納容器内への漏えい率または原子炉格納容器内漏えい監視装置が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表４７－２の措置を講じる。

※１：原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置により測定される漏えい率が 0.23 m^3/h を上回っている状態で運転を継続する場合は、１日に１回、１次冷却材のインベントリ収支、格納容器ガスモニタ、格納容器じんあいモニタ等により運転上の制限を満足していることを確認しなければならない。

表４７－１

項　目	運転上の制限
原子炉格納容器内への漏えい率	(1)　原子炉格納容器サンプ水位計および炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置 または 凝縮液量測定装置 によって測定される未確認の漏えい率が 0.23 m^3/h 以下であること※２ (2)　原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置によって測定される原子炉冷却材圧力バウンダリ以外からの漏えい率が 2.3 m^3/h 以下であること
原子炉格納容器内漏えい監視装置	(1)　モード１および２において、 原子炉格納容器サンプ水位計および炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置 または 凝縮液量測定装置※３ が動作可能であること (2)　モード３および４において、原子炉格納容器サンプ水位計および炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置が動作可能であること

※２：炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置によって測定される漏えい率は全て未確認の漏えい率とみなすものとする。

※３：凝縮液量測定装置の健全性を確認するための点検または洗浄により、原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置の指示値が変動する場合を除く。

表４７－２

条　件	要求される措置	完了時間
A.　未確認の漏えい率が 0.23 ㎥/h を超えた場合	A.1 当直課長は、制限値以下に回復させる。 または A.2 当直課長は、原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいでないことを確認する。	４時間 ４時間
B.　原子炉冷却材圧力バウンダリ以外からの漏えい率が 2.3 ㎥/h を超えた場合	B.1 当直課長は、制限値以下に回復させる。 または B.2 当直課長は、１次冷却系からの漏えいでないことを確認する。	４時間 ４時間
C.　モード１および２において、 原子炉格納容器サンプ水位計または炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置 および 凝縮液量測定装置 が動作不能である場合	C.1 当直課長は、 原子炉格納容器サンプ水位計および炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置 または 凝縮液量測定装置 を動作可能な状態に復旧する。 および C.2 当直課長は、代替手段※4による監視を行う。	３０日 速やかに その後の１日に１回

表４７－２（続き）

条　件	要求される措置	完了時間
D.　モード３および４において、原子炉格納容器サンプ水位計または炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置が動作不能である場合	D.1 当直課長は、原子炉格納容器サンプ水位計および炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置を動作可能な状態に復旧する。 および D.2 当直課長は、代替手段※4による監視を行う。	３０日 速やかに その後の１日に１回
E.　条件Ａ、Ｂ、ＣまたはＤの措置を完了時間内に達成できない場合 または 条件ＣまたはＤで要求される措置を実施中に、原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいを示す有意な変化があった場合	E.1 当直課長は、モード３にする。 および E.2 当直課長は、モード５にする。	１２時間 ５６時間

※４：代替手段による監視とは、１次冷却材のインベントリ収支、格納容器ガスモニタおよび格納容器じんあいモニタによる監視をいう。

（蒸気発生器細管漏えい監視）

第 ４８ 条　モード１、２、３および４において、蒸気発生器細管および蒸気発生器細管漏えい監視装置は、表４８－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．蒸気発生器細管および蒸気発生器細管漏えい監視装置が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。

⑴ 電気保修課長は、定期事業者検査時に、復水器空気抽出器ガスモニタ、蒸気発生器ブローダウン水モニタおよび高感度型主蒸気管モニタ検出器の校正を行い、その結果を発電室長に通知する。

⑵ 機械保修課長は、定期事業者検査時に、渦流探傷検査により蒸気発生器細管の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。

⑶ 放射線管理課長は、モード１、２、３および４において、１ヶ月に１回、２次系試料採取測定により蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。

⑷ 当直課長は、モード１および２において、１日に１回、復水器空気抽出器ガスモニタ、蒸気発生器ブローダウン水モニタおよび高感度型主蒸気管モニタのうち２種類以上※1のモニタにより、蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。

⑸ 当直課長は、モード３および４において、１日に１回、蒸気発生器ブローダウン水モニタにより、蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。なお、プラント状態により監視ができない場合、または蒸気発生器ブローダウン水モニタ洗浄中は、放射線管理課長が、１日に１回、２次系試料採取測定により蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認し、その結果を当直課長に通知することをもって、蒸気発生器ブローダウン水モニタによる確認に代えることができる。

⑹ 当直課長は、モード１、２、３および４において、復水器空気抽出器ガスモニタ、蒸気発生器ブローダウン水モニタまたは高感度型主蒸気管モニタの指示値に有意な上昇が認められた場合は､放射線管理課長に通知する｡通知を受けた放射線管理課長は、その後の８時間以内に２次系試料採取測定により蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認し、その結果を当直課長に通知する。

３．当直課長は、蒸気発生器細管または蒸気発生器細管漏えい監視装置が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、第２項⑹号で定める確認の結果を待つことなく、表４８－２の措置を講じるとともに、２次系試料採取測定を実施する必要がある場合は放射線管理課長に通知する。通知を受けた放射線管理課長は同表の措置を講じる。放射線管理課長は、蒸気発生器細管が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合※2、当直課長に通知する。通知を受けた当直課長は同表の措置を講じる。

※１：高感度型主蒸気管モニタについては、４つの高感度型主蒸気管モニタで１種類とみなす（以下、本条において同じ）。

※２：第２項⑹号で定める確認が実施できなかった場合は、蒸気発生器細管が第１項で定める運転上の制限を満足していないとみなす。

表４８－１

項　目	運転上の制限
蒸気発生器細管	漏えいがないこと
蒸気発生器細管漏えい監視装置	(1) モード１および２において、復水器空気抽出器ガスモニタ、蒸気発生器ブローダウン水モニタおよび高感度型主蒸気管モニタのうち、２種類以上が動作可能であること (2) モード３および４において、蒸気発生器ブローダウン水モニタが動作可能であること※3

※３：プラント状態により監視ができない場合、または洗浄中は除く。

表４８－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A. モード１および２において、復水器空気抽出器ガスモニタ、蒸気発生器ブローダウン水モニタおよび高感度型主蒸気管モニタのうち、いずれか２種類が動作不能である場合	A.1 当直課長は、動作不能なモニタのうち、いずれか１種類を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、残りの動作可能なモニタで、蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。 および A.3 放射線管理課長は、２次系試料採取測定により、蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。	速やかに １時間 その後の１日に１回 ２４時間 その後の１日に１回
B. モード１および２において、復水器空気抽出器ガスモニタ、蒸気発生器ブローダウン水モニタおよび高感度型主蒸気管モニタの全てが動作不能である場合	B.1 当直課長は、いずれか１種類のモニタを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および B.2 放射線管理課長は、２次系試料採取測定により、蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。	速やかに ８時間 その後の８時間に１回

表４８－２（続き）

条　　件	要求される措置	完了時間
C.　モード３および４において、蒸気発生器ブローダウン水モニタが動作不能である場合	C.1 当直課長は、蒸気発生器ブローダウン水モニタを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および C.2 放射線管理課長は、２次系試料採取測定により、蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。	速やかに ８時間 その後の８時間に１回
D.　蒸気発生器細管に漏えいが発生したと判断した場合 または 条件Ａ、ＢまたはＣの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード３にする。 および D.2 当直課長は、モード５にする。	１２時間 ５６時間

（余熱除去系への漏えい監視）

第 ４９ 条　モード１、２、３および４（余熱除去系隔離弁が閉止している場合）において、１次冷却系から余熱除去系への漏えいは、表４９－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．１次冷却系から余熱除去系への漏えいが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。

(1) 機械保修課長は、定期事業者検査時に、１次冷却系から余熱除去系への漏えいがないことを確認し、その結果を発電室長に通知する。

３．当直課長は、１次冷却系から余熱除去系への漏えいが第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表４９－２の措置を講じる。

表４９－１

項　目	運転上の制限
１次冷却系から余熱除去系への漏えい	漏えいがないこと※1

※１：漏えいがないこととは、余熱除去系の逃がし弁が作動していないことをいう（以下、本条において同じ）。

表４９－２

条　件	要求される措置	完了時間
A. 余熱除去系の逃がし弁が作動した場合	A.1 当直課長は、余熱除去系の当該ラインを隔離し、１次冷却系から余熱除去系への漏えいを止める※2。	４時間
B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード３にする。 および B.2 当直課長は、モード５にする。	１２時間 ５６時間

※２：隔離により低圧注入系の機能が動作不能となった場合は、当該低圧注入系を動作不能とみなす。

（１次冷却材中のよう素１３１濃度）

第 ５０ 条　モード１、２および３（１次冷却材温度が 260 ℃ 以上）において、１次冷却材中のよう素１３１濃度は、表５０－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．１次冷却材中のよう素１３１濃度が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。

(1) 放射線管理課長は、モード１、２および３（１次冷却材温度が 260 ℃ 以上）において、１週間に１回、１次冷却材中のよう素１３１濃度を確認する。

３．放射線管理課長は、１次冷却材中のよう素１３１濃度が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、当直課長に通知する。通知を受けた当直課長は、表５０－２の措置を講じる。

表５０－１

項　目	運転上の制限
１次冷却材中のよう素１３１濃度	4.0×10^{4} Bq/cm^{3} 以下であること

表５０－２

条　件	要求される措置	完了時間
A. １次冷却材中のよう素１３１濃度が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、１次冷却材中のよう素１３１濃度の運転上の制限を満足させる。	４８時間
B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード３にし、１次冷却材温度を 260 ℃ 未満にする。	１２時間

（蓄圧タンク）

第 ５１ 条　モード１、２および３（１次冷却材圧力が 6.89 MPa[gage] を超える場合）[※1]において、蓄圧タンクは、表５１－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．蓄圧タンクが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。

(1) 当直課長は、モード１、２および３（１次冷却材圧力が 6.89 MPa[gage] を超える場合）において、蓄圧タンクのほう素濃度、ほう酸水量および圧力を表５１－２で定める頻度で確認する。

なお、燃料取替用水ピットからの補給または１次冷却系の加熱以外の理由により、蓄圧タンク水位計で、計器スパンの 3 % 以上の水位増加が確認された場合は、６時間以内に当該タンクのほう素濃度を確認する。

(2) 当直課長は、モード１、２および３（１次冷却材圧力が 6.89 MPa[gage] を超える場合）において、１日に１回、蓄圧タンクの全ての出口弁が全開であることを確認する。

３．当直課長は、蓄圧タンクが第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表５１－３の措置を講じる。

※１：原子炉起動時のモード３（１次冷却材圧力が 6.89 MPa[gage] を超えた時点）から、全ての出口弁が全開となるまでの間は除く（以下、本条において同じ）。

表５１－１

項　目	運転上の制限
蓄圧タンク[※2※3]	(1) ほう素濃度、ほう酸水量および圧力が表５１－２で定める制限値内にあること (2) 出口弁が全開であること

※２：蓄圧タンクは、重大事故等対処設備を兼ねる。
蓄圧タンクが運転上の制限を逸脱した場合は、第９０条（表９０－４）の運転上の制限も確認する。

※３：

表５１－２

項　目	制　限　値	確認頻度
ほう素濃度	2,800 ppm 以上	３ヶ月に１回
ほう酸水量 （有効水量）	27.0 m^3 以上	１日に１回
圧力	4.04 MPa[gage] 以上	１日に１回

表５１－３

条　件	要求される措置	完了時間
A.　蓄圧タンク１基のほう素濃度が制限値を満足していない場合	A.1 当直課長は、当該蓄圧タンクのほう素濃度を制限値内に回復させる。	７２時間
B.　蓄圧タンク１基が条件Ａ以外の理由により、運転上の制限を満足していない場合	B.1 当直課長は、当該蓄圧タンクの運転上の制限を満足させる。	１時間
C.　条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード３にする。 および C.2 当直課長は、１次冷却材圧力を6.89 MPa [gage] 以下に下げる。	１２時間 １８時間
D.　蓄圧タンク２基以上が運転上の制限を満足していない場合	D.1 当直課長は、モード３にする。 および D.2 当直課長は、モード４にする。 および D.3 当直課長は、モード５にする。	１２時間 ３６時間 ５６時間

（非常用炉心冷却系　－モード１、２および３－）

第　５２　条　モード１、２および３において、非常用炉心冷却系は、表５２－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。

⑴ 発電室長は、定期事業者検査時に、高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および表５２－２で定める事項を確認する。

⑵ 発電室長は、定期事業者検査時に、高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプが、模擬信号により起動することを確認する。

⑶ 当直課長は、定期事業者検査時に、施錠等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。

⑷ 機械保修課長は、定期事業者検査時に、原子炉格納容器再循環サンプが異物等により塞がれていないことを確認し、その結果を発電室長に通知する。

⑸ 機械保修課長は、定期事業者検査時に、余熱除去ポンプ入口弁が、閉止可能であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。

⑹ 当直課長は、モード１、２および３において、１ヶ月に１回、２台の高圧注入ポンプおよび２台の余熱除去ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※1。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。

⑺ 当直課長は、モード１、２および３において、１ヶ月に１回、非常用炉心冷却系の弁の開閉確認を行い、弁の動作に異常のないこと、確認する際に操作した弁が、正しい位置に復旧していることを確認する。

３．当直課長は、非常用炉心冷却系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表５２－３の措置を講じる。

※１：運転中のポンプについては、運転状態により確認する（以下、本条において同じ）。

表５２－１

項　目	運転上の制限
非常用炉心冷却系※2※3	(1) 高圧注入系の２系統が動作可能であること※4 (2) 低圧注入系の２系統が動作可能であること

※２：高圧注入系は、重大事故等対処設備を兼ねる。
高圧注入系が動作不能時は、第９０条（表９０－３および表９０－４）の運転上の制限も確認する。

※３：低圧注入系は、重大事故等対処設備を兼ねる。
低圧注入系が動作不能時は、第９０条（表９０－４）の運転上の制限も確認する。

※４：高圧注入ポンプを用いて蓄圧タンクの水張りを行っている場合は、高圧注入系への切替操作が可能な状態であることを条件に、動作不能とはみなさない。

表５２－２

項　目	確認事項
高圧注入ポンプ	テストラインにおける揚程が　　m 以上、容量が　　m^3/h 以上であることを確認する
余熱除去ポンプ	テストラインにおける揚程が　　m 以上、容量が　　m^3/h 以上であることを確認する

表５２－３

条　件	要求される措置	完了時間
A. 高圧注入系１系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	１０日 ４時間 その後の８時間に１回
B. 低圧注入系１系統が動作不能である場合	B.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および B.2 当直課長は、残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	１０日 ４時間 その後の８時間に１回
C. 条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード３にする。 および C.2 当直課長は、モード４にする。	１２時間 ３６時間

（非常用炉心冷却系　－モード４－）

第 ５３ 条　モード４において、非常用炉心冷却系は、表５３－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。

⑴ 当直課長は、モード４において、１ヶ月に１回、１台以上の高圧注入ポンプもしくは１台以上の充てんポンプおよび１台以上の余熱除去ポンプが手動起動可能であることを確認する。

⑵ 当直課長は、モード４において、１か月に１回、非常用炉心冷却系の弁の開閉確認を行い、弁の動作に異常のないこと、確認する際に操作した弁が、正しい位置に復旧していることを確認する。

３．当直課長は、非常用炉心冷却系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表５３－２の措置を講じる。

表５３－１

項　目	運転上の制限
非常用炉心冷却系※1※2※3	(1) 高圧注入系または充てん系１系統以上が動作可能であること (2) 低圧注入系１系統以上が動作可能であること※4

※１：高圧注入系は、重大事故等対処設備を兼ねる。
　　高圧注入系が動作不能時は、第９０条（表９０－３および表９０－４）の運転上の制限も確認する。

※２：充てん系は、重大事故等対処設備を兼ねる。
　　充てん系が動作不能時は、第９０条（表９０－４）の運転上の制限も確認する。

※３：低圧注入系は、重大事故等対処設備を兼ねる。
　　低圧注入系が動作不能時は、第９０条（表９０－４）の運転上の制限も確認する。

※４：余熱除去ポンプを用いて余熱除去運転を行っている場合は、低圧注入系への切替操作が可能な状態であることを条件に、動作不能とはみなさない。

表５３－２

条　件	要求される措置	完了時間
A. 低圧注入系の全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、低圧注入系１系統を動作可能な状態に復旧するための措置を開始する。	速やかに
B. 高圧注入系および充てん系の全てが動作不能である場合	B.1 当直課長は、高圧注入系または充てん系の１系統を動作可能な状態に復旧する。	１時間
C. 条件Ｂの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード５にする。	２０時間

（燃料取替用水ピット）

第 ５４ 条　モード１、２、３および４において、燃料取替用水ピットは、表５４－１で定める事項を運転上の制限とする。

２.燃料取替用水ピットが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。

(1) 当直課長は、モード１、２、３および４において、燃料取替用水ピットのほう素濃度およびほう酸水量を表５４－２で定める頻度で確認する。

３. 当直課長は、燃料取替用水ピットが第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表５４－３の措置を講じる。

表５４－１

項　目	運転上の制限
燃料取替用水ピット※1	ほう素濃度およびほう酸水量が表５４－２で定める制限値内にあること

※１：燃料取替用水ピットは、重大事故等対処設備を兼ねる。
燃料取替用水ピットが運転上の制限を逸脱した場合は、第９０条（表９０－１４）の運転上の制限も確認する。

表５４－２

項　目	制　限　値	確認頻度
ほう素濃度	2,800 ppm 以上	１ヶ月に１回
ほう酸水量 （有効水量）	1,860 m^3 以上	１週間に１回

表５４－３

条　件	要求される措置	完了時間
A. 燃料取替用水ピットのほう素濃度が制限値を満足していない場合	A.1 当直課長は、ほう素濃度を制限値内に回復させる。	８時間
B. 燃料取替用水ピットのほう酸水量が制限値を満足していない場合	B.1 当直課長は、ほう酸水量を制限値内に回復させる。	１時間
C. 条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード３にする。 および C.2 当直課長は、モード５にする。	１２時間 ５６時間

第 ５５ 条　削除

（原子炉格納容器）

第 ５６ 条　モード１、２、３および４において、原子炉格納容器は、表５６－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．原子炉格納容器が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。

⑴ 機械保修課長は、定期事業者検査時に、原子炉格納容器漏えい率が表５６－３で定めるいずれかの漏えい率内にあることを確認し、その結果を発電室長に通知する。

⑵ 機械保修課長は、定期事業者検査時に、原子炉格納容器エアロックインターロック機構の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。

⑶ 土木建築課長は、定期事業者検査時に、原子炉格納容器の構造上の健全性を緊張材の緊張力確認検査等により確認し、その結果を発電室長に通知する。

⑷ 発電室長は、定期事業者検査時に、表５６－６で定める系統の原子炉格納容器自動隔離弁が模擬信号により隔離動作することを確認する。

⑸ 当直課長は、定期事業者検査時に、事故条件下において閉止していることが要求される原子炉格納容器隔離弁で、閉操作または閉動作が可能な状態であることを条件に開状態としている原子炉格納容器隔離弁（前号で隔離動作を確認した原子炉格納容器自動隔離弁を含む）を除き、閉止状態であることを確認する。ただし、原子炉格納容器隔離弁のうち、手動隔離弁および閉止フランジについては、至近の記録、施錠管理の実施、区域管理の実施等により確認を行うことができる。

⑹ 当直課長は、モード１、２、３および４において、１２時間に１回、原子炉格納容器圧力を確認する。

３．当直課長は、原子炉格納容器が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、以下の措置を講じる。

⑴ 原子炉格納容器エアロック以外の理由により運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表５６－４の措置を講じる。

⑵ 原子炉格納容器エアロックが運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表５６－５の措置を講じるとともに、同表の条件Ｄに該当する場合は機械保修課長に通知する。通知を受けた機械保修課長は、同表の措置を講じる。

表５６－１

項　目	運転上の制限
原子炉格納容器※1※5	(1) 原子炉格納容器の機能が健全であること (2) 原子炉格納容器圧力が表５６－２で定める制限値内にあること (3) 原子炉格納容器エアロックが動作可能であること※2※3 (4) 原子炉格納容器隔離弁が動作可能であること※4

※１：原子炉格納容器は、重大事故等対処設備を兼ねる。

※２：動作可能であることとは、原子炉格納容器エアロックのインターロック機構が健全であること、および原子炉格納容器エアロックが閉止可能（閉止状態であることを含む）であることをいう。

※３：モード４の原子炉格納容器パージ後、直ちに閉止できることを条件に原子炉格納容器エアロックの両方のドアを開放する場合、運転上の制限を適用しない。

※４：動作可能であることとは、閉止可能（閉止状態であることを含む）であることをいう。

※５：

表５６－２

項　目	制　限　値
原子炉格納容器圧力	9.8 kPa[gage] 以下

表５６－３

項　目		漏えい率
Ａ種検査	設計圧力検査	0.08 %/日 以下
	低圧検査	0.04 %/日 以下
Ｂ・Ｃ種検査		0.04 %/日 以下

表５６－４※6※7※8

条　件	要求される措置	完了時間
A.　原子炉格納容器隔離弁２個を有するラインで、１個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合	A.1 当直課長は、当該ラインを隔離する。 および A.2 当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認する。※9	４時間 隔離後の１ヶ月に１回
B.　原子炉格納容器隔離弁２個を有するラインで、２個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合	B.1 当直課長は、当該ラインを隔離する。 および B.2 当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認する。※9	１時間 隔離後の１ヶ月に１回
C.　閉鎖系で原子炉格納容器隔離弁１個を有するラインで、１個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合	C.1 当直課長は、当該ラインを隔離する。 および C.2 当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認する。※9	４時間 隔離後の１ヶ月に１回
D.　原子炉格納容器圧力が表５６－２で定める制限値を満足していない場合	D.1 当直課長は、原子炉格納容器圧力を制限値内に回復させる。	１時間
E.　条件Ａ、Ｂ、ＣまたはＤ以外の理由で、原子炉格納容器の機能が確保されない場合	E.1 当直課長は、原子炉格納容器の機能を復旧する。	１時間
F.　条件Ａ、Ｂ、Ｃ、ＤまたはＥの措置を完了時間内に達成できない場合	F.1 当直課長は、モード３にする。 および F.2 当直課長は、モード５にする。	１２時間 ５６時間

※６：各隔離ラインは、直ちに閉止できることを条件に隔離解除を行うことができる。

※７：ライン毎に、条件および要求される措置が適用される。

※８：原子炉格納容器隔離弁の閉止不能により、当該ラインの各機器が動作不能となる場合は、それぞれの機器の運転上の制限を満足していない場合の措置を講じなければならない。

※９：原子炉格納容器外部における隔離のみに適用される。

表５６－５※１０※１１※１２

条件	要求される措置	完了時間
A. 閉止不能な原子炉格納容器エアロックドア１つを有する原子炉格納容器エアロックが１基以上ある場合	A.1 当直課長は、当該原子炉格納容器エアロックの閉止可能なドアが閉止されていることを確認する。 および A.2 当直課長は、A.1で閉止を確認したドアを施錠する。 および A.3 当直課長は、A.1で閉止を確認したドアが施錠・閉止されていることを確認する。	１時間 ２４時間 施錠後の１ヶ月に１回
B. インターロック機構が動作不能な原子炉格納容器エアロックが１基以上ある場合	B.1 当直課長は、当該原子炉格納容器エアロックの閉止可能なドアのうち１つが閉止されていることを確認する。 および B.2 当直課長は、B.1で閉止を確認したドアを施錠する。 および B.3 当直課長は、B.1で閉止を確認したドアが施錠・閉止されていることを確認する。	１時間 ２４時間 施錠後の１ヶ月に１回
C. 閉止不能な原子炉格納容器エアロックドア２つを有する原子炉格納容器エアロックが１基以上ある場合	C.1 当直課長は、当該原子炉格納容器エアロックの１つのドアを閉止する。 および C.2 当直課長は、C.1で閉止したドアを施錠する。 および C.3 当直課長は、C.1で閉止したドアが閉止・施錠されていることを確認する。	１時間 ２４時間 施錠後の１ヶ月に１回

表５６－５（続き）※１０※１１※１２

条件	要求される措置	完了時間
D. 条件Ａ、ＢまたはＣ以外の理由により原子炉格納容器エアロック１基以上の機能が確保できない場合	D.1 機械保修課長は、当該原子炉格納容器エアロックの漏えい率の評価に向けた措置を開始する。 および D.2 当直課長は、当該原子炉格納容器エアロックの１つのドアを閉止する。または閉止されていることを確認する。 および D.3 機械保修課長は、当該原子炉格納容器エアロックの機能を復旧し、その結果を当直課長に通知する。	速やかに １時間 ２４時間
E. 条件Ａ、Ｂ、ＣまたはＤの措置を完了時間内に達成できない場合	E.1 当直課長は、モード３にする。 および E.2 当直課長は、モード５にする。	１２時間 ５６時間

※10：当該原子炉格納容器エアロックの修理を行うための出入りは許容される。

※11：常用および非常用原子炉格納容器エアロックの片方のドアが閉止不能である場合においても直ちに閉止できることを条件に、一時的に当該原子炉格納容器エアロックを使用することが許容される。

※12：インターロック機構が動作不能な場合、同時に両方のドアが開放されないことを条件に出入りが許容される。

表５６－６

化学体積制御系統	抽出ライン 封水戻りライン
原子炉補機冷却水系統	格納容器再循環装置冷却ライン 制御棒駆動装置・余剰抽出冷却器冷却ライン 1 次冷却材ポンプ冷却ライン
放射性廃棄物処理系統	加圧器逃がしタンク純水供給ライン 加圧器逃がしタンク N_2 供給ライン 加圧器逃がしタンクガス分析ライン 冷却材ドレンタンク N_2 供給ライン 冷却材ドレンタンクガス分析ライン 冷却材ドレンポンプ出口ライン 原子炉格納容器サンプポンプ出口ライン
試料採取系統	加圧器気相部サンプルライン 加圧器液相部サンプルライン ループ高温側サンプルライン 蓄圧タンクサンプルライン
換気系統	原子炉格納容器空気サンプルライン 原子炉格納容器給気・排気ライン 原子炉格納容器減圧装置排気ライン
蒸気発生器ブローダウン系統	蒸気発生器ブローダウンライン 蒸気発生器ブローダウンサンプルライン
消火用水系統	消火用水系格納容器入口ライン
炉内計装用ガスパージ系統	炉内計装用ガスパージライン
空調用冷水系統	制御棒位置指示装置盤室冷却用冷却水出入口ライン
制御用空気系統	制御用空気供給ライン

第 ５７ 条　削除

第 ５８ 条　削除

第 ５９ 条　削除

第 ６０ 条　削除

第 ６１ 条　削除

第 ６２ 条　削除

第 ６３ 条　削除

（原子炉格納容器スプレイ系）

第 ６４ 条　モード１、２、３および４において、原子炉格納容器スプレイ系は、表６４－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．原子炉格納容器スプレイ系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。

⑴ 発電室長は、定期事業者検査時に、格納容器スプレイポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および表６４－３に定める事項を確認する。

⑵ 発電室長は、定期事業者検査時に、格納容器スプレイポンプが、模擬信号により起動することを確認する。

⑶ 発電室長は、定期事業者検査時に、原子炉格納容器スプレイ系の自動作動弁が、模擬信号により正しい位置へ作動することを確認する。

⑷ 当直課長は、定期事業者検査時に、施錠等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。

⑸ 当直課長は、よう素除去薬品タンクのヒドラジン濃度およびヒドラジン溶液量を表６４－２に定める頻度で確認する。

⑹ 当直課長は、モード１、２、３および４において、１ヶ月に１回、２台の格納容器スプレイポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。

⑺ 当直課長は、モード１、２、３および４において、１ヶ月に１回、原子炉格納容器スプレイ系の弁の開閉確認を行い、弁の動作に異常のないこと、確認する際に操作した弁が、正しい位置に復旧していることを確認する。

３．当直課長は、原子炉格納容器スプレイ系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表６４－４の措置を講じる。

表６４－１

項　目	運転上の制限
原子炉格納容器スプレイ系※1	(1) ２系統が動作可能であること (2) よう素除去薬品タンクのヒドラジン濃度およびヒドラジン溶液量が表６４－２に定める制限値内にあること

※１：原子炉格納容器スプレイ系は、重大事故等対処設備を兼ねる。
原子炉格納容器スプレイ系が動作不能時は、第９０条（表９０－４および表９０－６）の運転上の制限も確認する。

表６４－２

項　目	制限値	確認頻度
ヒドラジン濃度	35 wt% 以上	定期事業者検査時
ヒドラジン溶液量 （有効水量）	2.0 m^3 以上	モード１、２、３および４において６ヶ月に１回

表６４－３

項　目	確認事項
格納容器スプレイポンプ	テストラインにおける揚程が [　] m 以上、容量が [　　] m^3/h 以上であることを確認する

表６４－４

条　件	要求される措置	完了時間
A.　原子炉格納容器スプレイ系１系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	１０日 ４時間 その後の８時間に１回
B.　よう素除去薬品タンクのヒドラジン濃度またはヒドラジン溶液量が制限値を満足していない場合	B.1 当直課長は、制限値内に回復させる。	７２時間
C.　条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード３にする。 および C.2 当直課長は、モード５にする。	１２時間 ５６時間

（アニュラス空気浄化系）

第 ６５ 条　モード１、２、３および４において、アニュラス空気浄化系は、表６５－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．アニュラス空気浄化系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。

⑴ 機械保修課長は、定期事業者検査時に、アニュラス空気浄化フィルタのよう素除去効率（総合除去効率）が表６５－２に定める値であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。

⑵ 発電室長は、定期事業者検査時に、アニュラス空気浄化ファンが模擬信号により起動することを確認する。

⑶ 発電室長は、定期事業者検査時に、アニュラス空気浄化ファンの起動により、自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。

⑷ 当直課長は、モード１、２、３および４において、１ヶ月に１回、２台のアニュラス空気浄化ファンについて、ファンを起動し、動作可能であることを確認する※1。

３．当直課長は、アニュラス空気浄化系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表６５－３の措置を講じる。

※１：運転中のファンについては、運転状態により確認する（以下、本条において同じ）。

表６５－１

項　目	運転上の制限
アニュラス空気浄化系※2	２系統が動作可能であること

※２：アニュラス空気浄化系は、重大事故等対処設備を兼ねる。
アニュラス空気浄化系が動作不能時は、第９０条（表９０－１１）の運転上の制限も確認する。

表６５－２

項　目	よう素除去効率（総合除去効率）
アニュラス空気浄化フィルタ	95 % 以上

表６５－３

条　件	要求される措置	完了時間
A.　アニュラス空気浄化系１系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの系統のファンを起動し、動作可能であることを確認する。	１０日 ４時間 その後の８時間に１回
B.　条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード３にする。 および B.2 当直課長は、モード５にする。	１２時間 ５６時間

（アニュラス）

第 ６６ 条　モード１、２、３および４において、アニュラスは、表６６－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．アニュラスが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。

(1) 発電室長は、定期事業者検査時に、アニュラス空気浄化ファンの起動により、アニュラスが１．５分以内に負圧になることを確認する。

３．当直課長は、アニュラスが第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表６６－２の措置を講じる。

表６６－１

項　目	運転上の制限
アニュラス	アニュラスの機能が健全であること※1

※１:原子炉格納容器内およびアニュラス内の機器の操作、点検等のため扉を開閉する間、運転上の制限を適用しない。

表６６－２

条　件	要求される措置	完了時間
A.　アニュラスの負圧確立が不能である場合	A.1 当直課長は、アニュラスを負圧確立が可能な状態に復旧する。	２４時間
B.　条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード３にする。 および B.2 当直課長は、モード５にする。	１２時間 ５６時間

（主蒸気安全弁）

第 ６７ 条　モード１、２および３において※1、主蒸気安全弁は、表６７－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．主蒸気安全弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。

⑴ 機械保修課長は、定期事業者検査時に、主蒸気安全弁設定値が表６７－３に定める値であることを確認し、その結果を当直課長に通知する。

３．当直課長は、主蒸気安全弁が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表６７－４の措置を講じる。

※１：原子炉起動時のモード３から、主蒸気安全弁機能検査が完了するまでの間を除く。

表６７－１

項　目	運転上の制限
主蒸気安全弁※2	蒸気発生器毎に表６７－２で定める個数以上が動作可能であること

※２：主蒸気安全弁は、重大事故等対処設備を兼ねる。

表６７－２

原子炉熱出力	個　数
80 % 超	５個
60 % 超で、かつ 80 % 以下	４個
40 % 超で、かつ 60 % 以下	３個
40 % 以下	２個

表６７－３

項　目	設　定　値
主蒸気安全弁 吹出し圧力	各蒸気発生器において ５個のうち１個は 8.17 MPa[gage] 以下 他の１個は 8.37 MPa[gage] 以下 残り３個は 8.57 MPa[gage] 以下

表６７－４

条　件	要求される措置	完了時間
A. 所要の主蒸気安全弁のうち１個以上が動作不能である場合	A.1 当直課長は、表６７－２に定める個数を満足する原子炉熱出力以下に下げる。	６時間
B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合 または 蒸気発生器毎の動作可能な主蒸気安全弁が１個以下である場合	B.1 当直課長は、モード３にする。 および B.2 当直課長は、モード４にする。	１２時間 ３６時間

（主蒸気隔離弁）

第 ６８ 条　モード１、２および３において、主蒸気隔離弁は、表６８－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．主蒸気隔離弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。

(1) 電気保修課長は、定期事業者検査時に、主蒸気隔離弁が模擬信号で５秒以内に閉止することを確認し、その結果を発電室長に通知する。

３．当直課長は、主蒸気隔離弁が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表６８－２の措置を講じる。

表６８－１

項　目	運転上の制限
主蒸気隔離弁※1	閉止可能であること※2

※１：主蒸気隔離弁は、重大事故等対処設備を兼ねる。

※２：閉止状態にある主蒸気隔離弁については、運転上の制限を適用しない。

表６８－２

条　件	要求される措置	完了時間
A. モード１および２において主蒸気隔離弁１個が閉止不能である場合	A.1 当直課長は、当該主蒸気隔離弁を閉止可能な状態に復旧する。	８時間
B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード３にする。	１２時間
C. モード３で主蒸気隔離弁１個以上が閉止不能である場合	C.1 当直課長は、当該主蒸気隔離弁を閉止する。 および C.2 当直課長は、当該主蒸気隔離弁閉止を確認する。	８時間 閉止後の１週間に１回
D. 条件Ｃの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード４にする。	２４時間

（主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁）

第 ６９ 条　モード１、２および３において、主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁は、表６９－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。

⑴ 電気保修課長は、定期事業者検査時に、主給水隔離弁が閉止可能であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。

⑵ 電気保修課長は、定期事業者検査時に、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止可能であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。

３．当直課長は、主給水隔離弁、主給水制御弁または主給水バイパス制御弁が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表６９－２の措置を講じる。

表６９－１

項　目	運転上の制限
主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁	閉止可能であること※1

※１：閉止または手動弁で隔離された状態にある主給水隔離弁、主給水制御弁または主給水バイパス制御弁については、運転上の制限を適用しない。

表６９－２

条　件	要求される措置	完了時間
A.　主給水隔離弁１個以上が閉止不能である場合※2	A.1 当直課長は、当該主給水隔離弁を閉止するかまたは当該ラインを隔離する。 および A.2 当直課長は、当該主給水隔離弁が閉止されているかまたは当該ラインが隔離されていることを確認する。	７２時間 閉止または隔離後の１週間に１回
B.　主給水制御弁１個以上が閉止不能である場合※2	B.1 当直課長は、当該主給水制御弁を閉止するかまたは当該ラインを隔離する。 および B.2 当直課長は、当該主給水制御弁が閉止されているかまたは当該ラインが隔離されていることを確認する。	７２時間 閉止または隔離後の１週間に１回
C.　主給水バイパス制御弁１個以上が閉止不能である場合※2	C.1 当直課長は、当該主給水バイパス制御弁を閉止するかまたは当該ラインを隔離する。 および C.2 当直課長は、当該主給水バイパス制御弁が閉止されているかまたは当該ラインが隔離されていることを確認する。	７２時間 閉止または隔離後の１週間に１回
D.　同じラインの２個の弁が閉止不能である場合	D.1 当直課長は、当該ラインを隔離する。	８時間
E.　条件Ａ、Ｂ、ＣまたはＤの措置を完了時間内に達成できない場合	E.1 当直課長は、モード３にする。 および E.2 当直課長は、モード４にする。	１２時間 ３６時間

※２：弁毎に個別の条件が適用される。

（主蒸気逃がし弁）

第 ７０ 条　モード１、２、３および４（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、主蒸気逃がし弁は、表７０－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．主蒸気逃がし弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。

(1) 電気保修課長は、定期事業者検査時に、主蒸気逃がし弁が手動で開弁できることを確認し、その結果を発電室長に通知する。

３．当直課長は、主蒸気逃がし弁が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表７０－２の措置を講じる。

表７０－１

項　目	運転上の制限
主蒸気逃がし弁※1	手動での開弁ができること

※１：主蒸気逃がし弁は、重大事故等対処設備を兼ねる。
主蒸気逃がし弁が動作不能時は、第９０条（表９０－９）の運転上の制限も確認する。

表７０－２

条　件	要求される措置	完了時間
A. 主蒸気逃がし弁１個が開弁できない場合	A.1 当直課長は、当該主蒸気逃がし弁を開弁できる状態に復旧する。	７日
B. 主蒸気逃がし弁２個以上が開弁できない場合	B.1 当直課長は、開弁できない主蒸気逃がし弁が１個以下になるように復旧する。	２４時間
C. 条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード３にする。 および C.2 当直課長は、モード４（蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合）にする。	１２時間 ３６時間

（補助給水系）

第 ７１ 条　モード１、２、３および４（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、補助給水系は、表７１－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．補助給水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。

⑴ 当直課長は、定期事業者検査時に、施錠等により固定されていない補助給水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。

⑵ 発電室長は、定期事業者検査時に、タービン動補助給水ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および表７１－２に定める事項を確認する。

⑶ 発電室長は、定期事業者検査時に、補助給水ポンプが模擬信号により起動することを確認する。ただし、タービン動補助給水ポンプについては、起動弁が動作することを確認する。

⑷ 発電室長は、定期事業者検査時に、電動補助給水ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および表７１－３に定める事項を確認する。

⑸ 当直課長は、モード１、２および３において、１ヶ月に１回、２台の電動補助給水ポンプおよび１台のタービン動補助給水ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※1。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。

⑹ 当直課長は、モード４（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、１ヶ月に１回、１台以上の電動補助給水ポンプが手動で起動可能であることを確認する。

３．当直課長は、補助給水系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表７１－４の措置を講じる。

※１：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。なお、モード３において、タービン動補助給水ポンプが動作可能であることの確認は、起動弁の開閉確認をもって代えることができる。（以下、本条において同じ）

表７１－１

項　目	運転上の制限
補助給水系※2	(1) モード１、２および３において、電動補助給水ポンプによる２系統およびタービン動補助給水ポンプによる１系統が動作可能であること※3 (2) モード４（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、電動補助給水ポンプによる１系統以上が動作可能であること

※２：補助給水系は、重大事故等対処設備を兼ねる。
　　補助給水系が動作不能時は、第９０条（表９０－８）の運転上の制限も確認する。
※３：タービン動補助給水ポンプについては、原子炉起動時のモード３において試運転に係る調整を行っている場合、運転上の制限は適用しない。

表７１－２

項　目	確認事項
タービン動補助給水ポンプ	テストラインにおける揚程が　　m 以上、容量が　　m^3/h 以上であることを確認する

表７１－３

項　目	確認事項
電動補助給水ポンプ	テストラインにおける揚程が　　m 以上、容量が　　m^3/h 以上であることを確認する

表７１－４

条　件	要求される措置	完了時間
A. モード１、２および３において、補助給水系１系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの２系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	１０日 ４時間 その後の８時間に１回
B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合 または モード１、２および３において補助給水系２系統以上が動作不能である場合	B.1 当直課長は、モード３にする。 および B.2 当直課長は、モード４にする。	１２時間 ３６時間
C. モード４（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において電動補助給水ポンプによる補助給水系の全てが動作不能である場合	C.1 当直課長は、電動補助給水ポンプによる補助給水系１系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 または C.2 当直課長は、余熱除去系１系統以上による熱除去のための操作を開始する。	速やかに 速やかに

（復水ピット）

第 ７２ 条　モード１、２、３および４（蒸気発生器が熱除去のため使用されている場合）において、復水ピットは、表７２－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．復水ピットが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。

(1) 当直課長は、モード１、２、３および４（蒸気発生器が熱除去のため使用されている場合）において、１日に１回、復水ピット水量を確認する。

３．当直課長は、復水ピットが第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表７２－２の措置を講じる。

表７２－１

項　目	運転上の制限
復水ピット水量（有効水量）※1	730 ㎥ 以上であること

※１：復水ピットは、重大事故等対処設備を兼ねる。
　　復水ピット水量（有効水量）を確認する場合は、第９０条（表９０－１４）の運転上の制限も確認する。

表７２－２

条　件	要求される措置	完了時間
A.　復水ピットの水量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、代替水源である２次系純水タンク等の水量が復水ピットの水量と合わせて運転上の制限を満足していることを確認する。 および A.2 当直課長は、復水ピット水量の運転上の制限を満足させる。	４時間 その後の １２時間に１回 ７日
B.　条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード３にする。 および B.2 当直課長は、モード４（蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合）にする。	１２時間 ３６時間

（原子炉補機冷却水系）

第 ７３ 条　モード１、２、３および４において、原子炉補機冷却水系は、表７３－１で定める事項を運転上の制限とする。

２.原子炉補機冷却水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。

⑴ 当直課長は、定期事業者検査時に、施錠等により固定されていない原子炉補機冷却水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。

⑵ 発電室長は、定期事業者検査時に、原子炉補機冷却水ポンプが模擬信号により起動すること、および原子炉補機冷却水系自動作動弁が正しい位置に作動することを確認する。

⑶ 当直課長は、モード１、２、３および４において、原子炉補機冷却水ポンプまたは原子炉補機冷却水冷却器の切替を行った場合、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。

３. 当直課長は、原子炉補機冷却水系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表７３－２の措置を講じる。

表７３－１

項　目	運転上の制限
原子炉補機冷却水系※１	２系統が動作可能であること

※１：原子炉補機冷却水系は、重大事故等対処設備を兼ねる。
原子炉補機冷却水系が動作不能時は、第９０条（表９０－７）の運転上の制限も確認する。

表７３－２

条　件	要求される措置	完了時間
A. 原子炉補機冷却水系１系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。※2	１０日 ４時間 その後の８時間に１回
B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード３にする。 および B.2 当直課長は、モード５にする。	１２時間 ５６時間

※２：運転中のポンプについては、運転状態により確認する（以下、本条において同じ）。

（原子炉補機冷却海水系）

第 ７４ 条　モード１、２、３および４において、原子炉補機冷却海水系は、表７４－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．原子炉補機冷却海水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。

⑴ 当直課長は、定期事業者検査時に、施錠等により固定されていない原子炉補機冷却海水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。

⑵ 発電室長は、定期事業者検査時に、海水ポンプが模擬信号により起動すること、および原子炉補機冷却海水系自動作動弁が正しい位置に作動することを確認する。

⑶ 当直課長は、モード１、２、３および４において、海水ポンプまたは原子炉補機冷却水系の冷却器の切替を行った場合、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。

３．当直課長は、原子炉補機冷却海水系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表７４－２の措置を講じる。

表７４－１

項　目	運転上の制限
原子炉補機冷却海水系※1	２系統が動作可能であること

※１：Ａ原子炉補機冷却海水系は、重大事故等対処設備を兼ねる。
Ａ原子炉補機冷却海水系が動作不能時は、第９０条（表９０－７）の運転上の制限も確認する。

表７４－２

条　件	要求される措置	完了時間
A.　原子炉補機冷却海水系１系統が動作不能である場合	A.1　当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2　当直課長は、残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する※2。	１０日 ４時間 その後の８時間に１回
B.　条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1　当直課長は、モード３にする。 および B.2　当直課長は、モード５にする。	１２時間 ５６時間

※２：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。

（制御用空気系）

第 ７５ 条　モード１、２、３および４において、制御用空気系は、表７５－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．制御用空気系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。

(1) 当直課長は、モード１、２、３および４において、１日に１回、制御用空気圧力を確認する。

３．当直課長は、制御用空気系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表７５－３の措置を講じる。

表７５－１

項　目	運転上の制限
制御用空気系	制御用空気圧力が表７５－２で定める制限値内にあること

表７５－２

項　目	制　限　値
制御用空気圧力 （母管圧力）	0.60 MPa[gage]以上

表７５－３

条　件	要求される措置	完了時間
A. 制御用空気圧力が表７５－２で定める制限値を満足していない場合	A.1 当直課長は、当該系統の制御用空気圧力を制限値内に回復させる。	１時間
B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード３にする。 および B.2 当直課長は、モード５にする。	１２時間 ５６時間

（中央制御室非常用循環系）

第 ７６ 条　モード１、２、３、４および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、中央制御室非常用循環系は、表７６－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．中央制御室非常用循環系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。

⑴ 機械保修課長は、定期事業者検査時に、中央制御室非常用循環フィルタのよう素除去効率（総合除去効率）が表７６－２に定める値であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。

⑵ 発電室長は、定期事業者検査時に、中央制御室非常用循環ファンが模擬信号により起動すること、および自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。

⑶ 当直課長は、モード１、２、３、４および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、１ヶ月に１回、中央制御室あたり２台以上の中央制御室非常用循環ファンについて、ファンを起動し、動作可能であることを確認する※1。

３．当直課長は、中央制御室非常用循環系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表７６－３の措置を講じるとともに、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。

※１：運転中のファンについては、運転状態により確認する。

表７６－１

項　目	運転上の制限
中央制御室非常用循環系※2	中央制御室あたり２系統以上が動作可能であること

※２：中央制御室非常用循環系は、重大事故等対処設備を兼ねる。
　　中央制御室非常用循環系が動作不能時は、第９０条（表９０－１７）の運転上の制限も確認する。

表７６－２

項　目	よう素除去効率（総合除去効率）
中央制御室非常用循環 フィルタ	95 % 以上

表７６－３

条　件	要求される措置	完了時間
A. 動作可能な中央制御室非常用循環系が１系統である場合	A.1 当直課長は、動作不能となっている中央制御室非常用循環系の少なくとも１系統を動作可能な状態に復旧する。	３０日
B. 中央制御室非常用循環系の全ての系統が動作不能である場合	B.1 当直課長は、少なくとも１系統を動作可能な状態に復旧する。	１０日
C. モード１、２、３および４において、条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード３にする。 および C.2 当直課長は、モード５にする。	１２時間 ５６時間
D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 原子燃料課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する※3。	速やかに

※３：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

（安全補機室空気浄化系）

第 ７７ 条　モード１、２、３および４において、安全補機室空気浄化系は、表７７－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．安全補機室空気浄化系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。

(1) 発電室長は、定期事業者検査時に、アニュラス空気浄化ファンを起動させ、安全補機室内の圧力が１０分以内に負圧になることを確認する。

３．当直課長は、安全補機室空気浄化系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表７７－２の措置を講じる。

表７７－１

項　目	運転上の制限
安全補機室空気浄化系	２系統が動作可能であること

表７７－２

条　件	要求される措置	完了時間
A. 安全補機室空気浄化系１系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの系統のファンを起動し、動作可能であることを確認する※1。	１０日 ４時間 その後の８時間に１回
B. 安全補機室空気浄化系の全ての系統が動作不能である場合	B.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および B.2 当直課長は、安全補機室に設置されている機器に異常な漏えいがないことを確認する。	７２時間 ２４時間 その後の１日に１回
C. 条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード３にする。 および C.2 当直課長は、モード５にする。	１２時間 ５６時間

※１：運転中のファンについては、運転状態により確認する。

（外部電源）

第７８条　モード１、２、３、４、５、６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、外部電源※1は、表７８－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．外部電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。

(1) 当直課長は、モード１、２、３、４、５、６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、１週間に１回、所要の非常用高圧母線に電力供給可能な外部電源３回線以上の電圧が確立していること、および１回線以上は他の回線に対して独立性を有していることを確認する。

変圧器１次側において１相開放を検知した場合、故障箇所の隔離または非常用母線を健全な電源から受電できるよう切替を実施する。

また、No.1 予備変圧器から所内負荷へ給電時は、77kV 送電線の電流値を確認する。

３．当直課長は、外部電源が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表７８－２の措置を講じるとともに、照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。

※１：外部電源とは、電力系統からの電力を第８４条および第８５条で要求される非常用高圧母線に供給する設備をいう（以下、各条において同じ）。

表７８－１

項　目	運転上の制限
外部電源	(1) ３回線※2以上が動作可能であること※3 (2) (1)の外部電源のうち、１回線以上は他の回線に対して独立性を有していること※4※5

※２：外部電源の回線数は、当該原子炉に対する個々の非常用高圧母線全てに対して電力供給することができる発電所外からの送電線の回線数とする（以下、各条において同じ）。

※３：送電線事故の瞬停時は、運転上の制限を適用しない。

※４：独立性を有するとは、「送電線の上流において１つの変電所または開閉所のみに連系しないこと」をいう。

※５：１つの変電所または開閉所のルートにより供給または受電している場合であっても、設備構成として、別ルートで連系が可能な状態であれば、独立性を有しているとみなすことができる。

表７８－２

条　件	要求される措置	完了時間
A.　全ての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合	A.1　当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値※6を確認する。 および A.2　当直課長は、動作可能な外部電源の少なくとも１回線以上を他の回線に対して独立性を有している状態に復旧する。	４時間 その後の１日に１回 ３０日
B.　動作可能な外部電源が２回線である場合	B.1　当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値※6を確認する。 および B.2　当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも１回線を動作可能な状態に復旧する。	４時間 その後の１日に１回 ３０日
C.　動作可能な外部電源が２回線である場合 および 全ての外部電源が他の回線に対して独立性を有していない場合	C.1　当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値※6を確認する。 および C.2　当直課長は、動作可能な外部電源の少なくとも１回線以上を他の回線に対し独立性を有している状態に復旧する。または、動作不能となっている外部電源の少なくとも１回線を動作可能な状態に復旧する。	４時間 その後の１日に１回 ２０日
D.　動作可能な外部電源が１回線である場合	D.1　当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることをおよび電流値※6確認する。 および D.2　当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも１回線を動作可能な状態に復旧する。	４時間 その後の１日に１回 １０日

表７８－２（続き）

条　件	要求される措置	完了時間
E.　動作可能な外部電源が１回線である場合 および ディーゼル発電機１基が動作不能である場合 ※7	E.1　当直課長は、動作不能となっている外部電源１回線またはディーゼル発電機１基を復旧する。※7	１２時間
F.　全ての外部電源が動作不能である場合	F.1　当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも１回線を動作可能な状態に復旧する。	２４時間
G.　モード１、２、３および４において、条件Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ、ＥまたはＦの措置を完了時間内に達成できない場合	G.1　当直課長は、モード３にする。 および G.2　当直課長は、モード５にする。	１２時間 ５６時間
H.　モード５、６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、条件Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ、ＥまたはＦの措置を完了時間内に達成できない場合	H.1　原子燃料課長は、照射済燃料移動中の場合は、照射済燃料の移動を中止する。※8 および H.2　当直課長は、１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および H.3　当直課長は、１次冷却系の水抜きを行っている場合は水抜きを中止する。	速やかに 速やかに 速やかに

※６：電流値の確認については、77kV 送電線の電流値を確認する。（No.1 予備変圧器から所内負荷へ給電時）

※７：モード１、２、３および４以外においては、ディーゼル発電機には、非常用発電機１基を含めることができる。非常用発電機とは、所要の電力供給が可能なものをいう。

※８：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

（ディーゼル発電機　－モード１、２、３および４－）

第 ７９ 条　モード１、２、３および４において、ディーゼル発電機は、表７９－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．ディーゼル発電機が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。

(1) 発電室長は、定期事業者検査時に、次の事項を確認する。

(a) 模擬信号によりディーゼル発電機が起動し、１２秒以内にディーゼル発電機の電圧が確立すること。

(b) ディーゼル発電機に電源を求める機器が、母線電圧確立から所定の時間内に所定のシーケンスに従って順次負荷をとることができること。

(c) (b)における所定負荷のもとにおいて、ディーゼル発電機が電圧 6,900±345 V および周波数 60±3 Hz で運転可能であること。

(2) 当直課長は、モード１、２、３および４において、１ヶ月に１回、２基のディーゼル発電機について、待機状態から起動し、無負荷運転時の電圧が 6,900±345 V および周波数が 60±3 Hz であることならびに引き続き非常用高圧母線に並列して定格出力で運転可能であることを確認する。

(3) 当直課長は、モード１、２、３および４において、１ヶ月に１回、燃料油サービスタンクの貯油量を確認する。

３．当直課長は、ディーゼル発電機が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表７９－３の措置を講じる。

表７９－１

項　目	運転上の制限
ディーゼル発電機※1	(1) ディーゼル発電機２基が動作可能であること※2 (2) 燃料油サービスタンクの貯油量が表７９－２に定める制限値内にあること※3

※１：ディーゼル発電機は、重大事故等対処設備を兼ねる。
ディーゼル発電機が動作不能時は、第９０条（表９０－１５）の運転上の制限も確認する。

※２：予備潤滑運転（ターニング、エアラン）を行う場合、運転上の制限を適用しない。

※３：ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の２４時間は、運転上の制限を適用しない。

表７９－２

項　目	制　限　値
燃料油サービスタンク貯油量 （保有油量）	0.95 m^3 以上

表７９－３

条　件	要求される措置	完了時間
A.　ディーゼル発電機１基が動作不能※4である場合	A.1 当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りのディーゼル発電機を起動（無負荷運転）し、動作可能であることを確認する。	１０日 ４時間 その後の１日に１回
B.　条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、残りのディーゼル発電機を運転状態（負荷運転）にする。 および B.2 当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。	速やかに ３０日
C.　ディーゼル発電機１基が動作不能である場合 および 動作可能な外部電源が１系列である場合	C.1 当直課長は、動作不能となっているディーゼル発電機１基または外部電源１系列を復旧する。	１２時間
D.　条件ＢまたはＣの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード３にする。 および D.2 当直課長は、モード５にする。	１２時間 ５６時間

※４：燃料油サービスタンクの貯油量（保有油量）が制限値を満足していない場合を含む（以下、本条において同じ）。

（ディーゼル発電機　－モード１、２、３および４以外－）

第 ８０ 条　モード１、２、３および４以外において、ディーゼル発電機は、表８０－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．ディーゼル発電機が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。

(1) 当直課長は、モード１、２、３および４以外において、１ヶ月に１回、ディーゼル発電機について以下の事項を実施する。

(a) ディーゼル発電機を待機状態から起動し、無負荷運転時の電圧が 6,900±345 V および周波数が 60±3 Hz であることを確認する。

(b) 燃料油サービスタンクの貯油量を確認する。

３．当直課長は、ディーゼル発電機が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表８０－３の措置を講じるとともに、照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。

表８０－１

項　　目	運転上の制限
ディーゼル発電機※1	(1) ディーゼル発電機２基が動作可能であること※2※3 (2) (1)のディーゼル発電機に対応する燃料油サービスタンクの貯油量が表８０－２に定める制限値内にあること※4

※１：ディーゼル発電機は、重大事故等対処設備を兼ねる。
ディーゼル発電機が動作不能時は、第９０条（表９０－１５）の運転上の制限も確認する。

※２：ディーゼル発電機の予備潤滑運転（ターニング、エアラン）を行う場合、運転上の制限を適用しない。

※３：ディーゼル発電機には、非常用発電機１基を含めることができる。非常用発電機とは、所要の電力供給が可能なものをいう。なお、非常用発電機は複数の号炉で共用することができる。

※４：ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の２４時間は、運転上の制限を適用しない。

表８０－２

項　目	制　限　値
燃料油サービスタンク貯油量 （保有油量）	0.95 m^3 以上

表８０－３

条　件	要求される措置	完了時間
A.　ディーゼル発電機２基および非常用発電機１基のうち、２基以上が動作不能※５である場合	A.1 原子燃料課長は、照射済燃料の移動を中止する※６。 および A.2 当直課長は、１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.3 当直課長は、ディーゼル発電機２基および非常用発電機１基のうち、少なくとも２基を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに

※５：ディーゼル発電機の燃料油サービスタンクの貯油量（保有油量）が制限値を満足していない場合を含む。

※６：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

（ディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気）

第 ８１ 条　所要のディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気は、表８１―１で定める事項を運転上の制限とする。

２．所要のディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。

⑴ 当直課長は、１ヶ月に１回、所要のディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクの油量、重油タンクの油量、潤滑油タンクの油量および起動空気だめ圧力を確認する。

３．当直課長は、所要のディーゼル発電機の燃料油、潤滑油または始動用空気が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表８１－３の措置を講じる。

表８１－１

項　　目	運転上の制限
所要のディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気	所要のディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクの油量※１、重油タンクの油量※１、潤滑油タンクの油量および起動空気だめ圧力が表８１－２に定める制限値内にあること※２※３

※１：燃料油貯蔵タンクおよび重油タンクは、重大事故等対処設備を兼ねる。
　　燃料油貯蔵タンクおよび重油タンクの油量を確認する場合は、第９０条（表９０－１５）の運転上の制限も確認する。

※２：予備潤滑運転（ターニング、エアラン）を行う場合、運転上の制限を適用しない。

※３：ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の２４時間は、運転上の制限を適用しない。

表８１－２

項　　目	制　限　値
燃料油貯蔵タンクの油量（保有油量）	297 m^3 以上※4
重油タンクの油量（保有油量）	
潤滑油タンクの油量（保有油量）	5.5 m^3 以上
起動空気だめの圧力	2.50 MPa[gage] 以上

※４：燃料油貯蔵タンクおよび重油タンクの合計油量（燃料油貯蔵タンクの油量（保有油量）128 m^3 以上を含む。）

表８１－３

条　件	要求される措置	完了時間
A. 燃料油貯蔵タンクの油量、重油タンクの油量、潤滑油タンクの油量または起動空気だめ圧力が制限値を満足していない場合※5	A.1 当直課長は、燃料油貯蔵タンクの油量、重油タンクの油量、潤滑油タンクの油量または起動空気だめ圧力を制限値内に回復させる。	４８時間
B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに

※５：燃料油貯蔵タンクの油量、重油タンクの油量、潤滑油タンクの油量および起動空気だめ圧力の制限値は個別に適用される。

（非常用直流電源　－モード１、２、３および４－）

第 ８２ 条　モード１、２、３および４において、非常用直流電源（蓄電池※1および充電器）は、表８２－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．非常用直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。

(1) 発電室長は、定期事業者検査時に、非常用直流電源の健全性を確認する。

(2) 当直課長は、モード１、２、３および４において、１週間に１回、浮動充電時の蓄電池端子電圧が 127.1 V 以上であることを確認する。

３．当直課長は、非常用直流電源が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表８２－２の措置を講じる。

※１：蓄電池（安全防護系用）をいう（以下、本条において同じ）。

表８２－１

項　目	運転上の制限
非常用直流電源	２系統（蓄電池※2および充電器※3）が動作可能であること

※２：蓄電池は、重大事故等対処設備を兼ねる。
　　蓄電池が動作不能時は、第９０条（表９０－１５）の運転上の制限も確認する。

※３：充電器とは、充電器または予備充電器のいずれかをいい、両方が機能喪失となって動作不能とみなす（以下、本条において同じ）。

表８２－２

条　件	要求される措置	完了時間
A. 非常用直流電源１系統の蓄電池または充電器が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該機器を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの非常用直流電源が動作可能であることを確認する。	１０日 速やかに
B. 非常用直流電源１系統の蓄電池および充電器が動作不能である場合	B.1 当直課長は当該機器を動作可能な状態に復旧する。	２時間
C. 条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード３にする。 および C.2 当直課長は、モード５にする。	１２時間 ５６時間

（非常用直流電源　－モード５、６および照射済燃料移動中－）

第　８３　条　モード５、６および照射済燃料移動中において、非常用直流電源（蓄電池※1および充電器）は、表８３―１で定める事項を運転上の制限とする。

２．非常用直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。

(1) 当直課長は、モード５、６および照射済燃料移動中において、１週間に１回、浮動充電時の蓄電池端子電圧が 127.1 V 以上であることを確認する。

３．当直課長は、非常用直流電源が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表８３－２の措置を講じるとともに、照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。

※１：蓄電池（安全防護系用）をいう（以下、本条において同じ）。

表８３－１

項　目	運転上の制限
非常用直流電源	所要の設備の維持に必要な非常用直流母線に接続する系統（蓄電池※2および充電器※3）が動作可能であること

※２：蓄電池は、重大事故等対処設備を兼ねる。
　　蓄電池が動作不能時は、第９０条（表９０－１５）の運転上の制限も確認する。

※３：充電器とは、充電器または予備充電器のいずれかをいい、両方が機能喪失となって動作不能とみなす（以下、本条において同じ）。

表８３－２

条　件	要求される措置	完了時間
A.　所要の非常用直流電源の蓄電池または充電器が動作不能である場合	A.1　原子燃料課長は、照射済燃料の移動を中止する※4。	速やかに
	および	
	A.2　当直課長は、１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに
	および	
	A.3　当直課長は、当該機器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに

※４：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

（所内非常用母線　－モード１、２、３および４－）

第 ８４ 条　モード１、２、３および４において、所内非常用母線は、表８４－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．所内非常用母線が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。

⑴ 当直課長は、モード１、２、３および４において、１週間に１回、表８４－１に定める所内非常用母線が受電されていることを確認する。

３．当直課長は、所内非常用母線が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表８４－２の措置を講じる。

表８４－１

項　　目	運転上の制限
所内非常用母線	次の所内非常用母線が受電していること※1 ⑴ ２つの非常用高圧母線 ⑵ ４つの非常用低圧母線 ⑶ ２つの非常用直流母線 ⑷ ４つの非常用計器用母線

※１：所内非常用母線の電源の自動切替の間は、運転上の制限を適用しない。

表８４－２

条　件	要求される措置	完了時間
A. 非常用高圧母線または非常用低圧母線の１つが受電不能の場合	A.1 当直課長は、当該母線を復旧する。	８時間
B. 非常用直流母線の１つが受電不能の場合	B.1 当直課長は、当該母線を復旧する。	２時間
C. 非常用計器用母線の１つが受電不能の場合	C.1 当直課長は、当該母線を復旧する。	２時間
D. 条件Ａ、ＢまたはＣの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード３にする。 および D.2 当直課長は、モード５にする。	１２時間 ５６時間

（所内非常用母線　－モード５、６および照射済燃料移動中－）

第 ８５ 条　モード５、６および照射済燃料移動中において、所内非常用母線は、表８５－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．所内非常用母線が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。

(1) 当直課長は、モード５、６および照射済燃料移動中において、１週間に１回、所要の設備の維持に必要な非常用高圧母線、非常用低圧母線、非常用直流母線および非常用計器用母線が受電されていることを確認する。

３．当直課長は、所内非常用母線が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表８５－２の措置を講じるとともに、照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。

表８５－１

項　　目	運転上の制限
所内非常用母線	所要の設備の維持に必要な次の所内非常用母線が受電していること※1 (1) 非常用高圧母線 (2) 非常用低圧母線 (3) 非常用直流母線 (4) 非常用計器用母線

※１：所内非常用母線の電源の自動切替の間は、運転上の制限を適用しない。

表８５－２

条　件	要求される措置	完了時間
A. 所要の非常用高圧母線、非常用低圧母線、非常用直流母線または非常用計器用母線のうち１つ以上が受電不能の場合	A.1 原子燃料課長は、照射済燃料の移動を中止する※2。	速やかに
	および	
	A.2 当直課長は、１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに
	および	
	A.3 当直課長は、当該母線を復旧する措置を開始する。	速やかに
	および	
	A.4 当直課長は、当該母線から電源が供給されている余熱除去系を動作不能とみなす。	速やかに

※２：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

（１次冷却材中のほう素濃度　－モード６－）

第 ８６ 条　モード６において、１次冷却材中のほう素濃度は、表８６－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．１次冷却材中のほう素濃度が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。

⑴ 当直課長は、モード６において、３日に１回、１次冷却材中のほう素濃度を確認する。

⑵ 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料装荷および燃料取出作業前において、ほう素希釈ラインが隔離されていることを確認する。

３．当直課長は、１次冷却材中のほう素濃度が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表８６－２の措置を講じるとともに、燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。

表８６－１

項　目	運転上の制限
１次冷却材中のほう素濃度	2,800 ppm 以上であること

表８６－２

条　件	要求される措置	完了時間
A.　１次冷却材中のほう素濃度が運転上の制限を満足していない場合	A.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する※1。	速やかに
	および	
	A.2 当直課長は、１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに
	および	
	A.3 当直課長は、１次冷却材中のほう素濃度の運転上の制限を満足させる措置を開始する。	速やかに

※１：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

（原子炉キャビティ水位）

第 ８７ 条　モード６(キャビティ高水位)において、原子炉キャビティ水位は、表８７－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．原子炉キャビティ水位が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。

(1) 当直課長は、モード６(キャビティ高水位)において、１日に１回、原子炉キャビティ水位を確認する。

３．当直課長は、原子炉キャビティ水位が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表８７－２の措置を講じるとともに、燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。

表８７－１

項　目	運転上の制限
原子炉キャビティ水位	EL 32.2 m 以上であること※1

※１：原子炉格納容器内での燃料移動中以外の期間において、計画的な原子炉キャビティ水抜きによりモード６（低水位）に移行する場合、運転上の制限を適用しない。

表８７－２

条　件	要求される措置	完了時間
A. 原子炉キャビティ水位が運転上の制限を満足していない場合	A.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する※2。 および A.2 当直課長は、原子炉キャビティ水位の運転上の制限を回復させる措置を開始する。	速やかに 速やかに

※２：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

（原子炉格納容器貫通部）

第８８条　モード５および６において、原子炉格納容器貫通部は、表８８－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．原子炉格納容器貫通部が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。

(1) 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料装荷および燃料取出作業前に、原子炉格納容器貫通部の状態を確認する。

３．原子燃料課長および各課（室）長は、原子炉格納容器貫通部が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表８８－２の措置を講じるとともに、当直課長に通知する。

表８８－１

項　目	運転上の制限
原子炉格納容器 貫通部	(1) 機器ハッチが全ボルトで閉じられていること※1 (2) 各エアロックが１つ以上のドアで閉止可能であること※2 (3) その他の貫通部のうち、隔離弁については閉止可能であること※2、隔離弁以外については閉止フランジまたは同等なものによって閉じられていること※3

※１：原子炉格納容器内で燃料移動を行っていない場合は、速やかに閉止できることを条件に以下のいずれかを満足する場合に開放することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。

・１次冷却材ポンプ停止中で余熱除去系統による冷却時、加圧器安全弁が健全であることおよび加圧器水位が１０%から３０%の範囲内にある場合。

・原子炉キャビティ水位がEL32.2m以上である場合。

※２：閉止可能であることとは、閉止状態であることを含む。

※３：原子炉格納容器内で燃料移動を行っていない場合は、速やかに閉止できることを条件に開放することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。

表８８－２

条　件	要求される措置	完了時間
A.　原子炉格納容器貫通部が運転上の制限を満足していない場合	A.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料移動中の場合は移動を中止する※4。 および A.2 各課（室）長は、原子炉格納容器貫通部の運転上の制限復旧のための措置を開始する。 および A.3 当直課長は、１台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認※5する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに

※４：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。
※５：運転中のポンプについては運転状態により確認する。

（使用済燃料ピットの水位および水温）

第 ８９ 条　使用済燃料ピットは、表８９－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．使用済燃料ピットが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。

(1) 当直課長は、１週間に１回、使用済燃料ピットの水位および水温を確認する。

３．当直課長は、使用済燃料ピットが第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表８９－３の措置を講じるとともに、照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。

表８９－１

項　目	運転上の制限
使用済燃料ピット	水位※1および水温が表８９－２で定める制限値内にあること

※１：照射済燃料の移動を行っていない場合は、運転上の制限を適用しない。

表８９－２

項　目	制　限　値
水　位	EL 32.2 m 以上
水　温	65 ℃ 以下

表８９－３

条　件	要求される措置	完了時間
A. 使用済燃料ピットの水位が制限値を満足していない場合	A.1 当直課長は、使用済燃料ピットの水位を制限値内に回復させるための措置を開始する。 および A.2 原子燃料課長は、使用済燃料ピット内での照射済燃料の移動を中止する※2。	速やかに 速やかに
B. 使用済燃料ピットの水温が制限値を満足していない場合	B.1 当直課長は、使用済燃料ピットの水温を制限値内に回復させるための措置を開始する。	速やかに

※２：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

（重大事故等対処設備）

第 ９０ 条　次の各号の重大事故等対処設備は、表９０－１で定める事項を運転上の制限とする。

(1) 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備
(2) １次冷却系のフィードアンドブリードをするための設備
(3) 炉心注水をするための設備
(4) １次冷却系の減圧をするための設備
(5) 原子炉格納容器スプレイ等をするための設備
(6) 原子炉格納容器内自然対流冷却をするための設備
(7) 蒸気発生器２次側による炉心冷却（注水）をするための設備
(8) 蒸気発生器２次側による炉心冷却（蒸気放出）をするための設備
(9) 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備
(10) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止する等のための設備
(11) 使用済燃料ピットの冷却等のための設備
(12) 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備
(13) 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備
(14) 電源設備
(15) 計装設備
(16) 中央制御室
(17) 監視測定設備
(18) 緊急時対策所
(19) 通信連絡を行うために必要な設備
(20) その他の設備

２.重大事故等対処設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。

(1) 各課（室）長（品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、所長室長、所長室課長（総務）、技術課長、当直長、保全計画課長、土木建築課長、電気工事グループ課長および機械工事グループ課長(以下､｢品質保証室長等｣という。本条において同じ。）を除く。）は、表９０－２から表９０－２１に定める確認事項を実施する。また、各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、その結果を発電室長または当直課長に通知する。

３. 各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、重大事故等対処設備が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表９０－２から表９０－２１の措置を講じるとともに必要に応じ関係各課（室）長へ通知する。通知を受けた関係各課（室）長は、同表に定める措置を講じる。

表９０－１

項　目	運転上の制限
第１項で定める重大事故等対処設備	(1) 表９０－２、表９０－１２※1、表９０－１６、表９０－１８および表９０－２０に定める機能、系統数および所要数がそれぞれの適用モードにおいて動作可能であること (2) 表９０－３から表９０－１５※2、表９０－１７、表９０－１９および表９０－２１については、各表内に定める※3

※１：９０－１２－３が該当

※２：表９０－３から表９０－１５のうち、表９０－１２については、９０－１２－１、９０－１２－２および９０－１２－４が該当

※３：可搬型設備の系統には、資機材等を含む。

表９０－２　緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備

９０－２－１　原子炉出力抑制（自動）※1

機　能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項		
				条　件	措　置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
１．ＡＴＷＳ緩和設備									
ａ．ＡＴＷＳ緩和設備論理回路	－	モード１および２	１系統	A.　ＡＴＷＳ緩和設備が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※3が動作可能であることを確認する※4。 および A.2 電気保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	６時間 ３０日	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気保修課長
				B.　条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード３にする。	１２時間			
ｂ．蒸気発生器水位低	計器スパンの７%以上	モード１および２	４※5	A.　１チャンネルが動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※3が動作可能であることを確認する※4。 および A.2 電気保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	６時間 ３０日	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気保修課長
				B.　条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード３にする。	１２時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	１日に１回	当直課長

※１：本表における動作可能とは、当該計装および制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネルもしくは論理回路をバイパスする場合または不動作の場合をいう。動作信号を出力させている状態または誤動作により動作信号を出力している状態は動作可能とみなす。

※２：チャンネル・系統ごとに個別の条件が適用される。

※３：原子炉出力抑制（手動）機能に必要な設備（原子炉トリップスイッチ、主蒸気隔離弁、電動補助給水ポンプおよびタービン動補助給水ポンプ）をいう。

※４：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。

※５：ＡＴＷＳ緩和設備に使用するチャンネルに限る。

表９０－３　１次冷却系のフィードアンドブリードをするための設備

９０－３－１　１次冷却系のフィードアンドブリード

(1) 運転上の制限

項　目	運転上の制限	
１次冷却系のフィードアンドブリードによる炉心冷却系※1	(1) 高圧注入系の２系統が動作可能であること※2 (2) 加圧器逃がし弁２台による１次冷却系統の減圧系が動作可能であること	
適用モード	設　備	所要数
モード１、２、３および４（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）	高圧注入ポンプ	２台
	加圧器逃がし弁	２台
	燃料取替用水ピット	※３

※１：高圧注入系および加圧器逃がし弁による１次冷却系の減圧系をいう。
※２：動作可能とは、ポンプが手動起動（系統構成含む）できることをいう。
※３：「９０－１４－２　燃料取替用水ピット」において運転上の制限を定める。

(2) 確認事項

項　目	確認事項	頻　度	担　当
高圧注入ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が　　m 以上、容量が　　m^3/h 以上であることを確認する。	定期事業者検査時	発電室長
	施錠等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	定期事業者検査時	当直課長
	モード１、２および３において、２台のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	１ヶ月に１回	当直課長
	モード４（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、２台のポンプが手動起動可能であることを確認する。	１ヶ月に１回	当直課長
加圧器逃がし弁	加圧器逃がし弁が全開および全閉することを確認する。	定期事業者検査時	電気保修課長

(3) 要求される措置

適用モード	条　件	要求される措置	完了時間
モード１、２および３	A.　高圧注入系１系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、１台の電動補助給水ポンプを起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※4が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	表５２－３ A.2 の初回確認完了後４時間 １０日
	B.　加圧器逃がし弁１台が動作不能である場合	B.1 当直課長は、１台の電動補助給水ポンプを起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※4が動作可能であることを確認する。 および B.2 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	表４５－３ B.1 の確認完了後４時間 ７２時間
	C.　条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード３にする。 および C.2 当直課長は、モード４にする。	１２時間 ３６時間
モード４（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）	A.　高圧注入系１系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、１台の電動補助給水ポンプを起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※5が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	４時間 １０日
	B.　加圧器逃がし弁１台が動作不能である場合	B.1 当直課長は、１台の電動補助給水ポンプを起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※5が動作可能であることを確認する。 および B.2 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	４時間 ７２時間
	C.　条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード５にする。	２０時間

※４：残りの電動補助給水ポンプ１台、タービン動補助給水ポンプおよび主蒸気逃がし弁４台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※５：残りの電動補助給水ポンプ１台および主蒸気逃がし弁４台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

表９０－４　炉心注水をするための設備

９０－４－１　炉心注水　－非常用炉心冷却系－

(1) 運転上の制限

項　目	運転上の制限	
非常用炉心冷却系	(1) 高圧注入系の１系統以上が動作可能であること※1 (2) 低圧注入系の１系統以上が動作可能であること※1	
適用モード	設　備	所要数
モード１、２、３、４、５および６	高圧注入ポンプ	１台
	余熱除去ポンプ	１台
	燃料取替用水ピット	※２

※１：動作可能とは、ポンプが手動起動（系統構成含む）できること、または運転中であることをいう。

※２：「９０－１４－２　燃料取替用水ピット」において運転上の制限を定める。

(2) 確認事項

項　目	確認事項	頻　度	担　当
高圧注入ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が［　］m 以上、容量が［　］m^3/h 以上であることを確認する。	定期事業者検査時	発電室長
	施錠等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	定期事業者検査時	当直課長
	モード１、２および３において、１台以上のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	１ヶ月に１回	当直課長
	モード４、５および６において、１台以上のポンプが手動起動可能であることを確認する。	１ヶ月に１回	当直課長

(2) 確認事項（続き）

項　目	確認事項	頻　度	担　当
余熱除去ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が□m 以上、容量が□m^3/h 以上であることを確認する。	定期事業者検査時	発電室長
	施錠等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	定期事業者検査時	当直課長
	モード１、２および３において、１台以上のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	１ヶ月に１回	当直課長
	モード４、５および６において、１台以上のポンプが手動起動可能であることを確認する。	１ヶ月に１回	当直課長

(3) 要求される措置

適用モード	条　件	要求される措置	完了時間
モード１、２、３および４	A. 高圧注入系の全てが動作不能である場合 または 低圧注入系の全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、モード３にする。 および A.3 当直課長は、モード５にする。	速やかに １２時間 ５６時間
モード５および６	A. 高圧注入系の全てが動作不能である場合 または 低圧注入系の全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、１次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード５（１次冷却系非満水※3）またはモード６（キャビティ低水位※4）の場合、１次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 当直課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備※5が動作可能であることを確認する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに

※３：１次冷却系非満水とは、１次冷却系水抜き開始からモード６となるまで、およびモード５となってから１次冷却系水張り終了までの期間をいう（以下、本条において同じ）。

※４：キャビティ低水位とは、原子炉キャビティ水位がEL32.2m未満である場合をいう（以下、本条において同じ）。

※５：Ａ格納容器スプレイポンプ（ＲＨＲＳ－ＣＳＳ連絡ライン使用）による代替炉心注水系をいう。

９０－４－２　炉心注水　－蓄圧注入系－

(1) 運転上の制限

項　目	運転上の制限	
蓄圧タンク	(1) ほう素濃度が 2,800 ppm 以上であること (2) ほう酸水量（有効水量）が 27.0m³以上（１基あたり）であること (3) モード１、２および３（１次冷却材圧力が 6.89MPa[gage]を超える場合）において、圧力が 4.04MPa[gage]以上であること (4) モード３（１次冷却材圧力が 6.89MPa[gage]以下の場合）、４、５および６において、圧力が 1.0MPa[gage]以上であること (5) 蓄圧タンク出口弁が動作可能であること※1	
適用モード	設　備	所要数
モード１、２、３、４、５および６	蓄圧タンク	４基※2

※１：動作可能とは、手動での開弁および閉弁ができることをいう。

※２：モード３（１次冷却材圧力が 6.89MPa[gage]以下の場合)、４、５および６において、所要数は３基。

(2) 確認事項

項　目	確認事項	頻　度	担　当
蓄圧タンク	蓄圧タンク出口弁が動作可能であることを確認する。	定期事業者検査時	発電室長
	モード１、２、３、４、５および６においてほう酸水量（有効水量）および圧力を確認する。	１日に１回	当直課長
	モード１、２、３、４、５および６においてほう素濃度を確認する。	３ヶ月に１回	当直課長

(3) 要求される措置

適用モード	条　件	要求される措置	完了時間
モード１、２および３（１次冷却材圧力が6.89MPa[gage]を超える場合）	A. 蓄圧タンク１基のほう素濃度が制限値を満足していない場合	A.1 当直課長は、当該蓄圧タンクのほう素濃度を制限値内に回復させる。	７２時間
	B. 蓄圧タンク１基が条件Ａ以外の理由により、運転上の制限を満足していない場合	B.1 当直課長は、当該蓄圧タンクの運転上の制限を満足させる。	１時間
	C. 運転上の制限を満足する蓄圧タンクが３基未満である場合 または 条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、当該蓄圧タンクの運転上の制限を満足させる措置を開始する。 および C.2 当直課長は、モード３にする。 および C.3 当直課長は、１次冷却材圧力を6.89MPa[gage]以下に下げる。	速やかに １２時間 １８時間
モード３（１次冷却材圧力が6.89MPa[gage]以下の場合）、４、５および６	A. 運転上の制限を満足する蓄圧タンクが３基未満である場合	A.1 当直課長は、当該蓄圧タンクの運転上の制限を満足させる措置を開始する。 および A.2 当直課長は、１次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード５（１次冷却系非満水）またはモード６（キャビティ低水位）の場合、１次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 当直課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備※3が動作可能であることを確認する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに

※３：Ｂ充てんポンプ（自己冷却）による充てん系をいう。

９０－４－３　代替炉心注水　－Ｂ充てんポンプ（自己冷却）による代替炉心注水－

(1) 運転上の制限

項　目	運転上の制限	
充てん系	Ｂ充てんポンプ(自己冷却)による充てん系が動作可能であること※1	
適用モード	設　備	所要数
モード１、２、３、４、５および６	Ｂ充てんポンプ（自己冷却）	１台
	燃料取替用水ピット	※２
	復水ピット	※３
	空冷式非常用発電装置	※４
	燃料油貯蔵タンク	※５
	重油タンク	※５
	タンクローリー	※５

※１：動作可能とは、ポンプが手動起動（系統構成含む）できること、または運転中であることをいう。
※２：「９０－１４－２　燃料取替用水ピット」において運転上の制限を定める。
※３：「９０－１４－３　復水ピット（ＲＷＳＰ補給系を含む）」において運転上の制限を定める。
※４：「９０－１５－１　空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。
※５：「９０－１５－７　燃料油貯蔵タンクまたは重油タンク、タンクローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。

(2) 確認事項

項　目	確認事項	頻　度	担　当
Ｂ充てんポンプ	施錠等により固定されていない充てん系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	定期事業者検査時	当直課長
	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が　　m以上、容量が　　m^3/h以上であることを確認する。	定期事業者検査時	発電室長
	モード１、２および３において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※６。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	１ヶ月に１回	当直課長
	モード４、５および６において、ポンプが手動起動可能であることを確認する※６。	１ヶ月に１回	当直課長

※６：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。

(3) 要求される措置

適用モード	条　件	要求される措置	完了時間
モード１、２、３、および４	A. Ｂ充てんポンプ（自己冷却）による充てん系が動作不能である場合	A.1 当直課長は、１台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※7とともにその他の設備※8が動作可能であることを確認する。 および A.2 機械保修課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備※9が動作可能であることを確認する※10。 および A.3 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	４時間 ７２時間 ３０日
	B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード３にする。 および B.2 当直課長は、モード５にする。	１２時間 ５６時間
モード５および６	A. Ｂ充てんポンプ（自己冷却）による充てん系が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、１次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード５（１次冷却系非満水）またはモード６（キャビティ低水位）の場合、１次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 機械保修課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備※9が動作可能であることを確認する※10措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに

※７：運転中のポンプについては、運転状態より確認する。

※８：残りの余熱除去ポンプ１台、高圧注入ポンプ２台、ディーゼル発電機２基、および原子炉補機冷却水系２系統をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※９：可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水系をいう。

※１０：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。また、「動作可能であること」とは、当該系統に要求される準備時間を満足させるために、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備を設置し、接続口付近までのホースを敷設する補完措置が完了していることを含む。

９０－４－４　代替炉心注水　－Ａ格納容器スプレイポンプ（ＲＨＲＳ－ＣＳＳ連絡ライン使用）による代替炉心注水－

(1) 運転上の制限

項　目	運転上の制限	
代替炉心注水系	Ａ格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水系が動作可能であること※1	
適用モード	設　備	所要数
モード１、２、３、４、５および６	Ａ格納容器スプレイポンプ（ＲＨＲＳ－ＣＳＳ連絡ライン使用）	１台
	燃料取替用水ピット	※２

※１：動作可能とは、ポンプが手動起動（系統構成含む）できることをいう。
※２：「９０－１４－２　燃料取替用水ピット」において運転上の制限を定める。

(2) 確認事項

項　目	確認事項	頻　度	担　当
Ａ格納容器スプレイポンプ	施錠等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	定期事業者検査時	当直課長
	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が［　］m以上、容量が［　　］m^3/h以上であることを確認する。	定期事業者検査時	発電室長
	モード１、２、３および４において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	１ヶ月に１回	当直課長
	モード５および６において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	１ヶ月に１回	当直課長

(3) 要求される措置

適用モード	条　件	要求される措置	完了時間
モード１、２、３および４	A. Ａ格納容器スプレイポンプ（ＲＨＲＳ－ＣＳＳ連絡ライン使用）による代替炉心注水系が動作不能である場合	A.1 当直課長は、１台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※3とともに、その他の設備※4が動作可能であることを確認する。 および A.2 機械保修課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備※5が動作可能であることを確認する※6。 A.3 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	表６４－４ A.2の初回確認完了後４時間 ７２時間 ３０日
	B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード３にする。 および B.2 当直課長は、モード５にする。	１２時間 ５６時間
モード５および６	A. Ａ格納容器スプレイポンプ（ＲＨＲＳ－ＣＳＳ連絡ライン使用）による代替炉心注水系が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、１次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード５（１次冷却系非満水）またはモード６（キャビティ低水位）の場合、１次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 機械保修課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備※5が動作可能であることを確認する※6措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに

※３：運転中のポンプについては、運転状態より確認する。
※４：残りの余熱除去ポンプ１台、および高圧注入ポンプ２台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。
※５：可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水系をいう。
※６：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。

９０－４－５　代替炉心注水　－可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水－

(1) 運転上の制限

項　目	運転上の制限	
代替炉心注水系	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水系２系統が動作可能であること	
適用モード	設　備	所要数
モード１、２、３、４、５および６	可搬式代替低圧注水ポンプ	１台×２
	電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）	１台×２
	送水車	１台×２
	仮設組立式水槽	１台×２
	軽油ドラム缶	※１
	燃料油貯蔵タンク	※２
	重油タンク	※２
	タンクローリー	※２

※１：「９０－１２－４　軽油ドラム缶による燃料補給設備」において運転上の制限を定める。

※２：「９０－１５－７　燃料油貯蔵タンクまたは重油タンク、タンクローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。

(2) 確認事項

項　目	確認事項	頻　度	担　当
可搬式代替低圧注水ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および揚程が［　］m以上、容量が［　］m^3/h以上であることを確認する。	１年に１回	機械 保修課長
	モード１、２、３、４、５および６において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	３ヶ月に１回	機械 保修課長
電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）	発電機を起動し、運転状態（電圧等）に異常がないことを確認する。	１年に１回	電気 保修課長
	モード１、２、３、４、５および６において、発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	３ヶ月に１回	電気 保修課長
送水車	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および吐出圧力が［　］MPa以上、容量が［　］m^3/h以上であることを確認する。	１年に１回	機械 保修課長
	モード１、２、３、４、５および６において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	３ヶ月に１回	機械 保修課長
仮設組立式水槽	モード１、２、３、４、５および６において、所要数が使用可能であることを確認する。	３ヶ月に１回	機械 保修課長

(3) 要求される措置

適用モード	条　件	要求される措置	完了時間
モード１、２、３および４	A. 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水系のうち、動作可能な系統が２系統未満である場合	A.1 当直課長は、１台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※3とともに、その他の設備※4が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備※5が動作可能であることを確認する※6。 および A.3 機械保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	４時間 １０日 ３０日
	B. 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水系のうち、動作可能な系統が１系統未満である場合	B.1 当直課長は、１台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※3とともに、その他の設備※4が動作可能であることを確認する。 および B.2 当直課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備※5が動作可能であることを確認する※6。 および B.3 機械保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	４時間 ７２時間 ３０日
	C. 条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード３にする。 および C.2 当直課長は、モード５にする。	１２時間 ５６時間

(3) 要求される措置（続き）

適用モード	条　件	要求される措置	完了時間
モード５および６	A. 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水系のうち、動作可能な系統が２系統未満である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、１次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード５（１次冷却系非満水）またはモード６（キャビティ低水位）の場合、１次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 当直課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備※5が動作可能であることを確認する※6措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに

※３：運転中のポンプについては、運転状態より確認する。
※４：残りの余熱除去ポンプ１台、高圧注入ポンプ２台、ディーゼル発電機２基および原子炉補機冷却水系２系統をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。
※５：Ｂ充てんポンプ（自己冷却）による充てん系およびＡ格納容器スプレイポンプ（ＲＨＲＳ－ＣＳＳ連絡ライン使用）による代替炉心注水系をいう。
※６「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。

９０－４－６　代替再循環

(1) 運転上の制限

項　目	運転上の制限	
代替再循環系	(1) Ａ格納容器スプレイポンプ（ＲＨＲＳ－ＣＳＳ連絡ライン使用）による代替再循環系が動作可能であること※1 (2) Ｂ高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環系が動作可能であること※1	
適用モード	設　備	所要数
モード１、２、３、４、５および６	Ａ格納容器スプレイポンプ（ＲＨＲＳ－ＣＳＳ連絡ライン使用）	１台
	Ａ格納容器スプレイ冷却器	１基
	Ａ格納容器スプレイポンプ再循環サンプ側入口格納容器隔離弁	１台
	格納容器再循環サンプ	２基※5
	格納容器再循環サンプスクリーン	２基※5
	Ｂ高圧注入ポンプ（海水冷却）	１台
	大容量ポンプ	※２
	空冷式非常用発電装置	※３
	燃料油貯蔵タンク	※４
	重油タンク	※４
	タンクローリー	※４

※１：動作可能とは、ポンプが手動起動（系統構成含む）できることをいう。

※２：「９０－７－２　大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却および代替補機冷却」において運転上の制限を定める。

※３：「９０－１５－１　空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。

※４：「９０－１５－７　燃料油貯蔵タンクまたは重油タンク、タンクローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。

※５：Ａ格納容器スプレイポンプ（ＲＨＲＳ－ＣＳＳ連絡ライン使用）を用いる再循環用１基およびＢ高圧注入ポンプ（海水冷却）を用いる再循環用１基。

(2) 確認事項

項　目	確認事項	頻　度	担　当
Ａ格納容器スプレイポンプ、Ａ格納容器スプレイ冷却器	施錠等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	定期事業者検査時	当直課長
	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が□m以上、容量が□m^3/h以上であることを確認する。	定期事業者検査時	発電室長
	モード１、２、３および４において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	１ヶ月に１回	当直課長
	モード５および６において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	１ヶ月に１回	当直課長
Ａ格納容器スプレイポンプ再循環サンプ側入口格納容器隔離弁	Ａ格納容器スプレイポンプ再循環サンプ側入口格納容器隔離弁が手動で開弁できることを確認する。	定期事業者検査時	機械保修課長
格納容器再循環サンプ、格納容器再循環サンプスクリーン	格納容器再循環サンプが異物等により塞がれていないことを確認する。	定期事業者検査時	機械保修課長
Ｂ高圧注入ポンプ	施錠等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	定期事業者検査時	当直課長
	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が□m以上、容量が□m^3/h 以上であることを確認する。	定期事業者検査時	発電室長
	モード１、２および３において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	１ヶ月に１回	当直課長
	モード４、５および６において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	１ヶ月に１回	当直課長

(3) 要求される措置

適用モード	条　件	要求される措置	完了時間
モード１、２、３および４	A. Ａ格納容器スプレイポンプ（ＲＨＲＳ－ＣＳＳ連絡ライン使用）による代替再循環系が動作不能である場合	A.1 当直課長は、１台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※6とともにその他の設備※7が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	表６４－４ A.2の初回確認完了後４時間 ７２時間
	B. Ｂ高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環系、が動作不能である場合	B.1 当直課長は、１基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともにその他の設備※8が動作可能であることを確認する。 および B.2 当直課長及び機械保修課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備※9が動作可能であることを確認する※１０。 および B.3 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	表５２－３ A.2の初回確認完了後４時間 ７２時間 ３０日
	C. 条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード３にする。 および C.2 当直課長は、モード５にする。	１２時間 ５６時間

(3) 要求される措置（続き）

適用モード	条　件	要求される措置	完了時間
モード５および６	A. Ａ格納容器スプレイポンプ（ＲＨＲＳ－ＣＳＳ連絡ライン使用）による代替再循環系が動作不能である場合 または Ｂ高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環系が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、１次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード５（１次冷却系非満水）またはモード６（キャビティ低水位）の場合、１次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 当直課長および機械保修課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備※９動作可能であることを確認する※１０措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに

※６：運転中のポンプについては、運転状態より確認する。
※７：残りの余熱除去ポンプ１台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。
※８：残りのディーゼル発電機１基および原子炉補機冷却水系２系統をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。
※９：Ｂ充てんポンプ（自己冷却）による充てん系および大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却系をいう。
※10：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。

表９０－５　１次冷却系の減圧をするための設備

９０－５－１　加圧器逃がし弁による減圧

(1) 運転上の制限

項　目	運転上の制限	
窒素ボンベ、可搬式空気圧縮機および可搬型バッテリを使用した加圧器逃がし弁による１次冷却系の減圧系	(1) 窒素ボンベ（代替制御用空気供給用）または可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による１次冷却系の減圧系が動作可能であること (2) 可搬型バッテリ（加圧器逃がし弁用）を使用した加圧器逃がし弁による１次冷却系の減圧系が動作可能であること	
適用モード	設　備	所要数
モード１、２および３	窒素ボンベ（代替制御用空気供給用）	１０本※1
	可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）	２台※2
	可搬型バッテリ（加圧器逃がし弁用）	１個
	空冷式非常用発電装置	※３
	可搬式整流器	※４
	燃料油貯蔵タンク	※５
	重油タンク	※５
	タンクローリー	※５

※１：１セット１０本（Ａ系統５本、Ｂ系統５本）。
※２：１セット２台（Ａ系統１台、Ｂ系統１台）。
※３：「９０－１５－１　空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。
※４：「９０－１５－５　可搬式整流器からの給電」において運転上の制限を定める。
※５：「９０－１５－７　燃料油貯蔵タンクまたは重油タンク、タンクローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。

(2) 確認事項

項　目	確認事項	頻　度	担　当
窒素ボンベ（代替制御用空気供給用）	モード１、２および３において、ボンベ１次側圧力により使用可能であることを確認する。	３ヶ月に１回	電気保修課長
可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）	モード１、２および３において、可搬式空気圧縮機が使用可能であることを確認する。	３ヶ月に１回	電気保修課長
可搬型バッテリ（加圧器逃がし弁用）	モード１、２および３において、バッテリ電圧により使用可能であることを確認する。	３ヶ月に１回	電気保修課長

(3) 要求される措置

適用モード	条　件	要求される措置	完了時間
モード１、２および３	A. 窒素ボンベ（代替制御用空気供給用）および可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による１次冷却系の減圧系が動作不能である場合	A.1 当直課長は、１基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともにその他の設備※6が動作可能であることを確認する。 および A.2 電気保修課長は、代替措置※7を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A.3 電気保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	４時間 ７２時間 １０日
	B. 可搬型バッテリ（加圧器逃がし弁用）を使用した加圧器逃がし弁による１次冷却系の減圧系が動作不能である場合	B.1 当直課長は、１基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともにその他の設備※6が動作可能であることを確認する。 および B.2 電気保修課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備※8が動作可能であることを確認する※9。 および B.3 電気保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	４時間 ７２時間 ３０日
	C. 条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード３にする。 および C.2 当直課長は、モード４にする。	１２時間 ３６時間

※６：残りのディーゼル発電機１基および直流電源装置をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※７：代替品の補充等。

※８：可搬式整流器による電源系をいう。

※９：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。

表９０－６　原子炉格納容器スプレイ等をするための設備

９０－６－１　原子炉格納容器スプレイ

(1) 運転上の制限

項　目	運転上の制限	
原子炉格納容器スプレイ系	原子炉格納容器スプレイ系※1の１系統以上が動作可能であること※2	
適用モード	設　備	所要数
モード１、２、３、４、５および６	格納容器スプレイポンプ	１台
	燃料取替用水ピット	※３

※１：よう素除去薬品タンクを除く。
※２：動作可能とは、ポンプが手動起動（系統構成含む）できることをいう。
※３：「９０－１４－２　燃料取替用水ピット」において運転上の制限を定める。

(2) 確認事項

項　目	確認事項	頻　度	担　当
格納容器スプレイポンプ	施錠等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	定期事業者検査時	当直課長
	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が［　　］m以上、容量が［　　］m^3/h以上であることを確認する。	定期事業者検査時	発電室長
	モード１、２、３および４において、１台以上のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	１ヶ月に１回	当直課長
	モード５および６において、１台以上のポンプが手動起動可能であることを確認する。	１ヶ月に１回	当直課長

(3) 要求される措置

適用モード	条　件	要求される措置	完了時間
モード１、２、３および４	A. 原子炉格納容器スプレイ系の全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 機械保修課長は、当該系統と同等な機能を持つ他の重大事故等対処設備※4が動作可能であることを確認する※5措置を開始する。 および A.3 当直課長は、モード３にする。 および A.4 当直課長は、モード５にする。	速やかに 速やかに １２時間 ５６時間
モード５およびモード６	A. 原子炉格納容器スプレイ系の全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、１次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード５（１次冷却系非満水）またはモード６（キャビティ低水位）の場合、１次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 機械保修課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※4が動作可能であることを確認する※5措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに

※４：可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系をいう。

※５：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。また、「動作可能であること」とは、当該系統に要求される準備時間を満足させるために、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備を設置し、接続口付近までホースを布設する補完措置が完了していることを含む。

９０－６－２　代替原子炉格納容器スプレイ　ー恒設代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイー

(1) 運転上の制限

項　目	運転上の制限	
恒設代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ	恒設代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系が動作可能であること	
適用モード	設　備	所要数
モード１、２、３、４、５および６	恒設代替低圧注水ポンプ	１台
	空冷式非常用発電装置	※１
	燃料取替用水ピット	※２
	復水ピット	※３
	燃料油貯蔵タンク	※４
	重油タンク	※４
	タンクローリー	※４

※１：「９０－１５－１　空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。
※２：「９０－１４－２　燃料取替用水ピット」において運転上の制限を定める。
※３：「９０－１４－３　復水ピット（ＲＷＳＰ補給系を含む）」において運転上の制限を定める。
※４：「９０－１５－７　燃料油貯蔵タンクまたは重油タンク、タンクローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。

(2) 確認事項

項　目	確認事項	頻　度	担　当
恒設代替低圧注水ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および揚程が［　　］m以上、容量が［　　］m^3/h以上であることを確認する。	定期事業者検査時	発電室長
	モード１、２、３および４において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	１ヶ月に１回	当直課長
	モード５および６において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	１ヶ月に１回	当直課長

(3) 要求される措置

適用モード	条　件	要求される措置	完了時間
モード１、２、３および４	A. 恒設代替低圧注水ポンプが動作不能である場合	A.1 当直課長は、１台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※5とともにその他の設備※6が動作可能であることを確認する。 および A.2 機械保修課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※7が動作可能であることを確認する※8。 および A.3 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	４時間 ７２時間 ３０日
	B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード３にする。 および B.2 当直課長は、モード５にする。	１２時間 ５６時間
モード５および６	A. 恒設代替低圧注水ポンプが動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、１次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード５（１次冷却系非満水）またはモード６（キャビティ低水位）の場合、１次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 機械保修課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※7が動作可能であることを確認する※9措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに

※５：運転中のポンプについては、運転状態より確認する。

※６：残りの余熱除去ポンプ１台、格納容器スプレイポンプ２台、ディーゼル発電機２基、および原子炉補機冷却水系２系統をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※７：可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系をいう。

※８：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。また、「動作可能であること」とは、当該系統に要求される準備時間を満足させるために、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備を設置し、接続口付近までホースを布設する補完措置が完了していることを含む。

※９：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。

９０－６－３　代替原子炉格納容器スプレイ　－可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ－

(1) 運転上の制限

項　目	運転上の制限	
可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系２系統が動作可能であること	
適用モード	設　備	所要数
モード１、２、３、４、５および６	可搬式代替低圧注水ポンプ	１台×２
	電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）	１台×２
	送水車	１台×２
	仮設組立式水槽	１台×２
	軽油ドラム缶	※１
	燃料油貯蔵タンク	※２
	重油タンク	※２
	タンクローリー	※２

※１：「９０－１２－４　軽油ドラム缶による燃料補給設備」において運転上の制限を定める。

※２：「９０－１５－７　燃料油貯蔵タンクまたは重油タンク、タンクローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。

(2) 確認事項

項　目	確認事項	頻　度	担　当
可搬式代替低圧注水ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および揚程が［　　］m以上、容量が［　　］m^3/h以上であることを確認する。	１年に１回	機械保修課長
	モード１、２、３、４、５および６において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	３ヶ月に１回	機械保修課長
電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）	発電機を起動し、運転状態（電圧等）に異常がないことを確認する。	１年に１回	電気保修課長
	モード１、２、３、４、５および６において、発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	３ヶ月に１回	電気保修課長
送水車	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および吐出圧力が［　　］MPa以上、容量が［　　］m^3/h以上であることを確認する。	１年に１回	機械保修課長
	モード１、２、３、４、５および６において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	３ヶ月に１回	機械保修課長
仮設組立式水槽	モード１、２、３、４、５および６において、所要数が使用可能であることを確認する。	３ヶ月に１回	機械保修課長

(3) 要求される措置

適用モード	条　件	要求される措置	完了時間
モード１、２、３および４	A. 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系のうち、動作可能な系統が２系統未満である場合	A.1 当直課長は、１台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※4が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※5が動作可能であることを確認する※6。 および A.3 機械保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	４時間 １０日 ３０日
	B. 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系のうち、動作可能な系統が１系統未満である場合	B.1 当直課長は、１台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※4が動作可能であることを確認する。 および B.2 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※5が動作可能であることを確認する※6。 および B.3 機械保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	４時間 ７２時間 ３０日
	C. 条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード３にする。 および C.2 当直課長は、モード５にする。	１２時間 ５６時間

(3) 要求される措置（続き）

適用モード	条　件	要求される措置	完了時間
モード５および６	A. 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系のうち、動作可能な系統が２系統未満である場合	A.1 機械保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、１次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード５（１次冷却系非満水）またはモード６（キャビティ低水位）の場合、１次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※5が動作可能であることを確認する※6措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに

※４：残りの余熱除去ポンプ１台、格納容器スプレイポンプ２台、ディーゼル発電機２基、および原子炉補機冷却水系２系統をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※５：恒設代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系をいう。

※６：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。

表９０－７ 原子炉格納容器内自然対流冷却をするための設備

９０－７－１　原子炉補機冷却水系による原子炉格納容器内自然対流冷却

(1) 運転上の制限

項　目	運転上の制限	
原子炉格納容器内自然対流冷却系	原子炉補機冷却水系による原子炉格納容器内自然対流冷却系が動作可能であること※1	
適用モード	設　備	所要数
モード１、２、３、４、５および６	Ａ、Ｄ格納容器再循環ユニット	２基
	Ａ、Ｂ原子炉補機冷却水ポンプ	２台
	Ａ原子炉補機冷却水冷却器	１基
	原子炉補機冷却水サージタンク	１基
	窒素ボンベ（原子炉補機冷却水サージタンク加圧用）	２本
	海水ポンプ	１台
	可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度（ＳＡ）用）	※２

※１：動作可能とは、ポンプが手動起動（系統構成含む）できること、または運転中であることをいう。

※２：「９０－１６－１ 計装設備」において運転上の制限を定める。

(2) 確認事項

項　目	確認事項	頻　度	担　当
Ａ、Ｄ格納容器再循環ユニット	外観点検により動作可能であることを確認する。	定期事業者検査時	機械保修課長
原子炉補機冷却水ポンプおよび原子炉補機冷却水冷却器	施錠等により固定されていない原子炉補機冷却水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	定期事業者検査時	当直課長
	モード１、２、３、４、５および６において、ポンプまたは原子炉補機冷却水冷却器の切替を行った場合は、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。	切替の都度	当直課長
原子炉補機冷却水サージタンク	モード１、２、３、４、５および６において、外観点検により動作可能であることを確認する。	１ヶ月に1回	当直課長
窒素ボンベ（原子炉補機冷却水サージタンク加圧用）	モード１、２、３、４、５および６において、ボンベ１次側圧力により使用可能であることを確認する。	３ヶ月に1回	機械保修課長

(2) 確認事項（続き）

項　目	確認事項	頻　度	担　当
海水ポンプ	施錠等により固定されていない原子炉補機冷却海水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	定期事業者検査時	当直課長
	モード１、２、３、４、５および６において、ポンプまたは原子炉補機冷却水冷却器の切替を行った場合は、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。	切替の都度	当直課長

(3) 要求される措置

適用モード	条　件	要求される措置	完了時間
モード１、２、３および４	A. 原子炉格納容器内自然対流冷却系が動作不能である場合	A.1 当直課長は、１台の格納容器スプレイポンプを起動し、動作可能であることを確認するとともにその他の設備※3が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※4が動作可能であることを確認する※5。 および A.3 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	４時間 ７２時間 ３０日
	B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード３にする。 および B.2 当直課長は、モード５にする。	１２時間 ５６時間
モード５および６	A. 原子炉格納容器内自然対流冷却系が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、１次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード５（１次冷却系非満水）またはモード６（キャビティ低水位）の場合、１次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※4が動作可能であることを確認する※5措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに

※３：残りの格納容器スプレイポンプ１台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※４：恒設代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系をいう。

※５：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。

９０－７－２　大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却および代替補機冷却

(1) 運転上の制限

項　目	運転上の制限	
大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却系および代替補機冷却系	大容量ポンプによる海水供給系※１２系統が動作可能であること	
適用モード	設　備	所要数
モード１、２、３、４、５および６	大容量ポンプ	１台×２※２
	Ａ、Ｄ格納容器再循環ユニット	※３
	燃料油貯蔵タンク	※４
	重油タンク	※４
	タンクローリー	※４
	可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度（ＳＡ）用）	※５
	Ｂ高圧注入ポンプ（海水冷却）	※６
	空冷式非常用発電装置	※７

※１：海水供給系とは、大容量ポンプから海水管接続口までをいう。
※２：３号炉および４号炉の合計所要数
※３：「９０－７－１　原子炉補機冷却水系による原子炉格納容器内自然対流冷却」において運転上の制限を定める。
※４：「９０－１５－７　燃料油貯蔵タンクまたは重油タンク、タンクローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。
※５：「９０－１６－１　計装設備」において運転上の制限を定める。
※６：「９０－４－６　代替再循環」において運転上の制限を定める。
※７：「９０－１５－１　空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。

(2) 確認事項

項　目	確認事項	頻　度	担　当
大容量ポンプ	ポンプを起動し、運転状態に異常がないこと、および吐出圧力が［　　］MPa以上、容量が［　　］m^3/h以上であることを確認する。	１年に１回	機械 保修課長
	モード１、２、３、４、５および６において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	３ヶ月に１回	機械 保修課長

(3) 要求される措置

適用モード	条　件	要求される措置	完了時間
モード１、２、３および４	A. 動作可能な大容量ポンプによる海水供給系が２系統未満である場合	A.1 当直課長は、１基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともにその他の設備※8が動作可能であることを確認する。 および A.2 機械保修課長は、代替措置※9を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A.3 機械保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	４時間 １０日 ３０日
	B. 動作可能な大容量ポンプによる海水供給系が１系統未満である場合	B.1 当直課長は、１基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともにその他の設備※8が動作可能であることを確認する。 および B.2 機械保修課長は、代替措置※9を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および B.3 機械保修課長は、動作不能となっている当該系の少なくとも１系統を動作可能な状態に復旧する。	４時間 ７２時間 １０日
	C. 条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード３にする。 および C.2 当直課長は、モード５にする。	１２時間 ５６時間
モード５および６	A. 動作可能な大容量ポンプによる海水供給系が２系統未満である場合	A.1 機械保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、１次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード５（１次冷却系非満水）またはモード６（キャビティ低水位）の場合、１次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 機械保修課長は、代替措置※9を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに

※８：残りのディーゼル発電機１基、原子炉補機冷却海水系２系統および原子炉補機冷却水系２系統をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※９：代替品の補充等。

表９０－８　蒸気発生器２次側による炉心冷却（注水）をするための設備

９０－８－１　蒸気発生器２次側による炉心冷却（注水）

(1) 運転上の制限

項　目	運転上の制限	
復水ピットを水源とした補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系	(1) モード１、２、３および４（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、復水ピットを水源とした電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系１系統※1が動作可能であること※2 または (2) モード１、２および３において、復水ピットを水源としたタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系１系統が動作可能であること※2※3※4	
適用モード	設　備	所要数
モード１、２、３および４（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）	電動補助給水ポンプ	２台
	タービン動補助給水ポンプ	１台
	タービン動補助給水ポンプ起動弁（現場手動操作）	１台
	蒸気発生器	４基
	復水ピット	※５
	空冷式非常用発電装置	※６
	燃料油貯蔵タンク	※７
	重油タンク	※７
	タンクローリー	※７

※１：電動補助給水ポンプ２台で１系統とする（本表に限る）。
※２：動作可能とは、ポンプが手動起動（系統構成含む）できること、または運転中であることをいう。
※３：タービン動補助給水ポンプについては、原子炉起動時のモード３において試運転に係る調整を行っている場合、運転上の制限は適用しない。
※４：タービン動補助給水ポンプが動作可能とは、現場手動による起動を含む。
※５：「９０－１４－３　復水ピット（ＲＷＳＰ補給系を含む）」において運転上の制限を定める。
※６：「９０－１５－１　空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。
※７：「９０－１５－７　燃料油貯蔵タンクまたは重油タンク、タンクローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。

(2) 確認事項

項　目	確認事項	頻　度	担　当
補助給水系	施錠等により固定されていない補助給水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	定期事業者検査時	当直課長
	電動補助給水ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が□m 以上、容量が□m^3/h 以上であることを確認する。	定期事業者検査時	発電室長
	タービン動補助給水ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が□m 以上、容量が□m^3/h 以上であることを確認する。	定期事業者検査時	発電室長
	モード１、２、３および４（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、２台の電動補助給水ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	１ヶ月に１回	当直課長
	モード１、２および３において、タービン動補助給水ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※8。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	１ヶ月に１回	当直課長

※８：モード３において、タービン動補助給水ポンプが動作可能であることの確認は、起動弁の開閉確認をもって代えることができる。

(3) 要求される措置

適用モード	条　件	要求される措置	完了時間
モード１、２および３	A. 動作可能な復水ピットを水源とした電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系が１系統※1未満および動作可能な復水ピットを水源としたタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系が１系統未満である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、モード３にする。 および A.3 当直課長は、モード４にする。	速やかに １２時間 ３６時間
モード４（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）	A. 動作可能な復水ピットを水源とした電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系が１系統※1未満である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、余熱除去系１系統以上による熱除去のための操作を開始する。	速やかに 速やかに

表９０－９　蒸気発生器２次側による炉心冷却（蒸気放出）をするための設備

９０－９－１　蒸気発生器２次側による炉心冷却（蒸気放出）

(1) 運転上の制限

項　目	運転上の制限	
主蒸気逃がし弁による蒸気放出系	手動での開弁ができること（現場手動含む）	
適用モード	設　備	所要数
モード１、２、３および４（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）	主蒸気逃がし弁	４個

(2) 確認事項

項　目	確認事項	頻　度	担　当
主蒸気逃がし弁	主蒸気逃がし弁が手動で開弁できることを確認する。	定期事業者検査時	電気保修課長

(3) 要求される措置

適用モード	条　件	要求される措置	完了時間
モード１、２、３および４（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）	A. 主蒸気逃がし弁１個以上が手動で開弁できない場合	A.1 当直課長は、１台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認するとともにその他の設備※1が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	４時間 ７２時間
	B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード３にする。 および B.2 当直課長は、モード４（蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合）にする。	１２時間 ３６時間

※１：残りの余熱除去ポンプ１台、加圧器逃がし弁２台、ディーゼル発電機２基、直流電源装置、原子炉補機冷却海水系２系統および原子炉補機冷却水系２系統をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

表９０－１０　水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

９０－１０－１　水素濃度低減

(1) 運転上の制限

項　目	運転上の制限	
水素濃度低減	(1)静的触媒式水素再結合装置の所要数が動作可能であること (2)静的触媒式水素再結合装置温度監視装置の所要数が動作可能であること (3)原子炉格納容器水素燃焼装置の所要数が動作可能であること (4)原子炉格納容器水素燃焼装置の所要数が２系統の電源から受電可能であること (5)原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置の所要数が動作可能であること	
適用モード	設　備	所要数
モード１、２、３、４、５および６	静的触媒式水素再結合装置※3	５基
	静的触媒式水素再結合装置温度監視装置	５個
	原子炉格納容器水素燃焼装置	１３個
	原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置	１３個
	空冷式非常用発電装置	※１
	燃料油貯蔵タンク	※２
	重油タンク	※２
	タンクローリー	※２

※１：「９０－１５－１　空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。

※２：「９０－１５－７　燃料油貯蔵タンクまたは重油タンク、タンクローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。

※３：

(2) 確認事項

項　目	確認事項	頻　度	担　当
静的触媒式水素再結合装置	装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	定期事業者検査時	機械保修課長
	モード１、２、３、４、５および６において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	１ヶ月に１回	当直課長
静的触媒式水素再結合装置温度監視装置	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気保修課長
	モード１、２、３、４、５および６において、装置が動作不能でないことを指示値により確認する。	１ヶ月に１回	当直課長
原子炉格納容器水素燃焼装置	装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	定期事業者検査時	電気保修課長
	モード１、２、３、４、５および６において、装置の外観点検※4により動作可能であることを確認する。	１ヶ月に１回	当直課長
原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気保修課長
	モード１、２、３、４、５および６において、装置が動作不能でないことを指示値により確認する。	１ヶ月に１回	当直課長

※４：ループ室内、加圧器室内およびドーム部については、第１１２条第１項で定める立ち入り制限等を考慮して、確認方法を定め、実施する。

(3) 要求される措置

適用モード	条　件	要求される措置	完了時間
モード１、２、３および４	A. 静的触媒式水素再結合装置の所要数の１基以上が動作不能である場合	A.1 当直課長は、１台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※5とともに、その他の設備※6が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	４時間 ７２時間
	B. 原子炉格納容器水素燃焼装置の所要数の１個以上が動作不能※7である場合	B.1 当直課長は、１台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※5とともに、その他の設備※6が動作可能であることを確認する。 および B.2 当直課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	４時間 ７２時間
	C. 原子炉格納容器水素燃焼装置の所要数に受電可能な電源が１系統である場合	C.1 当直課長は、１台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※5とともに、その他の設備※6が動作可能であることを確認する。 および C.2 当直課長は、原子炉格納容器水素燃焼装置の所要数を２系統の電源により受電可能な状態に復旧する。	４時間 １０日
	D. 条件Ａ、ＢまたはＣの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード３にする。 および D.2 当直課長は、モード５にする。	１２時間 ５６時間
	E. 静的触媒式水素再結合装置温度監視装置または原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置の所要数の１個以上が動作不能である場合	E.1 当直課長は、原子炉格納容器内が静的触媒式水素再結合装置または原子炉格納容器水素燃焼装置が動作する環境にないことを確認する※8。 および E.2 当直課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	４時間 その後の１２時間に１回 速やかに

(3) 要求される措置（続き）

適用モード	条　件	要求される措置	完了時間
モード５および６	A.　静的触媒式水素再結合装置の所要数の１基以上または原子炉格納容器水素燃焼装置の所要数の１個以上が動作不能※７である場合 または 原子炉格納容器水素燃焼装置の所要数に受電可能な電源が１系統である場合 または 静的触媒式水素再結合装置温度監視装置または原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置の所要数の１個以上が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、１次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード５（１次冷却系非満水）またはモード６（キャビティ低水位）の場合、１次系保有水を回復する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに

※５：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。
※６：残りの余熱除去ポンプ１台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。
※７：いずれの電源からも受電不能である場合を含む。
※８：原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えい率等を確認する。

９０－１０－２　水素濃度監視

(1) 運転上の制限

項　目	運転上の制限	
水素濃度監視	可搬型格納容器水素ガス濃度計等による水素濃度監視系１系統※1が動作可能であること	
適用モード	設　備	所要数
モード１、２、３、４、５および６	可搬型格納容器水素ガス濃度計	１個
	格納容器水素ガス試料冷却器用可搬型冷却水ポンプ	１台
	可搬型格納容器水素ガス試料圧縮装置	１台
	格納容器水素ガス試料冷却器	１個
	格納容器水素ガス試料湿分分離器	１個
	窒素ボンベ（代替制御用空気供給用）	１０本※2
	可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）	２台※3
	大容量ポンプ	※４
	空冷式非常用発電装置	※５
	燃料油貯蔵タンク	※６
	重油タンク	※６
	タンクローリー	※６

※１：１系統とは、可搬型格納容器水素ガス濃度計１個、格納容器水素ガス試料冷却器用可搬型冷却水ポンプ１台、可搬型格納容器水素ガス試料圧縮装置１台、格納容器水素ガス試料冷却器１個および格納容器水素ガス試料湿分分離器１個ならびに窒素ボンベ（代替制御用空気供給用）1セットまたは可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）1セット。

※２：１セット１０本（Ａ系統５本、Ｂ系統５本）。

※３：１セット２台（Ａ系統１台、Ｂ系統１台）。

※４：「９０－７－２　大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却および代替補機冷却」において運転上の制限を定める。

※５：「９０－１５－１　空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。

※６：「９０－１５－７　燃料油貯蔵タンクまたは重油タンク、タンクローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。

(2) 確認事項

項　目	確認事項	頻　度	担　当
可搬型格納容器水素ガス濃度計	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気保修課長
	モード１、２、３、４、５および６において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	３ヶ月に１回	電気保修課長
格納容器水素ガス試料冷却器用可搬型冷却水ポンプ	ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	定期事業者検査時	機械保修課長
	モード１、２、３、４、５および６において、ポンプの外観点検により動作可能であることを確認する。	３ヶ月に１回	機械保修課長
可搬型格納容器水素ガス試料圧縮装置	装置を起動し、動作可能であることを確認する。	定期事業者検査時	機械保修課長
	モード１、２、３、４、５および６において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	３ヶ月に１回	機械保修課長
格納容器水素ガス試料冷却器、格納容器水素ガス試料湿分分離器	装置を起動し、動作可能であることを確認する。	定期事業者検査時	機械保修課長
	モード１、２、３、４、５および６において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	１ヶ月に１回	当直課長
窒素ボンベ（代替制御用空気供給用）	モード１、２、３、４、５および６において、ボンベ１次側圧力により使用可能であることを確認する。	３ヶ月に１回	電気保修課長
可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）	モード１、２、３、４、５および６において、可搬式空気圧縮機が使用可能であることを確認する。	３ヶ月に１回	電気保修課長

(3) 要求される措置

適用モード	条　件	要求される措置	完了時間
モード１、２、３および４	A. 可搬型格納容器水素ガス濃度計等による水素濃度監視系の全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、１台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※7とともに、その他の設備※8が動作可能であることを確認する。 および A.2 電気保修課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※9が動作可能であることを確認する※10。 および A.3 電気保修課長および機械保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	４時間 ７２時間 ３０日
	B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード３にする。 および B.2 当直課長は、モード５にする。	１２時間 ５６時間
モード５および６	A. 可搬型格納容器水素ガス濃度計等による水素濃度監視系の全てが動作不能である場合	A.1 電気保修課長および機械保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、１次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード５（１次冷却系非満水）またはモード６（キャビティ低水位）の場合、１次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 電気保修課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※9が動作可能であることを確認する※10措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに

※７：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。

※８：残りの余熱除去ポンプ１台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※９：静的触媒式水素再結合装置温度監視装置または原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置をいう。

※１０：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。

表９０－１１　水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止する等のための設備

９０－１１－１　水素排出、放射性物質の濃度低減

(1) 運転上の制限

項　目	運転上の制限	
水素排出 放射性物質の濃度低減	(1)アニュラス空気浄化系の１系統が動作可能であること※1 (2)所要の代替空気系統※2が動作可能であること	
適用モード	設　備	所要数
モード１、２、３、４、５および６	アニュラス空気浄化ファン	１台
	アニュラス空気浄化フィルタユニット	１基
	窒素ボンベ（代替制御用空気供給用）	５本※3
	可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）	１台※4
	空冷式非常用発電装置	※５
	燃料油貯蔵タンク	※６
	重油タンク	※６
	タンクローリー	※６

※１：動作可能とは、ファンが手動起動（系統構成含む）できること、または運転中であることをいう。

※２：所要の代替空気系統とは、動作可能なアニュラス空気浄化系に接続可能な窒素ボンベ（代替制御用空気供給用）1セットまたは可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）1セット。

※３：１セット５本（Ａ系統５本またはＢ系統５本）。

※４：１セット１台（Ａ系統１台またはＢ系統１台）。

※５：「９０－１５－１　空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。

※６：「９０－１５－７　燃料油貯蔵タンクまたは重油タンク、タンクローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。

(2) 確認事項

項　目	確認事項	頻　度	担　当
アニュラス空気浄化ファン	ファンの起動により、自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。	定期事業者検査時	発電室長
	モード１、２、３および４において、ファンを起動し、動作可能であることを確認する※7。	１ヶ月に１回	当直課長
	モード５および６において、ファンが手動起動可能であることを確認する。	１ヶ月に１回	当直課長
アニュラス空気浄化フィルタユニット	フィルタのよう素除去効率（総合除去効率）が95%以上であることを確認する。	定期事業者検査時	機械保修課長
窒素ボンベ（代替制御用空気供給用）	モード１、２、３、４、５および６において、ボンベの１次側圧力により使用可能であることを確認する。	３ヶ月に１回	電気保修課長
可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）	モード１、２、３、４、５および６において、可搬式空気圧縮機が使用可能であることを確認する。	３ヶ月に１回	電気保修課長

※７：運転中のファンについては、運転状態により確認する。

（３）要求される措置

適用モード	条　件	要求される措置	完了時間
モード１、２、３および４	A. アニュラス空気浄化系の全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、モード３にする。 および A.3 当直課長は、モード５にする。	速やかに １２時間 ５６時間
	B. 所要の代替空気系統が動作不能である場合	B.1 当直課長は、１台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※8とともに、その他の設備※9が動作可能であることを確認する。 および B.2 電気保修課長は、代替措置※10を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および B.3 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	４時間 ７２時間 １０日
	C. 条件Ｂの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード３にする。 および C.2 当直課長は、モード５にする。	１２時間 ５６時間
モード５および６	A. アニュラス空気浄化系の全てが動作不能である場合 または 所要の代替空気系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、１次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード５（１次冷却系非満水）またはモード６（キャビティ低水位）の場合、１次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 電気保修課長は、代替措置※10を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに

※８：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。
※９：残りの余熱除去ポンプ１台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。
※10：代替品の補充等。

表９０－１２　使用済燃料ピットの冷却等のための設備

９０－１２－１　海水から使用済燃料ピットへの注水

(1) 運転上の制限

項　目	運転上の制限	
海水から使用済燃料ピットへの注水	送水車による海水から使用済燃料ピットへの注水系２系統が動作可能であること	
適用モード	設　備	所要数
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	送水車	１台ｘ２
	軽油ドラム缶	※１

※１：「９０－１２－４　軽油ドラム缶による燃料補給設備」において運転上の制限を定める。

(2) 確認事項

項　目	確認事項	頻　度	担　当
送水車	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および吐出圧力が［　　］MPa以上、容量が［　　］m^3/h以上であることを確認する。	１年に１回	機械 保修課長
	ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	３ヶ月に１回	機械 保修課長

(3) 要求される措置

適用モード	条　件	要求される措置	完了時間
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A.　動作可能な海水から使用済燃料ピットへの注水系が２系統未満となった場合	A.1　当直課長は、使用済燃料ピット水位がEL32.2m以上および水温が65℃以下であることを確認する。 および A.2　原子燃料課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.3 原子燃料課長は、代替措置※２を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに
	B.　動作可能な海水から使用済燃料ピットへの注水系が１系統未満となった場合	B.1 原子燃料課長は、A.3に基づく代替措置を確保するまでの間、使用済燃料ピット内での照射済燃料の移動を中止する※３。	速やかに

※２：代替品の補充等。
※３：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

９０－１２－２　使用済燃料ピットへのスプレイ

(1) 運転上の制限

項　目	運転上の制限	
使用済燃料ピットへのスプレイ系	(1) 使用済燃料ピットへのスプレイ系のうち屋外に配備する設備について２系統※1が動作可能であること (2) 使用済燃料ピットへのスプレイ系のうち屋内に配備する設備について１系統※2が動作可能であること	
適用モード	設　備	所要数
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	送水車	１台ｘ２
	スプレイヘッダ	４個
	軽油ドラム缶	※３

※１：１系統とは、屋外に配備する送水車１台

※２：１系統とは、屋内に配備するスプレイヘッダ４個（１セット２個、３号炉および４号炉共用の予備機２個を含む。）。

※３：「９０－１２－４　軽油ドラム缶による燃料補給設備」において運転上の制限を定める。

(2) 確認事項

項　目	確認事項	頻　度	担　当
送水車	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および吐出圧力が□MPa以上、容量が□m^3/h以上であることを確認する。	１年に１回	機械 保修課長
	ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	３ヶ月に１回	機械 保修課長
スプレイヘッダ	所要数が使用可能であることを確認する。	３ヶ月に１回	原子燃料課長

(3) 要求される措置

適用モード	条　件	要求される措置	完了時間
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 使用済燃料ピットへのスプレイ系のうち動作可能な屋外に配備する設備が２系統未満となった場合	A.1 当直課長は、使用済燃料ピット水位がEL32.2m以上および水温が65℃以下であることを確認する。 および A.2 原子燃料課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.3 原子燃料課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに
	B. 使用済燃料ピットへのスプレイ系のうち動作可能な屋内に配備する設備が１系統未満となった場合	B.1 原子燃料課長は、A.3に基づく代替措置を確保するまでの間、使用済燃料ピット内での照射済燃料の移動を中止する※5。	速やかに

※４：代替品の補充等。

※５：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

９０－１２－３　使用済燃料ピットの監視

機　能	設　備	所要数	適用モード	所要数を満足できない場合の措置※1			確認事項		
				条　件	措　置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
使用済燃料ピットの監視	使用済燃料ピット水位（ＡＭ用）※2	２個	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A.　動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A.1 当直課長は、使用済燃料ピット水位がEL32.2m以上および水温が65℃以下であることを確認する。 および A.2 電気保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.3 原子燃料課長は、使用済燃料ピット内での照射済燃料の移動を中止する※4。 および A.4 原子燃料課長は、代替措置※5を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに	使用済燃料ピット水位計（ＡＭ用）、使用済燃料ピット温度計（ＡＭ用）、使用済燃料ピット監視カメラ冷却装置、可搬式使用済燃料ピット水位計および可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタの機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気保修課長
	使用済燃料ピット温度（ＡＭ用）	２個							
	使用済燃料ピット監視カメラ（使用済燃料ピット監視カメラ冷却装置※3を含む）	２個					可搬式使用済燃料ピット水位計および可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタが動作不能でないことを確認する。	３ヶ月に１回	電気保修課長
	可搬式使用済燃料ピット水位	２個					使用済燃料ピット水位計（ＡＭ用）および使用済燃料ピット温度計（ＡＭ用）が動作不能でないことを指示値により確認する。	１ヶ月に１回	当直課長
	可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ	２個					使用済燃料ピット監視カメラが動作不能でないことを画像により確認する。	１ヶ月に１回	当直課長
							使用済燃料ピット監視カメラ冷却装置が動作可能であることを確認する。	１ヶ月に１回	電気保修課長

９０－１２－３（続き）　使用済燃料ピットの監視

機　能	設　備	所要数	適用モード	所要数を満足できない場合の措置※1			確認事項		
				条　件	措　置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
使用済燃料ピットの監視	空冷式非常用発電装置	「９０－１５－１　空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。							
	燃料油貯蔵タンク 重油タンク タンクローリー	「９０－１５－７　燃料油貯蔵タンクまたは重油タンク、タンクローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。							

※１：所要教ごとに個別の条件が適用される。
※２：動作可能な当該設備が所要数を満足しない場合において、可搬式使用済燃料ピット水位の所要数が動作可能である場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。
※３：使用済燃料ピット監視カメラ冷却装置は１個。
※４：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。
※５：代替品の補充等。

９０－１２－４　軽油ドラム缶による燃料補給設備

(1) 運転上の制限

項　目	運転上の制限	
軽油ドラム缶による燃料補給設備	20,214ﾘｯﾄﾙ※１以上であること	
適用モード	設　備	所要数
モード１、２、３、４、５、６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	軽油ドラム缶	20,214 ﾘｯﾄﾙ※１

※１：３号炉および４号炉の合計所要数

(2) 確認事項

項　目	確認事項	頻　度	担　当
軽油ドラム缶	油量を確認する。	１ヶ月に１回	機械 保修課長

(3) 要求される措置

適用 モード	条　件	要求される措置	完了時間
モード１、２、３および４	A.　軽油ドラム缶の油量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 機械保修課長は、軽油ドラム缶の油量を制限値内に回復させる。	４８時間
	B.　条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1　当直課長は、燃料補給を要する重大事故等対処設備※２を動作不能※３とみなす。	速やかに
モード５、６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A.　軽油ドラム缶の油量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 機械保修課長は、軽油ドラム缶の油量を制限値内に回復させる措置を開始する。 および A.2 当直課長は、１次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード５（１次冷却系非満水）またはモード６（キャビティ低水位）の場合、１次系保有水を回復する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに

※２：燃料補給を要する重大事故等対処設備とは、送水車をいう。
※３：当該可搬型設備の運転上の制限は個別に適用される。

表９０－１３　発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

９０－１３－１　大気への拡散抑制、航空機燃料火災への泡消火

(1) 運転上の制限

項　目	運転上の制限	
原子炉格納容器、アニュラス部への放水 原子炉周辺建屋（使用済燃料ピット内燃料体等）への放水 航空機燃料火災への泡消火	大容量ポンプおよび放水砲による放水系１系統※1が動作可能であること	
適用モード	設　備	所要数
モード１、２、３、４、５、６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	大容量ポンプ（放水砲用）	３台※2※3
	放水砲	３台※3
	泡混合器	１台※3
	燃料油貯蔵タンク	※４
	重油タンク	※４
	タンクローリー	※４

※１：１系統とは、大容量ポンプ３台（予備機１台含む）、放水砲３台（予備機１台含む）および泡混合器１台。

※２：２台接続で３号炉と４号炉の両方に同時に放水できる容量を有するもの。

※３：３号炉および４号炉の合計所要数。

※４：「９０－１５－７　燃料油貯蔵タンクまたは重油タンク、タンクローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。

(2) 確認事項

項　目	確認事項	頻　度	担　当
大容量ポンプ（放水砲用）	ポンプを起動し、運転状態に異常がないこと、および吐出圧力が［　　］MPa以上、容量が［　　］m^3/h以上であることを確認する。	１年に１回	機械 保修課長
	ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	３ヶ月に１回	機械 保修課長
放水砲	所要数が使用可能であることを確認する。	３ヶ月に１回	機械 保修課長
泡混合器	所要数が使用可能であることを確認する。	３ヶ月に１回	機械 保修課長

(3) 要求される措置

適用モード	条　件	要求される措置	完了時間
モード１、２、３および４	A. 放水系が動作不能である場合	A.1 当直課長は、１台の格納容器スプレイポンプを起動し、動作可能であること、その他の設備※５が動作可能であること、ならびに使用済燃料ピット水位がEL32.2m以上および水温が65℃以下であることを確認する。 および A.2 機械保修課長は、代替措置※６を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A.3 機械保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	４時間 ７２時間 １０日
	B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード３にする。 および B.2 当直課長は、モード５にする。	１２時間 ５６時間
モード５、６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 放水系が動作不能である場合	A.1 機械保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、１次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード５（１次冷却系非満水）またはモード６（キャビティ低水位）の場合１次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 機械保修課長は、代替措置※６を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 および A.5 当直課長は、使用済燃料ピット水位がEL32.2m以上および水温が65℃以下であることを確認する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに

※５：残りの格納容器スプレイポンプ１台については、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※６：代替品の補充等。

９０－１３－２　海洋への拡散抑制

(1) 運転上の制限

項　目	運転上の制限	
海洋への拡散抑制	所要数が使用可能であること	
適用モード	設　備	所要数
モード１、２、３、４、５、６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	シルトフェンス	２組※１※２

※１：取水路側：
　　高さ約7m／幅約35m（幅約20m／本を１本、幅約15m／本を１本で１組として２組）
　　高さ約7m／幅約10m（幅約10m／本を１本で１組として２組）
　放水路側：
　　高さ約12m／幅約5.4m（幅約5.4m／本を２本で１組として２組）
　　高さ約12m／幅約5.8m（幅約5.8m／本を２本で１組として２組）

※２：３号炉および４号炉の合計所要数。

(2) 確認事項

項　目	確認事項	頻　度	担　当
シルトフェンス	所要数が使用可能であることを確認する。	３ヶ月に１回	機械 保修課長

(3) 要求される措置

適用モード	条　件	要求される措置	完了時間
モード１、２、３および４	A. 所要数を満足していない場合	A.1 当直課長は、１台の格納容器スプレイポンプを起動し、動作可能であること、その他の設備※3が動作可能であること、ならびに使用済燃料ピット水位がEL32.2m以上および水温が65℃以下であることを確認する。 および A.2 機械保修課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A.3 機械保修課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する	４時間 ７２時間 １０日
	B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード３にする。 および B.2 当直課長は、モード５にする。	１２時間 ５６時間
モード５、６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 所要数を満足していない場合	A.1 機械保修課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、１次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード５（１次冷却系非満水）およびはモード６（キャビティ低水位）の場合、１次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 機械保修課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに

※３：残りの格納容器スプレイポンプ１台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※４：代替品の補充等。

表９０－１４　重大事故等の収束に必要となる水の供給設備

９０－１４－１　海水を用いた復水ピットへの補給

(1) 運転上の制限

項　目	運転上の制限	
海水を用いた復水ピットへの補給	海水を用いた復水ピットへの補給系２系統が動作可能であること	
適用モード	設　備	所要数
モード１、２、３、４、５および６	送水車	１台×２
	軽油ドラム缶	※１

※１：「９０－１２－４　軽油ドラム缶による燃料補給設備」において運転上の制限を定める。

(2) 確認事項

項　目	確認事項	頻　度	担　当
送水車	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および吐出圧力が　　MPa以上、容量が　　m^3/h以上であることを確認する。	１年に１回	機械 保修課長
	モード１、２、３、４、５および６において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	３ヶ月に１回	機械 保修課長

(3) 要求される措置

適用モード	条　件	要求される措置	完了時間
モード１、２、３および４	A. 動作可能な復水ピットへの海水供給系が２系統未満である場合	A.1 当直課長は、復水ピットの水量が1,035m^{3}以上であることを確認する。 および A.2.1 当直課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備※3が動作可能であることを確認する※4。 または A.2.2 機械保修課長は、代替措置※5を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A.3 機械保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	４時間 １０日 １０日 ３０日
	B. 動作可能な復水ピットへの海水供給系が１系統未満である場合	B.1 当直課長は、復水ピットの水量が1,035m^{3}以上であることを確認する。 および B.2.1.1 当直課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備※3が動作可能であることを確認する※4。 および B.2.1.2 機械保修課長は、動作不能となっている当該系の少なくとも１系統を動作可能な状態に復旧する。 または B.2.2.1 機械保修課長は、代替措置※5を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および B.2.2.2 機械保修課長は、動作不能となっている当該系の少なくとも１系統を動作可能な状態に復旧する。	４時間 ７２時間 ３０日 ７２時間 １０日
	C. 条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード３にする。 および C.2 当直課長は、モード５にする。	１２時間 ５６時間

(3) 要求される措置（続き）

適用モード	条　件	要求される措置	完了時間
モード５および６	A. 動作可能な復水ピットへの海水供給系が２系統未満である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、１次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード５（１次冷却系非満水）またはモード６（キャビティ低水位）の場合、１次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 機械保修課長は、代替措置※５を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに

※３：１次冷却系のフィードアンドブリードによる炉心冷却系をいう。
※４：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。
※５：代替品の補充等。

９０－１４－２　燃料取替用水ピット

(1) 運転上の制限

項　目	運転上の制限	
燃料取替用水ピット	(1) ほう素濃度が2,800 ppm 以上であること※1 (2) ほう酸水量（有効水量）が1,860m³以上であること※1	
適用モード	設　備	所要量
モード１、２、３、４、５および６（キャビティ低水位）	燃料取替用水ピット	1,860m³

※１：原子炉キャビティ水張り、水抜き期間においては、第９０条に定める水源および炉心注入手段等が確保されていることを条件に、運転上の制限を満足していないとはみなさない。なお、原子炉キャビティ水張り期間とは、原子炉キャビティ水張り作業開始から水張り完了までの期間を、また、原子炉キャビティ水抜き期間とは、原子炉キャビティ水抜き作業開始から燃料取替用水ピット水位を回復するまでの期間をいう。

(2) 確認事項

項　目	確認事項	頻　度	担　当
燃料取替用水ピット	モード１、２、３、４、５および６（キャビティ低水位）において、ほう素濃度を確認する。	１ヶ月に１回	当直課長
	モード１、２、３、４、５および６（キャビティ低水位）において、ほう酸水量（有効水量）を確認する。	１週間に１回	当直課長

(3) 要求される措置

適用モード	条　件	要求される措置	完了時間
モード１、２、３および４	A. 燃料取替用水ピットのほう酸水量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、復水ピットの水量が1,035m³以上であることを確認する。 および A.2 当直課長は、燃料取替用水ピット水量の運転上の制限を満足させる。	１時間 １時間
	B. 燃料取替用水ピットのほう素濃度が運転上の制限を満足していない場合	B.1 当直課長は、復水ピットの水量が1,035m³以上であることを確認する。 および B.2 当直課長は、ほう素濃度を制限値内に回復させる。	１時間 ８時間
	C. 条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード３にする。 および C.2 当直課長は、モード５にする。	１２時間 ５６時間
モード５および６（キャビティ低水位）	A. 燃料取替用水ピットのほう素濃度またはほう酸水量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、運転上の制限を満足させる措置を開始する。 および A.2 当直課長は、１次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード５（１次冷却系非満水）またはモード６（キャビティ低水位）の場合、１次系保有水を回復する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに

９０－１４－３　復水ピット（ＲＷＳＰ補給系を含む）

(1) 運転上の制限

項　目	運転上の制限	
復水ピット（有効水量）	1,035m³ 以上であること	
復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給系	復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給系が使用可能であること	
適用モード	設　備	所要量
モード１、２、３、４、５および６	復水ピット	1,035m³

(2) 確認事項

項　目	確認事項	頻　度	担　当
復水ピット	モード１、２、３、４、５および６において、水量を確認する。	１日に１回	当直課長
復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給系	モード１、２、３、４、５および６において、外観点検にて補給系が使用可能であることを確認する。	１ヶ月に１回	当直課長

(3) 要求される措置

適用モード	条　件	要求される措置	完了時間
モード１、２、３および４	A. 復水ピット水量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、燃料取替用水ピットの水量が1,860m³以上であることを確認する。 および A.2 当直課長は、復水ピット水量の運転上の制限を満足させる。	４時間 ７２時間
	B. 復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給系が使用不能の場合	B.1 当直課長は、燃料取替用水ピットの水量が1,860m³以上であることを確認する。 および B.2 機械保修課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※２が動作可能であることを確認する※３。 および B.3 当直課長は、当該系統を使用可能な状態に復旧する。	４時間 ７２時間 ３０日
	C. 条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード３にする。 および C.2 当直課長は、モード５にする。	１２時間 ５６時間

(3) 要求される措置（続き）

適用モード	条　件	要求される措置	完了時間
モード５および６	A. 復水ピット水量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、運転上の制限を満足させる措置を開始する。 および A.2 当直課長は、１次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード５（１次冷却系非満水）またはモード６（キャビティ低水位）の場合、１次系保有水を回復する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに
	B. 復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給系が使用不能の場合	B.1 当直課長は、当該系統を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 および B.2 当直課長は、１次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および B.3 当直課長は、モード５（１次冷却系非満水）またはモード６（キャビティ低水位）の場合、１次系保有水を回復する措置を開始する。 および B.4 機械保修課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※２が動作可能であることを確認する※３。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに

※２：可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水系および可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ系をいう。

※３：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録により行う。

表９０－１５　電源設備

９０－１５－１　空冷式非常用発電装置からの給電

(1) 運転上の制限

項　目	運転上の制限	
空冷式非常用発電装置からの給電	空冷式非常用発電装置による電源系１系統※1が動作可能であること	
適用モード	設　備	所要数
モード１、２、３、４、５、６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	空冷式非常用発電装置	２台
	燃料油貯蔵タンク	※２
	重油タンク	※２
	タンクローリー	※２

※１：１系統とは、モード１、２、３、４、５および６において空冷式非常用発電装置２台、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において空冷式非常用発電装置１台。

※２：「９０－１５－７　燃料油貯蔵タンクまたは重油タンク、タンクローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。

(2) 確認事項

項　目	確認事項	頻　度	担　当
空冷式非常用発電装置	発電機を起動し、運転状態（電圧等）に異常がないことを確認する。	定期事業者検査時	発電室長
	発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	１ヶ月に１回	当直課長

(3) 要求される措置

適用モード	条　件	要求される措置	完了時間
モード１、２、３および４	A. 空冷式非常用発電装置２台による電源系が動作不能である場合	A.1 当直課長は、１台のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※3が動作可能であることを確認する。 および A.2 電気保修課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※4が動作可能であることを確認する※5。 および A.3 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	４時間 ７２時間 ３０日
	B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード３にする。 および B.2 当直課長は、モード５にする。	１２時間 ５６時間
モード５、６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 空冷式非常用発電装置２台※6による電源系が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、１次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード５（１次冷却系非満水）またはモード６（キャビティ低水位）の場合、１次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 電気保修課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※4が動作可能であることを確認する措置を開始する。※5	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに

※３：残りのディーゼル発電機１台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※４：モード１、２、３、４、５および６において、号機間電力融通恒設ケーブル（３号～４号）による電源系または号機間電力融通予備ケーブル（３号～４号）による電源系、ならびに電源車による電源系をいう。また、モード１、２、３、４、５および６以外において、電源車による電源系をいう。

※５：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。また、モード１、２、３、４、５および６において、「動作可能であること」とは、当該系統に要求される準備時間を満足させるために、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備を設置し、ケーブルを接続する補完措置が完了していることを含む。

※６：使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間においては、空冷式非常用発電装置１台。

９０－１５－２　号機間電力融通恒設ケーブル（３号～４号）（号機間電力融通予備ケーブル（３号～４号））からの給電

(1) 運転上の制限

項　目	運転上の制限
号機間電力融通恒設ケーブル（３号～４号）（号機間電力融通予備ケーブル（３号～４号））からの給電	(1) 号機間電力融通恒設ケーブル（３号～４号）による電源系１系統※1が使用可能であること (2) 号機間電力融通予備ケーブル（３号～４号）による電源系１系統※1が使用可能であること

a. 他号炉※2がモード１、２、３および４の場合

適用モード	設　備	所要数
モード１、２、３、４、５、６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	号機間電力融通恒設ケーブル（３号～４号）	１組※3
	号機間電力融通予備ケーブル（３号～４号）	１組※3
	ディーゼル発電機（他号炉）	２基
	燃料油貯蔵タンク（他号炉）	300m^3
	重油タンク（他号炉）	320m^3
	タンクローリー	※４

b. 他号炉がモード５、６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合

適用モード	設　備	所要数
モード１、２、３、４、５、６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	号機間電力融通恒設ケーブル（３号～４号）	１組※3
	号機間電力融通予備ケーブル（３号～４号）	１組※3
	ディーゼル発電機（他号炉）	１基
	燃料油貯蔵タンク（他号炉）	297m^3※5
	重油タンク（他号炉）	
	タンクローリー	※４

※１：１系統とは、他号炉のモード１、２、３および４においてa. 項の所要数、他号炉のモード５、６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間においてb. 項の所要数。

※２：「他号炉」とは、３号炉については４号炉をいい、４号炉については３号炉をいう（以下、本条において同じ）。

※３：３号炉および４号炉の合計所要数

※４：「９０－１５－７　燃料油貯蔵タンクまたは重油タンク、タンクローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。

※５：燃料油貯蔵タンク（他号炉）と重油タンク（他号炉）の合計油量（燃料油貯蔵タンク（他号炉）の油量（保有油量）128m^{3}を含む。）

(2) 確認事項

項　目	確認事項	頻　度	担　当
号機間電力融通恒設ケーブル（３号～４号）	所要数が使用可能であることを確認する。	３ヶ月に１回	電気保修課長
号機間電力融通予備ケーブル（３号～４号）			
ディーゼル発電機（他号炉）	所要のディーゼル発電機を待機状態から起動し、無負荷運転時の電圧が 6,900±345 V および周波数が 60±3 Hz であることを確認する。	１ヶ月に１回	当直課長
燃料油貯蔵タンク（他号炉）	油量を確認する。	１ヶ月に１回	当直課長
重油タンク（他号炉）	油量を確認する。	１ヶ月に１回	当直課長

(3) 要求される措置

適用モード	条　件	要求される措置	完了時間
モード１、２、３および４	A. 号機間電力融通恒設ケーブル（３号～４号）による電源系が使用不能である場合 または 号機間電力融通予備ケーブル（３号～４号）による電源系が使用不能である場合	A.1 当直課長は、１基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※6が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※7が動作可能であることを確認する※8。 および A.3 電気保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	４時間 ７２時間 ３０日
	B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード３にする。 および B.2 当直課長は、モード５にする。	１２時間 ５６時間

(3) 要求される措置（続き）

適用モード	条　件	要求される措置	完了時間
モード５、６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 号機間電力融通恒設ケーブル（３号～４号）による電源系が使用不能である場合 または 号機間電力融通予備ケーブル(３号～４号)による電源系が使用不能である場合	A.1 電気保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、１次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード５（１次冷却系非満水）またはモード６（キャビティ低水位）の場合、１次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※7が動作可能であることを確認する※8措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに

※６：残りのディーゼル発電機１台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※７：空冷式非常用発電装置をいう。

※８：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。

９０－１５－３　電源車からの給電

(1) 運転上の制限

項　目	運転上の制限	
電源車からの給電	電源車による電源系２系統が動作可能であること	
適用モード	設　備	所要数
モード１、２、３、４、５、６ および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	電源車	１台×２
	燃料油貯蔵タンク	※１
	重油タンク	※１
	タンクローリー	※１

※１：「９０－１５－７　燃料油貯蔵タンクまたは重油タンク、タンクローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。

(2) 確認事項

項　目	確認事項	頻　度	担　当
電源車	発電機を起動し、運転状態（電圧等）に異常がないことを確認する。	１年に１回	電気 保修課長
	発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	３ヶ月に１回	電気 保修課長

(3) 要求される措置

適用モード	条　件	要求される措置	完了時間
モード１、２、３および４	A. 動作可能な電源車による電源系が２系統未満である場合	A.1 当直課長は、１基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※2が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※3が動作可能であることを確認する※4。 および A.3 電気保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	４時間 １０日 ３０日
	B. 動作可能な電源車による電源系が１系統未満である場合	B.1 当直課長は、１基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※2が動作可能であることを確認する。 および B.2 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※3が動作可能であることを確認する※4。 および B.3 電気保修課長は、動作不能となっている当該系の少なくとも１系統を動作可能な状態に復旧する。	４時間 ７２時間 ３０日
	C. 条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード３にする。 および C.2 当直課長は、モード５にする。	１２時間 ５６時間

(3) 要求される措置（続き）

適用モード	条　件	要求される措置	完了時間
モード５、６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な電源車による電源系が２系統未満である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、１次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード５（１次冷却系非満水）またはモード６（キャビティ低水位）の場合、１次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※3が動作可能であることを確認する※4措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに

※２：残りのディーゼル発電機１基をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。
※３：空冷式非常用発電装置をいう。
※４：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。

９０－１５－４　蓄電池（安全防護系用）および蓄電池（３系統目）からの給電

(1) 運転上の制限

項　目	運転上の制限	
蓄電池（安全防護系用）および蓄電池（３系統目）からの給電	蓄電池（安全防護系用）による電源系および蓄電池（３系統目）による電源系が動作可能であること	
適用モード	設　備	所要数
モード１、２、３、４、５、６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	蓄電池（安全防護系用）	１組
	蓄電池（３系統目）	１組

(2) 確認事項

項　目	確認事項	頻　度	担　当
蓄電池（安全防護系用）	蓄電池（安全防護系用）が健全であることを確認する。	定期事業者検査時	発電室長
	蓄電池（安全防護系用）の浮動充電時の蓄電池端子電圧が127.1V以上であることを確認する。	１週間に１回	当直課長
蓄電池（３系統目）	蓄電池（３系統目）が健全であることを確認する。	定期事業者検査時	発電室長
	蓄電池（３系統目）の浮動充電時の蓄電池端子電圧が 140.6 V 以上であることを確認する。	１週間に１回	当直課長

(3) 要求される措置

適用モード	条　件	要求される措置	完了時間
モード１、２、３および４	A. 蓄電池（３系統目）による電源系が動作不能である場合	A.1 当直課長は、１基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※1が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※2が動作可能であることを確認する※3。 および A.3 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	４時間 ７２時間 ３０日
	B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合 または 蓄電池（安全防護系用）による電源系の全てが動作不能である場合	B.1 当直課長は、モード３にする。 および B.2 当直課長は、モード５にする。 および B.3 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※2が動作可能であることを確認する※3措置を開始する。	１２時間 ５６時間 速やかに
モード５、６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 蓄電池（安全防護系用）または蓄電池（３系統目）による電源系が動作不能である場合	A.1 原子燃料課長は、照射済燃料の移動を中止する※4。 および A.2 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.3 当直課長は、１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.4 当直課長は、１次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.5 当直課長は、モード５（１次冷却系非満水）またはモード６（キャビティ低水位）の場合、１次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.6 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※2が動作可能であることを確認する※3措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに

※１：残りのディーゼル発電機１基をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※２：空冷式非常用発電装置による電源系１系統をいう。

※３：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。

※４：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

９０－１５－５　可搬式整流器からの給電

(1) 運転上の制限

項　目	運転上の制限	
可搬式整流器からの給電	可搬式整流器による電源系１系統※1が動作可能であること	
適用モード	設　備	所要数
モード１、２、３、４、５、６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	可搬式整流器	１個
	空冷式非常用発電装置	※２
	号機間電力融通恒設ケーブル（３号～４号）	※３
	号機間電力融通予備ケーブル（３号～４号）	※３
	ディーゼル発電機（他号炉）	※３
	燃料油貯蔵タンク（他号炉）	※３
	重油タンク（他号炉）	※３
	電源車	※４
	燃料油貯蔵タンク	※５
	重油タンク	※５
	タンクローリー	※５

※１：１系統とは、可搬式整流器１個。
※２：「９０－１５－１　空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。
※３：「９０－１５－２　号機間電力融通恒設ケーブル（３号～４号）（号機間電力融通予備ケーブル（３号～４号））からの給電」において運転上の制限を定める。
※４：「９０－１５－３　電源車からの給電」において運転上の制限を定める。
※５：「９０－１５－７　燃料油貯蔵タンクまたは重油タンク、タンクローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。

(2) 確認事項

項　目	確認事項	頻　度	担　当
可搬式整流器	所要数が使用可能であることを確認する。	３ヶ月に１回	電気 保修課長

(3) 要求される措置

適用モード	条　件	要求される措置	完了時間
モード１、２、３および４	A. 動作可能な可搬式整流器による電源系が１系統未満である場合	A.1 当直課長は、１台のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※6が動作可能であることを確認する。 および A.2 電気保修課長は、代替措置※7を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A.3 電気保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	４時間 ７２時間 １０日
	B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード３にする。 および B.2 当直課長は、モード５にする。	１２時間 ５６時間
モード５、６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な可搬式整流器による電源系が１系統未満である場合	A.1 電気保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、１次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード５（１次冷却系非満水）またはモード６（キャビティ低水位）の場合、１次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 電気保修課長は、代替措置※7を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに

※６：残りのディーゼル発電機１台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※７：代替品の補充等。

９０－１５－６　代替所内電気設備からの給電

(1) 運転上の制限

項　目	運転上の制限	
代替所内電気設備からの給電	代替所内電気設備からの給電系が使用可能であること	
適用モード	設　備	所要数
モード１、２、３、４、５、６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	代替所内電気設備分電盤	１個
	代替所内電気設備変圧器	１個
	空冷式非常用発電装置	※１
	可搬式整流器	※２
	燃料油貯蔵タンク	※３
	重油タンク	※３
	タンクローリー	※３

※１：「９０－１５－１ 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。

※２：「９０－１５－５ 可搬式整流器からの給電」において運転上の制限を定める。

※３：「９０－１５－７ 燃料油貯蔵タンクまたは重油タンク、タンクローリーによる燃料補給設備において運転上の制限を定める。

(2) 確認事項

項　目	確認事項	頻　度	担　当
代替所内電気設備分電盤、代替所内電気設備変圧器	代替所内電気設備からの給電系が使用可能であることを外観点検により確認する。	１ヶ月に１回	電気保修課長

(3) 要求される措置

適用モード	条　件	要求される措置	完了時間
モード１、２、３および４	A. 代替所内電気設備からの給電系が使用不能である場合	A.1 当直課長は、所内電気設備の系統電圧を確認し、使用可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。	４時間 ７２時間
	B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード３にする。 および B.2 当直課長は、モード５にする。	１２時間 ５６時間
モード５、６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 所要数を満足していない場合	A.1 当直課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、１次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード５（１次冷却系非満水）またはモード６（キャビティ低水位）の場合、１次系保有水を回復する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに

９０－１５－７　燃料油貯蔵タンクまたは重油タンク、タンクローリーによる燃料補給設備

(1) 運転上の制限

項　目	運転上の制限	
燃料油貯蔵タンクまたは重油タンク、タンクローリーによる燃料補給設備	(1) 燃料油貯蔵タンクの油量が300 m^3※１以上あること (2) 重油タンクの油量が320m^3※２以上あること (3) タンクローリーの所要数が使用可能であること	
適用モード	設　備	所要数
モード１、２、３、４、５、６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	燃料油貯蔵タンク	300m^3 ※１
	重油タンク	320m^3※２
	タンクローリー	２台※３※４

※１：燃料油貯蔵タンク２基分。
※２：重油タンク２基分
※３：重大事故等対処設備の連続定格運転に必要な燃料を補給できる容量を有するもの。
※４：３号炉および４号炉の合計所要数

(2) 確認事項

項　目	確認事項	頻　度	担　当
燃料油貯蔵タンク	油量を確認する。	１ヶ月に１回	当直課長
重油タンク	油量を確認する。	１ヶ月に１回	当直課長
タンクローリー	所要数が使用可能であることを確認する。	３ヶ月に１回	機械保修課長

(3) 要求される措置

適用モード	条　件	要求される措置	完了時間
モード１、２、３および４	A. 燃料油貯蔵タンクまたは重油タンクの油量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、燃料油貯蔵タンクまたは重油タンクの油量を制限値内に回復させる。	４８時間
	B. タンクローリーの所要数を満足していない場合	B.1 機械保修課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 または B.2 機械保修課長は、代替措置※５を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	４８時間 ４８時間
	C. 条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、燃料補給を要する重大事故等対処設備※６を動作不能※７とみなす。	速やかに

(3) 要求される措置（続き）

適用モード	条　件	要求される措置	完了時間
モード５、６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 燃料油貯蔵タンクまたは重油タンクの油量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、燃料油貯蔵タンクまたは重油タンクの油量を制限値内に回復させる措置を開始する。 および A.2 当直課長は、１次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード５（１次冷却系非満水）またはモード６（キャビティ低水位）の場合、１次系保有水を回復する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに
	B. タンクローリーの所要数を満足していない場合	B.1 機械保修課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 および B.2 当直課長は、１次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および B.3 当直課長は、モード５（１次冷却系非満水）またはモード６（キャビティ低水位）の場合、１次系保有水を回復する措置を開始する。 および B.4 機械保修課長は、代替措置※5を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに

※５：代替品の補充等。
※６：燃料補給を要する重大事故等対処設備とは、空冷式非常用発電装置、電源車、可搬式代替低圧注水ポンプ、大容量ポンプおよび大容量ポンプ（放水砲用）をいう。
※７：当該可搬型設備の運転上の制限は個別に適用される。

表９０－１６　計装設備

９０－１６－１　計装設備

分類	機能※1		所要チャンネル数	適用モード	所要チャンネル数を満足できない場合の措置※3			確認事項		
	主要パラメータ	代替パラメータ※2			条　件	措　置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
原子炉圧力容器内の温度	１次冷却材高温側温度（広域）	①主要パラメータの他ループ ②１次冷却材低温側温度（広域）	1	モード１、２、３、４、５および６	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 および A.2 電気保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A.3 電気保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに 速やかに ３０日	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気保修課長
	１次冷却材低温側温度（広域）	①主要パラメータの他ループ ②１次冷却材高温側温度（広域）	1					動作不能でないことを指示値等により確認する。	１ヶ月に１回	当直課長
	〔炉心出口温度〕※4	①１次冷却材高温側温度（広域） ②１次冷却材低温側温度（広域）	1							
原子炉圧力容器内の圧力	１次冷却材圧力	①主要パラメータの他チャンネル ②１次冷却材高温側温度（広域） ③１次冷却材低温側温度（広域）	1		B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	B.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 および B.2 電気保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および B.3 電気保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに 速やかに ３０日			
	〔加圧器圧力（ＣＲＴ）〕※4	①１次冷却材圧力	1							
原子炉圧力容器内の水位	加圧器水位	①主要パラメータの他チャンネル ②原子炉水位	1		C. １つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合	C.1 電気保修課長は、当該機能の主要パラメータまたは、代替パラメータを１手段以上動作可能な状態に復旧する。	７２時間			
					D. モード１、２、３および４において条件Ａ、ＢまたはＣの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード３にする。 および D.2 当直課長は、モード５にする。	１２時間 ５６時間			
	原子炉水位	①加圧器水位	1							
	〔1次冷却系統水位〕※4	①１次冷却材高温側温度（広域） ①１次冷却材低温側温度（広域）	1	モード５および６	E. モード５および６において条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	E.1 原子炉燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する※5。 および E.2 当直課長は、１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに 速やかに			

※１：　プラント起動に伴う計器校正、真空ベンティングおよび原子炉格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合等は、動作不能とはみなさない。
※２：　代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。
※３：　チャンネルごとに個別の条件が適用される。
※４：　〔 〕は多様性拡張設備を示す。多様性拡張設備は運転上の制限を適用しない。
※５：　移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

分類	機能※1		所要チャンネル数	適用モード	所要チャンネル数を満足できない場合の措置※3			確認事項		
	主要パラメータ	代替パラメータ※2			条　件	措　置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
原子炉圧力容器への注水量	高圧注入流量	①主要パラメータの他チャンネル ②燃料取替用水ピット水位 ③加圧器水位 ④原子炉水位 ⑤格納容器再循環サンプ水位（広域）	1	モード１、２、３、４、５および６	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 および A.2 電気保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A.3 電気保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに 速やかに ３０日	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気保修課長
								動作不能でないことを指示値等により確認する。	１ヶ月に１回	当直課長
	余熱除去流量	①主要パラメータの他チャンネル ②燃料取替用水ピット水位 ③加圧器水位 ④原子炉水位 ⑤格納容器再循環サンプ水位（広域）	1		B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	B.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 および B.2 電気保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および B.3 電気保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに 速やかに ３０日			
	恒設代替低圧注水積算流量	①燃料取替用水ピット水位 ①復水ピット水位 ②加圧器水位 ③原子炉水位 ④格納容器再循環サンプ水位（広域）	1		C. １つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合	C.1 電気保修課長は、当該機能の主要パラメータまたは、代替パラメータを１手段以上動作可能な状態に復旧する。	７２時間			
	〔充てん水流量〕※4	①燃料取替用水ピット水位 ②加圧器水位 ③原子炉水位	1		D. モード１、２、３および４において条件Ａ、ＢまたはＣの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード３にする。 および D.2 当直課長は、モード５にする。	１２時間 ５６時間			
	〔蓄圧タンク圧力〕※4	①１次冷却材圧力 ①１次冷却材低温側温度（広域）	1							
	〔蓄圧タンク水位〕※4	①１次冷却材圧力 ①１次冷却材低温側温度（広域）	1		E. モード５および６において条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	E.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する※5。 および E.2 当直課長は、１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに 速やかに			
	〔ＡＭ用消火水積算流量〕※4	①余熱除去流量 ②加圧器水位 ③原子炉水位	1							

※１：　プラント起動に伴う計器校正、真空ベンティングおよび原子炉格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合等は、動作不能とはみなさない。
※２：　代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。
※３：　チャンネルごとに個別の条件が適用される。
※４：　〔 〕は多様性拡張設備を示す。多様性拡張設備は運転上の制限を適用しない。
※５：　移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

分類	機能※1		所要チャンネル数	適用モード	所要チャンネル数を満足できない場合の措置※3			確認事項		
	主要パラメータ	代替パラメータ※2			条　件	措　置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
原子炉格納容器への注水量	格納容器スプレイ積算流量	①燃料取替用水ピット水位 ①復水ピット水位 ②格納容器再循環サンプ水位（広域）	1	モード１、２、３、４、５および６	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 および A.2 電気保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A.3 電気保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに 速やかに ３０日	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気保修課長
	恒設代替低圧注水積算流量	①燃料取替用水ピット水位 ①復水ピット水位 ②格納容器再循環サンプ水位（広域）	1					動作不能でないことを指示値等により確認する。	１ヶ月に１回	当直課長
	高圧注入流量	①主要パラメータの他チャンネル ②燃料取替用水ピット水位 ③格納容器再循環サンプ水位（広域）	1		B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	B.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 および B.2 電気保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および B.3 電気保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに 速やかに ３０日			
	余熱除去流量	①主要パラメータの他チャンネル ②燃料取替用水ピット水位 ③格納容器再循環サンプ水位（広域）	1		C. １つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合	C.1 電気保修課長は、当該機能の主要パラメータまたは、代替パラメータを１手段以上動作可能な状態に復旧する。	７２時間			
					D. モード１、２、３および４において条件Ａ、ＢまたはＣの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード３にする。 および D.2 当直課長は、モード５にする。	１２時間 ５６時間			
	〔格納容器スプレイ流量〕※4	①燃料取替用水ピット水位 ①復水ピット水位 ②格納容器再循環サンプ水位（広域）	1							
	〔ＡＭ用消火水積算流量〕※4	①復水ピット水位 ②格納容器再循環サンプ水位（広域）	1		E. モード５および６において条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	E.1 原子炉燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する※5。 および E.2 当直課長は、１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに 速やかに			

※１：プラント起動に伴う計器校正、真空ベンティングおよび原子炉格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合等は、動作不能とはみなさない。
※２：代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。
※３：チャンネルごとに個別の条件が適用される。
※４：〔 〕は多様性拡張設備を示す。多様性拡張設備は運転上の制限を適用しない。
※５：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

分類	機能※1		所要チャンネル数	適用モード	所要チャンネル数を満足できない場合の措置※3			確認事項		
	主要パラメータ	代替パラメータ※2			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
原子炉格納容器内の温度	格納容器内温度	①主要パラメータの他チャンネル ②格納容器圧力(広域) ③ＡＭ用格納容器圧力	1	モード１、２、３、４、５および６	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 および A.2 電気保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A.3 電気保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに 速やかに ３０日	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気保修課長
原子炉格納容器内の圧力	格納容器圧力（広域）	①主要パラメータの他チャンネル ②格納容器内温度	1					動作不能でないことを指示値等により確認する。	１ヶ月に１回	当直課長
	ＡＭ用格納容器圧力	①格納容器内温度	1		B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	B.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 および B.2 電気保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および B.3 電気保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに 速やかに ３０日			
原子炉格納容器内の水位	格納容器再循環サンプ水位（広域）	①主要パラメータの他チャンネル ②格納容器再循環サンプ水位(狭域) ③原子炉下部キャビティ水位 ③原子炉格納容器水位 ④燃料取替用水ピット水位 ④復水ピット水位 ④格納容器スプレイ積算流量 ④恒設代替低圧注水積算流量	1		C. １つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合	C.1 電気保修課長は、当該機能の主要パラメータまたは、代替パラメータを１手段以上動作可能な状態に復旧する。	７２時間			
					D. モード１、２、３および４において条件Ａ、ＢまたはＣの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード３にする。 および D.2 当直課長は、モード５にする。	１２時間 ５６時間			
	格納容器再循環サンプ水位（狭域）	①格納容器再循環サンプ水位(広域)	1		E. モード５および６において条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	E.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する※4。 および E.2 当直課長は、１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに 速やかに			

※１： プラント起動に伴う計器校正、真空ベンティングおよび原子炉格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合等は、動作不能とはみなさない。
※２： 代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。
※３： チャンネルごとに個別の条件が適用される。
※４： 移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

分類	機能※1		所要チャンネル数	適用モード	所要チャンネル数を満足できない場合の措置※3			確認事項		
	主要パラメータ	代替パラメータ※2			条　件	措　置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
原子炉格納容器内の水位	原子炉下部キャビティ水位	①格納容器再循環サンプ水位(広域) ②燃料取替用水ピット水位 ②復水ピット水位 ②格納容器スプレイ積算流量 ②恒設代替低圧注水積算流量	1	モード１、２、３、４、５および６	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 および A.2 電気保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A.3 電気保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに 速やかに ３０日	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気保修課長
								動作不能でないことを指示値等により確認する。	１ヶ月に１回	当直課長
	原子炉格納容器水位	①燃料取替用水ピット水位 ①復水ピット水位 ①格納容器スプレイ積算流量 ①恒設代替低圧注水積算流量	1		B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	B.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 および B.2 電気保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および B.3 電気保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに 速やかに ３０日			
					C. １つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合	C.1 電気保修課長は、当該機能の主要パラメータまたは、代替パラメータを１手段以上動作可能な状態に復旧する。	７２時間			
					D. モード１、２、３および４において条件Ａ、ＢまたはＣの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード３にする。 および D.2 当直課長は、モード５にする。	１２時間 ５６時間			
					E. モード５および６において条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	E.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する※4。 および E.2 当直課長は、１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに 速やかに			

※１： プラント起動に伴う計器校正、真空ベンティングおよび原子炉格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合等は、動作不能とはみなさない。
※２： 代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。
※３： チャンネルごとに個別の条件が適用される。
※４： 移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

分類	機能※1		所要チャンネル数	適用モード	所要チャンネル数を満足できない場合の措置※3			確認事項		
	主要パラメータ	代替パラメータ※2			条　件	措　置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
原子炉格納容器内の水素濃度	可搬型格納容器水素ガス濃度	①主要パラメータの予備 ②静的触媒式水素再結合装置温度 ②原子炉格納容器水素燃焼装置温度	1	モード１、２、３、４、５および６	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 および A.2 電気保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A.3.1 電気保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。 または A.3.2 電気保修課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに 速やかに ３０日 ３０日	可搬型格納容器水素ガス濃度の機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気保修課長
								可搬型格納容器水素ガス濃度が動作可能であることを確認する。	３ヶ月に１回	電気保修課長
					B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	B.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 および B.2 電気保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および B.3.1 電気保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。 または B.3.2 電気保修課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに 速やかに ３０日 ３０日	静的触媒式水素再結合装置温度監視装置の機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気保修課長
					C. １つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合	C.1 電気保修課長は、当該機能の主要パラメータまたは、代替パラメータを１手段以上動作可能な状態に復旧する。	７２時間	原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置の機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気保修課長
					D. モード１、２、３および４において条件Ａ、ＢまたはＣの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード３にする。 および D.2 当直課長は、モード５にする。	１２時間 ５６時間			
								静的触媒式水素再結合装置温度監視装置および原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置が動作不能でないことを指示値等により確認する。	１ヶ月に１回	当直課長
					E. モード５および６において条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	E.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する※5。 および E.2 当直課長は、１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに 速やかに			

※１： プラント起動に伴う計器校正、真空ベンティングおよび原子炉格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合等は、動作不能とはみなさない。
※２： 代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。
※３： チャンネルごとに個別の条件が適用される。
※４： 代替品の補充等（可搬型格納容器水素ガス濃度に限る）。
※５： 移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

分類	機能※1		所要チャンネル数	適用モード	所要チャンネル数を満足できない場合の措置※3			確認事項		
	主要パラメータ	代替パラメータ※2			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
アニュラス内の水素濃度	アニュラス水素濃度	①主要パラメータの予備	1	モード１、２、３、４、５および６	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 および A.2 電気保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A.3 電気保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに 速やかに ３０日	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気保修課長
								動作不能でないことを指示値等により確認する。	１ヶ月に１回	当直課長
					B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	B.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 および B.2 電気保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および B.3 電気保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに 速やかに ３０日			
					C. １つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合	C.1 電気保修課長は、当該機能の主要パラメータまたは、代替パラメータを１手段以上動作可能な状態に復旧する。	７２時間			
					D. モード１、２、３および４において条件Ａ、ＢまたはＣの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード３にする。 および D.2 当直課長は、モード５にする。	１２時間 ５６時間			
					E. モード５および６において条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	E.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する※4。 および E.2 当直課長は、１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに 速やかに			

※１： プラント起動に伴う計器校正、真空ベンティングおよび原子炉格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合等は、動作不能とはみなさない。
※２： 代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。
※３： チャンネルごとに個別の条件が適用される。
※４： 移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

分類	機能※1		所要チャンネル数	適用モード	所要チャンネル数を満足できない場合の措置※3			確認事項		
	主要パラメータ	代替パラメータ※2			条　件	措　置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
原子炉格納容器内の放射線量率	格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）	①主要パラメータの他チャンネル	1	モード１、２、３、４、５および６	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 および A.2 電気保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A.3 電気保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに 速やかに ３０日	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気保修課長
								動作不能でないことを指示値等により確認する。	１ヶ月に１回	当直課長
	格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）	①主要パラメータの他チャンネル ②格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）	1		B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	B.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 および B.2 電気保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および B.3 電気保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに 速やかに ３０日			
	〔格納容器じんあいモニタ〕※4	①格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）	1		C. １つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合	C.1 電気保修課長は、当該機能の主要パラメータまたは、代替パラメータを１手段以上動作可能な状態に復旧する。	７２時間			
	〔格納容器ガスモニタ〕※4	①格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）	1		D. モード１、２、３および４において条件Ａ、ＢまたはＣの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード３にする。 および D.2 当直課長は、モード５にする。	１２時間 ５６時間			
	〔格納容器エアロック区域エリアモニタ〕※4	①格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）	1		E. モード５および６において条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	E.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する※5。 および E.2 当直課長は、１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに 速やかに			
	〔炉内計装区域エリアモニタ〕※4	①格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）	1							

※１：プラント起動に伴う計器校正、真空ベンティングおよび原子炉格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合等は、動作不能とはみなさない。
※２：代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。
※３：チャンネルごとに個別の条件が適用される。
※４：〔 〕は多様性拡張設備を示す。多様性拡張設備は運転上の制限を適用しない。
※５：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

分類	機能※1		所要チャンネル数	適用モード	所要チャンネル数を満足できない場合の措置※3			確認事項		
	主要パラメータ	代替パラメータ※2			条　件	措　置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
未臨界の維持または監視	出力領域中性子束	①主要パラメータの他チャンネル ②中間領域中性子束 ③１次冷却材高温側温度（広域） ③１次冷却材低温側温度（広域） ④ほう酸タンク水位	1	モード１および２	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 および A.2 電気保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A.3 電気保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに 速やかに ３０日	機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値等により確認する。	定期事業者検査時 １ヶ月に１回	電気保修課長 当直課長
	中間領域中性子束	①主要パラメータの他チャンネル ②出力領域中性子束 ②中性子源領域中性子束※4 ③ほう酸タンク水位	1		B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	B.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 および B.2 電気保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および B.3 電気保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに 速やかに ３０日			
	中性子源領域中性子束※4	①主要パラメータの他チャンネル ②中間領域中性子束 ③ほう酸タンク水位	1		C. １つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合	C.1 電気保修課長は、当該機能の主要パラメータまたは、代替パラメータを１手段以上動作可能な状態に復旧する。	７２時間			
					D. モード１および２において条件Ａ、ＢまたはＣの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード３にする。	１２時間			

※１： プラント起動に伴う計器校正、真空ベンティングおよび原子炉格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合等は、動作不能とはみなさない。
※２： 代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。
※３： チャンネルごとに個別の条件が適用される。
※４： Ｐ－６以上において、中性子源領域中性子束は電源切となるが運転上の制限を満足しないとはみなさない。

分類	機能※1		所要チャンネル数	適用モード	所要チャンネル数を満足できない場合の措置※3			確認事項		
	主要パラメータ	代替パラメータ※2			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
未臨界の維持または監視	〔中間領域起動率〕※4	①中間領域中性子束	1	モード２、３、４、５および６	A. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 および A.2 電気保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A.3 電気保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに 速やかに ３０日	機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値等により確認する。	定期事業者検査時 １ヶ月に１回	電気保修課長 当直課長
					B. １つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合	B.1 電気保修課長は、当該機能の主要パラメータまたは、代替パラメータを１手段以上動作可能な状態に復旧する。	７２時間			
	〔中性子源領域起動率〕※4	①中性子源領域中性子束※5	1		C. モード２、３および４において条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード３にする。 および C.2 当直課長は、モード５にする。	１２時間 ５６時間			
					D. モード５および６において条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する※6。 および D.2 当直課長は、１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに 速やかに			

※１： プラント起動に伴う計器校正、真空ベンティングおよび原子炉格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合等は、動作不能とはみなさない。
※２： 代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。
※３： チャンネルごとに個別の条件が適用される。
※４： 〔 〕は多様性拡張設備を示す。多様性拡張設備は運転上の制限を適用しない。
※５： Ｐ－６以上において、中性子源領域中性子束は電源切となるが運転上の制限を満足しないとはみなさない。
※６： 移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

分類	機能※1		所要チャンネル数	適用モード	所要チャンネル数を満足できない場合の措置※3			確認事項		
	主要パラメータ	代替パラメータ※2			条　件	措　置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
最終ヒートシンクの確保	格納容器圧力（広域）	①主要パラメータの他チャンネル ②ＡＭ用格納容器圧力 ③格納容器内温度	1	モード１、２、３、４、５および６	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 および A.2 電気保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A.3.1 電気保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。 または A.3.2 電気保修課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに 速やかに ３０日 ３０日	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気保修課長 および 機械保修課長※8
	原子炉補機冷却水サージタンク水位	①主要パラメータの他チャンネル ②可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度（ＳＡ）用）	1					動作不能でないことを指示値等により確認する。※7	１ヶ月に１回	当直課長
	〔ＡＭ用原子炉補機冷却水サージタンク圧力〕※5	①原子炉補機冷却水サージタンク加圧ライン圧力	1							
	〔格納容器再循環ユニット冷却水流量〕※5	①格納容器内温度 ①格納容器圧力(広域)	1							
	可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度（ＳＡ）用）	①主要パラメータの予備 ②格納容器内温度 ②格納容器圧力（広域）	1		B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	B.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 および B.2 電気保修課長および機械保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および B.3.1 電気保修課長および機械保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。 または B.3.2 電気保修課長および機械保修課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに 速やかに ３０日 ３０日	可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度（ＳＡ）用）が動作可能であることを確認する。	３ヶ月に１回	電気保修課長
	主蒸気圧力	①主要パラメータの他チャンネルまたは他ループ ②１次冷却材低温側温度（広域） ③１次冷却材高温側温度（広域）	1							
	蒸気発生器水位（狭域）	①主要パラメータの他チャンネル ②蒸気発生器水位(広域) ③１次冷却材低温側温度（広域） ③１次冷却材高温側温度（広域）	1							
	蒸気発生器水位（広域）	①蒸気発生器水位(狭域) ②１次冷却材低温側温度（広域） ②１次冷却材高温側温度（広域）	1		C. １つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合	C.1 電気保修課長および機械保修課長は、当該機能の主要パラメータまたは、代替パラメータを１手段以上動作可能な状態に復旧する。	７２時間			
	蒸気発生器補助給水流量	①復水ピット水位 ②蒸気発生器水位(広域) ③蒸気発生器水位(狭域)	1		D. モード１、２、３および４において条件Ａ、ＢまたはＣの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード３にする。 および D.2 当直課長は、モード５にする。	１２時間 ５６時間	原子炉補機冷却水サージタンク加圧ライン圧力が動作可能であることを確認する。	３ヶ月に１回	機械保修課長
	〔蒸気発生器主蒸気流量〕※5	①主要パラメータの他チャンネル※5 ②主蒸気圧力 ③蒸気発生器水位(狭域) ③蒸気発生器水位(広域) ③蒸気発生器補助給水流量	1		E. モード５および６において条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	E.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する※6。 および E.2 当直課長は、１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに 速やかに			

※１： プラント起動に伴う計器校正、真空ベンティングおよび原子炉格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合等は、動作不能とはみなさない。
※２： 代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。
※３： チャンネルごとに個別の条件が適用される。
※４： 代替品の補充等（可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度（ＳＡ）用）および原子炉補機冷却水サージタンク加圧ライン圧力）。
※５： 〔 〕は多様性拡張設備を示す。多様性拡張設備は運転上の制限を適用しない。
※６： 移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。
※７： 可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度（ＳＡ）用）および原子炉補機冷却水サージタンク加圧ライン圧力を除く。
※８： 原子炉補機冷却水サージタンク加圧ライン圧力について実施する。

分類	機能※1		所要チャンネル数	適用モード	所要チャンネル数を満足できない場合の措置※3			確認事項		
	主要パラメータ	代替パラメータ※2			条　件	措　置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
格納容器バイパスの監視	蒸気発生器水位（狭域）	①主要パラメータの他チャンネル ②蒸気発生器水位(広域) ③主蒸気圧力 ③蒸気発生器補助給水流量	1	モード１、２、３、４、５および６	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 および A.2 電気保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A.3 電気保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに 速やかに ３０日	機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値等により確認する。	定期事業者検査時 １ヶ月に１回	電気保修課長 当直課長
	主蒸気圧力	①主要パラメータの他チャンネル ②蒸気発生器水位(広域) ②蒸気発生器補助給水流量	1		B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	B.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 および B.2 電気保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および B.3 電気保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに 速やかに ３０日			
					C. １つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合	C.1 電気保修課長は、当該機能の主要パラメータまたは、代替パラメータを１手段以上動作可能な状態に復旧する。	７２時間			
	1次冷却材圧力	①主要パラメータの他チャンネル ②蒸気発生器水位(狭域) ②主蒸気圧力 ②格納容器再循環サンプ水位(広域) ③１次冷却材高温側温度（広域） ③１次冷却材低温側温度（広域）	1		D. モード１、２、３および４において条件Ａ、ＢまたはＣの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード３にする。 および D.2 当直課長は、モード５にする。	１２時間 ５６時間			
					E. モード５および６において条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	E.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する※4。 および E.2 当直課長は、１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに 速やかに			

※１： プラント起動に伴う計器校正、真空ベンティングおよび原子炉格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合等は、動作不能とはみなさない。
※２： 代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。
※３： チャンネルごとに個別の条件が適用される。
※４： 移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

分類	機能※1		所要チャンネル数	適用モード	所要チャンネル数を満足できない場合の措置※3			確認事項		
	主要パラメータ	代替パラメータ※2			条　件	措　置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
格納容器バイパスの監視	〔復水器空気抽出器ガスモニタ〕※4	①蒸気発生器水位(狭域) ①主蒸気圧力	1	モード１、２、３、４、５および６	A. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 および A.2 電気保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A.3 電気保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに 速やかに ３０日	機能の確認を行う。 動作不能でないことを指示値等により確認する。	定期事業者検査時 １ヶ月に１回	電気保修課長 および 機械保修課長※6 当直課長
	〔蒸気発生器ブローダウン水モニタ〕※4	①蒸気発生器水位(狭域) ①主蒸気圧力	1							
	〔高感度型主蒸気管モニタ〕※4	①蒸気発生器水位(狭域) ①主蒸気圧力	1		B. １つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合	B.1 電気保修課長は、当該機能の主要パラメータまたは、代替パラメータを１手段以上動作可能な状態に復旧する。	７２時間			
	〔排気筒ガスモニタ〕※4	①１次冷却材圧力 ①加圧器水位 ①格納容器再循環サンプ水位(広域) ①蒸気発生器水位(狭域) ①主蒸気圧力	1		C. モード１、２、３および４において条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード３にする。 および C.2 当直課長は、モード５にする。	１２時間 ５６時間			
	〔原子炉周辺建屋サンプタンク水位〕※4	①１次冷却材圧力 ①加圧器水位 ①格納容器再循環サンプ水位(広域) ①蒸気発生器水位(狭域) ①主蒸気圧力	1							
	〔余熱除去ポンプ吐出圧力〕※4	①１次冷却材圧力 ①加圧器水位 ①格納容器再循環サンプ水位(広域) ①蒸気発生器水位(狭域) ①主蒸気圧力	1		D. モード５および６において条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する※5。 および D.2 当直課長は、１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに 速やかに			
	〔加圧器逃がしタンク圧力(広域)〕※4	①１次冷却材圧力 ①加圧器水位	1							
	〔加圧器逃がしタンク水位〕※4	①1次冷却材圧力 ①加圧器水位	1							
	〔加圧器逃がしタンク温度〕※4	①1次冷却材圧力 ①加圧器水位	1							

※１：　プラント起動に伴う計器校正、真空ベンティングおよび原子炉格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合等は、動作不能とはみなさない。
※２：　代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。
※３：　チャンネルごとに個別の条件が適用される。
※４：　〔 〕は多様性拡張設備を示す。多様性拡張設備は運転上の制限を適用しない。
※５：　移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。
※６：　原子炉周辺建屋サンプタンク水位について実施する。

分類	機能※1		所要チャンネル数	適用モード	所要チャンネル数を満足できない場合の措置※3			確認事項		
	主要パラメータ	代替パラメータ※2			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
水源の確保	燃料取替用水ピット水位	①主要パラメータの他チャンネル ②格納容器再循環サンプ水位(広域)	1	モード１、２、３、４、５および６	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 および A.2 電気保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A.3 電気保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに 速やかに ３０日	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気保修課長
								動作不能でないことを指示値等により確認する。	１ヶ月に１回	当直課長
					B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	B.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 および B.2 電気保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および B.3 電気保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに 速やかに ３０日			
	復水ピット水位	①主要パラメータの他チャンネル ②蒸気発生器補助給水流量 ③格納容器スプレイ積算流量 ③恒設代替低圧注水積算流量	1		C. １つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合	C.1 電気保修課長は、当該機能の主要パラメータまたは、代替パラメータを１手段以上動作可能な状態に復旧する。	７２時間			
					D. モード１、２、３および４において条件Ａ、ＢまたはＣの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード３にする。 および D.2 当直課長は、モード５にする。	１２時間 ５６時間			
	ほう酸タンク水位	①主要パラメータの他チャンネル ②出力領域中性子束 ②中間領域中性子束 ②中性子源領域中性子束※4	1		E. モード５および６において条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	E.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する※5。 および E.2 当直課長は、１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに 速やかに			

※１： プラント起動に伴う計器校正、真空ベンティングおよび原子炉格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合等は、動作不能とはみなさない。
※２： 代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。
※３： チャンネルごとに個別の条件が適用される。
※４： Ｐ－６以上において、中性子源領域中性子束は電源切となるが運転上の制限を満足しないとはみなさない。
※５： 移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

９０－１６－２　可搬型計測器

設　備	所　要　数	適用モード	所要数を満足できない場合の措置			確認事項		
			条　件	措　置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
可搬型計測器	温度計測用 １２個	モード１、２、３および４	A. 動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A.1 電気保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 または A.2 電気保修課長は、代替措置※1を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	３０日 ３０日	機能の確認を行う。 動作可能であることを確認する。	定期事業者検査時 ３ヶ月に１回	電気保修課長 電気保修課長
			B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード３にする。 および B.2 当直課長は、モード５にする。	１２時間 ５６時間			
	圧力、水位および流量計測用 ２８個	モード５および６	A. 動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A.1 電気保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 電気保修課長は、代替措置※1を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに 速やかに			

※１： 代替品の補充等。

９０－１６－３　記録

設　備	所要数・系統数	適用モード	所要数・系統数を満足できない場合の措置			確認事項		
			条　件	措　置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度（ＳＡ）用）	３個	モード１、２、３、４、５および６	A. 動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A.1 電気保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 電気保修課長は、代替措置※２を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに	機能の確認を行う。 動作可能であることを確認する。	定期事業者検査時 ３ヶ月に１回	電気保修課長 電気保修課長
安全パラメータ表示システム（ＳＰＤＳ）	１系列※１	モード１、２、３、４、５および６	A. 動作可能な設備が所要数・系統数を満足していない場合	A.1 電気保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 電気保修課長は、代替措置※２を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに	動作可能であることを確認する。	１ヶ月に１回	電気保修課長
ＳＰＤＳ表示装置	２台※１							

※１：３号炉および４号炉の合計所要数・系統数。
※２： 代替品の補充またはあらかじめ記録対象パラメータを定め、記録要員を確保すること等をいう。

表９０－１７　中央制御室

９０－１７－１　居住性の確保および汚染の持ち込み防止

(1) 運転上の制限

項　目	運転上の制限	
中央制御室非常用循環系 居住性確保設備 汚染の持ち込み防止設備	(1) 中央制御室あたり中央制御室非常用循環系１系統以上が動作可能であること※1 (2) 可搬型照明(SA)、酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること	
適用モード	設　備	所要数
モード１、２、３、４、５、６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	中央制御室非常用循環ファン	１台
	中央制御室空調ファン	１台
	中央制御室循環ファン	１台
	中央制御室非常用循環フィルタユニット	１基
	可搬型照明(SA)	８個※2
	酸素濃度計	１個※2
	二酸化炭素濃度計	１個※2
	空冷式非常用発電装置	※３
	燃料油貯蔵タンク	※４
	重油タンク	※４
	タンクローリー	※４
モード１、２、３、４、５および６	アニュラス空気浄化ファン	※５
	アニュラス空気浄化フィルタユニット	※５
	窒素ボンベ（代替制御用空気供給用）	※５
	可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）	※５

※１：動作可能とは、ファンが手動起動（系統構成含む）できること、または運転中であることをいう。
※２：３号炉および４号炉の合計所要数
※３：「９０－１５－１ 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。
※４：「９０－１５－７ 燃料油貯蔵タンクまたは重油タンク、タンクローリーによる燃料補給設備において運転上の制限を定める。
※５：「９０－１１－１　水素排出、放射性物質の濃度低減」において運転上の制限を定める。

(2) 確認事項

項　　目	確認事項	頻　度	担　当
中央制御室非常用循環ファン、 中央制御室空調ファン、 中央制御室循環ファン	ファンを起動し、動作可能であることを確認する。	定期事業者検査時	発電室長
	中央制御室あたり１台以上のファンを起動し、動作可能であることを確認する※6。	１ヶ月に１回	当直課長
中央制御室非常用循環フィルタユニット	フィルタのよう素除去効率(総合除去効率)が95%以上であることを確認する。	定期事業者検査時	機械保修課長
可搬型照明(SA)	可搬型照明(SA)が使用可能であることを確認する。	３ヶ月に１回	電気保修課長
酸素濃度計	酸素濃度計が使用可能であることを確認する。	３ヶ月に１回	放射線管理課長
二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。	３ヶ月に１回	放射線管理課長

※６：運転中のファンについては、運転状態により確認する。

(3) 要求される措置

適用モード	条　件	要求される措置	完了時間
モード１、２、３および４	A. 中央制御室非常用循環系の全ての系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、１台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※7とともに、その他の設備※8が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	４時間 ７２時間
	B. 使用可能な可搬型照明(SA)、酸素濃度計または二酸化炭素濃度計が所要数を満足していない場合	B.1 電気保修課長および放射線管理課長は、使用可能な可搬型照明（ＳＡ)、酸素濃度計または二酸化炭素濃度計の所要数を満足させる。 または B.2 電気保修課長および放射線管理課長は、代替措置※9を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	１０日 １０日
	C. 条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード３にする。 および C.2 当直課長は、モード５にする。	１２時間 ５６時間
モード５、６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 中央制御室非常用循環系の全ての系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、１次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード５（１次冷却系非満水）またはモード６（キャビティ低水位）の場合、１次系保有水を回復する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに
	B. 使用可能な可搬型照明（ＳＡ）、酸素濃度計または二酸化炭素濃度計が所要数を満足していない場合	B.1 電気保修課長および放射線管理課長は、使用可能な可搬型照明(ＳＡ)、酸素濃度計または二酸化炭素濃度計の所要数を満足させる措置を開始する。 または B.2 電気保修課長および放射線管理課長は、代替措置※9を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに

※７：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。
※８：残りの余熱除去ポンプ１台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。
※９：代替品の補充等。

表９０－１８　監視測定設備

９０－１８－１　監視測定設備

機　能	設　備		所要数※1	適用モード	所要数を満足できない場合の措置※2			確認事項		
					条　件	措　置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
放射性物質の濃度および放射線量の測定	可搬式モニタリングポスト		１０個	モード１、２、３、４、５、６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A.動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A.1 放射線管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 放射線管理課長は、代替措置※3を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに	可搬式モニタリングポストの機能の確認を行う。	１年に１回	放射線管理課長
								可搬式モニタリングポストが動作可能であることを確認する。	３ヶ月に１回	放射線管理課長
	電離箱サーベイメータ		２個					電離箱サーベイメータの機能の確認を行う。	１年に１回	放射線管理課長
								電離箱サーベイメータが動作可能であることを確認する。	３ヶ月に１回	放射線管理課長
	可搬型放射線計測装置	可搬式ダストサンプラ	２個					可搬型放射線計測装置の機能の確認を行う。	１年に１回	放射線管理課長
		汚染サーベイメータ	２個							
		ＮａＩシンチレーションサーベイメータ	２個					可搬型放射線計測装置が動作可能であることを確認する。	３ヶ月に１回	放射線管理課長
		ＺｎＳシンチレーションサーベイメータ	１個							
		β線サーベイメータ	１個							
	小型船舶		１台					小型船舶が使用可能であることを確認する。	３ヶ月に１回	放射線管理課長

項　目	設　備	所要数※1	適用モード	所要数を満足できない場合の措置※2			確認事項		
				条　件	措　置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
風向、風速その他の気象条件の測定	可搬式気象観測装置	1個	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A1. 電気保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 電気保修課長は、代替措置※3を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに 速やかに	可搬式気象観測装置の機能の確認を行う。	1年に1回	電気保修課長
							可搬式気象観測装置が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	電気保修課長
電源確保	空冷式非常用発電装置 燃料油貯蔵タンク 重油タンク タンクローリー	「９０－１５－１　空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。							

※1：3号炉および4号炉の合計所要数。

※2：設備毎に個別の条件が適用される。

※3：代替品の補充等

表９０－１９　緊急時対策所

９０－１９－１　代替電源設備からの給電

(1) 運転上の制限

項　目	運転上の制限	
電源車（緊急時対策所用）	電源車（緊急時対策所用）２台が動作可能であること	
適用モード	設　備	所要数
モード１、２、３、４、５、６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	電源車（緊急時対策所用）	１台×２※1
	空冷式非常用発電装置※2	※３
	燃料油貯蔵タンク	※４
	重油タンク	※４
	タンクローリー	※４

※１：緊急時対策所あたりの合計所要数。
※２：３号炉および４号炉のいずれか１系統が要求される。
※３：「９０－１５－１ 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。
※４：「９０－１５－７ 燃料油貯蔵タンクまたは重油タンク、タンクローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。

(2) 確認事項

項　目	確認事項	頻　度	担　当
電源車（緊急時対策所用）	発電機を起動し、運転状態（電圧等）に異常がないことを確認する。	１年に１回	電気保修課長
	発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	３ヶ月に１回	電気保修課長

(3) 要求される措置

適用 モード	条　件	要求される措置	完了時間
モード１、２、３および４	A.　動作可能な電源車（緊急時対策所用）が２台未満である場合	A.1 電気保修課長は、電源車（緊急時対策所用）２台を動作可能な状態に復旧する。 または A.2 電気保修課長は、代替措置※５を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	３０日 ３０日
	B.動作可能な電源車（緊急時対策所用）が１台未満である場合	B.1 電気保修課長は、動作不能となっている電源車（緊急時対策所用）の少なくとも１台を動作可能な状態に復旧する。 または B.2 電気保修課長は、代替措置※５を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	１０日 １０日
	C.条件ＡまたはＢの措置を完了時間に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード３にする。 および C.2 当直課長は、モード５にする。	１２時間 ５６時間
モード５、６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A.動作可能な電源車（緊急時対策所用）が２台未満である場合	A.1 電気保修課長は、電源車（緊急時対策所用）２台を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 電気保修課長は、代替措置※５を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに

※５：代替品の補充等。

９０－１９－２　居住性の確保

(1) 運転上の制限

項　目	運転上の制限	
緊急時対策所空気浄化系 緊急時対策所空気供給装置 居住性確保設備	(1) 緊急時対策所空気浄化系１系統※1が動作可能であること (2) 空気供給装置の所要数が使用可能であること (3) 酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が動作可能であること (4) 緊急時対策所内可搬型エリアモニタおよび緊急時対策所外可搬型エリアモニタの所要数が動作可能であること	
適用モード	設　備	所要数
モード１、２、３、４、５、６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	緊急時対策所非常用空気浄化ファン	１台※2
	緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット	１基※2
	空気供給装置	７２０本※2
	酸素濃度計	１個※2
	二酸化炭素濃度計	１個※2
	緊急時対策所内可搬型エリアモニタ	１個※2
	緊急時対策所外可搬型エリアモニタ	１個※2

※１：１系統とは、緊急時対策所非常用空気浄化ファン１台および緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット１基。

※２：緊急時対策所あたりの合計所要数。

(2) 確認事項

項　目	確認事項	頻　度	担　当
緊急時対策所空気浄化系	緊急時対策所空気浄化系（ファンおよびフィルタユニット）が動作可能であることを確認する。	３ヶ月に１回	機械保修課長
	緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットよう素除去効率(総合除去効率)が99.75%（有機よう素）以上および99.99%（無機よう素）以上であることを確認する。	１年に１回	機械保修課長
空気供給装置	空気供給装置の所要数が使用可能であることを確認する。	３ヶ月に１回	放射線管理課長
酸素濃度計	酸素濃度計が使用可能であることを確認する。	３ヶ月に１回	放射線管理課長
二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。	３ヶ月に１回	放射線管理課長
緊急時対策所内可搬型エリアモニタ	機能の確認を行う。	１年に１回	放射線管理課長
	緊急時対策所内可搬型エリアモニタが動作可能であることを確認する。	３ヶ月に１回	放射線管理課長
緊急時対策所外可搬型エリアモニタ	機能の確認を行う。	１年に１回	放射線管理課長
	緊急時対策所外可搬型エリアモニタが動作可能であることを確認する。	３ヶ月に１回	放射線管理課長

(3) 要求される措置

適用 モード	条　件	要求される措置	完了時間
モード１、２、３および４	A. 動作可能な緊急時対策所内可搬型エリアモニタまたは緊急時対策所外可搬型エリアモニタが所要数を満足していない場合	A.1 放射線管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 放射線管理課長は、代替措置※３を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに
	B. 動作可能な緊急時対策所空気浄化系が１系統未満である場合	B.1 機械保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 または B.2 機械保修課長は、代替措置※３を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	１０日 １０日
	C. 使用可能な空気供給装置が所要数を満足していない場合	C.1 放射線管理課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 または C.2 放射線管理課長は、代替措置※３を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	１０日 １０日
	D. 使用可能な酸素濃度計または二酸化炭素濃度計が所要数を満足していない場合	D.1 放射線管理課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 または D.2 放射線管理課長は、代替措置※３を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	１０日 １０日
	E. 条件Ｂ、ＣまたはＤの措置を完了時間内に達成できない場合	E.1 当直課長は、モード３にする。 および E.2 当直課長は、モード５にする。	１２時間 ５６時間

(3) 要求される措置（続き）

適用 モード	条　件	要求される措置	完了時間
モード５、６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A.　動作可能な緊急時対策所内可搬型エリアモニタまたは緊急時対策所外可搬型エリアモニタが所要数を満足していない場合	A.1 放射線管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 放射線管理課長は、代替措置※３を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに
	B.　動作可能な緊急時対策所空気浄化系が１系統未満である場合	B.1 機械保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および B.2 機械保修課長は、代替措置※３を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに
	C.　使用可能な空気供給装置が所要数を満足していない場合	C.1 放射線管理課長は、当該設備を使作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および C.2 放射線管理課長は、代替措置※３を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに
	D.　使用可能な酸素濃度計または二酸化炭素濃度計が所要数を満足していない場合	D.1 放射線管理課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 および D.2 放射線管理課長は、代替措置※３を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに

※３：代替品の補充等。

表９０－２０　通信連絡を行うために必要な設備

９０－２０－１　通信連絡

機能	設　備		所要数・系統数※1	適用モード	所要数を満足できない場合の措置※3			確認事項		
					条　件	措　置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
通信連絡設備	衛星電話（固定）		６台	モード１、２、３および４	A.　動作可能な衛星電話（固定、可搬、携帯）、トランシーバー、携行型通話装置または緊急時衛星通報システムが所要数を満足していない場合	A1.　電気保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 または A2.　電気保修課長は、代替措置※7を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	１０日※6 １０日	衛星電話（固定）、緊急時衛星通報システム、ＴＶ会議システム、ＩＰ電話およびＩＰ－ＦＡＸの通話、通信確認を実施する。	１ヶ月に１回	電気保修課長
	衛星電話（携帯）		９台							
	衛星電話（可搬）		１台							
	トランシーバー		２９台							
	携行型通話装置		２２台					衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）、トランシーバーおよび携行型通話装置の通話確認を実施する	３ヶ月に１回	電気保修課長
	安全パラメータ表示システム（ＳＰＤＳ）		１系列※2		B.　統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備※4が動作不能である場合	B1.　電気保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 または B2.　電気保修課長は、代替措置※8を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	１０日※6 １０日			
	安全パラメータ伝送システム		１系列※2							
	ＳＰＤＳ表示装置		２台							
	緊急時衛星通報システム		２台		C.　動作可能なＳＰＤＳ表示装置※5が所要数を満足していない場合	C1.　電気保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 または C2.　電気保修課長は、代替措置※7を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	１０日※6 １０日			
	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	ＴＶ会議システム	１系列※2					ＳＰＤＳ表示装置、安全パラメータ表示システム（ＳＰＤＳ）および安全パラメータ伝送システムの伝送確認を実施する。	１ヶ月に１回	電気保修課長
		ＩＰ電話			D.　安全パラメータ表示システム（ＳＰＤＳ）※5または安全パラメータ伝送システム※5が動作不能である場合	D1.　電気保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 または D2.　電気保修課長は、代替措置※8を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	１０日※6 １０日			
		ＩＰ－ＦＡＸ			E.　条件Ａ、Ｂ、Ｃ、ＤまたはＥの措置を完了時間以内に達成できない場合	E1.　当直課長は、モード３にする。 および E2.　当直課長は、モード５にする。	１２時間 ５６時間			

９０－２０－１　通信連絡（続き）

項目	設　備		所要数・系統数※1	適用モード	所要数を満足できない場合の措置※3			確認事項		
					条　件	措　置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
通信連絡設備	衛星電話（固定）		６台	モード５、６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A.　動作可能な衛星電話（固定、可搬、携帯）、トランシーバー、携行型通話装置または緊急時衛星通報システムが所要数を満足していない場合	A1.　電気保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 または A2.　電気保修課長は、代替措置※7を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに※6 速やかに	衛星電話（固定）、緊急時衛星通報システム、ＴＶ会議システム、ＩＰ電話およびＩＰ－ＦＡＸの通話、通信確認を実施する。	１ヶ月に１回	電気保修課長
	衛星電話（携帯）		９台					衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）、トランシーバーおよび携行型通話装置の通話確認を実施する	３ヶ月に１回	電気保修課長
	衛星電話（可搬）		１台							
	トランシーバー		２９台							
	携行型通話装置		２２台							
	安全パラメータ表示システム（ＳＰＤＳ）		１系列※2		B.　統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備※4が動作不能である場合	B1.　電気保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 または B2.　電気保修課長は、代替措置※8を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに※6 速やかに			
	安全パラメータ伝送システム		１系列※2							
	ＳＰＤＳ表示装置		２台							
	緊急時衛星通報システム		２台		C.　動作可能なＳＰＤＳ表示装置※5が所要数を満足していない場合	C1.電気保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 または C2.電気保修課長は、代替措置※7を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに※6 速やかに	ＳＰＤＳ表示装置、安全パラメータ表示システム（ＳＰＤＳ）および安全パラメータ伝送システムの伝送確認を実施する。	１ヶ月に１回	電気保修課長
	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	ＴＶ会議システム	１系列※2							
		ＩＰ電話			D.　安全パラメータ表示システム（ＳＰＤＳ）※5または安全パラメータ伝送システム※5が動作不能である場合	D1.　電気保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および D2.　電気保修課長は、代替措置※8を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに※6 速やかに			
		ＩＰ－ＦＡＸ								
	空冷式非常用発電装置			「９０－１５－１　空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。						
	燃料油貯蔵タンク、重油タンク、タンクローリー			「９０－１５－７　燃料油貯蔵タンクまたは重油タンク、タンクローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める						
	電源車（緊急時対策所用）			「９０－１９－１　代替電源設備からの給電」において運転上の制限を定める。						

※１：３号炉および４号炉の合計所要数・系統数。
※２：安全パラメータ表示システム（ＳＰＤＳ）および安全パラメータ伝送システムについては、Ａ系またはＢ系のいずれかにより有線系または衛星系回線で所内および所外へ伝送可能であることをいう。統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、テレビ会議システム、ＩＰ電話、ＩＰ－ＦＡＸのいずれかにより通信可能であることをいう。
※３：設備ごとに個別の条件が適用される。
※４：衛星携帯電話設備等の通信機器による通信手段を確保することを条件に行う計画的保守および機能試験による停止時（他の事業者等が所掌する設備の点検および試験に伴う停止を含む。）は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。
※５：サーバー切替等による一時的なデータ伝送停止は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。また、所要の確認対象パラメータを記録し、連絡する要員を確保することを条件に行う計画的保守および機能試験による停止時（他の事業者等が所掌する設備の点検および試験に伴うデータ伝送停止を含む。）は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。
※６：衛星電話（固定、携帯、可搬）、安全パラメータ表示システム（ＳＰＤＳ）、安全パラメータ伝送システム、ＳＰＤＳ表示装置、緊急時衛星通報システムおよび統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備について、原子炉設置者所掌外の設備（通信衛星等の他の事業者等が所掌する設備）の故障等により運転上の制限を逸脱した場合は、当該要求される措置に対する完了時間を除外する。
※７：連絡要員の追加や、同種の通信機器の追加または他種の通信機器による通信手段の確保による措置をいう。
※８：安全パラメータ表示システム（ＳＰＤＳ）および安全パラメータ伝送システムの代替措置は、所要の確認対象パラメータを記録し、連絡する要員を確保すること等をいう。統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、通信機器の補充等をいう。

表９０－２１　その他の設備

９０－２１－１　アクセスルートの確保

(1) 運転上の制限

項　目	運転上の制限	
アクセスルートの確保	ブルドーザの所要数が動作可能であること	
適用モード	設　備	所要数※1
モード１、２、３、４、５、６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	ブルドーザ	２台

※１：予備機１台を含む、３号炉および４号炉の合計所要数

(2) 確認事項

項　目	確認事項	頻　度	担　当
ブルドーザ	所要数が使用可能であることを確認する。	３ヶ月に１回	機械 保修課長

(3) 要求される措置

適用モード	条　件	要求される措置	完了時間
モード１、２、３および４	A. 所要数を満足していない場合	A.1 機械保修課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 または A.2 機械保修課長は、代替措置※2を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	１０日 １０日
	B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1当直課長は、モード３にする。 および B.2当直課長は、モード５にする。	１２時間 ５６時間
モード５、６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 所要数を満足していない場合	A.1 機械保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、１次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード５（１次冷却系非満水）またはモード６（キャビティ低水位）の場合、１次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 機械保修課長は、代替措置※2を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに

※２：代替品の補充等。

（特重施設を構成する設備）

第９０条の２　次の各号の特重施設を構成する設備（以下、本条において「特重設備」という。）は、表９０の２－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．特重設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。

保安規定第９０条の２に係る以下のページの記載内容は、機密に係る事項であり公開できないことから、本記載をもって省略する。

・第９０条－２－２　～　・第９０条－２－８

（１次冷却系の耐圧・漏えい検査の実施）

第　９１　条　モード４および５において１次冷却系の耐圧・漏えい検査※1を実施する場合、表９１－１で定める事項の適用を除外することができる。この場合、表９１－２で定める事項を運転上の制限とする。

２．前項を適用する場合、次の各号を実施する。

⑴ 当直課長は、１次冷却系の昇温開始※2から適用を除外する前までに、表９１－２で定める運転上の制限を満足していることを確認する※3。

⑵ 当直課長は、１次冷却系の耐圧・漏えい検査終了後、表９１－１で定める事項のうち検査のために適用を除外した事項について、復旧措置が行われ運転上の制限を満足していることを確認する※4。

３．当直課長は、第１項で定める運転上の制限が満足されていないと判断した場合、表９１－３の措置を講じる。

※１：１次冷却系の耐圧・漏えい検査とは、１次冷却材圧力を検査圧力に保持している期間をいう（以下、本条において同じ）。

※２：１次冷却系の昇温開始とは、１次冷却系の昇温のために１次冷却材ポンプを起動した時点をいう。

※３：原子炉格納容器隔離弁については、至近の記録、施錠管理の実施、区域管理の実施等により確認を行うことができる。

※４：復旧措置が適用モード外へ移行した後に行われている場合は、運転上の制限の確認を行う必要はない。

表９１－１

適用を除外する運転上の制限	
第３４条（計測および制御設備）	表３４－３　第１項、第２項および第３項
第３８条（１次冷却系　－モード４－）	余熱除去系または蒸気発生器による熱除去系のうち、２系統以上が動作可能であり、そのうち１系統以上が運転中であること
第３９条（１次冷却系　－モード５（１次冷却系満水）－）	(1) 余熱除去系１系統が運転中であること (2) 他の余熱除去系が動作可能または運転中であるか、２基以上の蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの５％以上であること
第４４条（加圧器安全弁）	全てが動作可能であること
第４６条（低温過加圧防護）	(1)-1　２台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり、２台の加圧器逃がし弁元弁が開状態であること (1)-2　１台以上の加圧器安全弁が取り外されていること
第５３条（非常用炉心冷却系－モード４－）	(2) 低圧注入系１系統以上が動作可能であること
第５６条（原子炉格納容器）	(3) 原子炉格納容器エアロックが動作可能であること (4) 原子炉格納容器隔離弁が動作可能であること
第６４条（原子炉格納容器スプレイ系）	２系統が動作可能であること
第６５条（アニュラス空気浄化系）	２系統が動作可能であること
第６６条（アニュラス）	アニュラスの機能が健全であること

表９１－２

項　目	運転上の制限
１次冷却系	余熱除去系または蒸気発生器による熱除去系（蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの 5 % 以上あること）のうち２系統以上が動作可能な状態であること※5
非常用炉心冷却系	低圧注入系１系統以上が動作可能な状態であること
原子炉格納容器	(1) 原子炉格納容器エアロックが閉止可能な状態であること (2) 原子炉格納容器隔離弁が閉止されているか、閉止可能な状態であること
原子炉格納容器スプレイ系	２系統が動作可能な状態であること
アニュラス空気浄化系	２系統が動作可能な状態であること
アニュラス	アニュラスドアが閉止可能な状態であること

※５：動作可能な状態であることとは、ポンプ、ファンが手動起動できること、または運転中であることをいう（以下、本条において同じ）。

表９１－３

条　件	要求される措置	完了時間
A. 第１項で定める運転上の制限が満足されていない場合	A.1 当直課長は、当該項目を満足させる措置を開始する。 および A.2 当直課長は、１次冷却材の温度および圧力を上昇する措置を中止する。 および A.3 当直課長は、モード５にする。	速やかに 速やかに ２０時間

（安全注入系逆止弁漏えい検査の実施）

第 ９１ 条の２　モード４および５において安全注入系逆止弁漏えい検査※1を実施する場合、表９１の２－１で定める事項の適用を除外することができる。この場合、表９１の２－２で定める事項を運転上の制限とする。

２．前項を適用する場合、次の各号を実施する。

⑴ 原子炉停止後の１次冷却系の降温過程において検査を実施する場合、当直課長は、モード３となってから適用を除外する前までに、表９１の２－２で定める運転上の制限を満足していることを確認する※2。

⑵ １次冷却系を昇温させて検査を実施する場合または１次冷却系の耐圧・漏えい検査にあわせて検査を実施する場合、当直課長は、１次冷却系の昇温開始※3から適用を除外する前までに、表９１の２－２で定める運転上の制限を満足していることを確認する。

⑶ 当直課長は、安全注入系逆止弁漏えい検査終了後、表９１の２－１で定める事項のうち検査のために適用を除外した事項について、復旧措置が行われ運転上の制限を満足していることを確認する※4。

３．当直課長は、第１項で定める運転上の制限が満足されていないと判断した場合、表９１の２－３の措置を講じる。

※１：安全注入系逆止弁漏えい検査とは、１次冷却材圧力を検査圧力に保持している期間をいう（以下、本条において同じ）。

※２：原子炉格納容器隔離弁については、至近の記録、施錠管理の実施、区域管理の実施等により確認を行うことができる（以下、本条において同じ）。

※３：１次冷却系の昇温開始とは、１次冷却系の昇温のために１次冷却材ポンプを起動した時点をいう。

※４：復旧措置が適用モード外へ移行した後に行われている場合は、運転上の制限の確認を行う必要はない。

表９１の２－１

適用を除外する運転上の制限	
第３４条（計測および制御設備）	表３４－３　第１項、第２項および第３項
第３８条（１次冷却系　－モード４－）	余熱除去系または蒸気発生器による熱除去系のうち、２系統以上が動作可能であり、そのうち１系統以上が運転中であること
第３９条（１次冷却系　－モード５（１次冷却系満水）－）	(1) 余熱除去系１系統が運転中であること (2) 他の余熱除去系が動作可能または運転中であるか、２基以上の蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの 5 % 以上であること
第４４条（加圧器安全弁）	全てが動作可能であること
第４６条（低温過加圧防護）	(1)-1 ２台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり、２台の加圧器逃がし弁元弁が開状態であること (1)-2 １台以上の加圧器安全弁が取り外されていること
第５３条（非常用炉心冷却系　－モード４－）	(2) 低圧注入系１系統以上が動作可能であること
第５６条（原子炉格納容器）	(3) 原子炉格納容器エアロックが動作可能であること (4) 原子炉格納容器隔離弁が動作可能であること
第６４条（原子炉格納容器スプレイ系）	２系統が動作可能であること
第６５条（アニュラス空気浄化系）	２系統が動作可能であること
第６６条（アニュラス）	アニュラスの機能が健全であること

表９１の２－２

項　目	運転上の制限
１次冷却系	余熱除去系または蒸気発生器による熱除去系（蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの 5 % 以上あること）のうち２系統以上が動作可能な状態であること※5
非常用炉心冷却系	低圧注入系１系統以上が動作可能な状態であること
原子炉格納容器	(1) 原子炉格納容器エアロックが閉止可能な状態であること (2) 原子炉格納容器隔離弁が閉止されているか、閉止可能な状態であること
原子炉格納容器スプレイ系	２系統が動作可能な状態であること
アニュラス空気浄化系	２系統が動作可能な状態であること
アニュラス	アニュラスドアが閉止可能な状態であること

※５：動作可能な状態であることとは、ポンプ、ファンが手動起動できること、または運転中であることをいう（以下、本条において同じ）。

表９１の２－３

条　件	要求される措置	完了時間
A. 第１項で定める運転上の制限が満足されていない場合	A.1 当直課長は、当該項目を満足させる措置を開始する。 および A.2 当直課長は、１次冷却材の温度および圧力を上昇する措置を中止する。 および A.3 当直課長は、モード５にする。	速やかに 速やかに ２０時間

（運転上の制限の確認）

第 ９２ 条　各課（室）長（品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、所長室長、所長室課長（総務）、技術課長、当直長、保全計画課長、電気工事グループ課長および機械工事グループ課長（以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。）を除く。）は、運転上の制限を満足していることを第３節第２０条から第９１条の２の第２項（以下、本編各条において「この規定第２項」という。）で定める事項により確認する。なお、この確認は、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認（以下、「実条件性能確認」という。）するために十分な方法（事故時等の条件を模擬できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。）により行う。

２．この規定第２項で定める頻度および第３節第２０条から第９１条の２の第３項（以下、本編各条において「この規定第３項」という。）で定める要求される措置の頻度に関して、その確認の間隔は、表９２－１に定める範囲内で延長することができる※1※2。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない※1※2。

３．各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、この規定第２項で定める頻度による確認が実施できなかった場合は、運転上の制限を満足していないと判断する。ただし、その発見時点から、速やかに当該事項の確認を実施し、運転上の制限を満足していることを確認することができれば、この規定第３項で定める要求される措置を開始する必要はない。

４．各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、運転上の制限が適用されるモードになった時点から、この規定第２項で定める頻度（期間）以内に運転上の制限を満足していることを確認するための事項を実施する。ただし、頻度（期間）より、適用されるモードの期間が短い場合は、当該確認を実施する必要はない。

５．各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、この規定第２項で定める事項を実施している期間、当該の運転上の制限を満足していないとはみなさない。また、この確認事項の実施により関連する条文の運転上の制限を満足していない場合も同様、運転上の制限を満足していないとはみなさない。

６．各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、この規定第２項で定める事項が実施され、かつその結果が運転上の制限を満足している場合は、この規定第２項で定める事項が実施されていない期間、運転上の制限が満足していないとはみなさない。ただし、第９３条で運転上の制限を満足していないと判断した場合を除く。

７．各課（室）長（当直課長および品質保証室長等を除く）が第１７条、第９３条、第９４条、この規定第２項およびこの規定第３項に基づいて行う当直課長への通知は、その時点での当直業務を担当している当直課長への通知をいう。

８．各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、この規定第２項で定める運転上の制限を満足していることの確認を実施する場合において、確認事項が複数の条文で同一である場合、各条文に対応して複数回実施する必要はなく、１回の確認により各条文の確認を実施したとみなすことができる。

※１：第２節で定められた頻度にも適用される。
※２：第９４条第３項で定める点検時の措置の実施時期にも適用される。

表９２―１

頻　　度		備　　考
この規定第２項または第３項で定める頻度	延長できる時間	
１５分に１回	３分	分単位の間隔で確認する
１時間に１回	１５分	分単位の間隔で確認する
４時間に１回	１時間	時間単位の間隔で確認する
８時間に１回	２時間	時間単位の間隔で確認する
１２時間に１回	３時間	時間単位の間隔で確認する
１日に１回	６時間	時間単位の間隔で確認する ただし、直勤務で確認する場合は、所定の直の時間帯で確認する
３日に１回	１日	日単位の間隔で確認する
１週間に１回	２日	１週間＝７日　　日単位の間隔で確認する
１０日に１回	３日	日単位の間隔で確認する。
１ヶ月に１回	７日	１ヶ月＝３１日　　日単位の間隔で確認する
３ヶ月に１回	２３日	３ヶ月＝９２日　　日単位の間隔で確認する
６ヶ月に１回	４６日	６ヶ月＝１８４日　日単位の間隔で確認する
１年に１回	９２日	１年＝３６５日　　日単位の間隔で確認する。

（運転上の制限を満足しない場合）

第 ９３ 条　運転上の制限を満足しない場合とは、各課（室）長（品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、所長室長、所長室課長（総務）、技術課長、当直長、保全計画課長、電気工事グループ課長および機械工事グループ課長（以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。）を除く。）が第３節第２０条から第９１条の２の第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合をいう。なお、各課(室)長（品質保証室長等を除く。）は、この判断を速やかに行う。

２．各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、この規定第２項で定める事項が実施されていない期間においても、運転上の制限に関係する事象が発見された場合は、運転上の制限を満足しているかどうかの判断を速やかに行う。

３．各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、ある運転上の制限を満足していないと判断した場合に、当該の運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置に記載がある場合を除き、他の条文における運転上の制限を満足していないとはみなさない。

４．各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、運転上の制限を満足していないと判断した時点（要求される措置に対する完了時間の起点）から、要求される措置を開始する。なお、要求される措置の運用方法については、表９３－１の例に準拠するものとする。

５．運転上の制限を満足していないと判断した場合であって、当該条文の第３項で定めるいずれの条件にも該当しない場合は、当直課長は、１３時間以内にモード３、３７時間以内にモード４、５７時間以内にモード５へ移行する。ただし、このモード移行中に、運転上の制限が適用されるモードでなくなった場合または運転上の制限を満足していると判断した場合は、モードの移行を完了させる必要はない。

６．当直課長は、要求される措置を実施するにあたり、この要求される措置に記載がある場合を除き、原子炉熱出力の上昇および原子炉起動状態へ近づくモードへの移行を行ってはならない。

７．各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、運転上の制限を満足していない期間は、要求される措置に記載がある場合を除き、当該条文の第２項で定める事項を実施する必要はない。ただし、当該条文の第２項で定める頻度で実施しなかった事項については、運転上の制限を満足していると判断した後、速やかに実施するものとする。

８．運転上の制限を満足していると判断するにあたり、当該条文の第２項で定める事項の一部または全部を実施した場合は、これを当該条文または他の条文の第２項で定める事項の一部または全部に代えることができる。

９．要求される措置を実施した場合、その内容が当該条文の第２項で定める事項の一部または全部と同じである場合は、この要求される措置を当該条文または他の条文の第２項で定める事項の一部または全部に代えることができる。

10. 各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、運転上の制限を満足しない場合となった後において、要求される措置の完了時間内に、当該運転上の制限を満足していると判断した場合または当該運転上の制限が適用されるモードでなくなった場合は、この要求される措置に記載がある場合を除き、それ以後その要求される措置を継続して実施する必要はない。
11. 各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、運転上の制限を満足しない場合となった後において、当該運転上の制限を満足していると判断した場合は、原子炉主任技術者に報告するとともに当直課長に通知する。当直課長は、原子炉熱出力の上昇または原子炉起動状態へ近づくモードへの移行を行う場合は、原子炉主任技術者の確認を得る。
12. 要求される措置を実施するにあたり、緊急を要する場合、当直課長は、他の課（室）長の所管事項であっても、この要求される措置を実施することができる。なお、この場合、その結果を所管課（室）長に連絡する。

表９３―１

条件	要求される措置	完了時間
A. 機能Ｘが確認できない場合	A.1 機能Ｘの代替機能を確認する。 および A.2 機能Ｘを確認する。	１時間 その後の８時間に１回 ３日
B. 機能Ｙが確認できない場合	B.1 機能Ｙを確認する。 または B.2 原子炉熱出力を 30 % 以下に下げる。	８時間 ８時間
C. 機能Ｘが確認できない場合 および 機能Ｙが確認できない場合	C.1 機能Ｘを確認する。 または C.2 機能Ｙを確認する。	１時間 １時間
D. 条件Ａ、ＢまたはＣで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 モード３にする。 および D.2 モード４にする。	１２時間 ３６時間

(1) 要求される措置Ａ．１およびＡ．２（または要求される措置Ｂ．１およびＢ．２）の完了時間の起点は、いずれも条件Ａ（またはＢ）であると判断した時点（運転上の制限を満足していないと判断した時点と同じ）である。また、要求される措置Ｃ．１ およびＣ．２ならびにＤ．１およびＤ．２の完了時間の起点は、いずれも条件ＣまたはＤに移行した時点である。
(2) 条件Ｂ（機能Ｙが確認できない場合）であると判断した場合、要求される措置Ｂ．１またはＢ．２を実施するが、いずれの措置も８時間以内に達成することが困難と判断した場合は、８時間を待たずに条件Ｄに移行することができる。このとき、要求される措置Ｄ．１およびＤ．２の完了時間の起点は条件Ｄに移行した時点である。

⑶ 要求される措置Ａ．１を１時間以内に達成できない場合またはその後の８時間毎の確認ができない場合は、条件Ｄへ移行する。このとき、要求される措置Ｄ．１およびＤ．２の実施と並行して要求される措置Ａ．１およびＡ．２を実施し、要求される措置Ａ．１が要求される措置Ａ．２の完了時間である３日以内に達成できた場合は、その時点で要求される措置Ｄ．１およびＤ．２の実施要求はなく、原子炉熱出力は条件Ｄへ移行する前の状態に戻すことができる。その後は、引き続き要求される措置Ａ．２を３日以内（起点は最初に条件Ａであると判断した時点）に達成させる。

⑷ ⑶において、要求される措置Ａ．２を３日以内に達成できない場合は、その時点から条件Ｄへ移行する。このとき要求される措置Ｄ．１およびＤ．２の完了時間の起点は、改めて条件Ｄに移行した時点であり、最初に条件Ｄへ移行した時点ではない。

⑸ 条件Ａ（機能Ｘが確認できない場合）の要求される措置Ａ．１およびＡ．２を実施中に条件Ｂ（機能Ｙが確認できない場合）であると判断した場合、条件Ｃに移行し、要求される措置Ｃ．２（またはＣ．１）を１時間以内に達成すると、条件Ｃから条件Ａ（またはＢ）に移行する。このとき再度、条件Ａ（またはＢ）の要求される措置Ａ．１およびＡ．２（または要求される措置Ｂ．１もしくはＢ．２）を実施することになるが、完了時間の起点は、最初に条件Ａ（またはＢ）であると判断した時点である。

⑹ 条件Ａ（機能Ｘが確認できない場合）の要求される措置Ａ．１およびＡ．２を実施中に条件Ｂ（機能Ｙが確認できない場合）であると判断した場合、条件Ｃに移行するが、要求される措置Ｃ．２（またはＣ．１）の完了時間より前に条件Ａの完了時間がくるときは、条件Ａの完了時間が優先する。このとき、実質的な条件Ｃの完了時間は条件Ａの完了時間と同じであり、要求される措置Ａ．１およびＡ．２が条件Ａの完了時間内に達成できれば、自動的に条件Ｃの要求される措置は達成され、条件Ｂの完了時間は条件Ｂであると判断した時点を起点とする完了時間となる。また、要求される措置Ａ．１およびＡ．２が条件Ａの完了時間内に達成できなければ、条件Ｃの要求される措置を実施するしないにかかわらず条件Ｄへ移行する。

（予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合）

第 ９４ 条　各課（室）長（品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、所長室長、所長室課長（総務）、技術課長、当直長、保全計画課長、電気工事グループ課長および機械工事グループ課長（以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。）を除く。）は、予防保全を目的とした点検・保修を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置※1を要求される完了時間の範囲内で実施する※2。なお、運用方法については、表９３－１の例に準拠するものとする。

２．各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、予防保全を目的とした点検・保修を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合であって、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲を超えて実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置※1を定め、原子炉主任技術者の確認を得て実施する※2。

３．各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、表９４－１で定める設備について、保全計画に基づき定期的に行う点検・保修を実施する場合は、同表に定める点検時の措置※1を実施する。

４．第１項、第２項および第３項の実施については、第９３条第１項の運転上の制限を満足しない場合とはみなさない。

５．各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、第１項、第２項または第３項に基づく点検・保修を行う場合、関係課（室）長と協議し実施する。

６．第１項、第２項および第３項の実施に当たっては、運転上の制限外へ移行した時点を点検・保修に対する完了時間の起点とする。

７．第１項を実施する場合、各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、運転上の制限外に移行する前に、運転上の制限外に移行した段階で要求される措置※3を順次実施し、その全てが終了した時点から２４時間以内に運転上の制限外に移行する。なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したものとみなす。

８．第１項、第２項または第３項に基づき運転上の制限外に移行する場合は、第９３条第３項、第７項、第８項、第９項および第１０項に準拠する。なお、第３項に基づき運転上の制限外に移行する場合は、「要求される措置」を「点検時の措置」に読み替えるものとする。

９．各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、第１項または第３項の場合において要求される措置または点検時の措置を完了時間内に実施できなかった場合または第２項の場合において安全措置を実施できなかった場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断する。

10．各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、運転上の制限外へ移行した場合および運転上の制限外から復帰していると判断した場合は当直課長に通知する。

11．各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、第２項に基づく点検・保修および第３項において、完了時間を超えて点検・保修を実施後、運転上の制限外から復帰していると判断した場合は、原子炉主任技術者に報告する。

※１：措置を定めるにあたっては、確率論的リスク評価等を用いて、措置の有効性を検証する。
※２：この規定第２項に基づく確認として同様の措置を実施している場合は、これに代えることができる。
※３：点検・保修を実施する当該設備等に係る措置および運転上の制限が適用されない状態へ移行する措置を除く。また、複数回の実施要求があるものについては、２回目以降の実施については除く。

表９４－１

関連条文	点検対象設備	第９４条適用時期	点検時の措置	実施頻度
第７６条	・中央制御室非常用循環系	点検対象号炉の他号炉※4がモード１、２、３、４および照射済燃料移動中	・点検対象号炉の他号炉※4の当該系統が動作可能であることを確認する。	点検前※5 その後の１０日に１回
第７８条	・外部電源	モード１、２、３、４、５、６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。	点検前※5 その後の１日に１回
			・所要の３、４号炉のディーゼル発電機が動作可能であることを確認※6する。	点検前※5 点検期間が完了時間（30 日）を超えて点検を実施する場合は、その後の１ヶ月に１回
第９０条 (90－4－2)	・蓄圧タンク	モード５および６	・余熱除去ポンプが動作可能であることを確認する。	点検前※5※8
			・Ｂ充てんポンプ（自己冷却）による代替炉心注水系が動作可能であることを至近の記録等により確認する。	点検前※5
第９０条 (90－12－3)	・使用済燃料ピット水位（ＡＭ用） ・使用済燃料ピット温度（ＡＭ用） ・使用済燃料ピット監視カメラ（使用済燃料ピット監視カメラ冷却装置を含む）	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・使用済燃料ピットの水位がEL＋32.2m以上および水温が65℃以下であることを確認する。	点検前※5 その後の１週間に１回
第９０条 (90－15－1)	・空冷式非常用発電装置	モード１、２、３、４、５および６以外	・所要の３、４号炉のディーゼル発電機が動作可能であることを確認する。	点検前※5 その後の１週間に１回
第９０条 (90－15－3)	・電源車	モード１、２、３、４、５および６以外	・所要の３、４号炉のディーゼル発電機が動作可能であることを確認する。	点検前※5 その後の１週間に１回

表９４－１（続き）

関連条文	点検対象設備	第９４条適用時期	点検時の措置	実施頻度
第９０条 (90－15－4)	・蓄電池（３系統目）	モード１、２、３、４、５および６以外	・所要のディーゼル発電機が動作可能であることを確認※6する。 ・所要の空冷式非常用発電装置が動作可能であることを確認※9する。	点検前※5
第９０条 (90－15－6)	・代替所内電気設備分電盤 ・代替所内電気設備変圧器	モード１、２、３、４、５および６以外	・所内電気設備の系統電圧を確認し、使用可能であることを確認する。	点検前※5 その後の１日に１回
第９０条 (90－15－7)	・燃料油貯蔵タンク ・重油タンク	モード１、２、３、４、５および６以外	・所要の非常用高圧母線に電力供給可能な外部電源３回線以上の電圧が確立していること、および１回線以上は他の回線に対して独立性を有していることを確認する。	点検前※5 その後の１週間に１回
第９０条 (90－16－1)	原子炉下部キャビティ水位	モード５	・以下の代替パラメータの計装設備が動作可能であることを確認する。 〈代替パラメータ①〉 ・格納容器再循環サンプ水位(広域) 〈代替パラメータ②〉 ・燃料取替用水ピット水位 ・復水ピット水位 ・格納容器スプレイ積算流量 ・恒設代替低圧注水積算流量	点検前※5 その後の１日に１回

※４：「他号炉」とは、３号炉については４号炉をいい、４号炉については３号炉をいう（以下、本条において同じ）。
※５：運転上の制限外に移行する前に順次実施し、その全てが終了した時点から 24 時間以内に運転上の制限外に移行する。なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したものとみなす。
※６：「動作可能であることを確認」とは、ディーゼル発電機２基※7を起動し動作可能であることを確認する。ただし、第９４条適用時期が使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間で、かつ、点検期間が 30 日を超えない場合は、至近の記録により動作可能であることを確認する。
※７：モード１、２、３および４以外ではディーゼル発電機に非常用発電機１基を含めることができる。
※８：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。
※９：「動作可能であることを確認」とは、空冷式非常用発電装置１台を起動し動作可能であることを確認する。ただし、点検期間が 30 日を超えない場合は、至近の記録により動作可能であることを確認する。

（運転上の制限に関する記録）

第 ９５ 条　当直課長は、モードを変更した場合は、引継日誌に変更した時刻およびモードを記録する。

２．当直課長は、各課（室）長（品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、所長室長、所長室課長（総務）、技術課長、当直長、保全計画課長、電気工事グループ課長および機械工事グループ課長（以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。）ならびに当直課長を除く。）から運転上の制限を満足しない場合に係る通知を受けた場合、または自ら運転上の制限を満足していないと判断した場合は、次の各項を引継日誌等に記録する。

(1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合は、当該運転上の制限および満足していないと判断した時刻

(2) 要求される措置を実施した場合は、当該措置の実施結果（保修作業を含む）

(3) 運転上の制限を満足していると判断した場合は、満足していると判断した時刻

３．当直課長は、各課（室）長（品質保証室長等および当直課長を除く。）から運転上の制限外に移行する場合に係る通知を受けた場合、または自ら運転上の制限外へ移行させた場合は、次の各項を引継日誌等に記録する。

(1) 運転上の制限外へ移行した場合は、当該運転上の制限、移行した時刻および点検・保修の内容

(2) 要求される措置または安全措置を実施した場合は、当該措置の実施結果

(3) 運転上の制限外から復帰していると判断した場合は、復帰していると判断した時刻

第４節　異常時の措置

（異常時の基本的な対応）

第　９６　条　当直課長は、原子炉施設に異常が発生した場合、発電室長に報告する。なお、本節における異常とは、次に定めるものをいう。

(1) 原子炉の自動トリップ信号が発信した場合※1

(2) 原子炉が自動トリップすべき事態が発生したと判断されるにもかかわらず、自動トリップ信号が発信しない場合

(3) 原子炉を手動トリップした場合※1

２．発電室長は、前項の報告を受けた場合、関係する各課（室）長に、その原因調査および対応措置を依頼するとともに、所長および原子炉主任技術者に報告する。

３．関係する各課（室）長は、第２項の依頼を受けた場合、原因調査および対応措置を実施するとともに、その結果を発電室長に連絡する。

４．発電室長は、第３項の連絡を受けた場合、原因および対応措置について、所長および原子炉主任技術者に報告するとともに、当直課長に連絡※2する。

５．第１項に定める異常の原因が、第９８条第３項に該当する場合は、第２項から第４項を省略することができる。

※１：予定された検査または確認による場合を除く。

※２：この場合の当直課長への連絡は、その時点での当直業務を担当している当直課長への連絡をいう。

（異常時の措置）

第 ９７ 条　当直課長は、異常が発生した場合、その状況、機器の動作状況等を確認するとともに、原因の除去、拡大防止のために必要な措置を講じる。

２．当直課長は、第１項の必要な措置を講じるに当たっては、添付１に示す「異常時の運転操作基準」に従って実施する。

３．異常が発生してから当直課長がその収束を判断するまでの期間は、第３節運転上の制限は適用されない。

４．当直課長は、前項の判断を行う場合、原子炉主任技術者の確認を得る。

５．第９６条第１項の異常の原因が、第９８条第３項に該当する場合は、第４項を省略することができる。

（異常収束後の措置）

第 ９８ 条　当直課長は、第９６条第１項の異常の収束後に原子炉を再起動する場合、その原因に対する対策が講じられていることおよび各モードにおいて適用される運転上の制限を満足していることを確認する。

２．当直課長は、第９６条第１項の異常の収束後に原子炉を再起動する場合、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。

３．当直課長は、第９６条第１項の異常の原因が、次のいずれかに該当する場合は、第２項によらず原子炉を再起動することができる。

⑴ 発電所外で電気事故が発生し、その電気事故の波及で原子炉がトリップした場合または波及防止の措置として原子炉をトリップさせた場合

⑵ 第１８条、第１８条の２の２または第１８条の３の措置として原子炉をトリップさせた場合

第５章　燃料管理

（新燃料の運搬）

第　９９　条　原子燃料課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合は、補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用する。

２．原子燃料課長は、発電所内において新燃料を運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認し新燃料輸送容器に収納する。

⑴ 法令に適合する容器を使用すること。

⑵ 補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。

⑶ 新燃料が臨界に達しない措置を講じること。

３．原子燃料課長は、発電所内において新燃料を収納した新燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合または船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認する。

⑴ 容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。

⑵ 法令に定める危険物と混載しないこと。

⑶ 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。

⑷ 車両を徐行させること。

⑸ 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。

⑹ 容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。

４．原子燃料課長は、第１項または第２項の運搬を使用済燃料ピットにおいて実施する場合は、次の事項を遵守する。

⑴ 燃料の落下を防止する措置を講じること。

⑵ 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理すること。

５．放射線管理課長は、第３項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面の放射性物質の密度（以下、「表面汚染密度」という。）が法令に定める表面密度限度の１０分の１を超えていないことを確認する。ただし、第１１１条第１項（１）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。

６．放射線管理課長は、原子燃料課長が管理区域内で第１１１条第１項（１）に定める区域に新燃料を収納した新燃料輸送容器を移動する場合は、移動前に容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の１０分の１を超えていないことを確認する。

７．原子燃料課長は、新燃料を収納した新燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを確認するため、次の検査を実施する。

(1) 外観検査
(2) 線量当量率検査
(3) 未臨界検査
(4) 吊上検査
(5) 重量検査
(6) 収納物検査
(7) 表面密度検査

８．原子燃料課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。

９．核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則および核燃料物質等車両運搬規則に規定する運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置を講じて行われる運搬については、本条第２項、第３項および第５項から第７項は適用しない。

（新燃料の貯蔵）

第１００条　原子燃料課長は、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。

⑴ 新燃料は、新燃料貯蔵庫または使用済燃料ピット（以下、「貯蔵施設」という。）に貯蔵すること。また、１ヶ月に１回以上※1、巡視点検により、貯蔵状況等に異常のないことを確認するとともに使用済燃料ピットにおいては、水面の清浄度および異物の混入がないこと等を確認すること。

⑵ 貯蔵施設の目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること。また、施錠等により取扱者以外の者がみだりに立ち入りできない措置を講じること。

⑶ 補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。

⑷ 貯蔵施設において新燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。

⑸ 使用済燃料ピットに貯蔵する場合は、原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で、使用済燃料ピットに１炉心以上の使用済燃料ラックの空き容量を確保すること。

⑹ 使用済燃料ピットにて取り扱う場合は、燃料の落下を防止する措置を講じること。

⑺ 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理すること。

⑻ 使用済燃料ピットに貯蔵する場合は、図１００に示す未臨界が維持できることをあらかじめ確認している条件（初期濃縮度、燃焼度および配置）に基づき移動することで、実効増倍率が不確定性を含めて０．９８以下となることを確認し、管理すること。

⑼ 使用済燃料ピット内の新燃料の移動に当たっては、誤配置を防止する措置を講じること。

２．原子燃料課長は、第１項⑻における燃料移動の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。

※１：毎月１日を始期とする１ヶ月間に１回実施（以下、本章において同じ）。

図１００　　燃料貯蔵領域図（使用済燃料ピットＡエリア）

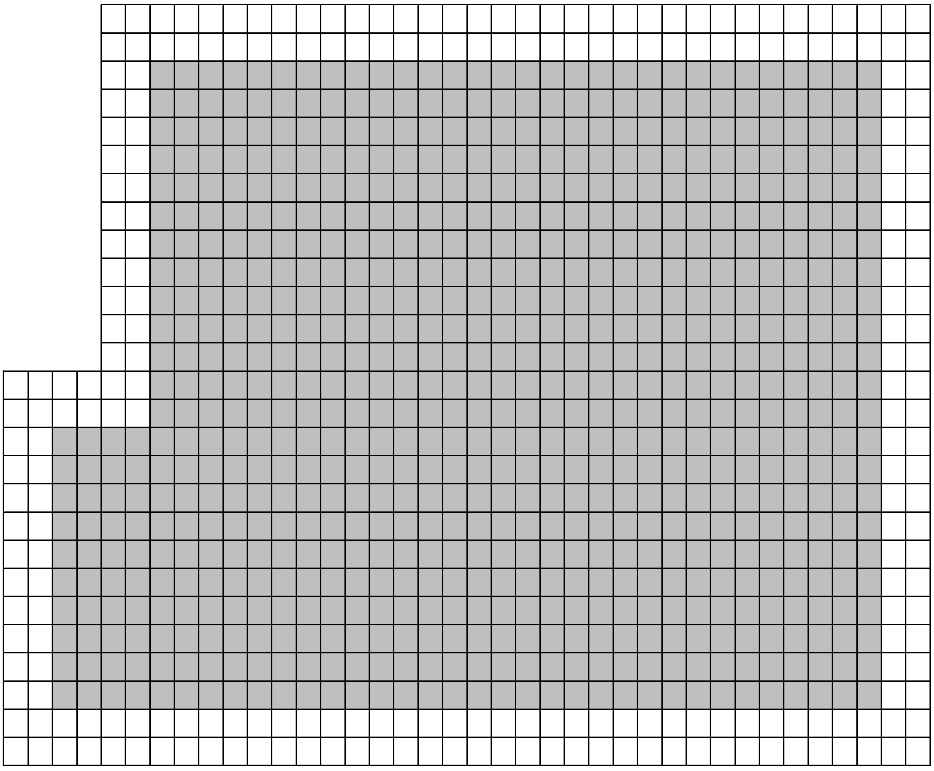

	55GWd/t 燃料 （初期濃縮度約 4.8wt%）	48GWd/t 燃料 （初期濃縮度約 4.1wt%）
□領域	燃焼度 0GWd/t 以上	燃焼度 0GWd/t 以上
■領域	燃焼度 20GWd/t 以上	燃焼度 15GWd/t 以上

（燃料の検査）

第１０１条　原子燃料課長は、定期事業者検査時に装荷予定の照射された燃料のうちから燃料集合体外観検査を行う燃料を選定し、健全性に異常のないことを確認するとともに、燃料の使用の可否を判断する。

２．第１項については、第８章の施設管理に基づき実施する。

３．原子燃料課長は、第１項の検査の結果、使用済燃料ラックに収納することが適切でないと判断した燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じる。

４．原子燃料課長は、第１項の検査を実施するために燃料を移動する場合は、次の事項を遵守する。

(1) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること。

(2) 燃料の落下を防止する措置を講じること。

(3) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理すること。

（燃料の取替等）

第１０２条　原子燃料課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、取替炉心の配置、燃料装荷のための安全措置、方法、体制を燃料装荷実施計画に定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。

２．原子燃料課長は、取替炉心毎に原子炉の運転履歴および燃料配置等の変更によって生じる炉心特性の変化を考慮し、原子炉設置（変更）許可申請書に基づき設定する制限値（燃料の機械設計、核設計および熱水力設計を考慮した安全評価の解析入力値、設計条件に基づく値または設計方針による値）を満足することを確認するため、次の各号を実施する。

(1) 第１項の燃料装荷実施計画を定める前に、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後の原子炉起動から次回定期事業者検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間にわたり原子炉を所定の出力で運転できるよう設定した取替炉心の燃焼度を用いて、以下の項目について取替炉心の安全性評価を行う。なお、評価には、妥当性を確認した計算コードを用いることとする。

(a) 反応度停止余裕

(b) 最大線出力密度

(c) 燃料集合体最高燃焼度

(d) F^N_{XY}

(e) 減速材温度係数

(f) 最大反応度添加率

(g) 制御棒クラスタ落下時のワースおよび$F^N_{\Delta H}$

(h) 制御棒クラスタ飛出し時のワースおよびF_Q

(i) 出力運転時ほう素濃度

(2) 取替炉心の安全性の評価結果が制限値を満足していることを確認するとともに、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。

３．原子力発電部門統括は、第２項(1)の評価で用いる計算コードの妥当性を確認する体制をあらかじめ定める。

４．原子燃料課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後に第２項の評価に用いた期間を延長する場合には、あらかじめ、その延長する期間も含め第２項に定める評価および確認を行い、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が、第２項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。

５．原子燃料課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合、または原子炉から使用済燃料ピットへ取り出す場合は、次の事項を遵守する。

(1) 燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、第１項の燃料装荷実施計画に従うこと。

(2) 補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーン、燃料移送装置、燃料取替クレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。

(3) 燃料の落下を防止する措置を講じること。

(4) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理すること。

(5) 燃料を原子炉から使用済燃料ピットへ取り出す場合は、図１００に示す未臨界が維持できることをあらかじめ確認している条件（初期濃縮度、燃焼度および配置）に基づき移動することで、実効増倍率が不確定性を含めて０．９８以下となることを確認し、管理すること。

(6) 使用済燃料ピット内の燃料の移動に当たっては、誤配置を防止する措置を講じること。

６．原子燃料課長は、第５項(5)における燃料移動の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。

（使用済燃料の貯蔵）

第１０３条　原子燃料課長は、使用済燃料（以下、照射済燃料を含む。）を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。

⑴ 各号炉の使用済燃料を表１０３－１に定める使用済燃料ピットに貯蔵すること。また、１ヶ月に１回以上、巡視点検により、貯蔵状況等に異常のないことを確認するとともに使用済燃料ピットにおいては、水面の清浄度および異物の混入がないこと等を確認すること。

⑵ 使用済燃料ピットの目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること。また、施錠等により取扱者以外の者がみだりに立ち入りできない措置を講じること。

⑶ 使用済燃料ピットクレーンを使用すること。

⑷ 使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。

⑸ 使用済燃料ラックに収納することが適切でないと判断した使用済燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じること。

⑹ 使用済燃料の落下を防止する措置を講じること。

⑺ 使用済燃料ピット周辺に設置する設備については、使用済燃料ピットに影響を及ぼす落下物となる可能性が考えられる場合は、落下を防止する措置を講じること。

⑻ 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理すること。

⑼ 原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で、使用済燃料ピットに１炉心以上の使用済燃料ラックの空き容量が確保されていることを、⑴に定める巡視点検時に確認すること。

⑽ 使用済燃料ピット内の燃料の配置変更を行う場合は、図１００に示す未臨界が維持できることをあらかじめ確認している条件（初期濃縮度、燃焼度および配置）に基づき移動することで、実効増倍率が不確定性を含めて０．９８以下となることを確認し、管理すること。

⑾ 使用済燃料の移動に当たっては、誤配置を防止する措置を講じること。

２．原子燃料課長は、第１項⑽における燃料移動の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。

表１０３－１

各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット
３号炉	３号炉
４号炉	４号炉

（使用済燃料の運搬）

第１０４条　原子燃料課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、キャスクピットにおいて使用済燃料ピットクレーンを使用する。

２．原子燃料課長は、発電所内において使用済燃料を運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認しキャスクピットにおいて使用済燃料輸送容器に収納する。

⑴ 法令に適合する容器を使用すること。

⑵ 使用済燃料ピットクレーンを使用すること。

⑶ 使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること。

⑷ 収納する使用済燃料のタイプおよび冷却期間が、容器の収納条件に適合していること。

⑸ 使用済燃料等の落下を防止する措置を講じること。

⑹ 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理すること。

⑺ 補助建屋クレーンにより使用済燃料輸送容器をキャスクピット上で取り扱う場合は、燃料ピットゲートを閉止することおよび使用済燃料輸送容器の移動範囲や移動速度を制限すること。

３．原子燃料課長は、発電所内において使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認する。

⑴ 容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。

⑵ 法令に定める危険物と混載しないこと。

⑶ 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。

⑷ 車両を徐行させること。

⑸ 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。

⑹ 容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。

４．放射線管理課長は、第３項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の１０分の１を超えていないことを確認する。ただし、第１１１条第１項（１）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。

５．放射線管理課長は、原子燃料課長が管理区域内で第１１１条第１項（１）に定める区域に使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を移動する場合は、移動前に容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の１０分の１を超えていないことを確認する。

６．原子燃料課長は、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するよう措置を講じる。

７．検査を実施する課（室）長※1は、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを確認するため、次の検査を実施する。

（1）外観検査

(2) 気密漏えい検査
(3) 圧力測定検査
(4) 線量当量率検査
(5) 未臨界検査
(6) 温度測定検査
(7) 吊上検査
(8) 重量検査
(9) 収納物検査
(10) 表面密度検査

８．原子燃料課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。

※１：検査を実施する課（室）長は、検査の独立性を確保するため、第４条に定める保安に関する組織のうち、本条第７項(1)から(3)および(5)から(9)の検査は原子燃料課長とは別の組織の者、(4)および(10)の検査は放射線管理課長とは別の組織の者とする。

第６章　放射性廃棄物管理

（放射性廃棄物管理に係る基本方針）

第１０５条　発電所における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。

（放射性固体廃棄物の管理）

第１０５条の２　各課（室）長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵※1または保管する。

⑴ 濃縮廃液は、発電室長が固化装置でドラム缶に固型化し、放射線管理課長が固体廃棄物貯蔵庫（以下、「廃棄物庫」という。）に保管する。

⑵ 脱塩塔使用済樹脂は、発電室長が使用済樹脂貯蔵タンクに保管する。また、脱塩塔使用済樹脂のうち、低線量のものについて雑固体廃棄物として取扱い、（５）イに基づき処理した後、放射線管理課長が廃棄物庫に保管する。

⑶ 原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等については、機械工事グループ課長が、また、原子炉容器上部ふたの搬出に伴い除去した鉄筋コンクリートの雑固体廃棄物については、土木建築課長が、それぞれ汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放射線管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。

⑷ 原子炉内で照射された使用済制御棒等は、原子燃料課長、電気保修課長および機械保修課長が使用済燃料ピットに貯蔵する。

⑸ その他の雑固体廃棄物は、ドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置が講じられていることを放射線管理課長が確認した上で、廃棄物庫に保管する。

なお、ドラム缶等の容器に封入するに当たっては、以下の処理を行うことができる。

イ．焼却する場合は、発電室長が雑固体焼却設備※2で焼却する。

ロ．焼却灰を固型化する場合は、発電室長が固化装置で固型化する。

ハ．圧縮減容する場合は、放射線管理課長がベイラで圧縮減容する。

２．放射線管理課長は、第１項において封入または固型化したドラム缶等の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、表１３８－１の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号をつける。

３．原子燃料課長、放射線管理課長、当直課長、電気保修課長および機械保修課長は、次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。

⑴ 放射線管理課長は、廃棄物庫における放射性固体廃棄物ならびに蒸気発生器保管庫における原子炉容器上部ふた等の保管状況を確認するために、１週間に１回、廃棄物庫および蒸気発生器保管庫を巡視するとともに、３ヶ月に１回、保管量を確認する。

⑵ 当直課長は、使用済樹脂貯蔵タンクにおける使用済の樹脂の貯蔵および保管状況を確認するために、１日に１回、水位を確認する。

また、放射線管理課長は、使用済樹脂貯蔵タンクにおけるにおける使用済の樹脂の貯蔵および保管量を３ヶ月に１回、確認する。

⑶ 原子燃料課長、電気保修課長および機械保修課長は、使用済燃料ピットにおける原子炉内で照射された使用済制御棒等の貯蔵量を３ヶ月に１回、確認する。

４．放射線管理課長は、廃棄物庫および蒸気発生器保管庫の目に付きやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。

５．各課（室）長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。

⑴ 法令に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、放射性固体廃棄物の放射能

濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。

⑵ 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。

⑶ 法令に定める危険物と混載しないこと。

⑷ 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。

⑸ 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。

⑹ 車両を徐行させること。

⑺ 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。

６．放射線管理課長は、第５項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の１０分の１を超えていないことを確認する。ただし、第１１１条第１項（１）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。

７．放射線管理課長は、各課（室）長が管理区域内で第１１１条第１項（１）に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の１０分の１を超えていないことを確認する。

８．放射線管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。

⑴ 埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。

⑵ 発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。

⑶放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。

９．放射線管理課長は、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、所長の承認を得る。

１０．放射線管理課長は、運搬前に次の事項を確認する。

⑴ 法令に適合する容器に封入されていること。

⑵ 法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと。

１１．放射線管理課長は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第１１１条第１項（１）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。

※１：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう（以下、本条において同じ）。

※２：３、４号炉原子炉補助建屋内（１号炉、２号炉、３号炉および４号炉）。

（放射性廃棄物でない廃棄物の管理）

第１０５条の３　放射線管理課長は、管理区域内において設置された資材等または使用した物品を、「放射性廃棄物でない廃棄物」として廃棄または資源として有効利用する場合に必要な以下の事項を定める。

(1)「放射性廃棄物でない廃棄物」の判断をしようとする対象物の範囲

(2)「放射性廃棄物でない廃棄物」の判断方法等

イ．使用履歴、設置状況の記録等による判断方法

ロ．汚染された資材等について、汚染部位の特定・分離を行う場合の判断方法

ハ．使用履歴の記録等が適切に管理されていない物品についての判断方法

ニ．念のための放射線測定に係る事項

(3)「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断したものと、核燃料物質によって汚染されたものとの混在防止措置

２．各課（室）長は、管理区域内において設置された資材等または使用した物品を、「放射性廃棄物でない廃棄物」として廃棄または資源として有効利用する場合は、第１項で定めた事項に基づき実施する。

（事故由来放射性物質の降下物の影響確認）

第１０５条の４　放射線管理課長は、原子炉等規制法および電気事業法に基づく設計および工事計画（変更）認可申請書に記載されている設備・機器等（以下、本条において「設備・機器等」という。）について、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物（以下、本条において「降下物」という。）の影響の有無を確認する場合は、適切な測定方法により、降下物の分布調査を行う。

２．各課（室）長は、第１項の確認の結果、理論検出限界曲線の検出限界値未満でなかった場合、設備・機器等を廃棄または資源として有効利用しようとする際には、降下物により汚染されたものとして発電所内で適切に管理する。

（輸入廃棄物の管理）

第１０５条の５　原子燃料部門統括は、輸入廃棄物を廃棄物管理設備に廃棄する場合は、当該輸入廃棄物が法令で定める基準に適合したものであることを確実にする。

２．原子燃料部門統括は、輸入廃棄物が法令で定める基準に適合することを確認するため、輸入廃棄物の管理に関する業務を行う組織とは別の組織の者が検査実施責任者および検査員として実施する検査を統括する。

（放射性液体廃棄物の管理）

第１０６条　発電室長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、放射線管理課長の管理のもと、復水器冷却水放水路より放出する。

２．放射線管理課長は、次の事項を管理する。

⑴ 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水路排水中の放射性物質濃度の３ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと。

⑵ 復水器冷却水放水路排水中の放射性物質（トリチウムを除く。）の放出量が、表１０６－１に定める放出管理目標値を超えないように努めること。

３．放射線管理課長は、復水器冷却水放水路排水中のトリチウムの放出量が、表１０６－２に定める放出管理の基準値を超えないように努める。

４．放射線管理課長は、表１０６－３に定める項目について、同表に定める頻度で測定する。

表１０６－１

項　　目	放出管理目標値 （１、２、３、４号炉合算）
放射性液体廃棄物 （トリチウムを除く。）	7.4×10^{10} Bq/年

表１０６－２

項　　目	放出管理の基準値 （１、２、３、４号炉合算）
トリチウム	1.7×10^{14} Bq/年

表１０６－３

分　　類	測定項目	計測器 種類	測定 頻度	試料採取箇所
放射性液体廃棄物	放射性物質濃度 （主要ガンマ線放出核種）	試料放射能測定装置	放出の都度	廃液蒸留水タンク
	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	１ヶ月に１回	

（放射性気体廃棄物の管理）

第１０７条　発電室長および機械保修課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、放射線管理課長の管理のもと、表１０７－２に示す排気筒等より放出する。

２．放射線管理課長は、次の事項を管理する。

⑴ 排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の３ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。

⑵ 排気筒からの放射性物質の放出量が表１０７－１に定める放出管理目標値を超えないように努めること。

３．放射線管理課長は、表１０７－２に定める項目について、同表に定める頻度で測定する。

４.表１０７－２に示す排気筒等以外の場所において換気を行う場合は､次の事項を行う。ただし、第１１１条第１項（１）に定める区域等における換気は、この限りでない。

⑴ 作業の所管課（室）長は、フィルタ付局所排気装置等により法令に定める管理区域に係る値を超えないよう拡散防止措置を行う。

⑵ 放射線管理課長は、表１０７－３に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。ただし、換気によって放出される空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は、この限りでない。

表１０７－１

項　　目	放出管理目標値 （１、２、３、４号炉合算）
放射性気体廃棄物 希ガス よう素１３１	 1.0×10^{15} Bq/年 2.5×10^{10} Bq/年

表１０７－２

分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作担当課（室）長
放射性気体廃棄物	排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時	発電室長
		よう素１３１濃度 粒子状物質濃度（主要ガンマ線放出核種）	試料放射能測定装置	１週間に１回	
	雑固体焼却設備焼却炉排気口	粒子状物質濃度（主要ガンマ線放出核種）	試料放射能測定装置	１週間に１回	発電室長
	原子炉格納容器漏えい率検査（Ａ種）排気	粒子状物質濃度（主要ガンマ線放出核種）	試料放射能測定装置	検査の都度	機械保修課長

表１０７－３

分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作担当課（室）長
その他作業等に伴う換気	粒子状物質濃度（主要ガンマ線放出核種）	試料放射能測定装置	作業の都度※1	作業の所管課（室）長

※１：作業が１週間を超える場合は１週間に１回測定する。

（放出管理用計測器の管理）

第１０８条　放射線管理課長および電気保修課長は、表１０８に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し、機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。

表１０８

分類	計測器種類	担当課長	数量
放射性液体廃棄物放出管理用計測器	廃棄物処理設備排水モニタ	電気保修課長	１台
	試料放射能測定装置	放射線管理課長	２台※１
放射性気体廃棄物放出管理用計測器	排気筒モニタ	電気保修課長	２台
	試料放射能測定装置	放射線管理課長	１台※１※２

※１：１号、２号、３号および４号炉共用

※２：放射性液体廃棄物放出管理用計測器と共用

（頻度の定義）

第１０９条　本章でいう測定頻度等に関する考え方は、表１０９のとおりとする。

表１０９

頻度	考え方
１日に１回	午前０時を始期とする１日の間に１回実施
１週間に１回	月曜日を始期とする１週間に１回実施
１ヶ月に１回	毎月１日を始期とする１ヶ月間に１回実施
３ヶ月に１回	４月１日、７月１日、１０月１日および１月１日を始期とする各３ヶ月間に１回実施
常　　時	測定可能な状態において常に測定することを意味しており、点検時等の測定不能な期間を除く。

第７章　放射線管理

第１節　基本方針

（放射線管理に係る基本方針）

第１１０条　発電所における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従業員等の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。

第１節の２　区域管理

（管理区域の設定・解除）

第１１０条の２　管理区域は、添付４に示す区域とする。

２．放射線管理課長は、管理区域を壁、柵等の区画物によって区画する他、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別する。

３．放射線管理課長は、管理区域を解除する場合は、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。

４．放射線管理課長は、添付４における管理区域境界付近または管理区域設定・解除予定エリアにおいて、表１１０の２に示す作業を行う場合は、３ヶ月以内に限り管理区域を設定または解除することができる。設定または解除に当たっては、放射線管理課長は、目的、期間および場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、放射線管理課長は、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。

５．放射線管理課長は、第４項以外で、一時的に管理区域を設定または解除する場合は、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得て行うことができる。設定または解除に当たって、放射線管理課長は、目的、期間および場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、放射線管理課長は、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。

６．放射線管理課長は、第５項にかかわらず、緊急を要する場合は、管理区域を設定することができる。設定に当たって、放射線管理課長は、法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。

７．放射線管理課長は、第６項における管理区域を設定した場合は、設定後において、目的、期間および場所を明らかにし、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、放射線管理課長は、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。

表１１０の２

タンク点検等	監視カメラ点検等
ポンプ点検等	扉・シャッター修理他作業
バルブ点検等	清掃作業
配管点検等	建物補修
ケーブル点検等	搬出入作業
空調点検等	物品の仮置
計測器類点検等	ー

（管理区域内における区域区分）

第１１１条　放射線管理課長は、管理区域を次のとおり区分することができる。

⑴ 表面汚染密度および空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれのない区域（以下、「汚染のおそれのない管理区域」という。）

⑵ 表面汚染密度または空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超える区域または超えるおそれのある区域

２．汚染のおそれのない管理区域は、添付４に示す区域とする。

３．放射線管理課長は、一時的に第１項に係る区域区分を変更する場合は、目的、期間および場所を明らかにするとともに、あらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元の区域区分に戻す場合についても、放射線管理課長は、あらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。

４．放射線管理課長は、汚染のおそれのない管理区域と第１項（２）に定める区域が隣接する場合は、第１項（２）に定める区域への入口付近に標識を設ける。

（管理区域内における特別措置）

第１１２条　放射線管理課長は、管理区域のうち次の基準を超えることを確認した場合または超えるおそれがある場合は、標識を設けて他の場所と区別する他、区画、施錠等の措置を講じる。なお、作業による場合は所管課（室）長に指示する。

ただし、放射線等の危険性が低い場合は、この限りでない。

⑴ 外部放射線に係る線量当量率が１時間につき１ミリシーベルト

⑵ 空気中の放射性物質濃度または床、壁、その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度が法令に定める管理区域に係る値の１０倍

２．各課（室）長は、第１項の区域内で作業を行う場合は、作業による線量および作業環境に応じた放射線防護上の措置を立案し、放射線管理課長の承認を得る。

３．各課（室）長は、汚染の広がりを防止するため、第１項（２）の区域から退出する場合および物品等を持ち出す場合は、更衣や持ち出す物の養生等の措置を講じる。

（管理区域への出入管理）

第１１３条　放射線管理課長は、次に示す立入者の区分により、管理区域への立入許可に係る事項を定め、所長の承認を得る。

⑴ 放射線業務従事者：業務上管理区域に立ち入る者

⑵ 一時立入者：放射線業務従事者以外の者であって、放射線業務従事者の随行により管理区域に一時的に立ち入る者

２．放射線管理課長は、第１項に基づき管理区域に立ち入る者に対して許可を与える。

３．放射線管理課長は、第２項にて許可していない者を管理区域に立ち入らせない措置を講じる。

４．安全・防災室長は、管理区域の出入管理室において、人の出入り等を監視する。

５．放射線管理課長は、第４項以外の出入口には、施錠等の人がみだりに立入りできない措置を講じる。

６．放射線管理課長は、管理区域から退出する者または管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する者の身体および身体に着用している物の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の１０分の１を超えないような措置を講じる。ただし、汚染のおそれのない管理区域から退出する場合は、この限りでない。

（管理区域出入者の遵守事項）

第１１４条　放射線管理課長は、管理区域に出入りする所員に、次の事項を遵守させる措置を講じる。

⑴ 出入管理室を経由すること。ただし、放射線管理課長の承認を得て、その指示に従う場合は、この限りでない。

⑵ 管理区域に立ち入る場合は、個人線量計を着用すること。ただし、一時立入者であって放射線管理課長の指示に従う場合は、この限りでない。

⑶ 管理区域に立ち入る場合は、保護衣を着用すること。ただし、汚染のおそれのない管理区域に立ち入る場合または放射線管理課長の承認を得て、その指示に従う場合は、この限りでない。

⑷ 第１１２条第１項（２）に係る区域から退出する場合および物品等を持ち出す場合は、更衣や持ち出す物の養生等を行うこと。

⑸ 管理区域から退出する場合または管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する場合は、身体および身体に着用している物の表面汚染密度を確認すること。ただし、汚染のおそれのない管理区域から退出する場合または第１１３条第６項に基づく放射線管理課長の指示に従う場合は、この限りでない。

⑹ 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食および喫煙をしないこと。

（保全区域）

第１１５条　保全区域は、添付５に示す区域とする。

２．安全・防災室長は、保全区域を標識等により区別する。

３．安全・防災室長は、必要に応じて保全区域への立入制限等の措置を講じる。

（周辺監視区域）

第１１６条　周辺監視区域は、図１１６に示す区域とする。

２．放射線管理課長は、第１項の周辺監視区域境界に、柵を設けるかまたは標識を掲げる。
ただし、当該区域に立ち入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。

３．安全・防災室長は、業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限する。

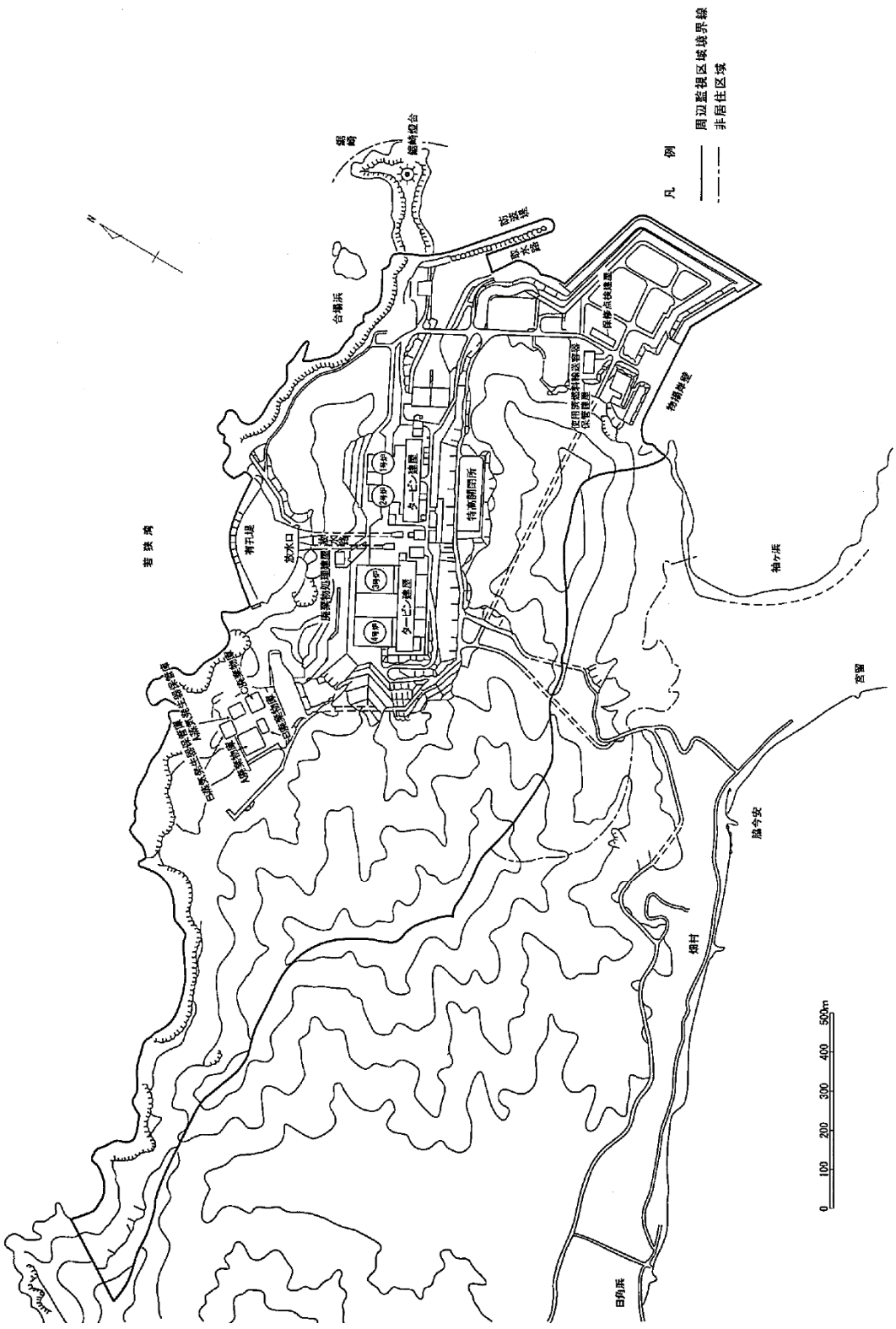

図116　周辺監視区域図

第２節　被ばく管理

（放射線業務従事者の線量管理等）

第１１７条　各課（室）長は、管理区域内で作業を実施する場合、作業内容に応じて作業計画を立案するとともに、放射線防護上必要な措置を講じることで放射線業務従事者の線量低減に努める。

２．放射線管理課長は、所員の放射線業務従事者の実効線量および等価線量を表１１７に定める項目および頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。

表１１７

項　　目	頻　　度
外部被ばくによる線量	３ヶ月に１回※1
内部被ばくによる線量	３ヶ月に１回※1

※１：女子（妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。）にあっては、１ヶ月に１回とする。

（床・壁等の除染）

第１１８条　各課（室）長は、法令に定める表面密度限度を超えるような予期しない汚染を床、壁等に発生させた場合または発見した場合は、放射線管理課長に連絡するとともに、汚染拡大防止のため区画等の応急措置を講じる。

２．第１項の汚染に係る作業の所管課（室）長は、汚染状況等について放射線管理課長の確認を受けた上で、その協力を得ながら汚染の除去等、放射線防護上必要な措置を講じる。

３．第２項の所管課（室）長は、その措置結果について、放射線管理課長の確認を得る。

第３節　外部放射線に係る線量当量率等の測定

（外部放射線に係る線量当量率等の測定）

第１１９条　放射線管理課長は、管理区域内、周辺監視区域境界付近（測定場所は図１１９に定める。）において、表１１９－１および表１１９－３（第１１１条第１項（２）の区域内に設定した汚染のおそれのない管理区域内に限る）に定める外部放射線に係る線量当量率等の項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立ち入れない措置を講じた管理区域については、この限りでない。

２．放射線管理課長は、第１項の測定により異常が認められた場合は、直ちにその原因を調査し、必要な措置を講じる。

３．環境モニタリングセンター所長は、周辺監視区域境界付近（測定場所は図１１９に定める。）において、表１１９－２に定める空気吸収線量等の項目について、同表に定める頻度で測定する。

４．環境モニタリングセンター所長は、第３項の測定結果に異常が認められた場合は、直ちに所長に連絡する。

５．所長は、第４項の連絡を受けた場合は、直ちにその原因を調査し、必要な措置を講じる。

表１１９－１

場　　所	測　定　項　目	測定頻度
管理区域内※1	外部放射線に係る線量当量率※2 外部放射線に係る線量当量 空気中の放射性物質濃度※3 表面汚染密度※3	毎日運転中に１回 １週間に１回 １週間に１回 １週間に１回
周辺監視区域境界付近	空気吸収線量率※4	常時

※１：人の立入頻度等を考慮して、被ばく管理上重要な項目について測定

※２：エリアモニタにおいて測定する項目

※３：汚染のおそれのない管理区域は、測定を省略することができる。

※４：モニタリングポストおよびモニタリングステーションにおいて測定する項目

表１１９－２

場　　所	測　定　項　目	測定頻度
周辺監視区域境界付近	空気吸収線量 空気中の粒子状放射性物質濃度	３ヶ月に１回 ３ヶ月に１回

表１１９－３

場　　所	測　定　項　目	測定頻度
汚染のおそれのない管理区域内	表面汚染密度	１週間に１回 （汚染のおそれのない管理区域が設定されている期間）

図 119　空気吸収線量等の測定場所

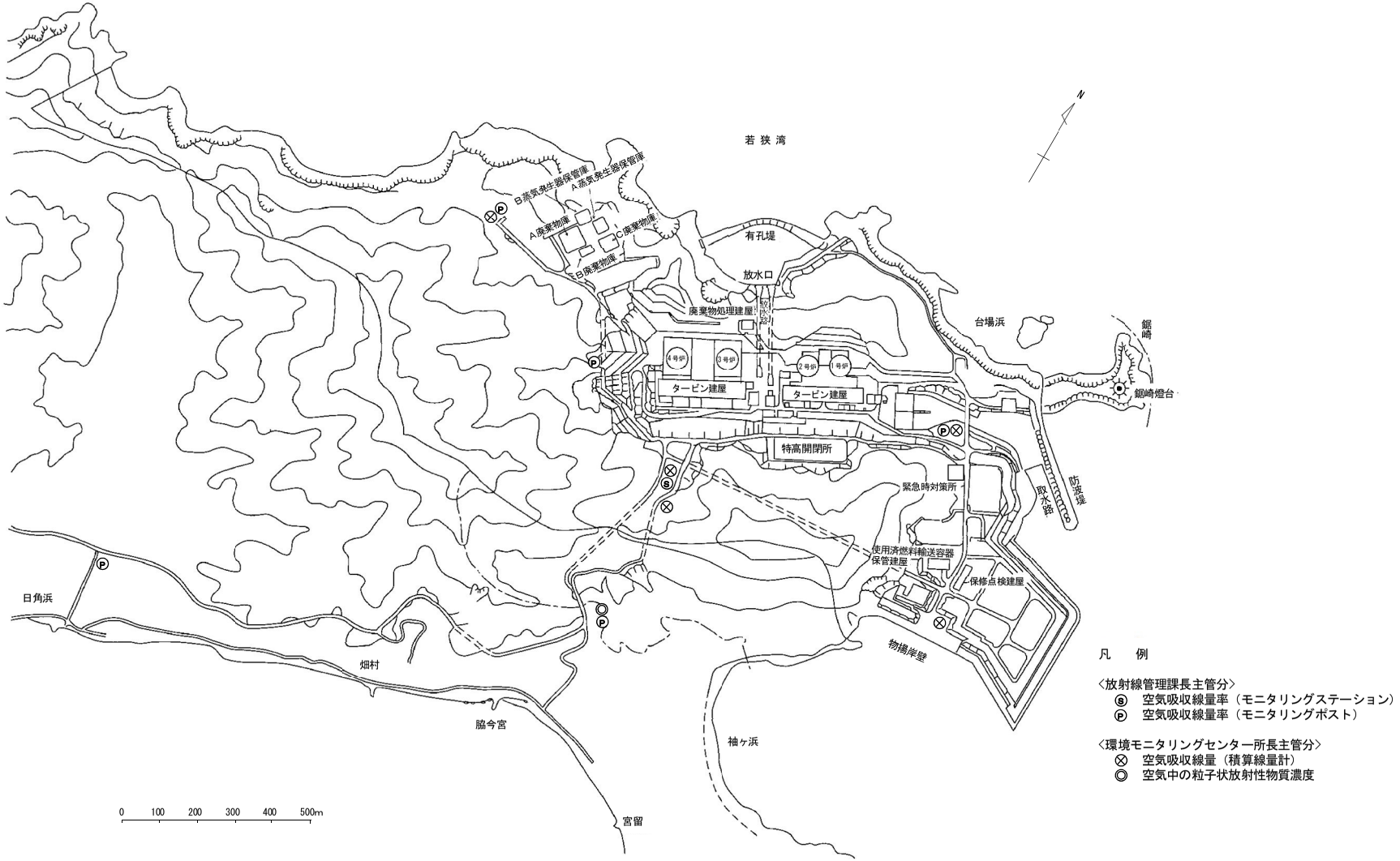

（平常時の環境放射線モニタリング）

第１１９条の２　環境モニタリングセンター所長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環境放射線モニタリングの計画を立案し、その計画に基づき測定を行い評価する。

（放射線計測器類の管理）

第　１２０　条　放射線管理課長および電気保修課長は、表１２０に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し、機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。

２．環境モニタリングセンター所長は、表１２０に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し、機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。

表１２０

分　　類	計測器種類	担　　当	数量
被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	放射線管理課長	１台※２
放射線管理用計測器※１	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線管理課長	５台※２
	汚染密度測定用サーベイメータ		４台※２
	退出モニタ		１台
	試料放射能測定装置		３台※２※３
	積算線量計		１式※２
放射線監視用計測器※１※６	モニタリングポスト	放射線管理課長	５台※２
	モニタリングステーション		１台※２
	エリアモニタ	電気保修課長	□台※４
環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	環境モニタリングセンター所長	１台※５
	積算線量計		１式

※１：重大事故等対処設備は「９０－１８－１　監視測定設備」において管理する。

※２：１号、２号、３号および４号炉共用

※３：１台は表１０８の試料放射能測定装置と共用

※４：管理区域外測定用の□台を含む。

※５：美浜発電所、高浜発電所と共用

※６：

第４節　物品移動の管理

（管理区域外等への搬出および運搬）

第１２１条　放射線管理課長は、各課（室）長が管理区域外に搬出する物品または管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の１０分の１を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場合は、この限りでない。

２．各課（室）長は、管理区域外に核燃料物質等（第９９条、第１０４条および第１０５条の２に定める物を除く。以下、本条において同じ。）を運搬する場合または船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、第１０５条の２第５項を準用する。

３．放射線管理課長は、第２項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の１０分の１を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。

４．放射線管理課長は、各課（室）長が管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に核燃料物質等を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の１０分の１を超えていないことを確認する。

（発電所外への運搬）

第１２２条　各課（室）長（品質保証室長、当直課長および当直長を除く。）は、核燃料物質等（第９９条、第１０４条および第１０５条の２に定める物を除く。）を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。

２．各課（室）長は、運搬にあたっては法令に定める核燃料物質等の区分に応じた輸送物として運搬する。

３．各課（室）長は、運搬前に次の事項を確認する。

⑴ 法令に適合する容器に封入されていること。

⑵ 法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと。

⑶ Ｌ型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を行うこと。

⑷ Ａ型輸送物もしくはＢＭ型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置を講じること。

４．放射線管理課長は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。

第５節　請負会社の放射線防護

（請負会社の放射線防護）

第１２３条　放射線管理課長は、管理区域内で作業を行う請負会社に対して、以下に示す放射線防護上の必要な事項を定め、所長の承認を得る。

(1) 管理区域出入者の遵守事項

イ．出入方法に関すること。

ロ．個人線量計の着用に関すること。

ハ．保護衣の着用に関すること。

ニ．汚染拡大防止措置に関すること。

ホ．管理区域内での飲食および喫煙に関すること。

(2) 線量評価の項目および頻度に関すること。

(3) 床、壁等の汚染発見時の措置に関すること。

２．各課（室）長（当直課長および当直長を除く。）は、管理区域内で作業を行う請負会社に対して、第１項で定めた必要事項を遵守させる措置を講じる。

第６節　その他

（頻度の定義）

第１２４条　本章でいう測定頻度等に関する考え方は、表１２４のとおりとする。

表１２４

頻度	考　え　方
毎日運転中に１回	午前０時を始期とする１日の間に１回実施し、連続して実施（測定等）している場合も含む。
１週間に１回	月曜日を始期とする１週間に１回実施
１ヶ月に１回	毎月１日を始期とする１ヶ月間に１回実施
３ヶ月に１回	４月１日、７月１日、１０月１日および１月１日を始期とする各３ヶ月間に１回実施
常　　時	測定可能な状態において常に測定することを意味しており、点検時等の測定不能な期間を除く。

第８章　施設管理

（施設管理計画）

第１２５条　原子炉施設について原子炉設置（変更）許可を受けた設備に係る事項および「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。

１．施設管理の実施方針および施設管理目標

⑴社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理の実施方針を定める。また、１１．の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態（６．３参照）を踏まえ施設管理の実施方針の見直しを行う。

⑵さらに、第１２５条の６に定める長期施設管理方針を策定または変更した場合には、長期施設管理方針に従い保全を実施することを施設管理の実施方針に反映する。

⑶原子力部門は、施設管理の実施方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、１１．の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態（６．３参照）を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。

２．保全プログラムの策定

原子力部門は、１．の施設管理目標を達成するため３．より１０．からなる保全プログラムを策定する。

また、１１．の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態（６．３参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。

３．保全対象範囲の策定

原子力部門は、原子炉施設の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。

⑴ 重要度分類指針において、一般の産業施設よりもさらに高度な信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備

⑵ 重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備

⑶ 原子炉設置（変更）許可申請書および設計および工事計画認可申請書で保管および設置要求があり、許可または認可を得た設備

⑷ 多様性拡張設備※1

⑸ 炉心損傷または格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備

⑹ その他自ら定める設備

※１：多様性拡張設備とは、技術基準上の全ての要求事項を満たすことや全てのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備

４．施設管理の重要度の設定

原子力部門は、３．の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統および機器の施設管理の重要度として点検に用いる重要度（以下、「保全重要度」という。）と設計および工事に用いる重要度を設定する。

⑴ 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重大事故等対処設備に該当すること、および重要度分類指針の重要度に基づき、確率論的リスク評価から得られるリスク情報を考慮して設定する。

⑵ 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定す

る。なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、確率論的リスク評価から得られるリスク情報、運転経験等を考慮することができる。

(3) 構築物の保全重要度は、(1)または(2)に基づき設定する。

(4) 設計および工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重大事故等対処設備の該当有無、重要度分類指針の重要度等を組み合わせて設定する。

(5) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。

５．保全活動管理指標の設定、監視計画の策定および監視

(1) 原子力部門は、保全の有効性を監視、評価するために４．の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中でプラントレベルおよび系統レベルの保全活動管理指標を設定する。

ａ．プラントレベルの保全活動管理指標

プラントレベルの保全活動管理指標として、以下のものを設定する。

① ７０００臨界時間あたりの計画外自動・手動スクラム回数

② ７０００臨界時間あたりの計画外出力変動回数

③ 工学的安全施設の計画外作動回数

ｂ．系統レベルの保全活動管理指標

系統レベルの保全活動管理指標として、４．（１）の施設管理の重要度の高い系統のうち、重要度分類指針クラス１、クラス２およびリスク重要度の高い系統機能ならびに重大事故等対処設備に対して以下のものを設定する。

① 予防可能故障（ＭＰＦＦ）回数

② 非待機（ＵＡ）時間※2

※２：非待機（ＵＡ）時間については、待機状態にある機能および待機状態にある系統の動作に必須の機能に対してのみ設定する（以下、本条において同じ）。

(2) 原子力部門は、以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また、１０．の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。

ａ．プラントレベルの保全活動管理指標

プラントレベルの保全活動管理指標の目標値は、運転実績を踏まえて設定する。

ｂ．系統レベルの保全活動管理指標

①予防可能故障（ＭＰＦＦ）回数の目標値は、運転実績、重要度分類指針の重要度、リスク重要度を考慮して設定する。

②非待機（ＵＡ）時間の目標値は、点検実績および第４章第３節（運転上の制限）第２０条から第９１条の２の第３項で定める要求される措置の完了時間を参照して設定する。

(3) 原子力部門は、プラントまたは系統の供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法および算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期および期間に関することを含める。

(4) 原子力部門は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取および監視を実施し、その結果を記録する。

６．保全計画の策定

(1) 原子力部門は、３．の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期および期間に関することを含める。

ａ．点検計画（６．１参照）

ｂ．設計および工事の計画（６．２参照）

ｃ．特別な保全計画（６．３参照）

(2) 原子力部門は、保全計画の策定に当たって、４．の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、１０．の保全の有効性評価の結果を踏まえ保

全計画の見直しを行う。
ａ．運転実績、事故および故障事例などの運転経験
ｂ．使用環境および設置環境
ｃ．劣化、故障モード
ｄ．機器の構造等の設計的知見
ｅ．科学的知見
⑶ 原子力部門は、保全の実施段階での原子炉の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。

６．１　点検計画の策定

⑴ 原子力部門は、原子炉停止中または運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法ならびにそれらの実施頻度および実施時期を定めた点検計画を策定する。
⑵ 原子力部門は、構築物、系統および機器の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。
ａ．予防保全
①時間基準保全
②状態基準保全
ｂ．事後保全
⑶ 原子力部門は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。
ａ．時間基準保全
点検を実施する時期までに、次の事項を定める。
①点検の具体的方法
②構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準
③実施頻度
④実施時期
なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、巡視点検または定例試験の状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。
ｂ．状態基準保全
①設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。
ⅰ）状態監視データの具体的採取方法
ⅱ）機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法および必要な対応を適切に判断するための管理基準
ⅲ）状態監視データ採取頻度
ⅳ）実施時期
ⅴ）機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法
②巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。
ⅰ）巡視点検の具体的方法
ⅱ）構築物、系統および機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準
ⅲ）実施頻度
ⅳ）実施時期
ⅴ）機器の状態が管理基準に達するかまたは故障の兆候を発見した場合の対応方法

③定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。
ⅰ）定例試験の具体的方法
ⅱ）構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準
ⅲ）実施頻度
ⅳ）実施時期
ⅴ）機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法

ｃ．事後保全

事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法および修復時期を定める。

(4) 原子力部門は、点検を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査※3により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。

ａ．事業者検査の具体的方法
ｂ．所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査の項目、評価方法および管理基準
ｃ．事業者検査の実施時期

※３：事業者検査とは、点検および工事に伴うリリースのため、点検および工事とは別に、要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、第１２５条の４による使用前事業者検査および第１２５条の５による定期事業者検査をいう(以下、本条において同じ)。

６．２　設計および工事の計画の策定

(1) 原子力部門は、設計および工事を実施する場合は、あらかじめその方法および実施時期を定めた設計および工事の計画を策定する。また、安全上重要な機器等の工事を実施する場合は、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き※4の要否について確認を行い、その結果を記録する。

(2) 原子力部門は、原子炉施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法ならびにそれらの実施頻度および実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。

(3) 原子力部門は、工事を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査ならびに事業者検査以外の検査および試験（以下、「試験等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。

ａ．事業者検査および試験等の具体的方法
ｂ．所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査および試験等の項目、評価方法および管理基準
ｃ．事業者検査および試験等の実施時期

※４：法令に基づく手続きとは、原子炉等規制法　第４３条の３の８（変更の許可及び届出等)、第４３条の３の９（設計及び工事の計画の認可)、第４３条の３の１０（設計及び工事の計画の届出)、第４３条の３の１１第３項（使用前事業者検査の確認申請)、ならびに電気事業法 第４７条・第４８条（工事計画）および第４９条・第５０条（使用前検査）に係る手続きをいう。

６．３　特別な保全計画の策定

(1) 原子力部門は、地震、事故等により長期停止を伴った保全を実施する場合などは、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法および実施時期を定めた計画を策定する。

(2) 原子力部門は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次

の事項を定める。
ａ．点検の具体的方法
ｂ．所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法および管理基準
ｃ．点検の実施時期
７．保全の実施
(1) 原子力部門は、６．で定めた保全計画にしたがって保全を実施する。
(2) 原子力部門は、保全の実施に当たって、第１２５条の２による設計管理および第１２５条の３による作業管理を実施する。
(3) 原子力部門は、保全の結果について記録する。
８．保全の結果の確認・評価
(1) 原子力部門は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統および機器の保全の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期※5までに確認･評価し、記録する。
(2) 原子力部門は、原子炉施設の使用を開始するために、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検証するため、事業者検査を実施する。
(3) 原子力部門は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期※5までに確認・評価し、記録する。
※５：所定の時期とは、所定の機能が要求される時またはあらかじめ計画された保全の完了時をいう。
９．不適合管理、是正処置および未然防止処置
(1) 原子力部門は、施設管理の対象となる施設およびプロセスを監視し、以下の a. および b. の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下の a. および b. に至った場合には、不適合管理を行ったうえで、是正処置を講じる。
ａ．保全を実施した構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合
ｂ．最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることが確認・評価できない場合
(2) 原子力部門は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。
(3) 原子力部門は、(1)および(2)の活動を第３条に基づき実施する。
１０．保全の有効性評価
原子力部門は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。
(1) 原子力部門は、あらかじめ定めた時期および内容に基づき、保全の有効性を評価する。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。
ａ．保全活動管理指標の監視結果
ｂ．保全データの推移および経年劣化の長期的な傾向監視の実績
ｃ．トラブルなど運転経験
ｄ．高経年化技術評価結果
ｅ．他プラントのトラブルおよび経年劣化傾向に係るデータ
ｆ．リスク情報、科学的知見
(2) 原子力部門は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統および機器の保全方式を変更する場合には、６．１に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統

および機器の点検間隔を変更する場合には、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。

ａ．点検および取替結果の評価

ｂ．劣化トレンドによる評価

ｃ．類似機器等のベンチマークによる評価

ｄ．研究成果等による評価

(3) 原子力部門は、保全の有効性評価の結果とその根拠および必要となる改善内容について記録する。

１１．施設管理の有効性評価

(1) 原子力部門は、１０．の保全の有効性評価の結果および１．の施設管理目標の達成度から、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。

(2) 原子力部門は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠および改善内容について記録する。

１２．構成管理

原子力部門は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。

(1) 設計要件（第３条７．２．１に示す業務・原子炉施設に対する要求事項のうち、「構築物、系統、および機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第１２５条の２の設計に対する要求事項をいう。）

(2) 施設構成情報（第３条４．２．１に示す文書のうち、「構築物、系統、および機器がどのようなものかを示す図書、情報」をいう。）

(3) 物理的構成（実際の構築物、系統、および機器をいう。）

１３．情報共有

原子力部門は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、ＰＷＲ事業者連絡会を通じて他の原子炉設置者と情報共有を行う。

（設計管理）

第１２５条の２　原子力部門は、原子炉施設の工事を行う場合、新たな設計または過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。

２．原子力部門は、第１項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第３条７．３に従って実施する。

⑴ 保全の結果の反映および既設設備への影響の考慮を含む、機能および性能に関する要求事項

⑵ 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の規定および原子炉設置（変更）許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項

⑶ 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報

⑷ 設計・開発に不可欠なその他の要求事項

３．本条における設計管理には、次条に定める作業管理および第１２５条の４に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。

（作業管理）

第１２５条の３　原子力部門は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。

２．原子力部門は、原子炉施設の点検および工事を行う場合、原子炉施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。

⑴　他の原子炉施設および周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷および劣化の防止

⑵ 供用中の原子炉施設に対する悪影響の防止

⑶ 供用開始後の管理上重要な初期データの採取

⑷ 作業工程の管理

⑸ 供用開始までの作業対象設備の管理

⑹ 第６章に基づく放射性廃棄物管理

⑺ 第７章に基づく放射線管理

３．原子力部門は、原子炉施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、または外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本項および第１４条による巡視点検を定期的に行う。

（使用前事業者検査の実施）

第１２５条の４　所長は、設計および工事の計画の認可または設計および工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる原子炉施設について、設置または変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。

なお、新燃料の製造時に行う検査については、原子燃料部門統括が統括する。

２．所長は、第４条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置または変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。

なお、新燃料の製造時に行う検査については、原子燃料部門統括が指名する。

３．前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。

⑴ 検査の実施体制を構築する。

⑵ 検査要領書※1を定め、検査を実施する。

⑶ 検査対象の原子炉施設が次の基準に適合していることを判断するために必要な項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。

a. 設工認に従って行われたものであること。

b. 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。

⑷ 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号a. およびb. の基準に適合することを最終判断する。

４．検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。

⑴ 第４条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置または変更の工事を実施した組織とは別の組織の者

⑵ 検査対象となる設置または変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者

⑶ 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者

５．検査実施責任者は、検査内容および検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者および前項に規定する検査員の立会頻度を定め、立ち会う。

６．各課（室）長は、第３項および第４項に係る事項について、次の各号を実施する。

⑴ 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。

⑵ 検査に係る記録の管理を行う。

⑶ 検査に係る要員の教育訓練を行う。

※１：検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。

a. 構造、強度および漏えいを確認するために十分な方法

b. 機能および性能を確認するために十分な方法

c. その他設置または変更の工事がその設計および工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法

（定期事業者検査の実施）

第１２５条の５　所長は、原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期に確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。

２.所長は､第４条に定める保安に関する組織のうち､検査対象となる設備等の所管課(室)とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。

３．前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。

⑴ 検査の実施体制を構築する。

⑵ 検査要領書※1を定め、検査を実施する。

⑶ 検査対象の原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。

⑷ 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号の基準に適合することを最終判断する。

４．検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。

⑴ 第４条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設備管理部署とは別の組織の者

⑵ 検査対象となる設備の工事または点検の調達における供給者のなかで、当該工事または点検を実施する組織とは別の組織の者

⑶ 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者

５．検査実施責任者は、検査内容および検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者および前項に規定する検査員の立会頻度を定め、立ち会う。

６．各課（室）長は、第３項および第４項に係る事項について、次の各号を実施する。

⑴ 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。

⑵ 検査に係る記録の管理を行う。

⑶ 検査に係る要員の教育訓練を行う。

※１：各プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。

a. 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗および異常の発生状況を確認するために十分な方法

b. 試運転その他の機能および作動の状況を確認するために十分な方法

c. a、ｂによる方法のほか、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。

（原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期施設管理方針）

第１２５条の６　原子力発電部門統括は、３号炉および４号炉に関し、重要度分類指針におけるクラス１、２、３の機能を有する機器および構造物※１ならびに常設重大事故等対処設備に属する機器および構造物※１※２（以下、本条において「機器および構造物」という。）について、各号炉毎、営業運転を開始した日以後３０年を経過する日までに実施した以下の事項について、第１２条の２に定める原子炉の運転期間を変更する場合、あるいはその他経年劣化に関する技術的な評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、策定した長期施設管理方針を変更する。

⑴ 経年劣化に関する技術的な評価

⑵ 前号に基づく長期施設管理方針の策定※３

２．原子力発電部門統括は、３号炉および４号炉に関し、機器および構造物について、各号炉毎、運転期間延長申請※４をする場合においては、営業運転を開始した日以後４０年を経過する日までに、実施手順および実施体制を定め、これに基づき、前項⑴、⑵の事項を実施する。

３．原子力発電部門統括は、３号炉および４号炉に関し、機器および構造物について、各号炉毎、認可※５を受けた延長期間が１０年を超える場合においては、営業運転を開始した日以後５０年を経過する日までに、実施手順および実施体制を定め、これに基づき、第１項⑴、⑵の事項を実施する。

４．３号炉および４号炉の長期施設管理方針は添付６に示すものとする。

※１：動作する機能を有する機器および構造物に関し、原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所を除く。

※２：「常設重大事故等対処設備」とは、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第４３条第２項の設備をいう。

※３：３０年を経過する日までに策定する場合は１０年間の、それ以外の場合は延長する期間が満了する日までの方針。

※４：原子炉等規制法第４３条の３の３２第４項に規定される申請をいう。

※５：原子炉等規制法第４３条の３の３２第２項に規定される認可をいう。

第９章　非常時の措置

（原子力防災組織）

第１２６条　安全・防災室長は、原子力災害の発生または拡大を防止するため、図１２６に示す原子力防災組織を定めるにあたり、所長の承認を得る。

２．発電所原子力緊急時対策本部の本部長は、所長とする。ただし、安全・防災室長は、所長が不在の場合に備えて代行者を定めるにあたり、所長の承認を得る。

３．原子力災害対策特別措置法に基づく措置が必要な場合は、本規定にかかわらず当該措置を優先する（以下、本章において同じ）。

第１２６図　　原子力防災組織図

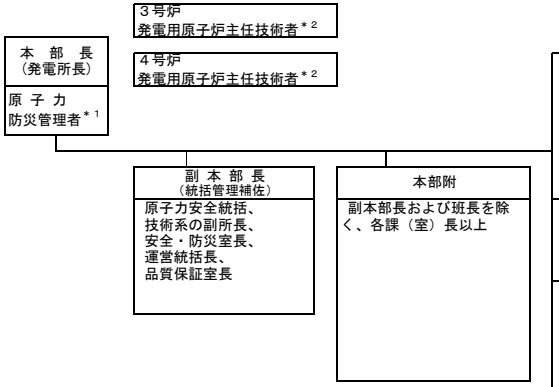

班	班長	副班長	主な職務 警戒体制	主な職務 原子力防災体制
総務班	所長室課長（総務）	所長室の係長（地域担当を除く）	1．警戒本部の設営、運営、指令の伝達 2．連絡・通信手段の確保 3．要員の動員、輸送手段確保 4．原子力災害医療措置 5．緊急時活動用資機材の調達・輸送 6．見学者、協力会社員等の退避・避難措置 7．他の班に属さない事務事項	1．対策本部の設営、運営、指令の伝達 2．連絡・通信手段の確保 3．要員の動員、輸送手段確保 4．原子力災害医療措置 5．緊急時活動用資機材の調達・輸送 6．見学者、協力会社員等の退避・避難措置 7．他の班に属さない事務事項
広報班	所長室課長（地域）	所長室の係長（地域担当）	1．報道関係対応 2．見学者の退避誘導 3．広報活動	1．報道関係対応 2．見学者の退避誘導 3．広報活動（緊急時プレスを含む） 4．原子力防災センターにおける活動の支援
情報班	技術課長	技術課の係長	1．社内警戒本部との情報受理・伝達 2．発電所警戒本部内情報の整理・収集・記録・状況把握 3．国・自治体等関係者との連絡調整 4．社外関係機関への通報連絡および受信 5．広報用資料の集約 6．他の班に属さない技術事項	1．社内対策本部との情報受理・伝達 2．発電所対策本部内情報の整理・収集・記録・状況把握 3．国・自治体等関係者との連絡調整 4．社外関係機関への通報連絡および受信 5．広報用資料の集約 6．他の班に属さない技術事項
安全管理班	安全・防災室課長 原子燃料課長	安全・防災室の係長 原子燃料課の係長	1．事故状況の把握、評価 2．発電所構内の警備、立入制限 3．防護施設の運用	1．原子力災害合同対策協議会との情報交換 2．事故状況の把握、評価 3．事故時影響緩和操作の検討 4．発電所構内の警備、立入制限 5．防護施設の運用 6．原子力防災センターにおける活動の支援
放射線管理班	放射線管理課長	放射線管理課の係長	1．発電所内外の放射線・放射能の測定、状況把握 2．被ばく管理、汚染除去・拡大防止措置 3．放射線管理資機材の整備・点検 4．災害対策活動に伴う放射線防護措置	1．発電所内外の放射線・放射能の測定、状況把握 2．被ばく管理、汚染除去・拡大防止措置 3．放射線管理資機材の整備・点検 4．災害対策活動に伴う放射線防護措置 5．原子力防災センターにおける活動の支援
発電班	発電室長	発電室の係長、定検課長、廃止措置管理課長、当直課長、当直長、当直主任	1．事故状況の把握・整理 2．事故拡大防止のための措置 3．発電所設備の保安維持 4．消火活動	1．事故状況の把握・整理 2．事故拡大防止のための措置 3．発電所設備の保安維持 4．原子力災害合同対策協議会における情報収集 5．消火活動
保修班	保全計画課長 電気保修課長 機械保修課長 土木建築課長	保全計画課、電気保修課、機械保修課、土木建築課の係長	1．事故原因の究明、応急対策の立案・実施 2．発電所諸設備の整備・点検 3．見学者、協力会社員等の退避・避難措置 4．負傷者救助 5．消火活動	1．事故原因の究明、応急対策の立案・実施 2．発電所諸設備の整備・点検 3．見学者、協力会社員等の退避・避難措置 4．負傷者救助 5．消火活動 6．遠隔操作が可能な装置等の操作
特命班	副本部長または 本部附	発電所対策本部長が指名した者	1．不測の事態への対応	1．不測の事態への対応

＊１：原子力防災管理者は、複数号炉で同時に特定事象が発生した場合または特定事象に至ると判断した場合、以下の対応を行う。
・副本部長または本部附から号炉ごとの指揮者を指名して必要な対応にあたらせる。
・号炉ごとの対応者を明確にするよう発電所対策本部の各班長に指示する。

＊２：原子炉主任技術者を兼任する職位が各班の班長となる場合、あらかじめ課（室）長以上から当該の班長を任命しておく。

（原子力防災要員）

第１２７条　安全・防災室長は、原子力災害対策特別措置法第８条第３項に規定する原子力防災要員を定めるにあたり、所長の承認を得る。

（緊急作業従事者の選定）

第１２７条の２　放射線管理課長は、次の各号全ての要件に該当する所員および請負会社従業員等の放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。）から、緊急作業に従事させるための要員（以下、「緊急作業従事者」という。）を選定し、所長の承認を得る。

⑴ 表１２７の２の緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、社長に書面で申し出た者

⑵ 表１２７の２の緊急作業についての訓練を受けた者

⑶ 実効線量について２５０ミリシーベルトを線量限度とする緊急作業に従事する者にあっては、第１２７条に定める原子力防災要員、原子力災害対策特別措置法第９条第１項に規定する原子力防災管理者または同法同条第３項に規定する副原子力防災管理者であること。

表１２７の２

分　類	項　目	時間
教育	緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能および使用方法等）	３時間以上
	電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法および被ばく線量の管理の方法に関する知識	１時間以上
訓練	緊急作業の方法※1	３時間以上
	緊急作業で使用する施設および設備の取扱い※2	３時間以上

※１：兼用できる訓練

・第１８条の５第４項、第１３６条のうち、緊急作業の方法に関する訓練

※２：兼用できる訓練

・第１８条の５第４項、第１８条の６第１項、第１３０条および第１３６条のうち、緊急作業で使用する施設および設備の取扱いに関する訓練

（原子力防災資機材等の整備）

第１２８条　安全・防災室長は、原子力防災組織の活動に必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器等を定めるにあたり、所長の承認を得る。

２．発電室長は、非常事態における運転操作に関する社内標準を作成し、制定・改正に当たっては、第８条第２項に基づき運営委員会の確認を得る。

（通報経路）

第１２９条　安全・防災室長は、警戒事象が発生した場合、または特定事象等が発生した場合の社内および国、県、町等の社外関係機関との連絡経路または通報経路を定めるにあたり、所長の承認を得る。

（原子力防災訓練）

第１３０条　安全・防災室長は、原子力防災組織の構成員等に対して非常事態に対処するための総合的な訓練を発電所で１年に１回以上実施し、所長に報告する。

（通　報）

第１３１条　各課（室）長は、警戒事象が発生した場合、または特定事象等が発生した場合は、第１２９条に定める経路に従って所長に報告する。

２．所長は、警戒事象の発生、または特定事象等の発生について報告を受け、もしくは自ら発見した場合は、第１２９条に定める経路に従って社内および社外関係機関に連絡または通報する。

（原子力防災体制等の発令）

第１３２条　所長は、警戒事象の発生について報告を受け、または自ら発見した場合は、警戒体制を発令して、発電所警戒本部の要員を召集し、発電所警戒本部を設置する。

所長は、警戒体制、または原子力防災体制を発令した場合は、直ちに原子力発電部門統括に報告する。

２．所長は、特定事象等の発生について報告を受け、または自ら発見した場合は、原子力防災体制を発令して、発電所原子力緊急時対策本部の要員を召集し、発電所原子力緊急時対策本部を設置する。

所長は、原子力防災体制を発令した場合は、直ちに原子力発電部門統括に報告する。

（応急措置）

第１３３条　本部長は、原子力防災組織を統括し、原子力防災体制等を発令した場合において、次の応急措置を実施する。

(1) 退避誘導および構内入域制限
(2) 消火活動
(3) 原子力災害医療
(4) 汚染拡大の防止
(5) 線量評価
(6) 応急復旧
(7) 原子力災害の拡大防止を図るための措置

（緊急時における活動）

第１３４条　原子力緊急事態宣言発出後、本部長は、第１３３条で定める応急措置を継続実施する。

（緊急作業従事者の線量管理等）

第１３４条の２　本部長は、緊急作業従事者が緊急作業期間中に受ける線量を可能な限り低減するため、次の事項を実施する。

⑴　緊急作業従事者が緊急作業に従事する期間中の実効線量および等価線量を表１３４の２に定める項目および頻度に基づき評価するとともに、法令に定める線量限度を超えないように被ばく線量の管理を実施する。

⑵　原子炉施設の状況および作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じる。

２　本部長は、緊急作業従事者に対し、緊急作業期間中および緊急作業に係る業務から離れる際、医師による健康診断を実施する。

表１３４の２

項　　目	頻　　度
外部被ばくによる線量	１ヶ月※1に１回
内部被ばくによる線量	１ヶ月※1に１回

※１：毎月１日を始期とする。

（原子力防災体制等の解除）

第１３５条　本部長は、事象が収束し、警戒体制または原子力防災体制を継続する必要がなくなった場合は、警戒体制または原子力防災体制を解除し、その旨を社内および社外関係機関に連絡する。

第１０章　保安教育

（所員への保安教育）

第１３６条　所長室長は、毎年度、原子炉施設の運転および管理を行う所員への保安教育実施計画を表１３６－１、表１３６－２および表１３６－３の実施方針に基づいて作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。

２．所長室長は、第１項の保安教育実施計画の策定にあたり、第８条第２項に基づき運営委員会の確認を得る。

３．各課（室）長は、第１項の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施するとともに年度毎に実施結果を所長に報告する。

　ただし、各課（室）長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。

４．所長室長は、具体的な保安教育内容の見直し頻度を定める。

５．各課（室）長は、具体的な保安教育の内容を定めるとともに所長室長が定める見直し頻度に従い、必要な見直しを行う。

表１３６－１

保安教育実施方針（総括表）

保安教育の内容					対象者と教育時間　※３								
					運転員（１，２号炉担当および３，４号炉担当）								
大分類	中分類 （実用炉規則第９２条の内容）	小分類（項目）	内　　容	実施時期	当直課長 当直長 当直主任 （３，４号炉担当）	当直班長 （３，４号炉担当） 原子炉制御員 （３，４号炉担当）	主機運転員 （３，４号炉担当） その他運転員 （１，２号炉担当）	補機運転員 （３，４号炉担当）	放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者	燃料取替の業務に関わる者	特重施設要員	左記以外の技術系所員	事務系所員
入所時に実施する教育 ※１	関係法令および保安規定の遵守に関すること	原子炉等規制法および法令等の遵守※２	原子炉等規制法に関連する法令の概要および法令等の遵守※２	入所時（原子力発電所新規配属時）	◎ （１時間以上）	◎ （１時間以上）	◎ （１時間以上）	◎ （１時間以上）	◎ （１時間以上）	◎ （１時間以上）	◎ （１時間以上）	◎ （１時間以上）	◎ （１時間以上）
	原子炉施設の構造、性能に関すること	設備概要、主要系統の機能	原子炉のしくみ		◎ （0.5時間以上）	◎ （0.5時間以上）	◎ （0.5時間以上）	◎ （0.5時間以上）	◎ （0.5時間以上）	◎ （0.5時間以上）	◎ （0.5時間以上）	◎ （0.5時間以上）	◎ （0.5時間以上）
			原子炉容器等主要機器の構造に関すること 原子炉冷却系統等主要系統の機能・性能に関すること		◎ （0.5時間以上）	◎ （0.5時間以上）	◎ （0.5時間以上）	◎ （0.5時間以上）	◎ （0.5時間以上）	◎ （0.5時間以上）	◎ （0.5時間以上）	○ （0.5時間以上）	×
	非常の場合に講ずべき処置に関すること		非常時の場合に講ずべき処置の概要		◎ （0.5時間以上）	◎ （0.5時間以上）	◎ （0.5時間以上）	◎ （0.5時間以上）	◎ （0.5時間以上）	◎ （0.5時間以上）	◎ （0.5時間以上）	◎ （0.5時間以上）	◎ （0.5時間以上）
放射線業務従事者教育 ※１	関係法令および保安規定の遵守に関すること		法、令、労働安全衛生規則および電離放射線障害防止規則の関係条項	管理区域内において核燃料物質、使用済燃料またはこれらによって汚染された物を取り扱う業務に就かせるとき	対象者と教育時間は、表１３６－２参照								
	原子炉施設の構造、性能に関すること		原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の構造に関すること										
	放射線管理に関すること		原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の取扱いの方法										
			管理区域への立入りおよび退去の手順										
			外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物質の濃度の監視の方法										
			電離放射線が生体の細胞、組織、器官および全身に与える影響										
	核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること		核燃料物質または使用済燃料またはこれらによって汚染された物の種類および性状ならびに運搬、貯蔵、廃棄の作業の方法・順序										
	非常の場合に講ずべき処置に関すること		異常な事態が発生した場合における応急措置の方法										
その他反復教育	関係法令および保安規定の遵守に関すること	原子炉施設保安規定および法令等の遵守※２	総則、品質保証、保安管理体制、保安教育、記録および報告に関することおよび法令等の遵守※２	１回／１０年毎以上	対象者と実施時期、教育時間については、表１３６－３参照							○ （１時間以上）	○ （１時間以上）
	原子炉施設の運転に関すること	運転管理	臨界管理に関すること									○ （１時間以上）	×
			運転上の留意事項に関すること、通則に関すること										
			運転上の制限に関すること										
			異常時の措置に関すること									×	
			原子炉物理・理論に関すること										
			巡視点検に関すること										
			定期的に実施するサーベイランスの操作に関すること										
			異常時対応（現場機器対応）※４										
			異常時対応（中央制御室内対応）※４										
			異常時対応（特重施設対応）※４										
			異常時対応（指揮、状況判断）※４										
		運転訓練	シミュレータ訓練Ⅰ（直員連携訓練）										
			シミュレータ訓練Ⅱ（起動停止・異常時・警報発生時対応訓練）										
			シミュレータ訓練Ⅲ（起動停止・異常時・警報発生時の対応・判断・指揮命令訓練）										
		施設管理	施設管理計画に関すること									○ （１時間以上）	
	放射線管理に関すること	放射線管理	放射線測定器の取扱い		◎ （１時間以上）	◎ （１時間以上）	◎ （１時間以上）	◎ （１時間以上）	◎ （１時間以上）	◎ （１時間以上）	◎ （１時間以上）	○ （１時間以上）	×
			管理区域への出入り管理等、区域管理に関すること										
			線量限度等、被ばく管理に関すること										
			外部放射線に係る線量当量率等の測定に関すること										
			管理区域外への移動等物品移動の管理に関すること										
			請負会社等の放射線防護に関すること										
	核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること	放射性廃棄物管理	放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関すること		対象者と実施時期、教育時間については、表１３６－３参照							○ （０．５時間以上）	×
		燃料管理	燃料管理における臨界管理									○ （０．５時間以上）	
			燃料の検査、取替、運搬および貯蔵に関すること										
	非常の場合に講ずべき処置に関すること		緊急事態応急対策等、原子力防災対策活動に関すること	１回／年以上	◎ （１時間以上）	◎ （１時間以上）	◎ （１時間以上）	◎ （１時間以上）	◎ （１時間以上）	◎ （１時間以上）	◎ （１時間以上）	◎ （１時間以上）	◎ （１時間以上）
			重大事故等および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関すること										
			火災発生時の措置に関すること		◎ （１時間以上）	◎ （１時間以上）	◎ （１時間以上）	◎ （１時間以上）	◎ （１時間以上）	◎ （１時間以上）	◎ （１時間以上）	◎ （１時間以上）	◎ （１時間以上）
			内部溢水発生時の措置に関すること										
			火山影響等およびその他自然災害（地震、津波および竜巻および火山（降灰）等）発生時の措置に関すること										
			有毒ガス発生時の措置に関すること										

※１：各課（室）長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。
※２：法令等の遵守とは、関係法令および保安規定の遵守に関することをいう。
※３：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。
※４：重大事故等および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関すること、火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害および有毒ガス発生時の措置に関することを含み、その実施時期は、1回／年以上とする。

◎：全員が教育の対象者（関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり）
○：業務に関連する者が教育の対象（関連する業務内容に応じ教育内容に濃淡あり）
×：教育の対象外
（ ）：合計の教育時間

表１３６－２

保安教育実施方針（放射線業務従事者教育）

総括表中分類との対応	内　　容	対象者と教育時間　※２									電離放射線障害防止規則の分類
		運転員（１，２号炉担当および３，４号炉担当）					燃料取替の業務に関わる者	特重施設要員	左記以外の技術系所員	事務系所員	
		当直課長 当直長 当直主任 （３，４号炉担当）	当直班長 （３，４号炉担当） 原子炉制御員 （３，４号炉担当）	主機運転員 （３，４号炉担当） その他運転員 （１，２号炉担当）	補機運転員 （３，４号炉担当）	放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者					
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること　※１	①核燃料物質または使用済燃料の種類および性状 ②核燃料物質または使用済燃料によって汚染された物の種類および性状	◎ （０．５時間以上）	◎ （０．５時間以上）	◎ （０．５時間以上）	◎ （０．５時間以上）	◎ （０．５時間以上）	◎ （０．５時間以上）	◎ （０．５時間以上）	○ （０．５時間以上）	○ （０．５時間以上）	核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染された物に関する知識
放射線管理に関すること　※１	①管理区域に関すること	◎ （１．５時間以上）	◎ （１．５時間以上）	◎ （１．５時間以上）	◎ （１．５時間以上）	◎ （１．５時間以上）	◎ （１．５時間以上）	◎ （１．５時間以上）	○ （１．５時間以上）	○ （１．５時間以上）	原子炉施設における作業の方法に関する知識
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること　※１	②核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵および廃棄の作業の方法および順序										
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること　※１	③核燃料物質または使用済燃料によって汚染された設備の保全の作業の方法および順序										
放射線管理に関すること　※１	④外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物質の濃度の監視の方法										
放射線管理に関すること　※１	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認および汚染の除去の方法										
非常の場合に講ずべき処置に関すること　※１	⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法										
・原子炉施設の構造、性能に関すること ・放射線管理に関すること ※１	原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の構造および取扱いの方法	◎ （１．５時間以上）	◎ （１．５時間以上）	◎ （１．５時間以上）	◎ （１．５時間以上）	◎ （１．５時間以上）	◎ （１．５時間以上）	◎ （１．５時間以上）	○ （１．５時間以上）	○ （１．５時間以上）	原子炉施設に係る設備の構造および取扱いの方法に関する知識
放射線管理に関すること　※１	①電離放射線の種類および性質 ②電離放射線が生体の細胞、組織、器官および全身に与える影響	◎ （０．５時間以上）	◎ （０．５時間以上）	◎ （０．５時間以上）	◎ （０．５時間以上）	◎ （０．５時間以上）	◎ （０．５時間以上）	◎ （０．５時間以上）	○ （０．５時間以上）	○ （０．５時間以上）	電離放射線の生体に与える影響
関係法令および保安規定の遵守に関すること　※１	法、令、労働安全衛生規則および電離放射線障害防止規則の関係条項	◎ （１時間以上）	◎ （１時間以上）	◎ （１時間以上）	◎ （１時間以上）	◎ （１時間以上）	◎ （１時間以上）	◎ （１時間以上）	○ （１時間以上）	○ （１時間以上）	関係法令
放射線管理に関すること　※１	①管理区域への立入りおよび退去の手順	◎ （２時間以上）	◎ （２時間以上）	◎ （２時間以上）	◎ （２時間以上）	◎ （２時間以上）	◎ （２時間以上）	◎ （２時間以上）	○ （２時間以上）	○ （２時間以上）	原子炉施設における作業の方法および同施設に係る設備の取扱い
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること　※１	②核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵および廃棄の作業										
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること　※１	③核燃料物質または使用済燃料によって汚染された設備の保全の作業										
放射線管理に関すること　※１	④外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物質の濃度の監視										
放射線管理に関すること　※１	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認および汚染の除去										
・原子炉施設の構造、性能に関すること ・放射線管理に関すること ※１	⑥原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の取扱い										
非常の場合に講ずべき処置に関すること　※１	⑦異常な事態が発生した場合における応急の措置										

※１：各課（室）長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。

※２：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

◎：全員が教育の対象者
○：業務に関連する者が教育の対象
（ ）：合計の教育時間

表１３６－３

保安教育実施方針（運転員等）

保安教育の内容			具体的教育内容	対象者　※１							実施時期および教育時間
				運転員（１，２号炉担当および３，４号炉担当）							
中分類	小分類（項目）	細目		当直課長 当直長 当直主任 （３，４号炉担当）	当直班長 （３，４号炉担当） 原子炉制御員 （３，４号炉担当）	主機運転員 （３，４号炉担当） その他運転員 （１，２号炉担当）	補機運転員 （３，４号炉担当）	放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者	燃料取替の業務に関わる者	特重施設要員	
関係法令および保安規定の遵守に関すること	原子炉施設保安規定および法令等の遵守※２		総則、品質保証、保安管理体制、保安教育、記録および報告に関する規則の概要および法令等の遵守※２	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	＜運転員＞ ３年間で３０時間以上※４ ※５（下記※５と同枠内） ＜放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者＞ ３年間で２４時間以上※４ ※５（下記※５と同枠内） ＜燃料取替業務に関わる者＞ ３年間で３時間以上※４ ※５（下記※５と同枠内） ＜特重施設要員＞ ３年間で３時間以上※４
			保安に関する各組織および各職務の具体的役割と確認すべき記録	◎	×	×	×	×	×	×	
原子炉施設の運転に関すること	運転管理	原子炉物理・臨界管理	原子炉物理・臨界管理に関すること	◎※３	◎	◎※３	◎	×	×	×	
		運転管理Ⅰ	運転上の通則についての概要 運転上の留意事項の概要 運転上の制限の概要 異常時の措置の概要	◎	◎	◎	◎	◎ （放射性廃棄物処理設備に関することのみ）	×	◎	
		巡視点検・定期的検査Ⅰ	巡視点検の範囲と確認項目 定期的に実施するサーベイランスの内容と頻度	◎	◎	◎	◎	◎ （放射性廃棄物処理設備に関することのみ）	×	◎	
		異常時対応※６（現場機器対応）	原子炉の起動停止の概要 各設備の運転操作の概要（現場操作） 警報発生時の対応操作（現場操作） 異常時操作の対応（現場操作）	◎	◎	◎	◎	× ◎ （放射性廃棄物処理設備に関することのみ） ×	×	×	
		異常時対応※６（特重施設対応）	各設備の運転操作の概要 警報発生時の対応操作 異常時操作の対応	×	×	×	×	×	×	◎	
		運転管理Ⅱ	運転上の通則の適用と根拠 運転上の留意事項の基準値と管理方法 運転上の制限の具体的値と制限を超えた場合の措置 異常時の措置を実施する際の運転操作基準	◎	◎	◎	×	×	×	×	
		巡視点検・定期的検査Ⅱ	巡視点検時の確認項目の根拠 定期的に実施するサーベイランスの操作と基準値	◎	◎	◎	×	×	×	×	
		異常時対応※６（中央制御室内対応）	原子炉の起動停止に関する操作と監視項目 各設備の運転操作と監視項目 警報発生時の対応操作（中央制御室） 異常時操作の対応（中央制御室）	◎	◎	◎	×	×	×	×	
		運転管理Ⅲ	運転上の通則に関する留意事項の根拠と制限を超える場合の措置 制限および制限を超えた場合の措置の根拠と運用 異常時の措置を実施する際の運転操作基準の根拠	◎	×	×	×	×	×	×	
		異常時対応※６（指揮、状況判断）	異常時操作の対応（判断・指揮命令） 警報発生時の監視項目	◎	×	×	×	×	×	×	
	運転訓練	シミュレータ訓練Ⅰ	運転操作の際の連携訓練	◎※３	◎	◎※３	◎	×	×	×	３年間で１５時間以上
		シミュレータ訓練Ⅱ	起動停止・異常時・警報発生時対応訓練	×	◎	×	×	×	×	×	３年間で９時間以上
		シミュレータ訓練Ⅲ	起動停止・異常時・警報発生時の対応・判断・指揮命令訓練	◎※３	×	×	×	×	×	×	３年間で９時間以上
	施設管理	施設管理計画に関することⅠ	定期事業者検査時の検査項目概要	◎	◎	◎	◎	×	×	×	＜運転員＞ ３年間で３０時間以上※４ ※５（上記※５と同枠内） ＜放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者＞ ３年間で２４時間以上※４ ※５（上記※５と同枠内） ＜燃料取替業務に関わる者＞ ３年間で３時間以上※４ ※５（上記※５と同枠内）
		施設管理計画に関することⅡ	定期事業者検査時の検査項目の根拠	◎	×	×	×	×	×	×	
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること	放射性廃棄物管理	放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関すること		◎※３	×	◎※３	◎	◎ （放射性廃棄物処理設備に関することのみ）	×	×	
	燃料管理	燃料の臨界管理に関すること 燃料の検査・取替・運搬および貯蔵に関すること		◎※３	×	◎※３	◎	×	◎	×	

※１：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。
※２：法令等の遵守とは、関係法令および保安規定の遵守に関することをいう。
※３：３，４号炉担当のみ
※４：記載するにあたっての考えは、以下のとおり。
・本教育は、同一細目であっても対象者の職位に応じて理解の範囲、深さに差がある（ある教育で、複数の細目をカバーする場合もある）。
・この○年間で○○時間以上とは、運転員が行う一連の教育の時間であり、上表はこの教育時間の中に含まれている（上述の表の細目の時間を累積した時間ではない）。
・各細目の内容が密接に関わっていることから細目毎の時間の区別は行わない
※６：重大事故等および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関すること、火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害および有毒ガス発生時の措置に関することを含む。

◎：全員が教育の対象者（関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり）
×：教育の対象外

（請負会社従業員への保安教育）

第１３７条　所長室長は、原子炉施設に関する作業を請負会社が行う場合は、当該請負会社従業員の発電所入所時に安全上必要な教育が表１３７の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。

ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。

２．放射線管理課長は、原子炉施設に関する作業のうち、管理区域内における業務を請負会社が行う場合は、当該業務に従事する請負会社従業員に対し、安全上必要な教育が表１３７の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。

ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。

３．各課（室）長（当直課長および当直長を除く。）は、放射性廃棄物処理設備に関する業務の補助、燃料取替に関する業務の補助または特重施設要員を請負会社に行わせる場合は、当該業務に従事する請負会社従業員に対し、表１３６－１、表１３６－２および表１３６－３の実施方針のうち「放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者」、「燃料取替の業務に関わる者」および「特重施設要員」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。

４．各課（室）長（当直課長および当直長を除く。）は、重大事故等発生時および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する業務の補助を請負会社に行わせる場合は、当該業務に従事する請負会社従業員に対し、安全上必要な教育が表１３６－１の実施方針のうち「左記以外の技術系所員」に準じる保安教育（緊急事態応急対策等、原子力防災対策活動に関すること（重大事故等発生時および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を含む））の実施計画を定めていることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。

５．各課（室）長（当直課長および当直長を除く。）は、原子炉施設に関する業務のうち、火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害（地震、津波および竜巻等）および有毒ガス発生時の措置における業務の補助を請負会社に行わせる場合は、当該業務に従事する請負会社従業員に対し、安全上必要な教育が表１３６－１の実施方針のうち「左記以外の技術系所員」に準じる保安教育（火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害（地震、津波および竜巻等）および有毒ガス発生時の措置に関すること）の実施計画を定めていることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。

６．各課（室）長（当直課長および当直長を除く。）は、第３、４および５項の保安教育実施計画に基づいた保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を所長に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。

ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。

表１３７

保安教育実施方針（請負会社）

（１）発電所入所時に安全上必要な教育

保安教育の内容					対象者　※２	
大分類	中分類 （実用炉規則第９２条の内容）	小分類（項目）	内　　容	実施時期	放射線業務従事者	放射線業務従事者以外
入所時に実施する教育※１	原子炉施設の構造・性能に関すること		作業上の留意事項	入所時	◎	○
	非常の場合に講ずべき処置に関すること		非常時の場合に講ずべき処置の概要		◎	◎
	関係法令および保安規定の遵守に関すること		関係法令および保安規定の遵守に関すること		◎	◎

（２）放射線業務従事者に対する教育

保安教育の内容			対象者と教育時間　※２		電離放射線障害防止規則の分類
総括表中分類との対応	内　　容	実施時期	放射線業務従事者	放射線業務従事者以外	
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること　※１	①核燃料物質または使用済燃料の種類および性状 ②核燃料物質または使用済燃料によって汚染された物の種類および性状	管理区域内において核燃料物質、使用済燃料またはこれらによって汚染された物を取り扱う業務に就かせるとき	◎ （０．５時間以上）	×	核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染された物に関する知識
放射線管理に関すること　※１	①管理区域に関すること		◎ （１．５時間以上）	×	原子炉施設における作業の方法に関する知識
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること　※１	②核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵および廃棄の作業の方法および順序				
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること　※１	③核燃料物質または使用済燃料によって汚染された設備の保全の作業の方法および順序				
放射線管理に関すること　※１	④外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物質の濃度の監視の方法				
放射線管理に関すること　※１	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認および汚染の除去の方法				
非常の場合に講ずべき処置に関すること　※１	⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法				
・原子炉施設の構造、性能に関すること ・放射線管理に関すること ※１	原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の構造および取扱いの方法		◎ （１．５時間以上）	×	原子炉施設に係る設備の構造および取扱いの方法に関する知識
放射線管理に関すること　※１	①電離放射線の種類および性質 ②電離放射線が生体の細胞、組織、器官および全身に与える影響		◎ （０．５時間以上）	×	電離放射線の生体に与える影響
関係法令および保安規定の遵守に関すること　※１	法、令、労働安全衛生規則および電離放射線障害防止規則の関係条項		◎ （１時間以上）	×	関係法令
放射線管理に関すること　※１	①管理区域への立入りおよび退去の手順		◎ （２時間以上）	×	原子炉施設における作業の方法および同施設に係る設備の取扱い
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること　※１	②核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵および廃棄の作業				
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること　※１	③核燃料物質または使用済燃料によって汚染された設備の保全の作業				
放射線管理に関すること　※１	④外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物質の濃度の監視				
放射線管理に関すること　※１	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認および汚染の除去				
・原子炉施設の構造、性能に関すること ・放射線管理に関すること ※１	⑥原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の取扱い				
非常の場合に講ずべき処置に関すること　※１	⑦異常な事態が発生した場合における応急の措置				

※１：各課（室）長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。

※２：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

◎：全員が教育の対象者
○：業務に関連する者が教育の対象
×：教育の対象外
（ ）：合計の教育時間

第１１章　記録および報告

（記　録）

第１３８条　各課（室）長は、表１３８－１および表１３８－２に定める保安に関する記録を適正※1に作成(表１３８－１第１項を除く)し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。

２.原子力部門は、表１３８－３に定める保安に関する記録を適正※1に作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。

※１：適正とは、不正行為がなされていないことをいう(以下、本条において同じ)。

表１３８－１

記録（実用炉規則第６７条に基づく記録）	記録すべき場合※2	保存期間
１．使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認の時までの期間
２．施設管理の実施状況およびその担当者の氏名 (1) 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名 (2) 保全の結果（安全上重要な機器等の工事については、法令に基づく必要な手続きの要否の確認結果を含む。）およびその担当者の氏名 (3) 保全の結果の確認・評価およびその担当者の氏名 (4) 不適合管理、是正処置、未然防止処置およびその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した原子炉施設の解体または廃棄をした後５年が経過するまでの期間
３.施設管理方針、施設管理目標および施設管理実施計画の評価の結果およびその評価の担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価およびその担当者の氏名 (2) 施設管理の有効性評価およびその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標または施設管理実施計画の改定までの期間
４．熱出力	原子炉に燃料が装荷されている場合連続して	１０年間
５．炉心の中性子束密度		１０年間
６．炉心の温度		１０年間

※２：記録可能な状態において常に記録することを意味しており、点検・故障または消耗品の取替えにより記録不能な期間を除く。

表１３８－１（続き）

記録（実用炉規則第６７条に基づく記録）	記録すべき場合※2	保存期間
７．冷却材入口温度	モード１および２において１時間毎	１０年間
８．冷却材出口温度		１０年間
９．冷却材圧力		１０年間
10．冷却材流量		１０年間
11．制御棒位置		１年間
12．再結合装置内の温度 (1) 静的触媒式水素再結合装置温度 (2) 原子炉格納容器水素燃焼装置温度	運転中※3 １時間毎	１年間
13.原子炉に使用している冷却材の純度および毎日の補給量	モード１および２において毎日１回	１年間
14．原子炉内における燃料体の配置	配置または配置替えの都度	取出後１０年間
15．運転開始前の点検結果	開始の都度	１年間
16．運転停止後の点検結果	停止の都度	１年間
17．運転開始日時	その都度	１年間
18．臨界到達日時	同上	１年間
19．運転切替日時	同上	１年間
20．緊急しゃ断日時	同上	１年間
21．運転停止日時	同上	１年間
22．警報装置から発せられた警報の内容※4	同上	１年間
23.運転責任者の氏名および運転員の氏名ならびにこれらの者の交代の日時および交代時の引継事項	交代の都度	１年間
24.運転上の制限の確認および運転上の制限を満足していないと判断した場合に講じた措置	その都度	１年間（運転上の制限を満足していないと判断した場合は、当該記録について５年間）
25.使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置または配置替えの都度	５年間
26.使用済燃料の払出し時における放射能の量	払出しの都度	１０年間
27．燃料体の形状または性状に関する検査の結果	挿入前および取出後（装荷予定のない場合を除く）	取出後１０年間

※３：添付３「重大事故等および大規模損壊対応にかかる実施基準」に定める判断基準により、原子炉格納容器水素燃焼装置を起動している期間。

※４：「警報装置から発せられた警報」とは、実用発電用原子炉及びその付属施設の技術基準に関する規則第４７条第１項および第２項に規定する範囲の警報をいう。

表１３８－１（続き）

記録（実用炉規則第６７条に基づく記録）	記録すべき場合※2	保存期間
28. 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率	毎日運転中１回	１０年間
29. 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の１日間および３月間についての平均濃度	１日間の平均濃度にあっては毎日１回、３月間の平均濃度にあっては３月毎に１回	１０年間
30. 管理区域における外部放射線に係る１週間の線量当量、空気中の放射性物質の１週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週１回	１０年間
31. 放射線業務従事者の４月１日を始期とする１年間の線量、女子※5の放射線業務従事者の４月１日、７月１日、１０月１日および１月１日を始期とする各３月間の線量ならびに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあっては出産までの間毎月１日を始期とする１月間の線量	１年間の線量にあっては毎年度１回、３月間の線量にあっては３月毎に１回、１月間の線量にあっては１月毎に１回	※６
32. ４月１日を始期とする１年間の線量が２０ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該１年間を含む原子力規制委員会が定める５年間の線量	原子力規制委員会が定める５年間において毎年度１回（左欄に掲げる当該１年間以降に限る）	※６
33. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期および終期ならびに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	※６
34. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴および原子力規制委員会が定める５年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	※６

※５：妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。

※６：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合、またはその記録を保存している期間が５年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間。

表１３８－１（続き）

記録（実用炉規則第６７条に基づく記録）	記録すべき場合※2	保存期間
35. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の日時および経路	運搬の都度	１年間
36. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の日、場所および方法	その廃棄の都度	※７
37. 放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固型化した場合には、その方法	封入または固型化の都度	※７
38. 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合には、その状況および担当者の氏名	広がりの防止および除去の都度	１年間
39. 事故の発生および復旧の日時	その都度	※７
40. 事故の状況および事故に際して採った処置	同上	※７
41. 事故の原因	同上	※７
42. 事故後の処置	同上	※７
43. 風向および風速	連続して	１０年間
44. 降雨量	同上	１０年間
45. 大気温度	同上	１０年間
46. 保安教育の実施計画	策定の都度	３年間
47. 保安教育の実施日時、項目および受けた者の氏名	実施の都度	３年間

※７：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間。

表１３８－２

記録（実用炉規則第１４条の３ および第５７条に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間
１．使用前事業者検査の結果の記録 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	当該使用前事業者検査に係る発電用原子炉施設の存続する期間
２．定期事業者検査の結果の記録 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	その発電用原子炉施設が廃棄された後５年が経過するまでの期間

表１３８－３

記録（実用炉規則第６７条に基づく記録）※9	記録すべき場合	保存期間
１．品質方針および品質目標	変更の都度	変更後５年が経過するまでの期間
２．第３条に定める品質マネジメントシステム計画および原子力発電の安全に係る品質保証規程	変更の都度	変更後５年が経過するまでの期間
３．品管規則の要求事項に基づき作成する次の社内標準 (1) 原子力部門における文書・記録管理通達 (2) 原子力部門における内部監査通達 (3) 不適合管理および是正処置通達 (4) 未然防止処置通達	変更の都度	変更後５年が経過するまでの期間
４．実効性のあるプロセスの計画的な実施および管理がなされるようにするために必要な次の文書 (1) グレード分け通達 (2) 安全文化通達 (3) 品質目標通達 (4) 内部コミュニケーション通達 (5) 要員・組織計画通達 (6) 教育・訓練通達 (7) 運転管理通達 (8) 原子燃料管理通達 (9) 放射性廃棄物管理通達 (10) 放射線管理通達 (11) 施設管理通達 (12) 非常時の措置通達 (13) 安全管理通達 (14) 原子燃料サイクル通達 (15) 原子力技術業務要綱 (16) 外部コミュニケーション通達 (17) 設計・開発通達 (18) 原子力部門における調達管理通達 (19) 監視機器・測定機器管理通達 (20) 検査・試験通達 (21) データ分析通達 (22) 火災防護通達	変更の都度	変更後５年が経過するまでの期間

※９：表１３８－１および表１３８－２に掲げるものを除く。

表１３８－３（続き）

記録（実用炉規則第６７条に基づく記録）※9	記録すべき場合	保存期間
５．品管規則の要求事項に基づき作成する次の記録 (1) マネジメントレビューの結果の記録 (2)要員の力量および教育訓練その他の措置に係る記録 (3)個別業務に必要なプロセスおよび当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録（本項の他で定めるものを除く。） (4)個別業務等要求事項の審査の結果の記録および当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録 (5)設計開発に用いる情報に係る記録 (6) 設計開発レビューの結果の記録および当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録 (7) 設計開発の検証の結果の記録および当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録 (8) 設計開発妥当性確認の結果の記録および当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録 (9) 設計開発の変更に係る記録 (10) 設計開発の変更の審査、検証および妥当性確認の結果の記録およびその結果に基づき講じた措置に係る記録 (11) 供給者の評価の結果の記録および当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録 (12)個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認の結果の記録 (13)機器等または個別業務に関するトレーサビリティの記録 (14) 組織の外部の者の物品を所持している場合の記録 (15) 当該計量の標準が存在しない場合における、校正または検証の根拠の記録 (16) 監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合における、従前の監視測定の結果の妥当性を評価した記録 (17) 監視測定のための設備の校正および検証の結果の記録 (18) 内部監査結果の記録 (19) 使用前事業者検査等または自主検査等の結果に係る記録 (20)プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録 (21)不適合の内容の記録および当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録 (22) 講じた全ての是正処置およびその結果の記録	作成の都度	５年

表１３８－３（続き）

記録（実用炉規則第６７条に基づく記録）※9	記録すべき場合	保存期間
(23) 講じた全ての未然防止処置およびその結果の記録	作成の都度	５年

（報　告）

第１３９条　各課（室）長は、次に定める事項について、直ちに所長および原子炉主任技術者に報告する。

⑴ 運転上の制限を満足していないと判断した場合（実用炉規則第８７条第９号に定める事象が生じた場合）（第９３条関連）

⑵ 第９６条に定める異常が発生した場合

⑶ 放射性液体廃棄物または放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合（第１０６条または第１０７条関連）

⑷ 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合（第１１９条関連）

⑸ 実用炉規則第１３４条第２号から第１４号に定める報告事象が生じた場合

２．前項に定める事項が発生した場合は、その旨を社長に報告する。

３．第１項⑴に定める事項が発生した場合は、その旨を直ちに原子力規制委員会へ報告する。

第２編

廃止措置段階の発電用原子炉施設編
（１号炉および２号炉に係る保安措置）

廃止措置段階とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第４３条の３の３４第２項の規定に基づき認可を受け、廃止措置を実施する段階をいう。
また、廃止措置段階にある大飯発電所１号炉および２号炉に係る発電用原子炉施設（廃止措置対象施設）を廃止措置段階の発電用原子炉施設という。

第１章　総　則

（目 的）

第１４０条　この規定第２編（第２編において、以下「本編」という。）は、原子炉等規制法第４３条の３の２４第１項の規定に基づき、廃止措置段階のうち、解体準備期間にある大飯発電所１号炉および２号炉原子炉施設（本編において、以下、「原子炉施設」という。）の保安のために必要な措置（本編において、以下、「保安活動」という。）を定め、核燃料物質等または原子炉による災害の防止を図ることを目的とする。

（基本方針）

第１４１条　発電所における保安活動は、安全文化を基礎とし、放射線および放射性物質の放出による従業員および公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、適切な品質保証活動に基づき実施する。

第１４２条　削除

（関係法令および本規定の遵守）

第１４３条　第１４４条に基づく保安活動を実施するにあたり、関係法令および本規定を遵守すること（以下、本条において「コンプライアンス」という。）を確実にするため、コンプライアンス意識の向上のための活動を以下のとおり実施する。

２．社長は、以下の事項を実施する。

(1) コンプライアンスを確実にするための方針を定める。また、必要に応じてその見直しを行う。

(2) 原子力事業本部長を指揮し、次項(2)の評価結果について報告を受け、必要な指示を行う。

３．原子力事業本部長は、前項(1)の方針に基づき、次の各号に従い、コンプライアンス意識の向上のための活動を統括する。また、原子力部門コンプライアンス推進委員会を設置し、コンプライアンス意識の向上のための活動を実施させる。

(1) コンプライアンス意識の向上のための活動の計画を毎年度策定し、必要に応じてその見直しを行う。また、第１４５条（保安に関する組織）の組織にその活動を実施させる。

(2) (1)に定めた計画の実施状況を評価する。

(3) (1)に定めた計画に基づき、(2)の評価結果を社長に報告し、社長からの指示を受ける。

(4) (2)の評価結果と(3)の社長からの指示を計画に反映する。

４．第１４５条(保安に関する組織)の組織は、第３項の計画に基づき、コンプライアンス意識の向上のための活動を実施する。

第２章　品質保証

（品質マネジメントシステム計画）

第１４４条　保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。

１．目的

本品質マネジメントシステム計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」および「同規則の解釈」（以下、「品管規則」という。）に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。

２．適用範囲

本品質マネジメントシステム計画は、発電所の保安活動に適用する。

３．定義

本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるものの他品管規則に従う。

⑴ 原子炉施設

原子炉等規制法第４３条の３の５第２項第５号に規定する発電用原子炉施設をいう。

⑵ ニューシア

原子力施設の事故もしくは故障等の情報または信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故および故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース（原子力施設情報公開ライブラリー）のことをいう。

⑶ ＰＷＲ事業者連絡会

国内ＰＷＲ（加圧水型軽水炉）プラントの安全安定運転のために、ＰＷＲプラントを所有する国内電力会社と国内ＰＷＲプラントメーカの間で必要な技術検討の実施および技術情報を共有するための連絡会のことをいう（以下、本条および第１９２条において同じ）。

４．品質マネジメントシステム

４．１ 品質マネジメントシステムに係る要求事項

⑴ 原子力部門（第１４５条　図１４５に示す組織すべてをいう。以下、本編において同じ。）は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持する（保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。）ため、その改善を継続的に行う（品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう）。

(2) 原子力部門は、保安活動の重要度（事故が発生した場合に原子炉施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた、a)、b)およびc)に掲げる事項を考慮した原子炉施設における保安活動の管理の重み付けをいう。）に応じて品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮し、重要度分類指針を参考として、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度について、表１４４－２の４．１項に係る社内標準に規定し、グレード分けを行う。

a) 原子炉施設、組織、または個別業務の重要度およびこれらの複雑さの程度

b) 原子炉施設もしくは機器等の品質または保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるものおよびこれらに関連する潜在的影響の大きさ（原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象（故意によるものを除く。）およびそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。）

c) 機器等の故障もしくは通常想定されない事象（設計上考慮していないまたは考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。）の発生または保安活動が不適切に計画され、もしくは実行されたことにより起こり得る影響

(3) 原子力部門は、原子炉施設に適用される関係法令（以下、「関係法令」という。）を明確に認識し、品管規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下、「品質マネジメント文書」という。）に明記する。

(4) 原子力部門は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを原子力部門に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。

a) プロセスの運用に必要な情報および当該プロセスの運用により達成される結果を４．２．１ b)、c)およびd)に示す文書で明確にする。

b) プロセスの順序および相互の関係（原子力部門内のプロセス間の相互関係を含む。）を図１４４－１に示す。

c) プロセスの運用および管理の実効性の確保に必要な原子力部門の保安活動の状況を示す指標（以下、「保安活動指標」という。）ならびに当該指標に係る判定基準を明確に定める。

なお、保安活動指標には、安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。

d) プロセスの運用ならびに監視および測定（以下、「監視測定」という。）に必要な資源および情報が利用できる体制を確保する（責任および権限の明確化を含む）。

e) プロセスの運用状況を監視測定し分析する。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。

f) プロセスについて、意図した結果を得、および実効性を維持するための措置（プロセスの変更を含む。）を講ずる。

g) プロセスおよび原子力部門の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。

h) 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする。これには、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜

在的な影響を特定し、解決することを含む。

(5) 原子力部門は、健全な安全文化を育成および維持する。これは、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組みを通じて、次の状態を目指していることをいう。

a) 原子力の安全および安全文化の理解が原子力部門全体で共通のものとなっている。
b) 風通しの良い組織文化が形成されている。
c) 要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。
d) 全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。
e) 要員が、常に問いかける姿勢および学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。
f) 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。
g) 安全文化に関する内部監査および自己評価の結果を原子力部門全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。
h) 原子力の安全にはセキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。

(6) 原子力部門は、機器等または個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下、「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。

(7) 原子力部門は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。

４．２ 品質マネジメントシステムの文書化

４．２．１ 一般

原子力部門は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。品質マネジメントシステム文書体系図を図１４４－２に示す。

a) 品質方針および品質目標
b) 「原子力発電の安全に係る品質保証規程」
c) 品管規則の要求事項に基づき作成する表１４４－１に示す社内標準、および、品管規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等（以下、「手順書等」という。）
d) 実効性のあるプロセスの計画的な実施および管理がなされるようにするために、原子力部門が必要と決定した表１４４－２に示す社内標準

４．２．２ 品質マニュアル

原子力部門は、品質マニュアルである「原子力発電の安全に係る品質保証規程」に次に掲げる事項を定める。

a) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項
b) 保安活動の計画、実施、評価および改善に関する事項
c) 品質マネジメントシステムの適用範囲
d) 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報
e) プロセスの相互の関係（図１４４－１参照）

４．２．３ 文書の管理

(1) 原子力部門は、次の事項を含む、品質マネジメント文書を管理する。

a) 原子力部門として承認されていない文書の使用、または適切ではない変更の防止

b) 文書の組織外への流出等の防止

c) 品質マネジメント文書の発行および改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置ならびに当該発行および改訂を承認した者に関する情報の維持

(2) 原子力部門は、要員が判断および決定をするにあたり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう（文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。）、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた表１４４－１の４．２．３項に係る社内標準を作成する。

a) 品質マネジメント文書を発行するにあたり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。

b) 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂にあたり、その妥当性を審査し、改訂を承認する（a)と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。）こと。

c) 品質マネジメント文書の審査および評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門（第１４５条に規定する組織の最小単位をいう。）の要員を参画させること。

d) 品質マネジメント文書の改訂内容および最新の改訂状況を識別できるようにすること。

e) 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合においては、当該文書の適切な制定版または改訂版が利用しやすい体制を確保すること。

f) 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。

g) 原子力部門の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。

h) 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。

４．２．４ 記録の管理

(1) 原子力部門は、品管規則に規定する個別業務等要求事項への適合および品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。

(2) 原子力部門は、(1)の記録の識別、保存、保護、検索、および廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた、表１４４－１の４．２．４項に係る社内標準を作成する。

５．経営責任者等の責任

５．１ 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ

社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメン

トシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。

a) 品質方針を定めること。
b) 品質目標が定められているようにすること。
c) 要員が、健全な安全文化を育成し、および維持することに貢献できるようにすること（要員が健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整えていることをいう）。
d) ５．６．１に規定するマネジメントレビューを実施すること。
e) 資源が利用できる体制を確保すること。
f) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。
g) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを、要員に認識させること。
h) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位および説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。

５．２ 原子力の安全の確保の重視

社長は、原子力部門の意思決定にあたり、機器等および個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。

５．３ 品質方針

社長は、品質方針（健全な安全文化を育成し、および維持することに関するもの（この場合において、技術的、人的、および組織的要因ならびにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。）を含む。）が次に掲げる事項に適合しているようにする。

a) 原子力部門の目的および状況に対して適切なものであること（組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む）。
b) 要求事項への適合および品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。
c) 品質目標を定め、評価するにあたっての枠組みとなるものであること。
d) 要員に周知され、理解されていること。
e) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。

５．４ 計画

５．４．１ 品質目標

(1) 社長は、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにする。これには、品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。

a) 実施事項
b) 必要な資源
c) 責任者

d) 実施事項の完了時期
e) 結果の評価方法

(2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得る（品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあること）ものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。

(3) 原子力部門は、品質目標に係る事項について、表１４４－２の５．４項に係る社内標準を確立する。

５．４．２ 品質マネジメントシステムの計画

(1) 社長は、品質マネジメントシステムが４．１の規定に適合するよう、その実施にあたっての計画が策定されているようにする。

(2) 社長は、プロセスおよび組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセスおよび組織の軽微な変更を含む。）を含む、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。

a) 品質マネジメントシステムの変更の目的および当該変更により起こり得る結果（当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析および評価、ならびに当該分析および評価の結果に基づき講じた措置を含む。）
b) 品質マネジメントシステムの実効性の維持
c) 資源の利用可能性
d) 責任および権限の割当て

５．５ 責任、権限およびコミュニケーション

５．５．１ 責任および権限

社長は、第１４６条および第１５０条に定める責任（担当業務に応じて、原子力部門の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。）および権限ならびに部門相互間の業務の手順（部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務（情報の伝達を含む。）が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。）を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。

５．５．２ 品質マネジメントシステム管理責任者

(1) 社長は、原子力事業本部長を原子力部門（経営監査室を除く。）の品質マネジメントシステム管理責任者として、経営監査室長を経営監査室の品質マネジメントシステム管理責任者として任命する。

(2) 社長は、品質マネジメントシステム管理責任者に、次に掲げる業務に係る責任および権限を与える。

a) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。
b) 品質マネジメントシステムの運用状況およびその改善の必要性について、社長に報告すること。
c) 健全な安全文化を育成し、および維持することにより、原子力の安全の確保につい

ての認識が向上するようにすること。
d) 関係法令を遵守すること。

５．５．３ 管理者

(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（品質マニュアルにおいて、管理者として責任および権限を付与されている者、以下、「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任および権限を与える。

なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任および権限は、文書で明確に定める。

a) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。
b) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。
c) 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。
d) 健全な安全文化を育成し、および維持すること。
e) 関係法令を遵守すること。

(2) 管理者は、(1)の責任および権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。

a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。
b) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。
c) 原子力の安全に係る意思決定の理由およびその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。
d) 常に問いかける姿勢および学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。
e) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。

(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価（安全文化についての弱点のある分野および強化すべき分野に係るものを含む。）を、あらかじめ定められた間隔（品質マネジメントシステムの実効性の維持および継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題ならびに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。）で行う。

５．５．４ 組織の内部の情報の伝達

(1) 社長は、原子力部門の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。

(2) 原子力部門は、品質マネジメントシステムの運営に必要となるコミュニケーションが必要に応じて行われる場や仕組みを決め、実行するため、表１４４－２の５．５．４項に係る社内標準を確立する。

５．６ マネジメントレビュー

５．６．１ 一般

社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価（以下、「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔（品質マネジメントシステムの実効性の維持および継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題ならびに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。）で行う。

５．６．２ マネジメントレビューに用いる情報

原子力部門は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。

a) 内部監査の結果

b) 原子力部門が外部の組織または者から監査、評価を受ける外部監査（安全文化の外部評価を含む。）の結果（外部監査を受けた場合に限る。）、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む、原子力部門の外部の者の意見

c) プロセスの運用状況（JIS Q9001 の「プロセスのパフォーマンスならびに製品およびサービスの適合の状況」および「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。）

d) 使用前事業者検査および定期事業者検査（以下、「使用前事業者検査等」という。）ならびに自主検査等の結果

ここで「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、原子力部門が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験およびこれらに付随するものをいう。

e) 品質目標の達成状況

f) 健全な安全文化の育成および維持の状況（内部監査による安全文化の育成および維持の取組状況に係る評価の結果ならびに管理者による安全文化についての弱点のある分野および強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。）

g) 関係法令の遵守状況

h) 不適合ならびに是正処置および未然防止処置の状況（原子力部門の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）、ならびに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）

i) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置

j) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更

k) 部門または要員からの改善のための提案

l) 資源の妥当性

m) 保安活動の改善のために講じた措置（品質方針に影響を与えるおそれのある原子力部門の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）の実効性

５．６．３ マネジメントレビューの結果を受けて行う措置

(1) 原子力部門は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。

a) 品質マネジメントシステムおよびプロセスの実効性の維持に必要な改善（改善の機

会を得て実施される原子力部門の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。）
b）個別業務に関する計画および個別業務の実施に関連する保安活動の改善
c） 品質マネジメントシステムの実効性の維持および継続的な改善のために必要な資源
d）健全な安全文化の育成および維持に関する改善（安全文化についての弱点のある分野および強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。）
e）関係法令の遵守に関する改善
(2) 原子力部門は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。
(3) 原子力部門は、(1)の決定をした事項について、必要な措置を講じる。
６．資源の管理
６．１ 資源の確保
原子力部門は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を表１４４－２の６．１項、６．２項および７．１項に係る社内標準において明確に定め（本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、原子力部門の内部で保持すべき資源と原子力部門の外部から調達できる資源（組織の外部から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることをいう。）、これを確保し、および管理する。
a）要員
b）個別業務に必要な施設、設備、およびサービスの体系（JIS Q9001 の「インフラストラクチャ」をいう。）
c）作業環境（作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。）
d）その他必要な資源
６．２ 要員の力量の確保および教育訓練
(1) 原子力部門は、個別業務の実施に必要な技能および経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識および技能ならびにそれを適用する能力（以下、「力量」という。また、力量には、原子力部門が必要とする技術的、人的および組織的側面に関する知識を含む。）が実証された者を要員に充てる。
(2) 原子力部門は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、表１４４－２の５．４項および６．２項に係る社内標準を確立し、次に掲げる業務を行う。
a）要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。
b）要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置（必要な力量を有する要員を新たに配属し、または雇用することを含む。）を講ずること。
c）教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。
d）要員が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようにすること。
(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献
(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献
(c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性
e） 要員の力量および教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理するこ

と。

７．個別業務に関する計画の策定および個別業務の実施

７．１ 個別業務に必要なプロセスの計画

(1) 原子力部門は、表１４４－１の４．２．３項および表１４４－２の７．１項に係る社内標準に基づき、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定する（４．１(2)c)を考慮して計画を策定することを含む。）とともに、そのプロセスを確立する。

(2) 原子力部門は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性（業務計画を変更する場合の整合性を含む。）を確保する。

(3) 原子力部門は、個別業務に関する計画（以下、「個別業務計画」という。）の策定または変更（プロセスおよび組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセスおよび組織の軽微な変更を含む。）を含む。）を行うにあたり、次に掲げる事項を明確にする。

a) 個別業務計画の策定または変更の目的および当該計画の策定または変更により起こり得る結果（当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析および評価、ならびに当該分析および評価の結果に基づき講じた措置を含む。）

b) 機器等または個別業務に係る品質目標および個別業務等要求事項

c) 機器等または個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書および資源

d) 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認および監視測定ならびにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下、「合否判定基準」という。）

e) 個別業務に必要なプロセスおよび当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録

(4) 原子力部門は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。

７．２ 個別業務等要求事項に関するプロセス

７．２．１ 個別業務等要求事項として明確にすべき事項

原子力部門は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。

a) 原子力部門の外部の者が明示してはいないものの、機器等または個別業務に必要な要求事項

b) 関係法令

c) a)およびb)に掲げるもののほか、原子力部門が必要とする要求事項

７．２．２ 個別業務等要求事項の審査

(1) 原子力部門は、機器等の使用または個別業務の実施にあたり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。

(2) 原子力部門は、個別業務等要求事項の審査を実施するにあたり、次に掲げる事項を確認する。

a) 当該個別業務等要求事項が定められていること。

b) 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。

c) 原子力部門が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。

(3) 原子力部門は、(1)の審査の結果の記録および当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。
(4) 原子力部門は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。

７．２．３ 組織の外部の者との情報の伝達等

原子力部門は、原子力部門の外部の者からの情報の収集および原子力部門の外部の者への情報の伝達のために、次の事項を含む、実効性のある方法を表１４４－２の７．２．３項に係る社内標準で明確に定め、これを実施する。

a) 原子力部門の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法
b) 予期せぬ事態における原子力部門の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法
c) 原子力の安全に関連する必要な情報を原子力部門の外部の者に確実に提供する方法
d) 原子力の安全に関連する原子力部門の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法

７．３ 設計開発

原子力部門は、表１４４－２の７．３項に係る社内標準を確立し、次の事項を実施する。

７．３．１ 設計開発計画

(1) 原子力部門は、設計開発（専ら原子炉施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下、「設計開発計画」という。）を策定する（不適合および予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動（４．１(2)c)の事項を考慮して行うものを含む。）を行うことを含む。）とともに、設計開発を管理する。

この設計開発には、設備、施設、ソフトウェアおよび手順書等に関する設計開発を含む。この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う。

(2) 原子力部門は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。

a) 設計開発の性質、期間および複雑さの程度
b) 設計開発の各段階における適切な審査、検証および妥当性確認の方法ならびに管理体制
c) 設計開発に係る部門および要員の責任および権限
d) 設計開発に必要な原子力部門の内部および外部の資源

(3) 原子力部門は、実効性のある情報の伝達ならびに責任および権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。
(4) 原子力部門は、(1)により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。

７．３．２ 設計開発に用いる情報

(1) 原子力部門は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。

a) 機能および性能に係る要求事項

b) 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの
c) 関係法令
d) その他設計開発に必要な要求事項

(2) 原子力部門は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。

７．３．３ 設計開発の結果に係る情報

(1) 原子力部門は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。

(2) 原子力部門は、設計開発の次の段階のプロセスに進むにあたり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。

(3) 原子力部門は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。
a) 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。
b) 調達、機器等の使用および個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。
c) 合否判定基準を含むものであること。
d) 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。

７．３．４ 設計開発レビュー

(1) 原子力部門は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下、「設計開発レビュー」という。）を実施する。
a) 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。
b) 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。

(2) 原子力部門は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者および当該設計開発に係る専門家を参加させる。

(3) 原子力部門は、設計開発レビューの結果の記録および当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

７．３．５ 設計開発の検証

(1) 原子力部門は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する（設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む）。

(2) 原子力部門は、設計開発の検証の結果の記録、および当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

(3) 原子力部門は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。

７．３．６ 設計開発の妥当性確認

(1) 原子力部門は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認（以下、「設計開発妥当性確認」という。）を実施する（機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合に

おいて、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む)。
(2) 原子力部門は、機器等の使用または個別業務の実施にあたり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。
(3) 原子力部門は、設計開発妥当性確認の結果の記録および当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

７．３．７ 設計開発の変更の管理

(1) 原子力部門は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。
(2) 原子力部門は、設計開発の変更を行うにあたり、あらかじめ、審査、検証および妥当性確認を行い、変更を承認する。
(3) 原子力部門は、設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が原子炉施設に及ぼす影響の評価（当該原子炉施設を構成する材料または部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。
(4) 原子力部門は、(2)の審査、検証および妥当性確認の結果の記録およびその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

７．４ 調達

原子力部門は、表１４４－２の７．４項に係る社内標準を確立し、次の事項を実施する。

７．４．１ 調達プロセス

(1) 原子力部門は、調達する物品または役務（以下、「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下、「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。
(2) 原子力部門は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者および調達物品等に適用される管理の方法（調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法（機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法）をいう。）および程度を定める。ここで、管理の方法および程度には、力量を有する者を原子力部門の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。なお、この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法および程度を定める。
(3) 原子力部門は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。
(4) 原子力部門は、調達物品等の供給者の評価および選定に係る判定基準を定める。
(5) 原子力部門は、(3)の評価の結果の記録および当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。
(6) 原子力部門は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持または運用に必要な技術情報（原子炉施設の保安に係るものに限る。）の取得および当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。

７．４．２ 調達物品等要求事項

(1) 原子力部門は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。
a) 調達物品等の供給者の業務のプロセスおよび設備に係る要求事項
b) 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項
c) 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項
d) 調達物品等の不適合の報告（偽造品または模造品等の報告を含む。）および処理に係る要求事項
e) 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、および維持するために必要な要求事項
f) 一般産業用工業品を機器等に使用するにあたっての評価に必要な要求事項
g) その他調達物品等に必要な要求事項
(2) 原子力部門は、調達物品等要求事項として、原子力部門が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。
(3) 原子力部門は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するにあたり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。
(4) 原子力部門は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。

７．４．３ 調達物品等の検証

(1) 原子力部門は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。
(2) 原子力部門は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領および調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。

７．５ 個別業務の管理

７．５．１ 個別業務の管理

原子力部門は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。
a) 原子炉施設の保安のために必要な情報（保安のために使用する機器等または実施する個別業務の特性、および、当該機器等の使用または個別業務の実施により達成すべき結果を含む。）が利用できる体制にあること。
b) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。
c) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。
d) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。
e) ８．２．３項に基づき監視測定を実施していること。
f) 本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。

７．５．２ 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認

(1) 原子力部門は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。）においては、妥当性確認を行う。
(2) 原子力部門は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。
(3) 原子力部門は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。
(4) 原子力部門は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にする。
a) 当該プロセスの審査および承認のための判定基準
b) 妥当性確認に用いる設備の承認および要員の力量を確認する方法
c) 妥当性確認（対象となる個別業務計画の変更時の再確認および一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。）の方法

７．５．３ 識別管理およびトレーサビリティの確保

(1) 原子力部門は、個別業務計画および個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等および個別業務の状態を識別し、管理する。
(2) 原子力部門は、トレーサビリティ（機器等の使用または個別業務の実施に係る履歴、適用または所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等または個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。

７．５．４ 組織の外部の者の物品

原子力部門は、原子力部門の外部の者の物品（JIS Q9001の「顧客または外部提供者の所有物」をいう。）を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。

７．５．５ 調達物品の管理

(1) 原子力部門は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管および保護を含む。）する。
(2) 原子力部門は、調達物品の管理に係る事項について、表１４４－２の７．５．５項に係る社内標準を確立する。

７．６ 監視測定のための設備の管理

(1) 原子力部門は、機器等または個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定および当該監視測定のための設備を表１４４－２の７．１項、７．６項、および８．２．４項に係る社内標準において明確に定める。
(2) 原子力部門は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法を、表１４４－２の７．１項に係る社内標準において確立し、実施する。
(3) 原子力部門は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。
a) あらかじめ定められた間隔（７．１(1)に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。）

で、または使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正または検証の根拠について記録する方法）により校正または検証がなされていること。

b) 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。

c) 所要の調整がなされていること。

d) 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。

e) 取扱い、維持および保管の間、損傷および劣化から保護されていること。

(4) 原子力部門は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。

(5) 原子力部門は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備および(4)の不適合により影響を受けた機器等または個別業務について、適切な措置を講じる。

(6) 原子力部門は、監視測定のための設備の校正および検証の結果の記録を作成し、これを管理する。

(7) 原子力部門は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用にあたり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。

８．評価および改善

８．１ 監視測定、分析、評価および改善

(1) 原子力部門は、監視測定、分析、評価および改善に係るプロセス（取り組むべき改善に関係する部門の管理者等の要員を含め、原子力部門が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。）を計画し、実施する。

(2) 原子力部門は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする（要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう）。

８．２ 監視および測定

８．２．１ 組織の外部の者の意見

(1) 原子力部門は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する原子力部門の外部の者の意見を把握する。

(2) 原子力部門は、(1)の意見の把握および当該意見の反映に係る方法を表１４４－２の８．２．１項に係る社内標準に定める。

８．２．２ 内部監査

(1) 原子力部門は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。

a) 本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項

b) 実効性のある実施および実効性の維持

(2) 原子力部門は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法および責任を定める。

(3) 原子力部門は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域（以下、「領域」という。）の状態および重要性ならびに従前の監査の結果を考慮して内部監

査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画（以下、「内部監査実施計画」という。）を策定し、および実施することにより、内部監査の実効性を維持する。

(4) 原子力部門は、内部監査を行う要員（以下、「内部監査員」という。）の選定および内部監査の実施においては、客観性および公平性を確保する。

(5) 原子力部門は、内部監査員または管理者に自らの個別業務または管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。

(6) 原子力部門は、内部監査実施計画の策定および実施ならびに内部監査結果の報告ならびに記録の作成および管理について、その責任および権限（必要に応じ、内部監査員または内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。）ならびに内部監査に係る要求事項を、表１４４－１の８．２．２項に係る社内標準に定める。

(7) 原子力部門は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。

(8) 原子力部門は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置および是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。

８．２．３ プロセスの監視測定

(1) 原子力部門は、プロセスの監視測定（対象には、機器等および保安活動に係る不適合についての弱点のある分野および強化すべき分野等に関する情報を含む。）を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。

監視測定の方法には次の事項を含む。

a) 監視測定の実施時期

b) 監視測定の結果の分析および評価の方法ならびに時期

(2) 原子力部門は、(1)の監視測定の実施にあたり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。

(3) 原子力部門は、(1)の方法により、プロセスが５．４．２(1)および７．１(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。

(4) 原子力部門は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。

(5) 原子力部門は、５．４．２(1)および７．１(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合または当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。

８．２．４ 機器等の検査等

(1) 原子力部門は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等または自主検査等を実施する。

ここで「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、原子力部門が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験およびこれらに付随するものをいう。

(2) 原子力部門は、使用前事業者検査等または自主検査等の結果に係る記録（必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。）を作成し、これを管理する。
(3) 原子力部門は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。
(4) 原子力部門は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等または自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。
(5) 原子力部門は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすること（使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、第１４６条に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していることをいう。）その他の方法により、使用前事業者検査等の中立性および信頼性が損なわれないこと（使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うにあたり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。）をいう。）を確保する。
(6) 原子力部門は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすること（自主検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、第１４６条に規定する職務の内容に照らして、必要に応じて別の部門に所属していることをいう。）その他の方法により、自主検査等の中立性および信頼性が損なわれないこと（自主検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うにあたり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。）をいう。）を確保する。

８．３ 不適合の管理

(1) 原子力部門は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、または個別業務が実施されることがないよう、当該機器等または個別業務を特定し、これを管理する（不適合が確認された機器等または個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることをいう）。
(2) 原子力部門は、不適合の処理に係る管理（不適合を関連する管理者に報告することを含む。）ならびにそれに関連する責任および権限を、表１４４－１の８．３項に係る社内標準に定める。
(3) 原子力部門は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。
a) 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。
b) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用または個別業務の実施についての承認を行うこと（以下、「特別採用」という）。
c) 機器等の使用または個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずるこ

と。
d) 機器等の使用または個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響または起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。

(4) 原子力部門は、不適合の内容の記録および当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、これを管理する。

(5) 原子力部門は、(3)a)の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。

(6) 原子力部門は、原子炉施設の保安の向上に役立たせる観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。

８．４ データの分析および評価

(1) 原子力部門は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、および当該品質マネジメントシステムの実効性の改善（品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。）の必要性を評価するために、表１４４－２の８．４項に係る社内標準において、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータおよびそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、および分析する。

(2) 原子力部門は、(1)のデータの分析およびこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。

a) 原子力部門の外部の者からの意見の傾向および特徴その他分析により得られる知見

b) 個別業務等要求事項への適合性

c) 機器等およびプロセスの特性および傾向（是正処置を行う端緒（不適合には至らない機器等およびプロセスの特性および傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。）となるものを含む。）

d) 調達物品等の供給者の供給能力

８．５ 改善

８．５．１ 継続的な改善

原子力部門は、品質マネジメントシステムの継続的な改善（品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。）を行うために、品質方針および品質目標の設定、マネジメントレビューおよび内部監査の結果の活用、データの分析ならびに是正処置および未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。

８．５．２ 是正処置等

(1) 原子力部門は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。

a) 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行う。

(a) 不適合その他の事象の分析（情報の収集および整理、ならびに、技術的、人的および組織的側面等の考慮を含む。）および当該不適合の原因の明確化（必要に応

じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野および強化すべき分野との関係を整理することを含む。）

(b) 類似の不適合その他の事象の有無または当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化

b) 必要な是正処置を明確にし、実施する。

c) 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行う。

d) 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置（品質方針に影響を与えるおそれのある原子力部門の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）を変更する。

e) 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更する。

f) 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合（単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を、表１４４－１の８．５．２項および８．５．３項に係る社内標準に確立し、実施する。

g) 講じた全ての是正処置およびその結果の記録を作成し、これを管理する。

(2) 原子力部門は、(1)に掲げる事項について、表１４４－１の８．５．２項および８．５．３項に係る社内標準に定める。

(3) 原子力部門は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる（(1)のうち、必要なものについて実施することをいう）。

８．５．３ 未然防止処置

(1) 原子力部門は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見（ＰＷＲ事業者連絡会で取り扱う技術情報およびニューシア登録情報を含む。）を収集し、自らの組織で起こり得る不適合（原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。）の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。

a) 起こり得る不適合およびその原因について調査する。

b) 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。

c) 必要な未然防止処置を明確にし、実施する。

d) 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行う。

e) 講じた全ての未然防止処置およびその結果の記録を作成し、これを管理する。

(2) 原子力部門は、(1)に掲げる事項について、表１４４－１の８．５．３項に係る社内標準に定める。

図１４４－１　品質マネジメントシステム体系図

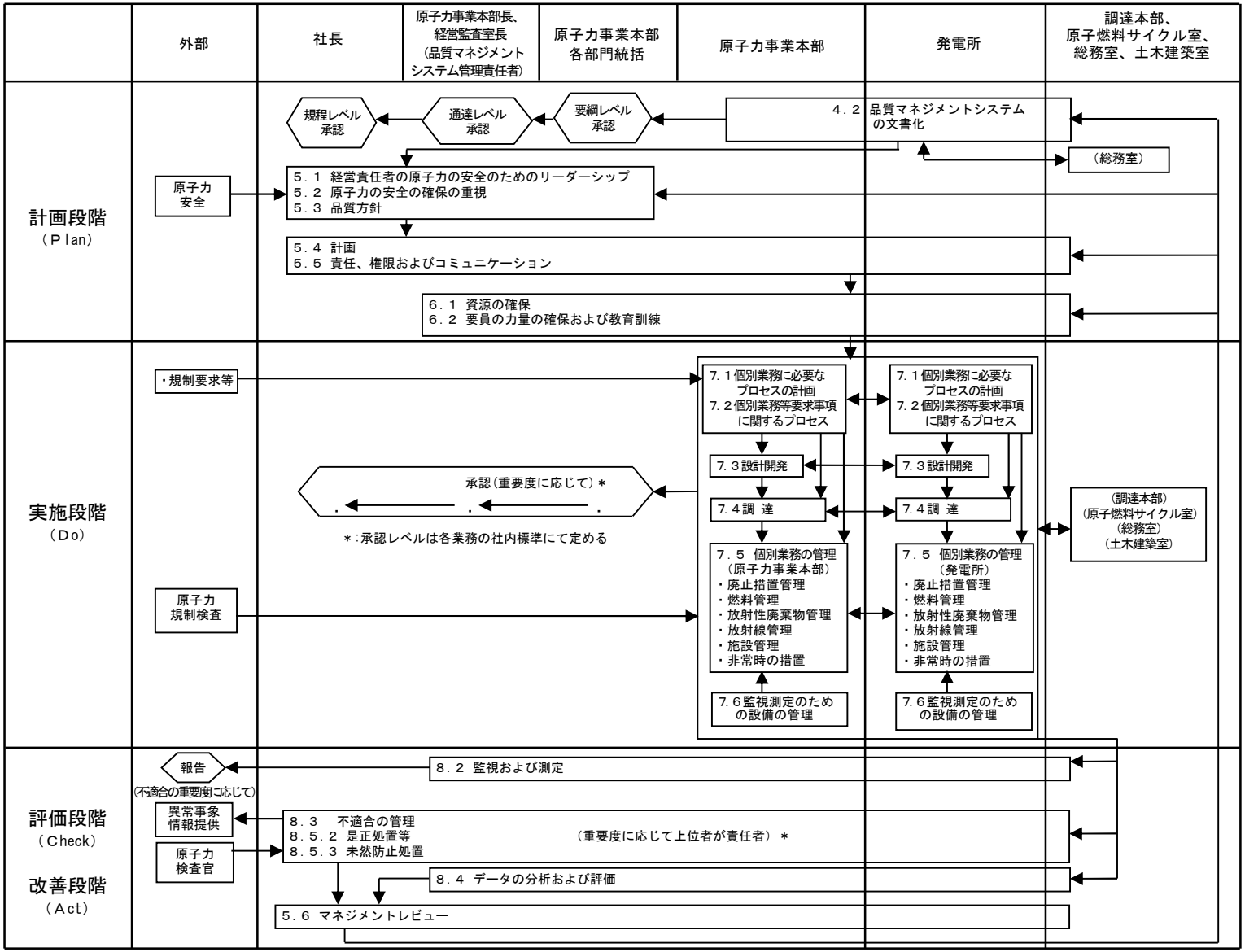

（注１）本図は、品質マネジメントシステムを構成するプロセスの関連を、項目ごとに整理した上でＰＤＣＡに分類して示している。業務の詳細は各社内標準にて定める。
（注２）原子力事業本部各部門統括とは、原子力企画部門統括、原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）、原子力安全・技術部門統括（土木建築）、原子力発電部門統括、原子燃料部門統括のいずれかを指す。

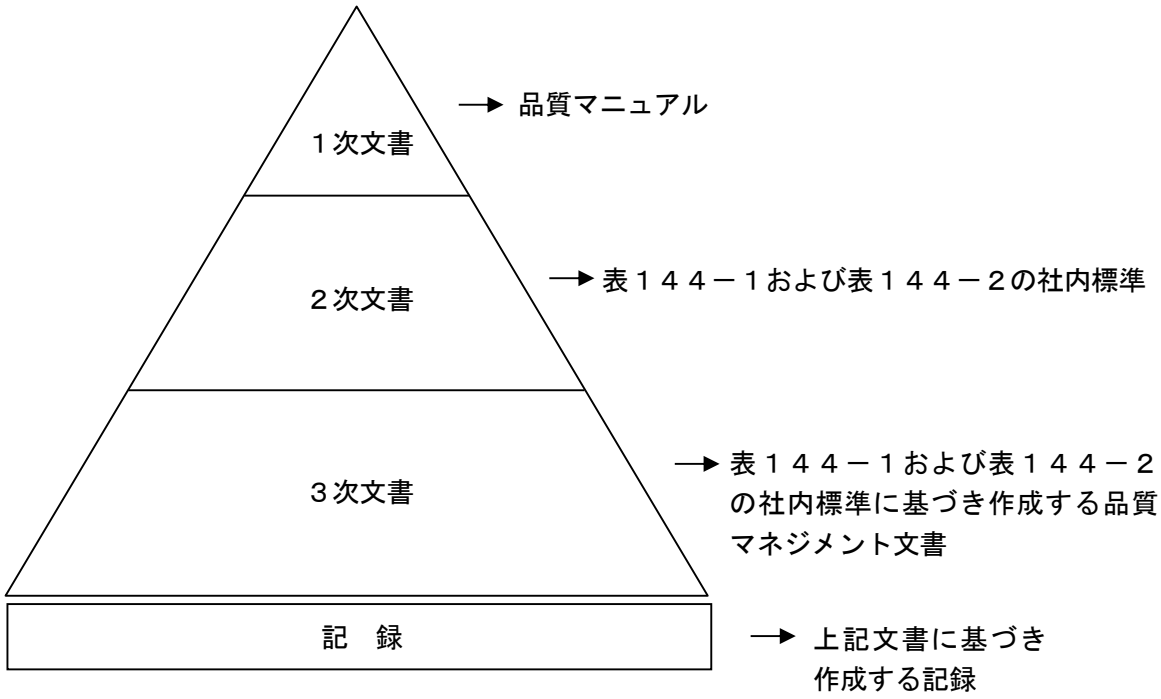

図１４４－２　品質マネジメントシステム文書体系図

表１４４－１：本品質マネジメントシステム計画関連条項と品管規則の要求事項に基づき作成する社内標準との関係

本品質マネジメントシステム計画関連条項	項　目	社内標準名		所管箇所
		１次文書	２次文書	
４．２．３ ４．２．４	文書の管理 記録の管理	原子力発電の安全に係る品質保証規程※1	原子力部門における文書・記録管理通達	原子力事業本部 原子力企画部門
８．２．２	内部監査		原子力部門における内部監査通達	経営監査室
８．３ ８．５．２	不適合の管理 是正処置等		不適合管理および是正処置通達	原子力事業本部 原子力発電部門
８．５．２ ８．５．３	是正処置等 未然防止処置		未然防止処置通達	原子力事業本部 原子力発電部門

※１：原子力発電の安全に係る品質保証規程の所管箇所は、原子力事業本部、総務室および経営監査室である（以下、本条において同じ）。

表１４４－２：本品質マネジメントシステム計画関連条項および本規定関連条項と原子力部門が必要と決定した社内標準との関係

本品質マネジメントシステム計画関連条項	項　目	社内標準名		所管箇所	本規定関連条項
		１次文書	２次文書		
４．１	重要度分類	原子力発電の安全に係る品質保証規程	グレード分け通達	原子力事業本部 原子力発電部門	
４．１	安全文化		安全文化通達	原子力事業本部 原子力発電部門	第１４３条、第１４４条
５．４ ５．５．３ ６．２	品質目標		品質目標通達	原子力事業本部 原子力発電部門	
５．５．３	管理者		原子力部門における文書・記録管理通達	原子力事業本部 原子力企画部門	
５．５．４ ５．６	組織の内部の情報の伝達		内部コミュニケーション通達	原子力事業本部 原子力発電部門	第１４７条、第１４８条
６．１	資源の確保		要員・組織計画通達	原子力事業本部 原子力企画部門	
６．２	要員の力量の確保および教育訓練		教育・訓練通達	原子力事業本部 原子力企画部門	第２０６条、第２０７条

表１４４－２（続き）

本品質マネジメントシステム計画関連条項	項　目	社内標準名		所管箇所	本規定関連条項
		１次文書	２次文書		
６．１ ７．１ ７．２ ７．５ ７．６ ８．２．４	廃止措置管理	原子力発電の安全に係る品質保証規程	廃止措置管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	第１４９条、第１５０条、第１５６条、第１５９条から第１６１条
			運転管理通達		第１５２条から第１５５条、第１５７条、第１５８条、第１６２条から第１６５条、第１９２条、第１９２条の４、第１９２条の５、第２０９条
	燃料管理		原子燃料管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	第１６６条から第１６９条、第２０９条
	放射性廃棄物管理		放射性廃棄物管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	第１７０条から第１７６条、第２０９条
	放射線管理		放射線管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	第１７７条から第１９１条、第１９６条、第２０４条、第２０９条
	施設管理		施設管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	第１９２条から第１９２条の５
	非常時の措置		非常時の措置通達	原子力事業本部 原子力安全・技術部門	第１５８条、第１９４条、第１９５条、第１９７条から第２０３条、第２０５条
	その他		原子燃料サイクル通達	原子力事業本部 原子燃料部門	第１６６条から第１６９条、第１７２条の２

表１４４－２（続き）

本品質マネジメントシステム計画関連条項	項　目	社内標準名		所管箇所	本規定関連条項
		１次文書	２次文書		
６．１ ７．１ ７．２ ７．５ ７．６ ８．２．４	その他	原子力発電の安全に係る品質保証規程	原子力技術業務要綱	原子力事業本部 原子力安全・技術部門	
７．２．３ ８．２．１	組織の外部の者との情報の伝達等 組織の外部の者の意見		外部コミュニケーション通達	原子力事業本部 原子力発電部門	
７．３	設計開発		設計・開発通達	原子力事業本部 原子力発電部門	第１９２条
			原子力部門における文書・記録管理通達	原子力事業本部 原子力企画部門	
７．４ ７．５．５	調達 調達物品の管理		原子力部門における調達管理通達	調達本部	
７．６	監視測定のための設備の管理		監視機器・測定機器管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	

表１４４－２（続き）

本品質マネジメントシステム計画関連条項	項　目	社内標準名		所管箇所	本規定関連条項
		１次文書	２次文書		
８．２．３	プロセスの監視測定	原子力発電の安全に係る品質保証規程	品質目標通達	原子力事業本部 原子力発電部門	
			原子力部門における内部監査通達	経営監査室	
			運転管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	
			不適合管理および是正処置通達	原子力事業本部 原子力発電部門	
			未然防止処置通達	原子力事業本部 原子力発電部門	
７．６ ８．２．４	機器等の検査等		検査・試験通達	原子力事業本部 原子力発電部門	
８．４ ８．５．２	データの分析および評価		データ分析通達	原子力事業本部 原子力発電部門	

第３章　保安管理体制

第１節　組織および職務

（保安に関する組織）

第１４５条　発電所の保安に関する組織は、図１４５のとおりとする。

図１４５

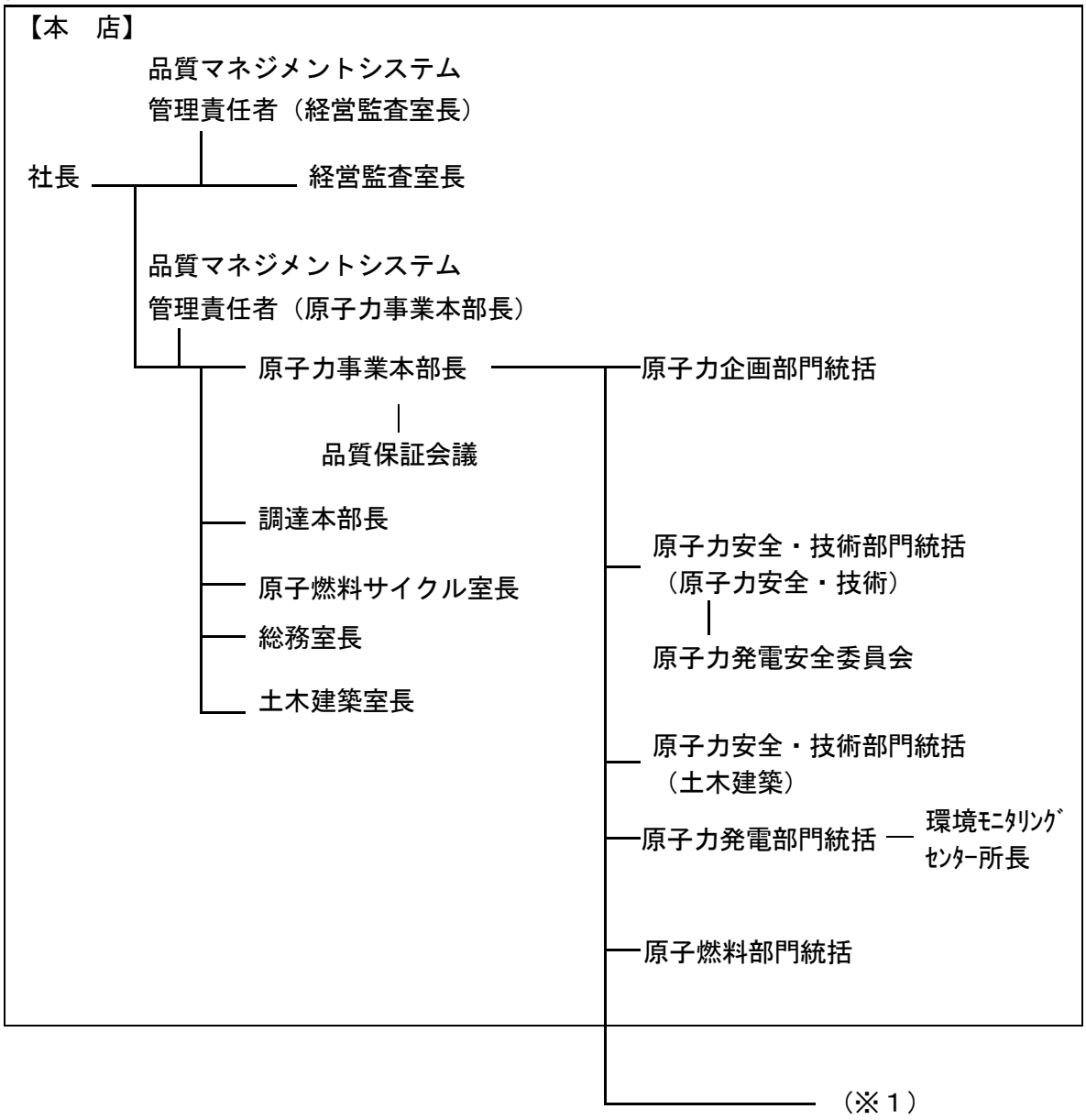

図１４５（続き）

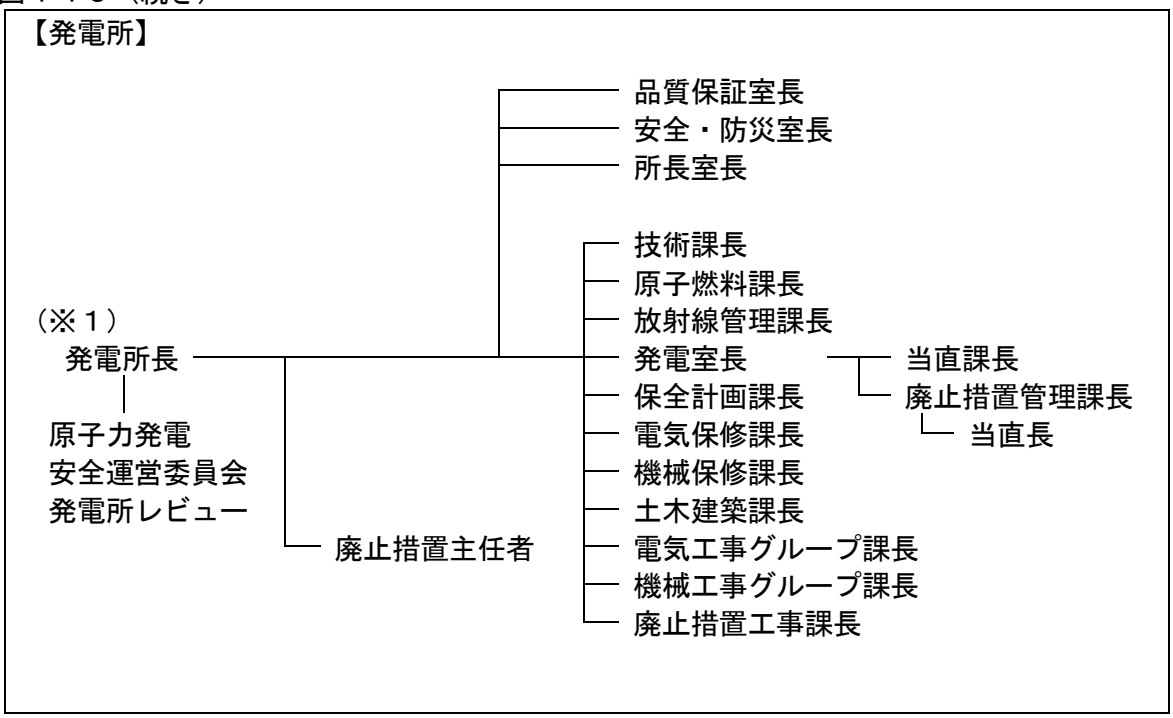
【発電所】
品質保証室長
安全・防災室長
所長室長
技術課長
原子燃料課長
放射線管理課長
（※１）
発電所長
発電室長
当直課長
廃止措置管理課長
当直長
保全計画課長
電気保修課長
機械保修課長
土木建築課長
電気工事グループ課長
機械工事グループ課長
廃止措置工事課長
原子力発電
安全運営委員会
発電所レビュー
廃止措置主任者

（保安に関する職務）

第１４６条　本店における保安に関する職務は次のとおり。

⑴ 社長は、本規定に定める保安活動を統括する。

⑵ 経営監査室長は、原子力部門の経営監査に係る、年度計画および要員の教育ならびに経営監査の実施に関する業務を行う。

⑶ 原子力事業本部長は、第１項⑸から⑼に定める各部門統括を指導監督し、原子力業務を統括する。また、第１４３条第３項の職務を行う。

⑷ 原子力事業本部長代理および第１項⑸から⑼に定める各部門統括は、原子力事業本部長を補佐する。

⑸ 原子力企画部門統括は、要員・組織計画および要員教育（原子力部門の経営監査に係る要員の教育を除く。）ならびに文書管理に関する業務を統括する。

⑹ 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、原子力発電所の安全管理および原子力発電施設の安全評価に関する業務ならびに原子力発電施設の設計・保全（原子力安全・技術部門統括（土木建築）および原子力発電部門統括が所管する業務を除く。）に関する技術的業務を統括する。

⑺ 原子力安全・技術部門統括（土木建築）は、原子力発電施設の土木設備、建築物に係る設計・保全（原子力発電部門統括が所管する業務を除く。）に関する技術的業務を統括する。

⑻ 原子力発電部門統括は、原子力発電および原子燃料サイクルの品質保証活動、原子力発電施設の設計・保全および廃止措置ならびに原子力発電所の運転保守、放射線管理および放射性廃棄物管理に関する業務を統括する。

⑼ 原子燃料部門統括は、原子燃料サイクル（原子燃料サイクル室長所管業務を除く。）に関する業務を統括する。

⑽ 調達本部長は、調達先管理、契約および貯蔵品管理に関する業務を行う。

⑾ 原子燃料サイクル室長は、原子燃料サイクルの契約に関する業務を行う。

⑿ 総務室長は、「原子力発電の安全に係る品質保証規程」の制定・改廃を所管するとともに、社印の管理に関する業務を行う。

⒀ 土木建築室長は、原子力部門に係る土木設備、建築物の改良および修繕に関する業務を行う。

⒁ 環境モニタリングセンター所長は、環境放射能に係るデータの収集、分析および評価に関する業務を行う。

⒂ 第１項⑹から⑼、⒀に定める各職位の職務には、その職務の範囲における設計および工事に関する業務を含む。

⒃ 各職位は、第１４４条８．２．４項で要求される使用前事業者検査等における独立性を確保するために必要な場合は、本項の職務の内容によらず、当該検査実施責任者の業務を実施することができる。

⒄ 第１項⑸から⒁に定める各職位は、所属員を指示・指導し、所管業務を遂行する。また、各所属員は、その指示・指導に従い業務を実施する。

⒅ その他関係する部門は、別途定められた「職制規程」に基づき所管業務を遂行する。

２．発電所における保安に関する職務は次のとおり。

(1) 発電所長（以下、「所長」という。）は、発電所の課（室）長等を指導監督し、発電所における保安活動を統括する。

(2) 原子力安全統括、副所長および運営統括長は、所長を補佐する。

(3) 品質保証室長は、原子力発電に関する品質保証活動の統括に関する業務を行う。

(4) 品質保証室課長は、品質保証室長を補佐する。

(5) 安全・防災室長は、原子炉施設の管理運用に関する安全評価、その他技術安全の総括、原子力防災対策および原子炉施設の出入管理に関する業務ならびに重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務の総括に関する業務を行う。

(6) 安全・防災室課長は、安全・防災室長を補佐する。

(7) 所長室長は、発電所の運営に関する総括、文書管理と記録管理の総括および教育・訓練の総括に関する業務を行う。

(8) 所長室課長（総務）は、所長室長を補佐する。

(9) 技術課長は、発電所の技術関係事項の総括に関する業務を行う。

(10) 原子燃料課長は、原子燃料管理に関する業務を行う。

(11) 放射線管理課長は、放射性廃棄物管理、放射線管理（環境モニタリングセンター所長所管業務を除く。）、被ばく管理、化学管理および廃止措置工事※1に関する業務を行う。

(12) 発電室長は原子炉施設の運転に関する業務を行う。

(13) 廃止措置管理課長は、発電室長の原子炉施設の運転に関する業務のうち、廃止措置管理に関する業務の補佐を行う。

(14) 当直課長は、原子炉施設の運転に関する当直業務（当直長所管業務を除く。）を行う。

(15) 当直長は、原子炉施設の運転に関する当直業務（当直課長所管業務を除く。）を行う。

(16) 保全計画課長は、原子炉施設の保守、修理の総括ならびに火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時およびその他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務の総括に関する業務を行う。

(17) 電気保修課長は、原子炉施設の電気設備および計装設備に係る保守、修理および廃止措置工事※1（電気工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。

(18) 機械保修課長は、原子炉施設の機械設備に係る保守、修理および廃止措置工事※1（機械工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。

(19) 土木建築課長は、原子炉施設の土木設備および建築物に係る保守、修理および廃止措置工事※1（機械工事グループ課長の所管業務を除く。）に関する業務を行う。

(20) 電気工事グループ課長は、原子炉施設の電気設備および計装設備に係る保守、修理および廃止措置工事※1のうち、所長が指定したものに関する業務を行う。

(21) 機械工事グループ課長は、原子炉施設の機械設備、土木設備および建築物に係る保守、修理および廃止措置工事※1のうち、所長が指定したものに関する業務を行う。

(22) 廃止措置工事課長は、廃止措置工事※1の総括および原子炉施設の廃止措置工事※1（放射線管理課長、電気保修課長、機械保修課長、土木建築課長、電気工事グループ

課長および機械工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。

(23) 発電所課長は、所長の指示する範囲の業務を行う。

(24) 第２項(3)から(23)に定める各職位（以下、「各課（室）長」という。）は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う（火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務(総括に関する業務を除く。)を含む)。

(25) 第２項(5)、(6)および(10)から(22)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における運転および保守、設計および工事に関する業務を含む。

(26) 各職位は、第１４４条８．２．４項で要求される使用前事業者検査等における独立性を確保するために必要な場合は、本項の職務の内容によらず、当該検査実施責任者の業務を実施することができる。

(27) 各課（室）長は、課（室）員を指示・指導し、所管業務を遂行する。また、各課（室）員は、その指示・指導に従い業務を実施する。

※１：廃止措置工事とは、第１６０条に定める、原子炉等規制法第４３条の３の３４第２項の規定に基づき認可を受けた廃止措置計画（以下、「廃止措置計画」という。）に基づき実施する工事をいう。

第２節 原子力発電安全委員会および原子力発電安全運営委員会

（原子力発電安全委員会）

第１４７条　本店に原子力発電安全委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

２．委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。

⑴ 原子炉設置（変更）許可申請書本文に記載の構築物、系統および機器の変更

⑵ 廃止措置計画の変更

⑶ 原子炉施設保安規定の変更

⑷ 本店所管の社内標準の制定および改正

⑸ その他委員会で定めた事項

３．原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）を委員長とする。委員長は、委員会の審議を主宰する。

４．委員会は、委員長、各所長、各発電所の廃止措置主任者に加え、委員長が指名した者で構成する。

（原子力発電安全運営委員会）

第１４８条　発電所に原子力発電安全運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を設置する。

２．運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、委員会で審議した事項もしくはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。

(1) 廃止措置管理に関する社内標準の制定および改正
  (a) 運転員の構成人員に関する事項
  (b) 当直の引継方法に関する事項
  (c) 廃止措置計画に関する事項
  (d) 安全貯蔵措置に関する事項
  (e) 巡視に関する事項
  (f) 警報発生時の措置に関する事項
  (g) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項
  (h) 定期的に実施するサーベイランスに関する事項
(2) 燃料管理に関する社内標準の制定および改正
  (a) 新燃料および使用済燃料の運搬に関する事項
  (b) 新燃料および使用済燃料の貯蔵に関する事項
(3) 放射性廃棄物管理に関する社内標準の制定および改正
  (a) 放射性固体廃棄物の保管および運搬に関する事項
  (b) 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項
  (c) 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項
  (d) 放出管理用計測器の点検・校正に関する事項
(4) 放射線管理に関する社内標準の制定および改正
  (a) 管理区域の設定、区域区分および特別措置を要する区域に関する事項
  (b) 管理区域の出入管理および遵守事項に関する事項
  (c) 保全区域に関する事項
  (d) 周辺監視区域に関する事項
  (e) 線量の評価に関する事項
  (f) 除染に関する事項
  (g) 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項
  (h) 放射線計測器類の点検・校正に関する事項
  (i) 管理区域内で使用した物品の搬出および運搬に関する事項
(5) 施設管理に関する社内標準の制定および改正
(6) 改造の実施に関する事項
(7) 保安教育実施計画の策定（第２０６条）に関する事項
(8) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項

３．所長を委員長とする。委員長は、運営委員会の審議を主宰する。

４．運営委員会は、委員長、廃止措置主任者、第１４６条第２項(3)、(5)、(7)、同項(9)から(13)および(16)から(22)に定める職位に加え、委員長が指名した者で構成する。

第３節　廃止措置主任者

（廃止措置主任者の選任）

第１４９条　所長は、廃止措置主任者を、保安活動を監督するに当たり必要な知識を有することを所長が認めた者であって、次の各号の業務に通算して３年以上従事した経験を有する者から選任する。

⑴ 原子炉施設の施設管理に関する業務

⑵ 原子炉の運転に関する業務

⑶ 原子炉施設の設計に係る安全性の解析および評価に関する業務

⑷ 原子炉に使用する燃料体の設計または管理に関する業務

２．廃止措置主任者は１号炉および２号炉で兼任することができる。

３．廃止措置主任者の職位は、課（室）長以上とする。

４．廃止措置主任者には代行者を置くことができる。なお、廃止措置主任者の代行者を置く場合は、第１項から第３項に基づき選任する。

５．廃止措置主任者が職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第１項から第３項に基づき、あらためて廃止措置主任者を選任する。

（廃止措置主任者の職務等）

第１５０条　廃止措置主任者は、原子炉施設の廃止措置に関し保安の監督を誠実に、かつ、最優先に行うことを任務とし、次の職務を遂行する。

⑴ 原子炉施設の廃止措置に関し保安上必要な場合は、所長へ意見具申する。

⑵ 原子炉施設の廃止措置に関し保安上必要な場合は、廃止措置に従事する者へ指導・助言を行う。

⑶ 廃止措置主任者は、第２０９条第１項の報告について、精査し、必要な指導・助言を行う。

⑷ 表１５０－１に定める事項について、所長の承認に先立ち確認する。

⑸ 表１５０－２に定める事項について、各課（室）長からの報告内容等を確認する。

⑹ 表１５０－３に示す記録の内容を確認する。

⑺ その他原子炉施設の廃止措置に関し保安の監督に必要な職務を行う。

２．所長は、廃止措置主任者がその保安のためにする意見具申を尊重する。

３．原子炉施設の廃止措置に従事する者は、廃止措置主任者がその保安のためにする指導・助言を尊重する。

表１５０－１

条　　文	内　　容
第１７７条の２（管理区域の設定・解除）	第５項に定める一時的な管理区域の設定・解除 第７項に定める管理区域の設定・解除
第２０６条（所員への保安教育）	所員への保安教育実施計画
第２０７条（請負会社従業員への保安教育）	請負会社従業員への保安教育実施計画

表１５０－２

条　　文	内　　容
第１５６条（原子炉の運転停止に関する恒久的な措置）	原子炉内に燃料を装荷しないこと
第１５７条（地震・火災等発生時の措置）	地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果
第１６１条（工事完了の報告）	工事計画に基づき実施した工事の結果
第１６４条（施設運用上の基準を満足しない場合）	第６項に定める施設運用上の基準を満足していると判断した場合
第２０９条（報告）	施設運用上の基準を満足していないと判断した場合
	放射性液体廃棄物または放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合
	外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合
	実用炉規則第１３４条第３号、第４号、第６号から第１２号および第１４号に定める報告事象が生じた場合

表１５０－３

記　録　項　目
１．燃料に係る記録 (1) 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 (2) 使用済燃料の払出し時における放射能の量
２．放射線管理に係る記録 (1) 使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率 (2) 管理区域における外部放射線に係る１週間の線量当量、空気中の放射性物質の１週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 (3) 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合には、その状況
３．放射性廃棄物管理に係る記録 (1) 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の１日間および３月間についての平均濃度 (2) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の場所および方法 (3) 放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固型化した場合には、その方法 (4) 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の経路
４．原子炉施設の巡視の結果
５．保安教育の実施報告書
６．廃止措置に係る工事の方法、時期および対象となる原子炉施設の設備の名称

第４章　廃止措置管理

第１節　通　則

（構成および定義）

第１５１条　第３節（第１６３条から第１６５条を除く）における条文の基本的な構成は次のとおりとする。

⑴ 第１項：施設運用上の基準

⑵ 第２項：施設運用上の基準を満足していることを確認するために行う事項

⑶ 第３項：施設運用上の基準を満足していないと判断した場合※1に要求される措置

２．本編において、主要な用語の定義は、各条文に定めがない場合は、次のとおりとする。

⑴ 第３節において「速やかに」とは、可能な限り短時間で実施するものであるが、一義的に時間を決められないものであり、意図的に遅延させることなく行うことを意味する。なお、要求される措置を実施する場合には、上記の主旨を踏まえた上で、組織的に実施する準備※2が整い次第行う活動を意味する。また、複数の「速やかに」実施することが要求される措置に規定されている場合は、いずれか一つの要求される措置を「速やかに」実施し、引き続き遅滞なく、残りの要求される措置を実施する。

※１：施設運用上の基準を満足していないと判断した場合とは、次のいずれかをいう。

⑴ 第２項の確認を行ったところ、施設運用上の基準を満足していないと当直長が判断した場合

⑵ 第２項の確認を行うことができなかった場合

⑶ 第２項にかかわらず施設運用上の基準を満足していないと当直長が判断した場合

※２：関係者への連絡、各運転員への指示、手順の準備・確認等を行うこと。

（運転員の確保）

第１５２条　発電室長は、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉施設の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。

２．発電室長は、原子炉施設の運転に当たって第１項で定める者の中から、１直あたり４名以上をそろえ、５直以上を編成した上で３交代勤務を行わせる。特別な事情がある場合を除き、連続して２４時間を超える勤務を行わせてはならない。また、４名以上のうち、１名は当直長とする。

３．当直長は、照射済燃料移動中においては、第２項で定める者のうち、１名以上を常時中央制御室に確保する。

（運転管理業務）

第１５２条の２　各課（室）長は、廃止措置の段階に応じた必要な原子炉施設の機能を維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。

(1) 発電室長は、原子炉施設の運転に関する次の業務を実施する。

(a) 原子炉施設の運転に必要な監視項目※1を定め、中央制御室における監視、第１５３条第１項および第２項の巡視によって、施設の運転監視を実施し、その結果、異状があれば関係各課（室）長に通知する。

(b) 運転操作（系統管理を含む）に係る事項を定め運用する。

(c) 原子炉施設に係る警報発信時の対応内容を定め運用する。

(d) 原子炉施設の設備故障および事故発生時の対応内容を定め運用する。

(2) 発電室長は、運転操作（系統管理を含む）が必要な場合は、関係各課（室）長の依頼に基づき、第１号(b)による運転操作（系統管理を含む）を実施する。また、関係各課（室）長は、発電室長から引き渡された範囲に対して、必要な作業を行う。

(3) 各課（室）長は、第３節（第１６３条から第１６５条を除く）各条第２項の施設運用上の基準を満足していることを確認するために行う原子炉施設確認の計画を定め、実施する。

※１：運転に必要な監視項目とは、第３節（第１６３条から第１６５条を除く）各条第２項の施設運用上の基準を満足していることを確認するための監視項目等をいう。

（巡視）

第１５３条　当直課長および当直長は、毎日１回以上、原子炉施設（アニュラス内および第１７９条第１項で定める区域を除く）を巡視する。実施においては、第１９２条の３第３項に定める観点を含めて行う。以下、本条において同じ。

２．発電室長は、アニュラス内および第１７９条第１項で定める区域については、第１７９条第１項で定める措置に伴う立ち入り制限を考慮して、巡視を行う区域および方法を定める。当直課長および当直長は、その定めに従い、巡視を実施する。

（廃止措置管理に関する社内標準の作成）

第１５４条　各課（室）長（当直課長および当直長を除く。）は、次の各号に掲げる原子炉施設の廃止措置管理に関する社内標準を作成し、制定・改正に当たっては、第１４８条第２項に基づき運営委員会の確認を得る。

(1) 廃止措置計画に関する事項
(2) 安全貯蔵措置に関する事項
(3) 巡視に関する事項
(4) 警報発生時の措置に関する事項
(5) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項
(6) 定期的に実施するサーベイランスに関する事項

（引　継）

第１５５条　当直課長および当直長は、その業務を次直の当直課長および当直長に引き継ぐ際には、施設運用状況を申し送る。

（原子炉の運転停止に関する恒久的な措置）

第１５６条　原子燃料課長は、１号炉および２号炉の原子炉内に燃料を装荷しない措置として、１号炉および２号炉の燃料移送管の仕切弁を閉止後、施錠する。

２．各課（室）長は、燃料以外を移送するために燃料移送管の仕切弁を開閉する必要がある場合は、廃止措置主任者の確認を得て、施錠を解除し仕切弁を操作することができる。

３．原子力部門は、燃料を譲り渡す場合は、表１５６に定める譲渡し先に譲り渡す。

表１５６

種 別	譲渡し先
使用済燃料	再処理事業者または３号炉もしくは４号炉
新燃料	３号炉または４号炉

（地震・火災等発生時の措置）

第１５７条　各課（室）長は、地震・火災が発生した場合は次の措置を講じるとともに、その結果を所長および廃止措置主任者に報告する。

⑴ 最寄りの気象庁震度観測点において震度５弱以上の地震が観測された場合、地震終了後、維持すべき原子炉施設※1の損傷の有無を確認する。

⑵ 原子炉施設に火災が発生した場合は、早期消火および延焼の防止に努めるとともに、火災鎮火後、維持すべき原子炉施設※1の損傷の有無を確認する。

２．火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、以下の各号に掲げる事項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。

⑴ 保全計画課長は、発電所から消防機関へ通報するため、専用回線を使用した通報設備を中央制御室に設置する※2。

⑵ 保全計画課長は、初期消火活動を行う要員として、１０名以上（発電所合計数）を常駐させるとともに、この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。

⑶ 保全計画課長は、初期消火活動を行うため、表１５７に示す化学消防自動車および泡消火薬剤を配備する。また、初期消火活動に必要なその他資機材を定め、配備する。

⑷ 保全計画課長は、原子炉施設における持込物（可燃物）の管理方法を定める。

⑸ 当直課長および当直長は、第１５３条（巡視）に定める巡視により、火災の発生の有無を確認する。

⑹ 各課（室）長は、最寄りの気象庁震度観測点において震度５弱以上の地震が観測された場合、地震終了後、維持すべき原子炉施設※1の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長および廃止措置主任者に報告する。

⑺ 保全計画課長は、前各号に定める初期消火活動のための体制について、総合的な発電所の訓練および初期消火活動の結果を１年に１回以上評価するとともに、評価結果に基づき、より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。

表１５７

設備	数量
化学消防自動車※3	１台※4※5
泡消火薬剤（化学消防自動車保有分を含む）	1500 ﾘｯﾄﾙ以上※5

※１：廃止措置計画に定める性能維持施設をいう。

※２：専用回線、通報設備が点検または故障により使用不能となった場合を除く。
ただし、点検後または修復後は遅滞なく復旧させる。

※３：400 ﾘｯﾄﾙ毎分の泡放射を同時に２口行うことが可能な能力を有すること。

※４：化学消防自動車が、点検または故障の場合には、※３に示す能力を有するポンプ車をもって代用することができる。

※５：発電所合計数

３．各課（室）長は、山火事、台風、津波等の影響により、原子炉施設の保安に重大な影

響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、廃止措置主任者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要な措置について協議する。

（電源機能喪失時等の体制の整備）

第１５８条　安全・防災室長は、交流電源を供給する全ての設備の機能が喪失した場合、原子炉施設内において溢水が発生した場合（以下、「内部溢水発生時」という。）、火山現象による影響が発生するおそれがある場合または発生した場合（以下、「火山影響等発生時」という。）、重大事故※1に至るおそれがある事故もしくは重大事故が発生した場合（以下、「重大事故等発生時」という。）または大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他テロリズムにより原子炉施設に大規模な損壊が生じた場合（以下、「大規模損壊発生時」という。）で、使用済燃料ピットを冷却する全ての設備の機能が喪失した場合等（以下これらを総称して、「電源機能喪失時等」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、以下の各号に掲げる事項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。

⑴ 電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置

⑵ 電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する１年に１回以上の教育訓練

⑶ 電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備

２．各課（室）長は、前項の計画に基づき電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として必要な手順を定める。

３．各課（室）長は、第１項の計画に基づき、電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに、第１項⑴の要員に第２項の手順を遵守させる。

４．各課（室）長は、第３項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。安全・防災室長は、第１項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。

※１：「重大事故」とは、実用炉規則第４条に掲げる「核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷」をいう。

第２節　廃止措置管理

（安全貯蔵措置）

第１５９条　放射線管理課長は、廃止措置計画に基づく安全貯蔵※1の対象範囲について、安全貯蔵期間中に講じる措置を定める。

※１：安全貯蔵とは、放射能レベルが比較的高い原子炉領域の解体撤去工事を実施する前に、放射線業務従事者の被ばく線量を合理的に達成可能な限り低減するため、残存放射能の時間的減衰を図ることをいう。

（工事の計画および実施）

第１６０条　原子力部門は、廃止措置工事※1を実施する場合、以下の必要なプロセスを実施する。

(1) 工事計画

(2) 設計計画

(3) 調達管理

(4) 工事管理

２．原子力部門は、第１項の工事計画を策定するにあたり、工事の内容が３号炉および４号炉の原子炉施設の機能に影響を与えないことを確認する。

３．原子力部門は、廃止措置工事を実施するにあたり、廃止措置計画を踏まえ、必要に応じて次の各号に示す措置を講じる。

(1) 汚染拡大防止対策および漏えい防止対策

(2) 被ばく低減対策

(3) 事故防止対策

４．原子力部門は、廃止措置工事の結果について記録する。

※１：廃止措置工事とは、廃止措置計画に基づく、核燃料物質による汚染の除去、残存放射能調査工事およびその他第１９２条に定める保全対象範囲以外の設備の解体撤去工事をいう。

（工事完了の報告）

第１６１条　各課（室）長は、第１６０条に基づき実施した廃止措置工事が完了した場合には、工事の結果を、所長および廃止措置主任者に報告するとともに、関係する各課（室）長へ通知する。

第３節　施設運用上の基準

（使用済燃料ピットの水温）

第１６２条　使用済燃料ピットは、表１６２－１で定める事項を施設運用上の基準とする。

２．使用済燃料ピットが前項で定める施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次号を実施する。

(1) 当直長は、１週間に１回、使用済燃料ピットの水温を確認する。

３．当直長は、使用済燃料ピットが第１項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、表１６２－３の措置を講じる。

表１６２－１

項　目	施設運用上の基準
使用済燃料ピット	水温が表１６２－２で定める基準値内にあること

表１６２－２

項　目	基　準　値
水　温	65 ℃ 以下

表１６２－３

条　件	要求される措置	完了時間
A.　使用済燃料ピットの水温が基準値を満足していない場合	A.1　当直長は、使用済燃料ピットの水温を基準値内に回復させるための措置を開始する。	速やかに

（施設運用上の基準の確認）

第１６３条　当直長は、施設運用上の基準を満足していることを第３節第１６２条の第２項（以下、本編各条において「この規定第２項」という。）で定める事項により確認する。

２．この規定第２項で定める頻度に関して、その確認の間隔は、表１６３に定める範囲内で延長することができる。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。

３．当直長は、この規定第２項で定める頻度による確認が実施できなかった場合は、施設運用上の基準を満足していないと判断する。ただし、その発見時点から、速やかに当該事項の確認を実施し、施設運用上の基準を満足していることを確認することができれば、第３節第１６２条の第３項で定める要求される措置を開始する必要はない。

４．当直長は、この規定第２項で定める事項が実施され、かつその結果が施設運用上の基準を満足している場合は、この規定第２項で定める事項が実施されていない期間、施設運用上の基準が満足していないとはみなさない。ただし、第１６４条で施設運用上の基準を満足していないと判断した場合を除く。

表１６３

頻　　度		備　　考
この規定第２項で定める頻度	延長できる時間	
１週間に１回	２日	１週間＝７日　　日単位の間隔で確認する

（施設運用上の基準を満足しない場合）

第１６４条　施設運用上の基準を満足しない場合とは、当直長が第３節第１６２条の第１項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合をいう。なお、当直長は、この判断を速やかに行う。

２．当直長は、この規定第２項で定める事項が実施されていない期間においても、施設運用上の基準に関係する事象が発見された場合は、施設運用上の基準を満足しているかどうかの判断を速やかに行う。

３．当直長は、施設運用上の基準を満足していないと判断した時点から、要求される措置を開始する。

４．当直長は、施設運用上の基準を満足していない期間は、この規定第２項で定める事項を実施する必要はない。ただし、この規定第２項で定める頻度で実施しなかった事項については、施設運用上の基準を満足していると判断した後、速やかに実施するものとする。

５．施設運用上の基準を満足していると判断するにあたり、この規定第２項で定める事項を実施した場合は、これを当該条文の第２項で定める事項に代えることができる。

６．当直長は、施設運用上の基準を満足しない場合となった後において、当該施設運用上の基準を満足していると判断した場合は、廃止措置主任者に報告する。

（施設運用上の基準に関する記録）

第１６５条　当直長は、施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、次の各項を記録する。

⑴ 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、当該施設運用上の基準および満足していないと判断した時刻

⑵ 要求される措置を実施した場合は、当該措置の実施結果（保修作業を含む）

⑶ 施設運用上の基準を満足していると判断した場合は、満足していると判断した時刻

第５章　燃料管理

（新燃料の運搬）

第１６６条　原子燃料課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合は、補助建屋クレーンを使用する。

２．原子燃料課長は、発電所内において新燃料を運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認し、新燃料輸送容器に収納する。

(1) 法令に適合する容器を使用すること。

(2) 補助建屋クレーンを使用すること。

(3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること。

３．原子燃料課長は、発電所内において新燃料を収納した新燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合または船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認する。

(1) 容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。

(2) 法令に定める危険物と混載しないこと。

(3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。

(4) 車両を徐行させること。

(5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。

(6) 容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。

４．放射線管理課長は、第３項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面の放射性物質の密度（以下、「表面汚染密度」という。）が法令に定める表面密度限度の１０分の１を超えていないことを確認する。ただし、第１７８条第１項（１）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。

５．放射線管理課長は、原子燃料課長が管理区域内で第１７８条第１項（１）に定める区域に新燃料を収納した新燃料輸送容器を移動する場合は、移動前に容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の１０分の１を超えていないことを確認する。

６．原子燃料課長は、新燃料を収納した新燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを確認するため、次の検査を実施する。

(1) 外観検査

(2) 線量当量率検査

(3) 未臨界検査

(4) 吊上検査

(5) 重量検査

(6) 収納物検査

(7) 表面密度検査

７．原子燃料課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。

８．核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則および核燃料物質等車両運搬規則に規定する運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置を講じて行われる運搬については、本条第２項から第６項は適用しない。

（新燃料の貯蔵）

第１６７条　原子燃料課長は、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。

⑴ 新燃料は、新燃料貯蔵庫に貯蔵すること。

⑵ 新燃料貯蔵庫の目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること。また、施錠等により取扱者以外の者がみだりに立ち入りできない措置を講じること。

⑶ 補助建屋クレーンを使用すること。

⑷ 新燃料貯蔵庫において新燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。

（使用済燃料の貯蔵）

第１６８条　原子燃料課長は、使用済燃料（以下、照射済燃料を含む）を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。

⑴ 各号炉の使用済燃料を表１６８に定める使用済燃料ピットに貯蔵すること。

⑵ 使用済燃料ピットの目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること。また、施錠等により取扱者以外の者がみだりに立ち入りできない措置を講じること。

⑶ 使用済燃料ピットクレーンを使用すること。

⑷ 使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。

⑸ 使用済燃料ラックに収納することが適切でないと判断した使用済燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じること。

⑹ 使用済燃料ピット内の燃料の配置変更を行う場合は、未臨界が維持できることをあらかじめ確認している条件（初期濃縮度、燃焼度、制御棒の有無および配置）に基づき移動することで、実効増倍率が不確定性を含めて 0.98 以下となることを確認し、管理すること。

⑺ 使用済燃料の移動に当たっては、誤配置を防止する措置を講じること。

２．原子燃料課長は、第１項⑹における燃料移動の実施計画を作成し、廃止措置主任者の確認を得て、所長の承認を得る。

表１６８

各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット
１号炉	１号および２号炉、３号炉※1、４号炉※1
２号炉	１号および２号炉、３号炉※1、４号炉※1

※１：３号炉および４号炉使用済燃料ピットでの貯蔵については、第１編第１０３条にて実施する。

（使用済燃料の運搬）

第１６９条　原子燃料課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、キャスクピットにおいて使用済燃料ピットクレーンを使用する。

２．原子燃料課長は、発電所内において使用済燃料を運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認し、キャスクピットにおいて使用済燃料輸送容器に収納する。

⑴ 法令に適合する容器を使用すること。

⑵ 使用済燃料ピットクレーンを使用すること。

⑶ 使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること。

⑷ 収納する使用済燃料のタイプおよび冷却期間が、容器の収納条件に適合していること。

３．原子燃料課長は、発電所内において使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認する。

⑴ 容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。

⑵ 法令に定める危険物と混載しないこと。

⑶ 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。

⑷ 車両を徐行させること。

⑸ 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。

⑹ 容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。

４．放射線管理課長は、第３項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の１０分の１を超えていないことを確認する。ただし、第１７８条第１項（１）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。

５．放射線管理課長は、原子燃料課長が管理区域内で第１７８条第１項（１）に定める区域に使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を移動する場合は、移動前に容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の１０分の１を超えていないことを確認する。

６．原子燃料課長は、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するよう措置を講じる。

７．検査を実施する課（室）長※1は、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを確認するため、次の検査を実施する。

⑴ 外観検査

⑵ 気密漏えい検査

⑶ 圧力測定検査

⑷ 線量当量率検査

⑸ 未臨界検査

⑹ 温度測定検査

(7) 吊上検査
(8) 重量検査
(9) 収納物検査
(10) 表面密度検査

８．原子燃料課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。

※１：検査を実施する課（室）長は、検査の独立性を確保するため、第１４５条に定める保安に関する組織のうち、本条第７項(1)から(3)および(5)から(9)の検査は原子燃料課長とは別の組織の者、(4)および(10)の検査は放射線管理課長とは別の組織の者とする。

第６章　放射性廃棄物管理

（放射性廃棄物管理に係る基本方針）

第１７０条　発電所における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。

（放射性固体廃棄物の管理）

第１７０条の２　各課（室）長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵※1または保管する。

⑴ 濃縮廃液は、発電室長が固化装置でドラム缶に固型化し、放射線管理課長が固体廃棄物貯蔵庫（以下、「廃棄物庫」という。）に保管する。

⑵ イオン交換器廃樹脂および除染に伴い発生する廃樹脂（以下、「イオン交換器廃樹脂等」という。）は、発電室長が廃樹脂タンクまたは廃樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。また、イオン交換器廃樹脂等のうち、低線量のものについて雑固体廃棄物として取扱い、（５）イに基づき処理した後、放射線管理課長が廃棄物庫に保管する。貯蔵したイオン交換器廃樹脂等を廃樹脂処理装置で処理する場合は、発電室長が処理し、処理済樹脂は（５）イに基づき処理した後、放射線管理課長が廃棄物庫に保管する。廃樹脂処理装置での処理に伴い発生した廃液は発電室長が液体廃棄物処理設備で処理、または廃樹脂処理装置の濃縮廃液タンクに保管する。なお、固型化処理する場合は、（１）に基づき処理する。

⑶ 蒸気発生器取替えに伴い取り外した蒸気発生器等および原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等は、機械保修課長が汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放射線管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。

⑷ 原子炉内で照射された使用済制御棒等は、原子燃料課長、電気保修課長および機械保修課長が使用済燃料ピットに貯蔵する。

⑸ その他の雑固体廃棄物は、ドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置が講じられていることを放射線管理課長が確認した上で、廃棄物庫に保管する。

なお、ドラム缶等の容器に封入するに当たっては、以下の処理を行うことができる。

イ．焼却する場合は、発電室長が雑固体焼却設備※2で焼却する。

ロ．焼却灰を固型化する場合は、発電室長が固化装置で固型化する。

ハ．圧縮減容する場合は、放射線管理課長がベイラで圧縮減容する。

２．放射線管理課長は、第１項において封入または固型化したドラム缶等の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、表２０８－１の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号をつける。

３．原子燃料課長、放射線管理課長、当直長、電気保修課長および機械保修課長は、次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。

⑴ 放射線管理課長は、廃棄物庫における放射性固体廃棄物ならびに蒸気発生器保管庫における蒸気発生器等および原子炉容器上部ふた等の保管状況を確認するために、１週間に１回、廃棄物庫および蒸気発生器保管庫を巡視するとともに、３ヶ月に１回、保管量を確認する。

⑵ 当直長は、廃樹脂タンク等における使用済の樹脂の貯蔵および保管状況を確認するために、１日に１回、廃樹脂タンクの水位および廃樹脂貯蔵タンクの圧力を確認する。

また、放射線管理課長は、廃樹脂タンク等における使用済の樹脂の貯蔵および保管量を３ヶ月に１回、確認する。

⑶ 当直長は、廃樹脂処理装置の濃縮廃液タンクにおける廃液の保管状況を確認するために、１日に１回、濃縮廃液タンクの水位を確認する。
　また、放射線管理課長は、当該濃縮廃液タンクにおける廃液の保管量を３ヶ月に１回、確認する。
⑷ 原子燃料課長、電気保修課長および機械保修課長は、使用済燃料ピットにおける原子炉内で照射された使用済制御棒等の貯蔵量を３ヶ月に１回、確認する。

４．放射線管理課長は、廃棄物庫および蒸気発生器保管庫の目に付きやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。

５．各課（室）長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。
⑴ 法令に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。
⑵ 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。
⑶ 法令に定める危険物と混載しないこと。
⑷ 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。
⑸ 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。
⑹ 車両を徐行させること。
⑺ 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。

６．放射線管理課長は、第５項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の１０分の１を超えていないことを確認する。ただし、第１７８条第１項（１）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。

７．放射線管理課長は、各課（室）長が管理区域内で第１７８条第１項（１）に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の１０分の１を超えていないことを確認する。

８．放射線管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。
⑴ 埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。
⑵ 発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。
⑶ 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。

９．放射線管理課長は、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、所長の承認を得る。

１０．放射線管理課長は、運搬前に次の事項を確認する。

⑴ 法令に適合する容器に封入されていること。
⑵ 法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと。

１１．放射線管理課長は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第１７８条第１項（１）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。

※１：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう（以下、本条において同じ）。
※２：１、２号炉廃棄物処理建屋内（１号炉および２号炉）、３、４号炉原子炉補助建屋内（１号炉、２号炉、３号炉および４号炉）。

（放射能濃度確認対象物の管理）

第１７０条の３　放射線管理課長は、原子炉等規制法第６１条の２第１項の規定に基づく放射能濃度についての確認を受けようとする物（以下、「放射能濃度確認対象物」という。）の取扱いに関する次の業務を管理する。

(1) 放射能濃度確認対象物の保管管理

(2) 放射能濃度確認対象物の放射能濃度の測定および評価

(3) 第１項(1)および(2)を行う要員に対する教育訓練

２．放射線管理課長は、原子炉等規制法第６１条の２第２項の規定に基づき認可を受けた放射能濃度確認対象物の測定および評価前の保管管理について、次の事項を実施する。

(1) 放射能濃度確認対象物の性状に応じて分別および切断を行った上で、運搬容器に収納する際に、表２０８－１の放射能濃度確認対象物に係る記録と照合できる措置を講じる。

(2) 放射能濃度確認対象物について、放射能濃度の測定を行う場所に運搬するまでの間、放射能濃度確認対象物以外の異物の混入を防止する措置を講じ保管する。

(3) 放射能濃度確認対象物の保管状況を１ヶ月に１回確認する。

３．放射線管理課長は、原子炉等規制法第６１条の２第２項の規定に基づき認可を受けた放射能濃度確認対象物の測定および評価ならびにその後の保管管理について、次の事項を実施する。

(1) 放射能濃度確認対象物の運搬にあたっては、放射性物質による追加的な汚染を防止する措置を講じる。

(2) 原子炉等規制法第６１条の２第２項の規定に基づき認可を受けた放射能濃度の測定および評価の方法に従い、放射能濃度確認対象物以外の異物の混入および放射性物質による追加的な汚染を防止する措置を講じ、放射能濃度確認対象物の放射能濃度の測定および評価を行う。

(3) 第３項(2)の測定および評価の結果、工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものであることの確認等に関する規則（以下、「放射能濃度確認規則」という。）に定める放射能濃度の基準を満たす場合は、放射能濃度の測定前の放射能濃度確認対象物および放射能濃度確認対象物以外の異物の混入を防止する措置ならびに放射性物質による追加的な汚染を防止する措置を講じて保管する。

(4) 第３項(2)の測定および評価の結果、放射能濃度確認規則に定める放射能濃度の基準を満たさない場合は、除染等を行い、測定および評価を行う。または、第１７０条の２に基づき、放射性固体廃棄物として管理する。

（放射性廃棄物でない廃棄物の管理）

第１７１条　放射線管理課長は、管理区域内において設置された資材等または使用した物品を、「放射性廃棄物でない廃棄物」として廃棄または資源として有効利用する場合に必要な以下の事項を定める。

(1) 「放射性廃棄物でない廃棄物」の判断をしようとする対象物の範囲

(2) 「放射性廃棄物でない廃棄物」の判断方法等

イ．使用履歴、設置状況の記録等による判断方法

ロ．汚染された資材等について、汚染部位の特定・分離を行う場合の判断方法

ハ．使用履歴の記録等が適切に管理されていない物品についての判断方法

ニ．念のための放射線測定に係る事項

(3) 「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断したものと、核燃料物質によって汚染されたものとの混在防止措置

２．各課（室）長は、管理区域内において設置された資材等または使用した物品を、「放射性廃棄物でない廃棄物」として廃棄または資源として有効利用する場合は、第１項で定めた事項に基づき実施する。

（事故由来放射性物質の降下物の影響確認）

第１７２条　放射線管理課長は、原子炉等規制法および電気事業法に基づく設計および工事計画（変更）認可申請書に記載されている設備・機器等（以下、本条において「設備・機器等」という。）について、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物（以下、本条において「降下物」という。）の影響の有無を確認する場合は、適切な測定方法により、降下物の分布調査を行う。

２．各課（室）長は、第１項の確認の結果、理論検出限界曲線の検出限界値未満でなかった場合、設備・機器等を廃棄または資源として有効利用しようとする際には、降下物により汚染されたものとして発電所内で適切に管理する。

（輸入廃棄物の管理）

第１７２条の２　原子燃料部門統括は、輸入廃棄物を廃棄物管理設備に廃棄する場合は、当該輸入廃棄物が法令で定める基準に適合したものであることを確実にする。

２.原子燃料部門統括は､輸入廃棄物が法令で定める基準に適合することを確認するため、輸入廃棄物の管理に関する業務を行う組織とは別の組織の者が検査実施責任者および検査員として実施する検査を統括する。

（放射性液体廃棄物の管理）

第１７３条　発電室長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、放射線管理課長の管理のもと、復水器冷却水放水路より放出する。

２．放射線管理課長は、次の事項を管理する。

⑴ 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水路排水中の放射性物質濃度の３ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと。

⑵ 復水器冷却水放水路排水中の放射性物質（トリチウムを除く。）の放出量が、表１７３－１に定める放出管理目標値を超えないように努めること。

３．放射線管理課長は、復水器冷却水放水路排水中のトリチウムの放出量が、表１７３－２に定める放出管理の基準値を超えないように努める。

４．放射線管理課長は、表１７３－３に定める項目について、同表に定める頻度で測定する。

表１７３－１

項　　目	放出管理目標値 （１、２、３、４号炉合算）
放射性液体廃棄物 （トリチウムを除く。）	7.4×10^{10} Bq/年

表１７３－２

項　　目	放出管理の基準値 （１、２、３、４号炉合算）
トリチウム	1.7×10^{14} Bq/年

表１７３－３

分　　類	測定項目	計測器 種類	測定 頻度	試料採取箇所
放射性液体廃棄物	放射性物質濃度 （主要ガンマ線放出核種）	試料放射能測定装置	放出の都度	廃液モニタタンク 廃液蒸留水タンク 洗たく排水モニタタンク 洗浄排水タンク 保修点検建屋廃液モニタタンク
	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	１ヶ月に１回	

（放射性気体廃棄物の管理）

第１７４条　発電室長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、放射線管理課長の管理のもと、表１７４－２に示す排気筒等より放出する。

２．放射線管理課長は、次の事項を管理する。

⑴ 排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の３ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。

⑵ 排気筒からの放射性物質の放出量が表１７４－１に定める放出管理目標値を超えないように努めること。

３．放射線管理課長は、表１７４－２に定める項目について、同表に定める頻度で測定する。

４.表１７４－２に示す排気筒等以外の場所において換気を行う場合は､次の事項を行う。ただし、第１７８条第１項（１）に定める区域等における換気は、この限りでない。

⑴ 作業の所管課（室）長は、フィルタ付局所排気装置等により法令に定める管理区域に係る値を超えないよう拡散防止措置を行う。

⑵ 放射線管理課長は、表１７４－３に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。ただし、換気によって放出される空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は、この限りでない。

表１７４－１

項　　目	放出管理目標値 （１、２、３、４号炉合算）
放射性気体廃棄物 　希ガス 　よう素１３１	 1.0×10^{15} Bq/年 2.5×10^{10} Bq/年

表１７４－２

分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作担当課（室）長
放射性気体廃棄物	排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時	発電室長
		よう素１３１濃度 粒子状物質濃度 （主要ガンマ線放出核種）	試料放射能測定装置	１週間に１回	
	廃棄物処理建屋排気筒（雑固体焼却炉排気筒を含む。）	粒子状物質濃度 （主要ガンマ線放出核種）	試料放射能測定装置	１週間に１回	発電室長
	保修点検建屋排気筒	粒子状物質濃度 （主要ガンマ線放出核種）	試料放射能測定装置	１週間に１回	発電室長

表１７４－３

分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作担当課（室）長
その他作業等に伴う換気	粒子状物質濃度 （主要ガンマ線放出核種）	試料放射能測定装置	作業の都度※1	作業の所管課（室）長

※１：作業が１週間を超える場合は１週間に１回測定する。

（放出管理用計測器の管理）

第１７５条　放射線管理課長および電気保修課長は、表１７５に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し、機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。

表１７５

分類	計測器種類	担当課長	数量
放射性液体廃棄物放出管理用計測器	廃棄物処理設備排水モニタ	電気保修課長	１台
	試料放射能測定装置	放射線管理課長	２台※1
放射性気体廃棄物放出管理用計測器	排気筒モニタ	電気保修課長	２台
	試料放射能測定装置	放射線管理課長	１台※1※2

※１：１号、２号、３号および４号炉共用

※２：放射性液体廃棄物放出管理用計測器と共用

（頻度の定義）
第１７６条　本章でいう測定頻度等に関する考え方は、表１７６のとおりとする。

表１７６

頻度	考え方
１日に１回	午前０時を始期とする１日の間に１回実施
１週間に１回	月曜日を始期とする１週間に１回実施
１ヶ月に１回	毎月１日を始期とする１ヶ月間に１回実施
３ヶ月に１回	４月１日、７月１日、１０月１日および１月１日を始期とする各３ヶ月間に１回実施
常　　時	測定可能な状態において常に測定することを意味しており、点検時等の測定不能な期間を除く。

第７章　放射線管理

第１節　基本方針

（放射線管理に係る基本方針）

第１７７条　発電所における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従業員等の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。

第１節の２　区域管理

（管理区域の設定・解除）

第１７７条の２　管理区域は、添付７に示す区域とする。

２．放射線管理課長は、管理区域を壁、柵等の区画物によって区画する他、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別する。

３．放射線管理課長は、管理区域を解除する場合は、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。

４．放射線管理課長は、添付７における管理区域境界付近または管理区域設定・解除予定エリアにおいて、表１７７の２に示す作業を行う場合は、３ヶ月以内に限り管理区域を設定または解除することができる。設定または解除に当たっては、放射線管理課長は、目的、期間および場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、放射線管理課長は、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。

５．放射線管理課長は、第４項以外で、一時的に管理区域を設定または解除する場合は、廃止措置主任者の確認を得て、所長の承認を得て行うことができる。設定または解除に当たって、放射線管理課長は、目的、期間および場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、放射線管理課長は、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、廃止措置主任者の確認を得て、所長の承認を得る。

６．放射線管理課長は、第５項にかかわらず、緊急を要する場合は、管理区域を設定することができる。設定に当たって、放射線管理課長は、法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。

７．放射線管理課長は、第６項における管理区域を設定した場合は、設定後において、目的、期間および場所を明らかにし、廃止措置主任者の確認を得て、所長の承認を得る。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、放射線管理課長は、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、廃止措置主任者の確認を得て、所長の承認を得る。

表１７７の２

タンク点検等	監視カメラ点検等
ポンプ点検等	扉・シャッター修理他作業
バルブ点検等	清掃作業
配管点検等	建物補修
ケーブル点検等	搬出入作業
空調点検等	物品の仮置
計測器類点検等	燃料取替用水タンク水および １次系用水タンク水の回収作業

（管理区域内における区域区分）

第１７８条　放射線管理課長は、管理区域を次のとおり区分することができる。

⑴ 表面汚染密度および空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれのない区域（以下、「汚染のおそれのない管理区域」という。）

⑵ 表面汚染密度または空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超える区域または超えるおそれのある区域

２．汚染のおそれのない管理区域は、添付７に示す区域とする。

３．放射線管理課長は、一時的に第１項に係る区域区分を変更する場合は、目的、期間および場所を明らかにするとともに、あらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元の区域区分に戻す場合についても、放射線管理課長は、あらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。

４．放射線管理課長は、汚染のおそれのない管理区域と第１項（２）に定める区域が隣接する場合は、第１項（２）に定める区域への入口付近に標識を設ける。

（管理区域内における特別措置）

第１７９条　放射線管理課長は、管理区域のうち次の基準を超えることを確認した場合または超えるおそれがある場合は、標識を設けて他の場所と区別する他、区画、施錠等の措置を講じる。なお、作業による場合は所管課（室）長に指示する。

ただし、放射線等の危険性が低い場合は、この限りでない。

⑴ 外部放射線に係る線量当量率が１時間につき１ミリシーベルト

⑵ 空気中の放射性物質濃度または床、壁、その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度が法令に定める管理区域に係る値の１０倍

２．各課（室）長は、第１項の区域内で作業を行う場合は、作業による線量および作業環境に応じた放射線防護上の措置を立案し、放射線管理課長の承認を得る。

３．各課（室）長は、汚染の広がりを防止するため、第１項（２）の区域から退出する場合および物品等を持ち出す場合は、更衣や持ち出す物の養生等の措置を講じる。

（管理区域への出入管理）

第１８０条　放射線管理課長は、次に示す立入者の区分により、管理区域への立入許可に係る事項を定め、所長の承認を得る。

⑴ 放射線業務従事者：業務上管理区域に立ち入る者

⑵ 一時立入者：放射線業務従事者以外の者であって、放射線業務従事者の随行により管理区域に一時的に立ち入る者

２．放射線管理課長は、第１項に基づき管理区域に立ち入る者に対して許可を与える。

３．放射線管理課長は、第２項にて許可していない者を管理区域に立ち入らせない措置を講じる。

４．安全・防災室長は、管理区域の出入管理室において、人の出入り等を監視する。

５．放射線管理課長は、第４項以外の出入口には、施錠等の人がみだりに立入りできない措置を講じる。

６．放射線管理課長は、管理区域から退出する者または管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する者の身体および身体に着用している物の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の１０分の１を超えないような措置を講じる。ただし、汚染のおそれのない管理区域から退出する場合は、この限りでない。

（管理区域出入者の遵守事項）

第１８１条　放射線管理課長は、管理区域に出入りする所員に、次の事項を遵守させる措置を講じる。

⑴ 出入管理室を経由すること。ただし、放射線管理課長の承認を得て、その指示に従う場合は、この限りでない。

⑵ 管理区域に立ち入る場合は、個人線量計を着用すること。ただし、一時立入者であって放射線管理課長の指示に従う場合は、この限りでない。

⑶ 管理区域に立ち入る場合は、保護衣を着用すること。ただし、汚染のおそれのない管理区域に立ち入る場合または放射線管理課長の承認を得て、その指示に従う場合は、この限りでない。

⑷ 第１７９条第１項（２）に係る区域から退出する場合および物品等を持ち出す場合は、更衣や持ち出す物の養生等を行うこと。

⑸ 管理区域から退出する場合または管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する場合は、身体および身体に着用している物の表面汚染密度を確認すること。ただし、汚染のおそれのない管理区域から退出する場合または第１８０条第６項に基づく放射線管理課長の指示に従う場合は、この限りでない。

⑹ 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食および喫煙をしないこと。

（保全区域）

第１８２条　保全区域は、添付８に示す区域とする。

２．安全・防災室長は、保全区域を標識等により区別する。

３．安全・防災室長は、必要に応じて保全区域への立入制限等の措置を講じる。

（周辺監視区域）

第１８３条　周辺監視区域は、図１８３に示す区域とする。

２．放射線管理課長は、第１項の周辺監視区域境界に、柵を設けるかまたは標識を掲げる。

ただし、当該区域に立ち入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。

３．安全・防災室長は、業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限する。

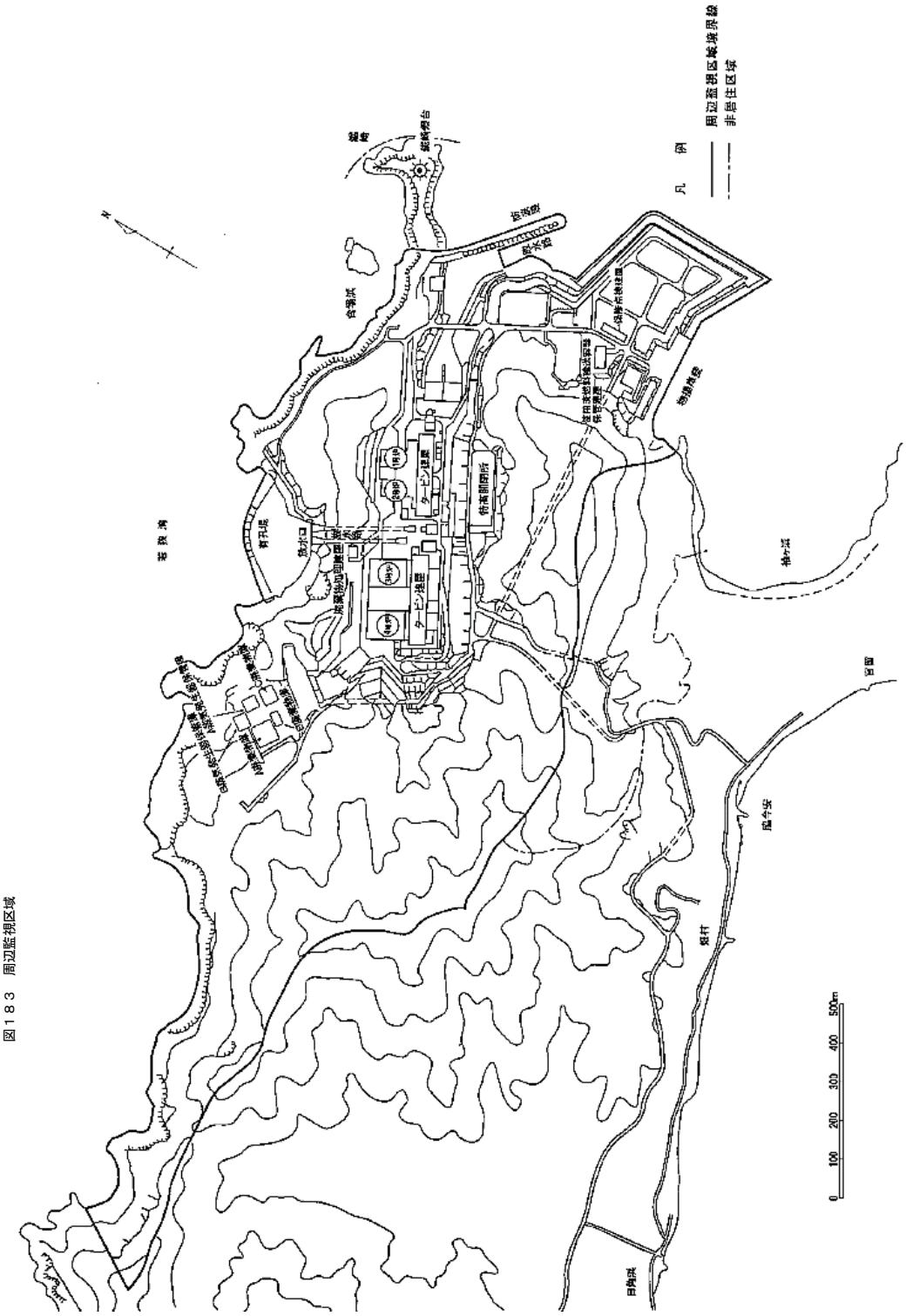

図１８３　周辺監視区域

第２節　被ばく管理

（放射線業務従事者の線量管理等）

第１８４条　各課（室）長は、管理区域内で作業を実施する場合、作業内容に応じて作業計画を立案するとともに、放射線防護上必要な措置を講じることで放射線業務従事者の線量低減に努める。

２．放射線管理課長は、所員の放射線業務従事者の実効線量および等価線量を表１８４に定める項目および頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。

表１８４

項　　目	頻　　度
外部被ばくによる線量	３ヶ月に１回※1
内部被ばくによる線量	３ヶ月に１回※1

※１：女子（妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。）にあっては、１ヶ月に１回とする。

（床・壁等の除染）

第１８５条　各課（室）長は、法令に定める表面密度限度を超えるような予期しない汚染を床、壁等に発生させた場合または発見した場合は、放射線管理課長に連絡するとともに、汚染拡大防止のため区画等の応急措置を講じる。

２．第１項の汚染に係る作業の所管課（室）長は、汚染状況等について放射線管理課長の確認を受けた上で、その協力を得ながら汚染の除去等、放射線防護上必要な措置を講じる。

３．第２項の所管課（室）長は、その措置結果について、放射線管理課長の確認を得る。

第３節　外部放射線に係る線量当量率等の測定

（外部放射線に係る線量当量率等の測定）

第１８６条　放射線管理課長は、管理区域内、周辺監視区域境界付近（測定場所は図１８６に定める。）において、表１８６－１および表１８６－３（第１７８条第１項（２）の区域内に設定した汚染のおそれのない管理区域内に限る）に定める外部放射線に係る線量当量率等の項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立ち入れない措置を講じた管理区域については、この限りでない。

２．放射線管理課長は、第１項の測定により異常が認められた場合は、直ちにその原因を調査し、必要な措置を講じる。

３．環境モニタリングセンター所長は、周辺監視区域境界付近（測定場所は図１８６に定める。）において、表１８６－２に定める空気吸収線量等の項目について、同表に定める頻度で測定する。

４．環境モニタリングセンター所長は、第３項の測定結果に異常が認められた場合は、直ちに所長に連絡する。

５．所長は、第４項の連絡を受けた場合は、直ちにその原因を調査し、必要な措置を講じる。

表１８６－１

場　　所	測　定　項　目	測定頻度
管理区域内※1	外部放射線に係る線量当量率※2 外部放射線に係る線量当量率※3 外部放射線に係る線量当量 空気中の放射性物質濃度※4 表面汚染密度※4	毎日１回 １週間に１回 １週間に１回 １週間に１回 １週間に１回
周辺監視区域境界付近	空気吸収線量率※5	常時

※１：人の立入頻度等を考慮して、被ばく管理上重要な項目について測定

※２：エリアモニタにおいて測定する項目（使用済燃料の貯蔵施設）

※３：エリアモニタにおいて測定する項目（使用済燃料の貯蔵施設以外の施設）

※４：汚染のおそれのない管理区域は、測定を省略することができる。

※５：モニタリングポストおよびモニタリングステーションにおいて測定する項目

表１８６－２

場　　所	測　定　項　目	測定頻度
周辺監視区域境界付近	空気吸収線量 空気中の粒子状放射性物質濃度	３ヶ月に１回 ３ヶ月に１回

表１８６－３

場　　所	測　定　項　目	測定頻度
汚染のおそれのない管理区域内	表面汚染密度	１週間に１回 （汚染のおそれのない管理区域が設定されている期間）

図 186　空気吸収線量等の測定場所

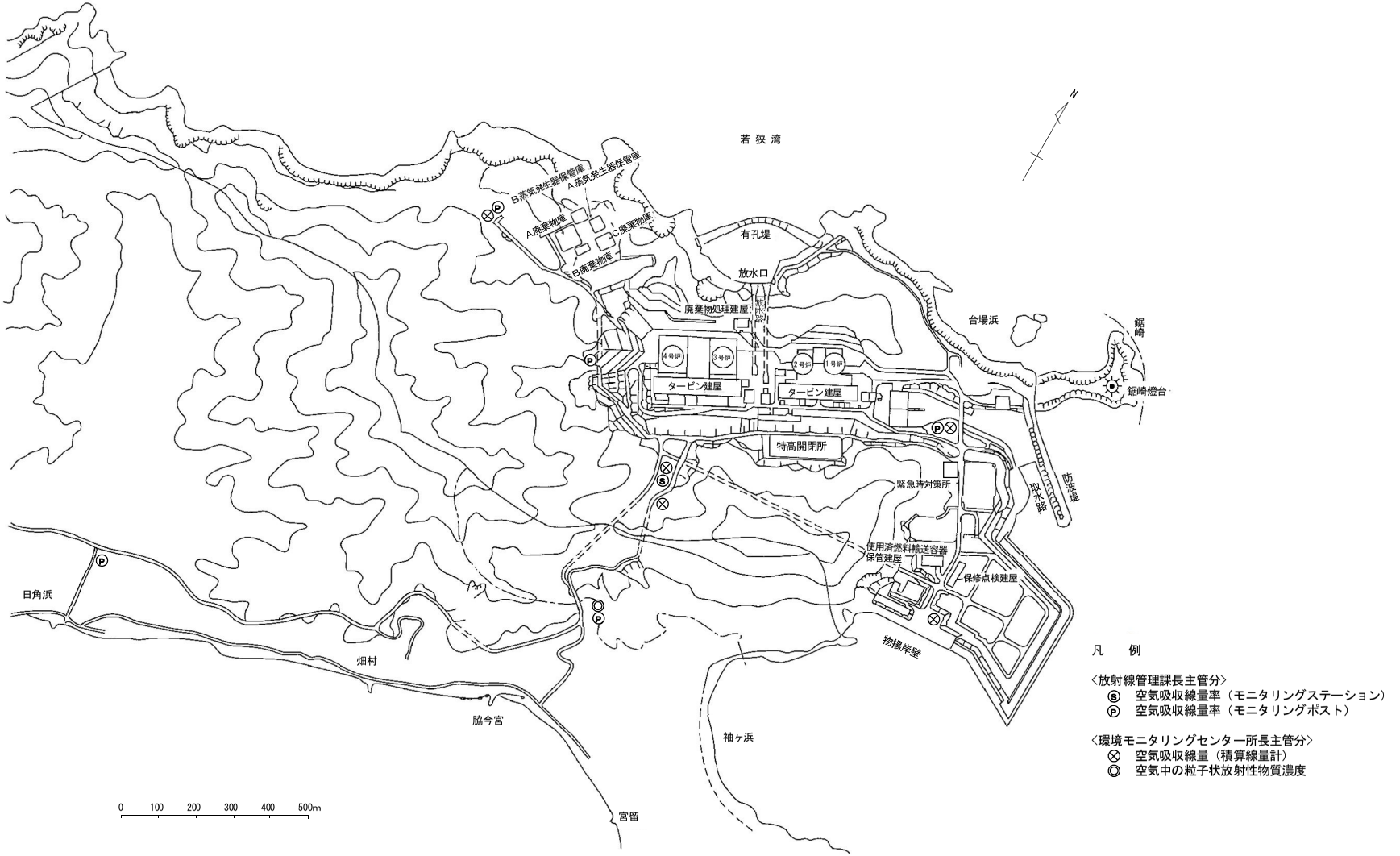

（平常時の環境放射線モニタリング）

第１８６条の２　環境モニタリングセンター所長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環境放射線モニタリングの計画を立案し、その計画に基づき測定を行い評価する。

（放射線計測器類の管理）

第１８７条　放射線管理課長および電気保修課長は、表１８７に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し、機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。

２．環境モニタリングセンター所長は、表１８７に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し、機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。

表１８７

分　　類	計測器種類	担　　当	数量
被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	放射線管理課長	１台※1
放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線管理課長	５台※1
	汚染密度測定用サーベイメータ		４台※1
	退出モニタ		３台
	試料放射能測定装置		３台※1※2
	積算線量計		１式※1
放射線監視用計測器	モニタリングポスト	放射線管理課長	５台※1
	モニタリングステーション		１台※1
	エリアモニタ	電気保修課長	５台
環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	環境モニタリングセンター所長	１台※3
	積算線量計		１式

※１：１号、２号、３号および４号炉共用

※２：１台は表１７５の試料放射能測定装置と共用

※３：美浜発電所、高浜発電所と共用

第４節　物品移動の管理

（管理区域外等への搬出および運搬）

第１８８条　放射線管理課長は、各課（室）長が管理区域外に搬出する物品または管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の１０分の１を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場合は、この限りでない。

２．各課（室）長は、管理区域外に核燃料物質等（第１６６条、第１６９条および第１７０条の２に定める物を除く。以下、本条において同じ。）を運搬する場合または船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、第１７０条の２第５項を準用する。

３．放射線管理課長は、第２項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の１０分の１を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。

４．放射線管理課長は、各課（室）長が管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に核燃料物質等を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の１０分の１を超えていないことを確認する。

（発電所外への運搬）

第１８９条　各課（室）長（品質保証室長、当直課長および当直長を除く。）は、核燃料物質等（第１６６条、第１６９条および第１７０条の２に定める物を除く。）を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。

２．各課（室）長は、運搬にあたっては法令に定める核燃料物質等の区分に応じた輸送物として運搬する。

３．各課（室）長は、運搬前に次の事項を確認する。

⑴ 法令に適合する容器に封入されていること。

⑵ 法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと。

⑶ Ｌ型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を行うこと。

⑷ Ａ型輸送物もしくはＢＭ型輸送物については､みだりに開封されないように､かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置を講じること。

４．放射線管理課長は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。

第５節　請負会社の放射線防護

（請負会社の放射線防護）

第１９０条　放射線管理課長は、管理区域内で作業を行う請負会社に対して、以下に示す放射線防護上の必要な事項を定め、所長の承認を得る。

(1) 管理区域出入者の遵守事項

イ．出入方法に関すること。

ロ．個人線量計の着用に関すること。

ハ．保護衣の着用に関すること。

ニ．汚染拡大防止措置に関すること。

ホ．管理区域内での飲食および喫煙に関すること。

(2) 線量評価の項目および頻度に関すること。

(3) 床、壁等の汚染発見時の措置に関すること。

２．各課（室）長（当直課長および当直長を除く。）は、管理区域内で作業を行う請負会社に対して、第１項で定めた必要事項を遵守させる措置を講じる。

第６節　その他

（頻度の定義）

第１９１条　本章でいう測定頻度等に関する考え方は、表１９１のとおりとする。

表１９１

頻度	考　え　方
毎日１回	午前０時を始期とする１日の間に１回実施し、連続して実施（測定等）している場合も含む。
１週間に１回	月曜日を始期とする１週間に１回実施
１ヶ月に１回	毎月１日を始期とする１ヶ月間に１回実施
３ヶ月に１回	４月１日、７月１日、１０月１日および１月１日を始期とする各３ヶ月間に１回実施
常　　時	測定可能な状態において常に測定することを意味しており、点検時等の測定不能な期間を除く。

第８章　施設管理

（施設管理計画）

第１９２条　原子炉施設について原子炉設置（変更）許可を受けた設備に係る事項および「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。

１．施設管理の実施方針および施設管理目標

⑴ 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理の実施方針を定める。また、１１．の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態（６．３参照）を踏まえ施設管理の実施方針の見直しを行う。

⑵ 原子力部門は、施設管理の実施方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、１１．の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態（６．３参照）を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。

２．保全プログラムの策定

原子力部門は、１．の施設管理目標を達成するため３．より１０．からなる保全プログラムを策定する。

また、１１．の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態（６．３参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。

３．保全対象範囲の策定

原子力部門は、原子炉施設の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。

⑴ 廃止措置計画に定める性能維持施設

⑵ その他自ら定める設備

４．施設管理の重要度の設定

原子力部門は、３．の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統および機器の施設管理の重要度として点検に用いる重要度（以下、「保全重要度」という。）と設計および工事に用いる重要度を設定する。

⑴ 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため重要度分類指針の重要度を参考に、廃止措置期間中における安全機能要求を考慮して設定する。

⑵ 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響を考慮することができる。

⑶ 構築物の保全重要度は、⑴または⑵に基づき設定する。

⑷ 設計および工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重要度分類指針の重要度を参考に、廃止措置期間中における安全機能要求を考慮して設定する。

⑸ 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。

５．保全活動管理指標の設定、監視計画の策定および監視

⑴ 原子力部門は、保全の有効性を監視、評価するために４．の施設管理の重要度を踏

まえ、施設管理目標の中で系統レベルの保全活動管理指標を設定する。

ａ．系統レベルの保全活動管理指標

系統レベルの保全活動管理指標として、４．（１）の施設管理の重要度の高い系統に対して以下のものを設定する。

① 予防可能故障（ＭＰＦＦ）回数

⑵ 原子力部門は、以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また、１０．の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。

ａ．系統レベルの保全活動管理指標

①予防可能故障（ＭＰＦＦ）回数の目標値は、運転実績、重要度分類指針の重要度を考慮して設定する。

⑶ 原子力部門は、系統の供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法および算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期および期間に関することを含める。

⑷ 原子力部門は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取および監視を実施し、その結果を記録する。

６．保全計画の策定

⑴ 原子力部門は、３．の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期および期間に関することを含める。

ａ．点検計画（６．１参照）

ｂ．設計および工事の計画（６．２参照）

ｃ．特別な保全計画（６．３参照）

⑵ 原子力部門は、保全計画の策定にあたって、４．の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、１０．の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。

ａ．運転実績、事故および故障事例などの運転経験

ｂ．使用環境および設置環境

ｃ．劣化、故障モード

ｄ．機器の構造等の設計的知見

ｅ．科学的知見

⑶ 原子力部門は、保全の実施段階において、維持すべき原子炉施設※1の安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。

※１：廃止措置計画に定める性能維持施設をいう。

６．１　点検計画の策定

⑴ 原子力部門は、点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法ならびにそれらの実施頻度および実施時期を定めた点検計画を策定する。

⑵ 原子力部門は、構築物、系統および機器の適切な単位ごとに、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。

ａ．予防保全

①時間基準保全

②状態基準保全

ｂ．事後保全

(3) 原子力部門は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。

ａ．時間基準保全

点検を実施する時期までに、次の事項を定める。

①点検の具体的方法

②構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準

③実施頻度

④実施時期

なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、巡視点検または定例試験の状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。

ｂ．状態基準保全

①設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。

ⅰ）状態監視データの具体的採取方法

ⅱ）機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法および必要な対応を適切に判断するための管理基準

ⅲ）状態監視データ採取頻度

ⅳ）実施時期

ⅴ）機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法

②巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。

ⅰ）巡視点検の具体的方法

ⅱ）構築物、系統および機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準

ⅲ）実施頻度

ⅳ）実施時期

ⅴ）機器の状態が管理基準に達するかまたは故障の兆候を発見した場合の対応方法

③定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。

ⅰ）定例試験の具体的方法

ⅱ）構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準

ⅲ）実施頻度

ⅳ）実施時期

ⅴ）機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法

ｃ．事後保全

事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法および修復時期を定める。

(4) 原子力部門は、点検を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査※2により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。

ａ．事業者検査の具体的方法

ｂ．所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査の項目、評価方法および管理基準

ｃ．事業者検査の実施時期

※２：事業者検査とは、点検および工事に伴うリリースのため、点検および工事とは別に、要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、第１９２条の４による使用前事業者検査および第１９２条の５による定期事業者検査をいう（以下、本条において同じ）。

６．２　設計および工事の計画の策定

(1) 原子力部門は、設計および工事を実施する場合は、あらかじめその方法および実施時期を定めた設計および工事の計画を策定する。また、安全上重要な機器等※3の工事を実施する場合は、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き※4の要否について確認を行い、その結果を記録する。

(2) 原子力部門は、原子炉施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法ならびにそれらの実施頻度および実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。

(3) 原子力部門は、工事を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査ならびに事業者検査以外の検査および試験（以下、「試験等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。

ａ．事業者検査および試験等の具体的方法

ｂ．所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査および試験等の項目、評価方法および管理基準

ｃ．事業者検査および試験等の実施時期

※３：安全上重要な機器等とは、「安全上重要な機器等を定める告示」に定める機器および構造物のうち、新燃料貯蔵設備、使用済燃料貯蔵設備および燃料取扱設備をいう。

※４：法令に基づく手続きとは、原子炉等規制法　第４３条の３の８（変更の許可及び届出等）、第４３条の３の９（設計及び工事の計画の認可）、第４３条の３の１０（設計及び工事の計画の届出）、第４３条の３の１１第３項（使用前事業者検査の確認申請）および第４３条の３の３４（発電用原子炉の廃止に伴う措置）ならびに電気事業法 第４７条・第４８条（工事計画）および第４９条・第５０条（使用前検査）に係る手続きをいう。

６．３　特別な保全計画の策定

(1) 原子力部門は、地震、事故等により特別な保全を実施する場合などは、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法および実施時期を定めた計画を策定する。

(2) 原子力部門は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。

ａ．点検の具体的方法
ｂ．所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法および管理基準
ｃ．点検の実施時期

７．保全の実施

(1) 原子力部門は、６．で定めた保全計画にしたがって保全を実施する。

(2) 原子力部門は、保全の実施に当たって、第１９２条の２による設計管理および第１９２条の３による作業管理を実施する。

(3) 原子力部門は、保全の結果について記録する。

８．保全の結果の確認・評価

(1) 原子力部門は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統および機器の保全の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期※５までに確認･評価し、記録する。

(2) 原子力部門は、原子炉施設の使用を開始するために、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検証するため、事業者検査を実施する。

(3) 原子力部門は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期※５までに確認・評価し、記録する。

※５：所定の時期とは、所定の機能が要求される時またはあらかじめ計画された保全の完了時をいう。

９．不適合管理、是正処置および未然防止処置

(1) 原子力部門は、施設管理の対象となる施設およびプロセスを監視し、以下の a. および b. の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下の a. および b. に至った場合には、不適合管理を行ったうえで、是正処置を講じる。

ａ．保全を実施した構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合
ｂ．最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることが確認・評価できない場合

(2) 原子力部門は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。

(3) 原子力部門は、(1)および(2)の活動を第１４４条に基づき実施する。

１０．保全の有効性評価

原子力部門は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。

(1) 原子力部門は、あらかじめ定めた時期および内容に基づき、保全の有効性を評価する。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。

ａ．保全活動管理指標の監視結果
ｂ．保全データの推移および経年劣化の長期的な傾向監視の実績
ｃ．トラブルなど運転経験

ｄ．他プラントのトラブルおよび経年劣化傾向に係るデータ
ｅ．リスク情報、科学的知見

⑵ 原子力部門は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統および機器の保全方式を変更する場合には、６．１に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統および機器の点検間隔を変更する場合には、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。

ａ．点検および取替結果の評価
ｂ．劣化トレンドによる評価
ｃ．類似機器等のベンチマークによる評価
ｄ．研究成果等による評価

⑶ 原子力部門は、保全の有効性評価の結果とその根拠および必要となる改善内容について記録する。

１１．施設管理の有効性評価

⑴ 原子力部門は、１０．の保全の有効性評価の結果および１．の施設管理目標の達成度から、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。

⑵ 原子力部門は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠および改善内容について記録する。

１２．構成管理

原子力部門は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。

⑴ 設計要件（第１４４条７．２．１に示す業務・原子炉施設に対する要求事項のうち、「構築物、系統、および機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第１９２条の２の設計に対する要求事項をいう。）

⑵ 施設構成情報（第１４４条４．２．１に示す文書のうち、「構築物、系統、および機器がどのようなものかを示す図書、情報」をいう。）

⑶ 物理的構成（実際の構築物、系統、および機器をいう。）

１３．情報共有

原子力部門は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、ＰＷＲ事業者連絡会を通じて他の原子炉設置者と情報共有を行う。

（設計管理）

第１９２条の２　原子力部門は、原子炉施設の工事を行う場合、新たな設計または過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。

２．原子力部門は、第１項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第１４４条７．３に従って実施する。

⑴ 保全の結果の反映および既設設備への影響の考慮を含む、機能および性能に関する要求事項

⑵ 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の規定および原子炉設置（変更）許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項

⑶ 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報

⑷ 設計・開発に不可欠なその他の要求事項

３．本条における設計管理には、次条に定める作業管理および第１９２条の４に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。

（作業管理）

第１９２条の３　原子力部門は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。

２．原子力部門は、原子炉施設の点検および工事を行う場合、原子炉施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。

⑴ 他の原子炉施設および周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷および劣化の防止

⑵ 供用中の原子炉施設に対する悪影響の防止

⑶ 供用開始後の管理上重要な初期データの採取

⑷ 作業工程の管理

⑸ 供用開始までの作業対象設備の管理

⑹ 第６章に基づく放射性廃棄物管理

⑺ 第７章に基づく放射線管理

３．原子力部門は、原子炉施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、または外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本項および第１５３条による巡視を定期的に行う。

（使用前事業者検査の実施）

第１９２条の４　所長は、設計および工事の計画の認可または設計および工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる原子炉施設について、設置または変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。

２．所長は、第１４５条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置または変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。

３．前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。

⑴ 検査の実施体制を構築する。

⑵ 検査要領書※1を定め、検査を実施する。

⑶ 検査対象の原子炉施設が次の基準に適合していることを判断するために必要な項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。

a. 設工認に従って行われたものであること。

b.「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。

⑷ 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号 a. および b. の基準に適合することを最終判断する。

４．検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。

⑴ 第１４５条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置または変更の工事を実施した組織とは別の組織の者

⑵ 検査対象となる設置または変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者

⑶ 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者

５．検査実施責任者は、検査内容および検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者および前項に規定する検査員の立会頻度を定め、立ち会う。

６．各課（室）長は、第３項および第４項に係る事項について、次の各号を実施する。

⑴ 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。

⑵ 検査に係る記録の管理を行う。

⑶ 検査に係る要員の教育訓練を行う。

※１：検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。

a. 構造、強度および漏えいを確認するために十分な方法

b. 機能および性能を確認するために十分な方法

c. その他設置または変更の工事がその設計および工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法

（定期事業者検査の実施）

第１９２条の５　所長は、原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期に確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。

２．所長は、第１４５条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備等の所管課（室）とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。

３．前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。

⑴ 検査の実施体制を構築する。

⑵ 検査要領書※1を定め、検査を実施する。

⑶ 検査対象の原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。

⑷ 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号の基準に適合することを最終判断する。

４．検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。

⑴ 第１４５条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設備管理部署とは別の組織の者

⑵ 検査対象となる設備の工事または点検の調達における供給者のなかで、当該工事または点検を実施する組織とは別の組織の者

⑶ 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者

５．検査実施責任者は、検査内容および検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者および前項に規定する検査員の立会頻度を定め、立ち会う。

６．各課（室）長は、第３項および第４項に係る事項について、次の各号を実施する。

⑴ 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。

⑵ 検査に係る記録の管理を行う。

⑶ 検査に係る要員の教育訓練を行う。

※１：各プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。

a. 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗および異常の発生状況を確認するために十分な方法

b. 試運転その他の機能および作動の状況を確認するために十分な方法

c. a、bによる方法のほか、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。

第１９３条　削除

第９章　非常時の措置

（原子力防災組織）

第１９４条　安全・防災室長は、原子力災害の発生または拡大を防止するため、図１９４に示す原子力防災組織を定めるにあたり、所長の承認を得る。

２．発電所原子力緊急時対策本部の本部長は、所長とする。ただし、安全・防災室長は、所長が不在の場合に備えて代行者を定めるにあたり、所長の承認を得る。

３．原子力災害対策特別措置法に基づく措置が必要な場合は、本規定にかかわらず当該措置を優先する（以下、本章において同じ）。

図１９４　　原子力防災組織図

班	班長	副班長	警戒体制 主　な　職　務	原子力防災体制 主　な　職　務
総務班	所長室課長（総務）	所長室の係長（地域担当を除く）	1．警戒本部の設営、運営、指令の伝達 2．連絡・通信手段の確保 3．要員の動員、輸送手段確保 4．原子力災害医療措置 5．緊急時活動用資機材の調達・輸送 6．見学者、協力会社員等の退避・避難措置 7．他の班に属さない事務事項	1．対策本部の設営、運営、指令の伝達 2．連絡・通信手段の確保 3．要員の動員、輸送手段確保 4．原子力災害医療措置 5．緊急時活動用資機材の調達・輸送 6．見学者、協力会社員等の退避・避難措置 7．他の班に属さない事務事項
広報班	所長室課長（地域）	所長室の係長（地域担当）	1．報道関係対応 2．見学者の退避誘導 3．広報活動	1．報道関係対応 2．見学者の退避誘導 3．広報活動（緊急時プレスを含む） 4．原子力防災センターにおける活動の支援
情報班	技術課長	技術課の係長	1．社内警戒本部との情報受理・伝達 2．発電所警戒本部内情報の整理・収集・記録・状況把握 3．国・自治体等関係者との連絡調整 4．社外関係機関への通報連絡および受信 5．広報用資料の集約 6．他の班に属さない技術事項	1．社内対策本部との情報受理・伝達 2．発電所対策本部内情報の整理・収集・記録・状況把握 3．国・自治体等関係者との連絡調整 4．社外関係機関への通報連絡および受信 5．広報用資料の集約 6．他の班に属さない技術事項
安全管理班	安全・防災室課長 原子燃料課長	安全・防災室の係長 原子燃料課の係長	1．事故状況の把握、評価 2．発電所構内の警備、立入制限 3．防護施設の運用	1．原子力災害合同対策協議会との情報交換 2．事故状況の把握、評価 3．事故時影響緩和操作の検討 4．発電所構内の警備、立入制限 5．防護施設の運用 6．原子力防災センターにおける活動の支援
放射線管理班	放射線管理課長	放射線管理課の係長	1．発電所内外の放射線・放射能の測定、状況把握 2．被ばく管理、汚染除去・拡大防止措置 3．放射線管理資機材の整備・点検 4．災害対策活動に伴う放射線防護措置	1．発電所内外の放射線・放射能の測定、状況把握 2．被ばく管理、汚染除去・拡大防止措置 3．放射線管理資機材の整備・点検 4．災害対策活動に伴う放射線防護措置 5．原子力防災センターにおける活動の支援
発電班	発電室長	発電室の係長、定検課長、廃止措置管理課長、当直課長、当直長、当直主任	1．事故状況の把握・整理 2．事故拡大防止のための措置 3．発電所設備の保安維持 4．消火活動	1．事故状況の把握・整理 2．事故拡大防止のための措置 3．発電所設備の保安維持 4．原子力災害合同対策協議会における情報収集 5．消火活動
保修班	保全計画課長 電気保修課長 機械保修課長 土木建築課長	保全計画課、電気保修課、機械保修課、土木建築課の係長	1．事故原因の究明、応急対策の立案・実施 2．発電所諸設備の整備・点検 3．見学者、協力会社員等の退避・避難措置 4．負傷者救助 5．消火活動	1．事故原因の究明、応急対策の立案・実施 2．発電所諸設備の整備・点検 3．見学者、協力会社員等の退避・避難措置 4．負傷者救助 5．消火活動 6．遠隔操作が可能な装置等の操作
特命班	副本部長または 本部附	発電所対策本部長が指名した者	1．不測の事態への対応	1．不測の事態への対応

＊1：原子力防災管理者は、複数号炉で同時に特定事象が発生した場合または特定事象に至ると判断した場合、以下の対応を行う。
・副本部長または本部附から号炉ごとの指揮者を指名して必要な対応にあたらせる。
・号炉ごとの対応者を明確にするよう発電所対策本部の各班長に指示する。

（原子力防災要員）

第１９５条　安全・防災室長は、原子力災害対策特別措置法第８条第３項に規定する原子力防災要員を定めるにあたり、所長の承認を得る。

（緊急作業従事者の選定）

第１９６条　放射線管理課長は、次の各号全ての要件に該当する所員および請負会社従業員等の放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。）から、緊急作業に従事させるための要員（以下、「緊急作業従事者」という。）を選定し、所長の承認を得る。

⑴ 表１９６の緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、社長に書面で申し出た者

⑵ 表１９６の緊急作業についての訓練を受けた者

⑶ 実効線量について２５０ミリシーベルトを線量限度とする緊急作業に従事する者にあっては、第１９５条に定める原子力防災要員、原子力災害対策特別措置法第９条第１項に規定する原子力防災管理者または同法同条第３項に規定する副原子力防災管理者であること。

表１９６

分　　類	項　　目	時間
教育	緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能および使用方法等）	３時間以上
	電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法および被ばく線量の管理の方法に関する知識	１時間以上
訓練	緊急作業の方法※1	３時間以上
	緊急作業で使用する施設および設備の取扱い※2	３時間以上

※１：兼用できる訓練

・第２０６条のうち、緊急作業の方法に関する訓練

※２：兼用できる訓練

・第１５８条第１項、第１９９条および第２０６条のうち、緊急作業で使用する施設および設備の取扱いに関する訓練

（原子力防災資機材等の整備）

第１９７条　安全・防災室長は、原子力防災組織の活動に必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器等を定めるにあたり、所長の承認を得る。

（通報経路）

第１９８条　安全・防災室長は、警戒事象が発生した場合、または特定事象等が発生した場合の社内および国、県、町等の社外関係機関との連絡経路または通報経路を定めるにあたり、所長の承認を得る。

（原子力防災訓練）

第１９９条　安全・防災室長は、原子力防災組織の構成員等に対して非常事態に対処するための総合的な訓練を発電所で１年に１回以上実施し、所長に報告する。

（通　報）

第２００条　各課（室）長は、警戒事象が発生した場合、または特定事象等が発生した場合は、第１９８条に定める経路に従って所長に報告する。

２．所長は、警戒事象の発生、または特定事象等の発生について報告を受け、もしくは自ら発見した場合は、第１９８条に定める経路に従って社内および社外関係機関に連絡または通報する。

（原子力防災体制等の発令）

第２０１条　所長は、警戒事象の発生について報告を受け、または自ら発見した場合は、警戒体制を発令して、発電所警戒本部の要員を召集し、発電所警戒本部を設置する。

　所長は、警戒体制、または原子力防災体制を発令した場合は、直ちに原子力発電部門統括に報告する。

２．所長は、特定事象等の発生について報告を受け、または自ら発見した場合は、原子力防災体制を発令して、発電所原子力緊急時対策本部の要員を召集し、発電所原子力緊急時対策本部を設置する。

　所長は、原子力防災体制を発令した場合は、直ちに原子力発電部門統括に報告する。

（応急措置）

第２０２条　本部長は、原子力防災組織を統括し、原子力防災体制等を発令した場合において、次の応急措置を実施する。

(1) 退避誘導および構内入域制限
(2) 消火活動
(3) 原子力災害医療
(4) 汚染拡大の防止
(5) 線量評価
(6) 応急復旧
(7) 原子力災害の拡大防止を図るための措置

（緊急時における活動）

第２０３条　原子力緊急事態宣言発出後、本部長は、第２０２条で定める応急措置を継続実施する。

（緊急作業従事者の線量管理等）

第２０４条　本部長は、緊急作業従事者が緊急作業期間中に受ける線量を可能な限り低減するため、次の事項を実施する。

⑴ 緊急作業従事者が緊急作業に従事する期間中の実効線量および等価線量を表２０４に定める項目および頻度に基づき評価するとともに、法令に定める線量限度を超えないように被ばく線量の管理を実施する。

⑵ 原子炉施設の状況および作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じる。

２．本部長は、緊急作業従事者に対し、緊急作業期間中および緊急作業に係る業務から離れる際、医師による健康診断を実施する。

表２０４

項　　目	頻　　度
外部被ばくによる線量	１ヶ月※1に１回
内部被ばくによる線量	１ヶ月※1に１回

※１：毎月１日を始期とする。

（原子力防災体制等の解除）

第２０５条　本部長は、事象が収束し、警戒体制または原子力防災体制を継続する必要がなくなった場合は、警戒体制または原子力防災体制を解除し、その旨を社内および社外関係機関に連絡する。

第１０章　保安教育

（所員への保安教育）

第２０６条　所長室長は、毎年度、原子炉施設の運転、管理および廃止措置を行う所員への保安教育実施計画を表２０６－１、表２０６－２および表２０６－３の実施方針に基づいて作成し、廃止措置主任者の確認を得て、所長の承認を得る。

２．所長室長は、第１項の保安教育実施計画の策定にあたり、第１４８条第２項に基づき運営委員会の確認を得る。

３．各課（室）長は、第１項の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施するとともに年度毎に実施結果を所長に報告する。

　ただし、各課（室）長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。

４．所長室長は、具体的な保安教育内容の見直し頻度を定める。

５．各課（室）長は、具体的な保安教育の内容を定めるとともに所長室長が定める見直し頻度に従い、必要な見直しを行う。

表２０６－１

保安教育実施方針（総括表）

保安教育の内容					対象者と教育時間　※３					
					運転員（１，２号炉担当および３，４号炉担当）					
大分類	中分類（実用炉規則第９２条の内容）	小分類（項目）	内　　容	実施時期	当直課長 当直長	その他運転員（３，４号炉の当直主任、当直班長、原子炉制御員、主機運転員および補機運転員を含む）	放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者	燃料の運搬または貯蔵の業務に関わる者	左記以外の技術系所員	事務系所員
入所時に実施する教育 ※１	関係法令および保安規定の遵守に関すること	原子炉等規制法および法令等の遵守※２	原子炉等規制法に関連する法令の概要および法令等の遵守※２	入所時（原子力発電所新規配属時）	◎ （１時間以上）	◎ （１時間以上）	◎ （１時間以上）	◎ （１時間以上）	◎ （１時間以上）	◎ （１時間以上）
	原子炉施設の構造、性能に関すること	設備概要、主要系統の機能	原子炉のしくみ		◎ （0.5時間以上）	◎ （0.5時間以上）	◎ （0.5時間以上）	◎ （0.5時間以上）	◎ （0.5時間以上）	◎ （0.5時間以上）
			原子炉容器等主要機器の構造に関すること 原子炉冷却系統等主要系統の機能・性能に関すること		◎ （0.5時間以上）	◎ （0.5時間以上）	◎ （0.5時間以上）	◎ （0.5時間以上）	○ （0.5時間以上）	×
	原子炉施設の廃止措置に関すること		原子炉施設の廃止措置の概要		◎ （0.5時間以上）	◎ （0.5時間以上）	◎ （0.5時間以上）	◎ （0.5時間以上）	◎ （0.5時間以上）	◎ （0.5時間以上）
	非常の場合に講ずべき処置に関すること		非常時の場合に講ずべき処置の概要		◎ （0.5時間以上）	◎ （0.5時間以上）	◎ （0.5時間以上）	◎ （0.5時間以上）	◎ （0.5時間以上）	◎ （0.5時間以上）
放射線業務従事者教育 ※１	関係法令および保安規定の遵守に関すること		法、令、労働安全衛生規則および電離放射線障害防止規則の関係条項	管理区域内において核燃料物質、使用済燃料またはこれらによって汚染された物を取り扱う業務に就かせるとき	対象者と教育時間は、表２０６－２参照					
	原子炉施設の構造、性能に関すること		原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の構造に関すること							
	放射線管理に関すること		原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の取扱いの方法							
			管理区域への立入りおよび退去の手順							
			外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物質の濃度の監視の方法							
			電離放射線が生体の細胞、組織、器官および全身に与える影響							
	核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること		核燃料物質または使用済燃料またはこれらによって汚染された物の種類および性状ならびに運搬、貯蔵、廃棄の作業の方法・順序							
	非常の場合に講ずべき処置に関すること		異常な事態が発生した場合における応急措置の方法							
その他反復教育	関係法令および保安規定の遵守に関すること	原子炉施設保安規定および法令等の遵守※２	総則、品質保証、保安管理体制、保安教育、記録および報告に関することおよび法令等の遵守※２	１回／１０年毎以上	対象者と実施時期、教育時間については、表２０６－３参照				○ （１時間以上）	○ （１時間以上）
	原子炉施設の廃止措置の運用に関すること	廃止措置管理	通則、施設運用上の基準に関すること						○ （１時間以上）	×
			巡視に関すること						×	
			定期的に実施するサーベイランスに関すること							
			異常時対応（現場機器対応）							
			異常時対応（中央制御室内対応）							
			異常時対応（指揮、状況判断）							
		施設管理	施設管理計画に関すること						○ （１時間以上）	×
	放射線管理に関すること	放射線管理	放射線測定器の取扱い		◎ （１時間以上）	◎ （１時間以上）	◎ （１時間以上）	◎ （１時間以上）	○ （１時間以上）	
			管理区域への出入り管理等、区域管理に関すること							
			線量限度等、被ばく管理に関すること							
			外部放射線に係る線量当量率等の測定に関すること							
			管理区域外への移動等物品移動の管理に関すること							
			請負会社等の放射線防護に関すること							
	核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること	放射性廃棄物管理	放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関すること		対象者と実施時期、教育時間については、表２０６－３参照				○ （０．５時間以上）	×
		燃料管理	燃料管理における臨界管理						○ （０．５時間以上）	
			燃料の運搬および貯蔵に関すること							
	非常の場合に講ずべき処置に関すること		緊急事態応急対策等、原子力防災対策活動に関すること（アクシデントマネジメント対応を含む）		◎ （0.5時間以上）	◎ （0.5時間以上）	◎※４ （0.5時間以上）	◎※４ （0.5時間以上）	◎※４ （0.5時間以上）	◎※４ （0.5時間以上）

※１：各課（室）長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。
※２：法令等の遵守とは、関係法令および保安規定の遵守に関することをいう。
※３：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。
※４：アクシデントマネジメント対応については、支援組織要員を対象とする。

◎：全員が教育の対象者（関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり）
○：業務に関連する者が教育の対象（関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり）
×：教育の対象外
（ ）：合計の教育時間

表２０６－２

保安教育実施方針（放射線業務従事者教育）

総括表中分類との対応	内　　容	対象者と教育時間　※２						電離放射線障害防止規則の分類
		運転員（１，２号炉担当および３，４号炉担当）			燃料の運搬または貯蔵の業務に関わる者	左記以外の技術系所員	事務系所員	
		当直課長 当直長	その他運転員 （３，４号炉の当直主任、当直班長、原子炉制御員、主機運転員および補機運転員を含む）	放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者				
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること　※１	①核燃料物質または使用済燃料の種類および性状 ②核燃料物質または使用済燃料によって汚染された物の種類および性状	◎ （０．５時間以上）	◎ （０．５時間以上）	◎ （０．５時間以上）	◎ （０．５時間以上）	○ （０．５時間以上）	○ （０．５時間以上）	核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染された物に関する知識
放射線管理に関すること　※１	①管理区域に関すること	◎ （１．５時間以上）	◎ （１．５時間以上）	◎ （１．５時間以上）	◎ （１．５時間以上）	○ （１．５時間以上）	○ （１．５時間以上）	原子炉施設における作業の方法に関する知識
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること　※１	②核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵および廃棄の作業の方法および順序							
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※１	③核燃料物質または使用済燃料によって汚染された設備の保全の作業の方法および順序							
放射線管理に関すること　※１	④外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物質の濃度の監視の方法							
放射線管理に関すること　※１	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認および汚染の除去の方法							
非常の場合に講ずべき処置に関すること　※１	⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法							
・原子炉施設の構造、性能に関すること ・放射線管理に関すること ※１	原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の構造および取扱いの方法	◎ （１．５時間以上）	◎ （１．５時間以上）	◎ （１．５時間以上）	◎ （１．５時間以上）	○ （１．５時間以上）	○ （１．５時間以上）	原子炉施設に係る設備の構造および取扱いの方法に関する知識
放射線管理に関すること　※１	①電離放射線の種類および性質 ②電離放射線が生体の細胞、組織、器官および全身に与える影響	◎ （０．５時間以上）	◎ （０．５時間以上）	◎ （０．５時間以上）	◎ （０．５時間以上）	○ （０．５時間以上）	○ （０．５時間以上）	電離放射線の生体に与える影響
関係法令および保安規定の遵守に関すること　※１	法、令、労働安全衛生規則および電離放射線障害防止規則の関係条項	◎ （１時間以上）	◎ （１時間以上）	◎ （１時間以上）	◎ （１時間以上）	○ （１時間以上）	○ （１時間以上）	関係法令
放射線管理に関すること　※１	①管理区域への立入りおよび退去の手順	◎ （２時間以上）	◎ （２時間以上）	◎ （２時間以上）	◎ （２時間以上）	○ （２時間以上）	○ （２時間以上）	原子炉施設における作業の方法および同施設に係る設備の取扱い
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること　※１	②核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵および廃棄の作業							
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること　※１	③核燃料物質または使用済燃料によって汚染された設備の保全の作業							
放射線管理に関すること　※１	④外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物質の濃度の監視							
放射線管理に関すること　※１	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認および汚染の除去							
・原子炉施設の構造、性能に関すること ・放射線管理に関すること ※１	⑥原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の取扱い							
非常の場合に講ずべき処置に関すること　※１	⑦異常な事態が発生した場合における応急の措置							

※１：各課（室）長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。

※２：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

◎：全員が教育の対象者

○：業務に関連する者が教育の対象

（ ）：合計の教育時間

表２０６－３

保安教育実施方針（運転員等）

保安教育の内容			具体的教育内容	対象者　※１				実施時期および教育時間
				運転員（１，２号炉担当および３，４号炉担当）			燃料の運搬または貯蔵の業務に関わる者	
中分類	小分類（項目）	細目		当直課長 当直長	その他運転員 （３，４号炉の当直主任、当直班長、原子炉制御員、主機運転員および補機運転員を含む）	放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者		
関係法令および保安規定の遵守に関すること	原子炉施設保安規定および法令等の遵守※２		総則、品質保証、保安管理体制、保安教育、記録および報告に関する規則の概要および法令等の遵守※２	◎	◎	◎	◎	＜運転員＞ ３年間で２０時間以上※３ ＜放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者＞ ３年間で２４時間以上※３ ＜燃料の運搬または貯蔵の業務に関わる者＞ ３年間で２時間以上※３
			保安に関する各組織および各職務の具体的役割と確認すべき記録	◎	×	×	×	
原子炉施設の廃止措置の運用に関すること	廃止措置管理	廃止措置管理	廃止措置管理の通則の概要、適用と根拠 施設運用上の基準の概要、具体的値と基準を超えた場合の措置	◎	◎※４	◎ （放射性廃棄物処理設備に関することのみ）	×	
			施設運用上の基準および基準を超えた場合の措置の根拠と運用	◎	×	×	×	
		巡視・定期的検査	巡視の範囲と確認項目およびその根拠 定期的に実施するサーベイランスの内容と頻度および基準値	◎	◎※５	◎ （放射性廃棄物処理設備に関することのみ）	×	
		異常時対応	（現場操作） 各設備の運転操作の概要、警報発生時の対応操作	◎	◎※６	◎ （放射性廃棄物処理設備に関することのみ）	×	
			（中央制御室） 各設備の運転操作と監視項目、警報発生時の対応操作			×		
			（指揮、状況判断） 警報発生時の監視項目	◎	×	×	×	
	施設管理	施設管理計画に関すること	定期事業者検査時の検査項目概要	◎	◎	×	×	
			定期事業者検査時の検査項目の根拠	◎	×	×	×	
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること	放射性廃棄物管理	放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関すること		◎	◎	◎ （放射性廃棄物処理設備に関することのみ）	×	
	燃料管理	燃料の臨界管理に関すること		◎	◎	×	◎	
		燃料の運搬および貯蔵に関すること						

※１：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。
※２：法令等の遵守とは、関係法令および保安規定の遵守に関することをいう。
※３：記載するに当たっての考えは、以下のとおり。
・本教育は、同一細目であっても対象者の職位に応じて理解の範囲、深さに差がある（ある教育で、複数の細目をカバーする場合もある）。
・この○年間で○○時間以上とは、運転員が行う一連の教育の時間であり、上表はこの教育時間の中に含まれている（上述の表の細目の時間を累積した時間ではない）。
・各細目の内容が密接に関わっていることから細目毎の時間の区別は行わない。
※４：具体的教育内容のうち、以下内容については３，４号炉補機運転員を除く。
廃止措置管理の通則の適用と根拠
施設運用上の基準の具体的値と基準を超えた場合の措置
※５：具体的教育内容のうち、以下内容については３，４号炉補機運転員を除く。
巡視の確認項目の根拠
定期的に実施するサーベイランスの基準値
※６：具体的教育内容のうち、以下内容については３，４号炉補機運転員を除く。
（中央制御室）
各設備の運転操作と監視項目、警報発生時の対応操作

◎：全員が教育の対象者（関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり）
×：教育の対象外

（請負会社従業員への保安教育）

第２０７条　所長室長は、原子炉施設に関する作業を請負会社が行う場合は、当該請負会社従業員の発電所入所時に安全上必要な教育が表２０７の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。

ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。

２．放射線管理課長は、原子炉施設に関する作業のうち、管理区域内における業務を請負会社が行う場合は、当該業務に従事する請負会社従業員に対し、安全上必要な教育が表２０７の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。

ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。

３．各課（室）長（当直課長および当直長を除く。）は、原子炉施設の運転に関する業務の補助、放射性廃棄物処理設備に関する業務の補助または燃料の運搬または貯蔵※１に関する業務の補助を請負会社に行わせる場合は、当該業務に従事する請負会社従業員に対し、表２０６－１、表２０６－２および表２０６－３の実施方針のうち「その他運転員」、「放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者」、「燃料の運搬または貯蔵の業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、廃止措置主任者の確認を得て、所長の承認を得る。

４．各課（室）長（当直課長および当直長を除く。）は、第３項の保安教育実施計画に基づいた保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を所長に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。

ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。

※１：燃料の運搬または貯蔵とは、使用済燃料ピットにおける使用済燃料ピットクレーンを用いた燃料の運搬または貯蔵をいう

表２０７

保安教育実施方針（請負会社）

（１）発電所入所時に安全上必要な教育

保安教育の内容					対象者　※２	
大分類	中分類（実用炉規則第９２条の内容）	小分類（項目）	内　　容	実施時期	放射線業務従事者	放射線業務従事者以外
入所時に実施する教育※１	原子炉施設の構造・性能および廃止措置に関すること		作業上の留意事項	入所時	◎	○
	非常の場合に講ずべき処置に関すること		非常時の場合に講ずべき処置の概要		◎	◎
	関係法令および保安規定の遵守に関すること		関係法令および保安規定の遵守に関すること		◎	◎

（２）放射線業務従事者に対する教育

保安教育の内容			対象者と教育時間　※２		電離放射線障害防止規則の分類
総括表中分類との対応	内　　容	実施時期	放射線業務従事者	放射線業務従事者以外	
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること　※１	①核燃料物質または使用済燃料の種類および性状 ②核燃料物質または使用済燃料によって汚染された物の種類および性状	管理区域内において核燃料物質､使用済燃料またはこれらによって汚染された物を取り扱う業務に就かせるとき	◎ （０．５時間以上）	×	核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染された物に関する知識
放射線管理に関すること　※１	①管理区域に関すること				
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること　※１	②核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵および廃棄の作業の方法および順序		◎ （１．５時間以上）	×	原子炉施設における作業の方法に関する知識
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること　※１	③核燃料物質または使用済燃料によって汚染された設備の保全の作業の方法および順序				
放射線管理に関すること　※１	④外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物質の濃度の監視の方法				
放射線管理に関すること　※１	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認および汚染の除去の方法				
非常の場合に講ずべき処置に関すること　※１	⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法				
・原子炉施設の構造、性能に関すること ・放射線管理に関すること ※１	原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の構造および取扱いの方法		◎ （１．５時間以上）	×	原子炉施設に係る設備の構造および取扱いの方法に関する知識
放射線管理に関すること　※１	①電離放射線の種類および性質 ②電離放射線が生体の細胞、組織、器官および全身に与える影響		◎ （０．５時間以上）	×	電離放射線の生体に与える影響
関係法令および保安規定の遵守に関すること　※１	法、令、労働安全衛生規則および電離放射線障害防止規則の関係条項		◎ （１時間以上）	×	関係法令
放射線管理に関すること　※１	①管理区域への立入りおよび退去の手順		◎ （２時間以上）	×	原子炉施設における作業の方法および同施設に係る設備の取扱い
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること　※１	②核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵および廃棄の作業				
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること　※１	③核燃料物質または使用済燃料によって汚染された設備の保全の作業				
放射線管理に関すること　※１	④外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物質の濃度の監視				
放射線管理に関すること　※１	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認および汚染の除去				
・原子炉施設の構造、性能に関すること ・放射線管理に関すること ※１	⑥原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の取扱い				
非常の場合に講ずべき処置に関すること　※１	⑦異常な事態が発生した場合における応急の措置				

※１：各課（室）長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。

※２：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

◎：全員が教育の対象者
○：業務に関連する者が教育の対象
×：教育の対象外
（ ）：合計の教育時間

第１１章　記録および報告

（記　録）

第２０８条　各課（室）長は、表２０８－１および表２０８－２に定める保安に関する記録を適正※1に作成(表２０８－１第１項を除く)し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。

２. 原子力部門は、表２０８－３に定める保安に関する記録を適正※1に作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。

３. 各課（室）長は、表２０８－４に定める保安に関する記録を保存する。

※１：適正とは、不正行為がなされていないことをいう(以下、本条において同じ)。

表２０８－１

記録（実用炉規則第６７条に基づく記録）	記録すべき場合※2	保存期間
１. 使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認の時までの期間
２. 施設管理の実施状況およびその担当者の氏名 (1) 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名 (2) 保全の結果（安全上重要な機器等の工事については、法令に基づく必要な手続きの要否の確認結果を含む。）およびその担当者の氏名 (3) 保全の結果の確認・評価およびその担当者の氏名 (4) 不適合管理、是正処置、未然防止処置およびその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した原子炉施設の解体または廃棄をした後５年が経過するまでの期間
３. 施設管理方針、施設管理目標および施設管理実施計画の評価の結果およびその評価の担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価およびその担当者の氏名 (2) 施設管理の有効性評価およびその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標または施設管理実施計画の改定までの期間
４. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置または配置替えの都度	５年間
５. 使用済燃料の払出し時における放射能の量	払出しの都度	１０年間

※２：記録可能な状態において常に記録することを意味しており、点検・故障または消耗品の取替えにより記録不能な期間を除く。

表２０８－１（続き）

記録（実用炉規則第６７条に基づく記録）	記録すべき場合※2	保存期間
６．使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率	使用済燃料の貯蔵施設の記録にあっては毎日１回、使用済燃料の貯蔵施設以外の施設の記録にあっては毎週１回	１０年間
７．放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の１日間および３月間についての平均濃度	１日間の平均濃度にあっては毎日１回、３月間の平均濃度にあっては３月毎に１回	１０年間
８．管理区域における外部放射線に係る１週間の線量当量、空気中の放射性物質の１週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週１回	１０年間
９．放射線業務従事者の４月１日を始期とする１年間の線量、女子※3の放射線業務従事者の４月１日、７月１日、１０月１日および１月１日を始期とする各３月間の線量ならびに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあっては出産までの間毎月１日を始期とする１月間の線量	１年間の線量にあっては毎年度１回、３月間の線量にあっては３月毎に１回、１月間の線量にあっては１月毎に１回	※４
10. ４月１日を始期とする１年間の線量が２０ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該１年間を含む原子力規制委員会が定める５年間の線量	原子力規制委員会が定める５年間において毎年度１回（左欄に掲げる当該１年間以降に限る）	※４
11. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期および終期ならびに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	※４
12. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴および原子力規制委員会が定める５年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	※４

※３：妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。

※４：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合、またはその記録を保存している期間が５年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間

表２０８－１（続き）

記録（実用炉規則第６７条に基づく記録）	記録すべき場合※2	保存期間
13. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の日時および経路	運搬の都度	１年間
14. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の日、場所および方法	その廃棄の都度	※５
15. 放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固型化した場合には、その方法	封入または固型化の都度	※５
16. 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合には、その状況および担当者の氏名	広がりの防止および除去の都度	１年間
17. 事故の発生および復旧の日時	その都度	※５
18. 事故の状況および事故に際して採った処置	同上	※５
19. 事故の原因	同上	※５
20. 事故後の処置	同上	※５
21. 風向および風速	連続して	１０年間
22. 降雨量	同上	１０年間
23. 大気温度	同上	１０年間
24. 保安教育の実施計画	策定の都度	３年間
25. 保安教育の実施日時、項目および受けた者の氏名	実施の都度	３年間
26. 廃止措置に係る工事の方法、時期および対象となる原子炉施設の設備の名称	廃止措置計画に記載された工事の各工程の終了の都度	※５

※５：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間。

表２０８－１（続き）

記録（実用炉規則第６７条に基づく記録）	記録すべき場合※2	保存期間
27. 放射能濃度確認対象物の発生状況および汚染の状況について調査を行った結果※6	調査の都度	発電所から搬出された後１０年間
28. 放射能濃度確認対象物の材質および重量※6	調査の都度	発電所から搬出された後１０年間
29. 放射能濃度確認対象物について放射性物質による汚染の除去を行った場合は、その結果※6	その都度	発電所から搬出された後１０年間
30. 放射能濃度確認対象物中の放射性物質について計算による評価を行った場合は、その計算条件および結果※6	その都度	発電所から搬出された後１０年間
31. 評価に用いる放射性物質の選択を行った結果※6	選択の都度	発電所から搬出された後１０年間
32. 放射能濃度の決定を行う方法について評価を行った結果※6	評価の都度	発電所から搬出された後１０年間
33. 放射性物質の放射能濃度の測定条件※7	測定または評価の都度	発電所から搬出された後１０年間
34. 放射能濃度の測定結果※7	測定または評価の都度	発電所から搬出された後１０年間
35. 放射能濃度確認対象物中の放射能濃度の決定を行った結果※7	測定または評価の都度	発電所から搬出された後１０年間
36. 測定に用いた放射線測定装置の点検・校正・保守・管理を行った結果※7	その都度	発電所から搬出された後１０年間
37. 放射能濃度確認対象物の測定および評価に係る教育・訓練の実施日時および項目※7	その都度	発電所から搬出された後１０年間
38. 放射能濃度確認対象物の管理について点検等を行った結果に係る記録	その都度	発電所から搬出された後１０年間

※６：放射能濃度確認対象物中の放射能濃度についてあらかじめ行う調査に係る記録

※７：放射能濃度確認対象物の測定および評価に係る記録

表２０８－２

記録（実用炉規則第１４条の３ および第５７条に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間
１．使用前事業者検査の結果の記録 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	当該使用前事業者検査に係る発電用原子炉施設の存続する期間
２．定期事業者検査の結果の記録 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	その発電用原子炉施設が廃棄された後５年が経過するまでの期間

表２０８－３

記録（実用炉規則第６７条に基づく記録）※6	記録すべき場合	保存期間
１．品質方針および品質目標	変更の都度	変更後５年が経過するまでの期間
２．第１４４条に定める品質マネジメントシステム計画および原子力発電の安全に係る品質保証規程	変更の都度	変更後５年が経過するまでの期間
３．品管規則の要求事項に基づき作成する次の社内標準 (1) 原子力部門における文書・記録管理通達 (2) 原子力部門における内部監査通達 (3) 不適合管理および是正処置通達 (4) 未然防止処置通達	変更の都度	変更後５年が経過するまでの期間
４．実効性のあるプロセスの計画的な実施および管理がなされるようにするために必要な次の文書 (1) グレード分け通達 (2) 安全文化通達 (3) 品質目標通達 (4) 内部コミュニケーション通達 (5) 要員・組織計画通達 (6) 教育・訓練通達 (7) 廃止措置管理通達 (8) 運転管理通達 (9) 原子燃料管理通達 (10) 放射性廃棄物管理通達 (11) 放射線管理通達 (12) 施設管理通達 (13) 非常時の措置通達 (14) 原子燃料サイクル通達 (15) 原子力技術業務要綱 (16) 外部コミュニケーション通達 (17) 設計・開発通達 (18) 原子力部門における調達管理通達 (19) 監視機器・測定機器管理通達 (20) 検査・試験通達 (21) データ分析通達	変更の都度	変更後５年が経過するまでの期間

※６：表２０８－１および表２０８－２に掲げるものを除く。

表２０８－３（続き）

記録（実用炉規則第６７条に基づく記録）※6	記録すべき場合	保存期間
５．品管規則の要求事項に基づき作成する次の記録 (1) マネジメントレビューの結果の記録 (2) 要員の力量および教育訓練その他の措置に係る記録 (3) 個別業務に必要なプロセスおよび当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録（本項の他で定めるものを除く。） (4) 個別業務等要求事項の審査の結果の記録および当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録 (5) 設計開発に用いる情報に係る記録 (6) 設計開発レビューの結果の記録および当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録 (7) 設計開発の検証の結果の記録および当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録 (8) 設計開発妥当性確認の結果の記録および当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録 (9) 設計開発の変更に係る記録 (10) 設計開発の変更の審査、検証および妥当性確認の結果の記録およびその結果に基づき講じた措置に係る記録 (11) 供給者の評価の結果の記録および当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録 (12) 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認の結果の記録 (13) 機器等または個別業務に関するトレーサビリティの記録 (14) 組織の外部の者の物品を所持している場合の記録 (15) 当該計量の標準が存在しない場合における、校正または検証の根拠の記録 (16) 監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合における、従前の監視測定の結果の妥当性を評価した記録 (17) 監視測定のための設備の校正および検証の結果の記録 (18) 内部監査結果の記録 (19) 使用前事業者検査等または自主検査等の結果に係る記録 (20) プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録 (21) 不適合の内容の記録および当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録 (22) 講じた全ての是正処置およびその結果の記録 (23) 講じた全ての未然防止処置およびその結果の記録	作成の都度	５年

表２０８－４

記録項目	保存期間
１．熱出力	１０年間
２．炉心の中性子束密度	１０年間
３．炉心の温度	１０年間
４．冷却材入口温度	１０年間
５．冷却材出口温度	１０年間
６．冷却材圧力	１０年間
７．冷却材流量	１０年間
８．原子炉内における燃料体の配置	取出後１０年間
９．警報装置から発せられた警報の内容	１年間
10．運転責任者の氏名および運転員の氏名ならびにこれらの者の交代の日時および交代時の引継事項	１年間
11．燃料体の形状または性状に関する検査の結果	取出後１０年間
12．定期事業者検査の結果の記録 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	※７

※７：その発電用原子炉施設が廃棄された後５年が経過するまでの期間

（報　告）

第２０９条　各課（室）長は、次に定める事項について、直ちに所長および廃止措置主任者に報告する。

⑴ 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合（第１６４条関連）

⑵ 放射性液体廃棄物または放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合（第１７３条または第１７４条関連）

⑶ 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合（第１８６条関連）

⑷ 実用炉規則第１３４条第３号※1、第４号※1、第６号から第１２号および第１４号に定める報告事象が生じた場合

２．前項に定める事項が発生した場合は、その旨を社長に報告する。

※１：新燃料貯蔵設備、使用済燃料貯蔵設備および燃料取扱設備に限る。

附　則（平成２３年５月１１日　１７原安防通達第３号－２２）
（施行期日）
第　１　条　この通達は、平成２３年５月１２日から施行する。
２．第８０条（ディーゼル発電機　－モード１、２、３および４以外－）の表８０－１について、非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能な場合、他の号炉のディーゼル発電機または移動式発電装置を非常用発電機とみなすことができる。

附　則（２０２３年５月１７日　平成２６原安防通達第４号－２７）
（施行期日）
第　１　条　この通達は、２０２３年５月１８日から施行する。
２．本通達施行の際、火災防護対象ケーブルの系統分離対策に関連する規定については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第４３条の３の１１第１項の使用前事業者検査の完了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。

添付１　異常時の運転操作基準

（第９７条関連）

異常時の運転操作基準（３号炉および４号炉）

炉心は発電所において最大の放射能インベントリを有する部分であるので、著しい放射能の放出となる炉心の損傷を防止するために、原子炉内の核分裂反応を停止し炉心の冷却を維持すること、および発電所外への放射能の放出を防止するために、原子炉格納容器の健全性を確保することを目的として、原子炉の未臨界の維持、原子炉冷却の維持、原子炉格納容器健全性の確保に関する以下の事象ベース運転操作基準および安全機能ベース運転操作基準を定め、異常発生時の運転操作を実施する場合の指針として使用する。

異常発生時には、事象ベース運転操作基準の導入条件および安全機能ベース運転操作基準の導入条件である安全機能パラメータを監視し、事象に適した運転操作基準を使用する。

事象ベース運転操作基準が適用できない場合または事象ベース運転操作基準による操作中において、安全機能パラメータが安全機能ベース運転操作基準の導入条件となれば、安全機能ベース運転操作基準に移行し安全機能の回復を図る。

これらの運転操作基準による対応で事故収束せず、炉心損傷に至った場合は、炉心の著しい損傷が発生した場合に対処する手順に移行し、対応処置を実施する。

なお、当直課長は、安全上必要と判断した場合は、本運転操作基準にかかわらず、安全側の処置を講じることができる。

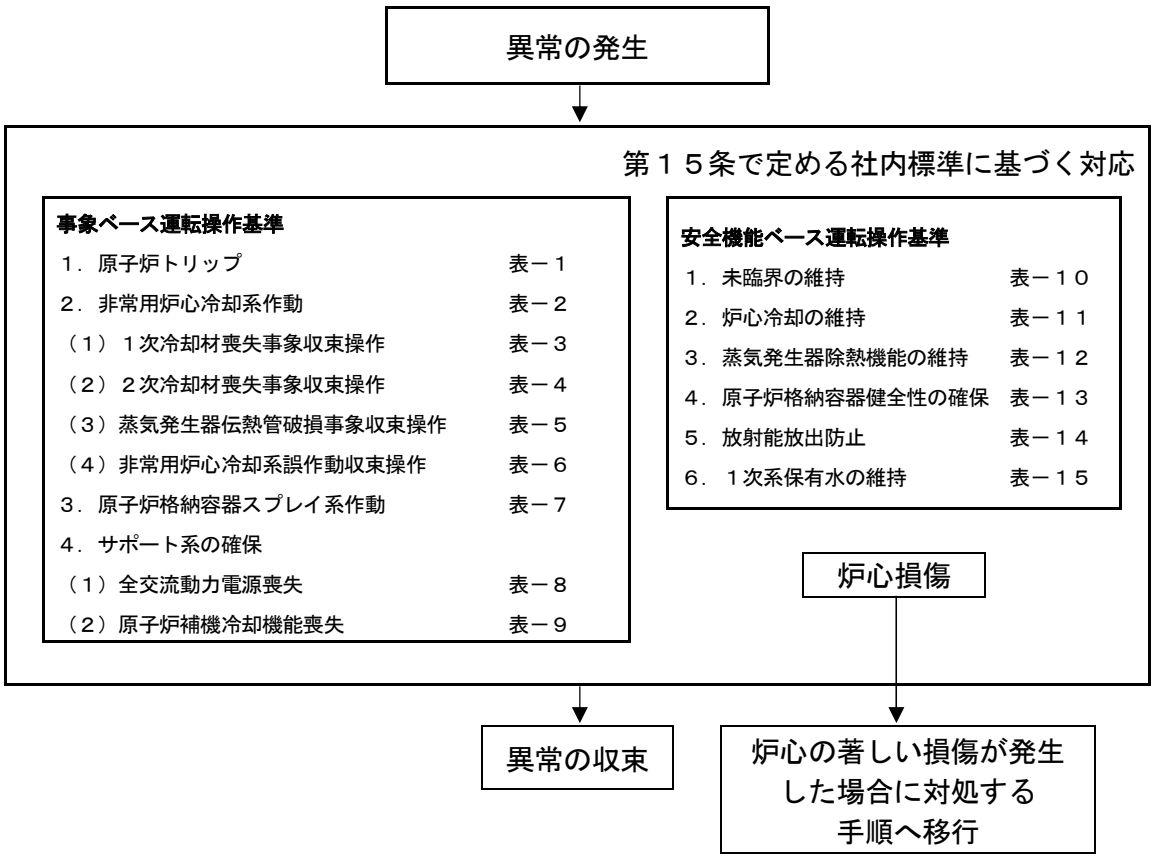

表－１（３号炉および４号炉）

事象ベース運転操作基準

１．原子炉トリップ

① 目　的

・原子炉を停止し、未臨界を維持する。

・原子炉停止後の炉心崩壊熱を除去し、モード３（高温停止）を確立する。

② 導入条件

・原子炉トリップ設定値に達した場合

・原子炉トリップ設定値に達する前に原子炉を手動トリップした場合

③ 主な監視操作内容

原子炉トリップの確認

１．原子炉トリップの警報発信を確認する。

２．制御棒が全挿入し原子炉がトリップしたことを、以下により確認する。なお、原子炉が自動トリップする設定値になっても、自動トリップしない場合には、手動によりトリップを行う。

・原子炉トリップしゃ断器の開放表示灯の点灯

・制御棒炉底位置表示灯の点灯

・中性子束出力指示値の低下

３．自動または手動による原子炉トリップに成功しなければ、『安全機能ベース運転操作基準「未臨界の維持」』へ移行する。

タービン・発電機トリップの確認

１．タービンがトリップし、引き続き発電機がトリップしたことを確認する。なお、自動トリップしなければ、手動によりトリップを行う。

蒸気発生器による除熱確認

１．タービンバイパス弁または主蒸気逃がし弁の制御状態を確認し、モード３（高温停止）となることを、１次冷却材温度により確認する。

２．蒸気発生器水位低信号の発信により、補助給水ポンプが起動し、蒸気発生器へ注水されることを確認する。

３．補助給水系により蒸気発生器水位の調整を行う。

加圧器圧力・水位の整定

１．加圧器逃がし弁が閉止しており、加圧器圧力が正常であることを確認する。

２．加圧器水位が正常であることを確認する。

表－２（３号炉および４号炉）

事象ベース運転操作基準
２．非常用炉心冷却系作動

① 目　的
・１次冷却材喪失事象、２次冷却材喪失事象、蒸気発生器伝熱管破損事象等の事故時に、炉心の冷却および負の反応度添加を行う。

② 導入条件
・非常用炉心冷却系作動設定値に達した場合

③ 主な監視操作内容

非常用炉心冷却系警報の確認
１．非常用炉心冷却系作動の警報発信を確認する。

非常用炉心冷却系作動信号の確認
１．非常用炉心冷却系作動信号が発信していることを確認する。なお、非常用炉心冷却系作動信号が発信する設定値になっても発信しない場合には、手動にて信号を発信させる。

原子炉トリップの確認
１．非常用炉心冷却系作動信号による原子炉トリップを確認する。

非常用炉心冷却系作動機器の確認
１．非常用炉心冷却系作動信号、格納容器隔離信号により、自動作動する弁、ダンパおよび機器が正規の状態になることを確認する。なお、正規の状態にならなければ回復を試みる。
２．ディーゼル発電機が自動起動することを確認する。なお、自動起動していなければ手動にて起動を試みる。
３．非常用炉心冷却系作動シーケンスにより、非常用炉心冷却系作動機器が、自動作動することを確認する。なお、自動作動していない機器があれば手動にて起動を試みる。

主給水系隔離状態の確認
１．主給水系の隔離状態を確認する。なお、隔離できていなければ手動にて隔離を試みる。

中央制御室換気系隔離状態の確認
１．中央制御室換気系隔離状態を確認する。なお、隔離できていなければ手動にて隔離を試みる。

主蒸気系隔離状態の確認

１．主蒸気系隔離作動信号が発信されれば、当該信号により自動作動する弁が正規の状態となることを確認する。なお、正規の状態にならなければ回復を試みる。

原子炉格納容器スプレイ系作動信号の確認

１．原子炉格納容器圧力が上昇し、原子炉格納容器スプレイ系作動信号が発信すれば、『原子炉格納容器スプレイ系作動』も確認する。

原子炉冷却系の状況確認

１．各パラメータの確認を行う。
- 加圧器圧力および水位
- １次冷却材圧力および温度
- 蒸気発生器圧力および水位
- 原子炉格納容器圧力およびサンプ水位
- 各非常用炉心冷却系流量
- 放射線モニタ

事象判別

１．以下の徴候がある場合は、原子炉格納容器内での１次冷却材喪失事象と判断し、『１次冷却材喪失事象収束操作』へ移行する。
- 原子炉格納容器圧力の上昇
- 原子炉格納容器内放射線モニタの指示上昇
- 原子炉格納容器サンプ水位の上昇

２．以下の徴候がある場合は、原子炉格納容器外での余熱除去系からの１次冷却材喪失事象と判断し、『１次冷却材喪失事象収束操作【原子炉格納容器外で余熱除去系からの漏えいが発生した場合】』へ移行する。
- 加圧器水位の低下
- 加圧器圧力の低下
- 原子炉格納容器外での漏えい確認、または原子炉周辺建屋内放射線モニタの指示上昇
- 復水器空気抽出器ガスモニタ、蒸気発生器ブローダウン水モニタおよび高感度型主蒸気管モニタの指示に有意な変化がない。
- 余熱除去ポンプ出口圧力上昇

３．以下の徴候がある場合は、２次冷却材喪失事象と判断し、『２次冷却材喪失事象収束操作』へ移行する。
- １次冷却材温度が連続して低下
- １基または全ての蒸気発生器の２次側圧力および水位が異常に低下
- １基または全ての蒸気発生器の蒸気流量が異常に増加

４．以下の徴候がある場合は、蒸気発生器伝熱管破損事象と判断し、『蒸気発生器伝熱管破損事象収束操作』へ移行する。
- 復水器空気抽出器ガスモニタ、蒸気発生器ブローダウン水モニタおよび高感度型主蒸気管モニタの指示が上昇
- 破損蒸気発生器水位および圧力の上昇

５．以下の場合は、非常用炉心冷却系作動信号の誤作動であると判断し、『非常用炉心冷却系誤作動収束操作』へ移行する。
- 原子炉格納容器内での１次冷却材喪失事象、原子炉格納容器外での余熱除去系からの１次冷却材喪失事象、２次冷却材喪失事象、蒸気発生器伝熱管破損事象に該当する徴候がみられない。

表－３（３号炉および４号炉）

事象ベース運転操作基準
２．非常用炉心冷却系作動
（１）１次冷却材喪失事象収束操作

① 目　的
・１次冷却材喪失事象発生時に原子炉を安全に停止し冷却する。

② 主な監視操作内容
【原子炉格納容器内での１次冷却材喪失事象】
非常用炉心冷却系の停止条件の確認
１．以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、全て満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。
・１次冷却材温度が１次冷却材圧力に対する飽和温度以下
・加圧器水位が下端以上
・電動補助給水ポンプ１台分の注水、または１基の蒸気発生器水位が蒸気発生器伝熱管上端以上
２．非常用炉心冷却系の停止条件を満足せず、燃料取替用水ピット水位が、再循環切替水位となれば、〔非常用炉心冷却系再循環切替〕へ移行する。

モード５（低温停止）への移行
１．ほう酸による負の反応度を添加し、停止余裕を確保した後、モード５（低温停止）に移行する。

〔非常用炉心冷却系再循環切替〕
１．低圧注入系および高圧注入系の水源を、燃料取替用水ピットから格納容器再循環サンプに切替える。
・非常用炉心冷却系の格納容器再循環サンプ切替が不能となった場合は、〔非常用炉心冷却系再循環切替不能〕へ移行する。
２．格納容器再循環サンプを水源として長期的な冷却を継続する。
・非常用炉心冷却系の格納容器再循環サンプ切替後に、原子炉補機冷却水系および原子炉補機冷却海水系が設計どおり作動していなければ、〔非常用炉心冷却系再循環切替後の原子炉補機冷却機能喪失〕へ移行する。

〔非常用炉心冷却系再循環切替不能〕

１．非常用炉心冷却系の格納容器再循環サンプへの切替を試みる。
２．燃料取替用水ピット水の消費を減らすため、燃料取替用水ピットを水源とするポンプは、高圧注入系１系統のみとする。
３．主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により１次冷却系の冷却を促進させ、破断流を減少させる。
４．１次冷却系への注水を長期間続けるために、燃料取替用水ピットに水を補給する。
５．原子炉格納容器スプレイ系と低圧注入系との接続による非常用炉心冷却系の代替再循環を開始する。
６．燃料取替用水ピット水位が、水位異常低以下となれば、燃料取替用水ピットを水源としている全てのポンプを停止し、水位が回復すれば、運転を再開する。
７．非常用炉心冷却系の低圧再循環切替が成功すれば、非常用炉心冷却系の代替再循環を停止する。

〔非常用炉心冷却系再循環切替後の原子炉補機冷却機能喪失〕

１．原子炉補機冷却水が供給されている機器を停止する。
２．原子炉補機冷却水ポンプおよび海水ポンプ運転台数に合わせた系統構成に組み合わせ、〔非常用炉心冷却系再循環切替〕に戻る。
３．原子炉補機冷却水ポンプ全台停止中の場合は、低圧注入系の冷却のため空調用冷水系により代替補機冷却を開始する。
・空調用冷水系による代替補機冷却ができない場合は、大容量ポンプを用いた海水通水による代替補機冷却を行い、高圧再循環運転を実施する。
４．代替補機冷却を開始した低圧注入系を起動する。

【原子炉格納容器外で余熱除去系からの漏えいが発生した場合】

１．燃料取替用水ピット水が、破断点から流出するのを防止するため、余熱除去系を燃料取替用水ピットより隔離する。

２．１次冷却材圧力が低下傾向で、炉心出口温度が１次冷却系最高使用圧力に対する飽和温度以上に達すれば、主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により１次冷却系の冷却を促進させる。

３．余熱除去系を１次冷却系より隔離する。

・隔離できていなければ、〔破断点が隔離できない場合〕へ移行する。

４．余熱除去系の系統分離を行い、破断系統を確認する。

５．モード５（低温停止）に移行する。

〔破断点が隔離できない場合〕

１．燃料取替用水ピット水の消費を減らすため、燃料取替用水ピットを水源とするポンプは、高圧注入系１系統のみとする。

２．１次冷却系への注水を長期間続けるために、燃料取替用水ピットに水を補給する。

３．主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により１次冷却系の冷却を促進させる。

４．非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、満足している場合は、高圧注入系を充てん系に切替える。

・満足していない場合には、充てん系による崩壊熱除去が可能となった時点で、高圧注入系を充てん系に切替える。

５．余熱除去系の系統分離を行い、健全側余熱除去系による１次冷却系の冷却を行う。

・余熱除去系による１次冷却系の冷却ができなければ、加圧器逃がし弁を強制開とし、非常用炉心冷却系再循環運転に必要な水量を確保する。

６．非常用炉心冷却系再循環運転を行う。

７．健全側余熱除去系が確認できない場合は、蒸気発生器２次側による１次冷却系の冷却を行う。

表－４（３号炉および４号炉）

事象ベース運転操作基準
２．非常用炉心冷却系作動
（２）２次冷却材喪失事象収束操作

① 目　的
・２次冷却材喪失事象発生時に原子炉を安全に停止し未臨界を維持する。

② 主な監視操作内容

蒸気発生器の隔離

１．破損蒸気発生器を隔離する。
・破損蒸気発生器の隔離ができず、全蒸気発生器の２次側圧力が低下傾向にある場合は、〔全蒸気発生器の異常な減圧〕へ移行する。

非常用炉心冷却系の停止条件の確認

１．以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、全て満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。
・１次冷却材温度が１次冷却材圧力に対する飽和温度以下
・加圧器水位が下端以上
・１次冷却材圧力が安定または上昇
・補助給水ポンプ２台以上運転で健全蒸気発生器水位が上昇、または１基の健全蒸気発生器水位が蒸気発生器伝熱管上端以上

モード５（低温停止）への移行

１．ほう酸による負の反応度を添加し、停止余裕を確保した後、モード５（低温停止）に移行する。

〔全蒸気発生器の異常な減圧〕

１．破損蒸気発生器の隔離を試みる。
・隔離に成功すれば、非常用炉心冷却系の停止条件の確認に戻る。
２．１次冷却系の希釈の停止を確認する。
３．１次冷却系の過冷却を防止しつつ、蒸気発生器の除熱機能を維持するために、補助給水流量の調整を行う。
４．１次冷却材温度を確認し、安定または低下していない場合は、主蒸気逃がし弁により１次冷却系の冷却を行う。
５．復水ピット水位が、補助給水系代替水源切替水位となれば、補助給水系の水源を代替水源に切替える。

６．以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、全て満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。
- １次冷却材温度が１次冷却材圧力に対する飽和温度以下
- 加圧器水位が下端以上
- １次冷却材圧力が安定または上昇

７．モード５（低温停止）に移行する。

表－５（３号炉および４号炉）

事象ベース運転操作基準
２．非常用炉心冷却系作動
（３）蒸気発生器伝熱管破損事象収束操作

① 目　的
・蒸気発生器伝熱管破損事象発生時に原子炉を安全に停止し冷却する。

② 主な監視操作内容

破損蒸気発生器の隔離

１．破損蒸気発生器を隔離する。
・当該蒸気発生器２次側圧力の低下が継続する場合は、〔蒸気発生器伝熱管破損時破損蒸気発生器減圧継続〕へ移行する。

２次冷却系からの汚染拡大防止措置

１．復水器の排気が隔離されていることを確認する。
２．２次冷却材の系外への排水を停止する。

１次冷却系の減圧

１．破損蒸気発生器２次側圧力の飽和温度を目標に、健全側蒸気発生器の主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により１次冷却系の冷却を行う。
２．健全側の１次冷却材高温側温度が破損蒸気発生器２次側圧力の飽和温度未満になれば、１次冷却材圧力を破損蒸気発生器２次側圧力まで減圧する。
・１次冷却系の減圧ができなければ、〔蒸気発生器伝熱管破損時減圧操作不能〕へ移行する。

非常用炉心冷却系の停止条件の確認

１．以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、全て満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。
・１次冷却材温度が１次冷却材圧力に対する飽和温度以下
・加圧器水位が下端以上
・１次冷却材圧力が減圧操作停止後に安定または上昇

モード５（低温停止）への移行

１．ほう酸による負の反応度を添加し、停止余裕を確保した後、モード５（低温停止）に移行する。

〔蒸気発生器伝熱管破損時破損蒸気発生器減圧継続〕

1．破損蒸気発生器の隔離を確認する。
  ・隔離に成功し、破損蒸気発生器２次側圧力の低下が停止すれば、１次冷却系の減圧に戻る。
2．健全側蒸気発生器の主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により１次冷却系の冷却を促進させる。
3．１次冷却系への注水を長期間続けるため、燃料取替用水ピットへ水を補給する。
4．破損蒸気発生器２次側への漏えいを低減するため、サブクールを確保できる範囲で１次冷却系を減圧する。
5．以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、全て満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。
  ・１次冷却材温度が１次冷却材圧力に対する飽和温度以下
  ・加圧器水位が下端以上
  ・電動補助給水ポンプ１台分の注水、または１基の蒸気発生器水位が蒸気発生器伝熱管上端以上
6．余熱除去系による１次冷却系の冷却を行い、モード５（低温停止）に移行する。
  余熱除去系による１次冷却系の冷却ができなければ、加圧器逃がし弁を強制開とし、非常用炉心冷却系再循環運転に必要な水量を満足する水量を確保する。
7．非常用炉心冷却系再循環運転を行う。

〔蒸気発生器伝熱管破損時減圧操作不能〕

1．１次冷却系の減圧機能の回復を試みる。
  ・１次冷却系の減圧機能が回復すれば、１次冷却系の減圧に戻る。
2．破損蒸気発生器水位が、水位異常高以上の場合、または加圧器水位が下端以上に回復した場合は、高圧注入系を充てん系に切替える。
3．健全側の１次冷却系ループのサブクールを確保するため、健全側の主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により１次冷却系の冷却を行う。
  ・１次冷却系の減圧機能が回復されるまで、１次冷却系の冷却を継続し、減圧機能が回復すれば、１次冷却系の減圧に戻る。

表－６（３号炉および４号炉）

事象ベース運転操作基準
２．非常用炉心冷却系作動
（４）非常用炉心冷却系誤作動収束操作

① 目　的
・誤作動時に原子炉を安全に停止する。

② 主な監視操作内容

非常用炉心冷却系の停止条件の確認

１．以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、全て満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。
- １次冷却材温度が１次冷却材圧力に対する飽和温度以下
- 加圧器水位が下端以上
- 加圧器圧力が原子炉圧力低による非常炉心冷却系作動設定値以上で安定または上昇
- 電動補助給水ポンプ１台分の注水、または１基の蒸気発生器水位が蒸気発生器伝熱管上端以上

モード３（高温停止）の確立

１．ほう酸濃縮を実施し、モード３（高温停止）を確立する。

表－７（３号炉および４号炉）

事象ベース運転操作基準
３．原子炉格納容器スプレイ系作動

① 目　的
・原子炉格納容器の健全性を確保する。

② 導入条件
・原子炉格納容器スプレイ系作動設定値に達した場合

③ 主な監視操作内容

原子炉格納容器スプレイ系警報の確認

１．原子炉格納容器スプレイ系作動、格納容器隔離作動の警報発信を確認する。

原子炉格納容器スプレイ系作動信号の確認

１．原子炉格納容器スプレイ系作動信号、格納容器隔離信号が発信していることを確認する。なお、原子炉格納容器スプレイ系作動信号、格納容器隔離信号が発信する設定値になっても発信しない場合には、手動にて発信させる。

原子炉格納容器スプレイ系作動機器の確認

１．原子炉格納容器スプレイ系作動信号、格納容器隔離信号により、自動作動する弁、ダンパおよび機器が正規の状態になることを確認する。なお、正規の状態にならなければ回復を試みる。
　・原子炉格納容器スプレイ系不作動の場合は、『安全機能ベース運転操作基準「原子炉格納容器健全性の確保」』へ移行する。
２．原子炉格納容器圧力が通常圧力に低下すれば、原子炉格納容器スプレイ系を停止する。
３．燃料取替用水ピット水位が、再循環切替水位となれば、原子炉格納容器スプレイ系の水源を、燃料取替用水ピットから格納容器再循環サンプに切替える。
　・原子炉格納容器スプレイ系の格納容器再循環サンプ切替が不能となった場合は、〔原子炉格納容器スプレイ系再循環切替不能〕へ移行する。

〔原子炉格納容器スプレイ系再循環切替不能〕

１．原子炉格納容器スプレイ系の格納容器再循環サンプへの切替を試みる。
２．原子炉格納容器スプレイ系を停止する。
３．原子炉格納容器の圧力上昇緩和のため、主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により１次冷却系の冷却を促進させる。
４．燃料取替用水ピットに水を補給する。
５．原子炉格納容器圧力が原子炉格納容器スプレイ系作動設定値以上となれば、格納容器再循環ユニットによる原子炉格納容器内自然対流冷却を行う。
６．原子炉格納容器圧力が最高使用圧力以上となり、燃料取替用水ピット水位が、水位異常低以上となれば、１系統の原子炉格納容器スプレイ系の運転を再開する。なお、水位異常低以下となれば、原子炉格納容器スプレイ系の運転を停止する。
７．原子炉格納容器スプレイ系の再循環切替が成功し、原子炉格納容器圧力が通常圧力に低下すれば、原子炉格納容器スプレイ系を停止する。

表－８（３号炉および４号炉）

事象ベース運転操作基準
４．サポート系の確保
（１）全交流動力電源喪失

① 目　的
・全ての交流動力電源が喪失した状態でプラントを安定させ、早期に電源を回復させる。

② 導入条件
・全ての非常用母線および常用母線の電圧が零ボルト

③ 主な監視操作内容

原子炉トリップの確認
１．原子炉トリップの確認を行う。

タービン・発電機トリップの確認
１．タービントリップ、発電機トリップの確認を行う。

補助給水流量の確認
１．補助給水流量により補助給水機能が健全であることを確認する。

全交流動力電源喪失判断
１．外部電源喪失、ディーゼル発電機起動不能等により所内電源が喪失したことを確認する。
２．交流動力電源の早期回復不能を判断し、全交流電源喪失時の措置を開始する。

代替電源からの受電
１．代替電源（非常用発電機等）から受電したことを確認する。

代替炉心注水他準備
１．代替炉心注水の準備、アニュラス空気浄化系、中央制御室空調系の準備、原子炉格納容器内自然対流冷却の準備および蒸気発生器、使用済燃料ピットへの注水準備を行う。

１次冷却系からの漏えいの有無の確認
１．１次冷却材漏えいの有無を確認する。

蒸気発生器２次側による１次冷却系の強制冷却
１．補助給水機能が確保されていれば、主蒸気逃がし弁を現場手動にて全開とし、１次冷却系の強制冷却を行う。
２．１次冷却系の減圧により、蓄圧注入系が動作していることを確認する。

所内直流電源の確保

１．代替電源からの給電が長期にわたり行えない場合は、蓄電池からの受電や不要な直流負荷を切り離す。

１次冷却材ポンプの封水系、原子炉補機冷却水系の隔離

１．１次冷却材ポンプの封水系および原子炉補機冷却水系の隔離を行う。

蓄圧タンク隔離

１．１次冷却材圧力が蓄圧タンクからの窒素ガスの混入を防止するための圧力となり、代替電源からの給電が可能となれば蓄圧タンクの出口弁を閉止する。

代替炉心注水

１．１次冷却材圧力が１次冷却材ポンプ封水戻りライン逃がし弁吹き止まり圧力未満となり、代替炉心注水系の準備が整えば代替炉心注水を開始する。

再循環運転

１．格納容器再循環サンプ水位が、再循環可能水位となり、大容量ポンプからの海水供給が可能となれば、代替炉心注水から再循環運転に切替え、炉心冷却を継続する。

原子炉格納容器内自然対流冷却の開始

１．原子炉格納容器圧力が原子炉格納容器スプレイ系作動設定値以上となり、大容量ポンプからの海水供給が可能となれば格納容器再循環ユニットへの海水通水により、原子炉格納容器内自然対流冷却を開始する。

表－９（３号炉および４号炉）

事象ベース運転操作基準
４．サポート系の確保
（２）原子炉補機冷却機能喪失

① 目　的
・原子炉補機冷却水系において配管等に破損が生じた場合、または原子炉補機冷却水系の機能が喪失した場合に、原子炉補機冷却水系の機能を維持するため、適切な運転操作を行うことを目的とする。

② 導入条件
・原子炉補機冷却水サージタンク水位が維持できない場合または、原子炉補機冷却水系の機能が喪失した場合

③ 主な監視操作内容

原子炉補機冷却水系の機能回復操作
１．現場の状況を確認し原子炉補機冷却水系の機能回復に努める。

原子炉手動停止
１．手動による原子炉トリップを行う。

１次冷却材ポンプ手動停止
１．１次冷却材ポンプを全台停止する。

原子炉補機冷却水系の状態確認
１．原子炉補機冷却水系の状態を確認する。
・原子炉補機冷却水系の漏えいがあり、原子炉補機冷却水サージタンク水位が維持できない場合は、【原子炉補機冷却水系の漏えいの場合】へ移行する。
・原子炉補機冷却水系の漏えいがなく、原子炉補機冷却水ポンプが全台停止している場合は、充てん系ポンプを全台停止し、制御用空気系の空気供給を所内用空気系へ切替え、１次冷却材ポンプの封水系、原子炉補機冷却水系の隔離を行い、【原子炉補機冷却水系機能喪失の場合】へ移行する。

【原子炉補機冷却水系の漏えいの場合】
原子炉補機冷却水ヘッダ隔離（破断ヘッダの確認）
１．運転中の原子炉補機冷却水ポンプを停止する。
２．健全ヘッダからの流出を防止するため系統分離を行う。

原子炉補機冷却水系隔離後の措置

１．充てん系ポンプを全台停止する。
２．制御用空気系の空気供給を所内用空気系より行う。
３．原子炉補機冷却水サージタンクに補給されていることを確認する。

１次冷却材ポンプの封水系、原子炉補機冷却水系の隔離

１．１次冷却材ポンプの封水系および原子炉補機冷却水系の隔離を行う。

破断箇所の特定

１．破断箇所が判明すれば、破断ヘッダに対応した措置に移行する。
２．破断箇所が不明の場合には、充てん系ポンプ停止後の措置へ移行する。

破断ヘッダに対応した措置

１．１台の充てん系ポンプの冷却を、健全ヘッダ側原子炉補機冷却水系ドレンにより確保し、当該充てん系ポンプを起動し１次冷却材ポンプ封水注入を再開するとともに、１次冷却系にほう酸水を注入する。
２．余熱除去系による冷却ができるまで、主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により１次冷却系の冷却を行う。
３．余熱除去系による冷却ができるまで、加圧器逃がし弁により１次冷却系の減圧を行う。
４．健全ヘッダの隔離を解除する。
５．破断ヘッダ側の原子炉補機冷却水サージタンクへの補給を停止する。
６．原子炉補機冷却水冷却器への海水の通水を確認する。
７．充てん系ポンプの冷却が確保されており、健全ヘッダ側の原子炉補機冷却水サージタンクに水位が確保されれば、【原子炉補機冷却水系機能回復の場合】に移行する。
・充てん系ポンプの冷却が確保されていない場合は、充てん系ポンプ停止後の措置に移行する。

【原子炉補機冷却水系機能喪失の場合】

代替炉心注水他準備

１．代替炉心注水の準備、原子炉格納容器内自然対流冷却の準備および蒸気発生器、使用済燃料ピットへの注水準備を行う。

１次冷却系からの漏えいの有無の確認

１．１次冷却材漏えいの有無を確認する。

充てん系ポンプ停止後の措置

１．非常用炉心冷却系作動信号および原子炉格納容器スプレイ系作動信号発信時に作動する機器の自動起動ブロックを行う。
２．余熱除去系による冷却ができるまで、主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により蒸気発生器２次側による１次冷却系の強制冷却を行う。
３．余熱除去系による冷却ができるまで、加圧器逃がし弁により１次冷却系の減圧を行う。
４．非常用炉心冷却系作動信号が発信された場合は、非常用炉心冷却系作動信号をリセットし、必要な機器の起動は、原子炉補機冷却水ポンプ起動後に手動にて行う。

蓄圧タンク隔離

１．１次冷却材圧力が蓄圧タンクからの窒素ガスの混入を防止するための圧力未満となれば蓄圧タンクの出口弁を閉止する。

代替炉心注水

１．１次冷却材圧力が１次冷却材ポンプ封水戻りライン逃がし弁吹き止まり圧力未満となり、代替炉心注水系の準備が整えば代替炉心注水を開始する。

原子炉補機冷却水系機能回復の確認

１．健全ヘッダ側の原子炉補機冷却水サージタンクに水位が確認されれば、【原子炉補機冷却水系機能回復の場合】へ移行する。
・原子炉補機冷却水系機能が回復していなければ大容量ポンプからの海水供給による再循環運転へ移行する。
２．【海水冷却機能喪失の場合】は海水冷却機能回復の確認へ移行する。

再循環運転

１．格納容器再循環サンプ水位が、再循環可能水位となれば代替炉心注水から再循環運転に切替え、炉心冷却を継続する。

原子炉格納容器内自然対流冷却の開始

１．原子炉格納容器圧力が原子炉格納容器スプレイ系作動設定値以上となり、大容量ポンプからの海水供給が可能となれば格納容器再循環ユニットへの海水通水により、原子炉格納容器内自然対流冷却を開始する。

【原子炉補機冷却水系機能回復の場合】

原子炉補機冷却水ポンプ運転可能の場合

１．健全ヘッダの原子炉補機冷却水ポンプを起動する。
２．充てん系ポンプの冷却を行っていた場合は、原子炉補機冷却水系ドレンを停止する。
３．充てん系ポンプによる充てん、封水注入を再開する。
４．制御用空気系を起動し、所内用空気系からの空気供給を停止する。
５．モード５（低温停止）に移行する。

【海水冷却機能喪失の場合】

１．手動による原子炉トリップを行い、１次冷却材ポンプを全台停止、代替炉心注水他準備、および制御用空気系の空気供給を所内用空気系に切替え、１次冷却材漏えいの有無および原子炉補機冷却水温度を確認し、以下の措置を実施する。

〔安全系補機の冷却水制限温度未満の場合〕

１．蒸気発生器２次側による１次冷却系の減温、減圧を実施し、海水冷却機能が回復すればモード５（低温停止）に移行する。

〔安全系補機の冷却水制限温度以上の場合〕

１．充てん系ポンプを全台停止し、１次冷却材ポンプの封水系隔離、原子炉補機冷却水ポンプを全台停止後、【原子炉補機冷却水系機能喪失の場合】へ移行する。

海水冷却機能回復の確認

１．海水冷却機能が回復すれば、海水系、原子炉補機冷却水系を復旧後、必要な補機を起動しモード５（低温停止）に移行する。
・海水冷却機能が回復していなければ、大容量ポンプを用いてモード５（低温停止）に移行する。

表－１０（３号炉および４号炉）

<table>
<tr><td colspan="2">安全機能ベース運転操作基準
１．未臨界の維持</td></tr>
<tr><td colspan="2">① 目　的
・原子炉を停止し、未臨界を維持する。
・原子炉停止後の未臨界性を確保する。</td></tr>
<tr><td>② 導入条件
・原子炉出力が 5 % 以上、または中間領域起動率が正</td><td>④ 脱出条件
・原子炉出力が 5 % 未満、および中間領域起動率が零または負</td></tr>
<tr><td>・中性子源領域起動率が正、または P-6 以上で中間領域起動率が -0.2 DPM より大</td><td>・中性子源領域起動率が零または負、および P-6 以上で中間領域起動率が -0.2 DPM 以下</td></tr>
<tr><td colspan="2">③ 主な監視操作内容
【原子炉出力が 5 % 以上、または中間領域起動率の正が確認された場合】
１．原子炉トリップを確認し、できていなければ次のいずれかにより原子炉をトリップさせる。
・手動原子炉トリップ
・ＭＧセットの電源を断
・制御棒手動挿入
・ＭＧセット出力しゃ断器の開放
・現地原子炉トリップしゃ断器の開放
２．多様化自動作動設備（ATWS 緩和設備）作動警報が発信した場合、多様化自動作動設備（ATWS 緩和設備）による以下の作動状態を確認する。
・タービントリップ
・主蒸気隔離弁の閉止
・補助給水ポンプの起動
３．タービントリップを確認し、できていなければ次のいずれかによりタービンをトリップさせる。
・手動タービントリップ
・主蒸気隔離弁および主蒸気隔離弁バイパス弁の閉止
・蒸気加減弁の閉止
・現地タービントリップ
４．蒸気発生器２次側の注水量を確認し、注水量を調整する。</td></tr>
</table>

５．ほう酸水注入を実施する。
６．ほう酸希釈ラインの隔離を確認する。
７．１次冷却材温度を確認し、低下していれば、主蒸気隔離弁および主蒸気隔離弁バイパス弁の閉止を確認する。
８．蒸気発生器２次側圧力を確認し、低下している蒸気発生器があれば、当該蒸気発生器を隔離する。
９．原子炉出力が 5 % 未満、および中間領域起動率の零または負の確認ができなければ、「順序５」へ戻る。

【中性子源領域起動率が正、または P-6 以上で中間領域起動率が -0.2 DPM より大が確認された場合】
１．ほう酸水注入を実施する。
２．ほう酸希釈ラインの隔離を確認する。
３．１次冷却材温度を確認し、低下していれば、主蒸気隔離弁および主蒸気隔離弁バイパス弁の閉止を確認する。
４．蒸気発生器２次側圧力を確認し、低下している蒸気発生器があれば、当該蒸気発生器を隔離する。
５．中性子源領域起動率が零、または負、および P-6 以上で中間領域起動率が -0.2 DPM 以下を確認できなければ、「順序１」に戻る。

表－１１（３号炉および４号炉）

安全機能ベース運転操作基準
２．炉心冷却の維持

① 目　的
・炉心の冷却が不適切な場合、炉心冷却機能の回復を図るための適切な運転操作を行い、炉心冷却を維持する。

② 導入条件	④ 脱出条件
・炉心出口温度が１次冷却系最高使用圧力に対する飽和温度以上または安全注入を伴う１次冷却材喪失事象時に高圧および低圧注入流量が確認できない場合	・炉心出口温度が１次冷却材圧力に対する飽和温度以下で少なくとも１系統の高圧注入系または低圧注入系による注水がなされていること
・１次冷却系が飽和状態または過熱状態	・炉心出口温度が１次冷却材圧力に対する飽和温度未満

③ 主な監視操作内容

【炉心出口温度が１次冷却系最高使用圧力に対する飽和温度以上の場合】

１．少なくとも１系統の非常用炉心冷却系による注水を確認する。
　・非常用炉心冷却系により注水されていない場合は、非常用炉心冷却系の回復を図る。
　・非常用炉心冷却系による注水ができなければ、【非常用炉心冷却系の確立ができない場合】へ移行する。
２．蒸気発生器へ注水されていることを確認する。
　・蒸気発生器へ注水されていない場合は、注水の回復を図る。
３．主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により１次冷却系の冷却を促進させる。
４．炉心出口温度が１次冷却材圧力に対する飽和温度以下であることが確認できなければ、「順序２」に戻る。

【非常用炉心冷却系の確立ができない場合】

１．充てん系による注水を試みる。
２．蒸気発生器へ注水されていることを確認する。
　・注水されていない場合は、注水の回復を図る。
　・注水の回復ができず、蓄圧注入系、低圧注入系による注水が可能であれば、加圧器逃がし弁の強制開により１次冷却系を減圧し、蓄圧注入系、低圧注入系による注水を行う。

３．主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により１次冷却系の冷却を促進させる。
４．炉心出口温度が飽和温度以下、および少なくとも１系統の高圧注入系または低圧注入系による注水が確認できなければ、「順序２」に戻る。

【１次冷却系が飽和状態または過熱状態となった場合】
１．少なくとも１系統の非常用炉心冷却系による注水を確認する。
・非常用炉心冷却系により注水されていない場合は、非常用炉心冷却系の回復を図る。
２．加圧器逃がし弁の閉止を確認する。なお、閉止されていなければ、手動による閉止または元弁を閉止する。
３．蒸気発生器へ注水されていることを確認する。
・蒸気発生器へ注水されていない場合は、注水の回復を図る。
４．主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により１次冷却系の冷却を促進させる。
５．炉心出口温度が１次冷却材圧力に対する飽和温度未満であることが確認できなければ、「順序３」に戻る。

表－１２（３号炉および４号炉）

安全機能ベース運転操作基準
３．蒸気発生器除熱機能の維持

① 目　的
・蒸気発生器２次側の保有水を回復し、蒸気放出経路を確保するための適切な運転操作を行い、蒸気発生器除熱機能を維持する。

② 導入条件	④ 脱出条件
・全蒸気発生器狭域水位が下端以下および補助給水流量が電動補助給水ポンプ１台分の注水流量未満 ・いずれかの蒸気発生器圧力が主蒸気安全弁作動設定値圧力以上で上昇継続	・１次冷却材圧力が健全蒸気発生器圧力より低い場合 または ・余熱除去系による除熱ができる場合 または ・補助給水流量が電動補助給水ポンプ１台分の注水流量以上、またはいずれかの蒸気発生器狭域水位が下端以上

③ 主な監視操作内容

蒸気発生器蒸気放出経路の確保

１．主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁による蒸気放出経路の回復を図る。

蒸気発生器注水の確保

１．補助給水系による蒸気発生器の注水回復を図る。
・回復できなければ主給水系または蒸気発生器水張り系により、蒸気発生器への注水を回復させる。
・蒸気発生器への注水が回復せず、全蒸気発生器広域水位が可視範囲以下となれば、１次冷却系のフィードアンドブリード運転へ移行する。

１次冷却系のフィードアンドブリード運転

１．非常用炉心冷却系作動信号を手動にて発信させる。
２．加圧器逃がし弁を強制開とし１次冷却系のフィードアンドブリード運転を開始する。

１次冷却系のフィードアンドブリード停止

１．蒸気発生器２次側による除熱機能が回復すれば、蒸気発生器２次側による１次冷却系の冷却を行い、１次冷却系フィードアンドブリード運転を停止する。
・回復できなければ、余熱除去系による１次冷却系の冷却を行い、１次冷却系フィードアンドブリード運転を停止する。
２．蒸気発生器２次側による１次冷却系の冷却後、余熱除去系による冷却を行う。

表－１３（３号炉および４号炉）

<table>
<tr><td colspan="2">安全機能ベース運転操作基準
４．原子炉格納容器健全性の確保</td></tr>
<tr><td colspan="2">① 目　的
・原子炉格納容器圧力上昇により、原子炉格納容器の健全性が脅かされる可能性がある場合、原子炉格納容器圧力上昇を減少させるための適切な運転操作を行い、原子炉格納容器の健全性を確保する。</td></tr>
<tr><td>② 導入条件
・原子炉格納容器圧力が、原子炉格納容器スプレイ系作動設定値以上および原子炉格納容器スプレイ系不作動</td><td>④ 脱出条件
・原子炉格納容器スプレイ系が作動し、原子炉格納容器圧力が原子炉格納容器最高使用圧力以下となった場合</td></tr>
<tr><td colspan="2">③ 主な監視操作内容
１．格納容器隔離信号により、自動作動する弁およびダンパが正規の状態になることを確認する。なお、正規の状態にならなければ回復を試みる。
２．１系統以上の原子炉格納容器スプレイ系の起動を試みる。
３．２次冷却材喪失事象の場合は、破損蒸気発生器の隔離を行う。
４．原子炉格納容器の圧力上昇緩和のため、主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により１次冷却系の冷却を促進させる。
５．格納容器再循環ユニットによる原子炉格納容器内自然対流冷却を開始する。
６．原子炉格納容器スプレイ系が１系統以上作動し、原子炉格納容器圧力が最高使用圧力以下へ低下することが確認できなければ、「順序２」に戻る。</td></tr>
</table>

表－１４（３号炉および４号炉）

<table>
<tr><td colspan="2">安全機能ベース運転操作基準
５．放射能放出防止</td></tr>
<tr><td colspan="2">① 目　的
・原子炉格納容器から環境に放射性物質が放出される可能性がある場合、原子炉格納容器内放射能レベル低減のための適切な運転操作を行い、放射性物質放出を防止する。</td></tr>
<tr><td>② 導入条件
・原子炉格納容器内高レンジエリアモニタ指示値が 1×10^{3} mSv/h 以上および原子炉格納容器スプレイ系不作動</td><td>④ 脱出条件
・原子炉格納容器スプレイ系作動</td></tr>
<tr><td colspan="2">③ 主な監視操作内容
１．格納容器隔離信号を手動で発信する。
２．格納容器隔離信号により自動作動する弁およびダンパが正規の状態になることを確認する。なお、正規の状態にならなければ回復を試みる。
３．原子炉格納容器内放射線レベルが、 1×10^{4} mSv/h に達すれば非常用炉心冷却系作動信号、原子炉格納容器スプレイ系作動信号を手動で発信し、原子炉格納容器スプレイ系を起動する。</td></tr>
</table>

表－１５（３号炉および４号炉）

<table>
<tr><td colspan="2">安全機能ベース運転操作基準
６．１次系保有水の維持</td></tr>
<tr><td colspan="2">① 目　的
・１次系保有水を回復するための適切な運転操作を行い、１次系保有水を維持する。</td></tr>
<tr><td>② 導入条件
・加圧器水位が、水位低抽出水隔離弁閉設定値以下となった場合（ただし、非常用炉心冷却系が作動している場合を除く。）</td><td>④ 脱出条件
・加圧器水位が、水位低抽出水隔離弁閉設定値以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">③ 主な監視操作内容
１．抽出水ラインの隔離を確認する。なお、隔離できていなければ手動により隔離を試みる。
２．充てん流量を確保し、加圧器水位が水位低抽出水隔離弁閉設定値以上となるよう加圧器水位の調整を行う。</td></tr>
</table>

参考

	３号炉および４号炉
再循環切替水位	燃料取替用水ピット水位計 ３号炉：計器スパンの 12.5 % ４号炉：計器スパンの 16.0 %
燃料取替用水ピット水位異常低	燃料取替用水ピット水位計 計器スパンの 3 %
補助給水系代替水源切替水位	復水ピット水位計 計器スパンの 10 %
加圧器水位低抽出水隔離弁閉設定値	加圧器水位計 計器スパンの 15 %

添付２　火災、内部溢水、火山影響等、自然災害
および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準

（第１８条、第１８条の２、第１８条の２の２、

第１８条の３および第１８条の３の２関連）

１．　火　災

保全計画課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の１．１項から１．５項を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課（室）長は、火災防護計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。

１．１ 専用回線を使用した通報設備の設置

保全計画課長は、中央制御室から消防機関へ通報するための専用回線を使用した通報設備を設置する。

１．２ 要員の配置

⑴ 保全計画課長は、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。

⑵ 安全・防災室長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第１２６条に定める必要な要員を配置する。

⑶ 保全計画課長は、上記体制以外の通常時および火災発生時における火災防護対策を実施するための要員を以下のとおり配置する。

ａ．火災予防活動に関する要員

各建屋、階および部屋等の火災予防活動を実施するため、防火・防災管理者を置く。

ｂ．消火要員

通報連絡者、運転員、特重施設要員および専属消防隊による消火要員として、１０名以上（発電所合計数）を発電所に駐在させる。

ｃ．自衛消防隊

⒜ 火災による人的または物的な被害を最小限にとどめるため、所長が指名した統括管理者を自衛消防隊に設置する。

⒝ 自衛消防隊は、７つの班で構成され、各班には、責任者である班長（管理職）を配置するとともに、自衛消防隊を統括する統括管理者を置く。

⒞ 統括管理者は、自衛消防隊が行う活動に対し、指揮、指令を行うとともに、公設消防隊との連携を密にし、円滑な自衛消防活動ができるように努める。

１．３ 教育訓練の実施

放射線管理課長、発電室長および保全計画課長は、火災防護の対応に関する以下の教育訓練を定期的に実施する。

⑴ 火災防護教育

ａ．放射線管理課長、発電室長および保全計画課長は、全所員に対して、以下の教育訓練を実施する。また、専属消防隊に対して、以下の教育訓練が実施されていることを確認する。

⒜ 原子炉施設内の火災区域または火災区画に設置される安全機能を有する構築物、系統および機器ならびに重大事故等対処施設の機能を火災から防護することを目的として、火災から防護すべき機器等の火災の発生防止、火災

の早期感知および消火ならびに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した教育訓練

(b) 原子炉施設内の火災区域または火災区画に設置される安全機能を有する構築物、系統および機器を火災から防護することを目的とした可燃物の持込み管理についての教育訓練

(c) 安全施設を外部火災から防護するために必要な以下の教育訓練

ア. 外部火災発生時の消火活動に関する教育訓練

イ. 外部火災によるばい煙発生時および有毒ガス発生時における外気取入ダンパの閉止、換気空調系の停止または閉回路循環運転により、建屋内へのばい煙および有毒ガスの侵入を防止することについての教育訓練

ウ. 森林火災から外部火災防護施設を防護するための防火帯の設定に係る教育訓練

エ. 近隣の産業施設の火災・爆発から外部火災防護施設を防護するために、離隔距離を確保することについての教育訓練

オ. モニタリングポストが外部火災の影響を受けた場合の代替設備を防火帯の内側に設置することについての教育訓練

(d) 火災が発生した場合の消火活動および内部溢水を考慮した消火活動に関する教育訓練

(2) 自衛消防隊による総合訓練

保全計画課長は、自衛消防隊に対して、消火活動等を確認する総合的な教育訓練を実施する。また、専属消防隊に対して、同内容の教育訓練が実施されていることを確認する。

(3) 運転員および特重施設要員に対する訓練

発電室長および保全計画課長は、運転員および特重施設要員に対して、火災発生時の運転操作等の教育訓練を実施する。

(4) 消防訓練（防火対応）

保全計画課長は、消火要員に対して、火災が発生した場合における自衛消防活動を確認する教育訓練を実施する。また、専属消防隊に対して、同内容の教育訓練が実施されていることを確認する。

１．４ 資機材の配備

(1) 保全計画課長は、化学消防自動車、泡消火薬剤等の消火活動のために必要な資機材を配備する。

(2) 各課（室）長は、火災防護対策のために必要な資機材を配備する。

１．５ 手順書の整備

(1) 保全計画課長は、原子炉施設全体を対象とした火災防護対策を実施するために定める火災防護計画に以下の項目を含める。

ａ．火災防護対策を実施するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保および教育訓練、火災発生防止のための活動、火災防護設備の施設管理、点検および火災情報の共有化等

ｂ．原子炉施設の安全機能を有する構築物、系統および機器ならびに重大事故等対処施設を設置する火災区域および火災区画を考慮した火災の発生防止、火災の早期感知および消火ならびに火災の影響軽減の３つの深層防護の概念に基づく火災防護対策

ｃ．可搬型重大事故等対処設備、重大事故等に柔軟に対応するための多様性拡張設備等のその他の原子炉施設については、当該設備等に応じた火災防護対策

ｄ．安全施設および特重施設を外部火災から防護するための運用等

(2) 各課（室）長（当直課長および当直長を除く。）は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。

ａ．消火活動

各課（室）長は、火災発生現場の確認および中央制御室への連絡ならびに消火器、消火栓等を用いた消火活動を実施する。

ｂ．消火設備故障時の対応

当直課長および当直長は、消火設備の故障警報が発信した場合、中央制御室または[redacted]ならびに必要な現場の制御盤の警報の確認を実施する。

ｃ．消火設備のうち、自動消火設備を設置する火災区域または火災区画における火災発生時の対応

(a) 当直課長および当直長は、火災感知器が作動した場合、火災区域または火災区画からの退避警報、自動消火設備の動作状況の確認を実施する。

(b) 当直課長および当直長は、自動消火設備の動作後の消火状況の確認、消火状況を踏まえた消火活動の実施、プラント運転状況の確認等を実施する。

ｄ．消火設備のうち、手動操作による固定式消火設備を設置する火災区域または火災区画における火災発生時の対応

(a) 消火要員は、火災感知器が作動し、火災を確認した場合、消火活動を実施する。

(b) 当直課長および当直長は、消火が困難な場合、職員の退避確認後に固定式消火設備を手動操作により動作させ、その動作状況、消火状況、プラント運転状況の確認等を実施する。

ｅ．原子炉格納容器内における火災発生時の対応

(a) 当直課長は、局所火災と判断し、かつ、原子炉格納容器内への進入が可能であると判断した場合、消火器、消火栓による消火活動、消火状況の確認、プラント運転状況の確認および必要な運転操作を実施する。

(b) 当直課長は、広範囲な火災または原子炉格納容器内へ進入できないと判断した場合、プラントを停止するとともに、原子炉格納容器スプレイ設備を使用した消火活動、消火状況の確認、プラント運転状況の確認および必要な運転操作を実施する。

ｆ．単一故障も想定した中央制御盤内における火災発生時の対応（中央制御室の１つの区画の安全機能が全て喪失した場合における原子炉の安全停止に係る対応を含む。）

(a) 当直課長は、中央制御盤内の高感度煙感知器が作動し、火災の発生場所が特定できる場合は、常駐する運転員による消火器を用いた消火活動を行い、プラント運転状況の確認等を実施する。火災の発生場所が特定できない場合は、エアロゾル消火設備による消火活動を行い、プラント運転状況の確認等を実施する。

(b) 当直課長は、煙の充満により運転操作に支障がある場合、火災発生時の煙を排気するため、換気空調設備の換気モードの切替えを行う。

ｇ．水素濃度検知器が設置される火災区域または火災区画における水素濃度上昇時の対応

当直課長は、換気空調設備の運転状態の確認および換気空調設備の切替えを実施する。

ｈ．火災発生時の煙の充満により消火活動に支障を生じた際のポンプ室の消火活動

消火要員は、火災発生時の煙の充満によりポンプ室の消火活動に支障がある場合は、煙を排気できる可搬式の排風機を準備し、起動する。

ｉ．屋外消火配管の凍結防止対策の対応

当直課長および当直長は、外気温度が約０℃まで低下した場合、屋外の消火設備の凍結を防止するために屋外消火栓を微開し、通水する運用とする。

ｊ．消火用水の供給優先の対応

当直課長および当直長および機械保修課長は、消火用水供給系において、火災発生時に所内用水系と共用しない運用を行うことによって、消火用水を確保する。具体的には、水源である淡水タンクおよび消火水バックアップタンクには、最大放水量（260㎥）に対して十分な容量（2,000㎥以上）を確保し、必要に応じて所内用水系を隔離等の運用により、消火を優先する。

ｋ．防火帯の維持・管理

保全計画課長は、防火帯の維持・管理を実施する。

ｌ．外部火災によるばい煙発生時の対応

当直課長は、ばい煙発生時、ばい煙侵入防止のため、外気取入口に設置している平型フィルタ、外気取入ダンパの閉止および換気空調系の停止または中央制御室の閉回路循環運転による建屋内へのばい煙の侵入の防止を実施する。

ｍ．外部火災による有毒ガス発生時の対応

当直課長は、有毒ガス発生時、有毒ガス侵入防止のため、外気取入ダンパの閉止、換気空調系の停止または中央制御室の閉回路循環運転による建屋内への有毒ガスの侵入の防止を実施する。

ｎ．外部火災によるモニタリングポストが影響を受けた場合

放射線管理課長は、モニタリングポストが外部火災の影響を受けた場合は、代替設備を防火帯の内側に設置する。

ｏ．油計量タンクの運用

機械保修課長は、油計量タンクの油量制限を実施する。

ｐ．タンクローリー火災に対する消火活動

消火要員は、燃料補充用のタンクローリー火災が発生した場合は、消火活動を実施する。

ｑ．火災予防活動（巡視点検）

各課（室）長は、巡視点検により、火災発生の有無の確認を実施する。

ｒ．火災予防活動（可燃物管理）

(a) 保全計画課長は、原子炉施設の安全機能を有する構築物、系統および機器を設置する火災区域または火災区画については、当該施設を火災から防護するため、恒設機器および点検等に使用する可燃物（資機材）の総発熱量が、制限発熱量を超えない管理（持込みと保管）を実施する。

(b) 保全計画課長は、ケーブルトレイを除く電線管等に敷設する火災防護対象ケーブル（電気盤および制御盤を除く。）（以下、「火災防護対象ケーブル」という。）について、火災源に対する対策を考慮した系統分離対策に係る運用を行う場合※ 、火災防護対象ケーブルから水平距離6m の範囲内は、可燃性物質を原則持ち込まない運用として、原子炉容器に燃料が装荷されている期間は、当該範囲内に原子炉の安全確保等に必要な資機材の可燃性物質以外を持ち込まない管理を実施する。

なお、各課（室）長は、原子炉容器に燃料が装荷されている期間において、当該範囲内に原子炉の安全確保等に必要な資機材の可燃性物質を持ち込む必要がある場合には、当該可燃性物質を火災源とする火災が火災防護対象ケーブルに影響を及ぼさないように、早期に火災を感知し消火するための措置として、監視人の配置および消火設備の配備等を実施する。

また、各課（室）長は、火災防護対象ケーブルから水平距離6m の範囲外は、当該場所で発生する火災が火災防護対象ケーブルに影響を及ぼさないように、早期に火災を感知し消火するための措置として、火災感知設備による監視および消火器・消火栓等を用いた消火活動を実施する。

※：互いに相違する系列の火災防護対象ケーブルのいずれか一方のケーブルの周囲の火災源に対して対策を講じることを基本とし、固定火災源（火災区域または火災区画内に常に設置または保管している火災防護対象ケーブル以外の設備の可燃性物質（火災防護対象ケーブルに火災による影響を及ぼさないものを除く。））となる火災防護対象機器等を設置している火災区域または火災区画においては、当該の火災防護対象機器等の系列と相違する系列の火災防護対象ケーブルの周囲の火災源に対して対策を講じることをいう。

(c) 保全計画課長は、重大事故等対処施設を設置する屋外の火災区域については、当該施設を火災から防護するため、可燃物を置かない管理を実施する。

ｓ．火災予防活動（火気作業等の管理）

各課（室）長は、火災区域または火災区画において、溶接等の火気作業を実施する場合、火気作業前に計画を策定するとともに、火気作業時の養生、消火器等の配備、監視人の配置等を実施する。

ｔ．延焼防止

保全計画課長は、重大事故等対処施設を設置する屋外の火災区域では、周辺施設および植生との離隔を確保し、火災区域内の周辺の植生区域については、除草等の管理を実施し、延焼防止を図る。

ｕ．火災鎮火後の原子炉施設への影響確認

各課（室）長は、原子炉施設に火災が発生した場合は、火災鎮火後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。

ｖ．地震発生時における火災発生の有無の確認

各課（室）長は、最寄りの気象庁震度観測点において震度５弱以上の地震が観測された場合、地震終了後、原子炉施設の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。

ｗ．施設管理、点検

各課（室）長は、火災防護に必要な設備の要求機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。

ｘ．火災影響評価条件の変更の要否確認

(a) 内部火災影響評価

保全計画課長は、設備改造等を行う場合、都度、内部火災影響評価への影響確認を行い、評価結果に影響がある場合は、原子炉施設内の火災によっても、安全保護系および原子炉停止系の作動が要求される場合には、火災による影響を考慮しても、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉を安全停止できることを確認するために、内部火災影響評価の再評価を実施する。

(b) 外部火災影響評価

保全計画課長は、評価条件を定期的に確認し、評価結果に影響がある場合は、発電所敷地内外で発生する火災が防護対象施設へ影響を与えないことおよび火災の二次的影響に対する適切な防護対策が施されていることを確認するために、外部火災影響評価の再評価を実施する。

１．６ 定期的な評価

(1) 各課（室）長は、１．１項から１．５項の活動の実施結果について、保全計画課長に報告する。

(2) 保全計画課長は、１．１項から１．５項の活動の実施結果を取りまとめ、１年に１回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、火災防護計画の見直しを行う。

１．７ 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置

各課（室）長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。

２ 内部溢水

保全計画課長は、溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の２．１項から２．４項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課（室）長は、計画に基づき、溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。

２．１ 要員の配置

所長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第１２６条に定める必要な要員を配置する。

２．２ 教育訓練の実施

⑴ 保全計画課長は、全所員に対して、溢水全般（評価内容ならびに溢水経路、防護すべき設備、水密扉および堰等の設置の考え方等）の運用管理に関する教育訓練を定期的に実施する。

⑵ 保全計画課長は、全所員に対して、火災が発生した場合の初期消火活動および自衛消防隊による消火活動時の放水時の注意事項に関する教育訓練を定期的に実施する。

⑶ 発電室長は、運転員に対して、溢水発生時の運転操作等に関する教育訓練を定期的に実施する。

２．３ 資機材の配備

各課（室）長は、溢水発生時に使用する資機材を配備する。

２．４ 手順書の整備

⑴ 各課（室）長（当直課長および当直長を除く。）は、溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。

ａ．溢水発生時の措置に関する手順

当直課長は、配管の想定破損による溢水、スプリンクラーからの放水による溢水、地震による溢水およびその他の溢水が発生した場合の措置を行う。

ｂ．消火水放水時における注意喚起

保全計画課長は、機能喪失高さが低い防護すべき設備が消火水の放水による溢水により機能喪失することのないよう、消火水放水時の注意事項を現場に表示する。

ｃ．運転時間実績管理

保全計画課長は、運転実績（高エネルギー配管として運転している割合が当該系統の運転している時間の２％またはプラント運転期間の１％より小さい。ただし、特重施設については、高エネルギー配管として運転している割合がプラント運転期間の１％より小さい。）により、低エネルギー配管としている系統についての運転時間実績管理を行う。

ｄ．水密扉の閉止状態の管理

当直課長は、中央制御室において水密扉監視設備の警報監視により、水密扉の閉止状態の確認および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。また、各課（室）長は、水密扉開放後の確実な閉止操作および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。

ｅ．タンクの水位管理

保全計画課長は、防護すべき設備が設置される建屋へ溢水が流入し伝播することを防ぐため、必要なタンクの水位制限を行う。

ｆ．溢水発生時の原子炉施設への影響確認に関する手順

各課（室）長は、原子炉施設に溢水が発生した場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。

ｇ．施設管理、点検

(a) 各課（室）長は、火災時に消火水を放水した場合、消火水により防護すべき設備の要求される機能が損なわれていないことを確認するために、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。

(b) 各課（室）長は、防護すべき設備が没水または被水した場合、防護すべき設備の要求される機能が損なわれていないことを確認するために、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。

(c) 各課（室）長は、防護すべき設備が蒸気環境に曝された場合、防護すべき設備の要求される機能が損なわれていないことを確認するために、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。

(d) 電気保修課長および機械保修課長は、海水ポンプエリア内およびエリア外の溢水を受けて、海水ポンプエリア内の防護すべき設備が機能喪失しないように海水ポンプエリア浸水防止蓋について、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。

(e) 機械保修課長は、配管の想定破損評価において、応力評価の結果により破損形状の想定を行う配管は、評価結果に影響するような減肉がないことを確認するために、継続的な肉厚管理を行う。

(f) 土木建築課長は、立坑・排水トンネルの排水機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理・点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。

(g) 各課（室）長は、浸水防護設備および防護すべき設備の要求機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。

ｈ．溢水評価条件の変更の要否を確認する手順

(a) 保全計画課長は、各種対策設備の追加および資機材の持込み等により評価条件に見直しがある場合、都度、溢水評価への影響確認を行う。

(b) 保全計画課長は、消火活動の結果を踏まえ、放水後の放水量の溢水評価に係る妥当性について検証を行う。

２．５ 定期的な評価

(1) 各課（室）長は、２．１項から２．４項の活動の実施結果について、１年に１回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、保全計画課長に報告する。

(2) 保全計画課長は、各課（室）長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。

２．６ 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置

各課（室）長は、溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響をおよぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。

３ 火山影響等、降雪、地滑り発生時

保全計画課長は、火山影響等、降雪および地滑り発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の３．１項から３．４項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課（室）長は、計画に基づき、火山影響等、降雪および地滑り発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。

３．１ 要員の配置

⑴ 所長は、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。

⑵ 所長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第１２６条に定める必要な要員を配置する。

また、所長は、降灰予報等によりおおい町への多量の降灰が予想される場合、社内標準に定める組織の要員を召集して活動する。

なお、休日、時間外（夜間）においては、第１３条に定める重大事故等の対応を行う要員を活用する。

３．２ 教育訓練の実施

⑴ 保全計画課長は、全所員に対して、火山影響等、積雪および地滑り発生時に対する運用管理に関する教育訓練を定期的に実施する。

⑵ 発電室長は、運転員に対して、火山影響等および地滑り発生時の運転操作等に係る手順に関する教育訓練を定期的に実施する。

⑶ 各課（室）長は、各課員に対して、火山影響等、積雪および地滑り発生時に対する運用管理に関する教育訓練ならびに火山事象、積雪および地滑りより防護すべき施設の施設管理、点検に関する教育訓練を定期的に実施する。

⑷ 保全計画課長は、緊急安全対策要員に対して、その役割に応じて、火山影響等発生時のディーゼル発電機の機能を維持するための対策および炉心の著しい損傷を防止するための対策等に関する教育訓練を定期的に実施する。

３．３ 資機材の配備

⑴ 各課（室）長は、降下火砕物の除去等の屋外作業時に使用する道具や防護具等を配備する。

⑵ 各課（室）長は、火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要なディーゼル発電機用の着脱可能なフィルタ（300 メッシュ）その他の必要な資機材を配備する。

３．４ 手順書の整備

⑴ 各課（室）長（当直課長および当直長を除く。）は、火山影響等、降雪および地滑り発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。

ａ．降下火砕物の侵入防止

当直課長は、外気取入口に設置している平型フィルタの差圧確認、外気取入ダンパの閉止、換気空調設備の停止、中央制御室および安全補機開閉器室の閉回路循環運転による建屋内への降下火砕物の侵入防止を実施する。

ｂ．降下火砕物および積雪の除去作業

(a) 各課（室）長は、降灰が確認された場合は、施設の機能に影響が及ばないよう、換気空調設備のフィルタおよびディーゼル発電機消音器のフィルタの清掃や取替え、水循環系のストレーナ洗浄作業、開閉所設備の碍子洗浄作業を実施する。

(b) 各課（室）長は、降下火砕物の堆積が確認された場合は、降下火砕物より防護すべき屋外の施設、ならびに降下火砕物より防護すべき施設を内包する建屋について、長期的な堆積により施設に悪影響を及ぼさないよう降下火砕物を除去する。

また、上記以外の重大事故等対処設備に対する降下火砕物および積雪の除去作業については、降灰および降雪の状況を踏まえ、設備に悪影響を及ぼさないよう実施する。

ｃ．地滑り防護対策の堰堤の健全性確保

土木建築課長は、地滑りが確認された場合は、施設の機能に影響が及ばないよう、堰堤の堆積制限位以下になるよう土砂撤去作業を実施する。

ｄ．地滑り発生後の撤去作業が困難と判断された場合の対応

土木建築課長は、地滑り発生後の土砂撤去作業において、７日以内に堆積制限位以下にできないと判断した場合は当直課長に連絡する。連絡を受けた当直課長は、地滑りが確認された後、７日以内に原子炉を停止（モード５まで）する。

ｅ．ディーゼル発電機の機能を維持するための対策

火山影響等発生時において、ディーゼル発電機の機能を維持するため、ディーゼル発電機へのフィルタの取付およびフィルタの取替・清掃を実施する。

(a) ディーゼル発電機への改良型フィルタ取付

各課（室）長は、フィルタの取替・清掃が容易な改良型フィルタを取り付ける。

ア．手順着手の判断基準

気象庁が発表する降灰予報（「速報」または「詳細」）によりおおい町への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域（発電所敷地から半径 160㎞）内の活火山に 20㎞ 以上の噴煙が観測されたが噴火後 10 分以内に降灰予報が発表されない場合または降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合

(b) ディーゼル発電機改良型フィルタのフィルタ取替・清掃

各課（室）長は、ディーゼル発電機が起動した場合において、フィルタの閉塞を防止するため、フィルタの取替・清掃を実施する。

ア．手順着手の判断基準

火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、ディーゼル発電機が起動した場合

ｆ．タービン動補助給水ポンプを用いた炉心を冷却するための対策

火山影響等発生時において外部電源喪失およびディーゼル発電機が機能喪失した場合は、タービン動補助給水ポンプを使用し、蒸気発生器２次側による１次冷却系の冷却を行う。

(a) タービン動補助給水ポンプを用いた炉心冷却

当直課長は、タービン動補助給水ポンプを用いた蒸気発生器２次側による炉心冷却を行う。

ア．手順着手の判断基準

火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、ディーゼル発電機2台がともに機能喪失した場合

ｇ．蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた炉心の著しい損傷を防止するための対策

火山影響等発生時において、外部電源喪失およびディーゼル発電機が機能喪失し、かつタービン動補助給水ポンプが機能喪失した場合は、蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を使用し、蒸気発生器２次側による１次冷却系の冷却を行う。

(a) 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）の準備作業

各課（室）長は、電源車を降下火砕物の影響を受けることのない３号炉および４号炉原子炉周辺建屋内へ移動し、準備作業を行う。

ア．手順着手の判断基準

気象庁が発表する降灰予報（「速報」または「詳細」）によりおおい町への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域（発電所敷地から半径160㎞）内の活火山に20㎞以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合または降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合

(b) 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた炉心冷却

緊急時対策本部および当直課長は、タービン動補助給水ポンプによる給水ができない場合は、電源車を起動し、蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた蒸気発生器２次側による炉心冷却を行う。

ア．手順着手の判断基準

火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、ディーゼル発電機2台がともに機能喪失し、かつタービン動補助給水ポンプによる給水ができない場合

ｈ．緊急時対策所の居住性確保に関する対策

火山影響等発生時において、緊急時対策所入口扉を開放することにより緊急時対策所の居住性を確保する。

(a) 緊急時対策所の居住性確保

各課（室）長は、緊急時対策所入口扉の開放により居住性を確保し、降下火砕物の侵入を防止するため、入口扉（２箇所）に仮設フィルタを取り付ける。仮設フィルタ取り付け後は、緊急時対策所内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の監視を行う。

ア．手順着手の判断基準

気象庁が発表する降灰予報（「速報」または「詳細」）によりおおい町への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域（発電所敷地から半径160㎞）内の活火山に20㎞以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合または降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合

ⅰ．通信連絡設備に関する対策

火山影響等発生時における通信連絡について、降下火砕物の影響を受けない有線系の設備を複数手段確保することにより機能を確保する。ディーゼル発電機の機能が喪失した場合においては、３号炉および４号炉原子炉周辺建屋内に配置した電源車から給電する。

(a) 電源車の準備作業

各課（室）長は、電源車を降下火砕物の影響を受けることのない３号炉および４号炉原子炉周辺建屋内へ移動し準備作業を行う。

ア．手順着手の判断基準

気象庁が発表する降灰予報（「速報」または「詳細」）によりおおい町への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域（発電所敷地から半径160㎞）内の活火山に20㎞以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合または降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合

(b) 電源車からの給電開始

緊急時対策本部および当直課長は、電源車からの給電準備を行ったのち給電を開始する。

ア．手順着手の判断基準

電源車による給電開始は、火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、３号炉または４号炉のディーゼル発電機全台が機能喪失した場合

ⅰ．電源車の燃料確保に関する対策

火山影響等発生時において、電源車の燃料を軽油ドラム缶により確保する。

(a) 軽油ドラム缶の建屋近傍への移動

各課（室）長は、軽油ドラム缶を３号炉および４号炉原子炉周辺建屋近傍へ移動する。

ア．手順着手の判断基準

気象庁が発表する降灰予報（「速報」または「詳細」）によりおおい町への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域（発電所敷地から半径160㎞）内の活火山に20㎞以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合または降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合

(b) 軽油ドラム缶による燃料補給

緊急時対策本部は、軽油ドラム缶から電源車へ燃料補給を行う。

ア．手順着手の判断基準

電源車の運転継続のために燃料補給が必要と判断した場合

ⅰ．消火水バックアップタンクから復水ピットへの補給に関する対策

火山影響等発生時において、消火水バックアップタンクから復水ピットへの補給を行う。

(a) 消火水バックアップタンクから復水ピットへの補給準備

各課（室）長は、消火水バックアップタンクから復水ピットへの補給のための系統構成を行う。

ア. 手順着手の判断基準

気象庁が発表する降灰予報（「速報」または「詳細」）によりおおい町への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域（発電所敷地から半径160km）内の活火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合または降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合

(b) 消火水バックアップタンクから復水ピットへの補給

緊急時対策本部および当直課長は、消火水バックアップタンクから復水ピットへの補給を行う。

ア. 手順着手の判断基準

復水ピットへの補給が必要と判断した場合

火山影響等発生時の対策における主な作業

作業手順No	対応手段	要員	要員数	想定時間
e(a)	ディーゼル発電機への改良型フィルタ取付	緊急安全対策要員	6	50分
e(b)	ディーゼル発電機改良型フィルタのフィルタ取替	緊急安全対策要員	8	20分
	ディーゼル発電機改良型フィルタのフィルタ清掃※1	緊急安全対策要員	4	80分
g(a) i(a)	蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）の準備作業 電源車の準備作業 （電源車の移動）	緊急安全対策要員	2 （3号炉および4号炉合計）	50分
	蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）の準備作業 電源車の準備作業※2 （給電用ケーブル敷設）	緊急安全対策要員	2	35分
g(a)	蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）の準備作業 （ホース接続・系統構成）	緊急安全対策要員	5	110分
g(b) i(b)	蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた炉心冷却 電源車からの給電開始 （給電用ケーブル接続）	緊急安全対策要員	2	20分
	蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた炉心冷却 電源車からの給電開始 （不要負荷切り離し・受電操作）	運転員等 （中央制御室、現場）	3	35分
h(a)	緊急時対策所の居住性確保（仮設フィルタ取付）	緊急安全対策要員	2 （3号炉および4号炉合計）	50分
j(a)	軽油ドラム缶の建屋近傍への移動	緊急安全対策要員	6 （3号炉および4号炉合計）	50分
k(a)	消火水バックアップタンクから復水ピットへの補給準備	緊急安全対策要員	1 （3号炉および4号炉合計）	30分
k(b)	消火水バックアップタンクから復水ピットへの補給	緊急安全対策要員	3 （3号炉および4号炉合計）	75分
		運転員等 （中央制御室）	1 （3号炉および4号炉合計）	

※１：１班４名で２班が交代して実施する。
※２：可搬式排気ファンおよび仮設ダクト等設置作業は、1 箇所あたり上表とは別に緊急安全対策要員 3 名が 130 分以内で実施する。

ｌ．降灰および地滑り時の原子炉施設への影響確認

各課（室）長は、降灰および地滑りが確認された場合は、原子炉施設への影響を確認するため、降下火砕物より防護すべき施設または重要安全施設を内包する原子炉補助建屋について点検を行うとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。

ｍ．施設管理、点検

各課（室）長は、火山事象より防護すべき施設の要求機能を維持するため、降灰後における降下火砕物による静的荷重、腐食、磨耗等の影響について、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。

３．５ 定期的な評価

⑴ 各課（室）長は、３．１項から３．４項の活動の実施結果について、１年に１回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、保全計画課長に報告する。

⑵ 保全計画課長は、各課（室）長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。

３．６ 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置

各課（室）長は、火山影響等、降雪および地滑り発生時の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。

⑴ 火山影響等発生時における原子炉停止の判断基準

ａ．おおい町に降灰予報「多量」が発表された場合

ｂ．おおい町に降灰予報「多量」が発表されていない場合において、火山影響等発生時の対応に着手し、かつ、第７８条に定める外部電源において、全５回線中、３回線以上が動作不能になり、動作可能な外部電源が２回線以下となった場合（送電線の点検時を含む。）またはすべての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合

３．７ その他関連する活動

⑴ 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。

ａ．新たな知見の収集、反映

原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合の火山事象の評価を行い、必要な事項を適切に反映する。

４ 地　震

保全計画課長は、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の４．１項から４．４項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課（室）長は、計画に基づき、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。

４．１ 要員の配置

⑴ 所長は、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。

⑵ 所長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第１２６条に定める必要な要員を配置する。

４．２ 教育訓練の実施

⑴ 保全計画課長は、全所員に対して、地震発生時の運用管理に関する教育訓練を定期的に実施する。

⑵ 発電室長は、運転員に対して、地震発生時の運転操作等に関する教育訓練を定期的に実施する。

４．３ 資機材の配備

各課（室）長は、地震発生時に使用する資機材を配備する。

４．４ 手順書の整備

⑴ 各課（室）長（当直課長および当直長を除く。）は、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。

ａ．波及的影響防止に関する手順

(a) 各課（室）長は、波及的影響を防止するよう現場を維持するため、機器設置時の配慮事項等を定めて管理する。

(b) 各課（室）長は、機器・配管等の設置および点検資材等の仮設・仮置時における、耐震重要施設（耐震Ｓクラス施設）および常設耐震重要重大事故防止設備または常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設（常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備を含む。）、特重施設（以下、「耐震重要施設等」という。）に対する下位クラス施設※1の波及的影響（４つの観点※2および溢水・火災の観点）を防止する。

※１：耐震ＢクラスおよびＣクラス施設に加え、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設（常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備を含む。）、可搬型重大事故等対処設備、ならびに常設重大事故防止設備および常設重大事故緩和設備のいずれにも属さない常設の重大事故等対処施設を考慮する。

※２：４つの観点とは、以下をいう。

ア．　設置地盤および地震応答性状の相違等に起因する相対変位または不等沈下による影響

イ．　耐震重要施設等と下位クラス施設との接続部における相互影響

ウ．　建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒および落下等による耐震重要施設等への影響

エ．　建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒および落下等による耐震重要施設等への影響

ｂ．設備の保管に関する手順

(a) 各課（室）長は、可搬型重大事故等対処設備について、地震による周辺斜面の崩壊・火災等の影響により重大事故等に対処するために必要な機能を喪失しないよう、固縛措置、分散配置、転倒防止対策等による適切な保管がなされていることを確認する。

(b) 各課（室）長は、可搬型重大事故等対処設備のうち、屋外の車両型設備について、離隔距離を基に必要な設備間隔を定め適切な保管がなされていることを確認する。

ｃ．地震発生時の原子炉施設への影響確認に関する手順

各課（室）長は、最寄りの気象庁震度観測点において震度５弱以上の地震が観測された場合、以下の対応を行うとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。

(a) 各課（室）長は、原子炉施設の損傷の有無を確認する。

(b) 当直課長は、使用済燃料ピットにおいて、水面の清浄度および異物の混入がないこと等を確認する。

４．５ 定期的な評価

(1) 各課（室）長は、４．１項から４．４項の活動の実施結果について、１年に１回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、保全計画課長に報告する。

(2) 保全計画課長は、各課（室）長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。

４．６ 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置

各課（室）長は、地震の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響をおよぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。

４．７ その他関連する活動

(1) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）および原子力安全・技術部門統括（土木建築）は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。

ａ．新たな知見等の収集、反映

原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）および原子力安全・技術部門統括（土木建築）は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合、耐震安全性に関する評価を行い、必要な事項を適切に反映する。

ｂ．波及的影響防止

原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、４つの観点以外の新たな波及的影響の観点の抽出を実施する。

ｃ．地震観測および影響確認

(a) 原子力安全・技術部門統括（土木建築）は、原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対して、地震観測等により振動性状の把握および土木設備・建築物の機能に支障のないことの確認を行うとともに、適切な観測を継続的に実施するために、必要に応じ、地震観測網の拡充を計画する。

(b) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対する振動性状の確認結果を受けて、その結果をもとに施設の機能に支障のないことを確認する。

５ 津　 波

保全計画課長は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の５．１項から５．４項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課（室）長は、計画に基づき、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。

５．１ 要員の配置

(1) 所長は、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。

(2) 所長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第１２６条に定める必要な要員を配置する。

５．２ 教育訓練の実施

(1) 保全計画課長は、全所員に対して、津波防護の運用管理に関する教育訓練を定期的に実施する。

(2) 発電室長は、運転員に対して、津波発生時の運転操作等に関する教育訓練を定期的に実施する。

(3) 各課（室）長は、各課員に対して、津波防護施設、浸水防止設備および津波監視設備の施設管理、点検に関する教育訓練を定期的に実施する。

５．３ 資機材の配備

各課（室）長は、津波発生時に使用する資機材を配備する。

５．４ 手順書の整備

(1) 各課（室）長（当直課長および当直長を除く。）は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。

ａ．発電所を含む地域に大津波警報が発令された場合の対応

(a) 当直課長は、原則として循環水ポンプを停止する。また、原子炉を停止させ原子炉の冷却操作を実施するとともに、１系統の原子炉補機冷却水冷却器への海水通水を停止し、原子炉補機冷却水冷却器出口弁の電源を開放する。

ただし、以下の場合はその限りではない。

ア　大津波警報が誤報であった場合

イ　遠方で発生した地震に伴う津波であって、発電所を含む地域に、到達するまでの時間経過で、大津波警報が見直された場合

(b) 原子燃料課長および放射線管理課長は、燃料等輸送船に関し、津波警報等が発令された場合、荷役作業を中断し、陸側作業員および輸送物の退避に関する措置を実施する。

(c) 原子燃料課長および放射線管理課長は、緊急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行う。

(d) 当直課長は、津波監視カメラおよび潮位計による津波の襲来状況の監視ならびに漂流物影響を考慮した運用を実施する。

ｂ．発電所を含む地域に津波警報等が発令された場合の対応

(a) 原子燃料課長および放射線管理課長は、燃料等輸送船に関し、津波警報等が発令された場合、荷役作業を中断し、陸側作業員および輸送物の退避に関する措置を実施する。

(b) 原子燃料課長および放射線管理課長は、緊急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行う。

(c) 当直課長は、津波監視カメラおよび潮位計による津波の襲来状況の監視ならびに漂流物影響を考慮した運用を実施する。

ｃ．津波発生時の原子炉施設への影響確認

各課（室）長は、発電所を含む地域に大津波警報が発令された場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。

ｄ．施設管理、点検

各課（室）長は、津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備および津波影響軽減施設の要求機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。

ｅ．津波評価条件の変更の要否確認

(a) 各課（室）長は、設備改造等を行う場合、都度、津波評価への影響確認を行う。

(b) 保全計画課長は、津波評価に係る評価条件を定期的に確認する。

５．５ 定期的な評価

(1) 各課（室）長は、５．１項から５．４項の活動の実施結果について、１年に１回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、保全計画課長に報告する。

(2) 保全計画課長は、各課（室）長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。

５．６ 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置

各課（室）長は、津波の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響をおよぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。

５．７ その他関連する活動

(1) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）および原子力安全・技術部門統括（土木建築）は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。

ａ．新たな知見の収集、反映

原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）および原子力安全・技術部門統括（土木建築）は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合、耐津波安全性に関する評価を行い、必要な事項を適切に反映する。

６ 竜　巻

保全計画課長は、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の６．１項から６．４項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課（室）長は、計画に基づき、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。

６．１ 要員の配置

⑴ 所長は、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。

⑵ 所長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第１２６条に定める必要な要員を配置する。

６．２ 教育訓練の実施

⑴ 保全計画課長は、全所員に対して、竜巻防護の運用管理に関する教育訓練を定期的に実施する。また、保全計画課長は、全所員に対して、竜巻発生時における車両退避等の訓練を実施する。

⑵ 発電室長は、運転員に対して、竜巻発生時の運転操作等に関する教育訓練を定期的に実施する。

⑶ 各課（室）長は、各課員に対して、竜巻対策設備の施設管理、点検に関する教育訓練を定期的に実施する。

６．３ 資機材の配備

各課（室）長は、竜巻対策として固縛に使用する資機材を配備する。

６．４ 手順書の整備

⑴ 各課（室）長（当直課長および当直長を除く。）は、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。

ａ．飛来物管理の手順

(a) 各課（室）長は、飛来時の運動エネルギー、貫通力が設計飛来物である鋼製材※1 よりも大きなものについて、設置場所等に応じて固縛、建屋内収納または撤去により飛来物とならない管理を実施する。

(b) 各課（室）長は、屋外の重大事故等対処設備について、位置的分散を図ることで、重大事故等対処設備の機能を損なわないよう管理する。また、重大事故等対処設備が設計基準事故対処設備に悪影響を与えないよう管理を実施する。

(c) 保全計画課長は、車両に関する入構管理を行う。

※１：設計飛来物である鋼製材の寸法等は、以下のとおり。

飛来物の種類	鋼製材
寸法（m）	長さ×幅×奥行き 4.2×0.3×0.2
質量（kg）	135

ｂ．竜巻の襲来が予想される場合の対応

(a) 保全計画課長は、車両に関して停車している場所に応じて退避または固縛することにより飛来物とならない管理を実施する。

(b) 各課（室）長は、ディーゼル発電機室の水密扉の閉止状態を確認するとともに、換気空調系統のダンパ等の閉止を実施する。

(c) 原子燃料課長は、燃料取扱作業を中止する。

(d) 保全計画課長は、タンクローリー４台を鯨谷トンネルに退避する。

ｃ．竜巻飛来物防護対策設備の取付けおよび取外操作等

各課（室）長は、竜巻飛来物防護対策設備の取付および取外操作、飛来物発生防止のために設置した設備の操作を実施する。

ｄ．代替設備または予備品確保

各課（室）長は、竜巻の襲来により、安全施設の構造健全性が維持できない場合を考慮して、代替設備または予備品を確保する。

ｅ．竜巻発生時の原子炉施設への影響確認

各課（室）長は、発電所敷地内に竜巻が発生した場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。

ｆ．竜巻により原子炉施設等が損傷した場合の処置

(a) 当直課長は、排気筒に損傷を発見した場合、気体廃棄物が放出中であればすみやかに放出を停止する。

(b) 機械保修課長は、排気筒に損傷を発見した場合、応急補修を行う。

(c) 土木建築課長は、アニュラス区画構造物に損傷を発見した場合、応急補修を行う。

(d) 当直課長は、排気筒またはアニュラス区画構造物の補修が困難な場合、プラント停止操作を行う。

(e) 各課（室）長は、建屋外において竜巻による火災の発生を確認した場合、消火用水等による消火活動を行う。

ｇ．施設管理、点検

各課（室）長は、竜巻飛来物防護対策設備の要求機能を維持するために、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。

６．５ 定期的な評価

⑴ 各課（室）長は、６．１項から６．４項の活動の実施結果について、１年に１回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、保全計画課長に報告する。

⑵ 保全計画課長は、各課（室）長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。

６．６ 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置

各課（室）長は、竜巻の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。

６．７ その他関連する活動

⑴ 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。

ａ．新たな知見の収集、反映

原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合の竜巻の評価を行い、必要な事項を適切に反映する。

７ 有毒ガス

保全計画課長は、有毒ガス発生時における運転員、緊急時対策所で重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員および特重施設要員（以下、本項において「運転員等」という。）の防護のための活動を行う体制の整備として、次の７．１項から７．４項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課（室）長は、計画に基づき、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。

７．１ 要員の配置

所長は、発電所敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下、「可動源」という。）に随行・立会する者（以下、「立会人」という。）および有毒ガスの発生を終息させるために必要な措置（以下、「終息活動」という。）を行う要員等を確保する。

７．２ 教育訓練の実施

(1) 保全計画課長は、全所員に対して、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動に係る教育訓練を定期的に実施する。

(2) 保全計画課長は、運転員等、立会人および終息活動を行う要員に対して、有毒ガス発生時における防護具の着用のための教育訓練を定期的に実施する。

(3) 所長室長は、第１３６条および第１３７条に基づき、発電所の入所者に対して、有毒ガス発生時の認知・連絡に係る教育訓練を入所時に実施する。

７．３ 資機材の配備

各課（室）長は、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な防護具その他の必要な資機材を配備する。

７．４ 手順書の整備

(1) 各課（室）長（当直課長および当直長を除く。）は、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。

ａ．有毒ガス防護の確認に関する手順

(a) 各課（室）長は、発電所敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下、「固定源」という。）に対して、(b)項、(c)項およびｃ.項の実施により、運転員等の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。

(b) 各課（室）長は、発電所敷地内および中央制御室等から半径１０ｋｍ近傍に新たな有毒化学物質および有毒化学物質の性状、貯蔵状況等の変更を確認し、固定源の見直しがある場合は、有毒ガスが発生した場合の吸気中の有毒ガス濃度評価を実施し、評価結果に基づき必要な有毒ガス防護を実施する。可動源の見

直しがある場合は、必要な有毒ガス防護を実施する。

(c) 各課（室）長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する堰および覆い（以下、「防液堤等」という。）について、適切に運用管理を実施する。

b．有毒ガス発生時の防護に関する手順

(a) 各課（室）長は、可動源に対して、立会人の随行、通信連絡手段による連絡、中央制御室空調装置、緊急時対策所換気設備および[redacted]の換気空調設備の隔離、防護具の着用ならびに終息活動等の対策を実施する。

(b) 各課（室）長は、予期せぬ有毒ガスの発生に対して、防護具の着用および防護具のバックアップ体制整備の対策を実施する。

c．施設管理、点検

各課（室）長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、有毒ガス影響を軽減する機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。

７．５ 定期的な評価

(1) 各課（室）長は、７．１項から７．４項の活動の実施結果について、１年に１回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、保全計画課長に報告する。

(2) 保全計画課長は、各課（室）長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。

７．６ 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置

各課（室）長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。

添付３　重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準

（第１８条の５および第１８条の６関連）

重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準

本「実施基準」は、重大事故等発生時または大規模損壊発生時に対処しうる体制を維持管理していくための実施内容について定める。

また、重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等を、表－１から表－１９に、ＡＰＣ等による大規模損壊発生時における特重施設による対応に必要な運用手順を表－２１から表－３１に定める。なお、多様性拡張設備を使用した運用手順および運用手順の詳細な内容等については、社内標準に定める。

１．重大事故等対策

⑴ 社長は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備にあたって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。

⑵ 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、以下に示す重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等について、「安全管理通達」に定め、原子力事業本部長の承認を得る。

ア　原子炉主任技術者は、原子力防災組織において、独立性が確保できる組織に配置し、重大事故等対策における原子炉施設の運転に関し保安監督を誠実、かつ最優先に行うことを任務とする。

イ　原子炉主任技術者は、保安上必要な場合は、運転に従事する者（所長を含む。）へ指示を行い、発電所対策本部の本部長は、その指示を踏まえ方針を決定する。

ウ　原子炉主任技術者は、休日、時間外（夜間）に重大事故等が発生した場合、緊急時対策本部要員からの情報連絡（プラントの状況、対策の状況）を受け、保安上必要な場合は指示を行う。

エ　非常召集可能圏内に原子炉主任技術者を原子炉毎に各１名（計２名）配置する。

オ　原子炉主任技術者は、重大事故等対策に係る手順書の整備にあたって、保安上必要な事項について確認を行う。

⑶ 安全・防災室長は、⑴の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の１．１項および１．２項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。

また、各課（室）長は、計画に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。

⑷ 各課（室）長は、⑴の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の１．３項および表－１から表－１９に示す「重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等」を含む手順を整備し、１．１⑴アの要員にこの手順を遵守させる。

⑸ 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、⑴の方針に基づき、重大事故等発生時における本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の１．１項および１．２項を含む計画を策定するとともに、計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。

１．１　体制の整備、教育訓練の実施および資機材の配備

(1) 体制の整備

ア　所長は、以下に示す重大事故等対策を実施する実施組織およびその支援組織の役割分担および責任者などを社内標準に定め、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を確立する。

(ｱ)　所長は、重大事故等の原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害の拡大防止およびその他の必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、原子力防災体制等を発令し、緊急時対策本部要員の非常召集、通報連絡を行い、第１２６条に定める原子力防災組織を設置し、発電所に自らを本部長とする発電所対策本部の体制を整え対処する。また、事故対処に必要な場合には、社内標準に定めた手順に限定することなく、事故収束に必要な措置を講じる。

(ｲ)　所長は、発電所対策本部の本部長として、原子力防災組織の統括管理を行い、責任を持って原子力防災の活動方針の決定をする。

　また、本部長の下に副本部長を設置し、副本部長は本部長を補佐し、本部長が不在の場合は、副本部長あるいは本部附などの職位が技術系の課長以上の代行者がその職務を代行する。

(ｳ)　所長は、発電所対策本部に、重大事故等対策を実施する実施組織、実施組織に対して技術的助言を行う技術支援組織および実施組織が事故対策に専念できる環境を整える運営支援組織を編成し、専門性および経験を考慮した班を構成する。

　また、各班の役割分担および責任者である班長を定め、指揮命令系統を明確にし、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を確立する。

(ｴ)　重大事故等対策の実施組織および支援組織の各班の機能、各班の責任者である班長および副班長を配置する。

(ｵ)　所長は、発電所対策本部における全体指揮者となり原子力防災組織を統括管理し、３号炉および４号炉の同時被災時は原子炉毎の指揮者を指名する。

(ｶ)　所長は、指揮者である本部長の所長が欠けた場合に備え、本部長の代行者と代行順位をあらかじめ定め明確にする。

　また、実施組織および支援組織の各班に責任者である班長（室長または課長）を配置し、班長が欠けた場合に備え、あらかじめ代行順位を定めた副班長（課長または係長）を配置する。

(ｷ)　所長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合、直ちに原子力防災体制等を発令するとともに原子力発電部門統括へ報告する。

(ｸ)　実施組織である緊急安全対策要員および緊急時対策本部要員を発電所構内および近傍に常時確保し、確保した緊急安全対策要員により、重大事故等対策に対応する。

(ｹ)　実施組織の班構成および必要な役割分担は、以下のとおりとし、重大事故等対策を円滑に実施する。

ａ　発電班は、事故状況の把握および整理および事故拡大防止のための措置、原子炉施設の保安維持等を行う。

ｂ　保修班は、事故原因の究明、応急対策の立案、実施および原子炉施設の消火活動等を行う。

(ｺ)　３号炉および４号炉において同時に重大事故等が発生した場合における実施組織の対応については、以下のとおりとする。

ａ　発電所対策本部は、３号炉および４号炉の同時被災の場合において、本部長の指示により原子炉毎に指名した指揮者の指示のもと、原子炉毎の情報収集や事故対策の検討を行い、重大事故等対策を実施する。

ｂ　原子炉主任技術者は、担当号炉のプラント状況把握および事故対策に専念することにより、３号炉および４号炉の同時被災を想定した場合においても指示を的確に実施する。

ｃ　３号炉および４号炉の原子炉主任技術者は、原子炉毎の保安監督を誠実、かつ最優先に行う。

ｄ　実施組織は、情報の混乱や指揮命令が遅れることのないよう通報連絡者を配置し、通報連絡後の情報連絡は通報連絡者が管理を一括して実施することで円滑に対応する。

(ｻ)　技術支援組織と運営支援組織の班構成および必要な役割分担については、以下のとおりとし、重大事故等対策を円滑に実施する。

ａ　技術支援組織は、安全管理班および放射線管理班で構成し、必要な役割の分担を行い実施組織に対して技術的助言を行う。

(a) 安全管理班は、事故状況の把握および評価、事故時影響緩和操作の検討等を行う。

(b) 放射線管理班は、放射線および放射能の測定、状況把握、被ばく管理、汚染除去および拡大防止措置、災害対策活動に伴う放射線防護措置等を行う。

ｂ　運営支援組織は、総務班、広報班および情報班で構成し、必要な役割の分担を行い実施組織が重大事故等対策に専念できる環境を整える。

(a) 総務班は、発電所対策本部の設営・運営、連絡・通信手段の確保、要員の動員、輸送手段の確保、原子力災害医療措置、資機材調達・輸送および退避・避難措置を行う。

(b) 広報班は、報道機関の対応、見学者の退避誘導および広報活動を行う。

(c) 情報班は、社内対策本部との情報受理・伝達、国・自治体等関係者との連絡調整および社外関係機関への情報連絡を行う。

ｃ　各班は、各班の役割を実施し、実施組織が重大事故等対策に専念できる環境を整える。

(ｼ)　地震により緊急時呼出システムが正常に機能しない等の通信障害によって非常召集連絡ができない場合でも地震（最寄りの気象庁震度観測点において、震度５弱以上の地震）の発生により緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員が発電所に自動参集する。

(ｽ)　重大事故等が発生した場合に速やかに対応するために必要な要員として、第 13 条に規定する運転員、緊急時対策本部要員、緊急安全対策要員および特重施設要員について、以下のとおり役割および人数を割り当て確保する。

ａ　原子力防災組織の統括管理および全体指揮を行う全体指揮者、原子炉毎の指揮を行うユニット指揮者、原子炉毎の通報連絡を行う通報連絡者ならびに各重大事故等対策に係る現場での調整を行う現場調整者の緊急時対策本部要員 6 名、運転操作指揮を行う当直課長、当直主任および運転操作対応を行う運転員 12 名

（３号炉および４号炉のうち１つの原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は 10 名、３号炉および４号炉の原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は 8 名）、運転支援活動、電源確保活動、給水活動、設備対応、消防活動およびガレキ除去活動を行う緊急安全対策要員 40 名（３号炉および４号炉のうち 1 つの原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は 35 名、３号炉および４号炉の原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は 30 名）の計 58 名（３号炉および４号炉のうち 1 つの原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は 51 名、３号炉および４号炉の原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は 44 名）ならびに被災後 6 時間以内を目途として参集し、発電所対策本部の各班の活動を行う緊急時対策本部要員 10 名（以下「召集要員」という。）の合計 68 名（３号炉および４号炉のうち１つの原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は 61 名、３号炉および４号炉の原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は 54 名）およびプラント状態に応じた特重施設要員を確保する。

なお、上記とは別に１号炉および２号炉の対応を行う１号炉および２号炉の運転員 4 名を確保する。

b　緊急安全対策要員（運転支援活動を行う者を除く）および緊急時対策本部要員は、緊急時対策所に参集し、通報連絡、給水活動および電源確保等の各要員の任務に応じた対応を行うとともに、緊急安全対策要員（運転支援活動を行う者）は、運転員からの連絡を受け、各現場での対応を行う。

c　高線量下の対応においても、当社社員および協力会社社員を含め要員を確保する。

d　病原性の高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症等が発生し、第 13 条に規定する所定の重大事故等対策要員（運転員、緊急安全対策要員および緊急時対策本部要員にて構成される。以下同じ。）または特重施設要員に欠員が生じた場合は、休日、時間外（夜間）を含め重大事故等対策要員または特重施設要員の補充を行うとともに、そのような事態に備えた重大事故等対策要員および特重施設要員の体制に係る管理を行う。

また、重大事故等対策要員および特重施設要員の補充の見込みが立たない場合は、所長に連絡するとともに、原子炉停止等の措置を実施し、確保できる重大事故等対策要員または特重施設要員で、安全が確保できる原子炉の運転状態に移行する。

e　特重施設要員は、運転操作指揮を行う当直課長または当直主任と連携し、□□から特重施設を用いた対応を行う。

(ｾ)　休日、時間外（夜間）を含めて必要な緊急時対策本部要員を非常召集できるよう、定期的に通報連絡訓練を実施する。

(ｿ)　実施組織および支援組織が実効的に活動するための以下の施設および設備等について管理する。

a　支援組織が、必要なプラントのパラメータを確認するための安全パラメータ表示システム（ＳＰＤＳ）およびＳＰＤＳ表示装置、発電所内外に通信連絡を行い関係箇所と連携を図るための統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備等（テレビ会議システムを含む。）を備えた緊急時対策所

b　実施組織が中央制御室、緊急時対策所および現場との連携を図り作業内容お

よび現場状況の情報共有を実施するための携行型通話装置等

ｃ　電源が喪失し照明が消灯した場合でも、迅速な現場への移動、操作および作業を実施できるよう可搬型の照明装置

(ﾀ)　支援組織の役割については、以下のとおりとし、重大事故等対策を円滑に実施する。

ａ　発電所内外の組織への通報および連絡を実施できるように衛星電話（携帯）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備等を配備し、広く情報提供を行う。

ｂ　原子炉施設の状態および重大事故等対策の実施状況に係る情報は、発電所対策本部の情報班にて一元的に集約管理し、発電所内で共有するとともに、本店対策本部と発電所対策本部間において、衛星電話（携帯）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備および緊急時対策支援システム（ＥＲＳＳ）等へ必要なデータを伝送できる設備を使用することにより、発電所の状況および重大事故等対策の実施状況の情報共有を行う。

ｃ　本店対策本部との連絡を密にすることで報道発表および外部からの問い合わせ対応および関係機関への連絡を本店原子力防災組織で構成する本店対策本部の広報活動を行う班で実施することにより、発電所対策本部が事故対応に専念でき、また、発電所内外へ広く情報提供を行う。

イ　原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、以下に示す本店対策本部の役割分担および責任者などを社内標準に定め、体制を確立する。

(ｱ)　原子力発電部門統括は、発電所における原子力防災体制の発令報告を受けた場合、直ちに社長に報告し、社長は本店における原子力防災体制を発令する。

(ｲ)　社長は、原子力防災体制を発令した場合、速やかに本店対策本部（原子力施設事態即応センター含む。）を中之島および若狭に設置する。また、社長は、原子力災害対策活動を実施するため本店対策本部長としてその職務を行い、社長が不在の場合は副社長等がその職務を代行する。

また、原子力緊急事態宣言が発出された場合またはそのおそれがある場合は、本店対策本部長である社長は原則として、中之島から若狭へ移動し、災害対策活動の指揮を執る。社長が移動する場合は、定められた代行者が本店対策本部の指揮を執る。なお、移動中の社長への連絡については、携帯電話等を使用する。

本店対策本部（中之島）においては、原子力部門のみでなく他部門も含めた全社大での体制により発電所対策本部の支援を行い、本店対策本部（若狭）は、原子力部門による発電所対策本部への技術的支援を行う。

本店対策本部（若狭）には、社内外情報の収集、連絡、記録、事故状況の把握、評価の支援、アクシデントマネジメントの支援、事故拡大防止策に関する支援、事故原因の究明、除去に関する支援および復旧対策に関する支援等を行う原子力設備班を設置し、本店対策本部（中之島）は、設備の被害状況の把握、復旧対策の樹立等を行う設備班、本店対策本部の設営、運営、本部要員の召集ならびに資機材および食料の調達運搬等を行う総務班、自治体および報道対応を行う広報班を設置し、発電所対策本部の災害対策活動の支援を行う。

(ｳ)　本店対策本部総務班長は、あらかじめ選定している支援拠点の候補の中から放

射性物質が放出された場合の影響等を勘案した上で原子力事業所災害対策支援拠点を指定し、必要な本店緊急時対策要員を派遣するとともに、災害対策支援に必要な資機材等の運搬を実施する。

(ｴ) 本店対策本部原子力設備班長は、他の原子力事業者および原子力緊急事態支援組織へ必要に応じて応援を要請し、技術的な支援が受けられる体制を整備する。

また、原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、原子力設備班を統括する。

ウ 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、重大事故等発生時に原子炉格納容器の設計圧力および温度に近い状態が継続する場合等、重大事故等発生後の中長期的な対応が必要となる場合に備えて、社内外の関係各所と連携し、適切かつ効果的な対応を検討できる体制を確立する。

また、機能喪失した設備の保守を実施するための放射線量低減および放射性物質を含んだ汚染水が発生した際の汚染水の処理等の事態収束活動を円滑に実施するため、平時から必要な協力活動体制を継続して構築する。

(2) 教育訓練の実施

ア 力量の付与のための教育訓練

各課（室）長は、重大事故等対処設備または特重施設を構成する設備を設置もしくは改造する場合は、当該設備の運転上の制限が適用開始される日（使用前事業者検査終了日等）までに、運転員（当直員）、緊急時対策本部要員、緊急安全対策要員または特重施設要員を新たに認定する場合は、第１３条第２項および第４項の体制に入るまでに以下の教育訓練について、社内標準に基づき実施する。

(ｱ) 各課（室）長は、表－１から表－１９に記載した対応手段を実施するために必要とする手順および重大事故等発生時における緊急時制御室の対応手順について、「ウ 成立性の確認訓練」の要素を考慮した教育訓練項目を定め、運転員（当直員）、緊急時対策本部要員、緊急安全対策要員および特重施設要員の役割に応じた教育訓練を実施する。

(ｲ) 安全・防災室長および発電室長は、重大事故等対処設備または特重施設を構成する設備を設置または改造する場合は、当該設備の運転上の制限が適用開始される日（使用前事業者検査終了日等）までに、成立性確認訓練（現場訓練による有効性評価の成立性確認）および成立性確認訓練の要素等を考慮した確認方法により、力量の付与方法の妥当性を確認する。

イ 力量の維持向上のための教育訓練

所長室長は、力量の維持向上のための教育訓練の実施計画を作成する。

各課（室）長は、運転員（当直員）、緊急時対策本部要員、緊急安全対策要員および特重施設要員に対して、事象の種類および事象の進展に応じて的確かつ柔軟に対処するために必要な力量の維持向上を図るため、以下の教育訓練について、社内標準に基づき実施する。

(ｱ) 表－１から表－１９に記載した対応手段を実施するために必要とする手順および重大事故等発生時における緊急時制御室の対応手順を教育訓練項目として定め、

運転員（当直員）、緊急時対策本部要員、緊急安全対策要員および特重施設要員の役割に応じた教育訓練を計画的に実施する。

ａ　運転員（当直員）、緊急時対策本部要員、緊急安全対策要員および特重施設要員に対し、役割に応じた教育訓練項目を年１回以上実施する。

なお、作業・操作の類似がない教育訓練項目については、教育訓練を年２回実施し、うち１回は机上による教育訓練とする。

ｂ　運転員（当直員）、緊急時対策本部要員、緊急安全対策要員および特重施設要員に対し、役割に応じ実施するａ項の教育訓練結果を評価し、力量が維持されていることを確認する。

(ｲ)　重大事故等対策を行う運転員（当直員）、緊急時対策本部要員、緊急安全対策要員および特重施設要員に対し、以下の教育訓練等を実施する。

ａ　運転員（当直員）、緊急時対策本部要員、緊急安全対策要員および特重施設要員に対し、役割に応じた重大事故等発生時の原子炉施設の挙動に関する知識ならびに的確な状況把握、確実かつ迅速な対応を実施するために必要な知識の向上を図ることのできる教育訓練を年１回以上実施する。

ｂ　運転員（当直員）、緊急時対策本部要員、緊急安全対策要員および特重施設要員に対し、役割に応じた過酷事故の内容、基本的な対処方法等、知識ベースの理解向上に資する教育訓練を年１回以上実施する。また、重大事故等発生時のプラント状況の把握、的確な対応操作の選択等、実施組織および支援組織の実効性等を確認するための総合的な教育訓練を年１回以上実施する。

ｃ　各課員等に対し、重大事故等の事故状況下において復旧を迅速に実施するために、普段から定期点検ならびに運転に必要な操作、保守点検活動および重大事故等対策の資機材を用いた教育訓練を自ら行うよう指導し、原子炉施設および予備品等について熟知させ実務経験を積ませる。

ｄ　(ｱ) ａ項の教育訓練において、事故時の対応や事故後の復旧を迅速に実施するために、重大事故等発生時の事象進展により高線量下になる場所を想定し放射線防護具を使用した事故時対応訓練、夜間および降雨ならびに強風等の悪天候下等を想定した事故時対応訓練を計画的に実施する。

ｅ　設備および事故時用の資機材等に関する情報ならびにマニュアルが即時に利用できるよう、普段から保守点検活動等を通じて準備し、それらの情報およびマニュアルを用いた事故時対応訓練を行う。

ウ　成立性の確認訓練

安全・防災室長は、成立性の確認訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。

安全・防災室長および発電室長は、運転員（当直員）、緊急時対策本部要員、緊急安全対策要員および特重施設要員に対し、以下の成立性の確認訓練を社内標準に基づき実施する。

(ｱ)　成立性の確認訓練を以下のａ項、ｂ項に定める頻度、内容で計画的に実施する。

ａ　中央制御室主体の操作に係る成立性確認

(a)　中央制御室主体の操作に係る成立性確認（シミュレータによる成立性確認）

中央操作主体、重要事故シーケンスの類似性および操作の類似性の観点か

ら整理したⅠからⅦの重要事故シーケンスについて、運転員（当直員）および特重施設要員を対象に年１回以上実施する。

なお、特重施設要員については、Ⅲの重要事故シーケンスを除く。

Ⅰ　２次系からの除熱機能喪失

Ⅱ　原子炉格納容器の除熱機能喪失

Ⅲ　原子炉停止機能喪失

Ⅳ　ＥＣＣＳ注水機能喪失

Ⅴ　ＥＣＣＳ再循環機能喪失

Ⅵ　格納容器バイパス（蒸気発生器伝熱管破損時に破損側蒸気発生器の隔離に失敗する事故）

Ⅶ　崩壊熱除去機能喪失

(b)　成立性の確認の評価方法

重要事故シーケンスの有効性評価上の解析条件のうち操作条件等を評価のポイントとして社内標準に定め、当直課長の指示の下、適切な対応ができていることを以下のとおり評価する。

Ⅰ　重要事故シーケンスに応じた対応において、当直課長からの指示に対して、運転員（当直員）および特重施設要員が適切に対応し、報告することにより連携が図られていること

Ⅱ　解析上の操作条件が満足されるように対応できること

Ⅲ　手順書に従い確実な対応ができること

b　現場主体の操作に係る成立性確認

(a)　技術的能力の成立性確認

現場主体で実施する表－２０の対応手段のうち、有効性評価の重要事故シーケンスに係る対応手段について、運転員（当直員）および緊急安全対策要員を対象に年１回以上実施する。

(b)　机上訓練による有効性評価の成立性確認

現場主体、重要事故シーケンスの類似性および現場作業の類似性の観点から整理したⅠからⅤの重要事故シーケンスについて、緊急安全対策要員および特重施設要員を対象に年１回以上実施する。

なお、特重施設要員については、Ⅳの重要事故シーケンスを除く。

Ⅰ　全交流動力電源喪失（ＲＣＰシールＬＯＣＡが発生する場合）

Ⅱ　雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧破損）

Ⅲ　雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過温破損）

Ⅳ　使用済燃料ピットにおける重大事故に至るおそれがある事故（想定事故２）

Ⅴ　全交流動力電源喪失（運転停止中）

(c)　現場訓練による有効性評価の成立性確認

現場主体、重要事故シーケンスの類似性および現場作業の類似性の観点から整理したⅠおよびⅡの重要事故シーケンスを統合したシーケンスに、Ⅲ、Ⅳ、およびⅤの重要事故シーケンスのうち現場で実施する個別手順を加え、運転員（当直員）、緊急時対策本部要員、緊急安全対策要員および特重施設要員で構成する班の中から任意の班※を対象に年１回以上実施する。

Ⅰ　雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧破損）
Ⅱ　使用済燃料ピットにおける重大事故に至るおそれがある事故（想定事故２）
Ⅲ　原子炉格納容器の除熱機能喪失
Ⅳ　ＥＣＣＳ再循環機能喪失
Ⅴ　崩壊熱除去機能喪失
※　成立性の確認を行う班を構成する要員については、毎年特定の役割に偏らないように配慮する。

(d)　成立性の確認の評価方法

Ⅰ　技術的能力の成立性確認は、有効性評価の重要事故シーケンスに係る対応手段について、役割に応じた対応が必要な要員数で想定時間内に実施するために必要とする手順に沿った訓練結果をもとに、算出された訓練時間と表－２０に記載した対応手段ごとの想定時間を比較し評価する。

Ⅱ　机上訓練による有効性評価の成立性確認は、有効性評価の重要事故シーケンスについて、必要な役割に応じて求められる現場作業等ができることおよび当直課長と特重施設要員の連携ができることの確認事項を社内標準に定め、満足することを評価する。

Ⅲ　現場訓練による有効性評価の成立性確認は、有効性評価の成立性担保のために必要な操作が完了すべき時間であるホールドポイントおよび当直課長と特重施設要員の連携ができることの確認事項を社内標準に定め、満足することを評価する。

Ⅳ　(a)および(c)の成立性の確認は、多くの訓練項目に対して効果的に行うため、以下の条件により実施する。

なお、(c)の成立性確認は（Ⅳ)項、（Ⅴ)項は適用しない。

（Ⅰ）　実施にあたっては、原則、一連で実施することとするが、長時間を要する成立性の確認については、分割して実施する。

（Ⅱ）　弁の開閉操作､水中ポンプの海水への投入､機器の起動操作等により、原子炉施設の系統や設備に悪影響を与えるもの、訓練により設備が損傷または劣化を促進するおそれのあるもの等については、模擬操作を実施する。

（Ⅲ）　訓練用のモックアップがある場合は、（Ⅱ）項の模擬操作ではなく、モックアップを使用した訓練を実施する。実施にあたっては、移動時間を考慮する。

（Ⅳ）　他の訓練の作業・操作待ちがある場合は、連携の訓練を確実に行ったのち、次工程の作業・操作を実施する。

（Ⅴ）　同じ作業の繰り返しを行う訓練については、一部の時間を測定し、その時間をもとに訓練時間を算出する。

(ｲ)　成立性の確認結果を踏まえた措置

ａ　中央制御室主体の操作に係る成立性確認、技術的能力の成立性確認および机上訓練による有効性評価の成立性確認の場合

成立性の確認により、役割に応じた必要な力量（以下(ｲ)において「力量」と

いう。）を確保できていないと判断した場合は、速やかに以下の措置を講じる。

(a)　所長および原子炉主任技術者に報告するとともに、その原因を分析、評価し、改善等、必要な措置を講じる。

(b)　力量を確保できていないと判断された者に対して、必要な措置の結果を踏まえ、力量が確保できていないと判断された個別の操作および作業を対象に、力量の維持向上訓練を実施した後、役割に応じた要員により成立性の確認訓練を実施し、力量が確保できていることを確認し、所長および原子炉主任技術者に報告する。

b　現場訓練による有効性評価の成立性確認の場合

成立性の確認により、力量を確保できていないと判断した場合は、速やかに以下の措置を講じる。

(a)　所長および原子炉主任技術者に報告するとともに、その原因を分析、評価し、改善等、必要な措置を講じる。

(b)　成立性の確認を任意の班が代表して実施する場合、力量を確保できていないと判断された者と同じ役割の者に対して、必要な措置の結果を踏まえ、力量が確保できていないと判断された個別の操作および作業を対象に、役割に応じた成立性の確認訓練を実施し、力量が確保できていることを確認し、所長および原子炉主任技術者に報告する。

(c)　(b)項の措置により、力量が確保できる見込みが立たないと判断した場合は、所長および原子炉主任技術者に報告する。

(d)　力量を確保できていないと判断された者については、必要により、改めて原因を分析、評価し、改善等の必要な措置を講じ、力量の維持向上訓練を実施した後、力量を確保できていないと判断された成立性の確認訓練を実施し、力量が確保できていることを確認する。

(e)　(d)項の措置により、力量が確保できていると判断した場合は、所長および原子炉主任技術者に報告する。

(3) 資機材の配備

ア　各課（室）長は、重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置、アクセスルートの確保、復旧作業および支援等の原子炉施設の保全のために必要な資機材を所定の保管場所に配備する。

イ　原子力企画部門統括、原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）、原子力安全・技術部門統括（土木建築）および原子力発電部門統括は、支援等の原子炉施設の保全のために必要な資機材を配備する。

１．２　アクセスルートの確保、復旧作業および支援に係る事項

(1) アクセスルートの確保

ア　安全・防災室長は、発電所内の道路および通路が確保できるよう、以下の実効性のある運用管理を実施することを社内標準に定める。

(ｱ)　屋外および屋内において、想定される重大事故等の対処に必要な可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所および接続場所まで運搬するための経路、または他の設備の被害状況を把握するための経路（以下、「アクセスルート」という。）は、自然現象、外部人為事象、溢水および火災を想定しても、運搬または移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。

(ｲ)　屋外および屋内アクセスルートは、自然現象に対して地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、高潮および森林火災を考慮し、外部人為事象に対して、飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災（石油コンビナート等の施設の火災、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災およびばい煙等の二次的影響）、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害および重大事故等時の高線量下を考慮し確保する。

ａ　発電所敷地で想定される自然現象のうち、洪水に対しては敷地付近に河川がないこと、高潮に対しては津波に包絡されることから影響を受けないため考慮しない。

　また、外部人為事象のうち、飛来物（航空機落下）については、防護設計の要否判断の基準を超えないとの理由により、ダムの崩壊、爆発および石油コンビナート等の施設の火災については、立地的要因により、船舶の衝突については敷地配置より設計上考慮しない。

ｂ　電磁的障害に対しては道路・通路面が直接影響を受けることはないことから、屋外および屋内アクセスルートへの影響はないため考慮しない。

ｃ　生物学的事象に対しては容易に排除可能なことから影響を受けないため考慮しない。

ｄ　万一、これらの影響を受けないとしている現象について、対応が必要となった場合においても、洪水、高潮およびダムの崩壊に対しては、津波と同様に対応が可能であり、近隣の産業施設の火災および爆発（飛来物含む。）に対しては、森林火災と同様に対応が可能である。

(ｳ)　可搬型重大事故等対処設備の保管場所については、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、保管し、屋外の可搬型重大事故等対処設備は複数箇所に分散して保管する。なお、同じ機能を有する重大事故等対処設備が他にない設備については、予備も含めて分散させる。

(ｴ)　障害物を除去可能なブルドーザを保管、使用し、それを運転できる緊急時対策本部要員または緊急安全対策要員を確保する。

(ｵ)　被ばくを考慮した放射線防護具の配備およびアクセスルート近傍の化学物質を貯蔵しているタンクからの漏えいを考慮した薬品保護具の配備ならびに停電時および夜間時に確実に運搬、移動が出来るように、可搬型照明を配備する。

イ　屋外アクセスルートの確保

安全・防災室長は、屋外のアクセスルートの確保に当たって、以下の運用管理を実施することを社内標準に定める。

(ｱ)　屋外の可搬型重大事故等対処設備の保管場所から使用場所まで運搬するアクセスルートの状況確認、海水等の取水ポイントの状況確認、ホース敷設ルートの状態確認を行い、あわせて燃料油貯蔵タンクおよび重油タンク、空冷式非常用発電装置、その他の屋外設備の被害状況の把握を行う。

(ｲ)　屋外アクセスルートに対する地震による影響、その他の自然現象による影響を想定し、複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なアクセスルートを確保するため、障害物を除去可能なブルドーザ１台（予備１台）を保管および使用する。

(ｳ)　地震による屋外タンクからの溢水および降水に対して、道路上の自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確保する。

(ｴ)　津波の影響については、津波遡上のないエリアに早期に復旧可能なアクセスルートを確保する。想定を上回る万一のガレキ発生に対してはブルドーザにより速やかに撤去することにより対処する。

(ｵ)　考慮すべき自然現象のうち落雷、凍結および森林火災、外部人為事象のうち、近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災およびばい煙等の二次的影響）および有毒ガスに対して、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する。

(ｶ)　周辺構造物、周辺機器の倒壊による障害物については、ブルドーザによる撤去あるいは転倒による閉塞がないルートを通行する。

(ｷ)　基準地震動に対して耐震裕度の低い周辺斜面の崩壊に対しては、崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ブルドーザによる崩壊箇所の復旧を行う。

(ｸ)　耐震裕度の低い地盤にアクセスルートを設定する場合は、道路面のすべりによる崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ブルドーザによる崩壊箇所の復旧を行い、通行性を確保する。

(ｹ)　不等沈下等による段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策を講じる設計とするとともに、段差が発生した場合には、ブルドーザによる段差発生箇所の復旧を行う。さらに地下構造物の損壊が想定される箇所については、陥没対策を講じる。想定を上回る段差が発生した場合は、複数のアクセスルートによる迂回やブルドーザによる段差解消対策により対処する。

(ｺ)　アクセスルート上の台風および竜巻による飛来物、積雪、降灰については、ブルドーザによる撤去を行う。想定を上回る積雪、降灰が発生した場合は、除雪、除灰の頻度を増加させることにより対処する。また、凍結、積雪を考慮し、車両については、オールシーズンタイヤまたはスタッドレスタイヤを配備する。

ウ　屋内アクセスルートの確保

安全・防災室長は、屋内のアクセスルートの確保に当たって、以下の運用管理を実施することを社内標準に定める。

(ｱ)　屋内の可搬型重大事故等対処設備の保管場所へ運転員（当直員）、緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員が移動するアクセスルートの状況確認を行い、あ

わせて恒設代替低圧注水ポンプ、その他の屋内設備の被害状況の把握を行う。

(ｲ)　地震、津波、その他自然現象による影響および外部人為事象に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する。

(ｳ)　転倒した場合に撤去できない資機材は設置しないこととするとともに、撤去可能な資機材についても必要に応じて固縛、転倒防止措置により支障をきたさない措置を講じる。

(ｴ)　機器からの溢水に対しては、適切な放射線防護具を着用することによりアクセスルートを通行する。

(ｵ)　アクセスルートの状況を確認し、複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なアクセスルートを選定し、ルート近傍の資機材を管理し、固縛等の対策を実施することおよび万一の際には迂回することにより通行性を確保する。

(2) 復旧作業に係る事項

ア　予備品等の確保

各課（室）長は、重要安全施設の取替え可能な機器、部品等の復旧作業を優先的に実施することとし、そのために必要な予備品を以下の方針に基づき確保することを社内標準に定める。

(ｱ)　事故収束対応の信頼性向上のため長期的に使用する設備を復旧する。

(ｲ)　単一の重要安全施設の機能を回復することによって、重要安全施設の多数の設備の機能を回復することができ、事故収束を実施する上で最も効果が大きいサポート系設備を復旧する。

(ｳ)　復旧が困難な設備についても、復旧するための対策を検討し実施することとするが、放射線の影響、その他の作業環境条件の観点を踏まえ、復旧作業の成立性が高い設備を復旧する 。

なお、多様な復旧手段の確保、復旧を想定する機器の拡大、その他の有効な復旧対策について継続的な検討を行うとともに、そのために必要な予備品の確保に努める。

また、予備品の取替え作業に必要な資機材等として、ガレキ撤去等のためのブルドーザ、夜間の対応を想定した照明機器等およびその他作業環境を想定した資機材を確保する。

イ　保管場所

各課（室）長は、予備品等について、地震による周辺斜面の崩壊、敷地下斜面のすべり、津波による浸水などの外部事象の影響を受けにくい場所に当該重要安全施設との位置的分散を考慮し、保管することを社内標準に定める。

ウ　アクセスルートの確保

(1)「アクセスルートの確保」と同じ。

(3) 支援に係る事項

安全・防災室長および原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、支援に係る事項について、以下の方針に基づき実施することを社内標準に定める。

ア　安全・防災室長および原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、事故発生後７日間は継続して事故収束対応を維持できるよう、重大事故等対処設備、予

備品および燃料等の手段を確保する。

また、プラントメーカー、建設会社、協力会社およびその他の関係機関とは平時から必要な連絡体制を整備するなど協力関係を構築するとともに、あらかじめ重大事故等発生に備え協議および合意の上、外部からの支援計画を策定する。事故発生後、当社原子力防災組織が発足し協力体制が整い次第、プラントメーカーおよび建設会社からは設備の設計根拠および機器の詳細な情報、事故収束手段および復旧対策等の提供、協力会社からは、事象進展予測および放射線影響予測等の評価結果の情報提供、事故収束および復旧対策活動に必要な支援に係る要員の派遣ならびに燃料供給会社からは燃料の供給および迅速な物資輸送を可能とするとともに、中長期的な物資輸送にも対応できるように支援計画を策定する。

イ　原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、他の原子力事業者より、支援に係る要員の派遣、資機材の貸与および環境放射線モニタリングの支援を受けられる他、原子力緊急事態支援組織からは、被ばく低減のために遠隔操作可能なロボット等の資機材、資機材操作の支援および提供資機材を活用した事故収束活動に係る助言を受けられることができるように支援計画を策定する。

さらに、発電所外に保有している重大事故等対処設備と同種の設備、予備品および燃料等について支援を受けることによって、発電所内に配備している重大事故等対処設備に不具合があった場合の代替手段および燃料の確保を行い、継続的な重大事故等対策を実施できるよう事象発生後６日間までに支援を受けられる体制を確立する。

また、原子力事業所災害対策支援拠点から、災害対策支援に必要な資機材として、食料、その他の消耗品、汚染防護服およびその他の放射線管理に使用する資機材が継続的に発電所へ供給できる体制を確立する。

１．３　手順書の整備

(1) 各課（室）長（当直課長および当直長を除く。）は、重大事故等発生時において、事象の種類および事象の進展に応じて、的確かつ状況に応じて柔軟に対処するための内容を社内標準に定める。

また、重大事故等の対処に関する事項について、使用主体に応じた内容および重大事故等対策に用いる特重施設に係る内容を社内標準に定める。

ア　安全・防災室長および発電室長は、全ての交流動力電源および常設直流電源系統の喪失、安全系の機器もしくは計測器類の多重故障または３号炉および４号炉の同時被災等の過酷な状態において、限られた時間の中で原子炉施設の状態の把握および実施すべき重大事故等対策の適切な判断に必要な情報の種類、その入手の方法および判断基準を社内標準に定める。

イ　安全・防災室長および発電室長は、パラメータを計測する計器故障時に原子炉施設の状態を把握するための手順、パラメータの把握能力を超えた場合に原子炉施設の状態を把握するための手順および計測に必要な計器電源が喪失した場合の手順を社内標準に定める。

具体的には、表－１５「事故時の計装に関する手順等」の内容を含むものとする。

ウ　安全・防災室長および発電室長は、炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損を防止するために、最優先すべき操作等を迷うことなく判断し実施するため、以

下の判断基準を社内標準に定める。

(ｱ)　炉心損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損防止の対処に迷うことなく移行できるよう、原子炉格納容器への注水を最優先する判断基準

(ｲ)　炉心の著しい損傷または原子炉格納容器の破損を防止するために注水する淡水源が枯渇または使用できない状況においては、迷わず海水注水を行えるようにする判断基準

(ｳ)　全交流動力電源喪失時等において、準備に長時間を要する可搬型設備を必要な時期に使用可能とするため、準備に掛かる時間を考慮した手順着手の判断基準

(ｴ)　炉心の著しい損傷時において水素爆発を懸念し、水素濃度制御設備の必要な起動時期を見失うことがないよう、水素濃度制御設備を速やかに起動する判断基準

(ｵ)　炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損を防止するために必要な各操作については、重大事故等対処設備を必要な時期に使用可能とするための手順着手の判断基準

(ｶ)　重大事故等対策時において、設計基準事故時に用いる操作の制限事項が継続して適用されることで事故対応に悪影響を及ぼさないよう手順を区別するとともに、重大事故等発生時には速やかに移行できる判断基準

(ｷ)　重大事故等対策時において、特重施設の準備を並行して開始し、常設重大事故等対処設備に期待できない場合、可搬型重大事故等対処設備よりも特重施設を優先して事故対処を行うための判断基準

エ　安全・防災室長および発電室長は、財産（設備等）保護よりも安全を優先するという社長の方針に基づき、以下の判断基準を社内標準に定める。

(ｱ)　発電室長は、重大事故等発生時の運転操作において、当直課長が躊躇せず指示できる判断基準を社内標準に定める。

(ｲ)　安全･防災室長は､重大事故等発生時の発電所の緊急時対策本部活動において、発電所の緊急時対策本部長が方針にしたがった判断を実施するための判断基準を社内標準に定める。

(ｳ)　安全･防災室長および発電室長は、原子炉格納容器破損防止対策において、格納容器内自然対流冷却操作を[redacted]によるベント操作に優先して使用することを社内標準に定める。

なお、重大事故等対処設備の機能喪失等により原子炉格納容器の圧力が高いなど、必要な場合には､「２．大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項」の対応へ移行し、迅速かつ適切に原子炉格納容器破損防止対策に係る[redacted]によるベント操作を実施することを社内標準に定める。

オ　安全・防災室長および発電室長は、発電所内の実施組織と支援組織が連携し事故の進展状況に応じて、実効的な重大事故等対策を実施するため、運転員用および支援組織用の社内標準を定める。

(ｱ)　運転員用の社内標準は、事故の進展状況に応じて以下のように構成し定める。

ａ　警報に対処する事項
機器の異常を検知する警報発信時の対応措置に使用

ｂ　事象の判別を行う事項
原子炉トリップおよび非常用炉心冷却設備作動直後に、実施すべき事象の判

別および対応措置に使用

ｃ　故障および設計基準事象に対処する事項

運転時の異常な過渡変化および設計基準事故の対応措置に使用

ｄ　炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損を防止する事項

安全機器の多重故障等が発生し、設計基準事故を超えた場合の対応措置に使用

ｅ　炉心の著しい損傷が発生した場合に対処する事項

炉心損傷時に、炉心の著しい損傷の緩和および原子炉格納容器破損を防止するために実施する対応措置に使用

(ｲ)　支援組織用の社内標準に緊急時対策本部が重大事故等対策を的確に実施するための必要事項を明確に定める。

(ｳ)　運転員用の社内標準は、事故の進展状況に応じて、構成を明確化し、各項目間を的確に移行できるよう、移行基準を明確に定める。

ａ　故障および設計基準事故に対処する事項により事故判別ならびに初期対応を行う。

ｂ　多重故障等により設計基準事故を超えた場合は、炉心の著しい損傷および原子炉格納容器破損を防止する事項（事象ベース）に移行する。

ｃ　事象の判別ならびに初期対応を行っている場合または事象ベースの事項にて事故対応操作中は、安全機能パラメータを常に監視し、あらかじめ定めた適用条件が成立すれば、炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損を防止する事項の、安全機能ベースの事項に移行する。

ｄ　原因が明確で、かつその原因除去あるいは対策が優先されるべき場合は、安全機能ベースの事項には移行せず、その原因に対する事象ベースの事項を優先する。

ｅ　多重故障が解消され安全機能が回復すれば、故障および設計基準事故に対処する事項に戻り処置を行う。

ｆ　炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損を防止する事項による対応で、事故収束せず炉心損傷に至った場合は、炉心の著しい損傷が発生した場合に対処する事項に移行し対応処置を実施する。

カ　安全・防災室長および発電室長は、重大事故等対策実施の判断基準として確認される水位、圧力および温度等の計測可能なパラメータを整理し、社内標準に定めるとともに、以下の重大事故等に対処するための事項についても定める。

具体的な手順については、表－１５「事故時の計装に関する手順等」参照。

(ｱ)　監視することが必要なパラメータをあらかじめ選定し、重要な監視パラメータと有効な監視パラメータに位置づけること。

(ｲ)　通常使用するパラメータが故障等により計測不能な場合は、代替パラメータにて当該パラメータを推定する方法に関すること。

(ｳ)　記録が必要なパラメータおよび直流電源が喪失しても可搬型計測器により計測可能なパラメータをあらかじめ選定すること。

(ｴ)　パラメータ挙動予測、影響評価すべき項目および監視パラメータ等に関すること。

また、有効性評価等にて整理した有効な情報について、運転員が監視すべきパ

ラメータの選定、状況の把握および進展予測ならびに対応処置の参考情報とし、社内標準に定める。

キ　安全・防災室長は、緊急時対策本部要員が運転操作を支援するためのパラメータ挙動予測や影響評価のための判断情報を社内標準に定める。

ク　各課（室）長は、前兆事象として把握ができるか、重大事故を引き起こす可能性があるかを考慮して、設備の安全機能の維持および事故の未然防止対策をあらかじめ検討しておき、前兆事象を確認した時点で事前の対応ができる体制および手順を社内標準に定める。

(ｱ)　発電室長および保全計画課長は、大津波警報が発令された場合、原則として原子炉の停止および冷却操作を行う手順、また、所員の高台への避難および水密扉の閉止を行い、津波監視カメラおよび潮位計による津波の継続監視を行う手順を社内標準に定める。

ただし、以下の場合はその限りではない。

ａ　大津波警報が誤報であった場合

ｂ　遠方で発生した地震に伴う津波であって、大飯発電所を含む地域に到達するまでの時間経過で、大津波警報が見直された場合

(ｲ)　各課（室）長は、台風進路に想定された場合、屋外設備の暴風雨対策の強化および巡視点検の強化を実施し災害発生時に迅速な対応を行う手順を社内標準に定める。

(ｳ)　各課（室）長は、前兆事象を伴う事象に対して、気象情報の収集、巡視点検の強化および事故の未然防止の対応を行う手順を社内標準に定める。

ケ　発電室長および保全計画課長は、有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう、運転員（当直員）、緊急時対策本部要員、緊急安全対策要員および特重施設要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順および体制を社内標準に定める。

(ｱ)　保全計画課長は、発電所敷地内外の固定源に対して、有毒化学物質の確認、防液堤等の運用管理および防液堤等の施設管理の実施により、運転員（当直員）、緊急時対策本部要員、緊急安全対策要員および特重施設要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする手順および体制を社内標準に定める。

(ｲ)　発電室長および保全計画課長は、可動源に対して、運転員（当直員）、緊急時対策本部要員および特重施設要員が事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう立会人の随行、通信連絡手段による連絡、中央制御室空調装置、緊急時対策所換気設備および[redacted]の換気空調設備の隔離、防護具の着用ならびに終息活動等の手順を社内標準に定める。

(ｳ)　発電室長および保全計画課長は、予期せぬ有毒ガスの発生においても、運転員（当直員）、緊急時対策本部要員のうち初動対応を行う要員および特重施設要員に対して配備した防護具を着用することならびに防護具のバックアップ体制を整備することにより、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう手順および体制を社内標準に定める。

(ｴ)　保全計画課長は、有毒ガスの発生による異常を検知した場合は、運転員（当直員）に連絡し、運転員（当直員）が通信連絡設備により、発電所内の必要な要

員に有毒ガスの発生を周知する手順を社内標準に定める。

(オ) 保全計画課長は、常設設備と接続する屋外に設けられた可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水または電力を供給するものに限る。）の接続を行う地点における緊急安全対策要員の有毒ガス防護のため、１．２(1)項で配備する薬品保護具を着用する手順を社内標準に定める。

コ　各課（室）長は、重大事故等対策における緊急時制御室の居住性に関する手順について、表－２７「緊急時制御室の居住性に関する手順」を参考に、必要な手順を社内標準に定める。

(2) 重大事故等対処設備に係る事項

ア　切替えの容易性

各課（室）長は、本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備を含めて、通常時の系統状態から弁操作または工具等の使用により切り替えられるよう当該操作等について明確にし、通常時の系統状態から速やかに切り替えるために必要な手順等を社内標準に定める。

イ　重大事故等発生後の中長期的な対応手順

安全・防災室長は、重大事故等発生時に原子炉格納容器の設計圧力および温度に近い状態が継続する場合等に備えて、故障が想定される機器に対してあらかじめ確保した取替部材を用いた既設系統の復旧手段、および、あらかじめ確保した部材を用いた仮設系統の構築手段について、手順を整備する。

１．４　定期的な評価

(1) 各課（室）長は、１．１項から１．３項の活動の実施結果を取りまとめ、１年に１回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。

(2) 安全・防災室長は、(1)の活動の評価結果を取りまとめ、１年に１回以上定期的に計画の評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。

(3) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、１．１項および１．２項の実施内容を踏まえ、１年に１回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。

重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等

表－１　緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等
表－２　原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等
表－３　原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等
表－４　原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等
表－５　最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等
表－６　原子炉格納容器内の冷却等のための手順等
表－７　原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等
表－８　原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等
表－９　水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等
表－１０　水素爆発による原子炉補助建屋等の損傷を防止するための手順等
表－１１　使用済燃料ピットの冷却等のための手順等
表－１２　発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等
表－１３　重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等
表－１４　電源の確保に関する手順等
表－１５　事故時の計装に関する手順等
表－１６　中央制御室の居住性に関する手順等
表－１７　監視測定等に関する手順等
表－１８　緊急時対策所の居住性等に関する手順等
表－１９　通信連絡に関する手順等
表－２０　重大事故等対策における操作の成立性

表－１

操作手順

１．緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等

① 方針目的

運転時の異常な過渡変化時において発電用原子炉（以下、「原子炉」という。）を停止させるための設計基準事故対処設備が機能喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、手動による原子炉緊急停止、原子炉出力抑制（自動）、原子炉出力抑制（手動）により原子炉冷却材圧力バウンダリおよび原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）の健全性を維持することを目的とする。また、原子炉の出力抑制を図った後にほう酸水注入により原子炉を未臨界に移行することを目的とする。

② 対応手段等

フロントライン系機能喪失時

１．手動による原子炉緊急停止

当直課長は、運転時の異常な過渡変化時において原子炉の運転を緊急停止することができない事象（以下、「ＡＴＷＳ」という。）が発生するおそれがある場合または当該事象が発生した場合、中央制御室から手動にて原子炉トリップスイッチ（中央盤手動操作）操作により原子炉の緊急停止を行う。

２．原子炉出力抑制（自動）

当直課長は、ＡＴＷＳが発生するおそれがある場合または当該事象が発生した場合、ＡＴＷＳ緩和設備の自動作動により主蒸気隔離弁が閉止することで、１次冷却材温度が上昇し減速材温度係数の負の反応度帰還効果により、原子炉出力が低下していることを確認する。また、加圧器逃がし弁および加圧器安全弁の動作により１次冷却材圧力が所定の圧力以上に上昇していないこと、格納容器内の圧力および温度の上昇がないこと、または格納容器内の圧力および温度の上昇がわずかであること、ならびに電動補助給水ポンプおよびタービン動補助給水ポンプ（以下、「補助給水ポンプ」という。）、主蒸気逃がし弁および主蒸気安全弁の動作により１次冷却材温度が所定の温度以上に上昇していないことにより、原子炉冷却材圧力バウンダリおよび格納容器の健全性が維持されていることを確認する。

３．原子炉出力抑制（手動）

当直課長は、ＡＴＷＳ緩和設備が自動作動しない場合で、かつ中央制御室から原子炉トリップスイッチ（中央盤手動操作）による原子炉緊急停止ができない場合、中央制御室からの手動操作によりタービン手動トリップ操作、主蒸気隔離弁の閉操作および補助給水ポンプの起動を行うことで、１次冷却材温度が上昇していることを確認するとともに減速材温度係数の負の反応度帰還効果により、原子炉出力が低下していることを確認する。

また、加圧器逃がし弁および加圧器安全弁の動作により１次冷却材圧力が所定の圧力以上に上昇していないことを確認するとともに、格納容器内の圧力および温度の上昇がないこと、または格納容器内の圧力および温度の上昇がわずかであること、ならびに補助給水ポンプ、主蒸気逃がし弁および主蒸気安全弁の動作により１次冷

却材温度が所定の温度以上に上昇していないことにより、原子炉冷却材圧力バウンダリおよび格納容器の健全性が維持されていることを確認する。

４．ほう酸水注入

当直課長は、ＡＴＷＳが発生するおそれがある場合または当該事象が発生した場合、原子炉の出力抑制を図った後、原子炉を未臨界状態とするために化学体積制御設備のほう酸ポンプ、緊急ほう酸注入ライン補給弁および充てんポンプによりほう酸タンク水を原子炉へ注入するとともに、希釈による反応度添加の可能性を除去するためにほう酸希釈ラインを隔離する。

ほう酸ポンプの故障等により緊急ほう酸注入ラインが使用できない場合は、代替手段として充てんポンプの入口ラインを体積制御タンクから燃料取替用水ピットに切り替え、燃料取替用水ピットのほう酸水を原子炉へ注入し原子炉を未臨界状態へ移行させる。充てんポンプの故障等により充てんラインが使用できない場合は、１次冷却材圧力が高圧注入ポンプ注入圧力未満であれば、高圧注入ポンプを使用して燃料取替用水ピットのほう酸水を原子炉へ注入する。

ほう酸水注入は第８６条に定めるほう素濃度になるまで継続する。なお、ほう酸水注入を行っている間に制御棒の全挿入に成功した場合は、プラント状態に応じて高温停止または低温停止のほう素濃度を目標にほう酸水注入を継続する。

表－２

操作手順

２．原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等

① 方針目的

原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態において、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉（以下、「原子炉」という。）の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、１次冷却系のフィードアンドブリードまたは蒸気発生器２次側による炉心冷却（注水、蒸気放出）により原子炉を冷却することを目的とする。また、原子炉を冷却するために１次冷却系および２次冷却系の保有水を監視および制御することを目的する。

② 対応手段等

フロントライン系機能喪失時

１．１次冷却系のフィードアンドブリード

当直課長は、補助給水ポンプの故障等による蒸気発生器への注水機能の喪失によって蒸気発生器水位が低下し、全ての蒸気発生器が除熱を期待できない水位になった場合、燃料取替用水ピット水を高圧注入ポンプにより原子炉へ注水する操作と加圧器逃がし弁の開操作により原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）内部へ１次冷却材を放出する操作を組み合わせた１次冷却系のフィードアンドブリードにより原子炉を冷却する。燃料取替用水ピット水位および格納容器再循環サンプ水位を確認し、再循環切替水位となれば中央制御室で再循環運転になったことを確認する。

（配慮すべき事項）

○ 蒸気発生器水位計（広域）について

蒸気発生器水位計（広域）は、常温、常圧の状態における水位を指示するように校正されている。そのため、高温状態においては、実水位と異なる指示値を示す。

１次冷却系のフィードアンドブリードを開始する全ての蒸気発生器の除熱を期待できない水位とは、上記の校正誤差に余裕を持たせた水位とする。

サポート系機能喪失時

１．補助給水ポンプの機能回復（蒸気発生器２次側による炉心冷却（注水））

(1) タービン動補助給水ポンプ（現場手動操作）およびタービン動補助給水ポンプ起動弁（現場手動操作）によるタービン動補助給水ポンプの機能回復

当直課長は、常設直流電源系統喪失時タービン動補助給水ポンプの起動ができない場合において、タービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水が必要な場合、現場で専用工具（油供給用）を用いてタービン動補助給水ポンプ軸受へ給油し、タービン動補助給水ポンプ起動弁を開操作および専用工具（蒸気加減弁操作用）を用いてタービン動補助給水ポンプ蒸気加減弁を押し上げることにより、タービン動補助給水ポンプを起動し、復水ピット水を蒸気発生器へ注水する。

(2) 空冷式非常用発電装置による電動補助給水ポンプの機能回復

当直課長は、全交流動力電源が喪失した場合、空冷式非常用発電装置により非常用母線を回復させ、電動補助給水ポンプを起動し、復水ピット水を蒸気発生器へ注水する。

２．主蒸気逃がし弁の機能回復（蒸気発生器２次側による炉心冷却（蒸気放出））

(1) 主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による主蒸気逃がし弁の機能回復

当直課長は、主蒸気逃がし弁の駆動源が喪失した場合は、蒸気発生器への注水を確認し現場で手動により主蒸気逃がし弁を開操作し、蒸気発生器２次側による炉心冷却を行う。

(配慮すべき事項)

○ 優先順位

空冷式非常用発電装置の燃料消費量削減の観点から、タービン動補助給水ポンプを使用できる間は、電動補助給水ポンプは起動せず後備の設備として待機させる。

補助給水の機能が回復すれば、蒸気発生器への注水を確認し主蒸気逃がし弁を現場にて手動により開操作する。補助給水の機能が回復していない場合に、主蒸気逃がし弁の開操作により蒸気放出を実施すると蒸気発生器の保有水の減少が早まるため、タービン動補助給水ポンプの起動操作による蒸気発生器への注水を優先して実施する。

○ 主蒸気逃がし弁操作時の留意事項

主蒸気逃がし弁による蒸気放出を行う場合、蒸気発生器伝熱管の破損がないことを確認後実施する。

蒸気発生器伝熱管破損は放射線モニタ等で確認するが、全交流動力電源が喪失した場合は、放射線モニタが使用できないため、蒸気発生器水位および圧力により、蒸気発生器伝熱管の破損がないことを確認する。

蒸気発生器伝熱管破損の兆候が見られた場合においては、当該蒸気発生器に接続された主蒸気逃がし弁の操作は行わない。

○ 主蒸気逃がし弁操作時の環境条件

現場での主蒸気逃がし弁操作を行う必要がある場合、初動対応としては現場にて確実に主蒸気逃がし弁を開操作し、以降は運転員等の負担軽減を図るとともに現場の環境が悪化した場合でも対応が可能となるため、使用可能であれば多様性拡張設備である窒素ボンベ（主蒸気逃がし弁作動用）により駆動源を確保し中央制御室からの遠隔操作を行う。なお、状況に応じて放射線防護具を着用し、線量計を携帯する。

○ 全交流動力電源喪失および補助給水失敗時の留意事項

全交流動力電源が喪失し、補助給水系による蒸気発生器への注水機能が回復しない場合は、高圧溶融物放出および格納容器雰囲気直接加熱による格納容器破損を防止するため加圧器逃がし弁の開操作準備を行う。加圧器逃がし弁の開操作準備の手順は、表－３「原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」参照。

○ タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気の確保

全交流動力電源喪失時において１次冷却系の減温、減圧を行う場合、タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気確保のため主蒸気逃がし弁およびタービン動補助給水流量調節弁前弁の開度を調整し、１次冷却材圧力が１次冷却材ポンプ封水戻りライン逃がし弁吹き止まり圧力まで低下すれば、その状態を保持する。

特重施設による対応

③ 復旧に係る手順等

当直課長は、全交流動力電源が喪失した場合は、十分な期間の運転を継続するために電動補助給水ポンプが健全であれば空冷式非常用発電装置等による非常用母線への給電を確認し起動する。

電動補助給水ポンプ起動後は、長期的な冷却に際し、十分な水源を確保する。給電の手順は、表－１４「電源の確保に関する手順等」参照。

④ 監視および制御

１．加圧器水位および蒸気発生器水位の監視または推定

当直課長は、原子炉を冷却するために１次冷却系および２次冷却系の保有水を加圧器水位計および蒸気発生器水位計により監視する。

また、これらの計測機器が機能喪失または計測範囲（把握能力）を超えた場合、当該パラメータの値を推定する。

加圧器水位および蒸気発生器水位の監視または推定の手順は、表－１５「事故時の計装に関する手順等」参照。

２．補助給水ポンプの動作状況確認

当直課長は、蒸気発生器２次側による炉心冷却のために起動した補助給水ポンプの動作状況を補助給水流量計、復水ピット水位計および蒸気発生器水位計により確認する。

３．加圧器水位（原子炉水位）の制御

当直課長は、燃料取替用水ピット水等を恒設代替低圧注水ポンプ等により原子炉へ注水する場合、流量を調整し加圧器水位を制御する。

４．蒸気発生器水位の制御

当直課長は、蒸気発生器２次側による炉心冷却を行う場合、補助給水流量を調整し、蒸気発生器水位を制御する。

表－３

操作手順

３．原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等

① 方針目的

原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態において、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉（以下、「原子炉」という。）の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷および原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）の破損を防止するため、１次冷却系のフィードアンドブリード、蒸気発生器２次側による炉心冷却（注水、蒸気放出）により原子炉を減圧することを目的とする。

また、炉心損傷時に原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧状態である場合において、高圧溶融物放出および格納容器雰囲気直接加熱による格納容器破損を防止するため、１次冷却系を減圧することを目的とする。

さらに、蒸気発生器伝熱管破損またはインターフェイスシステムＬＯＣＡ発生時において、炉心の著しい損傷を防止するため、１次冷却系を減圧することを目的とする。

② 対応手段等

フロントライン系機能喪失時

１．１次冷却系のフィードアンドブリード

当直課長は、補助給水ポンプの故障等による蒸気発生器への注水機能の喪失によって蒸気発生器水位が低下し、全ての蒸気発生器が除熱を期待できない水位になり、蒸気発生器２次側による炉心冷却を用いた１次冷却系の減圧機能が喪失した場合、加圧器逃がし弁を用いた１次冷却系のフィードアンドブリードにより１次冷却系を減圧する。燃料取替用水ピット水を高圧注入ポンプにより原子炉へ注水し、原子炉の冷却を確保してから加圧器逃がし弁を開操作する。燃料取替用水ピット水位および格納容器再循環サンプ水位を確認し、再循環切替水位になれば中央制御室で再循環運転になったことを確認する。

２．蒸気発生器２次側による炉心冷却（注水）

(1) 電動補助給水ポンプまたはタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水

当直課長は、加圧器逃がし弁による１次冷却系の減圧機能が喪失した場合、蒸気発生器２次側による炉心冷却により１次冷却系の減圧を行うため、補助給水ポンプの自動起動を確認し、復水ピット水が蒸気発生器へ注水されていることを確認する。

３．蒸気発生器２次側による炉心冷却（蒸気放出）

(1) 主蒸気逃がし弁による蒸気放出

当直課長は、加圧器逃がし弁による１次冷却系の減圧機能が喪失した場合、蒸気発生器への注水および主蒸気逃がし弁の開を確認し、蒸気発生器２次側による炉心冷却により１次冷却系の減圧が行われていることを確認する。

（配慮すべき事項）

○ 優先順位

蒸気発生器２次側による炉心冷却を用いた１次冷却系の減圧を優先し、蒸気発生器の除熱機能が喪失した場合は、高圧注入ポンプによる原子炉への注水と加圧器逃がし弁の開操作による１次冷却系のフィードアンドブリードを行う。

補助給水ポンプの優先順位は、外部電源またはディーゼル発電機が健全であれば電動補助給水ポンプを優先し、代替電源からの給電時は燃料消費量削減の観点からタービン動補助給水ポンプを優先して使用する。

○ 主蒸気逃がし弁操作時の留意事項

主蒸気逃がし弁による蒸気放出を行う場合、蒸気発生器伝熱管の破損がないことを確認後実施する。

蒸気発生器伝熱管破損は放射線モニタ等で確認するが、全交流動力電源が喪失した場合は、放射線モニタが使用できないため、蒸気発生器水位および圧力により、蒸気発生器伝熱管の破損がないことを確認する。

蒸気発生器伝熱管破損の兆候が見られた場合に、当該蒸気発生器に接続された主蒸気逃がし弁の操作は行わない。

○ 蒸気発生器水位計（広域）について

蒸気発生器水位計（広域）は常温、常圧の状態における水位を指示するように校正されている。そのため、高温状態においては、実水位と異なる指示値を示す。

１次冷却系のフィードアンドブリードを開始する、全ての蒸気発生器の除熱を期待できない水位とは、上記校正誤差に余裕を持たせた水位とする。

サポート系機能喪失時

１．補助給水ポンプの機能回復（蒸気発生器２次側による炉心冷却（注水））

(1) タービン動補助給水ポンプ（現場手動操作）およびタービン動補助給水ポンプ起動弁（現場手動操作）によるタービン動補助給水ポンプの機能回復

当直課長は、タービン動補助給水ポンプ非常用油ポンプの機能が喪失し、タービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水が必要な場合、現場で専用工具（油供給用）を用いてタービン動補助給水ポンプ軸受へ給油し、タービン動補助給水ポンプ起動弁の開操作および専用工具（蒸気加減弁操作用）を用いてタービン動補助給水ポンプ蒸気加減弁を押し上げることにより、タービン動補助給水ポンプを起動し、復水ピット水を蒸気発生器へ注水する。

(2) 空冷式非常用発電装置による電動補助給水ポンプの機能回復

当直課長は、全交流動力電源が喪失した場合、空冷式非常用発電装置により非常用母線を回復させ、電動補助給水ポンプを起動し、復水ピット水を蒸気発生器へ注水する。

２．主蒸気逃がし弁の機能回復（蒸気発生器２次側による炉心冷却（蒸気放出））

(1) 主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による主蒸気逃がし弁の機能回復

当直課長は、主蒸気逃がし弁の駆動源が喪失した場合、蒸気発生器への注水を確認し現場で手動により主蒸気逃がし弁を開操作することで、蒸気発生器２次側による炉心冷却により１次冷却系の減圧を行う。

３．加圧器逃がし弁の機能回復

(1) 窒素ボンベ（代替制御用空気供給用）による加圧器逃がし弁の機能回復

当直課長は、全交流動力電源喪失時において、加圧器逃がし弁の機能を回復させるため、窒素ボンベ（代替制御用空気供給用）から空気配管に窒素を供給し、中央制御室から加圧器逃がし弁を開操作し、１次冷却系の減圧を行う。

(2) 可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）による加圧器逃がし弁の機能回復

当直課長は、全交流動力電源喪失時において、加圧器逃がし弁の機能を回復させるため、可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を空気配管に接続し、中央制御室からの操作による１次冷却系の減圧を行う。

(3) 可搬型バッテリ（加圧器逃がし弁用）による加圧器逃がし弁の機能回復

当直課長は、常設直流電源喪失時において、加圧器逃がし弁の開操作が必要である場合は、加圧器逃がし弁の機能を回復させるため、可搬型バッテリ（加圧器逃がし弁用）により直流電源を供給し、中央制御室からの操作による１次冷却系の減圧を行う。

(4) 空冷式非常用発電装置および可搬式整流器による加圧器逃がし弁の機能回復

当直課長は、常設蓄電池が機能喪失した場合または 24 時間以内に交流動力電源が復旧する見込みがない場合は、空冷式非常用発電装置および可搬式整流器により直流電源を供給し、中央制御室から開操作し、１次冷却系の減圧を行う。

(配慮すべき事項)

○ 優先順位

補助給水の機能が回復すれば、主蒸気逃がし弁を現場にて手動により開操作する。補助給水の機能が回復していない場合に、主蒸気逃がし弁の開操作による蒸気放出を実施すると蒸気発生器の保有水の減少が早まるため、タービン動補助給水ポンプの起動操作による蒸気発生器への注水を優先して実施する。

○ 全交流動力電源喪失および補助給水失敗時の留意事項

全交流動力電源が喪失し、補助給水による蒸気発生器への注水機能が回復しない場合、高圧溶融物放出および格納容器雰囲気直接加熱による格納容器破損を防止するため加圧器逃がし弁の開操作準備を行う。

○ 主蒸気逃がし弁操作時の留意事項

主蒸気逃がし弁による蒸気放出を行う場合、蒸気発生器伝熱管の破損がないことを確認後実施する。

蒸気発生器伝熱管破損は放射線モニタ等で確認するが、全交流動力電源が喪失し

た場合は、放射線モニタが使用できないため、蒸気発生器水位および圧力により、蒸気発生器伝熱管の破損がないことを確認する。
　蒸気発生器伝熱管破損の兆候が見られた場合に、当該蒸気発生器に接続された主蒸気逃がし弁の操作は行わない。

○ 主蒸気逃がし弁操作時の環境条件
　現場での主蒸気逃がし弁操作を行う必要がある場合、初動対応としては現場にて確実に主蒸気逃がし弁を開操作し、以降は運転員等の負担軽減を図るとともに現場の環境が悪化した場合でも対応が可能となるため、使用可能であれば多様性拡張設備である窒素ボンベ（主蒸気逃がし弁作動用）により駆動源を確保し中央制御室から遠隔操作を行う。なお、状況に応じて放射線防護具を着用し、線量計を携帯する。

○ タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気の確保
　全交流動力電源喪失時において１次冷却系の減温、減圧を行う場合、タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気確保のため主蒸気逃がし弁およびタービン動補助給水流量調節弁前弁の開度を調整し、１次冷却材圧力が１次冷却材ポンプ封水戻りライン逃がし弁吹き止まり圧力まで低下すれば、その状態を保持する。

特重施設による対応

③ 復旧に係る手順等
　当直課長は、常設直流電源喪失時、可搬型バッテリ（加圧器逃がし弁用）により加圧器逃がし弁へ給電することで、中央制御室から遠隔操作を行う。
　常設直流電源喪失時の代替電源確保等に関する手順は、表－１４「電源の確保に関する手順等」参照。

④ 炉心損傷時における高圧溶融物放出および格納容器雰囲気直接加熱を防止する対応手段

高圧溶融物放出および格納容器内雰囲気直接加熱防止

１．当直課長は、炉心損傷時、１次冷却材圧力が2.0MPa〔gage〕以上である場合、高圧溶融物放出および格納容器雰囲気直接加熱による格納容器破損を防止するため、加圧器逃がし弁により１次冷却系を減圧する。

⑤ 蒸気発生器伝熱管破損発生時減圧継続の手順

蒸気発生器伝熱管破損

１．当直課長は、蒸気発生器伝熱管破損が発生した場合、原子炉の自動停止および非常用炉心冷却設備作動信号による高圧注入系、低圧注入系、電動補助給水ポンプ等の動作を確認する。

破損側蒸気発生器を１次冷却材圧力、主蒸気圧力、蒸気発生器水位および高感度型主蒸気管モニタ等の指示値から判断し、破損側蒸気発生器を隔離する。破損側蒸気発生器の隔離完了後に破損側蒸気発生器の圧力の低下が継続し破損側蒸気発生器の隔離失敗と判断した場合、健全側蒸気発生器の主蒸気逃がし弁による冷却、減圧操作と加圧器逃がし弁による減圧操作で１次冷却系を減圧することにより１次冷却材の蒸気発生器２次側への漏えいを抑制する。

１次冷却系を減圧後、高圧注入ポンプによる安全注入から充てんポンプによる原子炉への注水に切り替え、余熱除去系により原子炉を冷却する。

⑥ インターフェイスシステムＬＯＣＡ発生時の手順

インターフェイスシステムＬＯＣＡ

１．当直課長は、インターフェイスシステムＬＯＣＡが発生した場合、原子炉の自動停止および非常用炉心冷却設備作動信号による高圧注入系、低圧注入系、電動補助給水ポンプ等の動作を確認する。

１次冷却材圧力、加圧器水位の低下、余熱除去ポンプ出口圧力上昇等によりインターフェイスシステムＬＯＣＡの発生を判断し、格納容器外への１次冷却材の漏えいを停止するため破損箇所を早期に発見し隔離する。

破損箇所を隔離できない場合、主蒸気逃がし弁による冷却、減圧操作と加圧器逃がし弁により１次冷却系を減圧することにより１次冷却材の格納容器外への漏えいを抑制する。

表－４

操作手順

４．原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等

① 方針目的

原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態において、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉（以下、「原子炉」という。）の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷および原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）の破損を防止するため、１次冷却材喪失事象が発生している場合は炉心注水、代替炉心注水、再循環運転、代替再循環運転により、１次冷却材喪失事象が発生していない場合は蒸気発生器２次側による炉心冷却により、運転停止中の場合は炉心注水、代替炉心注水、再循環運転、代替再循環運転、蒸気発生器２次側による炉心冷却により原子炉を冷却することを目的とする。また、１次冷却材喪失事象後、炉心が溶融し、溶融デブリが原子炉容器内に残存した場合において、格納容器の破損を防止するため、格納容器水張りにより原子炉を冷却することを目的とする。

② 対応手段等

１次冷却材喪失事象が発生している場合

フロントライン系機能喪失時

１．炉心注水／代替炉心注水

当直課長は、非常用炉心冷却設備である高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプの故障等により燃料取替用水ピット水を原子炉へ注水する機能が喪失した場合または炉心出口温度が 350℃以上となった場合、以下の手順により燃料取替用水ピット水等を原子炉へ注水する。

(1) Ａ、Ｂ充てんポンプによる炉心注水

当直課長は、Ａ、Ｂ充てんポンプにより燃料取替用水ピット水等を原子炉へ注水する。Ａ、Ｂ充てんポンプの水源は、燃料取替用水ピットまたは復水ピットを使用する。

(2) Ａ格納容器スプレイポンプ（ＲＨＲＳ－ＣＳＳ連絡ライン使用）による代替炉心注水

当直課長は、Ａ格納容器スプレイポンプ（ＲＨＲＳ－ＣＳＳ連絡ライン使用）により燃料取替用水ピット水を原子炉へ注水する。

(3) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水

当直課長は、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水ピット水等を原子炉に注水する。恒設代替低圧注水ポンプの水源は、燃料取替用水ピットまたは復水ピットを使用する。

(4) 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水

当直課長は、可搬式代替低圧注水ポンプにより海水を原子炉へ注水する。

２．再循環運転／代替再循環運転

当直課長は、非常用炉心冷却設備である余熱除去ポンプまたは余熱除去冷却器の故障等により格納容器再循環サンプ水を原子炉へ注水する機能が喪失した場合に、以下の手順により格納容器再循環サンプ水を原子炉へ注水する。

(1) 高圧注入ポンプによる高圧再循環運転

当直課長は、高圧注入ポンプにより格納容器再循環サンプ水を原子炉へ注水する。

(2) Ａ格納容器スプレイポンプ（ＲＨＲＳ－ＣＳＳ連絡ライン使用）による代替再循環運転

当直課長は、Ａ格納容器スプレイポンプ（ＲＨＲＳ－ＣＳＳ連絡ライン使用）により格納容器再循環サンプ水を原子炉へ注水する。

(3) 格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合の手順

当直課長は、再循環運転中に格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合は、炉心の著しい損傷を防止するために余熱除去ポンプ１台運転とし流量を低下させ再循環運転を継続する。再循環運転できない場合は、燃料取替用水ピットを水源とし高圧注入ポンプ１台により原子炉への注水を行う。燃料取替用水ピットへの補給に成功している場合は、高圧注入ポンプもしくは充てんポンプによる炉心注水または恒設代替低圧注水ポンプ等による代替炉心注水により原子炉への注水を行う。

また、格納容器の圧力上昇緩和のため、主蒸気逃がし弁を開操作し蒸気発生器２次側による炉心冷却および原子炉補機冷却水を使用し格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却により原子炉格納容器内の冷却を行う。

原子炉への注水は、格納容器内水位が格納容器内の重要機器および重要計器が水没しない高さとなれば停止する。

(配慮すべき事項)

○ 高圧再循環時の原子炉冷却について

高圧注入ポンプによる高圧再循環運転だけでも十分な冷却効果があるが、低圧再循環運転による冷却効果を補うため、あわせてＡ格納容器スプレイポンプ（ＲＨＲＳ－ＣＳＳ連絡ライン使用）による代替再循環運転により原子炉を冷却する。

また、高圧注入ポンプ格納容器再循環サンプ側入口格納容器隔離弁の故障により高圧および低圧再循環運転が不能であれば、Ａ格納容器スプレイポンプ（ＲＨＲＳ－ＣＳＳ連絡ライン使用）による代替再循環運転により原子炉を冷却する。

○ 恒設代替低圧注水ポンプの注水先について

フロントライン系機能喪失時に、燃料取替用水ピット水を原子炉へ注水する機能が喪失した場合、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水ピット水等を原子炉へ注水する。

注水先の切替えが必要な場合、以下の手順により注水先を原子炉へ切り替え、代替炉心注水を行う。

炉心損傷前に恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイを実施してい

た場合に、代替炉心注水が必要と判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を格納容器から原子炉へ切り替え、代替炉心注水を行う。なお、恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水を実施している場合に、炉心損傷と判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を原子炉から格納容器へ切り替える。

○ 再循環不能時の原子炉格納容器内の冷却

代替再循環運転により格納容器再循環サンプ水を原子炉へ注水できない場合、高圧注入ポンプ格納容器再循環サンプ側入口格納容器隔離弁の開操作不能により再循環運転に移行できない場合または格納容器再循環サンプスクリーンが閉塞した場合は、高圧注入ポンプ等により燃料取替用水ピット水を原子炉に注水するとともに、格納容器再循環ユニットを用いた格納容器内自然対流冷却により格納容器内を冷却する。格納容器内自然対流冷却ができない場合は、代替格納容器スプレイを実施する。

○ 送水車吸込口ストレーナ閉塞時の対応

送水車の運転時、吸込口ストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。

１次冷却材喪失事象が発生している場合

サポート系機能喪失時

１．代替炉心注水

当直課長は、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に原子炉への注水機能が喪失し、１次冷却材喪失事象が同時に発生した場合、以下の手順により燃料取替用水ピット水等を原子炉へ注水する。

(1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水

当直課長は、空冷式非常用発電装置より受電した恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水ピット水等を原子炉へ注水する。恒設代替低圧注水ポンプの水源は、燃料取替用水ピットまたは復水ピットを使用する。

(2) Ｂ充てんポンプ（自己冷却）による代替炉心注水

当直課長は、空冷式非常用発電装置より受電したＢ充てんポンプ（自己冷却）により燃料取替用水ピット水等を原子炉へ注水する。Ｂ充てんポンプ（自己冷却）の水源は、燃料取替用水ピットまたは復水ピットを使用する。

(3) 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水

当直課長は、可搬式代替低圧注水ポンプにより海水を原子炉へ注水する。

２．代替再循環運転

(1) 全交流動力電源喪失と１次冷却材喪失事象が同時に発生した場合

ａ．Ｂ高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環運転

当直課長は、全交流動力電源喪失と１次冷却材喪失事象が同時に発生し、原子炉冷却機能が喪失した場合、Ｂ高圧注入ポンプ（海水冷却）を用いた高圧代

替再循環運転を行い、あわせて大容量ポンプを用いた格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却により格納容器を冷却する。

(2) １次冷却材喪失時における再循環運転時に原子炉補機冷却機能が喪失した場合

ａ．Ｂ高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環運転

当直課長は、１次冷却材喪失時における再循環運転時に原子炉補機冷却機能が喪失した場合、Ｂ高圧注入ポンプ（海水冷却）を用いた高圧代替再循環運転による原子炉への注水を行い、あわせて、大容量ポンプを用いた格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却により格納容器内を冷却する。

３．格納容器隔離弁の閉止

当直課長は、全交流動力電源喪失時、１次冷却材ポンプシール部へのシール水注水機能およびサーマルバリア冷却機能が喪失することにより、１次冷却材ポンプシール部から１次冷却材が漏えいするおそれがあるため、１次冷却材ポンプシール戻り隔離弁等を閉止する。

隔離は、空冷式非常用発電装置より電源を確保すれば、中央制御室にて１次冷却材ポンプシール戻り隔離弁を閉止し、非常用炉心冷却設備作動信号が発信した場合は、動作する格納容器隔離弁の閉止を確認する。なお、隔離弁等の電源が回復していない場合は、現場にて閉止する。

(配慮すべき事項)

○ 恒設代替低圧注水ポンプの注水先について

全交流動力電源喪失時または原子炉補機冷却機能喪失時に、燃料取替用水ピット水を原子炉へ注水する機能が喪失した場合、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水ピット水等を原子炉へ注水する。

注水先の切替えが必要な場合、以下の手順により注水先を原子炉へ切り替え、代替炉心注水を行う。

炉心損傷前に恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイを実施していた場合に、代替炉心注水が必要と判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を格納容器から原子炉へ切り替え、代替炉心注水を行う。なお、恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水を実施している場合に、炉心損傷と判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を原子炉から格納容器へ切り替える。また、全交流動力電源喪失と１次冷却材喪失事象が重畳した場合は、その後、Ｂ充てんポンプ（自己冷却）により代替炉心注水を行う。

○ 送水車吸込口ストレーナ閉塞時の対応

送水車の運転時、吸込口ストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。

１次冷却材喪失事象が発生している場合
溶融デブリが原子炉容器内に残存する場合

１．格納容器水張り

当直課長は、炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合、格納容器圧力と温度また

は格納容器再循環ユニット出入口の温度差の変化により格納容器内が過熱状態であり原子炉容器内に溶融デブリが残存していると判断した場合、格納容器の破損を防止するため格納容器内自然対流冷却を確認するとともに、格納容器スプレイポンプにより燃料取替用水ピット水を格納容器内へ注水する。

格納容器スプレイポンプが使用できない場合は、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水ピット水等を格納容器内へ注水する。恒設代替低圧注水ポンプの水源は、燃料取替用水ピットまたは復水ピットを使用し、次に可搬式代替注水ポンプにより海水を格納容器へ注水する。

なお、格納容器への注水量は、残存デブリを冷却して格納容器内の重要機器および重要計器が水没しない上限の高さまでとする。

（配慮すべき事項）

○ 恒設代替低圧注水ポンプの注水先について

炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合に、溶融炉心は原子炉容器を破損し格納容器下部に落下するが、格納容器スプレイまたは代替格納容器スプレイにより原子炉下部キャビティに注水することで溶融炉心を冷却する。

注水先の切替えが必要な場合、以下の手順により注水先を格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う。

炉心の著しい損傷、溶融が発生時に、恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水（落下遅延・防止）を実施していた場合に、代替格納容器スプレイが必要と判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を原子炉から格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う。

○ 残存デブリ冷却時の１次冷却材圧力監視について

原子炉容器内に溶融デブリが残存していると判断した場合、格納容器水張り操作を実施する際は１次冷却材圧力を監視する。１次冷却材圧力が格納容器圧力より高い場合は、溶融デブリの冷却が阻害される場合があるため、加圧器逃がし弁を開操作し原子炉容器内と格納容器内を均圧させる。

○ 残存デブリ冷却時の注水量について

格納容器への注水量は、原子炉格納容器水位計、格納容器スプレイ流量計、Ａ格納容器スプレイ積算流量計、ＡＭ用消火水積算流量計、恒設代替低圧注水積算流量計、燃料取替用水ピット水位計の収支により注水量を把握する。

残存デブリの影響を防止するための格納容器への注水量は、残存デブリを冷却して格納容器内の重要機器および重要計器が水没しない高さまでとする。

○ 炉心損傷後の再循環運転について

炉心が損傷した場合において、格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却に加え格納容器スプレイポンプによる再循環運転を行う場合は、格納容器圧力および格納容器内高レンジエリアモニタ等により、格納容器圧力の推移および炉心損傷度合いを監視し、再循環運転を実施した場合の格納容器圧力低減効果、ポンプおよび配管の周辺線量上昇による被ばく等の影響を評価し、実施可否を検討する。

○ 送水車吸込口ストレーナ閉塞時の対応

送水車の運転時、吸込口ストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。

１次冷却材喪失事象が発生していない場合

フロントライン系機能喪失時

１．蒸気発生器２次側による炉心冷却（注水）

(1) 電動補助給水ポンプまたはタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水

当直課長は、余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、電動補助給水ポンプまたはタービン動補助給水ポンプにより復水ピット水を蒸気発生器へ注水する。

２．蒸気発生器２次側による炉心冷却（蒸気放出）

(1) 主蒸気逃がし弁による蒸気放出

当直課長は、蒸気発生器への注水が確保されている場合は、中央制御室にて主蒸気逃がし弁を開操作し、蒸気発生器２次側による炉心冷却を行う。

全交流動力電源喪失等により、中央制御室から主蒸気逃がし弁を操作できない場合は、現場にて手動により主蒸気逃がし弁を開操作し、蒸気発生器２次側による炉心冷却を行う。

１次冷却材喪失事象が発生していない場合

サポート系機能喪失時

１．蒸気発生器２次側による炉心冷却（注水）

(1) タービン動補助給水ポンプまたは電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水

当直課長は、余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、タービン動補助給水ポンプまたは電動補助給水ポンプにより復水ピット水を蒸気発生器へ注水する。

２．蒸気発生器２次側による炉心冷却（蒸気放出）

(1) 主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による蒸気放出

当直課長は、蒸気発生器への注水が確保されている場合は、中央制御室にて主蒸気逃がし弁を開操作し、蒸気発生器２次側による炉心冷却を行う。

全交流動力電源喪失等により、中央制御室から主蒸気逃がし弁を操作できない場合は、現場にて手動で主蒸気逃がし弁を開操作し、蒸気発生器２次側による炉心冷却を行う。

運転停止中の場合

フロントライン系機能喪失時

１．炉心注水／代替炉心注水

当直課長は、運転停止中に余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、以下の手順により燃料取替用水ピット水等を原子炉へ注水する。

(1) Ａ、Ｂ充てんポンプによる炉心注水

当直課長は、充てんポンプにより燃料取替用水ピット水等を原子炉に注水する。Ａ、Ｂ充てんポンプの水源は、燃料取替用水ピットまたは復水ピットを使用する。

(2) 高圧注入ポンプによる炉心注水

当直課長は、高圧注入ポンプにより燃料取替用水ピット水を原子炉へ注水する。

(3) 蓄圧タンクによる炉心注水

当直課長は、蓄圧タンク水を原子炉に注水する。

(4) Ａ格納容器スプレイポンプ（ＲＨＲＳ－ＣＳＳ連絡ライン使用）による代替炉心注水

当直課長は、Ａ格納容器スプレイポンプ（ＲＨＲＳ－ＣＳＳ連絡ライン使用）により燃料取替用水ピット水を原子炉へ注水する。

(5) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水

当直課長は、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水ピット水等を原子炉に注水する。恒設代替低圧注水ポンプの水源は、燃料取替用水ピットまたは復水ピットを使用する。

(6) 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水

当直課長は、可搬式代替低圧注水ポンプにより海水を原子炉へ注水する。

２．再循環運転／代替再循環運転

当直課長は、運転停止中に余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、炉心注水または代替炉心注水により燃料取替用水ピット水等を原子炉へ注水後、格納容器再循環サンプに水源を切り替えて、以下の手順により格納容器再循環サンプ水を原子炉へ注水する。

(1) 高圧注入ポンプによる高圧再循環運転

当直課長は、高圧注入ポンプにより格納容器再循環サンプ水を原子炉へ注水する。

(2) Ａ格納容器スプレイポンプ（ＲＨＲＳ－ＣＳＳ連絡ライン使用）による代替再循環運転

当直課長は、Ａ格納容器スプレイポンプ（ＲＨＲＳ－ＣＳＳ連絡ライン使用）により格納容器再循環サンプ水を原子炉へ注水する。

３．蒸気発生器２次側による炉心冷却（注水）

(1) 電動補助給水ポンプまたはタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注

水
当直課長は、運転停止中に余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合で、かつ１次冷却系に開口部がない場合は、電動補助給水ポンプまたはタービン動補助給水ポンプにより復水ピット水を蒸気発生器へ注水する。

４．蒸気発生器２次側による炉心冷却（蒸気放出）

(1) 主蒸気逃がし弁による蒸気放出

当直課長は、蒸気発生器への注水が確保されている場合は、中央制御室にて主蒸気逃がし弁を開操作し、蒸気発生器２次側による炉心冷却を行う。

運転停止中の場合

サポート系機能喪失時

１．代替炉心注水

当直課長は、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失により崩壊熱除去機能が喪失した場合、以下の手順により燃料取替用水ピット水等を原子炉へ注水する。

(1) 蓄圧タンクによる代替炉心注水

当直課長は、空冷式非常用発電装置より受電した後、蓄圧タンク水を原子炉へ注水する。

(2) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水

当直課長は、空冷式非常用発電装置より受電した恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水ピット水等を原子炉へ注水する。恒設代替低圧注水ポンプの水源は、燃料取替用水ピットまたは復水ピットを使用する。

(3) Ｂ充てんポンプ（自己冷却）による代替炉心注水

当直課長は、空冷式非常用発電装置より受電したＢ充てんポンプ（自己冷却）により燃料取替用水ピット水等を原子炉へ注水する。Ｂ充てんポンプ（自己冷却）の水源は、燃料取替用水ピットまたは復水ピットを使用する。

(4) 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水

当直課長は、可搬式代替低圧注水ポンプにより海水を原子炉へ注水する。

２．　代替再循環運転

(1) 運転停止中において全交流動力電源喪失が発生した場合

ａ．Ｂ高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環運転

当直課長は、運転停止中に全交流動力電源喪失時は、大容量ポンプにより代替補機冷却水が確保され、空冷式非常用発電装置より受電したＢ高圧注入ポンプ（海水冷却）を用いた高圧代替再循環運転による代替再循環運転を行うとともに、大容量ポンプを用いた格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却により格納容器内を冷却する。

(2) 運転停止中において原子炉補機冷却機能喪失事象が発生した場合

ａ．Ｂ高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環運転

当直課長は、運転停止中に原子炉補機冷却機能喪失時は、大容量ポンプにより代替補機冷却水が確保され、空冷式非常用発電装置より受電したＢ高圧注入ポンプ（海水冷却）を用いた高圧代替再循環運転による代替再循環運転を行うとともに、大容量ポンプを用いた格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却により格納容器内を冷却する。

３．蒸気発生器２次側による炉心冷却（注水）

(1) タービン動補助給水ポンプまたは電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水

当直課長は、全交流動力電源喪失時または原子炉補機冷却機能喪失時に１次冷却系統に開口部がない場合は、タービン動補助給水ポンプまたは電動補助給水ポンプにより復水ピット水を蒸気発生器へ注水する。

４．蒸気発生器２次側による炉心冷却（蒸気放出）

(1) 主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による蒸気放出

当直課長は、蒸気発生器への注水が確保された場合は、現場にて主蒸気逃がし弁を手動により開とし、蒸気発生器２次側による炉心冷却を行う。

運転停止中の場合

フロントライン系機能喪失時・サポート系機能喪失時

（配慮すべき事項）

○ 格納容器内からの退避

当直課長は、燃料取替用水ピットの保有水を充てんポンプ等にて原子炉へ注水し、開放中の加圧器安全弁から格納容器内へ蒸散させることにより原子炉を冷却する場合は、格納容器内の雰囲気悪化から格納容器内の作業員を守るために作業員を退避させる。

また、運転停止中に１次冷却材の希釈事象が発生し、中性子源領域中性子束が上昇した場合は、臨界になる可能性があるため格納容器内の作業員を守るために作業員を退避させる。

○ 送水車吸込口ストレーナ閉塞時の対応

送水車の運転時、吸込口ストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。

特重施設による対応

当直課長は、特重施設による対応が必要であると判断した場合、特重施設により原子炉へ注水する操作により原子炉を冷却する。

③ 復旧に係る手順等

当直課長は、全交流動力電源が喪失した場合、設計基準事故対処設備を代替電源設備からの給電により起動し十分な期間の運転を継続させる。

１．電源確保

空冷式非常用発電装置により恒設代替低圧注水ポンプへ給電する。全交流動力電源喪失時は、代替電源（交流）によりＢ充てんポンプ（自己冷却）および蓄圧タンク出口電動弁へ給電する。給電の手順は、表－１４「電源の確保に関する手順等」参照。

２．燃料補給

電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）への重油の補給は、定格負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯蔵タンク、重油タンクおよびタンクローリーを用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における補給間隔を目安に実施する。

電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）への燃料補給に関する手順は、表－６「原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」参照。

表－５

操作手順

５．最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等

① 方針目的

設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷および原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）の破損（炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。）を防止するため、蒸気発生器２次側による炉心冷却、格納容器内自然対流冷却、代替補機冷却、大容量ポンプによる代替補機冷却により最終ヒートシンクへ熱を輸送することを目的とする。

② 対応手段等

フロントライン系機能喪失時

１．蒸気発生器２次側による炉心冷却（注水）

(1) 電動補助給水ポンプまたはタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水

当直課長は、海水ポンプまたは原子炉補機冷却水ポンプの故障等により、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合、電動補助給水ポンプまたはタービン動補助給水ポンプにより復水ピット水を蒸気発生器へ注水する。

２．蒸気発生器２次側による炉心冷却（蒸気放出）

(1) 主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による主蒸気逃がし弁の機能回復

当直課長は、蒸気発生器への注水が確保されれば、主蒸気逃がし弁を現場にて手動により開操作することで、蒸気発生器２次側による原子炉の冷却を行う。

３．格納容器内自然対流冷却

(1) 大容量ポンプを用いたＡ、Ｄ格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却

当直課長は、海水ポンプまたは原子炉補機冷却水ポンプの故障等により、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した状態において、１次冷却材喪失事象が発生した場合、大容量ポンプを配置、接続し、Ａ、Ｄ格納容器再循環ユニット冷却状態監視のための可搬型温度計測装置を取付け後、Ａ、Ｄ格納容器再循環ユニットに海水を通水することにより格納容器内自然対流冷却を行う。海水通水後、可搬型温度計測装置等によりＡ、Ｄ格納容器再循環ユニット冷却水出入口温度差、格納容器圧力および温度指示の低下等により、格納容器が冷却状態であることを確認する。

４．代替補機冷却

(1) 大容量ポンプによる補機冷却水（海水）通水

当直課長は、海水ポンプまたは原子炉補機冷却水ポンプの故障等により、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合、大容量ポンプによりＢ高圧注入ポンプに補機冷却水（海水）を通水し、機能回復を図る。

サポート系機能喪失時

１．蒸気発生器２次側による炉心冷却（注水）

⑴ タービン動補助給水ポンプまたは電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水

当直課長は、全交流動力電源が喪失し、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合、タービン動補助給水ポンプまたは空冷式非常用発電装置から受電した電動補助給水ポンプにより復水ピット水を蒸気発生器へ注水する。

２． 蒸気発生器２次側による炉心冷却（蒸気放出）

⑴ 主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による主蒸気逃がし弁の機能回復

当直課長は、蒸気発生器への注水が確保されれば、主蒸気逃がし弁を現場にて手動により開操作することで、蒸気発生器２次側による原子炉の冷却を行う。

３．格納容器内自然対流冷却

⑴ 大容量ポンプを用いたＡ、Ｄ格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却

当直課長は、全交流動力電源が喪失し、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合、大容量ポンプを配置、接続し、Ａ、Ｄ格納容器再循環ユニット冷却状態監視のための可搬型温度計測装置を取付け後、Ａ、Ｄ格納容器再循環ユニットに海水を通水することにより格納容器内自然対流冷却を行う。海水通水後、可搬型温度計測装置等によりＡ、Ｄ格納容器再循環ユニット冷却水出入口温度差、格納容器圧力および温度指示の低下等により、格納容器が冷却状態であることを確認する。

４．大容量ポンプによる代替補機冷却

⑴ 大容量ポンプによる補機冷却水（海水）通水

当直課長は、全交流動力電源が喪失し、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合、大容量ポンプによりＢ高圧注入ポンプに補機冷却水（海水）を通水し、各補機の機能回復を図る。

フロントライン系機能喪失時・サポート系機能喪失時

（配慮すべき事項）

○ 優先順位

補助給水ポンプについては、電動補助給水ポンプを優先して使用し、電動補助給水ポンプが使用できなければ、タービン動補助給水ポンプを使用する。

全交流動力電源が喪失した場合は、空冷式非常用発電装置の燃料消費量削減の観点から、タービン動補助給水ポンプを使用できる間は、電動補助給水ポンプは起動せず後備の設備として待機させる。

○ 主蒸気逃がし弁操作時の環境条件

現場での主蒸気逃がし弁操作を行う必要がある場合、初期対応としては現場にて確実に主蒸気逃がし弁を開操作し、以降は運転員等の負担軽減を図るとともに現場の環境が悪化した場合でも対応が可能となるため、使用可能であれば多様性拡張設

備である窒素ボンベ（主蒸気逃がし弁作動用）により駆動源を確保し、中央制御室からの遠隔操作を行う。なお、状況に応じて放射線防護具を着用し、線量計を携帯する。

○ 電源確保

全交流動力電源喪失時は、空冷式非常用発電装置により電動補助給水ポンプへ給電する。給電の手順は、表－１４「電源の確保に関する手順等」参照。

○ 燃料補給

大容量ポンプへの重油の補給は、定格負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯蔵タンク、重油タンクおよびタンクローリーを用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における補給間隔を目安に実施する。燃料補給の手順は、表－６「原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」参照。

表－６

操作手順

６．原子炉格納容器内の冷却等のための手順等

① 方針目的

設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）内の冷却機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止するため、格納容器内自然対流冷却、代替格納容器スプレイにより格納容器圧力および温度を低下させることを目的とする。また、炉心の著しい損傷が発生した場合において格納容器の破損を防止するため、格納容器内自然対流冷却、代替格納容器スプレイにより格納容器圧力および温度ならびに放射性物質の濃度を低下させることを目的とする。

② 対応手段等

炉心損傷前

フロントライン系機能喪失時

１．格納容器内自然対流冷却

(1) Ａ、Ｄ格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却

当直課長は、格納容器スプレイポンプの故障等により格納容器内の冷却機能が喪失し、格納容器圧力が格納容器スプレイ作動設定値以上かつ格納容器スプレイポンプによる格納容器へのスプレイができない場合、または格納容器スプレイ再循環運転時に格納容器スプレイポンプによる格納容器へのスプレイができない場合、原子炉補機冷却水系の沸騰を防止するため、原子炉補機冷却水サージタンクを窒素ボンベ（原子炉補機冷却水サージタンク加圧用）により加圧し、Ａ、Ｄ格納容器再循環ユニット冷却状態監視のため可搬型温度計測装置を取付け後、Ａ、Ｄ格納容器再循環ユニットに原子炉補機冷却水を通水することにより格納容器内自然対流冷却を行う。原子炉補機冷却水通水後、可搬型温度計測装置等によりＡ、Ｄ格納容器再循環ユニット冷却水出入口温度差、格納容器圧力および温度指示の低下等により、格納容器が冷却状態であることを確認する。

２．代替格納容器スプレイ

(1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ

当直課長は、格納容器スプレイポンプの故障等により格納容器内の冷却機能が喪失し、格納容器圧力が格納容器スプレイ作動設定値以上かつ格納容器スプレイポンプによる格納容器へのスプレイができない場合、格納容器圧力が最高使用圧力以上かつ格納容器スプレイポンプによる格納容器へのスプレイができない場合、および格納容器内自然対流冷却により格納容器圧力が低下しない場合、代替炉心注水に使用していないことを確認して恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水ピット水等を格納容器へスプレイする。恒設代替低圧注水ポンプの水源は、燃料取替用水ピットまたは復水ピットを使用する。

炉心損傷前

サポート系機能喪失時

１．代替格納容器スプレイ

(1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ

当直課長は、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に格納容器内の冷却機能が喪失した場合に、１次冷却材喪失事象が発生し、格納容器圧力が格納容器スプレイ作動設定値以上かつ格納容器へのスプレイができない場合、格納容器圧力が最高使用圧力以上かつ格納容器へのスプレイができない場合および格納容器内自然対流冷却により格納容器圧力が低下しない場合、代替炉心注水に使用していないことを確認して空冷式非常用発電装置から受電した恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水ピット水等を格納容器へスプレイする。恒設代替低圧注水ポンプの水源は、燃料取替用水ピットまたは復水ピットを使用する。

２．格納容器内自然対流冷却

(1) 大容量ポンプを用いたＡ、Ｄ格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却

当直課長は、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に格納容器内の冷却機能が喪失した場合、大容量ポンプを配置、接続し、Ａ、Ｄ格納容器再循環ユニット冷却状態監視のため可搬型温度計測装置を取付け後、Ａ、Ｄ格納容器再循環ユニットに海水を通水することにより格納容器内自然対流冷却を行う。海水通水後、可搬型温度計測装置等によりＡ、Ｄ格納容器再循環ユニット冷却水出入口温度差、格納容器圧力および温度指示の低下等により、格納容器が冷却状態であることを確認する。

炉心損傷後

フロントライン系機能喪失時

１．　格納容器内自然対流冷却

(1) Ａ、Ｄ格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却

当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合に格納容器スプレイポンプの故障等により格納容器内の冷却機能が喪失し、格納容器圧力が格納容器スプレイ作動設定値以上かつ格納容器スプレイポンプによる格納容器へのスプレイができない場合、原子炉補機冷却水系の沸騰を防止するため、原子炉補機冷却水サージタンクを窒素ボンベ（原子炉補機冷却水サージタンク加圧用）により加圧し、Ａ、Ｄ格納容器再循環ユニット冷却状態監視のため可搬型温度計測装置を取付け後、Ａ、Ｄ格納容器再循環ユニットに原子炉補機冷却水を通水することにより格納容器内自然対流冷却を行う。原子炉補機冷却水通水後、可搬型温度計測装置等によりＡ、Ｄ格納容器再循環ユニット冷却水出入口温度差、格納容器圧力および温度指示の低下等により、格納容器が冷却状態であることを確認する。

２．代替格納容器スプレイ

当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合に、格納容器圧力が最高使用圧力以上、かつ格納容器スプレイポンプの故障等により格納容器へのスプレイができない場合および格納容器内自然対流冷却により格納容器圧力が低下しない場合、以下の手順により格納容器へスプレイする。

(1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ

当直課長は、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水ピット水等を格納容器へスプレイする。恒設代替低圧注水ポンプの水源は、燃料取替用水ピットまたは復水ピットを使用する。

(2) 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ
当直課長は、可搬式代替低圧注水ポンプにより海水を格納容器へスプレイする。

炉心損傷後
サポート系機能喪失時

１．代替格納容器スプレイ
当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合に全交流動力電源または原子炉補機冷却機能が喪失し、さらに格納容器圧力が最高使用圧力以上かつ格納容器内の冷却機能が喪失した場合、以下の手順により格納容器へスプレイする。

(1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ
当直課長は、空冷式非常用発電装置により受電した恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水ピット水等を格納容器へスプレイする。恒設代替低圧注水ポンプの水源は、燃料取替用水ピットまたは復水ピットを使用する。

(2) 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ
当直課長は、可搬式代替低圧注水ポンプにより海水を格納容器へスプレイする。

２．格納容器内自然対流冷却

(1) 大容量ポンプを用いたＡ、Ｄ格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却
当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合に全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失が発生し、格納容器内の冷却機能が喪失した場合、大容量ポンプを配置、接続し、Ａ、Ｄ格納容器再循環ユニット冷却状態監視のため可搬型温度計測装置を取付け後、Ａ、Ｄ格納容器再循環ユニットに海水を通水することにより格納容器内自然対流冷却を行う。海水通水後、可搬型温度計測装置等によりＡ、Ｄ格納容器再循環ユニット冷却水出入口温度差、格納容器圧力および温度指示の低下等により、格納容器が冷却状態であることを確認する。

特重施設による対応
当直課長は、特重施設による対応が必要であると判断した場合、特重施設により格納容器へスプレイする。

炉心損傷前 フロントライン系機能喪失時・炉心損傷前 サポート系機能喪失時・
炉心損傷後 フロントライン系機能喪失時・炉心損傷後 サポート系機能喪失時
(配慮すべき事項)
○ 恒設代替低圧注水ポンプの注水先について
(1) 炉心損傷前
フロントライン系機能喪失時またはサポート系機能喪失時に、格納容器内の冷

却機能が喪失した場合、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水ピット水等を格納容器へスプレイする。

炉心損傷前に恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイを実施していた場合に、代替炉心注水が必要と判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を格納容器から原子炉へ切り替える。

(2) 炉心損傷後

フロントライン系機能喪失時またはサポート系機能喪失時に、格納容器内の冷却機能が喪失した場合、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水ピット水等を格納容器へスプレイする。

注水先の切替えが必要な場合、以下の手順により注水先を格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う。

炉心損傷後に恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水（落下遅延・防止）を実施していた場合に、代替格納容器スプレイが必要と判断すれば恒設代替低圧注水ポンプの注水先を原子炉から格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う。

○ 格納容器内冷却

(1) 水素濃度

炉心損傷後の格納容器減圧操作については、格納容器圧力が最高使用圧力から50kPa 低下すれば停止する手順とすることで、大規模な水素燃焼の発生を防止することとする。また、水素濃度は、可搬型格納容器水素ガス濃度計で計測される水素濃度（ドライ）により継続的に監視を行う運用とし、測定による水素濃度が8vol%（ドライ）未満であれば減圧を継続する。

(2) 注水量の管理

格納容器内の冷却および溶融デブリが原子炉容器に残存する場合の冷却を目的とした格納容器へのスプレイを行う場合は、格納容器内への注水量の制限があることから、格納容器へスプレイを行っている際に、格納容器内の重要機器および重要計器が水没しない高さになれば代替格納容器スプレイを停止し、格納容器内自然対流冷却のみの冷却とする。

○ 放射性物質濃度低減

炉心損傷後において、代替格納容器スプレイ手段を用いて格納容器へスプレイすることにより、格納容器内の圧力および温度を低下させるとともに粒子状の放射性物質の除去により放射性物質の濃度を低減する。格納容器再循環ユニットによる冷却で対応している場合において、格納容器圧力が十分低下しない等により放射性物質濃度低減が必要な場合は、代替格納容器スプレイを同時に実施することにより、格納容器内冷却と放射性物質濃度の低下を図る。

○ 電源確保

空冷式非常用発電装置により恒設代替低圧注水ポンプに給電する。給電の手順は、

表－１４「電源の確保に関する手順等」参照。

○ 燃料補給

大容量ポンプ、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）への重油の補給は、定格負荷運転時における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯蔵タンク、重油タンクおよびタンクローリーを用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における補給間隔を目安に実施する。重大事故等時 7 日間運転継続するために必要な燃料（重油）として、表－１４「電源の確保に関する手順等」に示す燃料油貯蔵タンクの備蓄量および重油タンクの備蓄量を管理する。

送水車への軽油の補給は、定格負荷運転時における燃料補給作業着手時間となれば軽油ドラム缶を用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における給油間隔を目安に実施する。重大事故等時 7 日間運転継続するために必要な燃料（軽油）の備蓄量を管理する。

○ 送水車吸込口ストレーナ閉塞時の対応

送水車の運転時、吸込口ストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。

表－７

操作手順

７．原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等

① 方針目的

炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）の破損を防止するため、格納容器スプレイ、格納容器内自然対流冷却、代替格納容器スプレイにより格納容器内の圧力および温度を低下させることを目的とする。

② 対応手段等

交流動力電源および原子炉補機冷却機能　健全

１．格納容器スプレイ

(1) 格納容器スプレイポンプによる格納容器スプレイ

当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、格納容器圧力が格納容器スプレイ作動設定値以上、かつ格納容器スプレイポンプが起動していない場合、格納容器スプレイポンプにより燃料取替用水ピット水を格納容器内へスプレイする。

２．格納容器内自然対流冷却

(1) Ａ、Ｄ格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却

当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、格納容器圧力が格納容器スプレイ作動設定値以上、かつ格納容器スプレイポンプの故障等により格納容器内の冷却機能が喪失した場合、原子炉補機冷却水系の沸騰を防止するため、原子炉補機冷却水サージタンクを窒素ボンベ（原子炉補機冷却水サージタンク加圧用）により加圧し、Ａ、Ｄ格納容器再循環ユニット冷却状態監視のため可搬型温度計測装置を取り付け後、Ａ、Ｄ格納容器再循環ユニットに原子炉補機冷却水を通水することにより格納容器内自然対流冷却を行う。原子炉補機冷却水通水後、可搬型温度計測装置等によりＡ、Ｄ格納容器再循環ユニット冷却水出入口温度差、格納容器圧力および温度指示の低下等により、格納容器が冷却状態であることを確認する。

３．代替格納容器スプレイ

当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合に、格納容器圧力が最高使用圧力以上、かつ格納容器スプレイポンプの故障等により格納容器へのスプレイができない場合および格納容器内自然対流冷却により格納容器圧力が低下しない場合、以下の手順により格納容器へスプレイする。

(1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ

当直課長は、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水ピット水等を格納容器へスプレイする。恒設代替低圧注水ポンプの水源は、燃料取替用水ピットまたは復水ピットを使用する。

(2) 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ

当直課長は、可搬式代替低圧注水ポンプにより海水を格納容器へスプレイする。

（配慮すべき事項）

○ 優先順位

交流動力電源および原子炉補機冷却機能が健全な場合、格納容器の圧力および温度を低下させる効果が最も大きい格納容器スプレイを優先する。次に、継続的な冷却および格納容器内の重要機器の水没を未然に防止する観点から、格納容器内自然対流冷却を優先する。ただし、格納容器圧力が最高使用圧力以上に達した場合は、代替格納容器スプレイを行う。

○ 恒設代替低圧注水ポンプの注水先について

交流動力電源および原子炉補機冷却機能が健全時に、格納容器内の冷却機能が喪失した場合、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水ピット水等を格納容器へスプレイする。

注水先の切替えが必要な場合、以下の手順により注水先を格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う。

炉心損傷後に恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水（落下遅延・防止）を実施していた場合に、代替格納容器スプレイが必要と判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を原子炉から格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う。

○ 水素濃度

炉心損傷後の格納容器減圧操作については、格納容器圧力が最高使用圧力から50kPa 低下すれば停止する手順とすることで、大規模な水素燃焼の発生を防止する。また、水素濃度は、可搬型格納容器水素ガス濃度計で計測される水素濃度（ドライ）により継続的に監視を行う運用とし、測定による水素濃度が 8vol%（ドライ）未満であれば減圧を継続する。

○ 注水量の管理

格納容器内の冷却を目的とした格納容器スプレイを行う場合、格納容器内への注水量の制限があることから、格納容器へスプレイを行っている際に、格納容器の重要機器および重要計器が水没しない高さになれば格納容器スプレイを停止し格納容器内自然対流冷却のみの冷却とする。

○ 電源確保

空冷式非常用発電装置により恒設代替低圧注水ポンプへ給電する。給電の手順は、表－１４「電源の確保に関する手順等」参照。

○ 送水車吸込口ストレーナ閉塞時の対応

送水車の運転時、吸込口ストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。

全交流動力電源または原子炉補機冷却機能　喪失

１．格納容器内自然対流冷却

(1) 大容量ポンプを用いたＡ、Ｄ格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却

当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に、格納容器内の圧力および温度を低下させるために、大容量ポンプを配置、接続し、Ａ、Ｄ格納容器再循環ユニット冷却状態監視のため可搬型温度計測装置を取付け後、Ａ、Ｄ格納容器再循環ユニットに海水を通水することにより格納容器内自然対流冷却を行う。海水通水後、可搬型温度計測装置等によりＡ、Ｄ格納容器再循環ユニット冷却水出入口温度差、格納容器圧力および温度指示の低下等により、格納容器が冷却状態であることを確認する。

２．代替格納容器スプレイ

炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に、格納容器圧力が最高使用圧力以上の場合、格納容器内の圧力および温度を低下させるために、以下の手順により格納容器へスプレイする。

(1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ

当直課長は、空冷式非常用発電装置により受電した恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水ピット水等を格納容器へスプレイする。恒設代替低圧注水ポンプの水源は、燃料取替用水ピットまたは復水ピットを使用する。

(2) 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ

当直課長は、可搬式代替低圧注水ポンプにより海水を格納容器へスプレイする。

(配慮すべき事項)

○ 優先順位

全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に、継続的な冷却および格納容器内の重要機器の水没を未然に防止する観点から、大容量ポンプを用いた格納容器内自然対流冷却を優先する。ただし、格納容器内自然対流冷却は大容量ポンプの使用準備に時間を要することから、この間に格納容器圧力が最高使用圧力以上に達した場合は、代替格納容器スプレイを行う。

○ 恒設代替低圧注水ポンプの注水先について

全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に、格納容器内の冷却機能が喪失した場合、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水ピット水等を格納容器へスプレイする。

注水先の切替えが必要な場合、以下の手順により注水先を格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う。

炉心損傷後に恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水（落下遅延・防止）を実施していた場合に、代替格納容器スプレイが必要と判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を原子炉から格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う。

○ 水素濃度

炉心損傷後の格納容器減圧操作については、格納容器圧力が最高使用圧力から50kPa 低下すれば停止する手順とすることで、大規模な水素燃焼の発生を防止する。また、水素濃度は、可搬型格納容器水素ガス濃度計で計測される水素濃度（ドライ）により継続的に監視を行う運用とし、測定による水素濃度が 8vol%（ドライ）未満であれば減圧を継続する。

○ 注水量の管理

格納容器内の冷却を目的とした格納容器スプレイを行う場合、格納容器内への注水量の制限があることから、格納容器へスプレイを行っている際に、格納容器の重要機器および重要計器が水没しない高さになれば格納容器スプレイを停止し格納容器内自然対流冷却のみの冷却とする。

○ 電源確保

空冷式非常用発電装置により恒設代替低圧注水ポンプへ給電する。給電の手順は、表－１４「電源の確保に関する手順等」参照。

○ 燃料補給

大容量ポンプへの重油の補給は、定格負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯蔵タンク、重油タンクおよびタンクローリーを用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における補給間隔を目安に実施する。

燃料補給の手順は、表－６「原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」参照。

○ 格納容器過圧破損防止対策

重大事故等対処設備の機能喪失等により格納容器の圧力が高いなど、必要な場合には、「２．大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項」の対応へ移行し、迅速かつ適切に格納容器破損防止対策に係る［　　］によるベント操作を実施する。

○ 送水車吸込口ストレーナ閉塞時の対応

送水車の運転時、吸込口ストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。

特重施設による対応

当直課長は、特重施設による対応が必要であると判断した場合、特重施設により格納容器へスプレイする。

表－８

操作手順

８．原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等

① 方針目的

炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）の破損を防止するため、格納容器スプレイおよび代替格納容器スプレイにより、溶融し格納容器の下部に落下した炉心を冷却することにより、溶融炉心・コンクリート相互作用（ＭＣＣＩ）の抑制および溶融炉心が拡がり格納容器バウンダリへの接触を防止することを目的とする。

また、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延または防止するため、炉心注水および代替炉心注水により、発電用原子炉（以下、「原子炉」という。）を冷却することを目的とする。

② 対応手段等

格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却

交流動力電源および原子炉補機冷却機能　健全

１．格納容器スプレイ

(1) 格納容器スプレイポンプによる格納容器スプレイ

当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、溶融炉心を冠水するために十分な水位がない場合、格納容器スプレイポンプにより燃料取替用水ピット水を格納容器へスプレイする。溶融炉心を冠水するために十分な水位を確保し、維持する。

２．代替格納容器スプレイ

(1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ

当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、格納容器スプレイポンプの故障等により格納容器内への注水機能が喪失し、溶融炉心を冠水するために十分な水位がない場合、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水ピット水等を格納容器へスプレイする。溶融炉心を冠水するために十分な水位が確保された場合は、恒設代替低圧注水ポンプを停止し、その後は水位を維持する。恒設代替低圧注水ポンプの水源は、燃料取替用水ピットまたは復水ピットを使用する。

（配慮すべき事項）

○ 原子炉下部キャビティの水位監視

溶融炉心冷却のための原子炉下部キャビティ水位を監視するため、格納容器へのスプレイ時は原子炉下部キャビティ水位計の作動により確認する。

○ 恒設代替低圧注水ポンプの注水先について

交流動力電源および原子炉補機冷却機能健全時に炉心の著しい損傷が発生した場合、格納容器下部に落下した溶融炉心を冷却するために、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水ピット水等を格納容器へスプレイする。

注水先の切替えが必要な場合、以下の手順により注水先を格納容器へ切り替え、

代替格納容器スプレイを行う。
　炉心損傷前に恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水を実施していた場合に、炉心損傷を判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を原子炉から格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う。
　炉心損傷後に恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水（落下遅延・防止）を実施していた場合に、代替格納容器スプレイが必要と判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を原子炉から格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う。

○ 電源確保
　空冷式非常用発電装置により恒設代替低圧注水ポンプに給電する。給電の手順は、表－１４「電源の確保に関する手順等」参照。

全交流動力電源または原子炉補機冷却機能　喪失

１．　代替格納容器スプレイ

(1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ
　当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に、格納容器下部に落下した溶融炉心を冠水するために十分な水位がない場合、空冷式非常用発電装置により受電した恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水ピット水等を格納容器へスプレイする。溶融炉心を冠水するために十分な水位が確保された場合は、恒設代替低圧注水ポンプを停止し、その後は水位を維持する。恒設代替低圧注水ポンプの水源は、燃料取替用水ピットまたは復水ピットを使用する。

(配慮すべき事項)

○ 恒設代替低圧注水ポンプの注水先について
　全交流動力電源または原子炉補機冷却機能喪失時に炉心の著しい損傷が発生した場合、格納容器下部に落下した溶融炉心を冷却するために、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水ピット水等を格納容器へスプレイする。
　注水先の切替えが必要な場合、以下の手順により注水先を格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う。
　炉心損傷前に恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水を実施していた場合に、炉心損傷を判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を原子炉から格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う。
　炉心損傷後に恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水（落下遅延・防止）を実施していた場合に、代替格納容器スプレイが必要と判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を原子炉から格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う。

○ 原子炉下部キャビティの水位監視
　溶融炉心冷却のための原子炉下部キャビティ水位を監視するため、格納容器へのスプレイ時は原子炉下部キャビティ水位計の作動により確認する。

○ 電源確保

空冷式非常用発電装置により恒設代替低圧注水ポンプに給電する。給電の手順は、表－１４「電源の確保に関する手順等」参照。

特重施設による対応

当直課長は、特重施設による対応が必要であると判断した場合、特重施設により格納容器へスプレイする。

溶融炉心の格納容器下部への落下遅延・防止

交流動力電源および原子炉補機冷却機能　健全

１．炉心注水

当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延または防止するため、以下の手順により燃料取替用水ピット水等を原子炉へ注水する。

(1) 高圧注入ポンプまたは余熱除去ポンプによる炉心注水

当直課長は、高圧注入ポンプまたは余熱除去ポンプにより高圧または低圧注入ラインを使用して、燃料取替用水ピット水を原子炉へ注水する。

(2) 充てんポンプによる炉心注水

当直課長は、充てんポンプにより、燃料取替用水ピット水等を原子炉へ注水する。充てんポンプの水源は、燃料取替用水ピットまたは復水ピットを使用する。

２．代替炉心注水

当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延または防止するため、以下の手順により燃料取替用水ピット水等を原子炉へ注水する。

(1) Ａ格納容器スプレイポンプ（ＲＨＲＳ－ＣＳＳ連絡ライン使用）による代替炉心注水

当直課長は、Ａ格納容器スプレイポンプ（ＲＨＲＳ－ＣＳＳ連絡ライン使用）により燃料取替用水ピット水を原子炉へ注水する。

(2) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水

当直課長は、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水ピット水等を原子炉へ注水する。恒設代替低圧注水ポンプの水源は、燃料取替用水ピットまたは復水ピットを使用する。

（配慮すべき事項）

○ 恒設代替低圧注水ポンプの注水先について

交流動力電源および原子炉補機冷却機能健全時に炉心の著しい損傷が発生した場合、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延または防止するため、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水ピット水等を原子炉へ注水する。なお、炉心損傷後に恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水（落下遅延・防止）を実施していた場合に、代替格納容器スプレイが必要と判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水

先を原子炉から格納容器へ切り替える。

○ 電源確保

空冷式非常用発電装置により恒設代替低圧注水ポンプに給電する。給電の手順は、表－１４「電源の確保に関する手順等」参照。

全交流動力電源または原子炉補機冷却機能　喪失

１．代替炉心注水

当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延または防止するため、以下の手順により燃料取替用水ピット水等を原子炉へ注水する。

(1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水

当直課長は、空冷式非常用発電装置により受電した恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水ピット水等を原子炉へ注水する。恒設代替低圧注水ポンプの水源は、燃料取替用水ピットまたは復水ピットを使用する。

(2) Ｂ充てんポンプ（自己冷却）による代替炉心注水

当直課長は、Ｂ充てんポンプ（自己冷却）により燃料取替用水ピット水等を原子炉へ注水する。Ｂ充てんポンプ（自己冷却）の水源は、燃料取替用水ピットまたは復水ピットを使用する。

（配慮すべき事項）

○ 恒設代替低圧注水ポンプの注水先について

全交流動力電源または原子炉補機冷却機能喪失時に炉心の著しい損傷が発生した場合、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延または防止するため、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水ピット水等を原子炉へ注水する。なお、炉心損傷後に恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水（落下遅延・防止）を実施していた場合に、代替格納容器スプレイが必要と判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を原子炉から格納容器へ切り替える。

○ 電源確保

空冷式非常用発電装置により恒設代替低圧注水ポンプに給電する。全交流動力電源喪失時は、代替電源設備によりＢ充てんポンプ（自己冷却）へ給電する。給電の手順は、表－１４「電源の確保に関する手順等」参照。

特重施設による対応

当直課長は、特重施設による対応が必要であると判断した場合、特重施設により原子炉へ注水する。

表－９

操作手順

９．水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等

① 方針目的

炉心の著しい損傷が発生した場合に、ジルコニウム－水反応および水の放射線分解による水素が、原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）内に放出された場合においても水素爆発による格納容器の破損を防止するために必要な水素濃度低減および水素濃度監視を行うことを目的とする。

② 対応手段等

水素濃度低減

１．静的触媒式水素再結合装置

当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合、格納容器内の水素濃度を低減させるために設置している静的触媒式水素再結合装置の作動状況を、静的触媒式水素再結合装置温度監視装置の温度指示上昇により確認する。常設直流電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、静的触媒式水素再結合装置温度監視装置の指示値を確認する。

２．原子炉格納容器水素燃焼装置

当直課長は、非常用炉心冷却設備作動信号が発信した場合、原子炉格納容器水素燃焼装置の自動起動を確認する。全交流動力電源が喪失した場合は、代替電源設備である空冷式非常用発電装置からの給電後、速やかに原子炉格納容器水素燃焼装置を起動する。また、原子炉格納容器水素燃焼装置の作動状況を、原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置の温度指示の上昇により確認する。常設直流電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置の指示値を確認する。

水素濃度監視

１．可搬型格納容器水素ガス濃度計

当直課長は、炉心出口温度が 350℃以上または格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）の指示が 1×10^{5}mSv/h 以上に到達した場合、可搬型格納容器水素ガス濃度計の系統構成を行い、可搬型格納容器水素ガス試料圧縮装置を起動し、可搬型格納容器水素ガス濃度計を起動後、格納容器内の水素濃度を確認する。

当直課長は、全交流動力電源喪失および原子炉補機冷却機能喪失時は、空冷式非常用発電装置からの給電操作および可搬型格納容器水素ガス濃度計の系統構成を行い、格納容器水素ガス試料冷却器用可搬型冷却水ポンプおよび可搬型格納容器水素ガス試料圧縮装置を起動し、可搬型格納容器水素ガス濃度計を起動後、格納容器内の水素濃度を確認する。

常設直流電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、格納容器内水素濃度を確認する。

水素濃度低減・水素濃度監視

（配慮すべき事項）

○ 電源確保

全交流動力電源または常設直流電源が喪失した場合、代替電源設備により水素濃度低減に使用する設備および水素濃度監視に使用する設備に給電する。代替電源設備により給電する手順は、表－１４「電源の確保に関する手順等」参照。

○原子炉格納容器水素燃焼装置の起動条件

炉心損傷の判断後、電源の切替等により電源の回復が事故発生後６０分を経過した場合および炉心損傷の判断に係るパラメータの確認ができない状況では、発電所対策本部においてプラント情報等により、水素爆轟による原子炉格納容器破損の可能性を判断するとともに、原子炉格納容器水素燃焼装置起動による原子炉格納容器の健全性への影響を判断して起動可否を決定する。

表－１０

操作手順

１０．水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等

① 方針目的

炉心の著しい損傷が発生した場合において、水素が原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）内に放出され、格納容器から格納容器周囲のアニュラス部に漏えいした場合にも、水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するため、アニュラス部の水素排出および水素濃度監視を行うことを目的とする。

② 対応手段等

水素排出

１．アニュラス空気浄化ファン起動による水素排出

当直課長は、非常用炉心冷却設備作動信号が発信した場合に、アニュラス空気浄化ファンが起動し、アニュラス部の水素を含むガスがアニュラス部からアニュラス空気浄化フィルタユニットを通して屋外へ排出されていることを、アニュラス内の圧力の低下にて確認する。

当直課長は、全交流動力電源または常設直流電源が喪失した場合は、アニュラス空気浄化系の弁に窒素ボンベ（代替制御用空気供給用）から代替制御用空気を供給するための系統構成を行い、代替電源設備から給電した後、アニュラス空気浄化ファンを運転する。また、窒素ボンベ（代替制御用空気供給用）から代替制御用空気の供給が不能の場合は、可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）から代替制御用空気を供給するための系統構成を行い、代替電源設備から給電した後、アニュラス空気浄化ファンを運転する。

水素濃度監視

１．アニュラス水素濃度計による水素濃度測定

当直課長は、炉心の損傷を判断した場合、アニュラス部の水素濃度を、アニュラス水素濃度計により測定し監視する。

当直課長は、全交流動力電源喪失時は、空冷式非常用発電装置から給電されていることを確認後、アニュラス部の水素濃度を確認する。また、常設直流電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、アニュラス部の水素濃度を確認する。

水素排出・水素濃度監視

（配慮すべき事項）

○ 電源確保

全交流動力電源または常設直流電源が喪失した場合、代替電源設備によりアニュラス空気浄化設備および水素濃度監視に使用する設備に給電する。給電する手順は、表－１４「電源の確保に関する手順等」参照。

表－１１

操作手順

１１．使用済燃料ピットの冷却等のための手順等

① 方針目的

使用済燃料ピットの冷却機能もしくは注水機能が喪失または使用済燃料ピットからの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピットの水位が低下した場合、使用済燃料ピット内の燃料体または使用済燃料（以下、「貯蔵槽内燃料体等」という。）を冷却し、放射線の遮へい、および臨界を防止するため使用済燃料ピットへの注水、使用済燃料ピットの監視を行うことを目的とする。

使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピットの水位が異常に低下した場合、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止し、放射性物質の放出を低減するため使用済燃料ピットへのスプレイ、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水、使用済燃料ピットの監視を行うことを目的とする。

② 対応手段等

使用済燃料ピットの冷却機能もしくは注水機能の喪失または使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時

１．海水からの使用済燃料ピットへの注水

発電所対策本部は、使用済燃料ピットの冷却機能もしくは注水機能が喪失または使用済燃料ピット水の小規模な漏えいが発生し、計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合もしくは使用済燃料ピット温度が 50℃を超える場合、または使用済燃料ピット水位が計画外に EL +33.06m 以下まで低下している場合であって、かつ燃料取替用水ピットおよびＮｏ．３淡水タンクの機能が喪失した場合または燃料取替用水ピットおよびＮｏ．３淡水タンクからの注水を実施しても水位低下が継続する場合、送水車により海水を使用済燃料ピットへ注水する。

（配慮すべき事項）

○ 送水車吸込口ストレーナ閉塞時の対応

送水車の運転時、吸込口ストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。

使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時

１．使用済燃料ピットへのスプレイおよび放水

発電所対策本部は、使用済燃料ピットから大量の水の漏えいが発生し使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端以下まで低下し、かつ水位低下が継続する場合、以下の手段により、使用済燃料ピットへスプレイまたは原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水する。

(1) 送水車による使用済燃料ピットへのスプレイ

発電所対策本部は、送水車およびスプレイヘッダにより海水を使用済燃料ピットへスプレイする。

(2) 大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲による原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水

発電所対策本部は、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）の損壊または使用済燃料ピット区域エリアモニタの指示上昇により原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に近づけない場合、大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲により海水を原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水する。

（配慮すべき事項）

○ 送水車吸込口ストレーナ閉塞時の対応

送水車の運転時、吸込口ストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。

重大事故等時における使用済燃料ピットの監視時

1．使用済燃料ピットの監視

当直課長は、使用済燃料ピットの冷却機能もしくは注水機能が喪失または使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時、または使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時、常設設備である使用済燃料ピット水位（ＡＭ用）、使用済燃料ピット温度（ＡＭ用）および使用済燃料ピット監視カメラにより使用済燃料ピットの監視を行う。また、計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合もしくは使用済燃料ピット温度50℃を超える場合、または使用済燃料ピット水位が計画外にEL +33.06m 以下まで低下している場合、可搬型設備である可搬式使用済燃料ピット水位、可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタおよび使用済燃料ピット監視カメラ冷却装置の運搬、設置および接続を行い、使用済燃料ピットの監視を行う。

使用済燃料ピットの監視は、常設設備により行うが、計器の計測範囲を超えた場合は、可搬型設備の計器を用いることで変動する可能性のある範囲を各計器がオーバーラップして監視する。全交流動力電源または直流電源が喪失している場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、可搬型設備の指示を確認する。

(1) 常設設備による使用済燃料ピットの状態監視

当直課長は、常設設備である使用済燃料ピット水位（ＡＭ用）、使用済燃料ピット温度（ＡＭ用）および使用済燃料ピット監視カメラにより使用済燃料ピットの監視を行う。

(2) 可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視

当直課長は、使用済燃料ピットの水位が低下した場合に、可搬型設備である可搬式使用済燃料ピット水位および可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタにより中央制御室にて使用済燃料ピットの監視を行う。

可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタは、複数の設置場所での線量率の相関（減衰率）関係を評価し、各設置場所間での関係性を把握し、指示値の傾向を確認することで使用済燃料ピット区域の空間線量率を推定する。

使用済燃料ピット監視カメラ冷却装置は、使用済燃料ピットの水位が低下した場合に、使用済燃料ピット監視カメラの耐環境性向上のため、空気を供給し冷却を行う。

使用済燃料ピットの冷却機能もしくは注水機能の喪失または使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時・使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時・重大事故等時における使用済燃料ピットの監視時

（配慮すべき事項）

○ 電源確保

全交流動力電源または直流電源が喪失した場合に、使用済燃料ピットの状態を監視するため、代替電源設備により使用済燃料ピット監視計器へ給電する。給電の手順は、表―１４「電源の確保に関する手順等」参照。

○ 燃料確保

送水車の給油は、定格負荷運転における燃料供給作業着手時間となれば軽油ドラム缶を用いて実施する。その後の給油は、定格負荷運転時の給油間隔を目安に実施する。

燃料を供給する手順は、表－６「原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」参照。

大容量ポンプ（放水砲用）の給油は、定格負荷運転時における燃料供給作業着手時間となれば燃料油貯蔵タンク、重油タンクおよびタンクローリーを用いて実施する。その後の給油は、定格負荷運転時の給油間隔を目安に実施する。表－６「原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」参照。

表－１２

操作手順

１２．発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

①　方針目的

炉心の著しい損傷、原子炉格納容器およびアニュラス部の損傷または貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、大気への拡散抑制、海洋への拡散抑制により発電所外への放射性物質の拡散を抑制することを目的とする。

また、原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合に、航空機燃料火災への泡消火により、火災に対応することを目的とする。

②　対応手段等

炉心の著しい損傷、原子炉格納容器およびアニュラス部の破損

１．大気への拡散抑制

(1) 大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲による大気への拡散抑制

発電所対策本部は、炉心出口温度が 350℃以上かつ格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）が 1×10^{5}mSv/h 以上となり、原子炉格納容器へのスプレイが確認できない場合、大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲により原子炉格納容器およびアニュラス部へ海水を放水する。

２．海洋への拡散抑制

(1) シルトフェンスによる海洋への拡散抑制

発電所対策本部は、原子炉格納容器およびアニュラス部への放水等により放射性物質を含む汚染水が発生する場合、発電所から海洋に流出する 4 箇所（取水路側 2 箇所、放水路側 2 箇所）にシルトフェンスを設置する。

貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷

１．大気への拡散抑制

発電所対策本部は、使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端以下まで低下し、かつ水位低下が継続する場合に、以下の手順により、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水する。

(1) 送水車およびスプレイヘッダによる大気への拡散抑制

発電所対策本部は、建屋内部の損壊等により原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に立ち入ることができない場合において、使用済燃料ピット区域エリアモニタの指示値の著しい上昇および原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）の著しい損壊がなく、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）近傍に近づける場合、送水車およびスプレイヘッダにより海水を原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水する。

(2) 大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲による大気への拡散抑制

発電所対策本部は、使用済燃料ピット区域エリアモニタの指示値上昇、または原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）の著しい損壊により原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）近傍に近づけない場合、送水車およびスプレイヘッダよりも

射程距離が長い大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲により海水を原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水する。

２．海洋への拡散抑制

(1) シルトフェンスによる海洋への拡散抑制

発電所対策本部は、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水等により放射性物質を含む汚染水が発生する場合、発電所から海洋に流出する 4 箇所（取水路側 2 箇所、放水路側 2 箇所）にシルトフェンスを設置する。

（配慮すべき事項）

○ 送水車吸込ロストレーナ閉塞時の対応

送水車の運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。

原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災

１．航空機燃料火災への泡消火

(1) 大容量ポンプ（放水砲用）、放水砲および泡混合器による航空機燃料火災への泡消火

発電所対策本部は、原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合、大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲を用いて、海水を泡混合器で泡消火剤と混合しながら放水することで航空機燃料火災への泡消火を実施する。

炉心の著しい損傷、原子炉格納容器およびアニュラス部の破損・貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷・原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災

（配慮すべき事項）

○ 燃料補給

大容量ポンプ（放水砲用）への重油の補給は、定格負荷運転時における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯蔵タンク、重油タンクおよびタンクローリーを用いて実施する。また、送水車への軽油の補給は、定格負荷運転時における燃料補給作業着手時間となれば軽油ドラム缶を用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における補給間隔を目安に実施する。

大容量ポンプ（放水砲用）および送水車への燃料補給に関する手順は、表―６「原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」参照。

放射性物質の放出を低減するための対策

放射性物質の放出を低減するための対策が必要な場合には、「２．大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項」の対応へ移行し、迅速かつ適切に放射性物質の放出を低減するための対策に係るフィルタベント操作を実施する。

表－１３

操作手順

１３．重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等

① 方針目的

設計基準事故の収束に必要な水源である燃料取替用水ピット、復水ピット等とは別に重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源として、淡水源および海水等を確保することを目的とする。

設計基準事故対処設備および重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するため、蒸気発生器２次側による炉心冷却（注水）のための代替手段および復水ピットへの供給、炉心注水および原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）スプレイのための代替手段および燃料取替用水ピットへの供給、格納容器再循環サンプを水源とした再循環運転、使用済燃料貯蔵槽（以下、「使用済燃料ピット」という。）への水の供給、使用済燃料ピットからの大量の漏えい発生時の使用済燃料ピットまたは原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へのスプレイおよび放水ならびに炉心の著しい損傷および格納容器破損時の格納容器およびアニュラス部への放水のための水の供給を行うことを目的とする。

② 対応手段等

蒸気発生器２次側による炉心冷却（注水）のための代替手段および復水ピットへの供給

１．復水ピットへの供給ができない場合の代替手段

(1) １次冷却系のフィードアンドブリード

当直課長は、重大事故等の発生により、蒸気発生器２次側による炉心冷却（注水）手段の水源となる復水ピットの枯渇、破損等が発生し水源として使用不可能な場合、燃料取替用水ピット水を高圧注入ポンプにより炉心に注水する操作と、加圧器逃がし弁の開操作により格納容器内部へ１次冷却材を放出する操作を組み合わせた１次冷却系のフィードアンドブリードにより原子炉を冷却する。

２．復水ピットへの補給

(1) 海水を用いた復水ピットへの補給

当直課長は、重大事故等の発生時において、蒸気発生器２次側による炉心冷却（注水）中に復水ピットの水位が低下し補給が必要な場合、送水車により海水を水源として復水ピットへ補給する。

（配慮すべき事項）

○ 送水車吸込口ストレーナ閉塞時の対応

送水車の運転時、吸込口ストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。

炉心注水のための代替手段および燃料取替用水ピットへの供給

１．燃料取替用水ピットへの供給ができない場合の代替手段

当直課長は、重大事故等の発生により、炉心注水の水源となる燃料取替用水ピットの枯渇、破損等が発生し水源として使用不可能な場合、以下の手段により、原子炉に注水する。

(1) 燃料取替用水ピットから復水ピットへの水源切替

当直課長は復水ピットを水源とし充てんポンプまたは恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水により原子炉に注水する。

(2) 燃料取替用水ピットから海水への水源切替

当直課長は、海水を水源とし可搬式代替低圧注水ポンプにより原子炉に注水する。

２．燃料取替用水ピットへの補給

(1) 復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給

当直課長は、重大事故等の発生時において、炉心注水中に燃料取替用水ピットの水位が低下し補給が必要な場合、復水ピットから燃料取替用水ピットへ補給する。

(配慮すべき事項)

○ 送水車吸込口ストレーナ閉塞時の対応

送水車の運転時、吸込口ストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。

格納容器スプレイのための代替手段および燃料取替用水ピットへの供給

１．燃料取替用水ピットへの供給ができない場合の代替手段

当直課長は、重大事故等の発生により、格納容器スプレイの水源となる燃料取替用水ピットの枯渇、破損等が発生し水源として使用不可能な場合、以下の手段により、格納容器にスプレイする。

(1) 燃料取替用水ピットから復水ピットへの水源切替

当直課長は、復水ピットを水源とし代替炉心注水に使用していないことを確認して恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイにより格納容器にスプレイする。

(2) 燃料取替用水ピットから海水への水源切替

当直課長は、海水を水源とし可搬式代替低圧注水ポンプにより格納容器へスプレイする。

２．燃料取替用水ピットへの補給

(1) 復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給

当直課長は、重大事故等の発生時において、格納容器スプレイ中に燃料取替用水ピットの水位が低下し補給が必要な場合、復水ピットから燃料取替用水ピットへ補給する。

（配慮すべき事項）
○ 送水車吸込口ストレーナ閉塞時の対応
送水車の運転時、吸込口ストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。

格納容器再循環サンプを水源とした再循環運転

１．再循環運転／代替再循環運転
当直課長は、重大事故等の発生による格納容器再循環サンプを水源とした再循環運転において、余熱除去ポンプの故障等により、再循環運転による原子炉への注水機能が喪失した場合、以下の手順により格納容器再循環サンプ水を原子炉へ注水する。

(1) 高圧注入ポンプによる高圧再循環運転
当直課長は、高圧注入ポンプによる再循環運転により原子炉へ注水する。
原子炉へ注水する手順は、表―４「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」参照。

(2) Ａ格納容器スプレイポンプ（ＲＨＲＳ－ＣＳＳ連絡ライン使用）による代替再循環運転
当直課長は、Ａ格納容器スプレイポンプ（ＲＨＲＳ－ＣＳＳ連絡ライン使用）および格納容器スプレイ冷却器による代替再循環運転により原子炉へ注水する。
原子炉へ注水する手順は、表―４「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」参照。

(3) Ｂ高圧注入ポンプ（海水冷却）、大容量ポンプによる高圧代替再循環運転
当直課長は、全交流動力電源が喪失し、原子炉冷却機能が喪失した場合は、大容量ポンプによる代替補機冷却により冷却水を確保し、Ｂ高圧注入ポンプ（海水冷却）による代替再循環運転により原子炉へ注水する。
原子炉へ注水する手順は、表―４「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」参照。

使用済燃料ピットへの水の供給

１．海水から使用済燃料ピットへの注水
当直課長は、使用済燃料ピットの冷却機能または注水機能が喪失し、または使用済燃料ピットに接続する配管が破損し、使用済燃料ピット水の小規模な漏えいが発生した場合、海水を水源として送水車により使用済燃料ピットへ注水する。
使用済燃料ピットへの注水の手順は、表―１１「使用済燃料ピットの冷却等のための手順等」参照。

（配慮すべき事項）
○ 送水車吸込口ストレーナ閉塞時の対応

送水車の運転時、吸込口ストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。

使用済燃料ピットからの大量の漏えい発生時の使用済燃料ピットまたは原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へのスプレイおよび放水

発電所対策本部は、重大事故等の発生により、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい等が発生し、使用済燃料ピットの機能が喪失した場合に、使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端以下で水位低下が継続する場合、以下の手順により使用済燃料ピットまたは原子炉周辺建屋へスプレイおよび放水する。

１．送水車による使用済燃料ピットまたは原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へのスプレイ

発電所対策本部は、送水車およびスプレイヘッダにより海水を使用済燃料ピットへスプレイまたは原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水する。

使用済燃料ピットへスプレイを行う手順は、表―１１「使用済燃料ピットの冷却等のための手順等」参照。

原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に放水する手順は表―１２「発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」参照。

２．大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲による原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水

発電所対策本部は、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）の損壊または使用済燃料ピット区域エリアモニタの指示値上昇により原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に近づけない場合は、大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲により、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ海水を放水する。なお、海水を使用する際、取水箇所は取水路および放水路ピットから取水箇所を選定し使用する。

大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲等を使用して原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水を行う手順は、表―１１「使用済燃料ピットの冷却等のための手順等」参照。

大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲等を使用して原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水を行う手順は、表―１２「発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」参照。

（配慮すべき事項）

○ 送水車吸込口ストレーナ閉塞時の対応

送水車の運転時、吸込口ストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。

炉心の著しい損傷および格納容器破損時の格納容器およびアニュラス部への放水

１．大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲による格納容器およびアニュラス部への放水

発電所対策本部は、重大事故等が発生し、炉心出口温度が 350℃以上かつ格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）が 1×10^{5}mSv/h 以上となり、格納容器への

スプレイが確認できない場合、大容量ポンプ（放水砲用）、放水砲により海水を格納容器およびアニュラス部へ放水する。

大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲を使用して、海水を格納容器およびアニュラス部へ放水を行う手順は、表―１２「発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」参照。

蒸気発生器２次側による炉心冷却（注水）のための代替手段および復水ピットへの供給・炉心注水のための代替手段および燃料取替用水ピットへの供給・格納容器スプレイのための代替手段および燃料取替用水ピットへの供給・格納容器再循環サンプを水源とした再循環運転・使用済燃料ピットへの水の供給・使用済燃料ピットからの大量の漏えい発生時の使用済燃料ピットまたは原子炉周辺建屋へのスプレイおよび放水・炉心の著しい損傷および格納容器破損時の格納容器およびアニュラス部への放水

（配慮すべき事項）

○ 燃料補給

電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、大容量ポンプへの重油の補給は、定格負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯蔵タンク、重油タンクおよびタンクローリーを用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における給油間隔を目安に実施する。

電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）への燃料補給に関する手順は、表―６「原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」参照。

送水車への軽油の補給は、定格負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば軽油ドラム缶を用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における給油間隔を目安に実施する。

送水車への燃料補給に関する手順は、表―６「原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」参照。

表－１４

操作手順

１４．電源の確保に関する手順等

① 方針目的

電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内燃料体等の著しい損傷および運転停止中における原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するため代替電源（交流）、代替電源（直流）、代替所内電気設備から給電を行うこと目的とする。

② 対応手段等

代替電源（交流）の給電

当直課長は、全交流動力電源が喪失した場合は、以下の手段により非常用高圧母線へ代替電源（交流）から給電し、電圧計により受電したことを確認する。

１．空冷式非常用発電装置による代替電源（交流）からの給電

当直課長は、空冷式非常用発電装置から受電準備を行った後、空冷式非常用発電装置により給電する。

２．号機間電力融通恒設ケーブル（３号～４号）を使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電

発電所対策本部は、他号炉のディーゼル発電機が非常用高圧母線の電圧にて健全であることを確認した場合、号機間電力融通恒設ケーブルを使用し給電する。

３．電源車による代替電源（交流）からの給電

発電所対策本部は、電源車から受電準備を行った後、電源車を起動し給電する。

４．号機間電力融通予備ケーブル（３号～４号）を使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電

発電所対策本部は、あらかじめ敷設した号機間電力融通恒設ケーブルが使用できない場合は、配備している号機間電力融通予備ケーブルを使用し給電する。

特重施設による対応

当直課長は、特重施設による事故対処に影響が及ばない範囲で、特重施設の電源設備から非常用高圧母線へ給電する。

代替電源（直流）による給電

１．蓄電池（安全防護系用）による代替電源（直流）からの給電

当直課長は、全交流動力電源が喪失した場合は、蓄電池（安全防護系用）により非常用直流母線へ自動で給電されていることを確認する。あわせて、全交流動力電源喪失発生後 1 時間を目安に中央制御室で不要直流負荷の切り離しを行い、8 時間以降に現場にてさらに不要直流負荷の切り離しを行う。

２．蓄電池（３系統目）による代替電源（直流）からの給電

当直課長は、全交流動力電源喪失時に、蓄電池（安全防護系用）により、直流母線電圧を維持できない場合は、蓄電池（３系統目）による代替電源から給電する。あわせて、プラントの状態監視等に必要な直流負荷の切替えを行う。

３．可搬式整流器による代替電源（直流）からの給電

発電所対策本部は、蓄電池（安全防護系用）および蓄電池（３系統目）の電圧が低下する前までに、代替電源（交流）および可搬式整流器により非常用直流母線へ給電する。

代替所内電気設備による給電

１．代替所内電気設備による交流および直流の給電（空冷式非常用発電装置）

発電所対策本部は、所内電気設備が共通要因で機能を失った場合、少なくとも１系統は機能の維持および人の接近性を確保するために、空冷式非常用発電装置から代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤および可搬式整流器により、原子炉を安定状態に収束させるために必要な機器へ給電する。

代替電源（交流）の給電・代替電源（直流）による給電・
代替所内電気設備による給電

（配慮すべき事項）

○ 燃料補給

(1) 空冷式非常用発電装置等への燃料（重油）補給

発電所対策本部は、空冷式非常用発電装置および電源車またはディーゼル発電機への給油は、負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯蔵タンクまたは重油タンクおよびタンクローリーを用いて実施する。その後の給油は、定格負荷運転時の給油間隔を目安に実施する。

○ 燃料の管理

重大事故等時７日間運転継続するために必要な燃料（重油）として、表―６「原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」および表－１８「緊急時対策所の居住性等に関する手順等」に示す燃料（重油）も含め、重油タンクおよび燃料油貯蔵タンクの備蓄量を管理する。

○ 悪影響防止

受電後の蓄電池の充電による水素発生防止のため、蓄電池（安全防護系用）を用いた場合には、蓄電池室排気ファンの起動により、蓄電池室の換気を行う。蓄電池（３系統目）を用いた場合には、蓄電池室（３系統目用）の換気を行う。

表－１５

操作手順

１５．事故時の計装に関する手順等

① 方針目的

重大事故等が発生し、計測機器の故障等により、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合に、当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するため、計器の故障時の対応、計器の計測範囲を超えた場合への対応、計器電源の喪失時の対応、計測結果を記録することを目的とする。

② 対応手段等

監視機能の喪失

１．計器故障時のパラメータ推定

当直課長は、パラメータ選定で選定した重要な監視パラメータ（原子炉圧力容器内の温度、圧力および水位、ならびに原子炉圧力容器および原子炉格納容器への注水量等）または有効な監視パラメータを計測する計器が故障により、計測することが困難となった場合、以下の手段により当該パラメータを推定する。

(1) パラメータ監視の手順

ａ．発電用原子炉施設の状態を把握するために必要とする重要な監視パラメータについて、他チャンネルまたは他ループの計器がある場合は、当該計器により当該パラメータを計測する。

ｂ．パラメータ選定にて選定した重要代替パラメータ（他チャンネルおよび他ループの重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器を除く。）の値を用いて以下の方法で推定する。

(a) 同一物理量で推定（温度、圧力、水位、流量、放射線量）
(b) 水位を注水源もしくは注入先の水位変化または注水量から推定
(c) 流量を注水先または注水源の水位変化を監視することにより推定
(d) 除熱状態を温度、圧力等の傾向監視により推定
(e) １次冷却系からの漏えいを水位、圧力等の傾向監視することにより推定
(f) 圧力と温度を水の飽和状態の関係から推定
(g) ほう素濃度と炉心の未臨界性から推定
(h) 装置の動作特性により推定
(i) あらかじめ評価したパラメータの相関関係により推定

(2) 代替パラメータの推定方法

計器故障時、当該パラメータの他チャンネルまたは他ループの計器がある場合、他チャンネルの計器による計測を優先し、次に他ループの計器により計測する。

２．計器の計測範囲を超えた場合のパラメータの推定

原子炉圧力容器内の温度、圧力および水位、ならびに原子炉圧力容器および原子炉格納容器への注水量を監視するパラメータのうち、パラメータの値が計器の

計測範囲を超えるものは、原子炉圧力容器内の温度と水位である。

当直課長は、原子炉圧力容器内の温度および水位の値が計器の計測範囲を超えた場合、原子炉施設の状態を推定する。

(1) 原子炉圧力容器内の温度

当直課長は原子炉圧力容器内の温度のパラメータである 1 次冷却材温度が計測範囲を超えた場合、可搬型計測器を接続し、検出器の抵抗を計測し、換算表を用いて温度へ変換する。

(2) 原子炉圧力容器内の水位

当直課長は、原子炉圧力容器内の水位のパラメータである加圧器水位が低下して計測範囲以下となった場合は、原子炉水位で計測する。

(配慮すべき事項)

○ パラメータの選定

炉心損傷防止対策および格納容器破損防止対策を成功させるために把握することが必要な原子炉施設の状態を監視する主要パラメータは、事象の判別を行う運転手順書の判断基準、炉心の著しい損傷および格納容器破損を防止する運転手順書の適用条件、炉心の著しい損傷が発生した場合に対処する運転手順書の適用条件および技術的能力に係る審査基準 1.1～1.10、1.13、1.14 のパラメータより選定する。

選定した主要パラメータ（パラメータの分類：原子炉圧力容器内の温度、圧力および水位、原子炉圧力容器および原子炉格納容器への注水量、原子炉格納容器内の温度、圧力、水位、水素濃度、放射線量率、未臨界の維持または監視、最終ヒートシンクの確保、格納容器バイパスの監視、水源の確保およびアニュラス内の水素濃度）は、以下のとおり分類する。

(1) 重要な監視パラメータ　：主要パラメータのうち、耐震性、耐環境性を有し、重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器で計測するパラメータをいう。

(2) 有効な監視パラメータ：主要パラメータのうち、多様性拡張設備の計器で計測されるが、計測することが困難となった場合でも重大事故等対処設備の計器で計測される代替パラメータを有するものをいう。

(3) 補助的な監視パラメータ：原子炉施設の状況や重大事故等対処設備の運転状態等を補助的に監視するパラメータをいう。

さらに、次のとおり重要代替パラメータを選定する。

(4) 重要代替パラメータ：重要な監視パラメータの代替パラメータのうち、重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器（当該重要な監視パラメータの他チャンネルおよび他ループの重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器含む。）ならびに有効な監視パラメータの代替パラメータを計測する重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器により計測されるパラメータをいう。

○ 原子炉施設の状態把握

設計基準を超える状態における原子炉施設の状態を把握する能力として、重要な監視パラメータおよび重要代替パラメータを計測する計器の計測範囲ならびに計器の個数を社内標準に明確に定める。

○ 確からしさの考慮

圧力のパラメータと温度のパラメータを水の飽和状態の関係から推定する場合は、水が飽和状態にないとパラメータに不確かさが生じるため、計器が故障するまでの原子炉施設の状況および事象進展状況を踏まえ、複数の関連パラメータを確認し、有効な情報を得た上で推定する。

原子炉格納容器内の水素濃度を装置の動作特性を用いて推定する場合は、間接的な情報により推定するため、不確かさが生じることを考慮する。

アニュラス内の水素濃度を推定する場合は、パラメータの相関関係を用いて、間接的な情報により推定するため、不確かさが生じることを考慮する。

なお、代替パラメータによる推定にあたっては、代替パラメータの誤差による影響を考慮する。

計器電源の喪失

１．計器電源の喪失時の対応

当直課長は、直流電源が喪失し計測に必要な計器電源が喪失した場合、特に重要なパラメータを計測または監視する。

(1) 全交流動力電源喪失および直流電源喪失

当直課長は、全交流動力電源喪失により計測に必要な計器電源が喪失した場合、空冷式非常用発電装置、蓄電池（安全防護系用）、蓄電池（３系統目）、電源車および可搬式整流器等の運転により、計器へ給電する。

代替電源の供給ができない場合は、特に重要なパラメータとして、パラメータ選定で選定した重要な監視パラメータおよび重要代替パラメータを計測する計器については、温度、圧力、水位および流量に係るものについて、可搬型計測器を接続し計測する。ただし、可搬型計測器を用いずに直接確認できるものは現場で確認する。

また、可搬型計測器の計測値を工学値に換算する換算表を準備する。

可搬型計測器による計測においては、計測の選定を行う際の考え方として、同一パラメータにチャンネルが複数ある場合は、いずれか１つの適切なパラメータを選定し計測または監視する。同一の物理量について、複数のパラメータがある場合は、いずれか１つの適切なパラメータを選定し、計測または監視する。

（配慮すべき事項）

○ 電源確保

全交流動力電源および直流電源喪失時は、空冷式非常用発電装置、蓄電池（安全防護系用）、蓄電池（３系統目）、電源車および可搬式整流器等の運転により、計器へ給電する。

給電の手順は、表―１４「電源の確保に関する手順等」参照。

重大事故等時のパラメータを記録する手順

発電所対策本部は、パラメータ選定で選定した重要な監視パラメータおよび重要代替パラメータ（格納容器内の温度、圧力、水位、水素濃度および放射線量率等）は、安全パラメータ表示システム（ＳＰＤＳ）、ＳＰＤＳ表示装置または可搬型温度計測装置により計測結果を記録する。ただし、複数の計測結果を使用し計算により推定する監視パラメータ（計測結果を含む。）の値や現場操作時のみ監視する現場の指示値は記録用紙に記録する。

安全パラメータ表示システム（ＳＰＤＳ）、ＳＰＤＳ表示装置および可搬型温度計測装置に記録された監視パラメータの計測結果は、記録容量を超える前に定期的にメディア（記録媒体）に保存する。

（配慮すべき事項）

○ 原子炉施設の状態把握

設計基準を超える状態における原子炉施設の状態を把握する能力として、重要な監視パラメータおよび重要代替パラメータを計測する計器の計測範囲ならびに計器の個数を社内標準に明確に定める。

特重施設による対応

当直課長は、特重施設による対応が必要と判断した場合、特重施設の計装設備によりプラント状態を把握する。

表－１６

操作手順

１６．中央制御室の居住性に関する手順等

① 方針目的

重大事故等が発生した場合において､運転員が中央制御室にとどまるために必要な対処設備および資機材を活用した居住性の確保、汚染の持ち込み防止、放射性物質の濃度低減を図ることを目的とする。

② 対応手段等

居住性の確保

当直課長は、重大事故等が発生した場合において、中央制御室にとどまる運転員の被ばく線量を 7 日間で 100mSv を超えないよう、中央制御室遮蔽および中央制御室空調装置の外気を遮断した閉回路循環運転（以下､｢中央制御室換気系隔離モード｣という。）により、環境に放出された放射性物質等による放射線被ばくから運転員等を防護するとともにマネジメント（マスク等）による放射線防護措置等にて被ばくを低減し、以下の手順等で中央制御室の居住性を確保する。

１．中央制御室空調装置の運転手順等

当直課長は、環境に放出された放射性物質等による放射線被ばくから運転員等を防護するため、中央制御室換気系隔離モードでの運転を行い、中央制御室非常用循環フィルタユニットに内蔵されたよう素フィルタおよび微粒子フィルタにより放射性物質を除去する。

全交流動力電源が喪失した場合は、手動による系統構成を行い、代替交流電源設備により受電し中央制御室空調装置を運転する。

(1) 交流動力電源が正常な場合

当直課長は、非常用炉心冷却設備作動信号の発信または中央制御室エリアモニタ指示値上昇による中央制御室換気系隔離信号の発信を確認した場合、中央制御室空調装置が中央制御室換気系隔離モードで運転中であることを確認する。

また、当直課長は、中央制御室内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定を行い、酸素濃度または二酸化炭素濃度が制限値を満足できない場合は、外気の取入れを実施する。

(2) 全交流動力電源が喪失した場合

当直課長は、全交流動力電源喪失により、中央制御室空調装置が中央制御室換気系隔離モードにできない場合は、手動によるダンパの開操作により中央制御室換気系隔離モードの系統構成を行い、代替交流電源設備による給電後、中央制御室空調装置を運転する。

また、当直課長は、中央制御室内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定を行い、酸素濃度または二酸化炭素濃度が制限値を満足できない場合は、外気の取入れを実施する。

２．中央制御室の照明を確保する手順

当直課長は、全交流動力電源喪失時に、中央制御室の照明が使用できない場合、可搬型照明（ＳＡ）の内蔵蓄電池による照明を確保し、代替交流電源設備による給電後、可搬型照明（ＳＡ）を可搬型照明用電源に接続し中央制御室の照明を引き続き確保する。

３．中央制御室内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定手順

当直課長は、中央制御室空調装置が中央制御室換気系隔離モードとなった場合、中央制御室内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定を行う。

４．その他の放射線防護措置等に関する手順等

(1) 重大事故等時の全面マスクの着用手順

当直課長は、炉心出口温度等により炉心損傷が予想される事態となった場合、炉心損傷の兆候が見られた場合または発電所対策本部長が必要と判断した場合は、運転員等の内部被ばくを低減するため、全面マスクの着用を指示する。

(2) 重大事故等時の運転員等の被ばく低減および被ばく線量の平準化

当直課長は、運転員等の被ばく低減および被ばく線量の平準化のため、発電所対策本部長等と協議の上、長期的な保安の観点から運転員の交代要員体制を確立する。

また、交代要員は運転員の交代に伴う移動時の放射線防護措置やチェンジングエリア等の各境界における汚染管理を行うことで被ばくの低減を図る。

汚染の持ち込み防止

１．チェンジングエリアの設置手順

発電所対策本部は、原子力災害対策特別措置法第 10 条特定事象が発生した場合に、中央制御室への汚染の持ち込みを防止するため、身体サーベイおよび防護具の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設置する。なお、チェンジングエリアの区画を恒設化し、速やかに使用できるようにする。

発電所対策本部は、全交流動力電源喪失時にチェンジングエリア設置場所の照明が使用できない場合は可搬型照明（ＳＡ）の内蔵蓄電池による照明を確保し、代替交流電源設備により給電後、可搬型照明（ＳＡ）を電源に接続しチェンジングエリアの照明を引き続き確保する。

放射性物質の濃度低減

１．アニュラス空気浄化設備の運転手順等

当直課長は、非常用炉心冷却設備作動信号が発信した場合に、アニュラス空気浄化ファンを運転し、原子炉格納容器から漏えいした空気がアニュラス部から放射性物質低減機能を有するアニュラス空気浄化フィルタユニットを通して屋外へ排出されていることを、アニュラス圧力の低下にて確認する。

当直課長は、全交流動力電源または常設直流電源が喪失した場合は、アニュラス空気浄化系の弁に窒素ボンベ（代替制御用空気供給用）から代替制御用空気を供給するための系統構成を行い、代替電源設備から給電した後、アニュラス空気

浄化ファンを運転する。
　また、窒素ボンベ（代替制御用空気供給用）から代替制御用空気の供給が不能の場合は、可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）から代替制御用空気を供給するための系統構成を行い、代替電源設備から給電した後、アニュラス空気浄化ファンを運転する。

（配慮すべき事項）
○ 優先順位
　事故時において、非常用炉心冷却設備作動信号が発信した場合は、アニュラス空気浄化ファンの自動起動を確認する。自動起動していない場合は、手動によりアニュラス空気浄化ファンを起動する。また、全交流動力電源または常設直流電源が喪失した場合、空冷式非常用発電装置からの受電および窒素ボンベ（代替制御用空気供給用）を用いたアニュラス空気浄化ファンの起動操作を実施する。乾燥空気に条件が近い窒素ボンベ（代替制御用空気供給用）による窒素供給操作ができない場合は、空冷式非常用発電装置からの受電および可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を用いたアニュラス空気浄化ファンの起動操作を実施する。

居住性の確保・汚染の持ち込み防止・放射性物質の濃度低減
（配慮すべき事項）
○ 放射線管理
　チェンジングエリアでは、現場作業を行う運転員等の身体サーベイを行い、汚染が確認された場合、サーベイエリアに隣接した除染エリアにて除染を行う。除染により廃水が発生した場合は、ウエスに染み込ませることで放射性廃棄物として廃棄する。

○ 電源確保
　全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備により中央制御室空調装置および可搬型照明（ＳＡ）へ給電する。給電の手順は、表―１４「電源の確保に関する手順等」参照。
　全交流動力電源または常設直流電源が喪失した場合、代替電源設備によりアニュラス空気浄化設備に給電する。給電する手順は、表－１４「電源の確保に関する手順等」参照。

表－１７

操作手順
１７．監視測定等に関する手順等

① 方針目的

重大事故等が発生した場合に発電所およびその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度および放射線量を監視し、および測定し、ならびにその測定結果を記録するため、放射性物質の濃度および放射線量を測定することを目的とする。また、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、およびその測定結果を記録するため風向、風速その他の気象条件を測定することを目的とする。

② 対応手段等

放射性物質の濃度および放射線量の測定

発電所対策本部は、重大事故等が発生した場合に、発電所およびその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度および放射線量を監視し、および測定し、ならびにその測定結果を記録する。

重大事故等時の放射性物質の濃度および放射線量の測定頻度については、可搬式モニタリングポスト（モニタリングステーションおよびモニタリングポストが使用できる場合はモニタリングステーションおよびモニタリングポストを使用）を用いた放射線量の連続測定を行う。また、放射性物質の濃度の測定（空気中、水中、土壌中）および海上モニタリングは、1回／日以上を目安とするが、測定頻度は原子炉施設の状態および放射性物質の放出状況を考慮し変更する。

１．モニタリングステーションおよびモニタリングポストによる放射線量の測定

発電所対策本部は、重大事故等時の発電所敷地境界付近の放射線量は、モニタリングステーションおよびモニタリングポストにより監視し、および測定し、ならびにその測定結果を記録する。

２．可搬式モニタリングポストによる放射線量の代替測定

発電所対策本部は、可搬式モニタリングポストにより放射線量を監視し、および測定し、ならびにその測定結果を記録する。

３．可搬式モニタリングポストによる原子炉格納施設を囲む 8 方位の放射線量の測定

発電所対策本部は、原子力災害対策特別措置法第 10 条特定事象が発生した場合、発電所海側敷地境界方向を含む原子炉格納施設を囲む 8 方位の放射線量は、可搬式モニタリングポストにより監視し、および測定し、ならびにその測定結果を記録する。

４．放射性物質の濃度の代替測定

(1) 可搬型放射線計測装置等による空気中の放射性物質の濃度の測定

発電所対策本部は、重大事故等時の放射性物質の濃度（空気中）について、

可搬型放射線計測装置（可搬式ダストサンプラ、汚染サーベイメータ、ＮａＩシンチレーションサーベイメータ） により監視し、および測定し、ならびにその測定結果を記録する。

放射性物質の濃度（空気中）の測定は、可搬型放射線計測装置（可搬式ダストサンプラ、汚染サーベイメータ、ＮａＩシンチレーションサーベイメータ）および多様性拡張設備である移動式放射能測定装置（モニタ車）を使用する。

５．可搬型放射線計測装置等による放射性物質の濃度および放射線量の測定

発電所対策本部は、重大事故等時の発電所およびその周辺（発電所の周辺海域を含む。）における、放射性物質の濃度（空気中、水中、土壌中）および放射線量について、可搬型放射線計測装置（可搬式ダストサンプラ、汚染サーベイメータ、ＮａＩシンチレーションサーベイメータ、ＺｎＳシンチレーションサーベイメータおよびβ線サーベイメータ）および電離箱サーベイメータにより監視し、および測定し、ならびにその測定結果を記録する。

発電所の周辺海域については、小型船舶を用いた海上モニタリングを行う。

(1) 可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定

発電所対策本部は、重大事故等時に原子炉施設から放射性物質が放出された場合において発電所およびその周辺の空気中の放射性物質の濃度の測定が必要と判断した場合に、放射性物質の濃度を測定する。

(2) 可搬型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定

発電所対策本部は、重大事故等時に原子炉施設から放射性物質が放出のおそれがある、または放出された場合に、可搬型放射線計測装置により水中の放射性物質の濃度を測定する。

(3) 可搬型放射線計測装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定

発電所対策本部は、重大事故等時に原子炉施設から放射性物質が放出された場合において発電所およびその周辺の土壌中の放射性物質の濃度の測定が必要と判断した場合に、放射性物質の濃度を測定する。

(4) 海上モニタリング測定

発電所対策本部は、発電所の周辺海域での海上モニタリングが必要と判断した場合に、小型船舶で電離箱サーベイメータおよび可搬型放射線計測装置により放射性物質の濃度および放射線量を測定する。

６．バックグラウンド低減対策等

(1) モニタリングステーション、モニタリングポストおよび可搬式モニタリングポストのバックグラウンド低減対策

発電所対策本部は、事故後の周辺汚染により測定ができなくなることを避けるため、バックグラウンド低減対策を行う。

ａ．重大事故等により放射性物質の放出のおそれがある場合、モニタリングステーション、モニタリングポストおよび可搬式モニタリングポストの検出器の

養生を行う。

b．放射性物質の放出によりモニタリングステーション、モニタリングポストまたは可搬式モニタリングポスト配置場所周辺の汚染を確認した場合、周辺の汚染レベルを確認し、測定設備の除染、周辺の土壌撤去、樹木の伐採等を行い、バックグラウンドレベルを低減する。

(2) 放射性物質の濃度測定時のバックグラウンド低減対策

発電所対策本部は、重大事故等発生後の周辺汚染により放射性物質の濃度測定時のバックグラウンドが上昇し、可搬型放射線計測装置が測定不能になった場合、可搬型放射線計測装置の検出器周囲を遮蔽材で囲むこと等の対策によりバックグラウンドレベルを低減させて、放射性物質の濃度を測定する。

(3) 敷地外でのモニタリングにおける他の機関との連携体制

発電所対策本部は、重大事故等時の敷地外でのモニタリングについては、国、地方公共団体と連携して策定されるモニタリング計画にしたがい、資機材および要員の動員、放出源情報を提供するとともにモニタリングに協力する。

風向、風速その他の気象条件の測定

発電所対策本部は、重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、およびその測定結果を記録する。

気象観測設備および可搬式気象観測装置による風向、風速その他気象条件の測定は、連続測定を行う。

１．可搬式気象観測装置による気象観測項目の代替測定

発電所対策本部は、重大事故等時の風向、風速その他気象条件を可搬式気象観測装置により測定し、およびその測定結果を記録する。

また、風向、風速その他気象条件は、可搬式気象観測装置または多様性拡張設備である気象観測設備を使用し測定する。

２．気象観測設備による気象観測項目の測定

発電所対策本部は、重大事故等が発生した場合に、気象観測設備により発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、およびその測定結果を記録する。

モニタリングステーションおよびモニタリングポストへの代替交流電源設備からの給電

発電所対策本部は、全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備によりモニタリングステーションおよびモニタリングポストへ給電する。

給電の手順は、表―１４「電源の確保に関する手順等」参照。

モニタリングステーションおよびモニタリングポストは、電源が喪失した状態から給電した場合は、自動的に放射線量の連続測定を開始する。

表－１８

操作手順

１８．緊急時対策所の居住性等に関する手順等

① 方針目的

緊急時対策所に関し、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所の内外の通信連絡を行う必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の発電所対策本部としての機能を維持するために必要な、居住性の確保、必要な指示および通信連絡、必要な数の要員の収容、代替電源設備からの給電を行うことを目的とする。

② 対応手段

居住性の確保

発電所対策本部は、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所非常用空気浄化ファンおよび緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット（以下「緊急時対策所可搬型空気浄化装置」という。）による放射性物質の侵入低減、空気供給装置による希ガス等の放射性物質の侵入防止等の放射線防護措置により、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員等の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないようにするため、以下の手順等により緊急時対策所の居住性を確保する。

１．緊急時対策所の立上げの手順

緊急安全対策要員および緊急時対策本部要員は、緊急時対策所を使用し、発電所対策本部を設置するための準備として、緊急時対策所を立ち上げる。

(1) 緊急時対策所可搬型空気浄化装置運転手順

発電所対策本部は、緊急時対策所非常用空気浄化ファンを接続、起動し、必要な換気を確保するとともに、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタを通気することにより放射性物質の侵入を低減する。

全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備からの給電により、緊急時対策所非常用空気浄化ファンを起動する。

(2) 空気供給装置による空気供給準備手順

発電所対策本部は、空気供給装置の系統構成を行い、漏えい等がないことを確認し、切替えの準備を行う。

(3) 緊急時対策所内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定手順

発電所対策本部は、緊急時対策所の居住性確保の観点から、緊急時対策所内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定を行う。

２．原子力災害対策特別措置法第10条事象発生時の手順

発電所対策本部は、原子力災害対策特別措置法第10条事象が発生した場合に、緊急時対策所内に緊急時対策所内可搬型エリアモニタを、３号炉および４号炉の

原子炉格納容器と緊急時対策所の間に緊急時対策所外可搬型エリアモニタを設置し、放射線量の測定を開始する。３号炉および４号炉の原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置する緊急時対策所外可搬型エリアモニタを、緊急時対策所内を加圧するための判断に用いる。

(1) 緊急時対策所内可搬型エリアモニタおよび緊急時対策所外可搬型エリアモニタ設置手順

緊急時対策所内に緊急時対策所内可搬型エリアモニタを、３号炉および４号炉の原子炉格納容器と緊急時対策所の間に緊急時対策所外可搬型エリアモニタを設置する。

３．重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等

発電所対策本部は、重大事故等が発生した場合、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員等を防護し、居住性を確保する措置を行う。

(1) 緊急時対策所にとどまる緊急時対策本部要員について

プルーム通過中においても、緊急時対策所へとどまる要員は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員、緊急時対応として設置した可搬式代替低圧注水ポンプ等の給油や監視等、プルーム通過後も継続する活動に必要な要員、3 号炉および 4 号炉の運転員さらに、1 号炉および 2 号炉の運転員とする。

なお、この要員数を目安として、発電所対策本部長が緊急時対策所にとどまる要員を判断する。

(2) 空気供給装置への切替準備手順

発電所対策本部は、緊急時対策所外可搬型エリアモニタの指示上昇や炉心損傷が生じる等、プルーム放出のおそれがあると判断した場合、パラメータの監視強化および緊急時対策所換気設備切替えのための要員配置を行う。

(3) 空気供給装置への切替手順

発電所対策本部は、原子炉格納容器からプルームが放出され、３号炉および４号炉原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置した緊急時対策所外可搬型エリアモニタまたは緊急時対策所内可搬型エリアモニタの指示値が上昇した場合、速やかに緊急時対策所における緊急時対策所換気設備を緊急時対策所可搬型空気浄化装置から空気供給装置へ切り替えるとともに、緊急時対策所内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定結果に応じ、空気流入量を調整する。

(4) 緊急時対策所可搬型空気浄化装置への切替手順

発電所対策本部は、３号炉および４号炉の原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置した緊急時対策所外可搬型エリアモニタおよび緊急時対策所内可搬型エリアモニタの指示が低下し、緊急時対策所周辺から希ガスの影響が減少したと判断した場合、緊急時対策所換気設備を空気供給装置から緊急時対策所可搬型空気浄化装置へ切り替える。

必要な指示および通信連絡

発電所対策本部は、重大事故等が発生した場合、重大事故等に対処するために必要

な指示を行う要員等が、緊急時対策所の情報収集設備および通信連絡設備により、必要なプラントパラメータ等を監視または収集し、重大事故等に対処するために必要な情報を把握するとともに、重大事故等に対処するための対策の検討を行う。

重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を、緊急時対策所に整備する。当該資料は常に最新となるよう通常時から維持、管理する。

重大事故等が発生した場合、緊急時対策所の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。

全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備により緊急時対策所の情報収集設備および通信連絡設備へ給電する。

１．緊急時対策所情報収集設備によるプラントパラメータ等の監視手順

発電所対策本部は、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所情報収集設備である安全パラメータ表示システム(ＳＰＤＳ)、安全パラメータ伝送システムおよびＳＰＤＳ表示装置により重大事故等に対処するために必要なプラントパラメータ等を監視する手順を整備する。

２．重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備について

各課室長は、重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を、緊急時対策所に整備する。当該資料は常に最新となるよう通常時から維持、管理する。

３．通信連絡に関する手順等

発電所対策本部は、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。

発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備の使用方法等、必要な手順は、表－１９「通信連絡に関する手順等」参照。

必要な数の要員の収容

緊急時対策所には、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の緊急時対策本部要員を含めた重大事故等に対処するために必要な数の緊急時対策本部要員を収容する。

発電所対策本部は、これらの緊急時対策本部要員を収容するため、以下の手順等により必要な資機材、飲料水および食料等を配備するとともに、維持、管理し、放射線管理等の運用を行う。

１．放射線管理資機材、飲料水、食料等の維持管理等について

(1) 放射線管理用資機材の維持管理について

重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員や現場作業を行う要員等の対策要員の装備(線量計、マスク等)を配備し、維持、管理し、重大事故等時にはこれらを用いて十分な放射線管理を行う。

少なくとも外部からの支援なしに 1 週間活動するために必要な飲料水、食料等を備蓄し、維持、管理し、重大事故等が発生した場合は、緊急時対策所内の環

境を確認した上で、飲食の管理を行う。

２．放射線管理について

(1) チェンジングエリアの運用手順

緊急時対策所は、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、身体サーベイおよび防護具の着替え等を行うためのチェンジングエリアを通常時から設置し、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下になった場合に運用する。

(2) 緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替手順

発電所対策本部は、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットの性能の低下等、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットの切替えが必要となった場合、待機側へ切り替え、線量に応じ、交換、保管する。

代替電源設備からの給電

発電所対策本部は、非常用母線からの給電喪失時は、電源車（緊急時対策所用）から緊急時対策所へ給電する。

なお、安全パラメータ表示システム(ＳＰＤＳ)、安全パラメータ伝送システムおよびＳＰＤＳ表示装置のうち、３号炉および４号炉の原子炉補助建屋に設置した機器は、全交流動力電源喪失時において、空冷式非常用発電装置から給電する。

給電の手順は、表－１４「電源の確保に関する手順等」参照。

１．電源車（緊急時対策所用）による給電

非常用母線からの給電喪失時またはその発生に備え、緊急時対策所の電源を確保するため、代替電源設備である電源車（緊急時対策所用）を準備する。非常用母線からの給電喪失時は、電源車（緊急時対策所用）１台を起動し、緊急時対策所へ給電する。

(1) 電源車（緊急時対策所用）準備手順

発電所対策本部は、緊急時対策所立上げ時にケーブル接続を行う手順を整備する。

(2) 電源車（緊急時対策所用）起動手順

発電所対策本部は、非常用母線からの給電喪失時の電源車（緊急時対策所用）の起動を行う手順を整備する。

(3) 電源車（緊急時対策所用）の切替えおよび燃料給油手順

ａ．電源車（緊急時対策所用）の切替手順

発電所対策本部は、使用中の電源車（緊急時対策所用）に故障等が発生した場合、電源車（緊急時対策所用）の切替えを行う。

ｂ．電源車（緊急時対策所用）燃料タンクへの燃料給油手順

発電所対策本部は、電源車（緊急時対策所用）を運転し燃料補給が必要と

なった場合、燃料油貯蔵タンクまたは重油タンクからタンクローリーへ給油し、電源車（緊急時対策所用）燃料タンクへ補給を行う。
必要な数の要員の収容・代替電源設備からの給電 （配慮すべき事項） ○ 燃料補給 電源車（緊急時対策所用）への給油は、定格負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯蔵タンクまたは重油タンクおよびタンクローリーを用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時の給油間隔を目安に実施する。 重大事故等時７日間連続運転継続するために必要な燃料（重油）の備蓄量については、表－１４「電源の確保に関する手順等」参照。

表－１９

操作手順

１．通信連絡に関する手順等

① 方針目的

重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡設備、発電所外（社内外）との通信連絡設備により発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うことを目的とする。

② 対応手段等

発電所内の通信連絡

１．発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等

発電所対策本部は、重大事故等が発生した場合、通信設備（発電所内）により、運転員等および緊急安全対策要員が、中央制御室、屋内外の作業場所、移動式放射能測定装置（モニタ車）および緊急時対策所との間で相互に通信連絡を行うために、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、トランシーバーおよび携行型通話装置を使用する。

ａ．全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。

ｂ．データ伝送設備（発電所内）により緊急時対策所へ、重大事故等に対処するために必要なデータを伝送し、パラメータを共有するために、安全パラメータ表示システム（ＳＰＤＳ）およびＳＰＤＳ表示装置を使用する。

２．計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する手順等

発電所対策本部は、直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止および格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所内）により発電所内の必要な場所で共有する場合、現場と中央制御室との連絡には携行型通話装置を使用し、現場または中央制御室と緊急時対策所との連絡には衛星電話（固定）および衛星電話（携帯）を使用する。

発電所外（社内外）との通信連絡

１．発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等

発電所対策本部は、重大事故等が発生した場合において、通信設備（発電所外）により、緊急時対策所の緊急安全対策要員が、緊急時対策所と原子力事業本部、本店、移動式放射能測定装置（モニタ車）、国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行うために、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）、緊急時衛星通報システムおよび統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（ＴＶ会議システム、ＩＰ電話およびＩＰ－ＦＡＸ）を使用する。

ａ．全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。

ｂ．データ伝送設備（発電所外）により、国の緊急時対策支援システム（ＥＲＳＳ）等へ、必要なデータを伝送し、パラメータを共有するために、安全パラメータ表示システム（ＳＰＤＳ）および安全パラメータ伝送システムを使用する。

２．計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有する手順等

発電所対策本部は、直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止および格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所外）により発電所外（社内外）の必要な場所で共有する場合、緊急時対策所と原子力事業本部、本店、国、地方公共団体等との連絡には衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）および統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（ＴＶ会議システム、ＩＰ電話およびＩＰ－ＦＡＸ）を使用する。

発電所内の通信連絡・発電所外（社内外）との通信連絡

（配慮すべき事項）

○ 代替電源設備からの給電

当直課長は、全交流動力電源喪失時は、代替電源設備により、衛星電話（固定）、衛星電話（可搬）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（ＴＶ会議システム、ＩＰ電話およびＩＰ－ＦＡＸ）、緊急時衛星通報システム、安全パラメータ表示システム（ＳＰＤＳ）、安全パラメータ伝送システムおよびＳＰＤＳ表示装置へ給電する。

給電の手順は、表―１４「電源の確保に関する手順等」および表―１８「緊急時対策所の居住性等に関する手順等」参照。

表－２０　重大事故等対策における操作の成立性（１／９）

操作手順No.	対応手段	要員	要員数	想定時間
1	（成立性が要求される対応手段なし）	－	－	－
2	タービン動補助給水ポンプ（現場手動操作）およびタービン動補助給水ポンプ起動弁（現場手動操作）によるタービン動補助給水ポンプの機能回復	運転員等（中央制御室、現場）	5	45分
	主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による主蒸気逃がし弁の機能回復	No.３にて整備する。		
3	タービン動補助給水ポンプ（現場手動操作）およびタービン動補助給水ポンプ起動弁（現場手動操作）によるタービン動補助給水ポンプの機能回復	No.２にて整備する。		
	主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による主蒸気逃がし弁の機能回復※1	運転員等（中央制御室、現場）	5	30分
	窒素ボンベ（代替制御用空気供給用）による加圧器逃がし弁の機能回復※1	運転員等（中央制御室、現場）	2	55分
	可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）による加圧器逃がし弁の機能回復	運転員等（中央制御室、現場）	2	55分
	可搬型バッテリ（加圧器逃がし弁用）による加圧器逃がし弁の機能回復	運転員等（中央制御室、現場）	2	75分
		緊急安全対策要員	2	
4	Ａ格納容器スプレイポンプ（ＲＨＲＳ－ＣＳＳ連絡ライン使用）による代替炉心注水	運転員等（中央制御室、現場）	2	20分
	恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水※1	運転員等（中央制御室、現場）	4	30分
	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水	運転員等（中央制御室）	1	4.8時間
		緊急安全対策要員（中央制御室、現場）	12	
	Ａ格納容器スプレイポンプ（ＲＨＲＳ－ＣＳＳ連絡ライン使用）による代替再循環運転※1	運転員等（中央制御室、現場）	2	15分

※１：有効性評価の重要事故シーケンスに係る対応手段

表－２０　重大事故等対策における操作の成立性（２／９）

操作手順No.	対応手段	要員	要員数	想定時間
4	Ｂ充てんポンプ（自己冷却）による代替炉心注水※1	運転員等（中央制御室、現場）	3	84 分
		緊急安全対策要員	3	
	蓄圧タンクによる代替炉心注水	運転員等（中央制御室、現場）	2	15 分
	主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による蒸気放出	No. ３にて整備する。（主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による主蒸気逃がし弁の機能回復と同様）		
5	主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による主蒸気逃がし弁の機能回復	No. ３にて整備する。		
	大容量ポンプを用いたＡ、Ｄ格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	No. ７にて整備する。		
	大容量ポンプによる補機冷却水（海水）通水※1	緊急安全対策要員（中央制御室、現場）	20	9.2 時間
6	Ａ、Ｄ格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	No. ７にて整備する。		
	恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ※1	運転員等（中央制御室、現場）	3	30 分
	大容量ポンプを用いたＡ、Ｄ格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	No. ７にて整備する。		
	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ※1	緊急安全対策要員（中央制御室、現場）	12	4.8 時間
	電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、大容量ポンプへの燃料補給※1	緊急安全対策要員	2	106 分
	送水車への燃料補給※1	緊急安全対策要員	2	110 分

※１：有効性評価の重要事故シーケンスに係る対応手段

表－２０　重大事故等対策における操作の成立性（３／９）

操作手順No.	対応手段	要員	要員数	想定時間
7	Ａ、Ｄ格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却※1	運転員等（中央制御室、現場）	2	60 分
		緊急安全対策要員	1	
	恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ	No. ６にて整備する。		
	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ	No. ６にて整備する。		
	大容量ポンプを用いたＡ、Ｄ格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却※1	運転員等（中央制御室）	1	8.2 時間
		緊急安全対策要員（中央制御室、現場）	20	
8	恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ	運転員等（中央制御室、現場）	3	30 分
	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ	運転員等（中央制御室）	1	4.8 時間
		緊急安全対策要員（中央制御室、現場）	12	
	Ａ格納容器スプレイポンプ（ＲＨＲＳ－ＣＳＳ連絡ライン使用）による代替炉心注水	No. ４にて整備する。		
	恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水※1	No. ４にて整備する。		
	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水	No. ４にて整備する。		
	B 充てんポンプ（自己冷却）による代替炉心注水	No. ４にて整備する。		
９	可搬型格納容器水素ガス濃度計※1	運転員等（中央制御室、現場）	2	60 分

※１：有効性評価の重要事故シーケンスに係る対応手段

表－２０　重大事故等対策における操作の成立性（４／９）

操作手順No.	対応手段	要員	要員数	想定時間
１０	水素排出（アニュラス空気浄化設備） 全交流動力電源または常設直流電源が喪失した場合の操作手順 窒素ボンベ（代替制御用空気供給用）によるアニュラス空気浄化設備の運転※1	運転員等 （中央制御室、現場）	2	55 分
	水素排出（アニュラス空気浄化設備） 全交流動力電源または常設直流電源が喪失した場合の操作手順 可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）によるアニュラス空気浄化設備の運転	運転員等 （中央制御室、現場）	2	55 分
１１	海水から使用済燃料ピットへの注水※1	緊急安全対策要員	5	3.4 時間
	送水車による使用済燃料ピットへのスプレイ	緊急安全対策要員	7	2.9 時間
	大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲による原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水	No.１２にて整備する。 （大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲による大気への拡散抑制と同様）		
	可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視※1	緊急安全対策要員	4	2 時間
１２	大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲による大気への拡散抑制	緊急安全対策要員	12	3.7 時間
	シルトフェンスによる海洋への拡散抑制	緊急安全対策要員	12	4.2 時間
	送水車およびスプレイヘッダによる大気への拡散抑制	緊急安全対策要員	7	2.9 時間
	大容量ポンプ（放水砲用）、放水砲および泡混合器による航空機燃料火災への泡消火	緊急安全対策要員	12	3.7 時間

※１：有効性評価の重要事故シーケンスに係る対応手段

表－２０　重大事故等対策における操作の成立性（５／９）

操作手順No.	対応手段	要員	要員数	想定時間
１３	海水を用いた復水ピットへの補給※1	緊急安全対策要員	5	4.1時間
	燃料取替用水ピットから復水ピットへの水源切替（炉心注水時）	運転員等（中央制御室、現場）	3	2時間
		緊急安全対策要員	3	
	燃料取替用水ピットから海水への水源切替（炉心注水時）	No.４にて整備する。（可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水と同様）		
	燃料取替用水ピットから復水ピットへの水源切替(格納容器スプレイ時)	運転員等（中央制御室、現場）	2	2時間
		緊急安全対策要員	3	
	燃料取替用水ピットから海水への水源切替（格納容器スプレイ時）	No.６にて整備する。（可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイと同様）		
	復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給	運転員等（中央制御室、現場）	2	110分
		緊急安全対策要員	3	
	Ａ格納容器スプレイポンプ(ＲＨＲＳ－ＣＳＳ連絡ライン使用)による代替再循環運転	No.４にて整備する。		
	海水から使用済燃料ピットへの注水	No.１１にて整備する。		
	送水車による使用済燃料ピットまたは原子炉周辺建屋(貯蔵槽内燃料体等）へのスプレイ	No.１１、１２にて整備する。（送水車による使用済燃料ピットへのスプレイ、送水車およびスプレイヘッダによる大気への拡散抑制と同様）		
	大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲による使用済燃料ピットまたは原子炉周辺建屋(貯蔵槽内燃料体等）への放水	No.１１、１２にて整備する。（大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲による使用済燃料ピットへの放水、大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲による大気への拡散抑制と同様）		
	大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲による格納容器およびアニュラス部への放水	No.１２にて整備する。		

※１：有効性評価の重要事故シーケンスに係る対応手段

表－２０　重大事故等対策における操作の成立性（６／９）

操作手順No.	対応手段	要員	要員数	想定時間
１４	空冷式非常用発電装置による代替電源（交流）からの給電※1	運転員等（中央制御室、現場）	3	20 分
	号機間電力融通恒設ケーブル（３号～４号）を使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電	運転員等（中央制御室、現場）	2	75 分
		緊急安全対策要員	2	
	電源車による代替電源（交流）からの給電	運転員等（中央制御室、現場）	3	70 分
		緊急安全対策要員	4	
	号機間電力融通予備ケーブル（３号～４号）を使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電	運転員等（中央制御室、現場）	2	2.4 時間
		緊急安全対策要員	6	
	蓄電池（安全防護系用）による代替電源（直流）からの給電	運転員等（中央制御室、現場）	2	20 分
	蓄電池（３系統目）による代替電源（直流）からの給電	運転員等（中央制御室、現場）	2	15 分
	可搬式整流器による代替電源（直流）からの給電	運転員等（現場）	1	2 時間
		緊急安全対策要員	2	
	代替所内電気設備による交流および直流の給電（空冷式非常用発電装置）	運転員等（中央制御室、現場）	2	4 時間
		緊急安全対策要員	2	
	空冷式非常用発電装置への燃料（重油）補給※1	緊急安全対策要員	2	2.3 時間
	電源車への燃料（重油）補給	緊急安全対策要員	2	2.3 時間
	ディーゼル発電機への燃料（重油）補給	緊急安全対策要員	2	100 分

※１：有効性評価の重要事故シーケンスに係る対応手段

表－２０　重大事故等対策における操作の成立性（７／９）

操作手順No.	対応手段	要員	要員数	想定時間
１５	可搬型計測器によるパラメータ計測または監視※1	緊急安全対策要員	2	35分
１６	中央制御室空調装置の運転手順（全交流動力電源が喪失した場合）※1	運転員等（中央制御室）	1	70分
		緊急安全対策要員	2	
	アニュラス空気浄化設備の運転手順等 全交流動力電源または常設直流電源が喪失した場合の操作手順 窒素ボンベ（代替制御用空気供給用）によるアニュラス空気浄化設備の運転※1	No.１０にて整備する。 （水素排出（アニュラス空気浄化設備）全交流動力電源または常設直流電源が喪失した場合の操作手順 窒素ボンベ（代替制御用空気供給用）によるアニュラス空気浄化設備の運転と同様）		
	アニュラス空気浄化設備の運転手順等 全交流動力電源または常設直流電源が喪失した場合の操作手順 可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）によるアニュラス空気浄化設備の運転	No.１０にて整備する。 （水素排出（アニュラス空気浄化設備）全交流動力電源または常設直流電源が喪失した場合の操作手順 可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）によるアニュラス空気浄化設備の運転と同様）		

※１：有効性評価の重要事故シーケンスに係る対応手段

表－２０　重大事故等対策における操作の成立性（８／９）

操作手順No.	対応手段	要員	要員数	想定時間
１７	可搬式モニタリングポストによる放射線量の代替測定	緊急安全対策要員	4	3.5 時間
	可搬式モニタリングポストによる原子炉格納施設を囲む 8 方位の放射線量の測定	緊急安全対策要員	4	2.3 時間※1
	可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定	緊急安全対策要員	2	75 分
	移動式放射能測定装置（モニタ車）による空気中の放射性物質の濃度の測定	緊急安全対策要員	2	75 分
	可搬型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定	緊急安全対策要員	2	95 分
	可搬型放射線計測装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定	緊急安全対策要員	2	60 分
	海上モニタリング測定	緊急安全対策要員	4	2 時間※2
	モニタリングステーション、モニタリングポストおよび可搬式モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	緊急安全対策要員	2	3 時間
	可搬式気象観測装置による気象観測項目の代替測定	緊急安全対策要員	6	2 時間

※１：可搬式モニタリングポストによる代替測定でカバーできない 4 方位に設置した場合に想定される作業時間。

※２：小型船舶が海面に着水するまでの時間を記載した。その後の一連の作業（1 箇所あたり）の所要時間は、約 100 分

表－２０　重大事故等対策における操作の成立性（９／９）

操作手順No.	対応手段	要員	要員数	想定時間
１８	緊急時対策所可搬型空気浄化装置運転手順	緊急安全対策要員	1	34分
	空気供給装置による空気供給準備手順	緊急安全対策要員	1	55分
	緊急時対策所内可搬型エリアモニタおよび緊急時対策所外可搬型エリアモニタ設置手順	緊急安全対策要員	2	47分
	空気供給装置への切替準備手順	緊急時対策本部要員	2	4分
	空気供給装置への切替手順	緊急時対策本部要員	2	2分
	緊急時対策所可搬型空気浄化装置への切替手順	緊急時対策本部要員	2	2分
	緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替手順	緊急時対策本部要員	1	4分
	電源車（緊急時対策所用）準備手順	緊急安全対策要員	2	24分
	電源車（緊急時対策所用）起動手順	緊急時対策本部要員	1	5分
		緊急安全対策要員	1	
	電源車（緊急時対策所用）の切替手順	緊急時対策本部要員	1	6分
	電源車（緊急時対策所用）燃料タンクへの燃料給油手順	緊急安全対策要員	3	2.3時間
１９	（成立性が要求される対応手段なし）	―	―	―

２．大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項

⑴ 社長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備にあたって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。

⑵ 安全・防災室長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の２．１項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。

また、各課（室）長は、計画に基づき、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。

⑶ 各課（室）長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の２．２項に示す手順を整備し、２．１⑴の要員にこの手順を遵守させる。

⑷ 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の２．１項を含む計画を策定するとともに、計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。

２．１　体制の整備、教育訓練の実施および資機材の配備

安全・防災室長および原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、大規模損壊発生時の体制について、以下に示すとおり、組織が最も有効に機能すると考えられる通常の緊急時対策本部の体制を基本としつつ、通常とは異なる対応が必要となる状況においても流動性を持って対応できることなどを社内標準に定め、体制を確立する。

また、重大事故等を超えるような状況を想定した大規模損壊発生時の対応手順にしたがって活動を行うことを前提とし、中央制御室が機能喪失するような通常とは異なる体制で活動しなければならない場合にも対応できるよう教育訓練を実施し、体制を確立する。

⑴ 体制の整備

原子力防災管理者は、原子炉施設において、大規模損壊のような原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に、事故原因の除去ならびに原子力災害の拡大防止および緩和その他の必要な活動を迅速かつ円滑に実施するため、第１２６条に定める通常の原子力防災組織の体制を基本とする原子力防災組織を設置し、「添付３　１．１ 体制の整備、教育訓練の実施および資機材の配備 ⑴体制の整備」と同様に、発電所に自らを本部長とする緊急時対策本部の体制を整え対処する。また、事故対処に必要な場合には、社内標準に定めた手順に限定することなく、事故収束に必要な措置を講じる。

特重施設要員は、ＡＰＣ等による大規模損壊発生時において、原子炉毎の指揮者と連携し、[redacted]から特重施設を構成する設備を用いた対応を行う。

時間外、休日（夜間）においても発電所内に第１３条（運転員等の確保）に定める要員を確保し、大規模損壊の発生により中央制御室（運転員（当直員）を含む。）

が機能しない場合においても、対応できるよう体制を確立する。
なお、上記とは別に１号炉および２号炉の対応を行う１号炉および２号炉の運転員４名を確保する。
さらに、発電所構内に常時確保する対応要員により当面の間は事故対応を行えるよう体制を整える。

ア　大規模損壊発生時の要員確保および通常とは異なる指揮命令系統の確立についての基本的な考え方

以下の基本的な考え方に基づき、通常の原子力防災体制での指揮命令系統が機能しない状況においても、対応要員を確保するとともに指揮命令系統を確立する。

(ｱ)時間外、休日（夜間）における副原子力防災管理者を含む常駐者は、大規模損壊発生時にも対応できるよう、分散して待機する。また、建物の損壊等により対応要員が被災するような状況においても、構内に勤務している他の要員を発電所対策本部での役務に割り当てる等の措置を講じる。

(ｲ) プルーム放出時およびフィルタベント開始前には、最低限必要な要員は緊急時対策所にとどまり、プルーム通過後またはフィルタベントによる被ばくの影響が低下すれば、活動を再開する。その他の要員はＰＲ館等で屋内待機させるか発電所外へ一時避難し、その後の交替要員として発電所へ再度非常召集する。また、特重施設要員は、フィルタベント時およびプルーム放出時においても□□にとどまる。

(ｳ) 大規模損壊と同時に大規模な火災が発生している場合、発電所対策本部の火災対応の指揮命令系統の下、消火活動要員は消火活動を実施する。また、発電所対策本部長が、事故対応を実施および継続するために、放水砲等による泡消火の実施が必要と判断した場合は、重大事故等対策要員を火災対応の指揮命令系統の下で消火活動に従事させる。

イ　対応拠点

本部長を含む緊急時対策本部要員等が対応を行うにあたっての拠点は、緊急時対策所を基本とし、特重施設要員が対応を行うにあたっての拠点は□□とする。

また、緊急時対策所以外の代替可能なスペースも状況に応じて活用する。

ウ　支援体制の確立

(ｱ) 本店対策本部体制の確立

社長は、原子炉施設において大規模損壊が発生した場合の支援を実施するため、本店対策本部を設置する。

また、原子力災害と非常災害（一般災害）の複合災害発生時においては、状況に応じて両者を統合した原子力緊急時対策・非常災害対策統合本部（以下、「統合本部」という。）を設置する。

統合本部の本部長は原子力緊急時対策本部長とし、必要に応じて、原子力災害を除く災害対策の指揮を本部長が指名するものに代行させる。

(ｲ) 外部支援体制の確立

原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、「添付３　1.2(3)支援に係る事項」で定める支援に係る事項と同様に他の原子力事業者および原子力緊急事態支援組織へ応援要請し、技術的な支援が受けられる体制を確立する。

また、協力会社より現場作業や資機材輸送等に係る支援要員の派遣を要請できる体制、プラントメーカおよび建設会社による技術的支援を受けられる体制を確立する。

(2)要員への教育訓練の実施

各課（室）長は、「添付３　1.1(2)教育訓練の実施」に規定する重大事故等対策にて実施する教育訓練を基に、大規模損壊発生時における各要員の役割に応じた任務を遂行するにあたり必要となる力量の付与のための教育訓練および力量を維持向上するための教育訓練を計画的に実施する。

また、通常の指揮命令系統が機能しない場合を想定した指揮者等の個別の教育訓練を実施する。

さらに、要員の役割に応じて付与される力量に加え、流動性をもって対応できるような力量を確保していくことにより、期待する要員以外の要員でも対応できるよう教育訓練の充実を図るとともに、教育内容についても充実を図る。

ア 力量の付与のための教育訓練

(ｱ) 重大事故等対処設備を用いた大規模損壊対応

「添付３ 1.1(2)教育訓練の実施 ア 力量の付与のための教育訓練」と同じ。

(ｲ) 特重施設を構成する設備を用いたＡＰＣ等による大規模損壊発生時の対応

各課（室）長は、特重施設を構成する設備を設置もしくは改造する場合は、当該設備の運転上の制限が適用開始される日（使用前事業者検査終了日等）までに、当直課長、緊急時対策本部要員または特重施設要員を新たに認定する場合は、第１３条第２項および第４項の体制に入るまでに以下の教育訓練について、社内標準に基づき実施する。

ａ 各課（室）長は、表－２１から表－３１に記載した対応手段を実施するために必要とする手順について「エ ＡＰＣ等時の成立性の確認訓練等」の要素を考慮した教育訓練項目を定め、当直課長、緊急時対策本部要員および特重施設要員の役割に応じた教育訓練を実施する。

ｂ 安全・防災室長は、特重施設を構成する設備を設置または改造する場合は、当該設備の運転上の制限が適用開始される日（使用前事業者検査終了日等）までに、ＡＰＣ等時の成立性の確認訓練により、力量の付与方法の妥当性を確認する。

(ｳ) その他の大規模損壊対応

安全・防災室長および保全計画課長は、緊急時対策本部要員のうち全体指揮を行う全体指揮者および原子炉毎の指揮を行う指揮者（以下、「指揮者等」という。）または消火活動要員を新たに認定する場合は、第１３条第４項の体制に入るまでに、以下の教育訓練について、社内標準に基づき実施する。

ａ　消火活動要員

(a) 化学消防自動車から原子炉へ注水または原子炉格納容器へスプレイす

るための接続訓練

(b) 化学消防自動車から使用済燃料ピットへスプレイするための接続訓練

b　指揮者等

(a) 大規模損壊発生時に通常の指揮命令系統が機能しない場合等の事象を想定した教育訓練

(ｴ) 安全・防災室長および保全計画課長は、(ｳ)項に係る設備を設置または改造する場合、当該設備の使用を開始するまでに、技術的能力の確認訓練の要素を考慮した確認方法により、力量付与の妥当性を確認する。

イ　力量の維持向上のための教育訓練

所長室長は、力量の維持向上のための教育訓練の実施計画を作成する。

各課（室）長は、当直課長、緊急時対策本部要員、特重施設要員および消火活動要員に対し、大規模損壊発生時に対処するために必要な力量の維持向上を図るため、以下の教育訓練について、社内標準に基づき実施する。

なお、力量の維持向上のために有効と判断される新たな知見等が発生した場合には、以下の内容に限定せず、教育訓練を行う。

(ｱ) 重大事故等対処設備を用いた大規模損壊対応

「添付３ 1.1(2)教育訓練の実施 イ　力量の維持向上のための教育訓練」と同じ。

(ｲ) 特重施設を構成する設備を用いたＡＰＣ等による大規模損壊発生時の対応

a 各課（室）長は、当直課長、緊急時対策本部要員および特重施設要員に対して、表－２１から表－３１に記載した対応手段を実施するために必要とする手順を教育訓練項目と定め、要員の役割に応じた教育訓練を計画的に実施する。

(a)当直課長、緊急時対策本部要員および特重施設要員の役割に応じた教育訓練項目を年２回以上実施し、うち１回は机上による教育訓練とする。

(b)当直課長、緊急時対策本部要員および特重施設要員の役割に応じ実施する(a)項の教育訓練結果を評価し力量が維持されていることを確認する。

b 各課（室）長は、緊急時対策本部要員および特重施設要員に対して、以下の教育訓練を実施する。

(a) 緊急時対策本部要員および特重施設要員の役割に応じて、特重施設からの操作による原子炉施設の挙動に関する知識の向上を図り、原子炉格納容器の破損による放射性物質の異常な水準の放出を抑制するための迅速かつ円滑な対応を実施するために必要な知識についての教育訓練を年１回実施する。

(b) 要員の役割に応じて、ＡＰＣ等による大規模損壊が発生した場合に原子炉格納容器の破損による発電所外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制するための迅速かつ円滑な対応ができるよう、ＡＰＣ等による大規模損壊発生時における重大事故等の内容、基本的な対処方法等、定期的に知識ベースの理解向上に資する教育訓練を年１回実施する。

(c) 特重施設の対応を迅速に実施するために、必要に応じて事象進展による悪条件等（高線量下、夜間および悪天候（降雨、強風等）および照明機能低下等）を想定し、必要な防保護具等を使用した訓練も実施する。

(d) 特重施設の対応を迅速に実施するために、特重施設要員は、役割に応じて特重施設について熟知しておく必要があるため、現場を含めた教育訓練を行う。また、通常時に実施する項目を定めた手順書に基づき、設備の定期点検および運転に必要な操作を自らが行う。

(e) 特重施設の対応を迅速に実施するために、設備および事故時用の資機材等に関する情報ならびにマニュアルが即時に利用できるよう、普段から保守点検活動等を通じて準備する。特重施設要員は、それらの情報およびマニュアルを用いて、事故時対応訓練を行うことで、設備資機材の保管場所、保管状態を把握し、取扱いの習熟を図るとともに、情報およびマニュアルの管理を実施する。

(ｳ) その他の大規模損壊対応

ａ 消火活動要員

安全・防災室長および保全計画課長は、消火活動要員に対する以下の操作の教育訓練が、年１回以上実施されていることを確認する。

(a) 化学消防自動車から原子炉へ注水または原子炉格納容器へスプレイするための接続訓練

(b) 化学消防自動車から使用済燃料ピットへスプレイするための接続訓練

ｂ 指揮者等

安全・防災室長は、緊急時対策本部の指揮者等を対象に、大規模損壊発生時に通常の指揮命令系統が機能しない場合等の事象を想定した教育訓練を、年１回以上実施する。

ウ　技術的能力の確認訓練

安全・防災室長および保全計画課長は、技術的能力を満足することを確認するための訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。

安全・防災室長および保全計画課長は、指揮者等、特重施設要員および消火活動要員に対し、大規模損壊発生時に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することを確認するための以下の訓練について、社内標準に基づき実施する。

(ｱ) 大規模損壊発生時のプラント状況の把握、情報収集、的確な対応操作の選択ならびに指揮者等、特重施設要員および消火活動要員との連携を含めた実効性等を確認するため、イ項(ｳ)ａ（ａ）または（ｂ）のいずれかの操作およびイ項(ｲ)ａを踏まえた総合的な訓練について、任意の指揮者等、特重施設要員および消火活動要員を対象※に年１回以上実施する。

※　毎年特定の者に偏らないように配慮する。

エ　ＡＰＣ等時の成立性の確認訓練等

安全・防災室長は、ＡＰＣ等時の成立性の確認訓練等の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。

安全・防災室長および発電室長は、当直課長、緊急時対策本部要員および特重

施設要員に対し、以下の成立性の確認訓練を社内標準に基づき実施する。

(ｱ) 成立性の確認訓練を以下のａ項、ｂ項に定める頻度、内容で計画的に実施する。

ａ 技術的能力の成立性確認

(a) 表－２１から表－３１に記載した対応手段を実施するために必要とする手順について、当直課長、緊急時対策本部要員および特重施設要員を対象に年１回以上実施する。

なお、当該の成立性の確認については、ア項(ｲ) ａまたはイ項(ｲ) ａと兼ねて実施する。

(b) 成立性の確認の評価方法

表－２１から表－３１に記載した対応手段について、役割に応じて求められる作業等ができることの確認事項を社内標準に定め、満足することを評価する。

ｂ ＡＰＣ等時の成立性の確認訓練

(a) ＡＰＣ等による大規模損壊発生時における「効果の評価」を行った事故シナリオ（以下、「ＡＰＣ等時の事故シナリオ」という。）について、任意の特重施設要員※を対象に年１回以上実施する。

※ 毎年特定の者に偏らないように配慮する。

(b) 成立性の確認の評価方法

ＡＰＣ等時の事故シナリオの解析条件のうち操作条件等を評価のポイントとして社内標準に定め、手順書に従い、操作条件を満足するよう確実な対応ができることを評価する。

(ｲ) 成立性の確認訓練結果を踏まえた措置

ａ 技術的能力の成立性確認の場合

成立性の確認により、役割に応じた必要な力量（以下(ｲ)において「力量」という。）を確保できていないと判断した場合は、速やかに以下の措置を講じる。

(a) 所長および原子炉主任技術者に報告するとともに、その原因を分析、評価し、改善等、必要な措置を講じる。

(b) 力量を確保できていないと判断された者に対して、必要な措置の結果を踏まえ、力量が確保できていないと判断された個別の操作および作業を対象に、力量の維持向上訓練を実施した後、役割に応じた要員により成立性の確認訓練を実施し、力量が確保できていることを確認し、所長および原子炉主任技術者に報告する。

ｂ ＡＰＣ等時の成立性の確認訓練の場合

成立性の確認により、力量を確保できていないと判断した場合は、速やかに以下の措置を講じる。

(a) 所長および原子炉主任技術者に報告するとともに、その原因を分析、評価し、改善等、必要な措置を講じる。

(b) 成立性の確認を任意の者が代表して実施する場合、力量を確保できていないと判断された者と同じ役割の者に対して、必要な措置の結果を踏まえ、力量が確保できていないと判断された個別の操作および作業を対象に、役

割に応じた成立性の確認訓練を実施し、力量が確保できていることを確認し、所長および原子炉主任技術者に報告する。

(c) (b)項の措置により、力量が確保できる見込みが立たないと判断した場合は、所長および原子炉主任技術者に報告する。

(d) 力量を確保できていないと判断された者については、必要により、改めて原因を分析、評価し、改善等の必要な措置を講じ、力量の維持向上訓練を実施した後、ＡＰＣ等時の成立性の確認訓練を実施し、力量が確保できていることを確認する。

(e) (d)項の措置により、力量が確保できていると判断した場合は、所長および原子炉主任技術者に報告する。

(3) 設備および資機材の配備

ア　大規模損壊発生時の対応に必要な設備の配備および当該設備の防護の基本的な考え方

各課（室）長は、可搬型重大事故等対処設備について、重大事故等対策で配備する設備の基本的な考え方を基に、同等の機能を有する設計基準事故対処設備および常設重大事故等対処設備と同時に機能喪失することのないよう外部事象の影響を受けにくい場所に保管する。

また、大規模損壊の共通要因で、同時に複数の可搬型重大事故等対処設備が機能喪失しないように配慮する。

(ｱ) 可搬型重大事故等対処設備は、大規模な自然災害のうち地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化および揺すり込みによる不等沈下、地盤支持力の不足および地下構造物の損壊等の影響を受けない位置に保管する。また、大規模な自然災害のうち津波に対して、裕度を有する高台に保管するとともに、竜巻により同時に機能喪失させないよう、位置的分散を図り複数箇所に保管する。

(ｲ) 屋外の可搬型重大事故等対処設備は、ＡＰＣ等による大規模損壊発生時に常設重大事故等対処設備および設計基準事故対処設備と同時に機能喪失させないよう、原子炉周辺建屋および制御建屋から 100m以上離隔をとって当該建屋と同時に影響を受けない場所に分散して配備する。

(ｳ) 可搬型重大事故等対処設備同士の距離を十分に離して複数箇所に分散して保管するとともに、常設設備への接続口、アクセスルートを複数設ける。また、速やかに消火およびガレキ撤去できる資機材を当該事象による影響を受けにくい場所に保管する。

イ　大規模損壊に備えた資機材の配備に関する基本的な考え方

各課（室）長は、大規模損壊発生時の対応に必要な資機材について、重大事故等対策で配備する資機材の基本的な考え方を基に、高線量の環境、大規模な火災の発生および外部支援が受けられない状況を想定し配備する。

また、そのような状況においても使用を期待できるよう、原子炉周辺建屋および制御建屋から 100m 以上離隔をとった場所に分散して配備する。

(ｱ) 全交流動力電源喪失が発生する環境で対応するために必要な照明機能を有する資機材を配備する。

(ｲ) 地震および津波の大規模な自然災害による変圧器火災または故意による大型航空機の衝突による大規模な航空機燃料火災の発生時において、必要な消火活動を実施するために着用する防護具、消火剤等の資機材および消火設備を配備する。

(ｳ) 炉心損傷および原子炉格納容器破損による高線量の環境下において事故対応するために着用するマスク、高線量対応防護服および個人線量計等の必要な資機材を配備する。

(ｴ) 化学薬品等が流出した場合に事故対応するために着用するマスク、長靴等の資機材を配備する。

(ｵ) 大規模損壊の発生時において、外部支援が受けられない場合も事故対応を行うための防護具、線量計、食料等の資機材を確保する。

(ｶ) 大規模損壊の発生時において、指揮者と現場間、発電所外等との連絡に必要な通信手段を確保するため、多様な通信手段を複数整備する。 また、通常の通信手段が使用不能な場合を想定した通信連絡手段として、携行型通話装置、トランシーバー、衛星電話（携帯）および統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備等を配備するとともに、消火活動専用の通信設備としてトランシーバー、衛星電話（携帯）を配備する。

２．２　手順書の整備

各課（室）長（当直課長および当直長を除く。）は、大規模損壊発生時の手順書を整備するにあたっては、大規模損壊を発生させる可能性のある外部事象として、大規模な自然災害およびＡＰＣ等を想定する。

(1) 大規模な自然災害については、以下を考慮する。

ア　重大事故または大規模損壊等が発生する可能性

イ　確率論的リスク評価の結果に基づく事故シーケンスグループの選定にて抽出しなかった地震および津波特有の事象として発生する事故シーケンスへの対応

ウ　発生確率や地理的な理由により発生する可能性が極めて低いため抽出していない外部事象に対する緩和措置

(2) ＡＰＣ等による大規模損壊発生時については、大規模損壊および大規模な火災が発生することを前提とする。

(3) 大規模損壊を発生させる可能性のある自然災害への対応における考慮

各課（室）長は、原子炉施設の安全性に影響を与える可能性のある自然災害のうち、事前予測が可能な豪雪（降雪）、暴風（台風）、竜巻、火山(降灰）、凍結および森林火災については、影響を低減するための必要な安全措置を社内標準に定める。

(4) ＡＰＣ等による大規模損壊発生時の対応における考慮

ア　各課（室）長は、ＡＰＣ等による大規模損壊発生時の対応手順書を整備するにあたっては、施設の広範囲にわたる損壊、不特定多数の機器の機能喪失および大規模な火災が発生して原子炉施設に大きな影響を与えることを想定し、その上で流用性を持たせた柔軟で多様性のある対応ができるよう社内標準に定める。

イ　各課（室）長は、大規模損壊時に対応する手順の整備にあたっては、大規模損壊の発生によって、多量の放射性物質が環境中に放出されるような万一の事態に至る場合にも対応できるよう、原子炉施設において使える可能性のある設備、資

機材および要員を最大限に活用した柔軟で多様性のある手段を社内標準に定める。

ウ　安全・防災室長は、中央制御室および緊急時対策所が機能喪失する過酷な状態において、原子炉施設の状態の把握および原子炉補助建屋等へのＡＰＣ等による大規模損壊発生時の適切な判断を行うため、必要な情報が速やかに得られるように情報の種類および入手方法を整理するとともに、判断基準を明確にし、社内標準に定める。

エ　安全・防災室長は、原子炉格納容器の破損を防ぐために、最優先すべき操作等を迷うことなく判断し実施できるよう、以下の判断基準をあらかじめ社内標準に定める。

(ｱ) 特重施設の使用における原子炉格納容器の破損を防止するために必要な各操作の手順着手の判断基準

(ｲ) 原子炉格納容器の破損を防止するためにフィルタベントを実施する必要がある場合において、迷わずフィルタベントを用いる判断基準

(5) 大規模損壊発生時の対応手順書の整備およびその対応操作

各課（室）長は、大規模損壊発生時に、可搬型設備等による対応の手順書を整備するにあたっては、可搬型重大事故等対処設備による対応を中心とした、多様性および的確かつ状況に応じた柔軟性を有するものとして、重大事故等対策において整備する手順等に対して更なる多様性を持たせたものとする。この手順書の内容の詳細は、「ウ　大規模損壊発生時に可搬型設備等による対応を行うために必要な手順書」に規定する。

各課（室）長は、ＡＰＣ等による大規模損壊発生時の対応の手順書を整備する。この手順書の内容の詳細は、「エ　ＡＰＣ等による大規模損壊発生時における特重施設による対応を行うために必要な手順書」に規定する。

安全・防災室長は、原子炉施設の損壊状況等の把握を迅速に試みるとともに断片的に得られる情報、確保できる要員および使用可能な設備により、原子炉格納容器の破損防止または緩和、ならびに放射性物質の放出低減等のために効果的な対応操作を速やかに、かつ、臨機応変に選択および実行するため、施設の被害状況を把握するための手段および各対応操作の実行判断を行うための手段を定める。

安全・防災室長は、発電所内の実施組織とその支援組織が連携し、事故の進展状況に応じて実効的に対応を実施するため、以下を社内標準に定める。

ａ 安全・防災室長は、発電所対策本部が使用する手順書に、体制、通報および緊急時対策本部内の連携等について明確に定める。

ｂ 安全・防災室長は、特重施設要員が使用する手順書に、事故の進展状況に応じて構成を明確化し、手順書相互間を的確に移行できるよう、移行基準を明確に定める。

ア　大規模損壊発生時の対応手順書の適用条件と判断フロー

安全・防災室長は、原子炉施設の状況把握が困難な場合および状況把握がある程度可能な場合を想定し、状況に応じた対応が可能となるよう判断フローを定め

る。

また、手順書を有効、かつ、効果的に活用するため、適用開始条件を明確化するとともに、緩和操作を選択するための判断フローを明記することにより必要な個別対応手段への移行基準を定める。

(ｱ) 大規模損壊発生の判断および対応要否の判断基準

当直課長または原子力防災管理者は、大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突について、緊急地震速報、大津波警報等または衝撃音、衝突音等により検知した場合、中央制御室の状況、プラント状態の大まかな確認および把握を行うとともに、大規模損壊発生（または発生が疑われる場合）の判断を行う。また、以下の適用開始条件に該当すると判断すれば、大規模損壊時に対応する手順に基づき事故の進展防止および影響を緩和するための活動を開始する。

【適用開始条件】

ａ　大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突等により原子炉施設が以下のいずれかの状態となった場合

(a)　プラント監視機能または制御機能が喪失（中央制御室の喪失を含む。）

(b)　使用済燃料ピットが損傷し漏えいが発生

(c)　炉心冷却機能および放射性物質閉じ込め機能に影響を与える可能性があるような大規模な損壊が発生

(d)　大型航空機の衝突による大規模な火災が発生

ｂ　当直課長が重大事故等発生時に期待する安全機能が喪失し、事故の進展防止および影響緩和が必要と判断した場合

ｃ　原子力防災管理者が大規模損壊時に対応する手順を活用した支援が必要と判断した場合

(ｲ) 緩和操作を選択するための判断フロー

発電所対策本部長は、大規模損壊時に対応する手順による対応を判断後、原子炉施設の被害状況を把握するための手段を用いて施設の損壊状況およびプラントの状態等を把握し、各対応操作の実行判断を行うための手段に基づいて、事象進展に応じた対応操作を選定する。なお、ＡＰＣ等による大規模損壊が発生した場合は、原則、「エ　ＡＰＣ等による大規模損壊発生時における特重施設による対応を行うために必要な手順書」による対応を実施する。

緩和操作を選択するための判断フローは、中央制御室のプラント監視機能または制御機能の喪失により状況把握が困難な場合には、外からの目視による確認または可搬型計測器による優先順位にしたがった建屋内部の状況確認を順次行い、必要の都度緩和措置を行う。

中央制御室または緊急時対策所での監視機能の一部が健全であり、速やかな安全機能等の状況把握が可能な場合には、建屋内部の状況から全体を速やかに把握し、優先順位を付けて喪失した機能を回復または代替させる等により緩和措置を行う。また、適切な個別操作を速やかに選択できるように、当該フローに個別操作への移行基準を定める。

大規模損壊発生時に、可搬型設備等による対応を行うための個別対応手段において、発電所対策本部長が特重施設による影響緩和が有効と判断した場合は、発電所対策本部長の指揮のもと、特重施設要員が特重施設の機能を用いた対応を行う。

なお、個別操作を実行するために必要な重大事故等対処設備または設計基準事故対処設備の使用可否については、大規模損壊時に対応する手順に基づく当該設備の状況確認を実施することにより判断する。

イ　優先順位に係る基本的な考え方

発電所対策本部長は、環境への放射性物質の放出低減を最優先に考え、炉心損傷の潜在的可能性を最小限にすること、炉心損傷を少しでも遅らせることに寄与できる初期活動を行うとともに、事故対応への影響を把握するため、火災の状況を確認する。また、対応要員および残存する資源等を基に有効、かつ、効果的な対応を選定し、事故を収束させる対応を行う。

また、大規模損壊発生時は、原子炉補助建屋等は何らかの損傷を受けている可能性が高いことから、より健全性が高いと考えられる特重施設による対応を可搬型設備等による対応に優先して選択する。

また、設計基準事故対処設備の安全機能の喪失、大規模な火災の発生および運転員（当直員）を含む重大事故等対策要員等が被災した場合も対応できるようにするとともに、可搬型重大事故等対処設備等を活用することにより、「大規模な火災が発生した場合における消火活動」、「炉心の著しい損傷緩和」、「原子炉格納容器の破損緩和」、「使用済燃料貯蔵槽の水位確保および燃料体の著しい損傷緩和」および「放射性物質の放出低減」の緩和等の措置について、人命救助を行うとともに要員の安全を確保しつつ並行して行う。

さらに、環境への放射性物質の放出低減を最優先とする観点から、事故対応を行うためのアクセスルートの確保、操作場所に支障となる火災および延焼することにより被害の拡大に繋がる可能性のある火災の消火活動を優先的に実施する。

原子力防災管理者は、非常召集した各要員から原子炉施設の被災状況に関する情報を収集し、大まかな状況の確認および把握（火災の発生有無、建屋の損壊状況等）を行う。当直課長または原子力防災管理者が原子炉施設の被害状況を把握するための手段を用いた状況把握が必要と判断すれば、大規模損壊時に対応する手順に基づく対応を開始する。

対応の優先順位については、把握した対応可能要員数、使用可能設備および施設の状態に応じて選定する。

(ｱ) 原子炉施設の状況把握が困難な場合

プラント監視機能が喪失し、原子炉施設の状況把握が困難な場合においては、外観より施設の状況を把握するとともに、対応が可能な要員の状況を可能な範囲で把握し、原子炉格納容器およびアニュラス部または使用済燃料ピットから環境への放射性物質の放出低減を最優先に考え、大規模な火災の発生に対しても迅速に対応する。また、監視機能を復旧させるため、代替電源による給電により、監視機能の復旧措置を試みるとともに、可搬型計測器等を用いて可能な

限り継続的に状態把握に努める。

外観より原子炉格納容器およびアニュラス部または原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）の破損が確認され周辺の線量率が上昇している場合は放射性物質の放出低減処置を行う。

外観より原子炉格納容器およびアニュラス部が健全であることや周辺の線量率が正常であることが確認できた場合は、原子炉格納容器破損の緩和処置を優先して実施し、炉心が損傷していないこと等を確認できた場合には、炉心損傷緩和の処置を実施する。

使用済燃料ピットへの対応については、外観より原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）が健全であることや周辺の線量率が正常であることが確認できた場合は、建屋内部にて可能な限り代替水位計の設置等の措置を行うとともに、常設設備または可搬型設備による注水を行う。また、水位の維持が不可能または不明と判断した場合は建屋内部または外部からのスプレイを行う。

(ｲ) 原子炉施設の状況把握がある程度可能な場合

プラント監視機能が健全である場合には、運転員（当直員）等により原子炉施設の状況を速やかに把握し、判断フローに基づいて「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」機能の確保を基本とし、状況把握が困難な場合と同様に、環境への放射性物質の放出低減を目的に、優先的に実施すべき対応操作とその実効性を総合的に判断し、必要な緩和処置を実施する。

なお、部分的にしかパラメータ等を確認できない場合は、可搬型計測器等により確認を試みる。

各対策の実施にあたっては、重大事故等対策におけるアクセスルート確保の考え方を基本に、被害状況を確認し、早急に復旧可能なルートを選定し、ブルドーザを用いて法面崩壊による土砂、建屋の損壊によるガレキ等の撤去活動を実施することでアクセスルートの確保を行う。また、事故対応の支障となるアクセスルートおよび操作の支障となる火災ならびに延焼することにより被害の拡大に繋がる可能性のある火災の消火活動を優先的に実施する。

ウ　大規模損壊発生時に可搬型設備等による対応を行うために必要な手順書

各課（室）長は、大規模損壊発生時における可搬型設備等による対応の手順書を整備するにあたっては、重大事故等対策で整備する設備を活用した手順等に加えて、特重施設を用いた手順等、事象進展の抑制および緩和に資するための多様性を持たせた手順等、共通要因で同時に機能喪失することのない可搬型重大事故等対処設備を用いた手順、中央制御室でのプラント監視機能または制御機能が喪失した場合も対応できるよう現場にてプラントパラメータを監視するための手順、重大事故等対策と異なる判断基準により事故対応を行うための手順および現場にて直接機器を動作させるための手順等を定める。

安全・防災室長は、大規模な自然災害による大規模損壊が発生した場合は、特重施設の使用可否を発電所対策本部で把握するために、特重施設要員が一部の特重施設の被害状況を確認することを社内標準に定める。

(ｱ) ５つの活動または緩和対策を行うための手順書

ａ　大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する手順等

各課（室）長は、故意による大型航空機の衝突による大規模な航空機燃料火災を想定し、放水砲等を用いた泡消火についての手順書を定める。

また、地震および津波のような大規模な自然災害によって施設内の変圧器火災の大規模な火災が発生した場合においても、同様な対応が可能なように多様な消火手段を定める。

手順書については、以下の(ｼ)項に該当する手順等を含むものとする。

大規模な火災が発生した場合における対応手段の優先順位は、放水砲等を用いた泡消火について速やかに準備するとともに、早期に準備が可能な化学消防自動車および小型動力ポンプ付水槽車、または化学消防自動車、小型動力ポンプ付水槽車および中型放水銃、あるいは送水車（消火用）および中型放水銃による、泡消火ならびに延焼防止のための消火を実施する。

重大事故等対策要員による消火活動を行う場合は、事故対応とは独立した通信手段を用いるために、別のトランシーバーの回線を使用することとし、発電所対策本部との連絡については、衛星電話（携帯）を使用して、発電所対策本部長の指揮により対応を行う。

b　炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順等

各課（室）長は、炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順書について、以下の(ｲ)項から(ｶ)項、(ｽ)項および(ｾ)項に該当する手順等を含むものとして定める。

なお、炉心の著しい損傷を緩和するための対策が必要な場合における対応手段は以下のとおりである。

(a)　原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時は、蒸気発生器２次側による炉心冷却および減圧を行う。蒸気発生器の除熱機能が喪失している場合は１次冷却系のフィードアンドブリード（特重施設を用いた手段を含む）を行う。

(b)　原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時において１次冷却材喪失事象が発生している場合は、多様な炉心注水手段から早期に準備可能な常設設備（特重施設を含む）、可搬型設備により炉心を冷却する。また、１次冷却材喪失事象が発生していない場合は蒸気発生器２次側による炉心冷却を行う。

(c)　最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合は、蒸気発生器２次側による炉心冷却および格納容器内自然対流冷却により最終ヒートシンクへ熱を輸送する。

(d)　原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合は、格納容器内自然対流冷却には大容量ポンプを使用するため準備に時間がかかることから、多様な格納容器スプレイ手段から早期に準備可能な常設設備（特重施設を含む）、可搬型設備により原子炉格納容器内の圧力および温度を低下させる。

c　原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関する手順等

各課（室）長は、原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関する手順書について、以下の(ｳ)項から(ｺ)項、(ｽ)項および(ｾ)項に該当する手順等を含むものとして定める。なお、原子炉格納容器の破損を緩和するための対策が必要な場合における対応手段は以下のとおりである。

(a)　原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時は、蒸気発生器２次側による炉心冷

却および減圧を行う。蒸気発生器の除熱機能が喪失している場合は１次冷却系のフィードアンドブリード（特重施設を用いた手段を含む）を行う。また、１次冷却系を減圧する手段により、高圧溶融物放出および納容器内雰囲気直接加熱による原子炉格納容器破損を防止する。

(b)　炉心が溶融し溶融デブリが原子炉容器内に残存した場合は、原子炉格納容器の破損を緩和するため、多様な格納容器スプレイ手段から早期に準備可能な常設設備（特重施設を含む）、可搬型設備により原子炉格納容器に注水し、原子炉容器内の残存デブリを冷却する。

(c)　最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合は、蒸気発生器２次側による炉心冷却および格納容器内自然対流冷却により最終ヒートシンクへ熱を輸送する。

(d)　原子炉格納容器内の冷却または破損を緩和するため、格納容器内自然対流冷却、多様な格納容器スプレイ手段から早期に準備可能な常設設備（特重施設を含む）、可搬型設備により原子炉格納容器の圧力および温度を低下させる。また、原子炉格納容器の破損防止対策が必要な状態となれば、特重施設による対応により原子炉格納容器の圧力を低下させる。

(e)　溶融炉心・コンクリート相互作用（ＭＣＣＩ）の抑制および溶融炉心が拡がり原子炉格納容器バウンダリへの接触を防止するため、多様な格納容器スプレイ手段から早期に準備可能な常設設備（特重施設を含む）、可搬型設備により、溶融し原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却する。

　また、溶融炉心の原子炉格納容器の下部への落下を遅延または防止するため、多様な炉心注水手段から早期に準備可能な常設設備（特重施設を含む）、可搬型設備により炉心を冷却する。

(f)　さらに、原子炉格納容器内に水素が放出された場合においても水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要な水素濃度低減および水素濃度監視を実施し、水素が原子炉格納容器から原子炉格納容器周囲のアニュラスに漏えいした場合にも、水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するため、アニュラス内の水素排出および水素濃度監視を実施する。

ｄ　使用済燃料貯蔵槽を確保するための対策および燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順等

　各課（室）長は、使用済燃料ピットの水位を確保するための対策および燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順書について、以下の(ｻ)項および(ｽ)項に該当する手順等を含むものとして定める。

　使用済燃料ピットの水位を確保するための対策および燃料体の著しい損傷を緩和するための対策が必要な場合における対応手段の優先順位は、外観より原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）が健全であることや周辺の線量率が正常であることが確認できた場合、建屋内部にて可能な限り代替の水位計の設置等の措置を行うとともに、早期に準備が可能な常設設備による注水を優先して実施し、常設設備による注水ができない場合は、可搬型設備による注水を行う。水位維持が不可能または不明と判断した場合は、建屋内部からのスプレイを実施する。また、使用済燃料ピットの近傍に立ち入ることができない場合は、建屋外部からのスプレイを実施し、原子炉周辺建屋（貯蔵槽

内燃料体等）の損壊または現場線量率の上昇により原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に近づけない場合は、放水砲により燃料体の著しい損傷の進行を緩和する対策を実施する。

ｅ　放射性物質の放出を低減するための対策に関する手順等

各課（室）長は、炉心の著しい損傷および原子炉格納容器およびアニュラス部の破損または貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、放射性物質の放出を低減するための対策に関する手順書について、以下の(ｻ)項および(ｼ)項に該当する手順等を含むものとして定める。

放射性物質の放出を低減するための対策が必要な場合における対応手順は、原子炉格納容器の閉じ込め機能が喪失した場合、格納容器スプレイが実施可能であれば、早期に準備が可能な常設設備（特重施設を含む）、可搬型設備によるスプレイを実施する。また、原子炉格納容器の破損状況等により、放射性物質の異常な水準の放出の抑制が必要と判断されれば、特重施設による対応を実施する。

格納容器スプレイが使用不能な場合または放水砲による放水が必要と判断した場合は、放水砲による放射性物質の放出低減を実施する。

貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合は、建屋外部からのスプレイにより放射性物質の放出低減を実施し、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）の損壊または現場線量率の上昇により原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に近づけない場合は、放水砲による放射性物質の放出低減を実施する。

(ｲ)「2. 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」

各課（室）長は、重大事故等対策にて整備する表－２「原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」の手順に加えて、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態において、すべての蒸気発生器が除熱を期待できない場合に、フロントライン系の機能喪失に加えてサポート系の機能喪失を想定し、燃料取替用水ピット水をＢ充てんポンプ（自己冷却）により原子炉へ注水する操作と加圧器逃がし弁により原子炉格納容器内部へ１次冷却材を放出する操作を組み合わせた１次冷却系のフィードアンドブリードにより原子炉を冷却する手順を定める。

ａ　全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失により原子炉への注水機能が喪失した場合、空冷式非常用発電装置により受電したＢ充てんポンプ（自己冷却）により充てんラインを使用して燃料取替用水ピット水を原子炉へ注水する操作

ｂ　制御用空気喪失時において、加圧器逃がし弁の機能を回復させるため、窒素ボンベ（代替制御用空気供給用）および可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を空気配管に接続し、原子炉格納容器内部へ1次冷却材を放出する操作

ｃ　直流電源喪失時において、加圧器逃がし弁の開弁が必要である場合、加圧器逃がし弁の機能を回復させるため、可搬型バッテリ（加圧器逃がし弁用）により直流電源を供給し、原子炉格納容器内部へ1次冷却材を放出する操作

(ｳ)「3. 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」

各課（室）長は、重大事故等対策にて整備する表－３「原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」の手順に加えて、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態において、すべての蒸気発生器が除熱を期待できない場合、フロントライン系の機能喪失に加えてサポート系の機能喪失も想定し、燃料取替用水ピット水をＢ充てんポンプ（自己冷却）により原子炉へ注水する操作と加圧器逃がし弁による原子炉格納容器内部へ１次冷却材を放出する操作を組み合わせた１次冷却系のフィードアンドブリードにより原子炉を減圧する手順を定める。

ａ　制御用空気喪失時において、加圧器逃がし弁の機能を回復させるため、窒素ボンベ（代替制御用空気供給用）および可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を空気配管に接続し、原子炉格納容器内部へ１次冷却材を放出する操作

ｂ　直流電源喪失時において、加圧器逃がし弁の開弁が必要である場合、加圧器逃がし弁の機能を回復させるため、可搬型バッテリ（加圧器逃がし弁用）により直流電源を供給し、原子炉格納容器内部へ１次冷却材を放出する操作

ｃ　全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失により、原子炉への注水機能が喪失した場合、空冷式非常用発電装置により受電したＢ充てんポンプ（自己冷却）により燃料取替用水ピット水を原子炉へ注水する操作

(ｴ)「4.　原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」

各課（室）長は、重大事故等対策にて整備する表－４「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」の手順に加えて、以下の手順を定める。

ａ　原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態において、すべての炉心注水の手順が使用できない場合に、可搬式代替低圧注水ポンプと同じ接続口等を使用し、化学消防自動車から原子炉に注水する操作

(ｵ)「5.　最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」

各課（室）長は、重大事故等対策にて整備する表－５「最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」の手順を用いた手順等を定める。

(ｶ)「6.　原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」

各課（室）長は、重大事故等対策にて整備する表－６「原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」の手順に加えて、以下の手順を定める。

ａ　すべての格納容器スプレイの手順が使用できない場合に、可搬式代替低圧注水ポンプと同じ接続口等を使用し、化学消防自動車から原子炉格納容器へスプレイする操作

(ｷ)「7.　原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」

各課（室）長は、重大事故等対策にて整備する表－７「原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」の手順に加えて、以下の手順を定める。

ａ　すべての格納容器スプレイの手順が使用できない場合に、可搬式代替低圧注水ポンプと同じ接続口等を使用し、化学消防自動車から原子炉格納容器へスプレイする操作

(ｸ)「8.　原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」

各課（室）長は、重大事故等対策にて整備する表－８「原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」の手順に加えて、以下の手順を定める。

ａ　すべての格納容器スプレイおよび炉心注水の手順が使用できない場合に、可搬式代替低圧注水ポンプと同じ接続口等を使用し、化学消防自動車から原子炉格納容器へスプレイする操作および原子炉に注水する操作

(ｹ)「9. 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等」

各課（室）長は、重大事故等対策にて整備する表－９「水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等」の手順を用いた手順等を定める。

(ｺ)「10. 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等」

各課（室）長は、重大事故等対策にて整備する表－10「水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等」の手順を用いた手順等を定める。

(ｻ)「11.使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」

各課（室）長は、重大事故等対策にて整備する表－11「使用済燃料ピットの冷却等のための手順等」の手順に加えて、以下の手順を定める。

ａ　使用済燃料ピットから大量の水の漏えいが発生し、使用済燃料ピットへの注水による水位維持が不可能または不明と判断した場合で原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）の損壊または現場線量率の上昇により原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に近づけない場合は、送水車およびスプレイヘッダの運搬、設置および接続を行い、使用済燃料ピットへの建屋外部からスプレイを行う手順

ｂ　送水車による使用済燃料ピットへのスプレイ手順が使用できない場合に、化学消防自動車をスプレイヘッダに接続し、使用済燃料ピットへ建屋内部または外部からスプレイを行う手順

(ｼ)「12. 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」

各課（室）長は、重大事故等対策にて整備する表－12「発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」の手順に加えて、以下の手順を定める。

ａ　原子炉格納容器およびアニュラス部または原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）が破損している場合または破損が不明な場合に、周辺の線量率が上昇している場合は、代替格納容器スプレイにより原子炉格納容器へスプレイする操作

ｂ　すべての格納容器スプレイの手順が使用できない場合に、可搬式代替低圧注水ポンプと同じ接続口等を使用し、化学消防自動車から原子炉格納容器へスプレイする手順

(ｽ)「13. 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」

各課（室）長は、重大事故等対策にて整備する表－13「重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」の手順に加えて、以下の手順を定める。

ａ　大規模な火災や長期間にわたり大津波警報が発令されている状況等を考慮し、被災状況、場所により適切なルートで淡水（消火水バックアップタンク等）または海水の水源を確保する操作

(ｾ)「14. 電源の確保に関する手順等」

各課（室）長は、重大事故等対策にて整備する表－14「電源の確保に関する手順等」の手順を用いた手順等を定める。

エ　ＡＰＣ等による大規模損壊発生時における特重施設による対応を行うために必要な手順書

(ｱ) 特重施設における各手順の基本的考え方

また、社内標準作成の際は以下の事項を含め規定する。

b 発電所敷地内外の固定源に対して、有毒化学物質の確認、防液堤等の運用管理および防液堤等の施設管理の実施ならびに薬品タンクを収容している建屋において大型航空機の衝突が発生した場合の防護具の着用により、特重施設要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする手順および体制を社内標準に定める。

c 可動源に対して、特重施設要員が事故対策に必要な各種の操作を行うことができるよう立会人の随行、通信連絡手段による連絡、[redacted]の換気空調設備の隔離、防護具の着用および終息活動等の手順を社内標準に定める。

d 予期せぬ有毒ガスの発生においても、特重施設要員に対して配備した防護具を着用することならびに防護具のバックアップ体制を整備することにより、事故対策に必要な各種の操作を行うことができるよう手順および体制を社内標準に定める。

(6) 各課（室）長は、大規模損壊発生時の手順書を整備するにあたっては、中央制御室でのプラント監視機能または制御機能に期待できる可能性も十分に考えられることから、運転員が使用する手順書も並行して活用した事故対応も考慮した構成とする。
(7) 各課（室）長は、大規模損壊発生時の手順書を整備するにあたっては、同時に機能喪失することがないよう配備している可搬型重大事故等対処設備、常設重大事故等対処設備および設計基準事故対処設備のいずれかによって、炉心注水、電源確保、放射性物質拡散抑制等の各対策を実施できるよう構成する。
(8) 安全・防災室長は、大規模損壊発生時のプラント全体のアクセスルートの確保および被害状況の把握については、フィルタベント手動操作時の現場手動操作機構へのアクセスルートを含めて、発電所内の道路および通路ができる限り確保できるよう、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保するとともに、障害物を除去可能なブルドーザを保管し、それらを運転できる要員を確保する等、実効性のある運用管理を社内標準に定める。

２．３ 秘密情報の管理

特重施設に関する航空機等の特性等に係る情報（以下、「秘密情報」という。）に関連する業務においては、事前に秘密情報の取扱管理責任者を定めた上で、取扱者を限定し、適切に、管理・保持する。なお、特重施設に関するその他の関連情報についても、その秘匿性に応じて、適切に管理する。

２．４ 定期的な評価

(1) 各課（室）長は、２．１項から２．３項の活動の実施結果を取りまとめ、１年に１回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。
(2) 安全・防災室長は、(1)の評価結果を取りまとめ、１年に１回以上定期的に計画の評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。
(3) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、２．１項の実施内容を踏まえ、１年に１回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。

ＡＰＣ等による大規模損壊発生時における
特重施設による対応に必要な措置の運用手順

表－２１　特重施設の準備操作の手順
表－２２　原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作の手順
表－２３　炉内の溶融炉心の冷却の手順
表－２４　原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却の手順
表－２５　格納容器内の冷却・減圧・放射性物質低減の手順
表－２６　原子炉格納容器の過圧破損防止の手順
表－２７　緊急時制御室の居住性に関する手順
表－２８　電源設備の手順
表－２９　計装設備の手順
表－３０　通信連絡設備の手順
表－３１　原子炉格納容器を長期的に安定状態に維持するための手順

表－２１

操作手順 特重施設の準備操作の手順

表－２２

操作手順 原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作の手順

表－２３

操作手順 炉内の溶融炉心の冷却の手順

表－２４

操作手順 原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却の手順

表－２５

操作手順 格納容器内の冷却・減圧・放射性物質低減の手順

表－２６

操作手順 原子炉格納容器の過圧破損防止の手順

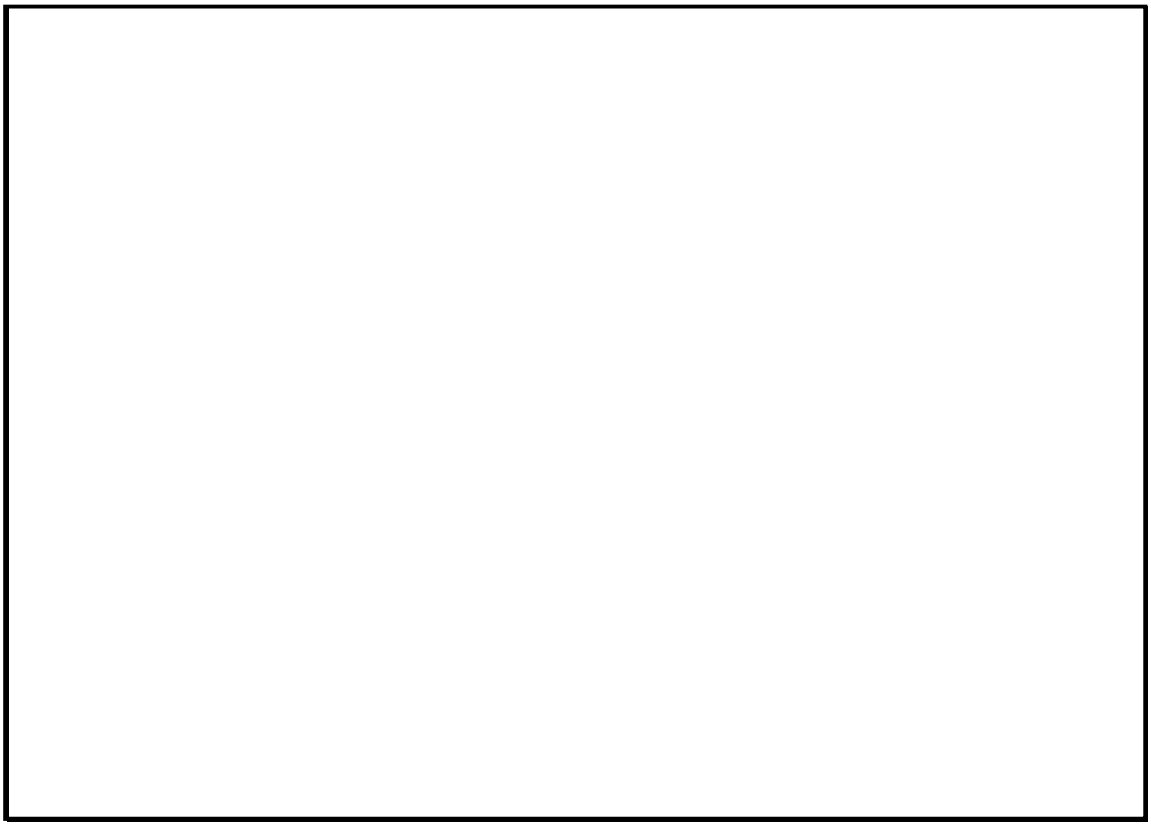

表－２７

操作手順 緊急時制御室の居住性に関する手順

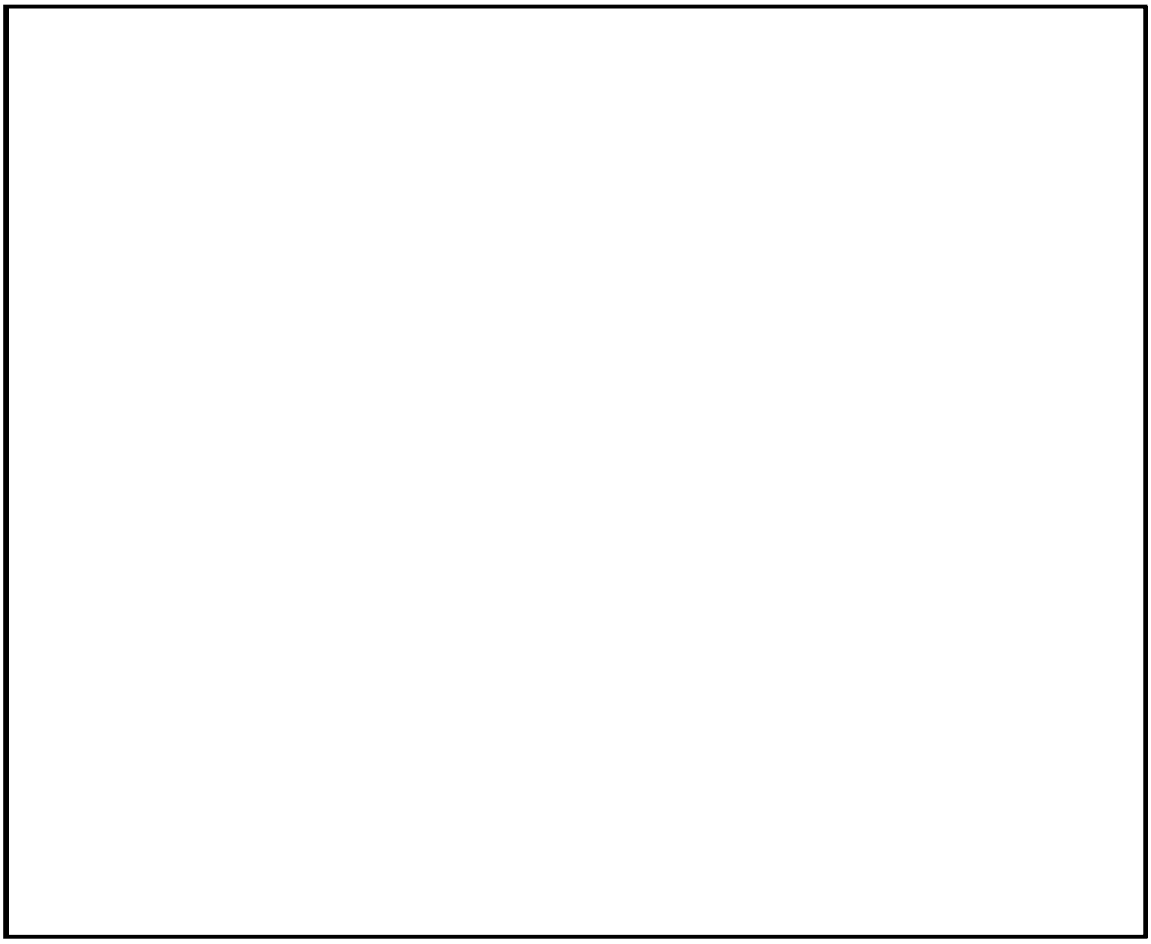

表－２８

操作手順 電源設備の手順

表－２９

操作手順 計装設備の手順

表－３０

操作手順 通信連絡設備の手順

表－３１

操作手順 原子炉格納容器を長期的に安定状態に維持するための手順

添付４　管理区域図

（第１１０条の２および第１１１条関連）

添付４については核物質防護上の理由から

公開しないこととしております。

添付５　保全区域図

（第１１５条関連）

添付５については核物質防護上の理由から

公開しないこととしております。

添付６　長期施設管理方針

（第１２５条の６関連）

３号炉　長期施設管理方針（始期：２０２１年１２月１８日、適用期間：１０年間）

No.	施設管理の項目	実施時期※1
1	原子炉容器胴部（炉心領域部）の中性子照射脆化については、今後の原子炉の運転サイクル・照射量を勘案して第４回監視試験の実施計画を策定する。	中長期
2	原子炉容器等の疲労割れについては、実績過渡回数の確認を継続的に実施し、運転開始後６０年時点の推定過渡回数を上回らないことを確認する。	中長期
3	ステンレス鋼配管溶接部の施工条件に起因する内面からの粒界割れについて、２０２０年８月に確認された「大飯発電所３号炉加圧器スプレイ配管溶接部における有意な指示」を踏まえて実施する知見拡充結果に基づき、第２１保全サイクルまで継続して実施する類似性の高い箇所に対する検査の結果も踏まえて、第２２保全サイクル以降の検査対象および頻度を検討し、供用期間中検査計画に反映を行う。	中長期

※１：実施時期における、中長期とは２０２１年１２月１８日からの１０年間をいう。

４号炉　長期施設管理方針（始期：２０２３年２月２日、適用期間：１０年間）

No.	施設管理の項目	実施時期※1
1	原子炉容器胴部（炉心領域部）の中性子照射脆化については、今後の原子炉の運転サイクル・照射量を勘案して第４回監視試験の実施計画を策定する。	中長期
2	原子炉容器等の疲労割れについては、実績過渡回数の確認を継続的に実施し、運転開始後６０年時点の推定過渡回数を上回らないことを確認する。	中長期
3	ステンレス鋼配管溶接部の施工条件に起因する内面からの粒界割れについて、２０２０年８月に確認された「大飯発電所３号炉加圧器スプレイ配管溶接部における有意な指示」を踏まえて実施する知見拡充結果に基づき、第２０保全サイクルまで継続して実施する類似性の高い箇所に対する検査の結果も踏まえて、第２１保全サイクル以降の検査対象および頻度を検討し、供用期間中検査計画に反映を行う。	中長期

※１：実施時期における、中長期とは２０２３年２月２日からの１０年間をいう。

添付７　管理区域図

（第１７７条の２および第１７８条関連）

添付７については核物質防護上の理由から

公開しないこととしております。

添付８　保全区域図

（第１８２条関連）

添付８については核物質防護上の理由から

公開しないこととしております。